I 基本的考え方

I-1 系統金融の監督に関する基本的考え方【共通】

- (1) 系統金融の監督の目的は、信用秩序の維持、預貯金者保護の確保、金融の円滑を図る観点から、系統金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保することにある。
- (2) 農林水産省及び金融庁としては、明確なルールに基づく透明かつ公正な行政を確立することを基本としている。

このため、監督をはじめ検査・監視を含む各分野において、行政の効率性・実効性の向上を図り、更なるルールの明確化や行政手続き面での整備等を行うこととしている。

また、系統金融機関の経営の透明性を高め、市場規律により経営の自己 規正を促し、預貯金者等の自己責任原則の確立を図るため、系統金融機関 のディスクロージャーをより一層推進することも重要である。

I-2 監督部局の役割と監督事務の基本的考え方

Ⅰ-2-1 監督部局の役割【共通】

系統金融の監督については、他業態金融機関に係る金融監督システムと同様、いわゆる「オンサイト」と「オフサイト」の双方のモニタリング手法から構成されているが、これは、それぞれのモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い監督を実現するためである。行政組織上は、前者を検査部局が、後者を監督部局が担当しているが、両部局が適切な連携の下に、それぞれの機能を的確に発揮することが求められる。

このような枠組みの中で、監督部局の役割は、検査と検査の間の期間においても、継続的に情報の収集・分析を行い、系統金融機関の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、問題が深刻化する以前に改善のための働きかけを行っていくことである。

具体的には、系統金融機関に対して定期的・継続的に経営に関する報告を求める等により、系統金融機関の業務の状況を常に詳細に把握するとともに、系統金融機関から徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行い、経営の健全性の確保等に向けた自主的な取組を早期に促していくことが、監督部局の重要な役割といえる。

監督部局は、他の金融機関との比較分析を通じて、個別の系統金融機関が全体の中でどのような状況に置かれているかを的確に把握し、分析結果の系統金融機関への還元及びヒアリングなどを通じて、問題改善が適切になされるよう図っていくことが重要である。

Ⅰ-2-2 監督事務の基本的考え方【共通】

上記を踏まえると、監督部局による監督事務の基本的考え方は次のとおりである。

(1) 検査部局との適切な連携の確保

監督部局と検査部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を 図り、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合 わせることで、実効性の高い監督を実現することが重要である。このため、 監督部局においては、検査部局との連携について、以下の点に十分留意す ることとする。

- ① 検査を通じて把握された問題点については、監督部局は、問題点の改善状況をフォローアップし、その是正につなげていくよう努めること。また、必要に応じて、行政処分等厳正な監督上の措置を講じること。
- ② 監督部局がオフサイト・モニタリングを通じて把握した問題点については、次回検査においてその活用が図られるよう、検査部局に還元すること。

(2) 系統金融機関との十分な意思疎通の確保

系統金融機関の監督に当たっては、系統金融機関の経営に関する情報を的確に把握・分析し、必要に応じて、適時適切に監督上の対応につなげていくことが重要である。このため、監督部局においては、系統金融機関からの報告に加え、系統金融機関との健全かつ建設的な緊張関係の下で、日頃から十分な意思疎通を図り、積極的に情報収集する必要がある。具体的には、系統金融機関との定期的な面談や意見交換等を通じて、系統金融機関との日常的なコミュニケーションを確保し、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するよう努める必要がある。

(3) 系統金融機関の自主的な努力の尊重

監督当局は、農業者等による協同組織である組合及び組合等の協同組織を基盤とする農中の自己責任原則に則った経営判断を、法令等に基づき検証し、問題の改善を促していく立場にある。

特に、系統金融機関は、協同組織金融機関として、会員・組合員の相互 扶助を目的とした組織であるという特性を有しているほか、再編強化法の 規定に基づき個別の系統金融機関に対して信用事業に関する指導機能を有 する農中が存在するという特色を有している。

系統金融機関の監督に当たっては、系統金融機関固有の特性や特色等とともに、対象系統金融機関の規模・特性等を十分に踏まえ、業務運営についての自主的な努力を尊重するよう努めるものとする。

(4) 効率的・効果的な監督事務の確保

監督部局及び系統金融機関の限られた資源を有効に利用する観点から、 監督事務は、系統金融機関の規模や特性を十分に踏まえ、効率的・効果的 に行われる必要がある。したがって、系統金融機関に報告や資料提出等を 求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定するよう配意するとと もに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については常に点検を行 い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければ ならない。

また、系統金融機関の事務所等に関して、系統金融機関に報告や資料提出等を求める場合には、業務の円滑な遂行に支障が生じないよう、取り扱うサービスや商品などに関する当該事務所等の特性を十分に踏まえることとする。

I-3 監督指針策定の趣旨

Ⅰ-3-1 監督指針策定の経緯【共通】

中小・地域金融機関(注)と同様、系統金融機関についても、各系統金融機関の資産、自己資本、収益力、流動性リスク、市場リスク等従来の早期是正措置及び早期警戒制度が視野に入れていた領域に加え、いわゆるコーポレートガバナンスや経営の質、地域貢献が収益力・財務の健全性に与える影響等の観点も取り入れた、より多面的な評価に基づく総合的な監督体系を確立し、業務改善命令を含め監督上の対応を的確に行うことが重要と考える。このため、「系統金融機関向けの総合的な監督指針」(以下「監督指針」という。)を策定することとしたものである。

(注)中小・地域金融機関については、①金融審議会金融分科会報告「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」(平成15年3月27日)を踏まえ、中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けて、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」が平成15年3月に金融庁により公表され、②上記プログラムにおいて、「平成15年度中を目途に『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』を策定するとともに、ルールの明確化を図る」こととされたところである。これを受け、『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』が平成16年5月に金融庁により策定されたところである。なお、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針においては、上記金融審議会金融分科会報告を踏まえ、中小・地域金融機関を地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合としている。また、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針においては、労働金庫、信用保証協会についても規定されている。

系統金融機関においては、直接には上記プログラムの対象となっていないが、本プログラムを参考にし、これを基本とした対応を図っていくことが必要とされている。

(参考) リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクション プログラム (平成 15 年 3 月 29 日:金融庁、様式・参考資料編 資 料 1)

Ⅰ-3-2 監督指針策定の趣旨【共通】

- (1) 系統金融機関の業務については、
 - ① 地区が限定されるなど、地域や農林水産業に密着した事業展開を行っている
 - ② 組合員又は会員である農林水産業者をはじめ地域の農林水産業に寄与する中小企業等や個人を融資対象としている

等の基本的特性を有しており、系統金融機関として組合員等利用者との間で親密な関係を長く維持することにより利用者に関する情報を蓄積し、この情報を基に貸出等の金融サービスの提供を行う事業展開が行われている。こうした事業展開は、中小・地域金融機関が行う「リレーションシップバンキング(間柄重視の地域密着型金融)」と基本的に同様のものと考えられる。

- (2) 本来、このような事業展開は、農林水産業者や地域農林水産業・地域経済の実態に根差した情報が活用されることで、地域の農林水産業者及び地域の中小企業等(以下「農業者等」という。) への金融の円滑、貸し手・借り手双方の健全性の確保が図られるものであり、これにより、農業者等の再生と地域農林水産業・地域経済の活性化に果たす役割は大きいと考えられる。
- (3) 一方、系統金融機関は、地方経済を取り巻く厳しい環境の下、農業者等や地域農林水産業・地域経済から期待される役割を果たすため、農業者等の取引先や地域への過大なコミットメントコスト(融資費用)を負担することにより、かえって収益力や健全性の低下といった状況を招いている場合がある。このように、系統金融機関の実態は、本来のあり方から乖離している面があり、農業者等のための金融機関としての機能強化を図り、農林水産業や地域の金融ニーズへの一層適切な対応や、持続可能性(サステイナビリティ)の確保を図る必要があると考えられる。

(4) さらに、

- ① 系統金融機関は、市場による経営チェックが行われにくいため、相対 的に経営管理(ガバナンス)が弱いと考えられること
- ② 系統金融機関の経営の健全性が損なわれた過去の事例を見ると、「特定関係者による実質的な経営支配」、「経営トップによる長期・過度なワンマン経営」、「特定大口先の融資拡大」、「体制等が不十分な状況下での有価証券の運用」、「相互牽制体制の欠如」等の弊害が明らかとなっていること

等を踏まえると、系統金融機関自らの取組に加え、経営に対する外部からの規律付けを十分に図っていく必要があり、情報開示等による規律付けと ともに、行政庁による規律付けの必要性も大きいと考えられる。

(5) 以上の点を踏まえれば、これまでの早期是正措置や早期警戒制度が視野に入れている領域にとどまらず、経営管理(ガバナンス)や経営(マネジ

メント)の質、地域農林水産業や農業者等へのコミットメント(地域貢献)が収益力や財務の健全性に与える影響等の観点も取り入れた、より多面的な評価に基づく総合的な監督体系を構築する方向で検討することが必要であると考えられる。

Ⅰ-3-3 監督指針の位置付け【共通】

(1) 監督指針においては、系統金融機関の監督事務に関し、その基本的考え 方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について、従来の信用事業事 務ガイドライン及び農中事務ガイドラインの内容も踏まえ、体系的に整理 した。

なお、監督指針の策定に伴い、信用事業事務ガイドライン及び農中事務ガイドラインは廃止した。

また、

- ① 信連を直接担当する農政局及び財務局
- ② 農協を直接担当する都道府県

等について、その職員の事務の利便に資するよう、必要な情報を極力集約 したオールインワン型の手引書(ハンドブック)として位置付けることと した。

(2) 農政局、財務局及び沖縄総合事務局は監督指針に基づき組合の監督事務を実施するものとする。

また、農林水産省経営局金融調整課及び金融庁監督局総務課協同組織金融室においても同様の取扱いとする。

(3) 農協法第98条の5の規定等により、都道府県が処理することとされている事務については、法定受託事務とされているところである。

監督指針は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく「普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告」等として定めるものであり、各都道府県においては、監督指針に基づく適切な農協監督をしていくことが求められる。

その際、監督指針が、系統金融機関の自主的な努力を尊重しつつ、その 業務の健全かつ適切な運営を確保することを目的とするものであることに かんがみ、監督指針の運用に当たっては、各系統金融機関の個別の状況等 を十分踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮するものとす る。

I-3-4 その他の監督指針等との関係

I-3-4-1 「預貯金等受入系統金融機関に係る検査マニュアル」との 関係【共通】

(1) 「預貯金等受入系統金融機関に係る検査マニュアル」(以下「検査マニュアル」という。)は、検査官が系統金融機関を検査する際に用いる手引

書として位置付けられるものであるが、監督上も有効な着眼点を示すもの となっている。

- (2) 監督部局は、オフサイト・モニタリングを実施しつつ、検査(オンサイト)・監督(オフサイト)で得た情報に基づき必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、系統金融機関の経営の健全性の確保等に向けた自主的な取組を早期に促していくという役割を担っている。また、監督部局は、許認可等の申請に基づく行政処分を行う事務も担当している。したがって、
 - ① 検査マニュアルに加えて、こうした監督事務のための指針・マニュアルが必要となる。
 - ② さらに、明確なルールに基づく透明かつ公正な行政の確立という観点からは、系統金融機関に対して行政処分等の予見可能性についても可能な限り明確化していく必要もある。
- (3) こうしたことから、監督部局の職員(特に都道府県、農政局及び財務局の職員)向けの手引書として、行政処分等の前提となる監督上の評価項目、オフサイト・モニタリングや不利益処分及び申請等に対する行政処分等の事務処理方法、法令等の解釈等について、「監督指針」の形でその留意点等を取りまとめ、公表するものである。

Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目

Ⅱ-1 経営管理(ガバナンス)

Ⅱ-1-1 意義【共通】

系統金融機関の持続可能性を確保し、経営の健全性の維持及びその一層の 向上を図るためには、経営に対する 規律付けが有効に機能し、適切な経営 管理(ガバナンス)が行われることが重要である。

Ⅱ-1-2 主な着眼点【共通】

経営管理が有効に機能するためには、その組織の構成要素がそれぞれ本来求められる役割を果たしていることが前提となる。具体的には、経営管理委員会(経営管理委員設置組合及び農中に限る。以下同じ。)、理事会、監事、監事会(監事会を設置している系統金融機関に限る。以下同じ。)といった機関が経営をチェックできていること、各部門間のけん制や内部監査部門が健全に機能していること等が重要である。また、経営管理委員会会長(経営管理委員会会長に準ずる職を含む。以下同じ。)、経営管理委員、代表理事、理事、監事及びすべての職階における職員が自らの役割を理解し、そのプロセスに十分関与することが必要となる。

また、信用事業の高度な公共性に鑑み、信用維持、預貯金者等の保護及び 金融の円滑化を図るため、系統金融機関の業務の健全かつ適切な運営を求め ていることを踏まえ、常務に従事する理事(農中については理事及び監事) には、その資質について極めて高いものが求められる。

経営管理態勢のモニタリングに当たっては、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。なお、検証に当たっては、系統金融機関についてこれまで経営の健全性が損なわれた事例の一部を見ると、「特定関係者による実質的な経営支配」、「経営トップによる長期・過度なワンマン経営」、「非農林水産業向けの特定大口先の融資拡大」、「体制等が不十分な状況下での有価証券の運用」、「相互けん制体制の欠如」等の弊害が明らかになっていることに留意するものとする。

Ⅱ-1-2-1 組合に係る主な着眼点【組合】

- (1) 経営管理委員会会長
 - ① 経営管理委員会会長は、法令等遵守を経営上の重要課題の一つとして 位置付け、代表理事の法令等遵守体制の構築への取組について適切に監 視しているか。また、法令等遵守態勢の構築のための指示等を行ってい るか。
 - ② 経営管理委員会会長は、リスク管理部門を軽視することが収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。
 - ③ 経営管理委員会会長は、代表理事に対し、財務情報その他の組織情報を適正かつ適時に開示するための内部管理態勢の構築のための指示等を行っているか。

- ④ 経営管理委員会会長は、内部監査の重要性を認識し、代表理事に対し、 内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分 発揮できる態勢を構築(内部監査部門の独立性の確保を含む。)するよう 指示等を行い、定期的にその有効性を検証しているか。また、内部監査 態勢に関し、監事監査又は行政検査等で指摘された問題点を踏まえ、代 表理事に実効性ある態勢整備に積極的に取り組ませているか。また、代 表理事から内部監査の結果等について速やかに報告を受け、その結果等 に対し適切な措置を講ずるべく指示等を行っているか。
- ⑤ 経営管理委員会会長は、監事監査の重要性及び有用性を十分認識し、 監事監査の有効性確保のための環境整備が重要であることを認識してい るか。
- ⑥ 経営管理委員会会長は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、系統金融機関に対する公共の信頼を維持し、系統金融機関の業務の適切性及び健全性のため不可欠であることを十分認識し、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下Ⅱ-1-2において「政府指針」という。)の内容を踏まえて経営管理委員会で決定された基本方針を明確に示し、代表理事とともに、組織内外に宣言しているか。

また、経営管理委員会会長は、代表理事に対し、組織内外に宣言した 基本方針を実現するための組織内体制の整備、職員の安全確保等の必要 な態勢を構築するよう指示等を行い、定期的にその有効性を検証してい るか。

(2) 代表理事

- ① 法令等遵守を経営上の重要課題の一つとして位置付け、代表理事が率 先して法令等遵守態勢の構築に取り組んでいるか。
- ② 代表理事は、リスク管理部門を軽視することが収益に重大な影響を与 えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。
- ③ 代表理事は、財務情報その他の組織情報を適正かつ適時に開示するための内部管理態勢を構築しているか。
- ④ 代表理事は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる態勢を構築(内部監査部門の独立性の確保を含む。)し、定期的にその有効性を検証しているか。また、内部監査態勢に関し、監事監査又は行政検査等で指摘された問題点を踏まえ、実効性ある態勢整備に積極的に取り組んでいるか。さらに、内部監査の結果等については速やかに適切な措置を講じているか。
- ⑤ 代表理事は、監事監査の重要性及び有用性を十分認識し、監事監査の 有効性確保のための環境整備が重要であることを認識しているか。
- ⑥ 経営管理委員会を置く組合において、代表理事は、経営管理委員会で 決定された経営方針に沿った業務の執行を適切に行っているか。
- ⑦ 代表理事は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除して

いくことが、系統金融機関に対する公共の信頼を維持し、系統金融機関の業務の適切性及び健全性のため不可欠であることを十分認識し、政府指針の内容を踏まえて経営管理委員会で決定された基本方針を明確に示し、組織内外に宣言しているか。(経営管理委員未設置組合の場合は、理事会で決定された基本方針を明確に示し、組織内外に宣言しているか。)

また、代表理事は、組織内外に宣言した基本方針を実現するための組織内体制の整備、職員の安全確保等の必要な態勢を構築するとともに、定期的にその有効性を検証しているか。

- (3) 経営管理委員及び経営管理委員会、理事及び理事会並びに役員推薦会議
 - ① 経営管理委員設置組合
 - ア 経営管理委員は、経営管理委員会会長の独断専行をけん制・抑止し、 経営管理委員会における業務の基本方針等の意思決定及び理事の業務 執行の監督に積極的に参加しているか。

また、理事は、代表理事の独断専行をけん制・抑止し、理事会における業務執行の意思決定及び理事の業務執行の監督に積極的に参加しているか。

- イ 経営管理委員会及び理事会は、例えば、法令等遵守やリスク管理等 に関する経営上の重要な意思決定・経営判断に際し、必要に応じ、外 部の有識者の助言、外部の有識者を委員とする任意の委員会等を活用 するなど、その妥当性・公正性を客観的に確保するための方策を講じ ているか。
- ウ 経営管理委員会は、組合が目指すべき全体像等に基づいた業務の基本方針を明確に定めているか。

また、理事会はその基本方針に沿った業務を執行するための方針(以下「業務執行方針」という。)を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。

さらに、経営管理委員会及び理事会は、その達成度合いを定期的に 検証し、必要に応じ、見直し又は見直しの指示を行っているか。

- エ 経営管理委員及び経営管理委員会並びに理事及び理事会は、法令等 遵守に関し、誠実に、かつ率先垂範して取り組み、組織全体における 内部管理態勢の確立のため適切に機能を発揮しているか。
- オ 経営管理委員会及び理事会は、リスク管理部門を軽視することが事業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。

特に担当理事は、リスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、 各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法について深い認識と 理解を有しているか。

カ 理事会は、戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定め、組織内に周知しているか。また、リスク管理の方針を定期的又は必要に 応じ、随時見直しているか。

さらに、経営管理委員会及び理事会は、定期的にリスクの状況の報

告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握したリスク情報を業務の 執行及び管理体制の整備等に活用しているか。

- キ 理事会は、あらゆる職階における職員に対し経営管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成するとともに、適切かつ有効な経営管理を検証し、その構築を図っているか。
- ク 経営管理委員会及び理事会は内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる態勢を構築(内部監査部門の独立性の確保を含む。)し、定期的にその有効性を検証しているか。また、内部監査態勢に関し、監事監査又は行政検査等で指摘された問題点を踏まえ、実効性ある態勢整備に積極的に取り組んでいるか。また、被監査部門等におけるリスク管理の状況等を踏まえた上で、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。さらに、内部監査の結果等については速やかに適切な措置を講じているか。
- ケ 経営管理委員及び理事は、監事監査の重要性及び有用性を十分認識 し、監事監査の有効性確保のための環境整備が重要であることを認識 しているか。
- コ 監事の選出を選任で行う組合における役員推薦会議は、監事を推薦するに際し、監事としての独立性・適格性等を慎重に検討しているか。 特に、員外監事の設置が義務付けられている組合における役員推薦会議の構成員は、員外監事が監査体制の中立性・独立性を一層高める観点からその設置が義務付けられている趣旨を認識しているか。

また、経営管理委員及び理事は、員外監事が適切な判断をし得るよう、例えば、情報提供を継続的に行う等、何らかの枠組みを設けているか。

- サ 経営管理委員及び理事は、法令等遵守態勢、リスク管理態勢及び財 務報告態勢等の内部管理態勢(いわゆる内部統制システム)を構築す ることが、自身の善管注意義務及び忠実義務の内容を構成することを 理解し、その義務を適切に果たそうとしているか。
- シ 経営管理委員会は、金融業務について専門的知見を有し、経営管理 の適時、適切な対応等を行うことができる者を理事(信連においては 理事の全員、農協においては信用事業を専任で担当する常勤の理事の 1人以上をいう。)に任命しているか。
- ス 経営管理委員会は、政府指針を踏まえた基本方針を決定し、それを 実現するための体制を理事会に整備させるとともに、定期的にその有 効性を検証するなど、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的 勢力による被害の防止を内部統制システムに明確に位置付けているか。
- セ 理事についての経営管理委員会における選任プロセス等においては、 その適格性について、「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行するこ とができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば 以下のような要素が適切に勘案されているか。
 - a 経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及 び経験

農協法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、信用事業その他の事業の健全かつ適切な運営に必要となるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験、その他組合の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有しているか。

- b 十分な社会的信用
 - (a) 反社会的行為に関与したことがないか。
 - (b) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(過去に暴力団員であった者を含む。 以下「暴力団員」という。)ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。
 - (c) 金融商品取引法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられたことがないか。
 - (d) 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。) に処せられたことがないか。
 - (e) 過去において、所属した法人等又は現在所属する法人等が 行政庁より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令、 又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けて おり、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者と して又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大 な過失(一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態に ありながら特に甚だしい不注意ないし注意義務違反)により これを生ぜしめたことがないか。
 - (f) 過去において、行政庁より役員等の解任命令を受けたこと がないか。
 - (g) 過去において、金融機関等の破綻時に、役員として、その 原因となったことがないか。
 - (h) 上記のほか社会通念に照らし、「十分な社会的信用」を有しているとは認められない事由はないか。

② 経営管理委員未設置組合

- ア 理事は、業務執行にあたる代表理事等の独断専行をけん制・抑止し、 理事会における業務執行の意思決定及び理事の業務執行の監督に積極 的に参加しているか。
- イ 理事会は、例えば、法令等遵守やリスク管理等に関する経営上の重要な意思決定・経営判断に際し、必要に応じ、外部の有識者の助言、外部の有識者を委員とする任意の委員会等を活用するなど、その妥当性・公正性を客観的に確保するための方策を講じているか。
- ウ 理事会は、農協が目指すべき全体像等に基づいた業務執行方針を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。また、その達成度合い を定期的に検証し必要に応じ、見直しを行っているか。
- エ 理事及び理事会は、法令等遵守に関し、誠実に、かつ率先垂範して

取り組み、組織全体における内部管理態勢の確立のため適切に機能を 発揮しているか。

オ 理事会は、リスク管理部門を軽視することが事業収益に重大な影響 を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。

特に担当理事は、リスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、 各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法について深い認識と 理解を有しているか。

- カ 理事会は、戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定め、組織内に周知しているか。また、リスク管理の方針を定期的又は必要に応じ、随時見直しているか。さらに、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握したリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。
- キ 理事会は、あらゆる職階における職員に対し経営管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成するとともに、適切かつ有効な経営管理を検証し、その構築を図っているか。
- ク 理事会は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる態勢を構築(内部監査部門の独立性の確保を含む。)し、定期的にその有効性を検証しているか。また、内部監査態勢に関し、監事監査又は行政検査等で指摘された問題点を踏まえ、実効性ある態勢整備に積極的に取り組んでいるか。また、被監査部門等におけるリスク管理の状況等を踏まえた上で、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。さらに、内部監査の結果等については速やかに適切な措置を講じているか。
- ケ 理事は、監事監査の重要性及び有用性を十分認識し、監事監査の有 効性確保のための環境整備が重要であることを認識しているか。
- コ 監事の選出を選任で行う組合における役員推薦会議は、監事を推薦するに際し、監事としての独立性・適格性等を慎重に検討しているか。 特に、員外監事の設置が義務付けられている組合における役員推薦会議の構成員は、員外監事が監査体制の中立性・独立性を一層高める観点からその設置が義務付けられている趣旨を認識しているか。

また、理事は、員外監事が適切な判断をし得るよう、例えば、情報 提供を継続的に行う等、何らかの枠組みを設けているか。

- サ 理事は、法令等遵守態勢、リスク管理態勢及び財務報告態勢等の内 部管理態勢(いわゆる内部統制システム)を構築することが、自身の 善管注意義務及び忠実義務の内容を構成することを理解し、その義務 を適切に果たそうとしているか。
- シ 理事会は、政府指針を踏まえた基本方針を決定し、それを実現する ための体制を整備するとともに、定期的にその有効性を検証するなど、 法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止 を内部統制システムに明確に位置付けているか。
- ス 常務に従事する理事についての理事会における選任プロセス等においては、その適格性について、「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂

行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、 例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。

a 経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及 び経験

農協法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、信用事業その他の事業の健全かつ適切な運営に必要となるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験、その他農協の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有しているか。

- b 十分な社会的信用
 - (a) 反社会的行為に関与したことがないか。
 - (b) 暴力団員ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。
 - (c) 金融商品取引法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられたことがないか。
 - (d) 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。) に処せられたことがないか。
 - (e) 過去において、所属した法人等又は現在所属する法人等が 行政庁より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令、 又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けて おり、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者と して又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大 な過失(一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態に ありながら特に甚だしい不注意ないし注意義務違反)により これを生ぜしめたことがないか。
 - (f) 過去において、行政庁より役員等の解任命令を受けたこと がないか。
 - (g) 過去において、金融機関等の破綻時に、役員として、その 原因となったことがないか。
 - (h) 上記のほか社会通念に照らし、「十分な社会的信用」を有しているとは認められない事由はないか。

(4) 監事及び監事会

- ① 監事及び監事会は、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。
- ② 監事及び監事会は、独立の機関として経営管理委員及び理事の職務執行を監査することにより、組合の健全で持続的な成長を確保することが基本責務であることを認識し、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を的確に実施し必要な措置を適時に講じているか。
- ③ 監事及び監事会は、監査の実効性を高め監査職務を円滑に遂行するた

め、監事の職務遂行を補助する体制等を確保し有効に活用しているか。

- ④ 監事会を設けている場合であっても、各監事は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。特に、員外監事の設置を義務付けられている組合にあっては、員外監事が監査体制の中立性・独立性を一層高める観点からその設置が義務付けられていることを自覚し、客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、監査を実施しているか。また、常勤監事の設置が義務付けられている組合にあっては、常勤監事の常勤者としての特性を踏まえ、監査環境の整備及び情報収集に積極的に努めるなど、組合内の経営管理態勢及びその運用状況を日常的に監視・検証しているか。
- ⑤ 監事は業務監査の職責を担っていることから、経営管理委員及び理事が内部管理態勢(いわゆる内部統制システム)の構築のための義務を適切に果たしているかを監査する職務を担っており、この職務を果たすことが、自身の善管注意義務及び忠実義務の内容を構成することを理解し、その義務を適切に果たそうとしているか。
- (5) 管理者(参事及び支所(店)長と同等以上の職責を負う上級管理者)
 - ① 管理者は、リスクの所在、リスクの種類及びリスク管理手法を十分に 理解した上で、リスク管理の方針に沿って、リスクの種類に応じた測定・ モニタリング・管理など、適切なリスク管理を実行しているか。
 - ② 管理者は、理事会等で定められた方針に基づき、相互けん制機能を発揮させるための施策を実施しているか。

(6) 内部監査部門

- ① 内部監査部門は、被監査部門に対して十分けん制機能が働くよう独立 する一方、被監査部門の業務状況等に関する重要な情報を適時収集する 態勢・能力を有し、組合を取り巻く環境や業務状況に的確に対応した、 実効性ある内部監査が実施できる体制となっているか。
- ② 内部監査部門は、被監査部門におけるリスク管理状況等を把握した上、 リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度に配慮した効率的かつ実効性 ある内部監査計画を立案し、状況に応じて適切に見直すとともに、内部 監査計画に基づき効率的で実効性ある内部監査を実施しているか。
- ③ 内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく経 営管理委員会、代表理事及び理事会に報告しているか。また、内部監査 部門は、指摘事項の改善状況を的確に把握しているか。

(7) 外部監査の活用

- ① 実効性ある外部監査が組合の業務の健全かつ適切な運営の確保に不可 欠であることを十分認識し、有効に活用しているか。
- ② 外部監査が有効に機能しているかを定期的に検証するとともに、外部監査の結果等について適切な措置を講じているか。
- ③ 外部監査を活用している組合にあっては、関与公認会計士の監査継続

年数等、適切に取り扱われているか。

(8) 監査機能の連携

外部監査機能と内部監査部門又は監事・監事会の連携が有効に機能しているか。

Ⅱ-1-2-2 農中に係る主な着眼点【農中】

(1) 代表理事

- ① 法令等遵守を経営上の重要課題の一つとして位置付け、代表理事が率 先して法令等遵守態勢の構築に取り組んでいるか。
- ② 代表理事は、リスク管理部門を軽視することが収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。
- ③ 代表理事は、財務情報その他の組織情報を適正かつ適時に開示するための内部管理態勢を構築しているか。
- ④ 代表理事は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる態勢を構築(内部監査部門の独立性の確保を含む。)し、定期的にその有効性を検証しているか。また、内部監査態勢に関し、監事監査又は行政検査等で指摘された問題点を踏まえ、実効性ある態勢整備に積極的に取り組んでいるか。さらに、内部監査の結果等については速やかに適切な措置を講じているか。
- ⑤ 代表理事は、監事監査の重要性及び有用性を十分認識し、監事監査の 有効性確保のための環境整備が重要であることを認識しているか。
- ⑥ 代表理事は、経営管理委員会及び理事会で決定された経営方針に沿った業務の執行を適切に行っているか。
- ⑦ 代表理事は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、系統金融機関に対する公共の信頼を維持し、系統金融機関の業務の適切性及び健全性のため不可欠であることを十分認識し、政府指針の内容を踏まえた基本方針を明確に示し、組織内外に宣言しているか。

また、代表理事は、組織内外に宣言した基本方針を実現するための組織内体制の整備、職員の安全確保等の必要な態勢を構築するとともに、 定期的にその有効性を検証しているか。

- (2) 経営管理委員及び経営管理委員会、理事及び理事会並びに役員推薦委員会
 - ① 経営管理委員は、経営管理委員会会長の独断専行をけん制・抑止し、 経営管理委員会における業務の基本方針等の意思決定及び理事の業務執 行の監督に積極的に参加しているか。

また、理事は、代表理事等の独断専行をけん制・抑止し、理事会における業務執行の意思決定及び理事の業務執行の監督に積極的に参加しているか。

- ② 経営管理委員会及び理事会は、例えば、法令等遵守やリスク管理等に 関する経営上の重要な意思決定・経営判断に際し、必要に応じ、外部の 有識者の助言、外部の有識者を委員とする任意の委員会等を活用するな ど、その妥当性・公正性を客観的に確保するための方策を講じているか。
- ③ 経営管理委員会は、農中が目指すべき全体像等に基づいた経営方針を明確に定めているか。

また、理事会はその基本方針に沿った業務執行の計画を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。

さらに、経営管理委員会及び理事会は、その達成度合いを定期的に検 証し必要に応じ、見直し又は見直しの指示を行っているか。

- ④ 経営管理委員及び経営管理委員会並びに理事及び理事会は、法令等遵守に関し、誠実に、かつ率先垂範して取り組み、組織全体における内部管理態勢の確立のため適切に機能を発揮しているか。
- ⑤ 経営管理委員会及び理事会は、リスク管理部門を軽視することが事業 収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視し ているか。

特に担当理事は、リスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法について深い認識と理解を有しているか。

- ⑥ 理事会は、戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定め、組織内に周知しているか。また、リスク管理の方針を定期的又は必要に応じ、随時見直しているか。さらに、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握したリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。
- ⑦ 理事会は、あらゆる職階における職員に対し経営管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成するとともに、適切かつ有効な経営管理を検証し、その構築を図っているか。
- ⑧ 理事会は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる態勢を構築(内部監査部門の独立性の確保を含む。)し、定期的にその有効性を検証しているか。また、内部監査態勢に関し、監事監査又は行政検査等で指摘された問題点を踏まえ、実効性ある態勢整備に積極的に取り組んでいるか。また、被監査部門等におけるリスク管理の状況等を踏まえた上で、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。また、内部監査の結果等については速やかに適切な措置を講じているか。

さらに、経営管理委員会は、内部監査の重要性を認識し、定期的にその執行状況を確認するとともに、必要に応じ、その機能構築、内部監査の結果等への適切な措置等のための指示等を行っているか。

- ⑨ 経営管理委員及び理事は、監事監査の重要性及び有用性を十分認識し、 監事監査の有効性確保のための環境整備が重要であることを認識してい るか。
- ⑩ 監事の選任に当たり推薦を行う役員推薦委員会は、監事としての独立性・適格性等を慎重に検討しているか。

特に、役員推薦委員は、員外監事が監査体制の中立性・独立性を一層 高める観点からその選任が義務付けられている趣旨を認識しているか。 また、経営管理委員及び理事は、員外監事が適切な判断をし得るよう、 例えば、情報提供を継続的に行う等、何らかの枠組みを設けているか。

- ① 経営管理委員及び理事は、法令等遵守態勢、リスク管理態勢及び財務報告態勢等の内部管理態勢(いわゆる内部統制システム)を構築することが、自身の善管注意義務及び忠実義務の内容を構成することを理解し、その義務を適切に果たそうとしているか。
- ② 経営管理委員会は、金融業務について専門的知見を有し、経営管理の 適時、適切な対応等を行うことができる者を理事に任命しているか。
- ③ 経営管理委員会及び理事会は、業務の適切性を確保するために必要な 法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を 内部統制システムに明確に位置付けているか。
- ④ 理事についての経営管理委員会における選任プロセス等においては、 その適格性について、「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行すること ができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下 のような要素が適切に勘案されているか。
 - ア 経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び 経験

農中法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、業務の健全かつ適切な運営に必要となるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験、その他農中の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有しているか。

イ 十分な社会的信用

- a 反社会的行為に関与したことがないか。
- b 暴力団員ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。
- c 金融商品取引法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられたことがないか。
- d 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処 せられたことがないか。
- e 過去において、所属した法人等又は現在所属する法人等が行政庁より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令、又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失(一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態にありながら特に甚だしい不注意ないし注意義務違反)によりこれを生ぜしめたことがないか。
- f 過去において、行政庁より役員等の解任命令を受けたことがないか。
- g 過去において、金融機関等の破綻時に、役員として、その原因と

なったことがないか。

h 上記のほか社会通念に照らし、「十分な社会的信用」を有している とは認められない事由はないか。

(3) 監事及び監事会

- ① 監事及び監事会は、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。
- ② 監事及び監事会は、独立の機関として経営管理委員及び理事の職務執行を監査することにより、農中の健全で持続的な成長を確保することが基本責務であることを認識し、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を的確に実施し必要な措置を適時に講じているか。
- ③ 監事及び監事会は、監査の実効性を高め監査職務を円滑に遂行するため、監事の職務遂行を補助する体制等を確保し有効に活用しているか。
- ④ 各監事は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任 に基づき積極的な監査を実施しているか。

特に、員外監事は、監査体制の中立性・独立性を一層高める観点から その選任が義務付けられていることを自覚し、客観的に監査意見を表明 することが特に期待されていることを認識し、監査を実施しているか。

また、常勤監事は、常勤者としての特性を踏まえ、監査環境の整備及び情報収集に積極的に努めるなど、組織内の経営管理態勢及びその運用状況を日常的に監視・検証しているか。

⑤ 監事会は、経営管理委員会が総会又は総代会に提出する監事の選任議 案について、同意の審議に際し、その独立性・適格性等を慎重に検討し ているか。

特に、員外監事については、農中との人的関係、資本的関係又は取引 関係その他の利害関係を検証しているか。

- ⑥ 監事は業務監査の職責を担っていることから、経営管理委員及び理事が内部管理態勢(いわゆる内部統制システム)の構築のための義務を適切に果たしているかを監査する職務を担っており、この職務を果たすことが、自身の善管注意義務の内容を構成することを理解し、その義務を適切に果たそうとしているか。
- ⑦ 農中の監事の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、農中法第24条に掲げる「理事及び経営管理委員の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。
 - ア 農中の理事及び経営管理委員の職務の執行の監査を的確、公正かつ 効率的に遂行することができる知識及び経験

独任制の機関として自己の責任に基づき積極的な監査を実施するに 足る知識・経験、その他独立の立場から理事及び経営管理委員の職務 の執行を監督することにより、農中の健全かつ適切な運営を確保する ための知識・経験を有しているか。

イ 十分な社会的信用

- a 反社会的行為に関与したことがないか。
- b 暴力団員ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。
- c 金融商品取引法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられたことがないか。
- d 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処 せられたことがないか。
- e 過去において、所属した法人等又は現在所属する法人等が行政庁より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令、又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失(一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態にありながら特に甚だしい不注意)によりこれを生ぜしめたことがないか。
- f 過去において、行政庁より役員等の解任命令を受けたことがないか。
- g 過去において、金融機関等の破綻時に、役員として、その原因と なったことがないか。
- h 上記のほか社会通念に照らし、「十分な社会的信用」を有している とは認められない事由はないか。
- (参考)「監査役監査基準」(公益社団法人日本監査役協会 平成 23 年 3 月 10 日改正)
- (4) 管理者(支店(事務所)長と同等以上の職責を負う上級管理者)
 - ① 管理者は、リスクの所在、リスクの種類及びリスク管理手法を十分に 理解した上で、リスク管理の方針に沿って、リスクの種類に応じた測定・ モニタリング・管理など、適切なリスク管理を実行しているか。
 - ② 管理者は、理事会等で定められた方針に基づき、相互けん制機能を発揮させるための施策を実施しているか。

(5) 内部監查部門

- ① 内部監査部門は、被監査部門に対して十分けん制機能が働くよう独立 する一方、被監査部門の業務状況等に関する重要な情報を適時収集する 態勢・能力を有し、農中を取り巻く環境や業務状況に的確に対応した、 実効性ある内部監査が実施できる体制となっているか。
- ② 内部監査部門は、被監査部門におけるリスク管理状況等を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案し、状況に応じて適切に見直すとともに、内部監査計画に基づき効率的で実効性ある内部監査を実施しているか。
- ③ 内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく代

表理事及び理事会並びに必要に応じて経営管理委員会に報告しているか。 また、指摘事項の改善状況を的確に把握しているか。

(6) 外部監査の活用

- ① 実効性ある外部監査が農中の業務の健全かつ適切な運営の確保に不可欠であることを十分認識し、有効に活用されているか。
- ② 外部監査が有効に機能しているかを定期的に検証するとともに、外部 監査の結果等について適切な措置を講じているか。
- ③ 関与公認会計士の監査継続年数等、適切に取り扱われているか。

(7) 監査機能の連携

外部監査機能と内部監査部門又は監事・監事会の連携が有効に機能しているか。

(参考)

経営管理態勢に関する監督に当たっての着眼点については、以下が参考 となる。

- ① 「系統金融検査マニュアル(預貯金等受入系統金融機関に係る検査マニュアル)」(平成11年12月:農林水産省・金融庁)
- ② 「金融検査マニュアル (預金等受入金融機関に係る検査マニュアル)」 (平成11年7月:金融庁)
- ③ 「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク」(1998年9月:バーゼル銀行監督委員会)
- ④ 「銀行組織にとってのコーポレート・ガバナンスの強化」(1999 年 9 月: バーゼル銀行監督委員会)
- ⑤ 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)

Ⅱ-1-3 監督手法【共通】

下記のヒアリング及び通常の監督事務等を通じて、経営管理態勢について 検証することとする。

なお、系統金融機関の特性を踏まえ、以下の点についてもヒアリングを実施し、経営管理態勢の向上に向けた取組等を促すこととする。

(1) オフサイト・モニタリング

- ① 総合的なヒアリング (Ⅲ-1-1-2(2)①参照) 総合的なヒアリングにおいて、経営上の課題、経営戦略及びその諸リスク、経営管理委員会、理事会、監事・監事会の機能発揮の状況等に関しヒアリングを行うこととする。
- ② トップヒアリング (Ⅲ-1-1-2(2)②参照) トップヒアリングにおいて、系統金融機関の経営者に対し、経営戦略 及び経営方針、リスク管理に関する認識等につきヒアリングを行うこと

とする。

③ 内部監査ヒアリング等(Ⅲ-1-1-2(2)③参照)内部監査ヒアリングにおいて、系統金融機関の内部監査部門に対し、内部監査の体制、監査計画の立案状況、内部監査の実施状況、問題点の

内部監査の体制、監査計画の立案状況、内部監査の実施状況、問題点 是正状況及び今後の課題等につきヒアリングを行うこととする。

また、特に必要があると認められる場合には、系統金融機関の監事及び会計監査人に対してもヒアリングを実施することとする。

- ④ 総代会の機能向上に向けた取組状況ヒアリング 総代会制を採る系統金融機関における総代会の運営方針等に関しては、 透明性の向上に向けた取組状況等について、定期的なヒアリングで確認 を行うものとする。
- ⑤ 農協系統組織内の指導機関へのヒアリング 農協に対する監督に当たっては、必要に応じ、農中又は信連に対し、 信連に対する監督に当たっては、必要に応じ、農中に対してもヒアリン グを行うよう努めるものとする。
- (2) 通常の監督事務を通じた経営管理態勢の検証
 - ① 経営管理態勢については、上記(1)①から⑤のヒアリングに加え、例えば、認可等審査、検査結果通知のフォローアップ、不祥事件等届出書(農中においては、役員及び会計監査人の選任・退任届出を含む。)の受理、早期警戒制度、早期是正措置などの通常の監督事務を通じても、その有効性について検証することとする。
 - ② 特に、内部管理態勢等に問題があると認められ、農協法第93条又は農中法第83条に基づき改善対応策の報告を求めた場合や、特に重大な問題が認められ、農協法第94条の2又は農中法第85条に基づく業務改善計画の提出を求めた場合には、問題の発生原因分析を踏まえ、必要に応じ、経営管理機能が適切に発揮される態勢となっている改善対応策又は業務改善計画となっているかどうかについても検証することとする。

Ⅱ-1-4 監督上の対応【共通】

- (1) 上記のオフサイト・モニタリング及び通常の監督事務を通じた検証の結果、経営管理態勢の有効性等に疑義が生じた場合には、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には農協法第93条又は農中法第83条に基づき報告を求めることを通じて、経営管理態勢の着実な改善を促すものとする。
- (2) また、役員が重大な法令違反等の社会的な信用を失墜する行為を行った場合、業務改善命令を受けたにもかかわらず経営管理に問題があり改善の実施状況が芳しくない場合、異なる事由で多数の業務改善命令を受けている場合等、経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合には、農協法第94条の2又は農中法第85条に基づき経営管理態勢の確立を求める業務改善命令を発出し、状況に応じ、例えば、①内部監査機能等の相互けん

制機能の強化、②外部の専門家等を登用した監視態勢の構築、③経営管理 委員未設置組合にあっては、経営管理委員会制度への移行の検討等を求め るものとする。

- (3) 常務に従事する理事(農中については理事及び監事)が、監督指針 II 1 2 1 (3)①セ、II 1 2 1 (3)②ス、II 1 2 2 (2)④及び II 1 2 2 (3)①に掲げる勘案すべき要素に照らし不適格と認められる場合、又はその選任議案の決定若しくは選任に当たり、十分な要素が勘案されていないと認められる場合であって、信用事業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認められるときは、理事(農中については理事及び監事)の適格性や経営管理の遂行状況、それらについての系統金融機関の認識、及び理事(農中については理事及び監事)の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には、農協法第93条又は農中法第83条に基づき報告を求めるものとする。また、報告徴求の結果、経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合で、自主的な改善努力に委ねたのでは、系統金融機関の業務の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがあると認められる場合には、農協法第94条の2又は農中法第85条に基づき業務改善命令を発出するものとする。
 - (注)監督指針 $\Pi 1 2 1$ (3) ①セ、 $\Pi 1 2 1$ (3) ②ス、 $\Pi 1 2 2$ (2) ⑭及び $\Pi 1 2 2$ (3) ⑦に掲げる理事(農中については理事及び監事)の知識・経験及び社会的信用に係る着眼点は、各系統金融機関の理事(農中については理事及び監事)の選任プロセス等における自主的な取組を基本としつつ、その過程において適格性が適切に判断されているかどうかを当局が確認するための事項の例示であり、また、特定の事項への該当をもって直ちにその適格性を判断するためのものではない。理事(農中については理事及び監事)の選任議案の決定に当たっては、まずは系統金融機関自身がその責任において、上記着眼点も踏まえつつ、その時々の時点における理事(農中については理事及び監事)個人の資質を総合的に勘案して適切に判断すべきものであることに留意する必要がある。
- (4) 系統金融機関が法令、定款若しくは法令に基づく行政処分に違反したとき又は公益を害する行為をしたときで、常務に従事する理事(農中については理事及び監事)の適格性の不備にその主たる原因があると認められているとき、農中の会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったことにその主たる原因があると認められるときなどの場合には、農協法第95条第2項に基づき役員の改選若しくは農中法第86条に基づき理事、監事及び会計監査人の解任を命ずることを検討するものとする。

Ⅱ-2 財務の健全性等

Ⅱ-2-1 自己資本(早期是正措置)

Ⅱ-2-1-1 意義【共通】

系統金融機関は、預貯金者等の信認を確保するため、自己資本の充実を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することは極めて重要である。財務内容の改善が必要とされる系統金融機関にあっては、自己責任原則に基づき主体的に改善を図ることが求められるが、行政としても、それを補完する役割を果たすものとして、系統金融機関の財務の健全性を確保するため、自己資本比率、及びレバレッジ比率(農中に限る。以下同じ。)という客観的な基準を用い、必要な是正措置命令を迅速かつ適切に発動していくことで、系統金融機関の経営の早期是正を促していく必要がある。

Ⅱ-2-1-2 監督手法・対応

$\Pi - 2 - 1 - 2 - 1$ 組合【組合】

農協法区分命令において具体的な措置内容等を規定する早期是正措置について、以下のとおり運用することとする。

(1) 命令発動の前提となる自己資本比率

農協法区分命令第1条第1項及び第2項並びに第3条第1項及び第2項の表の区分(以下II-2-1-2-1において「組合の自己資本区分」という。)に係る自己資本比率は、次の自己資本比率によるものとする。

- ① 業務報告書により報告された自己資本比率(信連の場合は、決算速報を含む。)
- ② ①が報告された時期以外に、行政庁の検査結果等を踏まえた当該組合と監査法人等との協議の後、当該組合から報告された自己資本比率

(2) 組合の自己資本区分に基づく命令

① 第1区分の命令、第2区分の命令及び信連における第2区分の2の命令の相違

第1区分の「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画(信連においては、原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。)の提出の求め及びその実行の命令」は、経営の健全性が確保されている基準として自己資本比率4%以上の水準の達成を着実に図るためのものである。したがって、計画全体として経営の健全性が確保されるものであることを重視し、その実行に当たっては、基本的に組合の自主性を尊重することとする。

第2区分の「次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令」は、自己資本比率が、経営の健全性を確保する水準をかなり下回っており、これを早期に改善するためのものである。したがって、個々の措置は、当該組合の経営実態を踏まえたものにする必要があることから当該組合の意見は踏まえるものの、行政庁の判断によって措置内容を定めることとする。

なお、組合が当該措置を実行するに当たっては、基本的に個々の措置 ごとに命令を達成する必要がある。

信連における第2区分の2の「自己資本の充実、大幅な業務の縮小又は農協法第10条第1項第3号に掲げる事業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実行することの命令」は、自己資本の充実の状況が特に著しい過少資本の状況にある信連に対し、これを速やかに改善するか、信連業務の継続を断念するかを迫るものである。

② 第1区分に係る改善計画の内容

「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画」とは、 当該改善計画を実行することにより、原則として1年以内に自己資本比率が4%以上の水準を達成する内容の計画とする。

③ 第2区分に係る措置の内容

「自己資本の充実に資する措置」とは、自己資本比率が、原則として 1年以内に少なくとも2%以上の水準を達成するための措置とする。

④ 第2区分の2に係る措置の内容

「自己資本の充実、大幅な業務の縮小又は農協法第10条第1項第3号に掲げる事業の廃止等の措置のいずれか」のうち、当該信連が農協法第10条第1項第3号に掲げる事業の廃止以外の措置を選択した場合にあっては、自己資本比率が、原則として1年以内に少なくとも2%以上の水準を達成するための措置とする。

(3) 改善までの期間

自己資本比率を改善するための所要期間については(2)の②から④を目途とするが、組合が策定する経営改善のための計画等が、当該組合に対する貯金者、出資者等の信認を維持・回復するために十分なものでなければならないことはいうまでもない。したがって、貯金者、出資者等の信認を早急に回復する必要があるため、上記の期間を大幅に縮減する必要がある。

例えば、信連であれば、少なくとも1年以内(原則として翌決算期まで)に自己資本比率が4%以上の水準を回復するための計画等であることが必要である。

また、組合が貯保法第 100 条第 1 項の規定に基づき優先出資の引受け等に係る申込みを行う場合にあっては、自己資本比率を改善するための所要期間については、同条第 2 項の規定に基づく経営健全化計画と同一でなければならない。

なお、組合が、農協法区分命令第2条第1項又は第4条第1項の規定により、その自己資本比率を当該組合が該当する農協法区分命令第1条第1項若しくは第2項又は第3条第1項若しくは第2項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出した場合であって、当該組合に対し、当該組合が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超える自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、(2)の自己資本比率を改善するための所要期間には、 $\Pi-2-1-3$ の①の自己資本比率を当該組合が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための期間は含まない

ものとする。

II - 2 - 1 - 2 - 2 農中【農中】

農中法区分命令において具体的な措置内容等を規定する早期是正措置について、以下のとおり運用することとする。

なお、農中に対する早期是正措置の運用に当たっては、

- ① 農・漁協系統金融機関は市町村段階の農協・漁業協同組合・森林組合を 基盤に都道府県段階の連合会、全国段階の農中から構成されており、農中 の会員に対し果たすべき本来の役割が損なわれないことが必要であること
- ② 農・漁協系統金融機関全体に与える影響を最小限にとどめる必要があること

等、農・漁協系統金融機関の全国組織としての役割を十分に踏まえたものとする必要がある。

- (1) 命令発動の前提となる自己資本比率又はレバレッジ比率 農中法区分命令第1条第1項第1号、第3号、第2項第1号及び第3号 の表の区分に係る自己資本比率又はレバレッジ比率は、次の自己資本比率 又はレバレッジ比率によるものとする。
 - ① 決算状況表(中間期にあっては仮決算状況表)により報告された自己 資本比率又はレバレッジ比率(ただし、業務報告書の提出後は、これに より報告された自己資本比率又はレバレッジ比率)
 - ② ①が報告された時期以外に、行政庁の検査結果等を踏まえた農中と監査法人等との協議の後、農中から報告された自己資本比率又はレバレッジ比率
 - (注)農中の自己資本比率は、普通出資等 Tier 1 比率、Tier 1 比率及び総自己資本比率の3つの比率並びに資本バッファー比率によって構成される。早期是正措置の命令発動の前提となる自己資本比率は、このうち普通出資等 Tier 1 比率、Tier 1 比率及び総自己資本比率である。
- (2) 農中法区分命令第1条第1項第1号、第3号、第2項第1号及び第3号 の表の区分に基づく命令
 - ① 第1区分・レバレッジ第1区分の命令、第2区分・レバレッジ第2区 分の命令及び第2区分の2・レバレッジ第2区分の2の命令の相違

第1区分又はレバレッジ第1区分の「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画(原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。)の提出の求め及びその実行の命令」は、経営の健全性が確保されている基準として、第1区分に係る自己資本比率又はレバレッジ第1区分に係るレバレッジ比率の範囲を上回る水準の達成を着実に図るためのものである。したがって、計画全体として経営の健全性が確保されるものであることを重視し、その実行に当たっては、基本的に農中の自主性を尊重することとする。

第2区分又はレバレッジ第2区分の「次の各号に掲げる自己資本の充

実に資する措置に係る命令」は、自己資本比率又はレバレッジ比率が、 経営の健全性を確保する水準をかなり下回っており、これを早期に改善 するためのものである。したがって、個々の措置は、農中の経営実態を 踏まえたものにする必要があることから農中の意見は踏まえるものの、 行政庁の判断によって措置内容を定めることとする。

なお、農中が当該措置を実行するに当たっては、基本的に個々の措置 ごとに命令を達成する必要がある。

第2区分の2又はレバレッジ第2区分の2の「自己資本の充実、大幅な業務の縮小又は業務の一部の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令」は、自己資本の充実の状況が特に著しい過小資本の状況となった場合、これを速やかに改善するか、業務の一部を廃止するか等を迫るものである。

- ② 第1区分又はレバレッジ第1区分に係る改善計画の内容
 - 「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画」とは、 当該改善計画を実行することにより、原則として 1 年以内に第 1 区分に 係る自己資本比率又はレバレッジ第 1 区分に係るレバレッジ比率の範囲 を上回る水準を達成する内容の計画とする。
- ③ 第2区分又はレバレッジ第2区分に係る措置の内容 「自己資本の充実に資する措置」とは、自己資本比率又はレバレッジ 比率が、原則として1年以内に少なくとも第2区分に係る自己資本比率

スはレバレッジ第2区分に係るレバレッジ比率の範囲を上回る水準を達成するための措置とする。

④ 第2区分の2又はレバレッジ第2区分の2に係る措置の内容

「自己資本の充実、大幅な業務の縮小又は業務の一部の廃止等の措置」とは、自己資本比率又はレバレッジ比率が、原則として1年以内に少なくとも第2区分に係る自己資本比率又はレバレッジ第2区分に係るレバレッジ比率の範囲を上回る水準を達成するための措置とする。

(3) 改善までの期間

自己資本比率又はレバレッジ比率を改善するための所要期間については (2)の②から④を目途とするが、農中が策定する経営改善のための計画等が、 農中に対する預金者、出資者、市場の信認を維持・回復するために十分なものでなければならないことはいうまでもない。したがって、農中の市場との関係の程度等によっては、市場の信認を早急に回復する必要があるため、上記の期間を大幅に縮減する必要がある。

農中は、少なくとも1年以内(原則として翌決算期まで)に第1区分に係る自己資本比率又はレバレッジ第1区分に係るレバレッジ比率の範囲を上回る水準を回復するための計画等であることが必要である。

また、農中が貯保法第 100 条第1項の規定に基づき優先出資の引受け等に係る申込みを行う場合にあっては、自己資本比率又はレバレッジ比率を改善するための所要期間については、同条第2項の規定に基づく経営健全化計画と同一でなければならない。

なお、農中が、農中法区分命令第2条第1項の規定により、その自己資

本比率又はレバレッジ比率を農中が該当する農中法区分命令第1条第1項第1号、第3号、第2項第1号又は第3号の表の区分に係る自己資本比率又はレバレッジ比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出した場合であって、農中に対し、農中が該当する同表の区分に係る自己資本比率又はレバレッジ比率の範囲を超える自己資本比率又はレバレッジ比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、(2)の自己資本比率又はレバレッジ比率を改善するための所要期間には、 $\Pi-2-1-3$ の①の自己資本比率又はレバレッジ比率を農中が該当する同表の区分に係る自己資本比率又はレバレッジ比率の範囲を超えて確実に改善するための期間は含まないものとする。

Ⅱ-2-1-3 農協法区分命令第2条第1項及び第4条第1項並びに農中 法区分命令第2条第1項に規定する合理性の判断基準【共通】

農協法区分命令第2条第1項及び第4条第1項の「自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画」及び農中法区分命令第2条第1項の「自己資本比率又はレバレッジ比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画」の合理性の判断基準は、次のとおりとする。

- ① 系統金融機関の業務の健全かつ適切な運営を図り当該系統金融機関に対する預貯金者等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画等を含み、自己資本比率又はレバレッジ比率が、原則として3か月以内に当該系統金融機関が該当する農協法区分命令第1条第1項、第3条第1項及び農中法区分命令第1条第1項第1号並びに第3号の表の区分に係る自己資本比率又はレバレッジ比率の範囲を超えて確実に改善する内容の計画であること。
 - (注) 増資等の場合は、出資予定者等の意思が明確であることが必要である。
- ② 当該系統金融機関が貯保法第 100 条第1項の規定に基づき優先出資の 引受け等に係る申込みを行う場合にあっては、同条第2項の規定に基づ く経営健全化計画と整合的な内容であること。

II-2-1-4 命令区分の根拠となる自己資本比率又はレバレッジ比率 【共通】

農協法区分命令第2条第1項及び第4条第1項並びに農中法区分命令第2条第1項の適用に当たり、「実施後に見込まれる当該系統金融機関(又は系統金融機関及びその子会社等)の自己資本比率以下の自己資本比率に係る同表の区分(非対象区分を除く。)に掲げる命令」(農協法区分命令第2条第1項及び第4条第1項)及び「実施後に見込まれる農林中央金庫(又は農林中央金庫及びその子会社等)の自己資本比率又はレバレッジ比率以下の自己資本比率又はレバレッジ比率に係る同表の区分(非対象区分又はレバレッジ非対象区分を除く。)に掲げる命令」(農中法区分命令第2条第1項)は、原則と

して3か月後に確実に見込まれる自己資本比率又はレバレッジ比率の水準に係る区分(非対象区分又はレバレッジ非対象区分を除く。)に掲げる命令とする。

Ⅱ-2-1-5 計画の進捗状況の報告等

II-2-1-5-1 組合【組合】

計画の進捗状況は、その実施完了までの間、毎期(中間期を含む。)報告させることとし、その後の実行状況が計画と大幅に乖離していない場合は、原則として計画期間中新たな命令は行わないものとする。ただし、第2区分の2の命令を行った信連にあっては、その後自己資本比率が1%以上4%未満の範囲に達したときは、当該時点における自己資本比率に係る区分に掲げる命令を行うことができるものとし、第2区分の命令を行った組合にあっては、その後自己資本比率が2%以上4%未満の範囲に達したときは、当該時点において第1区分の命令を行うことができるものとする。

また、組合が、農協法区分命令第2条第1項及び第4条第1項の規定により、 その自己資本比率を当該組合が該当する農協法区分命令第1条第1項及び第 3条第1項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するた めの合理的と認められる計画を提出し、当該組合に対し、当該組合が該当す る同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超える自己資本比率に係る同表の 区分に掲げる命令を発出した場合においては、原則として増資等の手続に要 する期間の経過後直ちに、当該組合の自己資本比率が、当該組合が発出を受 けた命令が掲げられた同表の区分に係る自己資本比率以上の水準を達成して いないときは、当該時点における自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命 令を発出するものとする。

II - 2 - 1 - 5 - 2 農中【農中】

Ⅱ-2-1-5-1の規定は農中に準用する。この場合において「信連」及び「組合」とあるのは「農中」と、「自己資本比率が1%以上4%未満の範囲に達したとき」とあるのは「当該命令の区分の根拠となった自己資本比率が第1区分又は第2区分に係る自己資本比率の範囲に達したとき、又は当該命令の区分の根拠となったレバレッジ比率がレバレッジ第1区分又はレバレッジ第2区分に係るレバレッジ比率の範囲に達したとき」と、「自己資本比率が2%以上4%未満の範囲に達したとき」とあるのは「当該命令の区分の根拠となった自己資本比率が第1区分に係る自己資本比率の範囲に達したとき」とあるのは「当該命令の区分の根拠となったロバレッジ比率がレバレッジ第1区分に係るレバレッジ比率の範囲に達したとき」と、「農協法区分命令第2条第1項及び第4条第1項の規定により、その自己資本比率」とあるのは、「農中法区分命令第2条第1項の規定により、その自己資本比率又はレバレッジ比率」と、「農協法区分命令第1条第1項及び第3条第1項の表の区分に係る自己資本比率」とあるのは「農中法区分命令第1条第1項及び第3条第1項の表の区分に係る自己資本比率」とあるのは「農中法区分命令第1条第1項の表の区分に係る自己資本比率又は同条項第3号の表の区分に係るレバレッジ比率」と、「同表の区

分に係る自己資本比率の範囲を超える自己資本比率」とあるのは「同表の区分に係る自己資本比率又はレバレッジ比率の範囲を超える自己資本比率又はレバレッジ比率」と、「当該組合の自己資本比率が、当該組合が発出を受けた命令が掲げられた同表の区分に係る自己資本比率以上の水準」とあるのは「農中の自己資本比率又はレバレッジ比率が、農中が発出を受けた命令が掲げられた同表の区分に係る自己資本比率又はレバレッジ比率以上の水準」と、「当該時点における自己資本比率」とあるのは「当該時点における自己資本比率又はレバレッジ比率」と読み替えるものとする。

Ⅱ-2-1-6 農協法区分命令第2条第2項及び第4条第2項並びに農中 法区分命令第2条第2項に掲げる資産の評価基準

$\Pi - 2 - 1 - 6 - 1$ 組合【組合】

農協法区分命令第2条第2項及び第4条第2項に掲げる資産のうち、次に掲げる資産については、それぞれに規定する方法により評価するものとする。

(1) 第2号「前号に掲げる有価証券以外の有価証券」

農協法区分命令第2条第2項第2号の「公表されている最終価格」とは、取引所取引価格、基準気配値、基準価格等とする。また、「これに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額」とは、金融商品取引業者等から自己資本比率の算出を行う日(以下「算出日」という。)の時価情報として入手した評価額又は組合の独自の評価方法によるもので合理的と認められるものとする。

なお、算出に当たっては、以下の点に留意する。

- ① 株式又は社債で発行会社が大幅な債務超過に陥っていること等により、 償還等に重大な懸念があるものについては、実態に即して評価し算出する。
- ② 外貨建有価証券は、円貨に換算することとし、算出日のTT仲値(金融機関が為替取引をする際に用いる外国為替基準レート)により算出する。

(2) 第3号「有形固定資産」

① 土地

鑑定評価額(1年以内に鑑定したもの)、直近の路線価、公示価格、基準地価格、客観的な売買実例等を参考として算出した妥当と認められる評価額とする。

② 建物及び動産 原則として、帳簿価格とする。

(3) 第4号「前三号に掲げる資産以外の資産」

金銭の信託(有価証券運用を主目的とする単独運用のものに限る。)において信託財産として運用されている有価証券(外国有価証券を含む。)の評価は、農協法区分命令第2条第2項第1号及び(1)に準ずるものとする。

なお、デリバティブ取引を組み入れている金銭の信託については、当該 取引に係る未決済の評価損益も加え算出する。

II - 2 - 1 - 6 - 2 農中【農中】

農中法区分命令第2条第2項各号に掲げる資産のうち、次に掲げる資産については、それぞれに規定する方法により評価するものとする。

(1) 第1号「有価証券」

農中法区分命令第2条第2項第1号の「公表されている最終価格」とは、 取引所取引価格、基準気配値、基準価格等とする。また、「これに準ずるも のとして合理的な方法により算出した価額」とは、金融商品取引業者等か ら算出日の時価情報として入手した評価額又は農中の独自の評価方法によ るもので合理的と認められるものとする。

なお、算出に当たっては、以下の点に留意する。

- ① 株式又は社債で発行会社が大幅な債務超過に陥っていること等により、 償還等に重大な懸念があるものについては、実態に即して評価し算出す る。
- ② 外貨建有価証券は、円貨に換算することとし、算出日のTT仲値により算出する。

(2) 第2号「有形固定資産」

① 土地

鑑定評価額(1年以内に鑑定したもの)、直近の路線価、公示価格、基準地価格、客観的な売買実例等を参考として算出した妥当と認められる評価額とする。

② 建物及び動産 原則として、帳簿価格とする。

(3) 第3号「前二号に掲げる資産以外の資産」

金銭の信託(有価証券運用を主目的とする単独運用のものに限る。)において信託財産として運用されている有価証券(外国有価証券を含む。)の評価は、農中法区分命令第2条第2項第1号及び(1)に準ずるものとする。

なお、デリバティブ取引を組み入れている金銭の信託については、当該 取引に係る未決済の評価損益も加え算出する。

II-2-1-7 その他【共通】

(1) 農協法区分命令第1条から第4条まで並びに農中法区分命令第1条第1項第1号、第3号、第2項第1号及び第3号並びに第2条の規定に係る命令を行う場合は、行政手続法(平成5年法律第88号)等の規定に従うこととし、同法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続を取る必要があることに留意する。

- (2) 自己資本比率が2%未満の組合、及び第1区分に係る自己資本比率又は レバレッジ第1区分に係るレバレッジ比率の範囲を下回る農中に対しては、 原則として、農協法区分命令第2条第2項各号及び農中法区分命令第2条 第2項各号に掲げる資産について当該各号に定める方法により算出し、こ れにより修正した貸借対照表(様式は任意で可)を提出させるものとする。
- (3) 早期是正措置は、自己資本比率又はレバレッジ比率が系統金融機関の財務状況を適切に表していることを前提に発動されるものであることから、いやしくも早期是正措置の発動を免れるための意図的な自己資本比率又はレバレッジ比率の操作を行うといったことがないよう系統金融機関に十分留意させることとする。

Ⅱ-2-1-8 外部流出制限措置【農中】

Ⅱ-2-1-8-1 意義

金融システムにおける景気循環増幅効果又はシステミック・リスクの緩和を図るため、当局としては、農中に対し、資本バッファー比率という客観的な基準(農中法自己資本比率告示第2条の2第5項第1号の規定に基づき定められた(注)場合における農中(以下、「農中法自己資本比率告示に定められたG-SIBs」という。)にあっては、レバレッジ・バッファー比率を含む。)を用い、状況に応じた外部流出制限措置命令を迅速かつ適切に発動することにより、農中の信用供与の機能の維持を促していく必要がある。

(注) グローバルなシステム上重要な銀行(Global Systemically Important Banks; G-SIBs)の選定に係るシステム上の重要性評価は、金融安定理事会によって行われるものであり、国際的に活動する銀行等のうち、農中法自己資本開示告示第2条第5項に規定する定量的な開示事項のうち、別紙様式第2号第32面項番3の額(バーゼルⅢレバレッジ比率のエクスポージャー合計額)を直近に終了した連結会計年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超える場合の農中を含む銀行等が評価対象とされ、①「規模」、②「相互連関性」、③「代替可能性/金融インフラ」、④「複雑性」、⑤「国際的活動」の5基準に基づきG-SIBs が選定されており、これに鑑み農中法自己資本比率告示で定める。

Ⅱ-2-1-8-2 監督手法・対応

農中法区分命令において具体的な措置内容等を規定する外部流出制限措置 について、以下のとおり運用することとする。

(1) 区分命令発動の前提となる資本バッファー比率又はレバレッジ・バッファー比率

農中法区分命令第1条第1項第2号、第4号、第2項第2号及び4号の表の区分(以下「外部流出制限措置区分」という。)に係る資本バッファー比率(単体資本バッファー比率又は連結資本バッファー比率をいう。以下同じ。)又はレバレッジ・バッファー比率(単体レバレッジ・バッファー比率

又は連結レバレッジ・バッファー比率をいう。以下同じ。)は、次の資本バッファー比率又はレバレッジ・バッファー比率によるものとする。

- ① 決算状況表(中間期にあっては仮決算状況表)により報告された資本 バッファー比率又はレバレッジ・バッファー比率(ただし、業務報告書 の提出後は、これにより報告された資本バッファー比率又はレバレッ ジ・バッファー比率)
- ② 上記①が報告された時期以外に、行政庁の検査結果等を踏まえた農中と監査法人等との協議の後、農中から報告された資本バッファー比率又はレバレッジ・バッファー比率

(2) 外部流出制限措置区分に基づく命令

① 資本バッファー第1区分から資本バッファー第4区分まで又はレバレッジ・バッファー第1区分からレバレッジ・バッファー第4区分までに係る措置

農中法区分命令第1条第1項第2号若しくは第2項第2号の表に掲げる「外部流出額の制限に係る内容を含む資本バッファー比率を回復するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令」又は同条第1項第4号若しくは第2項第4号の表に掲げる「外部流出額の制限に係る内容を含むレバレッジ・バッファー比率を回復するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令」」は、計画全体として資本バッファー比率又はレバレッジ・バッファー比率の回復を着実に図るためのものであることを重視する。また、外部流出額の制限に係る内容については、外部流出額が各区分に掲げた命令に応じた外部流出可能額の範囲内に確実に制限されるものであることとし、その実行に当たって、制限の対象となる事由のうちいずれの事由を制限対象とするかについては、基本的に農中の判断を尊重することとする。

② 外部流出可能額

農中法区分命令第1条第6項及び同条第15項に規定する「特別な理由がある場合」とは、例えば、農中が、外部流出制限計画の実行に係る事業年度において普通出資等 Tier 1 比率を増加させる資本調達を新たに行った場合で、当該資本調達した額を上限として外部流出可能額を超過して支出するような場合が考えられる。

③ 調整税引後利益の算出方法

農中法区分命令第1条第7項及び同条第16項に規定する

「当該相当する額が費用として計上されなかった場合に納付すべき税額に相当する額」の算出にあたっては、当該額の算出の簡便法として、実際に当該前連結会計年度において会計上の費用として計上された外部流出額(ただし、税務上の損金として算入されなかった額を除く。)に、納税単位における当該前連結会計年度末の法定実効税率を乗じて得られた額を、前連結会計年度の実際の税額に加えることにより算出することができるものとする。

④ 賞与の意義

農中法区分命令第1条第6項第4号及び第15項第5号

に規定する「賞与」とは、定期の給与とは別に支払われる給与等で、賞与、ボーナス、夏期手当、年末手当、期末手当等の名目で支給されるものその他これらに類するものをいい、給与等が賞与の性質を有するかどうか明らかでない場合、次のようなものは賞与に該当するものとする。

- ア 純利益を基準として支給されるもの
- イ あらかじめ支給額又は支給基準の定めのないもの
- ウ あらかじめ支給期の定めのないもの。ただし、雇用契約そのものが臨 時である場合のものを除く。
- エ 法人税法第34条第1項第2号に規定する給与(他に定期の給与を受けていない者に対して継続して毎年所定の時期に定額を支給する旨の定めに基づき支給されるものを除く。)
- オ 法人税法第34条第1項第3号に規定する利益連動給与 また、「賞与その他これに準ずる財産上の利益」とは、名目に関わらず、 上記の性質を有する財産上の利益をいい、例えば、給与又は退職給付金等 に上乗せして随時的に支給されるものも含まれるものとする。
- ⑤ 子会社等の意義

農中法区分命令第1条第15項第5号に規定する「子会社等」の該当性の判断に係る主要性の有無については、基本的に農中の判断を尊重することとするが、グループ(本監督指針Ⅲ-4-10-4-5(1)の「グループ」をいう。以下本号及び次号において同じ。)が形成されている場合、その財政状態又は経営状況に与える影響を勘案し、当該子会社等が重要な意義を有するか否かに留意するものとする。例えば、農中の連結総資産に対する当該子会社等の総資産の割合が2%を超えない場合には、「子会社等」に該当しないものとするなど、具体的な基準を用いることが考えられる。ただし、当該子会社等の規模等が僅少であっても、グループの経営上重要な子会社等は「子会社等」に含めているかに留意するものとする。

⑥ 経営上重要な役員・職員の意義

農中法区分命令第 1 条第 15 項第 5 号に規定する「経営上重要な」役員及び職員については、農中から高額の報酬等を受ける者であって、農中及び子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者を選定するものとする。選定にあたっては、本監督指針III-4-10-4-5(2)①イ. b. 及び c. に記載の基準も参考にするものとする。

また、「役員」については、農中の判断により、農中の常務に従事しない者を除くことができるものとするが、当該者が、農中から高額の報酬等を受ける者であって、農中及び子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者に該当する場合には、「役員」に含めるものとする。

Ⅱ-2-1-8-3 計画の提出及び進捗状況の報告等

外部流出制限措置区分に基づく命令に係る計画は、毎期提出させるものとし、計画の進捗状況は、必要に応じて報告させることとする。

II - 2 - 1 - 8 - 4 その他

- (1) 農中法区分命令第1条第1項第2号、第4号、第2項第2号及び第4号並びに第3条の規定に係る命令を行う場合は、行政手続法等の規定に従うこととし、同法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続きを取る必要があることに留意する。
- (2) 農中の自己資本比率又はレバレッジ比率(レバレッジ・バッファー比率を含む。)が、早期是正措置区分に基づく命令及び外部流出制限措置区分に基づく命令のいずれの区分にも該当する場合は、両者の区分に基づく命令を含む命令を発出するものとする。

Ⅱ-2-2 統合的なリスク管理等

Ⅱ-2-2-1 統合的なリスク管理【組合】

(1) 意義

組合は、経営の健全性を確保するため、それぞれの経営戦略、規模及びリスク特性等に応じて適切に統合的なリスク管理を行う態勢を構築し、最低所要自己資本比率の算式に含まれないリスクも含め、各事業部門等が内包する種々のリスクを総体的に把握した上で、こうした総体的なリスクに照らして質・量ともに十分な自己資本を維持していくという自己管理型のリスク管理を行うことが必要である。

特に複雑なリスクを抱える金融商品等のリスク管理においては、経営陣が十分な資質・能力を備え、各事業部門等が抱える多種多様なリスクについて、担当部門等から適時適切に報告を受け、統合的なリスク管理の態勢を整えた上で、指導的・横断的見地から、迅速・的確な経営判断を行う態勢を整えることが求められる。

行政庁は、組合による統合的なリスク管理態勢の構築に向けた自発的な 取組を最大限尊重しつつ、それが組合の規模やリスク特性等に照らして適 切かどうかを評価・検証することを通じて、組合に対しより適切なリスク 管理態勢の構築を促すこととする。

なお、規模やリスク特性等にかんがみて直ちに高いレベルの統合的なリスク管理を求めることが適当でない組合に対しては、原則として早期警戒制度に基づく対応を実施する中で、その規模やリスク特性等に応じ、経営改善のために必要と認められる適切なレベルの統合的なリスク管理態勢の構築に向けた取組を促すこととする。

(2) 主な着眼点

- ① 多様なリスクを総体的に把握するため、全てのリスクを認識した上で、 組合自らの規模やリスク特性等に照らし、できる限り統合的なリスク管 理の実施に努めているか。
- ② 対象となる全てのリスクを可能な限り整合的な考え方で管理しているか。

- ③ リスク管理の高度化の取組を評価・検証する際の着眼点の例示
 - ア 計量化の対象とするリスクカテゴリーを合理的に選択し、それらを 整合的な考え方で計量化しているか。
 - イリスク資本の配賦及びその見直しのプロセスは適切か。
 - ウ 主要なリスクについて自己資本比率規制上の自己資本(適格旧資本 調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除く。)でカバーする 等、自己資本の損失吸収力の程度も適切に勘案したものとなっている か。
 - エ 各リスクカテゴリー・各事業部門等へのリスク資本の配賦は、事業 計画等と整合性がとれているか。
 - オ 各事業部門のリスク量がリスク資本を超過しないような事業管理が 適切に行われているか。
- ④ 例えば、リスク資本の配賦等に当たり、その他有価証券評価差額金による影響も適切に勘案する等、自らが抱えるリスクや自己資本の特性等を十分に踏まえた対応を行っているか。
- ⑤ 農中、信連及び全国共済農業協同組合連合会への資本の供与に当たっては、自らの自己資本に配慮したものとなっているか。
- (注)着眼点の詳細については、必要に応じ、検査マニュアルを参照。

Ⅱ-2-2-2 リスク管理共通編及び統合リスク管理【農中】

(1) リスク管理の意義

農中は、財務の健全性の確保及び収益性の改善を図るため、それぞれの経営戦略及びリスク特性等に応じ、信用リスク、市場リスク、流動性リスクはもとより事務リスク、システムリスク等についても、適切なリスク管理を組織的・総合的に行うことが必要である。

特に複雑なリスクを抱える金融商品等のリスク管理においては、経営陣が十分な資質・能力を備え、各事業部門等が抱える多種多様なリスクについて、担当部門等から適時適切に報告を受け、以下で述べる「統合リスク管理」の態勢を整えた上で、指導的・横断的見地から、迅速・的確な経営判断を行う態勢を整えることが求められる。

(2) 統合リスク管理の意義

- ① 大規模かつ複雑なリスクを抱える農中は、各事業部門等が内包する 種々のリスクを、信用リスク、市場リスク等の各リスクカテゴリーごと に適切に管理することは当然のこととして、これらのリスクを統合して 管理することができる態勢を整備することがより一層重要である。
- ② 自己資本によるリスクの制御

まず、各事業部門等のリスク量を、例えばVaRなど共通の尺度で、可能な限り計量的に把握した上で、各リスクカテゴリー・各事業部門等に対しそのリスク量(自己資本でカバーされるべき部分)に応じた資本(リスク資本(注))を自己資本の範囲内で配賦する。これを受け、各事業部門等がポジション枠等を設定し、リスク量がリスク資本を超過しな

いような業務管理を行うことにより、農中の負うリスク量全体を常時、経営体力(自己資本)でカバーできる範囲内に制御することが期待されている。

(注)「リスク資本」「割当資本」「配賦資本」等と呼ばれていることがある。

③ リスクを考慮した収益管理等

各事業部門等のリスク調整後の収益という量的指標や、例えばRAR OC等の比率指標により、各事業部門等のリスク考慮後の収益性が把握 できる。

これによって、各事業部門等のパフォーマンスを評価することにより、 リスクを考慮した収益管理が可能となり、経営の効率化と収益性の向上 につながることも期待される。

(注1) 量的指標の例

「リスク調整後収益(業務純益-予想損失)」(RAR、RAC AR)

「株主資本コスト控除後収益(リスク調整後収益-リスク資本 ×資本コスト率)」(EP)

(注2) 比率指標の例

「リスク調整後資本利益率 (リスク調整後収益/リスク資本」 (RAROC)

(3) リスク管理に共通する主な着眼点

- ① 理事会は、農中全体の経営方針に沿った戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定めているか。加えて、理事会は、リスク管理の方針が組織内で周知されるよう、適切な方策を講じているか。
- ② 理事会は、リスク管理部門を整備し、その各リスク管理部門のリスクを統合し管理できる体制を整備しているか。また、その体制においては、相互けん制等の機能が十分発揮されるものとなっているか。
- ③ 理事会等は、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。
- ④ リスク管理に当たっては、海外拠点を含む、支店(事務所)及び連結対象子会社に所在する各種リスクを、法令等に抵触しない範囲で、それぞれが管理するとともに、リスク管理部門が総合的に管理しているか。また、各リスク管理部門が管理しているリスクを統合して管理しているか。
- ⑤ 理事会は、内部監査部門が機能を十分発揮できる態勢を構築しているか。また、理事会は、内部監査部門が有効に機能しているかを定期的に確認しているか。
- ⑥ 内部管理態勢(リスク管理態勢を含む。)の有効性等について、年1回 以上会計監査人等による外部監査を受けているか。また、海外の各拠点 ごとに各国の事情に応じた外部監査を実施しているか。

- (4) 統合リスク管理に関する主な着眼点
 - ① 多様なリスクを総合的に把握するため、すべてのリスクを認識した上で、計量的な統合リスク管理の対象となるリスクカテゴリーを適切に決定しているか。
 - ② 対象となるすべてのリスクを共通の基準の下で計量化しているか。また、計量化の基準については、客観性、適切性を確保しているか。例えば、VaRを用いる場合の信頼区間及び保有期間の設定の考え方は明確になっているか。
 - ③ 計量化の精度をより向上させるための検討を行っているか。例えば、 異なる種類のリスクの間における相関(分散効果)について、適切性を 確保すべく検討を行っているか。
 - ④ リスク資本の配賦及びその見直しのプロセスは適切か。
 - ⑤ 主要なリスクについて普通出資等 Tier 1 資本でカバーする等、自己資本の損失吸収力の程度も適切に勘案したものとなっているか。
 - ⑥ 各事業部門等へのリスク資本の配賦は、事業計画等と整合性がとれて いるか。
 - ⑦ 各事業部門のリスク量がリスク資本を超過しないような事業管理が適切に行われているか。
 - (注)上記(3)及び(4)の着眼点の詳細については、必要に応じ、検査マニュアルを参照。

(5) 監督手法・対応

① 基本的考え方

農中の経営の健全性を確保していくための手法としては、農中法第85条第2項に基づき、自己資本比率又はレバレッジ比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない場合であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組がなされる必要がある。

- ② オフサイト・モニタリング
 - ア 統合リスク管理に関するオフサイト・モニタリングデータの分析等 により、統合リスク管理態勢の機能について、常時把握し、必要に応 じ実効性等について分析・検証等を行う。
 - イ 必要に応じ随時行うトップヒアリングにおいて、必要に応じ統合リスク管理態勢等についてヒアリングを行う。
 - ウ 農中が各事業部門等への資本配賦の見直しを行ったときをはじめ、 企業業績の悪化、金利又は資産価格の変動等の経済情勢の変化等に対 応して、必要に応じ随時のヒアリングを実施し、統合リスク管理態勢 の実効性等を検証する。
- ③ 検査結果やオフサイト・モニタリングにより、リスク管理態勢・統合リスク管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、農中法第83条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、農中法第85条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものと

する。

Ⅱ-2-2-3 早期警戒制度【共通】

系統金融機関の経営の健全性を確保していくための手法としては、農協法第94条の2第3項又は農中法第85条第2項に基づき、自己資本比率又はレバレッジ比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない系統金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組がなされる必要がある。

このため、以下に掲げる収益性等、信用リスク、市場リスク、流動性リスクについては、行政上の予防的・総合的な措置である早期警戒制度やオフサイト・モニタリングを通じて、系統金融機関の早め早めの経営改善を促していくものとする。さらに、農協については、信用事業に加えて、共済事業、販売事業、購買事業等の事業を行う総合事業体として、各事業が経営全体に及ぼす影響に着目して対応する必要がある。

こうした個々のリスク等に関する具体的な指標について、あらかじめ設定した基準に該当することとなった系統金融機関に対しては、以下の①から③までの対応等を行うこととする。

① 当局における分析

基準に該当した個々のリスク等のみならず、経営環境やビジネスモデルを含め、収益性、リスクテイク、自己資本が現在の状況にある背景・要因を総合的に分析し、系統金融機関が抱えている課題及びその原因について仮説を構築する。

② 対話を通じた課題の明確化と共有

構築した仮説に基づき、系統金融機関の自己評価を十分に踏まえながら、 当局と系統金融機関との間で深度ある対話を行い、課題及びその原因を明 確化し、共有する。

③ 改善に向けた監督・対話

共有された課題認識に基づき、原因への対応も含めて必要な改善対応策の 策定を促す。必要に応じて、当該改善対応策の実行状況のフォローアップ を行う。

(注1)早期警戒制度の枠組みの下では、個々のリスク等の基準に該当する 系統金融機関に対し、上記①から③までの監督上等の対応を実施してい くこととなるが、そうした場合であっても、当該系統金融機関の経営が 不健全であると自動的にみなされるものではなく、監督部局としても、 必ずしも直ちに経営改善を求めるものではない。

また、改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響等に十分配慮し、改善手法や時期等が適切に選択されるよう、特に留意して監督を行うものとする。

なお、系統金融機関における改善対応策の実行状況のフォローアップ に当たっては、改善対応策の目的及びスケジュールについて確認するも のとする。

(注2)個々のリスク等の基準に該当する系統金融機関に対しては、上記①

から③までの取り組み方を基本としつつも、当該系統金融機関の規模・ 特性等に応じた対応を行うことに留意する。

- Ⅱ-2-3 収益性等
- II-2-3-1 持続可能な収益性と将来にわたる健全性【組合】
- Ⅱ-2-3-1-1 意義

人口減少や高齢化の進展等により経営環境の厳しさが増す中において、組合が地域における金融仲介機能を継続的に発揮するためには、各組合において、持続可能なビジネスモデルを構築し、将来にわたる健全性を確保することが必要である。

たとえ、足下では一定の健全性を維持していても、恒常的に収益が悪化すれば、将来の財務内容の懸念につながるため、足下の実態に止まらず、持続可能な収益性・将来にわたる健全性についてモニタリングを行い、早め早めの経営改善を促していく必要がある。さらに、農協については、金融仲介機能を継続的に発揮するために、信用事業のみならず、共済事業、販売事業、購買事業等の各事業を通じ経営全体として十分な健全性を確保しているかという視点が必要である。

II - 2 - 3 - 1 - 2 主な着眼点

継続的に金融仲介機能を発揮していくため、持続可能な収益性と将来にわたる健全性を確保する態勢が整備されているか。さらに、農協にあっては、信用事業のみならず、経営全体としてこうした態勢が整備されているか。 例えば、

- (1) 経営陣は、的確な現状分析に基づき、時間軸を適切に意識し、実現可能性のある経営戦略・計画を策定・実行しているか。
- (2) こうした経営戦略・計画の策定・実行に当たって、組合の実情に応じ、例えば、収益性・効率性や健全性等に係る定量的指標(コア事業純益、当期剰余金、ROA、RORA、ROE、OHR及び自己資本比率等)、管理会計その他の財務・経営分析、リスクアペタイト・フレームワーク等の経営管理の枠組み(農協については、中長期の収支シミュレーション(「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)」(平成23年2月28日付け22経営第6374号経営局長通知。以下「農協監督指針」という。) II -1-1-2(1)④イの「中長期の収支シミュレーション」をいう。)を含む。)等を活用しながら、経営戦略・計画の妥当性の検証や見直し等を行っているか。
- (3) また、経営施策の実施状況について、PDCA サイクルの実践を通じて、目標未達の要因を分析し、これを踏まえた改善対応策を策定・実施しているか。

(4) 理事会(経営管理委員会設置組合にあっては経営管理委員会)は、経営 陣による上記の取組に対して、実効的な規律付けを行うべく、ガバナンス を発揮しているか。

Ⅱ-2-3-1-3 監督手法・対応

(1) 収益性や各種リスク情報(農協については、信用事業に加えて、共済事業、販売事業、購買事業等の各事業に係るものを含む。)に関するオフサイト・モニタリングデータ及び業務報告書(決算速報を含む。)等に基づき、持続可能な収益性と将来にわたる健全性の状況を常時把握し、分析を行い、改善が必要と認められる組合に関しては、 $\Pi-2-2-3$ ①から③までの対応等を行う。

具体的には、以下の(2)から(4)までの3つのステップを段階的に実施し、 最終的な対応を検討・実施する。

- (2) 例えば、貸出金・貯金利息、有価証券利息配当金、役務取引等利益、経費等(農協については、信用事業に係る収益及び費用に加えて、共済事業に係る共済付加収入、共済推進費等、販売事業に係る販売手数料、販売費等、購買事業に係る購買手数料、購買供給費等の各事業に係る収益及び費用を含む。)について、足下の傾向が継続すると仮定し、将来の一定期間(概ね5年以内)のコア事業純益(除く投資信託解約損益)や、ストレス事象を想定した場合の将来の自己資本の状況について決算期毎に確認する。これらが一定の水準を下回る組合に対して、下記(3)の対応を行う。
- (3) 組合自らが経営計画等において想定する将来の収益や自己資本の見通しに関して、前提条件(地域の経済状況や利用者の見通し)、組合が実施中・実施予定の経営改善に関する施策とその効果(トップラインの増強、経費削減、増資等)、将来発生が見込まれる費用(本支所(事務所)建替・償却、システム更改費用、固定資産の減損、繰延税金資産の取崩し、信用コスト等)、有価証券の益出し余力、配当政策、ストレステストの結果(ストレスシナリオ含む。)等(農協については、信用事業に加えて、共済事業、販売事業、購買事業等の各事業に係る取組の見通しを含む。)の観点から、利用者向けサービス業務(貸出・手数料ビジネス)の利益やそれを構成する内訳にも着目しつつ、ヒアリングを実施し、見通しの妥当性について検証する。

その際、組合が自らの経営理念・経営戦略に照らし、どのような金融仲介機能を発揮しようとしているか等を踏まえ、将来の収益・費用の見通しが盛り込まれた経営計画等がその考え方と整合的になっているか、経営計画等を実行するために必要な人的資源が十分に確保・育成・活用されているか等について留意して検証する。

(4)(3)の結果、例えば、将来の一定期間(概ね5年以内)に、コア事業純益

(除く投資信託解約損益)が継続的に赤字になる、または最低所要自己資本比率を下回ることが見込まれる等、持続可能な収益性や将来にわたる健全性について改善が必要と認められる組合に対しては、必要に応じ、農協法第 93 条に基づく報告徴求又は農協法第 94 条第3項に基づく検査を実施し、業務運営やガバナンスの発揮状況等について深度ある検証を行い、必要な業務改善(注1)を促す。更に、業務改善を確実に実行させる必要があると認められる場合には、農協法第 94 条の2に基づき業務改善命令又は農協法第 95 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。(「持続可能な収益性と将来にわたる健全性」改善措置)

- (注1)店舗・人員配置の見直しなどの業務効率化を含む収益改善施策、資本増強、外部流出の抑制及びこれらを確実に履行するための経営管理 態勢の確立等。
- (注2) ヒアリングや検査を行うに当たっては、当局担当者(農協にあっては都道府県担当者)の先入観に基づく対話にならないよう、また、対話が一方的な指導にならないよう、組合の意見を十分に踏まえ、理解を得ながら行う必要があることに留意する。
- (注3) 上記の検証に際しては、
 - ① 経営計画等に掲げた当期剰余金や配当を維持するため、含み益のみを 実現し含み損の処理を先送りしているため、今後、早期(例えば5年 以内)に含み益が枯渇し、当期剰余金が赤字になり多額の含み損を抱 える状況に陥ってしまわないか、
 - ② 有価証券運用のあり方等が、例えば、表面上高収益を計上しているものの、含み損益の動向や中長期のテールリスク等を考慮すれば実質的には収益とリスクのバランスが取れていないなど、将来の経営を圧迫する要因となっていないか、

についても確認する。

Ⅱ-2-3-2 収益性の改善【農中】

- (1) 大規模かつ複雑なリスクを抱える農中は、当該リスクが顕在化した場合に対応するため、自己資本の充実のほか、リスクを勘案した収益管理等による一定の期間収益を確保し、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することによって、金融機能を適切に発揮しつつ金融機関としての持続可能性(サステイナビリティ)を図ることが重要である。
- (2) 一定の収益を確保することにより、持続的に内部留保の蓄積が進むような体質になれば、リスク負担能力が高まり、より高次の金融サービスの提供が可能となる。
- (3) 逆に、収益性が低く恒常的に赤字体質であるような場合には、仮に足元の自己資本は充実していても次第に毀損していき、いずれ健全性の基準を下回ることとなる可能性がある。さらに、そのような状況に立ち至ってか

ら増資を行おうとしても会員の理解を得て円滑に実行することは困難である場合が多いと見込まれるので、早め早めに収益性の改善に向けた取組を促していく必要がある。

II - 2 - 3 - 2 - 2 主な着眼点

農中は、利用者や組合のニーズに対応したより良い商品・サービスを提供していく取組や経費の節減等の効率的な業務運営等を通じて、収益力の向上を志向し、経営の健全性を確保していくことが期待されている。そのためには、収益管理態勢を整備し、その分析・評価に基づき業務再構築への取組を行う等収益性改善に向けた態勢が整備されているか。例えば、

- (1) 経営陣は、業務純益、経常利益、当年度純利益等の量的指標、及び、利 鞘、ROA、ROE、OHR等の効率を表す指標等を参考に、また、信用 リスク、市場リスク等のリスク管理態勢を踏まえて、農中の収益性を総合 的に分析・評価しているか。
- (2) 管理会計の整備等により、事業部門別・顧客セグメント別の収益性を的確に分析・評価しているか。特に、大口与信先については、各々の信用リスク状況や与信先との間の様々な取引の実態を踏まえ、取引の収益性を正確に把握し、合理的な経営判断が行える態勢となっているか。また、農中は大規模かつ複雑なリスクを抱えていることから、II-2-2-2に示された適切なリスク管理(統合リスク管理)を行い、各事業部門毎のリスク考慮後の収益性を的確に分析・評価しているか。
- (3) IT (情報通信技術)の戦略的活用により、販売チャネルの多様化等に 伴う利便性の向上、事務コストの低減等を図ることを検討しているか。
- (4) 収益性の改善に組織的に取り組むため、役職員の権限と責任分担の明確 化等が図られているか。

Ⅱ-2-3-2-3 監督手法・対応

(1) 基本的考え方

農中の経営の健全性を確保していくための手法としては、農中法第85条第2項に基づき、自己資本比率及びレバレッジ比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない場合であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組がなされる必要がある。特に、収益性の改善の意義(II-2-3-2-1)にかんがみ、早め早めの行政上の予防的措置(早期警戒制度)を講ずることとする。

(2) ヒアリング

① 半年毎の決算ヒアリングや総合的なヒアリング等により、収益性や収

益管理態勢等の状況を常時把握し、分析等を行う。

- ② 必要に応じ随時行うトップヒアリングにおいて、農中の経営者に対し、 収益性の改善に向けた経営戦略や業務再構築に向けた取組方針等について確認する。
- ③ 農中の「中期経営計画」等が策定されたときは、随時のヒアリングを 行い、経営戦略や業務再構築に向けた取組内容等を検証する。

(3) 早期警戒制度

基本的な収益指標を基準として、収益性の改善が必要と認められる場合は、 $\Pi-2-2-3$ ①から③までの対応等を行い、必要な場合には農中法第83条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、農中法第85条に基づき業務改善命令発出するものとする(収益性改善措置)。

Ⅱ-2-4 信用リスク

II-2-4-1 意義【共通】

(1) 信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、保有する資産 (オフバランス資産を含む。)の価値が減少ないし消失し、系統金融機関が 損失を被るリスクをいうが、系統金融機関は当該リスクに係る内部管理態 勢を適切に整備し、経営の健全性の確保に努める必要がある。

特に、特定大口先への融資拡大が結果として系統金融機関の経営悪化・破綻の原因となった事例を踏まえると、大口先に係る信用リスク管理態勢の確立が重要である。

- (2) カントリーリスク(トランスファーリスクも含む。)とは、国際的な与信・ 投資活動等を行うに当たっての取引先の母国の経済・社会・政治的環境に 係るリスクである。カントリーリスクを有する系統金融機関は、当該リス クに係る内部管理態勢を適切に整備し、カントリーリスクを適切に管理し ていくことが重要である。
- (3) 農協法自己資本比率告示第4章第6節又は農中法自己資本比率告示第4章第5節に規定する信用リスク削減手法は、一般的に、信用リスクを大きく削減することから、効果的なリスク管理手段として活用されている。一方で、当該信用リスク削減の枠組みにおいて、証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の活用を含め、潜在的な規制裁定行為のおそれがある。

特に、損益計算において、保証に伴う損失と費用の認識を遅らせるとともに、名目的なリスクの移転によって、保証対象のエクスポージャーのリスク・ウェイトを低減することで、自己資本比率計算上の利益を直ちに享受するような取引について規制裁定行為が認められる。例えば、信用保証に係るプレミアムや手数料その他の直接・間接に支払われる費用が、移転される信用リスク量と比較して著しく高い取引(以下「高コスト信用保証

取引」という。) についてこうした行為が認められる。こうした高コスト信用保証取引は、実質的なリスク移転を伴わないまま、短期的に望ましい所要自己資本額計算上の取扱いを享受する一方で、長期間に亘り損失を先送りするという問題を有しているといえる。

Ⅱ-2-4-2 主な着眼点【共通】

信用供与先の財務状況の悪化等が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応が講じられているか。例えば、

- (1)経営管理委員会又は理事会は、自組合全体又は農中全体の経営方針に沿った戦略目標を踏まえた信用リスク管理の方針を定めているか。
 - また、理事会は事業推進部門と審査管理部門の分離等適切な与信管理・ 審査管理体制を整備しているか。
- (2) 特定の業種、企業グループ、地域、融資商品などのリスク特性が相似した対象等、リスク管理上重要なセクターの内部定義が適切に行われているか。また、業種別、地域別等のポジション及びリスクの内訳を適切に把握しているか。
- (3) 理事会等は、合理的な基準に基づき経営に対して大きな影響を及ぼす可能性のある大口与信先を抽出し、その信用状況や財務状況について、継続的なモニタリングを行うこととしているか。

また、農中について、単一の与信先に対する信用の供与等の額が、少なくとも当該銀行の Tier 1 資本の額の 5 %以上である場合、当該与信先と経済的な相互依存関係が認められる者(注)への信用の供与等の額も考慮した大口与信管理を行っているか。

- (注)経済的な相互依存関係が認められる者とは、与信先との間で以下のいずれかの関係にあることを銀行として認識している者をいう。ただし、以下のいずれかの関係にあるものの、適時に他の協業先や資金源を見つけること等により、財務上の問題あるいは連鎖的なデフォルトを回避できるといえる場合には、経済的な相互依存関係が認められる者には該当しない。
 - ・ ある者の年間の総収入または総支出の50%以上が、他の者との取引の みから生じている場合(例えば、居住用・商業用不動産等の所有する者 の年間の収入の50%以上が、他の者からの賃借料に依存している場合)
 - ある者が他の者への与信の全部又は一部を保証する等の方法により負担しており、当該保証請求権等が行使されると、ある者がデフォルトする可能性がある場合
 - ・ ある者の製品等の大部分が他の者に販売されており、容易に代替する ことができない重要な顧客である場合
- ・ ある者による他の者への貸付けについて、期待される返済原資が同一

であり、かつ、貸付金を完済するために他に十分な収入源を有していない場合

- ある者の財務上の問題が、全額かつ適時の債務の返済という観点から、 他の者に困難な状況を引き起こす可能性がある場合
- ・ ある者の支払不能またはデフォルトが、他の者の支払不能またはデフォルトに関連している可能性がある場合
- ・ 複数の者が資金調達の大部分を同一の資金提供者に依存しており、当 該資金提供者がデフォルトすれば、いずれの者も別の資金提供者を見つ けることができない場合
- (4) 理事会等は、大口与信先の取組について、厳格な自己査定の実施や事業 再生に当たっての十分な検討・指示を行っているか。特に、大口与信先の 再建計画の検証に当たっては、当該計画の妥当性・有効性等について、十 分に慎重な検証を行う態勢が構築されているか。
- (5) 農中においては、ファンドや証券化商品等への与信管理にあたっては、 原資産以外に、ストラクチャー自体に内在する追加的なリスク・ファクターとなり得る関係者(オリジネーター、ファンド・マネージャー、投資ビークルに対する流動性補完やCDS、保証等のプロテクションの提供者等)を特定し、これを踏まえた大口与信管理を行っているか。具体的には、①投資先である複数のストラクチャーに共通の追加的なリスク要因が存在する場合、これらのストラクチャーへの信用の供与等の総額を管理することや、②追加的なリスク要因となる関係者に関連のあるストラクチャーへの信用の供与等を当該関係者への信用の供与等と合算して管理することを検討しているか。

なお、上記で挙げた関係者について、必ず追加的なリスク・ファクターとしての管理を要するわけではない。例えば、ファンドの運用資産が運用主体や他のファンドの資産と法的に分別して管理されていない場合には運用主体や他のファンドへの信用の供与等の合算した管理を検討する必要がある。また、投資先となるABCPプログラムが同一のスポンサーの流動性補完や信用補完に依拠しているような場合や、シンセティック型の証券化商品に同一の者がCDS、保証等のプロテクションを提供している場合には、スポンサーやプロテクションの提供者を大口与信管理の対象として管理する必要がないか検討する必要がある。

- (6) 理事会等は、カントリーリスクの重要性を認識し、当該リスクを的確に 把握するための態勢を整備し、継続的なモニタリングを行っているか。
- (7) 理事会等は、カントリーリスクの適切な評価に基づき、国際的な与信に 対する適切な引当を行うための規定の整備など、カントリーリスクを管理 し適切に対応するための態勢を構築しているか。
- (8) カントリーリスクの管理に当たって、国際情勢の変化に応じた機動的な

対応を行う態勢が構築されているか。

- (9) ストレステストを実施しているか。また、信用リスクの計量を行っている場合にあっては、損失額が大きく発現するシナリオの分析を行っているか。
- (10) ABCPプログラム等のスポンサー業務等においては、契約にかかわらず、レピュテーショナルリスク等により流動性補完等を求められる可能性があることも踏まえ、適切な管理を行っているか。
- (11) デリバティブ取引等においては、主なカウンターパーティーの信用リスクについて、以下の点も含め、適切に管理しているか。
 - ① カウンターパーティー別及びカウンターパーティーの類型別のエクスポージャーの管理
 - ② デリバティブ取引の参照資産の時価の変化等によりエクスポージャーが拡大することによるリスクの把握
 - ③ 担保その他の信用補完措置の有効性の確認
 - ④ 市場流動性が低下する状況等も勘案した適切なストレステストの実施
- (12) 上記 II 2 4 1 (3) の問題を踏まえ、農協法自己資本比率告示第4章第6節又は農中法自己資本比率告示第4章第5節に規定する保証及びクレジット・デリバティブ(以下「信用保証取引」という。)を用いた信用リスク削減手法を評価するに当たり、系統金融機関自身は以下の点を考慮すべきであり、また、当局は以下の点を踏まえ、信用リスク削減手法が適用可能であるか否かを判断する。
 - ① 自己資本比率の計算上、まだ認識されていないプレミアムや支払費用の現在価値と、様々なストレスシナリオの下で生じ得る保証対象となるエクスポージャーの期待損失の比較
 - ② 市場価格に対する取引価格の比較(現金以外で支払われるプレミアム についても適切に勘案することを含む。)
 - ③ 保証購入者によるプレミアム等の支払いのタイミング(保証購入者による保証対象エクスポージャーに対する引当てや減損のタイミングと、保証提供者による保証金支払のタイミングの潜在的な違いを含む。)
 - ④ 潜在的な将来損失が発生し得るタイミングと信用保証の可能性の高いデュレーションとの関係を評価するための、将来の保証金支払日の分析
 - ⑤ 保証購入者の保証提供者に対する依存度の増加と保証提供者による 支払義務の履行能力の低下が同時に起こり得るような特定の状況に係 る分析
 - ⑥ 保証購入者がその収益、資本及び財務状況等を踏まえ、適切にプレミアムの支払を行うことが可能であるか否かの分析
 - ⑦ 保証取引の合理性や当該保証取引に伴う将来的な費用及び便益に係

- (13) 当局はまた、以下のような特徴を持つ信用保証取引について、より一層の注意を払う。
 - ① 保証対象エクスポージャーの額と比較して支払いプレミアムが高額な取引。例えば、保証に伴う費用の合計額が保証対象エクスポージャーの額と等しくなる又は超過するような取引や、保証対象エクスポージャーの価格変動やパフォーマンスに応じ、保証提供者が保証購入者にリベートという形で支払プレミアムを一部払い戻すことにより、結果として過大なプレミアムの支払となっているような取引。
 - ② 保証対象エクスポージャーが時価評価されておらず、当該保証対象エクスポージャーに係る損失が損益計算を通じて認識されない取引。
 - ③ 信用保証取引の結果としてリスク・ウェイトや規制資本の額が大幅に低下するような取引。例えば、信用保証の対象となるエクスポージャーに対するリスク・ウェイトが150%を超えるような場合。
 - ④ 保証に対するプレミアムの支払いが保証対象のエクスポージャー額と比例関係にない取引。例えば、保証対象エクスポージャーの減損やデフォルトの有無にかかわらずプレミアムの支払額が保障されている取引や、前払プレミアムや保証終了時に支払われる予定のプレミアムが損益計算を通じて費用として認識されない取引。
 - ⑤ 信用リスク削減に係る費用の合計額を増加させるような取引。例えば、 保証購入者にとって高コストな取引、保証提供者に対する追加担保提供 義務を負う取引、取引満期時に追加的な支払いを行わなければならない 取引、保証購入者が取引を途中で解約する権利を有する取引及び事前に 定めた価額で将来のある時点において取引を中断することにつき保証 提供者と保証購入者の間で予め合意している取引。
- (14) 清算集中されたデリバティブ取引等に係る中央清算機関との間の取引 に係るリスクについて、以下のものも含め、適切に管理しているか。
 - ① 中央清算機関との取引固有のリスク
 - ② 適格中央清算機関が服している規制・監督の枠組みに重大な欠陥がある場合に生じるリスク
 - ③ 適格中央清算機関以外の中央清算機関について、当該中央清算機関の 求めに応じて支払わなければならない未拠出の清算基金について、その 全額が当該中央清算機関の損失補塡に充てられるリスク
- (15) 系統金融機関(金融商品取引業等に関する内閣府令(平成 19 年内閣府令第 52 号)第 123 条第 12 項第 4 号ロに該当する店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が 3,000 億円未満の者を含む。)は、金融機関等を相手方とする非清算店頭デリバティブ取引において、変動証拠金の接受等、取引先のリスク管理に係る態勢整備に努めているか。

また、金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 21 号の 11 の規定(当初証拠金)の対象となる系統金融機関は、同号で対象となる非

清算店頭デリバティブ取引において、当初証拠金の接受等、取引先リスク 管理に係る態勢整備に努めているか。

具体的な監督上の着眼点については、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の「IV-2-4(4)非清算店頭デリバティブ取引」等を参照するものとする。

(16) 株式を取得又は保有する場合、保有時における株価下落リスクや減損リスク、処分時における売却損リスクがあることや、特に大口の株式や非上場株式を保有している場合については売却が困難となるリスクがあることに留意し、適切にリスク(注1・2)を管理しているか。

特に、系統金融機関等による資本性資金の供給をより柔軟に行い得るようにするため、金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 45 号)における農協法及び農中法改正により議決権保有規制の見直しが行われたことを踏まえ、基準議決権数を超えて議決権を取得又は保有する場合には、以下のような点にも留意する必要がある。

① 農協法第11条の66第1項第7号又は農中法第72条第1項第10号に 規定する「経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動 を行う会社として主務省令で定める会社」(以下「事業再生会社」とい う。)の株式を取得又は保有する場合、当該会社が作成した事業再生計 画を適切に審査するとともに、当該計画等の進捗状況等を的確に評価・ 分析する熊勢を整備しているか。

また、必要に応じて、当該会社の企業価値の向上に向けて、経営改善に関する支援、助言等を行う態勢を整備しているか。

- ② 投資専門子会社を通じ、以下の会社の株式を取得又は保有する場合、 系統金融機関本体からは一定のリスク遮断が図られているものと考え られるが、その場合も、当該子会社のリスク管理状況の把握・分析・管 理等を行う態勢を整備しているか。
 - ア 農協法第 11 条の 66 第 1 項第 6 号又は農中法第 72 条第 1 項第 9 号 に規定する「新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める 会社」(以下「ベンチャービジネス会社」という。)
 - イ 事業再生会社
 - ウ 農協法第11条の67第4項又は農中法第73条第8項に規定する「地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として主務省令で定める会社」(いわゆる地域経済の面的再生(再活性化)事業会社)
- (注1) 「II − 2 − 5 市場リスク」も参照すること。
- (注2) 株式の取得又は保有に係る、株主の立場と債権者としての立場における利益相反については、「 $\mathbf{III}-4-12$ 利用者等の利益の保護のための態勢整備【共通】も参照すること。
- (注)着眼点の詳細については、必要に応じ、検査マニュアルを参照。

$\Pi-2-4-3$ 監督手法・対応【共通】

- (1) 信用リスク情報に関するオフサイト・モニタリングのデータ及び業務報告書(信連の場合は決算速報、農中の場合は決算状況表を含む。)等に基づき、信用リスクの状況を常時把握し、分析等を行う。
- (2) 不良債権比率、大口与信(組合については自己資本の額(適格旧資本調 達手段のうち補完的項目に該当していたものを除く。)、農中については Tier 1 資本の額の 10%以上の与信先(国、地方公共団体、政府関係機関等 向け与信を除く。) への与信合計額又は与信残高が上位一定数以上の先(国、 地方公共団体、政府関係機関等向け与信を除く。)への与信合計額のうちい ずれか大きい方)の比率、特定業種への集中度といった基本的な指標に加 え、大口与信先に対するリスクが顕在化した場合の影響額(大口先のうち 要管理先以下の者に対する債権の非保全額(担保・保証及び引当金により 保全されていない債権額)の一定割合が損失となったと仮定した場合の損 失額をいう。)を勘案した自己資本比率を基準として、信用リスクの管理態 勢について改善が必要と認められる組合に関しては、Ⅱ-2-2-3①か ら③までの対応等を行い、必要な場合には農協法第93条又は農中法第83 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。ま た、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、農協 法第 94 条の2若しくは農中法第 85 条に基づき業務改善命令又は農協法第 95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。(信用リ スク改善措置)
- (3) なお、系統金融機関の個別取引先に対する与信判断は、あくまでも当該系統金融機関の経営判断で行われるものであり、行政庁が指示・関与等することはなく、その権限もないことに留意する必要がある。

Ⅱ-2-5 市場リスク

Ⅱ-2-5-1 意義【共通】

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産、負債及びオフバランス取引の価値が変動し、系統金融機関が損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、系統金融機関が損失を被るリスクをいうが、系統金融機関は、当該損失が自己資本比率規制上の自己資本に算入されるか否かにかかわらず、当該リスクに係る内部管理態勢を適切に整備し、経営の健全性の確保に努める必要がある。

Ⅱ-2-5-2 主な着眼点

$\Pi-2-5-2-1$ 組合【組合】

- (1) リスク管理態勢
 - ① 経営管理委員会又は理事会は、自組合全体の経営方針に沿った戦略目標を踏まえた市場リスク管理の方針を定めているか。

また、理事会は、自組合の戦略目標、リスク管理方針に従い、かつ収

益目標等に見合った適切な市場リスクの管理態勢を整備しているか。

- ② 市場リスク管理のための規程においては、市場部門(フロント・オフィス)、事務管理部門(バック・オフィス)及びリスク管理部門(ミドル・オフィス)について、各部門の管理者のそれぞれの役割と権限を明確にしているか。
- ③ 経営陣は、幅広い視点から能動的かつ迅速に業務運営やリスク管理等の方針を決定しているか。
- ④ 内外の経済動向等を含め、保有資産の価格等に影響を与える情報を広く収集・分析するとともに、経営陣が適切かつ迅速に業務運営やリスク管理等の方針を決定することができるよう、重要な情報を適時に経営陣等に報告する態勢が整備されているか。
- ⑤ ミドル・オフィスは、各業務部門へのリスク資本の配賦や限度枠(ロスカット・ポイント、ウォーニング・ポイントなど)の機械的な設定にとどまらず、リスク管理に資する様々な情報を収集・分析し、主体的にリスクの把握を行い、日常的なリスク管理に活用しているか。
- ⑥ ミドル・オフィスは、把握したリスクについて、定期的な報告にとど まらず、必要に応じて経営陣への報告を行っているか。

(2) リスク管理の内容・手法

- ① 現在価値に換算したポジション及びリスクの保有資産別・期日別等の 内訳を適切に把握しているか。特に、特殊なリスク特性を有する保有資 産のリスクを適切にとらえているか。
- ② 金利リスクは、いわゆるコア貯金(明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される貯金のうち、引き出されることなく長期間組合に滞留する貯金)の定義によって、計算されるリスク量が大きく変動することを理解し、コア貯金の内部定義を適切に行い、バックテスト等による検証を行っているか。
- ③ VaR値をリスク管理に用いる際には、商品の特性を踏まえて、観測期間、保有期間、信頼区間、計測手法及び投入するデータ等の適切な選択に努めるとともに、計測結果を検証し、妥当性の確保に努めているか。
- ④ 過去の実績が十分でない場合やデータの信頼性が乏しい場合等にはVaRの値が過少となる可能性があるなど、統計的なリスク計測手法には一定の限界があることを踏まえ、ストレステストを含むリスク管理手法を整備しているか。なお、リスク管理に当たっては、経済動向等を踏まえてその前提条件を機動的に見直すこととしているか。
- ⑤ ストレステストに際しては、ヒストリカルシナリオ(過去の主な危機のケースや最大損失事例の当てはめ)のみならず、仮想のストレスシナリオによる分析も行っているか。なお、仮想のストレスシナリオについては、内外の経済動向に関し、保有資産等に対し影響の大きいと考えられる状況を適切に想定しつつ、複数設定しているか。さらに、前提となっている保有資産間の価格の相関関係が崩れるような事態も含めて検討を行っているか。
- ⑥ ポジション枠(金利感応度や想定元本等に対する限度枠)、リスク・リ

ミット (VaR等の予想損失額の限度枠)、損失限度、ストレステストの設定に際しては、理事会において、自組合におけるリスク管理の方針として、各設定に際しての基本的な考え方を明確に定めているか。また、理事会等において、定期的に(最低限各期に1回)、各部門の業務の内容等を再検討し、設定内容を見直しているか。

- ⑦ ポジション枠、リスク・リミット若しくは損失限度を超過した場合、 又は超過するおそれがある場合における管理者への報告体制及び権限 (方針及び手続等)が明確に定められているか。
- ⑧ ストレステストの結果については、経営陣により十分な検証・分析が 行われ、リスク管理に関する具体的な判断に活用される態勢が整備され ているか。
- ⑨ 「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」に定める株式等の保有の制限を踏まえ、適切に株式保有リスクを管理しているか。

(3) 証券化商品等のクレジット投資のリスク管理

証券化商品を始めとする市場性のあるクレジット商品への投資では、以下のような点に留意して、リスク管理を行っているか。なお、市場性のあるローン(自組合でオリジネートする場合か、セカンダリー市場で取得する場合かを問わない。)及びCDS取引についても、同様の留意が必要となる。

① 商品の適切な価格評価

市場性のあるクレジット商品(市場性のあるローン及びCDS取引を含む。)に関して、以下のような点に留意して、価格評価を行っているか。

- ア 価格評価に当たっては、頻繁に取引されている価格が存在する場合には当該価格で評価し、このような価格が存在しない場合であっても、類似商品の価格を用いて評価するなど、可能な限り客観的な価格評価を行っているか。また、価格評価モデルを用いる場合には、モデルが一定の前提の上に作られていることを理解し、定期的にモデルの前提やロジックを見直し、適切性を検証しているか。
- イ フロント・オフィスにおいて算出された商品の価格を、リスク管理 上の時価評価額として使用する場合には、当該価格について、ミドル・ オフィス等において、独立した立場から検証を行っているか。
- ウ 外部ベンダーやブローカーから価格評価を取得する場合には、可能な限り価格評価手法に係る情報の提供を求め、当該価格評価の妥当性の検証に努めているか。また、外部ベンダー等が提供する価格評価モデルを用いる場合には、可能な限り詳細な情報の提供を当該外部ベンダー等に求め、モデルの前提・特性や限界の把握に努めているか。
- ② 証券化商品等への投資における商品内容の適切な把握
 - ア 証券化商品等への投資や期中管理に当たり、格付機関の格付手法や 格付の意味をあらかじめ的確に理解した上で外部格付を利用するなど、 外部格付に過度に依存しないための態勢が整備されているか。
 - イ 証券化商品等への投資において、裏付けとなる資産内容の把握、優 先劣後構造 (レバレッジの程度) や流動性補完、信用補完の状況、ク

レジットイベントの内容といったストラクチャーの分析及び価格変動 の状況の把握等、自ら証券化商品等の内容の把握に努めているか。

- ウ 証券化商品等への投資においては、原資産のポートフォリオの運 用・管理をオリジネーター、マネージャー等の関係者に依存している ことから、関係者の能力・資質、体制等の把握・監視に努めているか。
- エ 証券化商品については、オリジネーターによる原資産の組成において、その組成当初から当該原資産の全てを証券化ビークルに譲渡することを意図した場合、投資分析等が疎かになるなど不適切な原資産組成がなされ、その結果当該証券化商品の持分のリスクが高くなるおそれがある。そのため、当該証券化商品のリスクの一部を、オリジネーターが継続保有することが望まれる。これらを踏まえ、オリジネーターが証券化商品に係るリスクの一部を継続保有しているか確認しているか。また継続保有していない場合には、オリジネーターの原資産に対する関与状況や原資産の質についてより深度ある分析をしているか。
- ③ 市場流動性リスクの管理
 - ア 証券化商品等への投資や期中管理において、市場流動性を適切に検 証しているか。なお、市場流動性を検証する方法としては、
 - a 市場規模と自組合の投資額とを比較し、過大なシェアとなってい ないかを確認すること
 - b ヒアリング等を通じて、市場のビッド・オファー・スプレッドや 実際に売却可能な価格水準を把握すること
 - c 証券化商品のインデックス等の各種指数等の分析により市場環境 の変化をモニターすること
 - d 過去のストレス事象を参考に、市場流動性枯渇に関するストレス シナリオを作成し、証券化ポートフォリオの損益等を確認すること 等が考えられる。
 - イ 証券化商品等の市場流動性につき、懸念が認められた場合には、適 時に対応を検討する態勢が整備されているか。
- (注)着眼点の詳細については、必要に応じ、検査マニュアルを参照。

II - 2 - 5 - 2 - 2 農中【農中】

- (1) リスク管理態勢
 - ① 経営管理委員会又は理事会は、農中全体の経営方針に沿った戦略目標 を踏まえた市場リスク管理の方針を定めているか。
 - また、理事会は、農中の戦略目標、リスク管理方針に従い、かつ収益目標等に見合った適切な市場リスクの管理態勢を整備しているか。
 - ② 市場リスク管理のための規程においては、フロント・オフィス、バック・オフィス及びミドル・オフィスの各部署の管理者のそれぞれの役割と権限を明確にしているか。
 - ③ 市場関連リスク管理に当たっては、特定取引 (トレーディング) 部門 と非特定取引 (バンキング) 部門の双方がカバーされる体制をとってい

るか。

- ④ 経営陣は、幅広い視点から能動的かつ迅速に業務運営やリスク管理等 の方針を決定しているか。
- ⑤ 内外の経済動向等を含め、保有資産の価格等に影響を与える情報を広く収集・分析するとともに、経営陣が適切かつ迅速に業務運営やリスク管理等の方針を決定することができるよう、重要な情報を適時に経営陣等に報告する態勢が整備されているか。
- ⑥ 保有資産の種類等ごとに業務部門が相互の連携なく投資運用を行う場合には、全体としてリスクの集中を招いたり、それぞれのポジションに固執し、全体として適切なタイミングで手仕舞いできない可能性があるなど、効果的なリスク管理に支障が生じ得ることを認識し、ポートフォリオ全体の観点から、適切かつ迅速な投資判断を行える態勢が整備されているか。
- ⑦ ミドル・オフィスは、各業務部門へのリスク資本の配賦や限度枠の機械的な設定にとどまらず、リスク管理に資する様々な情報を収集・分析し、主体的にリスクの把握を行い、日常的なリスク管理に活用しているか。
- ⑧ ミドル・オフィスは、把握したリスクについて、定期的な報告にとど まらず、必要に応じて経営陣への報告を行っているか。
- ⑨ リスク管理については、海外拠点を含めたグループレベルで実施し、グループ全体のリスク管理部署においては、グループ会社からの報告を単に受けるだけでなく、自らリスクを把握・分析・管理する態勢が整備されているか。この前提としてリスク管理上必要な情報については、海外拠点を含めたグループベースで迅速に把握することができる態勢が整備されているか。

(2) リスク管理の内容・手法

- ① 現在価値に換算したポジション及びリスクの保有資産別・期日別等の 内訳を適切に把握しているか。特に、特殊なリスク特性を有する保有資 産のリスクを適切にとらえているか。
- ② 市場リスク管理の方針の下で、内部モデルの高度化及び精緻化のための研究を随時行っているか。
- ③ 金利リスク(特定取引に係るものを除く。)は、いわゆるコア預金(明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間農中に滞留する預金)の定義によって、計算されるリスク量が大きく変動することを理解し、コア預金の内部定義を適切に行い、バックテスト等による検証を行っているか。
- ④ VaR値をリスク管理に用いる際には、商品の特性を踏まえて、観測期間、保有期間、信頼区間、計測手法及び投入するデータ等の適切な選択に努めるとともに、計測結果を検証し、妥当性の確保に努めているか。
- ⑤ 過去の実績が十分でない場合やデータの信頼性が乏しい場合等には VaRの値が過少となる可能性があるなど、統計的なリスク計測手法に は一定の限界があることを踏まえ、多様なリスク計測方法(例えば、想

定元本などのグロス・ポジションの把握、ボラティリティの変化の把握など)を活用するとともに、ストレステストを含むリスク管理手法の充実を図っているか。なお、リスク管理に当たっては、経済動向等を踏まえてその前提条件を機動的に見直すこととしているか。

- ⑥ ストレステストに際しては、ヒストリカルシナリオのみならず、仮想のストレスシナリオによる分析も行っているか。なお、仮想のストレスシナリオについては、内外の経済動向に関し、保有資産等に対し影響の大きいと考えられる状況を適切に想定しつつ、複数設定しているか。さらに、前提となっている保有資産間の価格の相関関係が崩れるような事態も含めて検討を行っているか。
- ① ポジション枠、リスク・リミット、損失限度及びストレステストの 設定に際しては、理事会において、農中におけるリスク管理の方針と して、各設定に際しての基本的な考え方を明確に定めているか。また、 理事会等において、定期的に(最低限各期に1回)、各部門の業務の内 容等を再検討し、設定内容を見直しているか。
- ⑧ ポジション枠、リスク・リミット若しくは損失限度を超過した場合、 又は超過するおそれがある場合における管理者への報告体制及び権限 (方針及び手続等)が明確に定められているか。
- ⑨ ストレステストの結果については、経営陣により十分な検証・分析が行われ、リスク管理に関する具体的な判断に活用される態勢が整備されているか。
- ⑤ 「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」に定める株式等の保有の制限を踏まえ、適切に株式保有リスクを管理しているか。

(3) 証券化商品等のクレジット投資のリスク管理

証券化商品を始めとする市場性のあるクレジット商品への投資では、以下のような点に留意して、リスク管理を行っているか。なお、市場性のあるローン(農中でオリジネートする場合か、セカンダリー市場で取得する場合かを問わない。)及びCDS取引についても、同様の留意が必要となる。

① 商品の適切な価格評価

市場性のあるクレジット商品(市場性のあるローン及びCDS取引を含む。)に関して、以下のような点に留意して、価格評価を行っているか。ア 価格評価に当たっては、頻繁に取引されている価格が存在する場合には当該価格で評価し、このような価格が存在しない場合であっても、類似商品の価格を用いて評価するなど、可能な限り客観的な価格評価を行っているか。また、価格評価モデルを用いる場合には、モデルが一定の前提の上に作られていることを理解し、定期的にモデルの前提やロジックを見直し、適切性を検証しているか。

- イ フロント・オフィスにおいて算出された商品の価格を、リスク管理 上の時価評価額として使用する場合には、当該価格について、ミドル・ オフィス等において、独立した立場から検証を行っているか。
- ウ 外部ベンダーやブローカーから価格評価を取得する場合には、可能な

限り価格評価手法に係る情報の提供を求め、当該価格評価の妥当性の検証に努めているか。また、外部ベンダー等が提供する価格評価モデルを用いる場合には、可能な限り詳細な情報の提供を当該外部ベンダー等に求め、モデルの前提・特性や限界の把握に努めているか。

- エ 価格評価モデルを用いるにあたって、流動性リスクや価格評価モデル の不確実性リスク等に重要性があると認められる場合には、これらが適 切に考慮されているか。
- ② 証券化商品等への投資における商品内容の適切な把握
 - ア 証券化商品等への投資や期中管理に当たり、格付機関の格付手法や格付の意味をあらかじめ的確に理解した上で外部格付を利用するなど、 外部格付に過度に依存しないための態勢が整備されているか。
 - イ 証券化商品等への投資において、裏付けとなる資産内容の把握、優先 劣後構造(レバレッジの程度)や流動性補完、信用補完の状況、クレジ ットイベントの内容といったストラクチャーの分析及び価格変動の状 況の把握等、自ら証券化商品等の内容の把握に努めているか。
 - ウ 証券化商品等への投資においては、原資産のポートフォリオの運用・ 管理をオリジネーター、マネージャー等の関係者に依存していることか ら、関係者の能力・資質、体制等の把握・監視に努めているか。
 - エ 証券化商品については、オリジネーターによる原資産の組成において、その組成当初から当該原資産の全てを証券化ビークルに譲渡することを意図した場合、投資分析等が疎かになるなど不適切な原資産組成がなされ、その結果当該証券化商品の持分のリスクが高くなるおそれがある。そのため、当該証券化商品のリスクの一部を、オリジネーターが継続保有することが望まれる。これらを踏まえ、オリジネーターが証券化商品に係るリスクの一部を継続保有しているか確認しているか。また継続保有していない場合には、オリジネーターの原資産に対する関与状況や原資産の質についてより深度ある分析をしているか。
- ③ 市場流動性リスクの管理
 - ア 証券化商品等への投資や期中管理において、市場流動性を適切に検証 しているか。なお、市場流動性を検証する方法としては、
 - a 市場規模と農中の投資額とを比較し、過大なシェアとなっていないかを確認すること
 - b ヒアリング等を通じて、市場のビッド・オファー・スプレッドや 実際に売却可能な価格水準を把握すること
 - c 証券化商品のインデックス等の各種指数等の分析により市場環境 の変化をモニターすること
 - d 市場流動性枯渇に関するストレスシナリオを作成し、証券化ポートフォリオの損益等を確認すること
 - 等が考えられる。
 - イ 証券化商品等の市場流動性につき、懸念が認められた場合には、適 時に対応を検討する態勢が整備されているか。
- ④ 証券化商品の組成等に係るリスク管理
 - ア 証券化商品等を組成し、販売する(又は市場性のあるローンを売却

する)までの過程において、市場環境が変化し、原資産に係るリスク(又は当該ローンのリスク)を投資家に移転することが困難になる可能性(パイプラインリスク)について検討されているか。また、証券化商品等の販売後、買戻し等を行った際の対応(新たな投資家の確保や自己のポートフォリオへの組込み等)があらかじめ検討されているか。証券化(シンジケーション)業務を行うに当たっては、以上のリスクも織り込んで、リスク・リターンの判断を行っているか。

- イ 非連結の特別目的会社等を用いて、証券化商品等を組成・販売する等により、原資産に係るリスクを投資家に移転した場合であっても、レピュテーショナルリスクなどから、市場環境の変化によっては、再び原資産に係るリスクを負う可能性について、ストレステストに織り込む等の方法によりあらかじめ検討されているか。証券化業務を行うに当たっては、以上のリスクも織り込んで、リスク・リターンの判断を行っているか。
- (注)着眼点の詳細については、必要に応じ、検査マニュアルを参照。
- Ⅱ-2-5-2-3 マーケット・リスク規制の適用対象取引に関する内部管理等【共通】【新規制導入先(令和5年金融庁・農林水産省告示第1号により自己資本比率を算出する農中又は令和6年金融庁・農林水産省告示第1号により自己資本比率を算出する組合をいう。以下同じ。)に限る。なお、新規制導入先以外は、なお従前の例による。】

マーケット・リスク規制の適用対象取引は農中法自己資本比率告示又は農協法自己資本比率告示に定めるところにより農中又は組合がその保有する商品をトレーディング勘定へ分類した商品に含まれる取引は、農中又は組合が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的または当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で行う取引等をいい、そのような特性を前提として、マーケット・リスク規制が適用される。よって、マーケット・リスク規制の適用対象取引を明確化し、不適当な取引(注)を排除するとともに、適用対象取引が適切に管理される必要がある。こうした観点から、以下の点について確認するものとする。

- ・ マーケット・リスク規制の適用対象取引及びその管理方法(想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性などを踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法を含む。)を文書により明確化するとともに、当該文書により適切に運用していることが定期的な内部監査(価格評価の方法及びその運用の適切性については、内部監査及び会計監査)により確認されているか。
- (注)「トレーディング業務に対するバーゼルⅡの適用およびダブル・デフォ

ルト効果の取扱い」(平成 17 年バーゼル銀行監督委員会)では、ヘッジされていないヘッジファンド持分や私募株式等が不適当なものとして例示されている(パラグラフ 271)。

Ⅱ-2-5-3 監督手法・対応【共通】

- (1) 市場リスク情報に関するオフサイト・モニタリングのデータに基づき、 市場リスク等の状況を常時把握し、分析等を行う。
- (2) 以下のいずれかに該当する系統金融機関に対しては、 $\Pi-2-2-3$ ① から③までの対応等を行い、必要な場合には農協法第93条又は農中法第83条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、農協法第94条の2若しくは農中法第85条に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。(安定性改善措置)
 - ① 有価証券の価格変動等による影響を基準として、市場リスク等の管理 態勢について改善が必要と認められる系統金融機関
 - ② 以下のア及びイにより、深度ある対話を行う必要があると認められる 系統金融機関(組合は、以下のイのdを除いて平成31年3月期より適用) ア 重要性テスト

 Δ E V E (金利リスク (マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。) のうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、農中においては農中法自己資本開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいい、組合においては農協法自己資本開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下同じ。) の最大値 (組合については、 Δ E V E のうち、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト又はスティープ化に基づき計算されるもののうちの最大値) が次に該当する場合には、系統金融機関を以下のイの対象とする。

- a 農中においては、Tier1資本の額の15%を超える場合
- b 組合においては、自己資本の額の20%を超える場合
- イ オフサイトモニタリングデータの追加分析

収益性、リスクテイク、自己資本のバランスや、金利ショックが自己 資本に与える実質的な影響について分析を行う。具体的には、「系統金 融機関がいわゆる銀行勘定において保有するポジション全体の金利リ スク」と「自己資本の余裕」(農協法自己資本比率告示及び農中法自己 資本比率告示に定める自己資本の最低水準を上回る額をいう。以下この ②において同じ。)との関係を基本的な着眼点としつつ、以下の観点等 を踏まえ、系統金融機関と深度ある対話を行う必要性について判断する。

a 「金利ショックによる有価証券の価格変動に関するリスク」と「自己資本の余裕」との関係(組合の「自己資本の余裕」には有価証券の含み損益を勘案する。)

- b 「通貨別の金利リスク」と「自己資本の余裕」との関係
- c 「金利に係るリスクテイク」と「収益力」との関係
- d 「金利ショックが将来収益に与える影響」(組合は令和2年3月期より適用)
- (注1) 系統金融機関が、内部モデルを使用して金利リスクを計測する場合には、モデルの検証及びガバナンス態勢の構築が適切に行われ、モデルについての必要な情報(目的、意図された使用方法、基礎となる理論、限界、仮定等)、管理の枠組み(方針、検証の手順、組織体制等)及び検証の過程が適切に文書化されることを求めるものとする。また、監督にあたっては、内部モデルの使用が計算上の金利リスク量に与える影響についても留意する。
- (注2)系統金融機関が、金利リスクを計測する際には、重要性に応じて、 いわゆる行動オプション性(流動性預貯金の滞留、固定金利貸出の期 限前返済、定期預貯金の早期解約、個人向けの金利コミットメントラ インの実行等、金利変動に対する利用者の必ずしも経済合理性のみに 基づかない行動変化がキャッシュフローに与える影響)を、内部モデ ルの使用又は保守的な前提の反映により適切に考慮することを求め るものとする。
- (注3) 重要性テストに該当したことをもって、系統金融機関が過大なリスクテイクを行っているとみなされるものではない。また、オフサイトモニタリングデータの追加分析を通じて、健全性の観点から深度ある対話を行う必要があると認められる場合であっても、改善対応が自動的に求められるものではない。改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響等に十分配慮し、改善手法や時期等が適切に選択されるよう、留意して監督を行うものとする。

Ⅱ-2-6 流動性リスク

II-2-6-1 意義【共通】

流動性リスクとは、系統金融機関の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより系統金融機関が被るリスク(資金繰りリスク)と、市場の混乱等により市場において取引できなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)からなる。系統金融機関は当該リスクに係る内部管理態勢を適切に整備し、流動性リスクを適切に管理していくことが重要である。

Ⅱ-2-6-2 主な着眼点【共通】

預貯金動向や流動性準備の変動が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応策が講じられているか。例えば、

- (1) 経営管理委員会又は理事会は、自組合全体又は農中全体の経営方針に沿った戦略目標を定めるに当たり、資金繰りリスクを考慮しているか。 また、理事会は、資金繰りリスクの管理に当たり、例えば、資金繰り管理部門とリスク管理部門を分離するなど、適切なリスク管理を行うため、けん制機能が十分発揮される体制を整備しているか。
- (2) 資金繰り管理部門及びリスク管理部門の管理者は、資金繰りの状況をその資金繰りのひつ迫度に応じて区分(例えば、平常時、懸念時、危機時等) し、各区分時における管理手法、報告方法、決裁方法等の規定を理事会等 の承認を得た上で整備しているか。
- (3) 資金繰り管理部門は、即時売却可能あるいは担保として利用可能な資産 (国債など)の保有など、危機時を想定した調達手段を確保しているか。
- (4) 農中においては、流動性カバレッジ比率(農林中央金庫法第56条の規定に基づき、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準(平成26年金融庁・農林水産省告示第16号。以下「流動性比率告示」といい、流動性比率告示第8条において準用する流動性比率告示第2章及び第4章から第6章までの規定を含む。)第2条に定める連結流動性カバレッジ比率及び第8条に定める単体流動性カバレッジ比率をいう。以下同じ。)が最低水準を満たしていることを早期に捕捉するため、流動性カバレッジ比率を基に作成した近似指標(以下「近似LCR」という。)について、以下に掲げるところにより、日次で算出する態勢を整備しているか(最初に流動性カバレッジ比率を算出し、当局へ報告した日の翌日より適用)。
 - ① 更新するデータの内容

近似 LCR を構成する分子及び分母は、流動性カバレッジ比率を適切に 捕捉するために、少しでも多くのデータ項目について更新する取扱いと なっているか。なお、流動性カバレッジ比率に対する捕捉力を確保する ために、例えば、分子については、流動性カバレッジ比率の分子に相当 する資産の80パーセント以上(直近の流動性カバレッジ比率対比)を 更新する等の対応を行っているか。

- ② 近似 LCR を算出する期限 近似 LCR は、算出の対象となる日から 2 営業日以内に算出しているか。
- 近似しはは、鼻出の対象となる自から2宮業日以内に鼻出している。
 ③ 当局への報告

直近月の流動性カバレッジ比率が、最低水準より10%ポイント高い水準を下回った場合には、速やかに近似LCRの当局に対する日次の報告を開始することとしているか。当該日次の報告は、翌月以降の流動性カバレッジ比率が、最低水準より10%ポイント高い水準を上回るまで継続することとしているか。

- ④ 当局への報告期限
 - ③において、当局へ報告を行うこととなった場合は、近似 LCR を算出した日の翌営業日以内に当局に報告しているか。

- ⑤ 文書化 近似 LCR の算出方法について文書化しているか。
- (5) 農中においては、流動性比率告示第80条に定める「単体安定調達比率」 (以下「安定調達比率」という。)について、最低水準を下回るおそれがある と見込まれる場合には、速やかに当局へ報告することとしているか。
- (注)着眼点の詳細については、必要に応じ、検査マニュアルを参照。

Ⅱ-2-6-3 監督手法・対応【共通】

- (1) 流動性リスク情報に関するオフサイトモニタリングデータ (月次又は四半期毎) に基づき、流動性リスク等の状況を常時把握し、分析等を行う。
- (2) 預貯金動向や流動性準備の水準を基準として、流動性リスクの管理態勢について改善が必要と認められる系統金融機関に関しては、預貯金や流動性準備の状況について、頻度の高い報告を求めるとともに、II 2 2 3①から③までの対応等を行い、必要な場合には農協法第93条又は農中法第83条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、農協法第94条の2若しくは農中法第85条に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。(資金繰り改善措置)

Ⅱ-2-6-4 流動性比率規制【農中】

Ⅱ-2-6-4-1 意義

財務の健全性を確保するためには、自己資本の充実を図るだけではなく、 流動性リスクにも備える必要がある。流動性リスクに対する短期的な備えと しては、流動性リスクに応じた十分な流動性資産を保有することにより、資 金調達が困難な状況に陥っても、業務の継続を可能とする強靭性を高めるこ とが重要である。当局としても、農中の流動性リスクを把握し、必要に応じ て十分な流動性資産の保有を促していく必要がある。

また、流動性リスクに対する中長期的な備えとしては、農中の保有する資産 (オフバランス資産を含む。)の構成に応じて、安定的な資金調達構造を維持することが重要である。当局としても、農中の資産と資金調達源の特徴を把握し、必要に応じて十分に安定的な資金調達源の確保を促していく必要がある。

こうした観点から、農中に対しては、流動性カバレッジ比率及び安定調達 比率という客観的な基準を用い、十分な流動性資産の保有及び十分に安定的 な資金調達源の確保を求めるものとする。

Ⅱ-2-6-4-2 流動性カバレッジ比率及び安定調達比率の計算の正 確性

II - 2 - 6 - 4 - 2 - 1 意義

流動性カバレッジ比率及び安定調達比率については、農中の流動性に係る 健全性を示す基本的指標であることから、正確に計算されなければならない。 流動性カバレッジ比率及び安定調達比率の計算の正確性については、流動 性比率告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえる必要がある。

Ⅱ-2-6-4-2-2 留意事項

流動性カバレッジ比率及び安定調達比率の計算の正確性については、流動性比率告示上の規定に則って正確に計算されているか。特に以下の点に留意してチェックするものとする。

(1) 農中が具体的な計算方法及び資産・負債の特定方法を策定する場合の留意点

流動性カバレッジ比率における資金流出項目のうち、流動性比率告示第30条に規定する適格オペレーショナル預金に係る特例、同告示第39条に規定するシナリオ法による時価変動時所要追加担保額及び安定調達比率の計測に係る同告示第104条に規定する相互に関係する資産及び負債に係る特例を適用する場合には、当該各条に規定する要件を満たす範囲で、農中が具体的な計算方法を策定する又は対象となる資産・負債の特定を行うものとされている。この場合には、次の点について、具体的な計算方法や資産・負債の特定方法が流動性比率告示を踏まえて適切に策定されているか、事前に確認するものとする。

- ① 農中が適格オペレーショナル預金に係る特例を用いようとする場合には、適格オペレーショナル預金の額の推定方法等が適格業務要件、オペレーショナル預金要件、定量的基準及び定性的基準を満たす形で設定されているか。
 - ② 農中がシナリオ法による時価変動時所要追加担保額を用いようとする場合には、そのストレスシナリオの選定、金額の推定方法等がストレスシナリオの選定基準、定量的基準及び定性的基準を満たす形で設定されているか。
 - ③ 農中が相互に関係する資産及び負債に係る特例を用いようとする場合には、対象となる資産及び負債が流動性比率告示第101条に規定する要件全てを満たす形で設定されているか。
- (2) 流動性カバレッジ比率及び安定調達比率の計算における計算対象の判定 について

流動性カバレッジ比率及び安定調達比率の計算においては、農中における 内部管理等も踏まえつつ計算対象の設定を行う事項があるが、具体的には以 下の項目について、適切な取扱いを行っているか。

① 「金融機関等」の定義における「流動性に係るリスク管理の観点から重要性が低いと認められる者」の判断

流動性比率告示第1条第20号に規定する「金融機関等」については、「流動性に係るリスク管理の観点から重要性が低いと認められる者」を除くこととされている。この際、例えば、資金流出額を減少させることによって流動性カバレッジ比率を高めることを目的として、または利用可能安定調達額を増加することによって安定調達比率を高めることを目的として、重要性が認められる者を意図的に「金融機関等」の定義から除外するなど不適当な取扱いを行っていないか。

② 規模の小さな連結子法人等の取扱い

連結流動性カバレッジ比率や連結安定調達比率の水準への影響が極めて小さい小規模の連結子法人等については、算入可能適格流動資産をゼロとする又は利用可能安定調達額をゼロとするなど保守的であることが担保される場合に限り、簡便的な計算をすることも可能である。この際、例えば、連結総資産(連結総負債)に占める資産(負債)の割合が非常に大きな金融機関に対して当該計算を適用したり、オフ・バランスシートにおいて多額の資金流出が見込まれるにも関わらず、これを考慮しないまま小規模の連結子法人等であるとして当該計算を適用するなど不適当な取扱いを行っていないか。

(3) 過去の流動性ストレス期の判定

「過去の流動性ストレス期」の判定においては、2007年以降(我が国においては、2008年以降)まで遡ることを基本としつつ、可能な範囲で1990年代後半のデータ等も参照することとされている。この際、データが入手可能であり、かつ過去の流動性ストレス期としての要件を満たしていた時期について、適切に判定の対象として含めているか。

(4) 価格下落率等の確認

流動性比率告示上のレベル2A資産及びレベル2B資産の判定においては、過去の市場流動性ストレス期における価格下落率若しくは担保掛目の下落幅を確認することが求められている。例えば、債券の格付及び残存期間について、十分に細分化した上で判定を行うなど適切に確認を行っているか。

(5) 資金流出入項目の区分及び資金流出率の設定の適切性

流動性比率告示上、流動性カバレッジ比率については資金流出入項目に係る区分の設定並びにそれらに係る資金流出率(額)又は資金流入額の設定を行う項目、安定調達比率については利用可能安定調達額並びに所要安定調達額にかかる項目があるが、これらについては、農中による適切な設定及び検証を求めることとしている。具体的には、以下の項目について留意することとする。

① 流動性比率告示第86条第1項に定める「準安定預金」について、内部管理として追加的な区分を設定する必要があるか否か検討し、必要があると認められる場合には適切な区分を行っているか。また、過去の流動性ストレス期における資金流出の割合の実績を踏まえた資金流出率の設定を行っているか。さらに、過去の資金流出率をそのまま適用すること

なく、現在の準安定預金の構成に当てはめた場合にも資金流出率が10%を超える蓋然性が十分に低いか等について検証を行っているか。

- ② 流動性比率告示第55条に定める「その他偶発事象に係る資金流出額」及び同告示第103条第3号に定める偶発債務について、内部管理を踏まえた適切な区分を行っているか。また、その適切性について定期的な検証を行っているか。
- ③ 流動性比率告示第62条に定める「その他契約に基づく資金流出額」及び同告示第75条に定める「その他契約に基づく資金流入額」について、流動性リスクの管理上の重要性を踏まえた適切な設定を行っているか。また、その適切性について定期的な検証を行っているか。

(6) 残存期間の設定方法の妥当性

流動性カバレッジ比率及び安定調達比率の計算において、残存期間を価格算定モデルにより計算している場合には、価格算定モデルの合理性(手法、前提条件等)について定期的に検証を行うとともに、残存期間の見積もりの確からしさについて事後的な内部検証を行っているか。

(7) 有価証券の割当方法の適切性

流動性カバレッジ比率及び安定調達比率の計算において、有価証券の 調達元が不明な場合(例えば、有価証券のショート・ポジションやレポ 形式の取引等の担保として差し出している有価証券の調達元が不明な場 合)において、農中が定める任意の割当方法を使用している場合には、 当該割当方法を文書により明確化するとともに、当該文書に従って適切 に運用されていることを定期的に確認しているか。

(8) 流動性カバレッジ比率及び安定調達比率の計算方法の一貫性等

例えば、流動性比率告示第36条第2項のネッティング(資金流出額及び資金流入額の計算過程において、一定の額との相殺を行うことをいう。)の取扱いや、同告示第30条に規定する適格オペレーショナル預金に係る特例、同告示第39条に規定するシナリオ法及び同告示第104条に規定する相互に関係する資産及び負債の特例を採用している場合にはそれらの取扱いなど、流動性カバレッジ比率や安定調達比率の計算方法に関して一定の裁量が認められている場合、合理的な理由に基づく変更の場合を除き、一貫した、かつ保守的な計算方法を採用しているか。

Ⅱ-2-6-4-2-3 監督手法・対応

(1) オフサイト・モニタリング

流動性カバレッジ比率及び安定調達比率の計算の正確性等に問題がある ことが判明した場合には、詳細な報告を求め、必要に応じてヒアリングを行 うものとする。

また、流動性比率告示第 30 条に規定する適格オペレーショナル預金に係る特例、同告示第 39 条に規定するシナリオ法及び同告示第 104 条に規定する

相互に関係する資産及び負債の特例を採用している場合には、これらの取扱いについて、定期的に報告を求め、同告示に定められた要件を充足しているか、または前回から計算方法に変更がないか等について確認することとする。

(2) 検査結果や(1)のオフサイト・モニタリングにより、流動性カバレッジ比率及び安定調達比率の計算の正確性に問題があると認められる場合には、農中法第83条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、農中法第85条に基づき業務改善命令を発出するものとする。

Ⅱ-2-6-4-3 流動性比率規制に関する監督上の措置

農中の流動性リスク管理における取組みを補完する役割として、流動性カバレッジ比率及び安定調達比率という客観的な基準を用い、必要に応じた措置を迅速かつ適切に発動し、農中の経営の改善を求めるものとする。

Ⅱ-2-6-4-3-1 監督手法

(1) 定期的なモニタリング(月次又は四半期毎)

農中に対し定期的に流動性カバレッジ比率及び安定調達比率の報告を求め、農中の流動性リスクの状況を適時把握する。

① 流動性カバレッジ比率 (月次)

月末日又は最終営業日を基準日とした流動性カバレッジ比率について、翌月の第10営業日までに指定された様式に基づく報告を求める。その際、流動性カバレッジ比率の水準や変動の傾向を確認するとともに、流動性カバレッジ比率の分子・分母の内訳を把握することにより変動の要因・背景を分析するものとする。

また、他のオフサイトモニタリングデータや金融経済指標等を分析することにより、金融システム全体に流動性に関するストレスの兆候がないかを確認する。

② 安定調達比率(四半期毎)

四半期末日を基準日とした安定調達比率について、報告徴求により、報告を求める。その際、安定調達比率の水準や変動の傾向を確認するとともに、安定調達比率の分子・分母の内訳を把握することにより変動の要因・背景を分析するものとする。

(注) 原則として流動性カバレッジ比率については月末日、安定調達比率については四半期末日を基準日とするが、採用している会計基準等により、最終営業日を基準日とすることもできるものとする。この場合、合理的な理由に基づき変更する場合を除き、一貫した基準日を採用することとする。

(2) 随時のモニタリング

(1)に加えて、必要と認められる場合においては、流動性カバレッジ比率

及び安定調達比率の状況について報告を求めるものとする。

Ⅱ-2-6-4-3-2 監督上の対応

(1) 監督上の措置の前提となる流動性カバレッジ比率及び安定調達比率 (2) に定める監督上の措置の前提となる流動性カバレッジ比率及び安定 調達比率は、II-2-6-4-3-1 における定期的なモニタリング又は 随時のモニタリングにより報告されたものとする。

(2) 監督上の措置

流動性カバレッジ比率又は安定調達比率が最低水準を下回った場合には、その理由や流動性カバレッジ比率又は安定調達比率の向上に係る改善策について、農中法第83条に基づき速やかに報告を求めるものとする。さらに確実な改善が必要であると認められる場合には、農中法第85条に基づき業務改善命令を発出するものとする。

また、流動性カバレッジ比率又は安定調達比率が近い将来に最低水準を下回るおそれがあると見込まれる場合には、まずは理由や改善の見込み等についてヒアリングを行うものとする。ヒアリングの結果、なお問題があると認められる場合には、農中法第83条に基づき報告を求め、さらに確実な改善が必要であると認められる場合には、農中法第85条に基づき業務改善命令を発出するものとする。

ただし、監督上の対応については、機械的・画一的に運用するものではなく、流動性カバレッジ比率及び安定調達比率の最低水準を確保するために農中がとる対応策の内容やその効果及びその対応策が金融システムに与える影響等に留意する必要がある。

- ① 農中法第83条に基づく報告には、以下の内容を含むものとする。また、 必要に応じて、追加的な内容を徴求することとする。
 - ア. 流動性カバレッジ比率又は安定調達比率が最低水準を下回った要因 (特定の算入可能適格流動資産又は利用可能安定調達額の減少、特定の 資金流出額又は所要安定調達額の増加等)及びその背景
 - イ. 流動性カバレッジ比率又は安定調達比率が最低水準を上回る時期の見通し、及びそれまでの流動性カバレッジ比率又は安定調達比率の分子・ 分母の内訳の推移の見通し
 - ウ. 流動性カバレッジ比率について、算入可能適格流動資産に含まれない ものの、緊急時において資金調達に用いることが可能な流動性資産の額 及びその種類等
 - (注) 農中法第83条に基づく報告があった際には、報告内容等を踏まえ、 例えば、以下の点を分析することが考えられる。
 - a. 流動性カバレッジ比率又は安定調達比率の低下が、主に一時的な要因 に起因するものであるか、あるいは長期的・構造的な要因に起因するも のであるか。
 - b. 流動性カバレッジ比率及び安定調達比率の最低水準を維持するための 対応策を起因とした金融システムに悪影響を及ぼす可能性及びその経

路等

- ② 農中法第85条に基づく命令においては、合理的と認められる改善計画の提出を求めるとともに、その確実な実行を求めるものとする。改善計画には、以下の内容を含むものとする。また、改善計画の提出に併せ、上記①のア.、イ.及びウ.に関する報告その他の報告を徴求することとする。
 - ア. 既に講じた措置及び今後講じる予定の措置及びその時期
 - イ. 改善計画に要する期間

Ⅱ-2-7 不良債権処理と企業再生 (産業と金融の一体的再生)

Ⅱ-2-7-1 意義【農中】

金融仲介においてリスクテイクは不可欠な要素であり、景気変動や企業間の競争等に伴い、与信ポートフォリオの一部に不良債権は絶えず発生するものである。

農中の財務の健全性にとって重要なことは、まずは適切な与信管理を行うとともに、厳格な資産査定の下で不良債権の発生を早期に認知し、そのリスクに応じ健全債権化を基本とした適切な対処を早期に行うこと等を通じて、不良債権の発生に伴う信用リスクを農中のリスク負担能力の範囲内に適切に管理することである。特に財務面に大きな影響を与える大口債務者については、不良債権の厳格な管理等が不可欠である。

債務者企業の面から見ると、不良債権の存続は、問題企業に対していたずらに与信を継続し延命させることにつながりかねないものである。このため、我が国における資金の効率的な配分を実現する観点からも、問題企業の再生可能性等を厳正に判断し、抜本的かつ実現可能性の高い再建計画の策定・実施による速やかな再生等の措置を実施することが、極めて重要である。

Ⅱ-2-7-2 主な着眼点【農中】

- (1) 不良債権管理態勢等
 - ① 不良債権の発生が農中の財務の健全性に与える影響を十分に認識した上で、不良債権の早期認知、健全債権化を含む早期対処を行うための適切な経営管理態勢が構築されているか。
 - ② 不良債権の管理方針が明確に定められているか。また、当該方針は、 農中の経営方針やビジネスモデル等との整合性が確保されているか。
 - ③ 不良債権の管理方針に則った体制が整備されるとともに、担当部署に おいて適切な不良債権の管理が実施されているか。また、その管理態勢 の適切性、十分性について必要な内部監査が適時に実施されているか。 特に、問題債権として特に管理が必要な不良債権については、その範 囲が特定されるとともに、問題先に対する取組方針が明確にされた上で、 その経営状況等を適切に把握し、十分な対応を行っているか。
- (2) 不良債権に係る厳正な自己査定及び償却・引当等

- ① 不良債権に係る厳格な自己査定が実施されるとともに、適切な償却・ 引当処理が行われているか。
 - 特に、企業業績や市場のシグナルをタイムリーに反映した内部格付等が行われるとともに、最近の貸倒、倒産等の趨勢をも勘案した適正な債務者区分及び償却・引当が確保されているか。
- ② 要管理先の大口債務者については、DCF (ディスカウント・キャッシュフロー) 法により引当が見積もられているか。
- ③ 危険債権以下の債権やDCF(ディスカウント・キャッシュフロー) 法を採用する場合で担保評価額を利用する債権については、担保評価を 勘案して償却・引当を行うため、適切な担保評価が行われることが重要 である。このため、これらの債権に係る担保評価については、以下の取 扱いを行っているか留意する必要がある。
 - ア 法定鑑定評価の運用の強化と法定鑑定の明確化
 - a 農中から独立した(注)鑑定業者に依頼すること。
 - (注) 農中が当該業者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して 重要な影響を与えることができないこと。
 - b 金融機関では、合理的・客観的に担保評価額を求めることが難しい特殊な物件(ゴルフ場、野球場、マリーナ、サーキット場等)であって高額(50億円以上の担保評価額)の担保評価については、原則として1度は、担保評価見直し時において、法定鑑定を実施すること。
 - c 鑑定評価額が担保評価額として精度が十分に高いことを確保する ため、その依頼に当たっては、担保不動産の類型、評価条件、依頼 目的等についてその実態を踏まえ依頼すること。
 - d 鑑定評価の前提条件等や売買実例を検討するなどにより、必要な場合には、所要の修正を行うこと。
 - e 担保評価に係る農中内ルールにこれらの内容を整備すること。
 - (参考) 法定鑑定については、検査マニュアルにおいて、「『鑑定評価額』とは、不動産鑑定評価基準(国土交通事務次官通知)に基づき評価を行ったものをいい、簡易な方法で評価を行ったものを含まない」とされたことに留意すること。
 - イ 自己評価(子会社評価を含む。)の運用の強化
 - a 法定鑑定に準じた評価方法を整備し、その上で、実際の売却実例 と評価額に大きな差が生じる場合には、適正な掛目を乗じるあるい は担保の評価方法を是正するなどの措置を講ずること。
 - b 担保評価の精度の検証を監査部署において定期的に実施すること。
 - c 担保評価に係る農中内ルールにこれらの内容を整備すること。

(3) 不良債権の健全債権化

- ① 不良債権処理に当たっては、債務者の再生可能性を的確に見極め、再 建可能な債務者については、極力、再生の方向で取り組むこととしてい るか。
- ② 企業再生に当たっては、会社分割法制、DES (デット・エクイティ・

スワップ)、DDS (デット・デット・スワップ)、企業再建ファンド等を有効活用し、市場に評価される再建計画の策定や、私的整理ガイドラインに沿った私的整理、法的手続きによる会社再建等による速やかな対応を実施しているか。

- ③ 債務者の再生可能性等の厳正な検証のため、以下のような取組を行っているか。
 - ア 再建計画の進捗状況や妥当性の継続的かつ厳格な検証
 - イ 要管理先の大口債務者についてのDCF (ディスカウント・キャッシュフロー) 法による引当の実施
 - ウ 大口貸出先のDES (デット・エクイティ・スワップ) についての 時価評価の適用

(4) 不良債権の流動化

- ① 不良債権の売却、証券化等により、その保有する不良債権をオフバランス化する場合には、流動化対象債権の信用リスクが明確に切り離されており、信用補完を行うなどによって実質的に当該債権の信用リスクを負担し続けていないか。
- ② 流動化された不良債権を直接又は間接的に購入する場合には、農中の経営方針やビジネスモデル等との整合性が確保されているか。

購入する不良債権について、情報の非対称性、業種・地理的な集中等の観点を含め、新たに生じる信用リスクについての適切な評価が行われるとともに、リスクとリターンとの関係について十分な検討が行われ、採算が確保されることが十分に見込まれているか。また、購入後において適切な債権管理が実施されているか。

不良債権を流動化する場合、原債務者の保護に十分配慮しているか。 債務者等を圧迫し又はその私生活若しくは業務の平穏を害するような 者に対して貸付債権を譲渡していないか。

(5) 危険債権以下の債権に対する取組

- ① 危険債権以下の債権については、信用リスクが大幅に高まっている状況にあるため、そのような債権を早期に認知し、早期に不良債権処理を実施することは極めて重要である。このような観点に基づいた危険債権以下の債権についての早期認知、早期処理に関する方針が定められているか。
- ② 農中の経営に大きな影響を持つ貸出先で、破綻懸念先に区分されている債務者については、私的整理ガイドライン等による徹底的な再建計画策定や、民事再生法等の法的手続きによる会社再建、債権売却等の措置を講じ、速やかに処理されているか。
- ③ オフバランス化等(注)に当たっては、以下の点に十分留意しているか。
 - ア その判断が、農中の経営に与えるリスク、地域経済に与える影響等 も含め経済合理性に基づき行われる必要があること。
 - イ 債務者の再建可能性を的確に見極め、再建可能な債務者については、

極力、再生の方向で取り組むこと。

- ウ 特に、中小企業については、中小企業の特性や、各企業の実態等を 十分に考慮し、再生可能性、健全債権化について、きめ細かく的確な 判断を行うこと。
- エ 債務者企業の取引先である健全な中小企業の連鎖的な破綻を招かないようにする必要があること。
- ④ 危険債権以下の債権の処理状況について、農中の財務状況を預金者等 が適切に評価し得るよう、オフバランス化等の実績を毎期公表している か。
 - (注) ここでいう「オフバランス化等」とは、いわゆる「オフバランス化」 (危険債権以下の債権が、売却や回収、債権放棄、再建型処理等によ り、貸借対照表から落とされること、あるいは要管理債権以上の区分 に上方遷移することをいう。)及び「オフバランス化につながる措置」 をいう。

なお、「オフバランス化につながる措置」とは以下に掲げる措置をい う。

ア 法的整理

- (注) 破産、清算(特別清算を含む。)、会社整理、会社更生、民事再生 手続き続行中の債権及び銀行取引停止処分を受けた債務者に対する 債権
- イ 法的整理に準ずる措置
 - (注) 民事調停 (特定調停を含む。)、裁判上の和解などの法的手続き中 の債権及びこれらに基づいた弁済計画期間中の債権
- ウ いわゆるグッドカンパニー、バッドカンパニーへの会社分割
- (注)分割後、整理を予定しているバッドカンパニーについては、速や かに整理するものに限る。
- エ 個人・中小企業向け小口の債権(10 億円 [元本ベース] 未満) について、部分直接償却の実施
- オ 以下の要件を満たす株式会社整理回収機構への信託
 - a 株式会社整理回収機構の関与の下、企業の再生等を信託の目的と するもの
 - b 信託期間終了時までに、再生・売却等によりオフバランス化が図 られるもの
 - (注)「中小企業再生型信託スキーム」に係る債権は本件に該当する。
- ⑤ 再建計画策定中の債務者に対する融資(DIPファイナンス等)については、その円滑化について十分に配慮し、資金供給に前向きに取り組むよう努めているか。なお、DIPファイナンス等については、上記④ア及びイにかかわらず、採算可能性を十分に検証の上、積極的な対応を行うことは差し支えないことに留意する。

Ⅱ-2-8 報酬体系の留意点等

Ⅱ-2-8-1 意義【農中】

国際的に活動する金融機関においては、海外の雇用・報酬慣行も勘案して、報酬体系の設計・運用を行うことが考えられる。一方、その設計・運用次第では、役職員によるリスクテイクへのインセンティブを高めることとなり、こうした傾向が過度なものとなれば、グループ全体のリスク管理等にとって重大な問題をもたらす可能性もある。

国際的にも、金融安定理事会(Financial Stability Board)等の場において、金融機関の報酬体系の設計・運用に関する議論が進められており、国際的に活動する農中においては、こうした国際的動向も考慮しつつ、報酬体系が役職員の過度なリスクテイクを引き起こさないよう確保していくことが必要である。こうしたことから、監督当局としても報酬体系について、金融安定理事会における国際的な指針(注)等も踏まえつつ、特に以下の点に留意して監督することとする。実際の監督に当たっては、グループの規模、業務の複雑性及び海外拠点の設置状況等も踏まえ、機械的・画一的な対応とならないよう留意することとする。

なお、報酬体系に関して役職員による過度なリスクテイクが誘発されるおそれのほか、雇用慣行や人事評価制度等に関連して同様のおそれが見られないか等についても、配意するものとする。

また、経営者は経営管理を始めとして重要な職務を担っており、そのための報酬を受けていることを踏まえ、適切な経営を行うことを当然に求められていることに留意するものとする。

- (注)・金融安定化フォーラム「健全な報酬慣行に関する原則」(2009年4月)
 - ・金融安定理事会「「健全な報酬慣行に関する原則」実施基準」(2009年9月)
 - ・金融安定理事会「健全な報酬慣行に関する原則及び実施基準の補完的ガイダンスーミスコンダクトリスクに対処するための報酬手法の利用- | (2018年3月)

Ⅱ-2-8-2 主な着眼点【農中】

- (1) 報酬管理態勢
 - ① 農中においては、総代会において決定された役員の報酬限度額の範囲内で、内部規則等に基づき理事会等で具体的報酬が決定され、監事会その他報酬体系の適切な設計・運用を確保するために経営陣に対する必要なけん制機能を発揮できる任意の委員会等で報酬額全体の水準の適切性等が審議されているか。

また、職員の報酬にあっては、理事会等で報酬に係る方針や内部規則等を決定し、員外監事を含む監事会等で報酬全体の水準の適切性等が審議されているか。

農中のグループ会社の役職員の報酬体系については、その状況を監視し、報酬体系の適切な設計・運用を確保するために経営陣に対する必要なけん制機能を発揮できる態勢を整備しているか。また、その監視・けん制機能を業務推進部門(担当役員を含む)から独立して発揮できるよう必要な権限や体制等を確保しているか。

- ② 報酬体系の設計・運用に当たっては、報酬額全体の水準が、グループ 全体の財務の健全性の現状及び将来見通しと整合的であり、将来の自己 資本の十分性に重大な影響を及ぼさないことを確認しているか。
- ③ 報酬体系の設計・運用の適切性の評価に当たっては、リスク管理部門と密接な連携を図る等、リスク管理の観点に十分留意しているか。
- ④ 報酬体系の設計に当たっては、報酬体系の運用状況の監視を通じ、報酬額が短期的な収益獲得に過度に連動したり、過度の成果主義を反映するといった問題が生じていないか等を確認しているか。

(2) 報酬体系とリスク管理等との整合性

- ① リスク管理部門やコンプライアンス部門の職員の報酬は、他の業務部門から独立して決定され、かつ、職責の重要性を適切に反映したものとなっているか。また、これら職員の報酬に係る業績の測定は、主として、リスク管理や法令等遵守の達成度に加え、リスク管理能勢や法令等遵守態勢の構築への貢献度が反映されたものとなっているか。
- ② 役職員(職員においては、グループ全体のリスクテイクに重大な影響を与える職員。以下同じ。)の報酬額に占める業績連動部分の割合は、当該役職員の職責や実際の業務内容のほか、グループ全体の財務の健全性やグループとして抱えることのできるリスクの程度に関する方針等も踏まえ、適切なものとなっているか。
- ③ 役職員の報酬額のうち相当部分を業績連動とする場合は、報酬額が確定するまでの間に生じうる財務上のリスクへの対応状況(必要な自己資本や流動性の確保の見込み)を踏まえた設計となっているか。
- ④ 役職員の報酬額のうち業績連動部分は、業績不振の場合には相当程度 縮小する設計となっているか。
- ⑤ 役職員の職責や実際の業務内容に応じて、より長期的かつ安定的な企業価値の創出や機能発揮を重視する報酬支払方法(例えば、グループ会社の役職員に対する株式での支払いやストックオプションの付与)や、リスクが顕在化するまでの期間も考慮した報酬支払方法(例えば、報酬支払いの繰延べ・業績不振の場合の取戻し又はグループ会社の役職員に株式で支払う場合の一定期間の譲渡制限、ストックオプションを付与する場合の権利行使時期の設定)を採用しているか。
- ⑥ リスク管理に悪影響を及ぼしかねない報酬体系(複数年にわたる賞与 支払額の最低保証、高額な退職一時金制度等)については、適切な改善 策を検討・実施しているか。
- ⑦ リスク管理と整合的な報酬体系を設計している場合であっても、役職 員がその設計趣旨を損ないかねないような行為(表面的にリスクを減少 させるような取引等)を行うおそれについて、適切に監視・けん制する 態勢を整備しているか。

Ⅱ-2-8-3 監督手法・対応【農中】

(1) 農中の報酬体系に関して、国際的な動向等を踏まえて特定される課題へ

の対応状況について、定期的かつ継続的にヒアリングを行うこととする。

(2) 上記(1)のオフサイト・モニタリング、検査結果等により、問題があると認められる場合には、必要に応じ、農中法第83条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、農中法第85条に基づき業務改善命令の発出を検討するものとする。

Ⅱ-2-9 再建計画の策定等

Ⅱ-2-9-1 意義【農中】

大規模で複雑な業務を行う金融機関については、当該金融機関が危機に直面した場合、その影響が当該金融機関のみならず、金融システム全体にも及びかねないことから、監督上、危機管理の一環として、これをできる限り未然に防止していくことが重要である。

国際的にも、こうした観点から、金融安定理事会における合意(注)の下、グローバルなシステム上重要な金融機関 (Global Systemically Important Financial Institutions; G-SIFIs) 及び破綻時に金融システムの安定性に影響を及ぼす可能性があると母国当局によって判断された金融機関に対して、再建計画を策定することが求められている。

我が国でも、このような国際的な動向を勘案しつつ、再建計画の策定に向けた取り組みを引き続き進めていく必要がある。

(注)金融安定理事会 (Financial Stability Board) 「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」(2011年11月)

Ⅱ-2-9-2 着眼点と監督手法・対応【農中】

金融安定理事会における合意等を踏まえ、農中法自己資本比率告示に定められた G-SIBs に対して法第 83 条に基づき、年1回又は事業やグループ構造等に重要な変更があった場合に、再建計画の策定・提出を求めるものとする。再建計画の内容は、各金融機関のグループ構造やビジネスモデルの実態に応じて異なるものとなるが、金融安定理事会の議論等を踏まえ、最低限、以下の項目が含まれているか確認するものとする。

- (1) 再建計画の概要
 - ① 農中における再建計画の位置付け
 - ② 再建計画の策定体制
- (2) 再建計画策定に当たって前提となるべき事項
 - ① 事業概要及びグループ構造の概要
 - ② 財務の健全性及び流動性に係る平時におけるリスク管理態勢
- (3) 再建計画発動に係るトリガー
 - ① 危機時の対応が手遅れとならないような十分に早い段階のトリガー (財務の健全性及び流動性それぞれに係る定量的・定性的トリガーを含

む。)

- ② 通常よりも高いストレスを想定したストレステスト及びリバース・ストレステスト(市場全体のストレスシナリオ及び農中固有のストレスシナリオの双方を含む。)
- ③ トリガー抵触についての判断及びトリガー抵触時の対応策の検討にお ける内部意思決定プロセス
- ④ 通常時における危機の程度に応じたリスク管理運営と再建計画発動時のリスク管理運営との関係
- (4) グループの子法人等、海外拠点及び各事業部門の概要
 - ① 各子法人等及び海外拠点のプロファイル
 - ア. 事業概要・財務情報・金融システム上の重要性(市場シェア等を踏まえたビジネスや子法人等のグループにとっての重要性(コア度)及び金融システム上の重要性(クリティカリティ)の分析)
 - イ. 海外子法人等や海外拠点の経営戦略上の位置付け
 - ② 主な子法人等、海外拠点及び事業部門相互の連関性 グループ内の資本関係・グループ内の資金取引関係・グループ内の保 証関係・ITシステムの相互依存性・クリティカルな機能を有する部門等 ヘサービスを提供する子法人等の特定・人事上の関係
- (5) リカバリー・オプションの分析
 - ① ストレスシナリオごとの各リカバリー・オプション (流動性対策、財務の健全性対策) の有効性・適切性・十分性 (定量的評価を含む。)
 - ② 各リカバリー・オプション実行に当たっての留意点と実行可能性の評価
- (6) その他
 - ① 経営情報システム 再建計画の策定及びリカバリー・オプションの実行の検討に必要な情報 の一覧並びに当該情報の入手に要する期間
- II-2-10 外国法準拠の契約に対してステイの決定の効力を確保するための対応

Ⅱ-2-10-1 意義【農中】

2021年6月の貯保法改正により、主務大臣は、貯保法第118条の3第1項に規定する関連措置等が講じられたことを理由とする契約の特定解除等(同条第2項に規定する特定解除等をいう。)を定めた条項(以下「特定解除等の条項」という。)について、同条第1項に規定する措置実施期間中は、その効力を有しないこととする決定(以下「ステイの決定」という。)を行うことができるようになった。我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するためには、同法第97条第1項に規定する認定又は同法第110条の2第1項に規定する特定認定の対象となる農中は、外国法準拠の契約に対して

も、ステイの決定の効力を及ぼすための適切な管理態勢を整備する必要がある。

II - 2 - 10 - 2 主な着眼点【農中】

外国法準拠の契約における早期解約条項等の一時停止の効力の確保に向けた国際的な動向を踏まえ、外国法準拠の契約の管理態勢(注)に係る検証において、個々の取引状況等を考慮しつつ、以下の点に留意することとする。 (注)農中グループで管理態勢を整備する必要がある。

(1) 契約締結等に係る留意事項

農水産業協同組合貯金保険法施行規則(昭和 48 年大蔵省・農林省令第 1 号)第 40 条に規定する「取引所の相場その他の市場の相場がある商品に係る取引又はこれに準ずる取引」のうち、店頭デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券の買戻又は売戻条件付売買、有価証券の貸借、選択権付き債券売買取引、先物外国為替取引、店頭商品デリバティブ取引及びこれらの取引に類似する取引(これらの取引の担保の目的で行われる取引を含む。以下、総称して「対象取引」という。)に関して、中央清算機関を除く取引の相手方との間で、特定解除等の条項を含む外国法準拠の契約を締結する場合(既存の契約内容を実質的に変更する場合を含む。)及び既存の契約に係る新規の取引を行う場合、取引の相手方が所在する法域にかかわらず、ステイの決定の効力が当該契約に及ぶことを可能とするために必要な対応(注)を行っているか。

(注)以下のような対応が考えられる。

・ 対象取引にステイの決定の効力が及ぶことを契約書に明記する対応 (国際的な業界団体が公表する、対象取引にステイの決定の効力が及ぶ ことを定めた条項を契約書に規定することを含む。)

(2) 既存の契約に係る留意事項

対象取引に係る特定解除等の条項を含む外国法準拠の既存の契約(当該契約に係る新規の取引を行う場合を除く。)についても、ステイの決定の効力が当該契約に及ばない場合の影響の重要性を勘案した上で、必要に応じ、上記(1)の対応を行うことが望ましい。

Ⅱ-2-10-3 監督手法・対応 【農中】

上記の監督上の着眼点に基づき、農中グループの管理態勢について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には農中法第83条及び貯保法第116条の規定に基づき報告を求めることとする。

また、報告徴求の結果、外国法準拠の契約に対するステイの決定の効力の確保の観点から重大な問題があると認められる場合には、農中法第85条の規定に基づく業務改善命令及び貯保法第118条の4の規定に基づく命令の発出を検討するものとする。

II-2-11 リスク管理に係るデータの集計能力及び理事会等への報告に関する着眼点【農中】

Ⅱ-2-11-1 意義

大規模で複雑な業務を行う金融機関については、損失可能性の低減や財務の健全性の確保の観点から、グループ全体のリスク管理に係るデータ(以下「リスクデータ」という。)の集計や、理事会等へのリスク管理に係る報告(以下「リスク報告」という。)を正確かつ迅速に行うため、リスクデータに係る経営情報システムやリスク管理態勢の整備を行うことが必要である。このような金融機関のリスクデータ集計能力及びリスク報告態勢の向上は、金融システムの安定性を確保する上で重要な点である。特に、強固なリスクデータ集計能力及びリスク報告態勢は、ストレス時・危機時において金融機関自身や監督当局が将来的な予測及びこれに基づく対応策を検討する上でも重要であり、金融機関の再建・破綻処理の実行可能性を高めることや、収益性の向上にも繋がる。

国際的にも、こうした観点から、バーゼル銀行監督委員会における合意(注)の下、G-SIBs については、金融安定理事会により平成24年までにG-SIBs に選定された銀行等は平成28年1月まで、それ以降にG-SIBs に選定された銀行等については金融安定理事会による選定後3年以内、国内のシステム上重要な銀行(Domestic Systemically Important Banks; D-SIBs)についてはその選定から3年後までに、リスクデータ集計能力及びリスク報告態勢を強化するための「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」を遵守することが求められている。我が国でも、このような国際的な動向を勘案しつつ、金融機関のリスク管理態勢や意思決定プロセスの向上を目的として、リスクデータ集計及びリスク報告に係るITインフラやプロセス、態勢の整備・改善に向けた取組みを引き続き進めていく必要がある。

(注) バーゼル銀行監督委員会「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に 関する諸原則」(2013 年 1 月)

Ⅱ-2-11-2 着眼点と監督手法・対応【農中】

バーゼル銀行監督委員会における合意等を踏まえ、金融安定理事会により G-SIBs に選定された場合又は農中法自己資本比率告示第2条の2第5項第2 号の規定に基づき定められた(注)(以下、当該認定が行われた場合の農中を「農中法自己資本比率告示に定められたD-SIBs」という。)場合については、それぞれその選定の公表から3年後までに、「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」を遵守し、理事会等や当局への報告に必要となる情報がグループ全体で迅速に集計・報告できるよう、リスクデータ集計及びリスク報告に係るIT インフラやプロセス、態勢の整備・改善に向けた取組みの実施につき、特に以下の点への対応状況に留意して監督することとする。

- (1) 包括的なガバナンス態勢と IT インフラ
 - ① リスクデータ集計能力及びリスク報告態勢に関して、監督指針における他の着眼点や、バーゼル銀行監督委員会が定める原則・指針等と整合

的かつ強固なガバナンスの枠組みが導入されているか。

② リスクデータ集計能力及びリスク報告態勢に関連するデータ構造や IT インフラについて、平時のみならず、ストレス時・危機時の対応も踏まえた上で、設計・構築し、維持しているか。

(2) リスクデータ集計能力

- ① 平時及びストレス時・危機時の報告において必要とされる正確性及び 完全性を満たすリスクデータを作成しているか。また、誤りの可能性を 最小化するために、大部分のデータが自動集計されているか。
- ② 全ての主要なリスクデータについて、グループ連結ベースで捕捉・集計しているか。また、エクスポージャー及びリスクの集中や発生を特定し、報告が可能となるよう、ビジネス部門、グループ会社、保有資産種類、エクスポージャーの業種・地域及びその他の重要な区分毎に集計できる態勢となっているか。
- ③ 最新のリスクデータが、必要とされる正確性や完全性、網羅性、適応性を満たしつつ、適時に集計されているか。なお、具体的なリスクデータ集計のタイミングについては、農中全体のリスクプロファイルにおける重要性のみならず、リスクの性質やその潜在的なボラティリティ、これらを踏まえた平時及びストレス時・危機時のそれぞれにおける報告頻度により決定されるべきであることに、留意する必要がある。
- ④ ストレス時・危機時の対応や内部管理上の必要性の変化、監督当局からの要請を含め、随時の非定形な幅広い要請に対応したリスクデータを 集計できる態勢が整備されているか。

(3) リスク報告

- ① リスク報告書は、集計されたリスクデータを正確に反映するものとなっているか。また、農中は報告内容について必要な検証を実施しているか。
- ② リスク報告書は、農中における全ての重要なリスクをカバーしているか。また、報告の深度と範囲は、業務の規模や複雑性、リスク特性、理事会等のリスク報告書受領者からの要請と整合的なものとなっているか。
- ③ リスク報告書は、リスク報告書受領者の必要性に応じた有意義な情報 を、明確かつ簡潔な方法で包括的に伝えるものとなっているか。
- ④ 理事会等は、理事会等の必要性や報告対象リスクの性質・ボラティリティに加え、実効的かつ効率的な意思決定や健全なリスク管理の観点からの重要性に基づいて、リスク報告書の作成及び配布頻度を決定しているか。また、ストレス時・危機時の作成及び配布頻度は、平時よりも高頻度となっているか。
- ⑤ リスク報告書は、理事会等のリスク報告書受領者に対して、機密性を 確保しつつ適切に配布されているか。
- (注) 国内のシステム上重要な銀行 (Domestic Systemically Important Banks; D-SIBs) の選定に係るシステム上の重要性評価は、各国当局によって行われる。我が国におけるシステム上の重要性評価に際しては、ま

ず、連結ベース総資産が十五兆円以上の国内の農中を含む銀行等が評価対象とされ、①「規模」、②「相互連関性」、③「代替可能性/金融インフラ」、④「複雑性」の4つの基準に関連する 13 指標を用いて、各銀行等のスコアを算出する。次に、これら銀行等に含まれる国際統一基準の適用を受ける者(最終指定親会社を含む。)のうち、当該スコアに加え、特定の市場における重要性等、各銀行等の特性も踏まえた総合的判断を行い、システム上重要と評価された銀行等を D-SIBs に選定し、農中が選定された場合には農中法自己資本比率告示で指定する。

なお、4つの基準に関連する13指標と各指標のスコア算出上のウェイトは下の表のとおり。

評価基準	評価指標	ウェイト
規模	バーゼルⅢレバレッジ比率のエクスポージャー合	25%
	計額	
相互連関性	金融機関等向け与信に関する以下の残高の合計額	5%
	・金融機関等向け預金及び貸出金の額(コミット	
	メントの未引出額を含む。)	
	・金融機関等が発行した有価証券(担保付社債、	
	一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預	
	金及び株式)の保有額	
	・金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エ	
	クスポージャーの額 (法的に有効な相対ネッテ	
	ィング契約の効果を勘案できるものとし、ゼロ	
	を下回らないものに限る。)	
	・金融商品市場等によらないで行う金融機関等と	
	の派生商品取引及び長期決済期間取引に係る	
	公正価値評価額及びカレント・エクスポージャ	
	ー方式で計算したアドオンの額(法的に有効な	
	相対ネッティング契約の効果を勘案できるも	
	のとし、ゼロを下回らないものに限る。)	
	金融機関等に対する債務に関する以下の残高の合	5%
	計額	
	・金融機関等からの預金及び借入金の額(コミッ	
	トメントの未引出額を含む。)	
	・金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エ	
	クスポージャーの額 (法的に有効な相対ネッテ	
	ィング契約の効果を勘案できるものとし、ゼロ	
	を上回らないものに限る。)	
	・金融商品市場等によらないで行う金融機関等と	
	の派生商品取引及び長期決済期間取引に係る	
	公正価値評価額及びカレント・エクスポージャ	
	ー方式で計算したアドオンの額(法的に有効な	
	相対ネッティング契約の効果を勘案できるも	

	のとし、ゼロを上回らないものに限る。)	
	発行済有価証券(担保付社債、一般無担保社債、劣	5%
	後債、短期社債、譲渡性預金及び株式)の残高	
	時価のあるその他有価証券のうち株式の額	5%
	一般預貯金等のうち、残高が 1,000 万円を超える場	5%
	合のその超過する部分の額	
代替可能性	直近に終了した連結会計年度における日本銀行金	8.33%
/金融インフ	融ネットワークシステム、全国銀行資金決済ネット	
ラ	ワークその他これらに類する決済システムを通じ	
	た決済の年間の合計額(日本円での決済分に限る。)	
	信託財産及びこれに類する資産の残高(国内居住者	8.33%
	からの預り分に限る。)	
	直近に終了した連結会計年度における債券及び株	4. 165%
	式に係る引受けの年間の合計額(国内の債券市場及	
	び株式市場における引受けに限る。)	
	トレーディング量の合計額	4. 165%
複雑性	金融商品市場等によらないで行う金融機関等との	8.33%
	派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元	
	本の額の残高	
	対外与信の残高	8.33%
	対外債務の残高	8. 33%

Ⅱ-3 業務の適切性

Ⅱ-3-1 法令等遵守【共通】

系統金融機関の業務の公共性を十分に認識し、法令や業務上の諸規則等を 厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることが利用者からの信頼を 確立するためにも重要である。

遵守すべき法令等は多岐にわたり、いずれも重要性に差はないが、これまでの様々な経験と最近の政策的な動向を踏まえ、当面、特に留意すべき点は以下のとおりである。

Ⅱ-3-1-1 不祥事件に対する監督上の対応【共通】

役職員の不祥事件に対する業務改善命令等の監督上の対応については、以下のとおり、厳正に取り扱うこととする。

(1) 不祥事件の発覚の第一報

系統金融機関において不祥事件が発覚し、第一報があった場合は、以下 の点を確認するものとする。

- ① 本所等の事務部門、内部監査部門への迅速な報告及びコンプライアンス規定等に則った理事会等への報告
- ② 刑罰法令に抵触しているおそれのある事実については、警察等関係機 関等への通報
- ③ 事件とは独立した部署(内部監査部門等)での事件の調査・解明の実施

(2) 届出の経由

① 組合

農協法施行規則第231条第1項第18号及び信用事業命令第58条第1項第15号に基づき、不祥事件が発生した旨の行政庁への報告を受ける場合又は受けた場合は、次により処理するものとする。

ア 信連

農林水産大臣及び財務局長への報告にあっては、経由部局を経由の 上、提出を受けるものとする。

イ 農協

知事へ報告のあったものについては、知事はその写しを農政局長(北海道にあっては農林水産省経営局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長)あて提出するものとする。なお、農政局及び沖縄総合事務局においては、提出を受けた報告の内容について農林水産省経営局協同組織課に速やかに情報提供すること。

② 農中

農中法施行規則第150条第1項第31号に基づき、不祥事件が発生した旨の報告は、農林水産大臣及び金融庁長官あて直接提出を受けるものとする。

(3) 不祥事件等届出書の受理

農協法施行規則第231条第1項第18号及び信用事業命令第58条第1項第15号又は農中法施行規則第150条第1項第31号に基づき、系統金融機関が不祥事件の発生を知った日から1か月以内(農中にあっては30日以内)に不祥事件等届出書が提出されることとなるが、当該届出書の受理時においては、法令の規定に基づき報告が適切に行われているかを確認する。

なお、系統金融機関から第一報がなく届出書の提出があった場合は、(1) の点も併せて確認するものとする。

(4) 主な着眼点

不祥事件と業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証 する。

- ① 当該事件への役員の関与はないか、組織的な関与はないか。
- ② 当該事件の内容が系統金融機関の経営等に与える影響はどうか。
- ③ 内部けん制機能が適切に発揮されているか。
- ④ 改善策の策定や自浄機能は十分か。
- ⑤ 当該事件の発覚後の対応は適切か。

(5) 監督上の措置

不祥事件等届出書の提出があった場合には、事実関係、発生原因分析、改善・対応策等についてヒアリングを実施するとともに、必要に応じ、農協法第 93 条又は農中法第 83 条に基づき報告を求めるものとし、さらに、重大な問題があるときは、農協法第 94 条の 2 若しくは農中法第 85 条に基づき業務改善命令又は農協法第 95 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

II-3-1-2 役員による法令等違反行為への対応

Ⅱ-3-1-2-1 意義【共通】

- (1) 信用事業を行うに際しての役員による組織的な法令違反行為については、 当該役員の責任の問題に加え、法人としての系統金融機関の責任も問われ る重大な問題であり、信用失墜・風評等により系統金融機関の経営に重大 な影響を及ぼすことに留意すべきである。
- (2) さらに、公共性を有し、地域経済において重要な機能を有する系統金融機関において、利用者等とのリレーションシップに基づく信頼関係を阻害するような問題が発生した場合には、地域の金融システムの安定性に大きな影響を及ぼすおそれがあることを銘記する必要がある

II-3-1-2-2 監督手法・対応【共通】

(1) 検査結果、不祥事件等届出書等により、役員による組織的な法令違反の疑いがあると認められた場合には、厳正な内部調査を行うよう要請し、農

協法第93条又は農中法第83条に基づき報告を求める。

特に、重大な法令違反の疑いがある場合には、事案に応じ、弁護士、外部専門家等の完全に独立した第三者(注)による客観的かつ厳正な調査を行うよう要請し、農協法第93条又は農中法第83条に基づき報告を求める。 (注)例えば顧問弁護士は、完全な第三者には当たらないことに留意する。

(2) 当該調査結果及び系統金融機関の対応等を踏まえ、農協法第 95 条又は農中法第 86 条に基づく行政処分など、法令に則して、厳正な行政上の対応を検討する。

Ⅱ-3-1-3 組織犯罪等への対応

Ⅱ-3-1-3-1 取引時確認等の措置

(1) 総論

公共性を有し、地域経済において重要な機能を有する系統金融機関が、例えば総会屋利益供与事件、いわゆるヤミ金融や、テロ資金供与、マネー・ローンダリング等の組織犯罪等に関与し、あるいは利用されることはあってはならないことである。系統金融機関が犯罪組織に利用され犯罪収益の拡大に貢献すること等を防ぐには、各系統金融機関内で全体的に堅牢な法務コンプライアンス態勢を構築する必要があるが、特に、犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯収法」という。)に基づく取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置(犯収法第11条に定める取引時確認等の措置をいう。以下「取引時確認等の措置」という。)に関する内部管理態勢を構築することが求められている。

- (2) 「犯収法」制定・改正の経緯等
 - ① 我が国における反社会的勢力による民事介入暴力等の組織犯罪への対応策の変遷をみると、昭和 57 年に総会屋への利益提供を禁止する改正商法が施行され、平成4年には「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」が施行される等の法制整備等が積み重ねられてきたところである。
 - ② また、国際的な資金洗浄(マネー・ローンダリング)規制の変遷をみると、昭和 63 年の国連・麻薬新条約の採択等を契機として、まず薬物犯罪収益等が対象とされ、金融機関に本人特定事項の確認や疑わしい取引の届出が求められるようになった。その後、冷戦終結後の国際情勢の変化に対応し、国際社会の関心も組織犯罪撲滅へと拡大し、資金洗浄規制の前提犯罪も、薬物犯罪から重大犯罪に拡大された。
 - ③ こうした情勢下、我が国の代表的な銀行を含む一連の総会屋への利益 提供事件の発覚を受け、平成9年9月に関係閣僚会議において「いわゆ る総会屋対策要綱」の申し合わせがなされた。

この中で、当面の対応策に加え、「組織犯罪対策のための刑事法の検討」が取り上げられ、検討が進められた結果、平成12年2月から組織的な犯

罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「組犯法」という。) が施行されている。

- ④ 他方、平成 13 年9月の米国の同時多発テロ以降の、テロ資金供与に関する国際的な厳しい対応姿勢を受け、テロ資金供与の疑いがある取引についても組犯法の疑わしい取引の届出対象に含められるとともに、平成 15 年1月から、新たに「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」(以下「本人確認法」という。)が施行された。
 - (注) その後、いわゆる「振り込め詐欺」等の犯罪に系統金融機関の口座が不正利用されている事態にかんがみ、平成 16 年 12 月に本人確認法が改正され(「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に改称)、預金通帳等を譲り受ける行為等について罰則が設けられている。また、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(平成 19 年法律第 133 号。以下「振り込め詐欺救済法」という。)において、系統金融機関は「振り込め詐欺」に限らず、詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為全般に関して、振込先として利用された預貯金口座(犯罪利用預貯金口座)である疑いがあると認めるときは、当該預貯金口座に係る取引停止等の措置を適切に講ずること等が求められている。
- ⑤ そして、近年におけるテロ資金その他の犯罪収益の流通に係る国内の 実態及びFATF勧告に基づく国際的な対策強化の動向にかんがみ、本 人確認法及び組犯法第5章を母体として、本人特定事項の確認及び疑わ しい取引の届出の義務対象事業者を金融機関等以外にも広げること等 を定めた犯収法の規定が、平成20年3月に施行された。
- ⑥ その後、最近のマネー・ローンダリングを巡る犯罪への対策やFAT F勧告に基づく対策の一層の強化を図る観点から、取引時の確認事項の追加並びに取引時確認及び疑わしい取引の届出等の措置を的確に行うための体制の整備等を定めた改正犯収法が平成25年4月から施行され、さらに平成26年11月には、疑わしい取引の届出に関する判断の方法や上記体制整備の拡充等を定めた改正犯収法が成立した。

また、金融庁においては、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(平成30年2月金融庁。以下「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン)という。)を策定し、各金融機関において本ガイドラインの趣旨を踏まえた実効的なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与(以下「マネロン・テロ資金供与」という。)リスク管理態勢を構築・維持することを求めている。

- (3) 我が国の組織犯罪規制等の概要と系統金融機関のコンプライアンスにとっての意義
 - ① 我が国の組織犯罪規制は、組犯法における組織的な犯罪に対する刑の加重、犯罪収益の隠匿・収受の処罰(金融機関にも適用)及び犯罪収益の没収・追徴の規定等並びに犯収法における系統金融機関を含めた特定事業者に対する利用者等に対する取引時確認及び疑わしい取引の届出

の義務付け等からなる(なお、平成 15 年 1 月から施行されている改正 外為法においても、一定の本人特定事項の確認義務が課されていること にも留意する必要がある。)。

- ② 組犯法及び犯収法は、組織的犯罪に対する刑事法としての意義、及び、国際的な資金洗浄(マネー・ローンダリング)規制の要請に適う国内実施法制としての意義があるが、系統金融機関にとっては、
 - ア.取引時確認や確認記録、取引記録の作成・保存義務は、テロ資金の 提供が系統金融機関を通じて行われることの防止に資する系統金融 機関等の利用者管理体制の整備の促進であり、「マネー・ローンダリ ング防止」を単なる取引時確認等の事務手続の問題からコンプライア ンスの問題(系統金融機関が犯罪組織に利用され犯罪収益の拡大に貢献することを防ぐための態勢整備)へと位置付け直すとともに、
 - イ. いわゆる総会屋への対応等を含め、民事介入暴力・組織犯罪に対する各系統金融機関内での全体的なコンプライアンス態勢を構築することが必要になったという点で極めて重要な意義を有するものである。
- ③ 系統金融機関においては、犯収法が広く組織犯罪一般に対する厳正な対応を義務付ける枠組みであることを真剣に受け止め、万全の態勢を構築する必要がある。

農中においては、系統金融機関にとって参考とすべき情報や対応事例の共有、マネロン・テロ資金供与対策に係る継続的な取組を含めた態勢構築に関する支援、システムの構築・運用、利用者の幅広い理解の促進に向けた取組等も含め、系統金融機関としての対応の向上に中心的・指導的な役割を果たすことが重要である。

また、上記役割を果たすため、農中は、農協による対応の向上にあたり、信連と協力することが重要である。

④ さらに、振り込め詐欺救済法は、犯罪利用預貯金口座について、被害者の財産的被害の迅速な回復に資する観点から、残された資金を被害者に分配するための手続を規定するものであるが、系統金融機関にとっては、従来、預貯金規定に基づいて行っていた口座の取引停止等の措置が法的に求められることとなった点において、適切な口座管理の観点から、極めて重要な意義を有する。系統金融機関においては、不正利用口座に係る取引停止等の措置を、事務手続の問題ではなくコンプライアンスの問題として位置付け、迅速かつ適切に実施するための態勢を整備していく必要がある。

(4) 金融サービス濫用防止にとっての意義

各系統金融機関が、犯収法により義務付けられた取引時確認等や疑わしい取引の届出、盗難通帳・偽造印鑑等による預貯金の不正払戻しを防止するための措置、又は犯罪利用預貯金口座の疑いがあると認める場合における取引停止等の措置を的確に実施し得る内部管理態勢を構築することは、組織犯罪等による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融システムに対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。

特に国際的に活動する農中にとっては、国際社会の厳しい要請に応えていく必要があることに留意する必要がある。

Ⅱ-3-1-3-1-2 主な着眼点【共通】

系統金融機関の業務に関して、取引時確認等の措置及びリスクベース・アプローチを含むマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに定める措置を的確に実施し、マネロン・テロ資金供与、預貯金口座の不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。

なお、こうしたマネロン・テロ資金供与対策の実施にあたっては、実際の利用者との接点である営業部門において有効に機能するよう、経営陣が主導的に関与して地域・部門横断的なガバナンスを確立した上で、同ガバナンスの下、関係部署が継続的に取組みを進める必要がある。

また、マネロン・テロ資金供与対策の方針・手続・計画等の策定及び見直 しについては、経営陣が承認するとともに、その実施状況についても、経営 陣が、定期的及び随時に報告を受け、必要に応じて議論を行うなど、経営陣 の主導的な関与が求められる。

- (注1)取引時確認等の措置の的確な実施に当たっては、「犯罪収益移転防止 法に関する留意事項について」(平成24年10月金融庁)を参考にするこ と。
- (注2) リスクベース・アプローチとは、自己のマネロン・テロ資金供与リスクを特定・評価し、これを実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずることをいう。
- (1) 取引時確認等の措置及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに定める措置を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。

特に、一元的な管理態勢の整備に当たっては、以下の措置を講じているか。

- ① 管理職レベルのマネロン・テロ資金供給対策のコンプライアンス担当者など、犯収法第11条第3号の規定による統括管理者として、適切な者を選任・配置すること。
- ② マネロン・テロ資金供与等に利用されるリスクについて調査・分析し、その結果を勘案した措置を講じるために、以下のような対応を行うこと。ア 犯収法第3条第3項に基づき国家公安委員会が作成・公表する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、取引・商品特性や取引形態、取引に関係する国・地域、利用者属性等の観点から、自らが行う取引がマネロン・テロ資金供与等に利用されるリスクについて適切に調査・分析した上で、その結果を記載した書面等(以下「特定事業者作成書面等」という。)を作成し、定期的に見直しを行うこと。
 - イ 特定事業者作成書面等の内容を勘案し、必要な情報を収集・分析すること、並びに保存している確認記録及び取引記録等について継続的

に精査すること。

- ウ 犯収法第4条第2項前段に定める厳格な利用者管理を行う必要性が 特に高いと認められる取引若しくは犯罪による収益の移転防止に関す る法律施行規則(以下「犯収法施行規則」という。)第5条に定める 利用者管理を行う上で特別の注意を要する取引又はこれら以外の取引 で犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案してマネロン・テロ資金供 与等の危険性の程度が高いと認められる取引(以下「高リスク取引」 という。)を行う際には、統括管理者が承認を行い、また、情報の収集・ 分析を行った結果を記載した書面等を作成し、確認記録又は取引記録 等と共に保存すること。
- ③ 適切な職員採用方針や利用者受入方針を策定すること。
- ④ 必要な監査を実施すること。
- ⑤ 取引時確認等の措置を含む利用者管理方法について、マニュアル等の 作成・職員に対する周知を行うとともに、職員がその適切な運用が可能と なるように、適切かつ継続的な研修を行うこと。

また、研修等(関係する資格の取得状況を含む。)の効果について、 研修等内容の遵守状況の検証や職員等に対するフォローアップ等の方法 により確認し、新たに生じるリスク等も加味しながら、必要に応じて研修 等の受講者・回数・受講状況・内容等を見直すこと。

- ⑥ 取引時確認や疑わしい取引の検出を含め、職員が発見した組織的犯罪による金融サービスの濫用に関連する事案についての適切な報告態勢(方針・方法・情報管理体制等)を整備すること。
- (2) 法人利用者との取引における実質的支配者の確認や、外国PEPs (注)該当性の確認、個人番号や基礎年金番号の取扱いを含む本人確認書類の適切な取扱いなど、取引時確認を適正に実施するための態勢が整備されているか。
 - (注)犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(以下「犯収法施行令」という。)第12条第3項各号及び犯収法施行規則第15条各号に掲げる外国の元首及び外国政府等において重要な地位を占める者等をいう。

とりわけ、犯収法第4条第2項前段及び犯収法施行令第12条各項に定める、下記①~④のような厳格な利用者管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、利用者の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常の取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に(再)取引時確認を行う態勢を整備しているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正に確認を行う態勢が整備されているか。

- ① 取引の相手方が関連取引時確認に係る利用者等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引
- ② 関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある利用者等との取引
- ③ 犯収法施行令第12条第2項に定める、犯罪による収益の移転防止に関

する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住 し又は所在する利用者等との特定取引等

- ④ 外国PEPsに該当する利用者等との特定取引 このほか、敷居値以下であるが1回当たりの取引の金額を減少させる ために一の取引を分割したものであることが一見して明らかな取引(犯収 法施行令第7条第3項各号に掲げる取引に限る。)については、特定取引 とみなして、取引時確認を適切に実施することとしているか。
- (3) 疑わしい取引の届出を行うに当たって、利用者の属性、取引時の状況その他系統金融機関の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案した上で、犯収法第8条第2項及び犯収法施行規則第26条、第27条に基づく適切な検討・判断が行われる態勢が整備されているか。当該態勢整備に当たっては、特に以下の点に十分留意しているか。
 - ① 系統金融機関の行っている業務内容・業容に応じて、システム、マニュアル等により、疑わしい利用者や取引等を検出・監視・分析する態勢を構築すること。
 - ② 犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案の上、国籍(例:FATFが公表するマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域)、外国PEPs該当性、利用者が行っている事業等の利用者属性や、外為取引と国内取引との別、利用者属性に照らした取引金額・回数等の取引態様その他の事情を十分考慮すること。また、既存利用者との継続取引や高リスク取引等の取引区分に応じて、適切に確認・判断を行うこと。
- (4) コルレス契約について、犯収法第9条及び第11条、犯収法施行規則第28条及び第32条並びにマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに基づき、以下の態勢が整備されているか。
 - (注) 犯収法第9条の「外国所在為替取引業者との間で、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約」とは、国際決済のために外国所在為替取引業者(コルレス先)との間で電信送金の支払、手形の取立、信用状の取次、決済等の為替業務、資金管理等の信用事業について委託又は受託する旨の契約(コルレス契約)をいう。
 - ① コルレス先の顧客基盤、業務内容、マネロン・テロ資金供与を防止するための体制整備の状況及び現地における監督当局の当該コルレス先に対する監督体制等について情報収集し、コルレス先を適正に評価した上で、統括管理者による承認を含め、コルレス契約の締結・継続を適切に審査・判断すること。
 - ② コルレス先とのマネロン・テロ資金供与の防止に関する責任分担について文書化する等して明確にすること。
 - ③ コルレス先が営業実態のない架空銀行(いわゆるシェルバンク)でないこと、及びコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用させないことについて確認すること。また、確認の結果、コルレス先が架空銀行であった場合又はコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用されることを許容していた場合、当該コルレス先との契約の締結・継続を遮断する

こと。

(5) 口座の不正利用等を防止するため、預貯金の支払や口座開設等に当たって、必要に応じ、取引時確認の実施や口座の利用目的等の確認を行うなど、 適切な口座管理を実施するための内部管理態勢が整備されているか。また、 口座の不正利用による被害防止のあり方について検討を行い、必要な措置 を講じているか。

特に、いわゆるヤミ金融業者等が預貯金口座を利用して違法な取立てを行ったり、架空請求書を送り付けて系統金融機関の預貯金口座に振込みを請求したりするなど、預貯金口座を不正に利用した悪質な事例が大きな社会問題となっている。また、犯罪資金の払出は被害者の財産的被害の回復を困難ならしめるものである。これらを踏まえ、被害にあった利用者からの届出等、口座の不正利用に関する情報を速やかに受け付ける体制を整備するとともに、こうした情報等を活用して、預貯金規定や振り込め詐欺救済法に定められている預貯金取引停止・口座解約等の措置を迅速かつ適切に講ずる態勢を整備しているか。その際、同一名義であることなどから不正利用が疑われる口座等についても、取引状況の調査を行うなど、必要な措置を講ずることとしているか。

- (6) 振込みを利用した犯罪行為の被害者の財産的被害を迅速に回復するため、振り込め詐欺救済法に規定する犯罪利用預貯金口座に係る預貯金等債権の消滅手続や、振込利用犯罪行為の被害者に対する被害回復分配金の支払手続等について、内部規則で明確に定めることなどにより、円滑かつ速やかに処理するための態勢を整備しているか。その際、消滅手続期間中における被害申出者に対し、支払申請に関し利便性を図るための措置を、また、被害が疑われる者に対し、支払手続実施等について周知するため、必要な情報提供その他の措置を、適切に講ずるものとしているか。
- (7) 預貯金口座の不正利用に関する裁判所からの調査嘱託や弁護士法に基づく照会等に対して、個々の具体的事案ごとに、系統金融機関に課せられた 守秘義務も勘案しながら、これらの制度の趣旨に沿って、適切な判断を行う態勢が整備されているか。
- (8) 盗難通帳・偽造印鑑等による預貯金の不正払戻しを防止するため、窓口での預貯金の支払等に当たって、必要に応じ取引時確認を行う態勢が整備されているか。また、通帳の印影から印鑑の偽造を防止するための措置を講じているか。

不正払戻しの被害にあった利用者からの届出を速やかに受け付ける体制が整備されているか。また、損失の補償については、偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律(平成17年法律第94号。以下「預貯金者保護法」という。)の趣旨を踏まえ、利用者保護を徹底する観点から、預貯金規定、利用者対応方針等において統一的な対応を定めるほか、真摯な利用者対応

を行う態勢が整備されているか。

不正払戻しに関する記録を適切に保存するとともに、利用者や捜査当局から当該資料の提供などの協力を求められたときは、これに誠実に協力することとされているか。

(注) 不正払戻し発生防止に向けた施策が、利用者の利便を大きく損なう ことのないよう配慮する必要がある。

II - 3 - 1 - 3 - 1 - 3 監督手法・対応【共通】

検査結果、不祥事件等届出書、盗難通帳に係る犯罪発生報告書等により、上記(1)から(8)まで及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに定める着眼点等に照らして取引時確認等の措置の確実な履行、同ガイドラインに定める措置、盗難通帳・偽造印鑑等による預貯金の不正払戻しを防止するための措置、又は犯罪利用預貯金口座の疑いがあると認める場合における取引停止等の措置を適切に実施するための内部管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、農協法第93条又は農中法第83条に基づき報告(追加の報告を含む。)を求め、重大な問題があると認められる場合には、農協法第94条の2若しくは農中法第85条に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

また、内部管理態勢が極めて脆弱であり、反社会的勢力・テロリスト等の組織的犯罪等に利用され続けるおそれがあると認められるときは、農協法第94条の2又は農中法第85条に基づき業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令を発出するものとする。

さらに、取引時確認義務及び疑わしい取引の届出義務に違反し、又は犯罪利用預貯金口座であると疑うに足りる相当な理由があると認めるときに取引停止等の措置を怠り、著しく公益を害したと認められる場合など、重大な法令違反と認められる場合には、農協法第95条又は農中法第86条に基づく業務の一部停止命令を発出するものとする。

(参考)

・「預貯金等の不正な払戻しへの対応」について(平成20年5月23日: J Aバンク)

Ⅱ-3-1-3-2 偽造紙幣・硬貨等【共通】

刑法第 152 条が、偽造・変造通貨の流通を阻止しようとする趣旨であることにかんがみ、系統金融機関においても適正な内部管理態勢の構築のために、例えば、以下のような取組が行われているか。

- (1) 利用者より提示のあった紙幣等が偽造・変造であると判明した段階で、 警察への届出や疑わしい取引の届出が速やかになされる体制となっている か。
- (2) 偽造・変造紙幣等を再流通させないために系統金融機関がとるべき行動

について、適切な規定・要領等の整備や役職員への徹底がなされているか。

(注) 組織犯罪等への対応としては、以上のほか、偽造・盗難キャッシュカード対策(監督指針 II - 3 - 4 - 2 A T M システムのセキュリティ対策)、インターネットバンキング(監督指針 II - 3 - 5 インターネットバンキング) のフィッシング対策等も参照のこと。

Ⅱ-3-1-4 反社会的勢力による被害の防止

Ⅱ-3-1-4-1 意義【共通】

反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを推進していくことは、企業にとって社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。特に、公共性を有し、経済的に重要な機能を営む系統金融機関においては、系統金融機関自身や役職員のみならず、利用者等の様々なステークホルダーが被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を金融取引から排除していくことが求められる。

もとより系統金融機関として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、系統金融機関においては、反社被害防止指針の趣旨を踏まえ、平素より、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む必要がある。

特に、近時反社会的勢力の資金獲得活動が巧妙化しており、関係企業を使い通常の経済取引を装って巧みに取引関係を構築し、後々トラブルとなる事例も見られる。こうしたケースにおいては経営陣の断固たる対応、具体的な対応が必要である。

なお、役職員の安全が脅かされる等不測の事態が危惧されることを口実に問題解決に向けた具体的な取組みを遅らせることは、かえって系統金融機関や役職員自身等への最終的な被害を大きくし得ることに留意する必要がある。

(参考) 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」 (平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせ)

- ① 反社会的勢力による被害を防止するための基本原則
 - 組織としての対応
 - 外部専門機関との連携
 - 取引を含めた一切の関係遮断
 - 有事における民事と刑事の法的対応
 - 裏取引や資金提供の禁止

② 反社会的勢力のとらえ方

暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な

責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である。

II-3-1-4-2 主な着眼点【共通】

反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消するための態勢整備及び反社会的勢力による不当要求に適切に対応するための態勢整備の検証については、個々の取引状況等を考慮しつつ、例えば以下のような点に留意することとする。

(1) 組織としての対応

反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応する必要性・重要性を踏まえ、担当者や担当部署だけに任せることなく理事等の経営陣が適切に関与し、組織として対応することとしているか。また、当該系統金融機関単体のみならず、グループー体となって、反社会的勢力の排除に取り組むこととしているか。さらに、グループ外の他社(信販会社等)との提携による金融サービスの提供などの取引を行う場合においても、反社会的勢力の排除に取り組むこととしているか。

(2) 反社会的勢力対応部署による一元的な管理態勢の構築

反社会的勢力との関係を遮断するための対応を総括する部署(以下「反社会的勢力対応部署」という。)を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢が構築され、機能しているか。

特に、一元的な管理態勢の構築に当たっては、以下の点に十分留意しているか。

- ① 反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報を積極的に 収集・分析するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを 構築し、適切に更新(情報の追加、削除、変更等)する体制となってい るか。また、当該情報の収集・分析等に際しては、グループ内で情報の 共有に努め、業界団体等から提供された情報を積極的に活用しているか。 さらに、当該情報を取引先の審査や当該系統金融機関における組合員又 は会員の属性判断等を行う際に、適切に活用する体制となっているか。
- ② 反社会的勢力対応部署において対応マニュアルの整備や継続的な研修活動、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との平素からの緊密な連携体制の構築を行うなど、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みの実効性を確保する体制となっているか。特に、平素より警察とのパイプを強化し、組織的な連絡体制と問題発生時の協力体制を構築することにより、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報する体制となっているか。
- ③ 反社会的勢力との取引が判明した場合及び反社会的勢力による不当要求がなされた場合等において、当該情報を反社会的勢力対応部署へ迅速かつ適切に報告・相談する体制となっているか。また、反社会的勢力対

応部署は、当該情報を迅速かつ適切に経営陣に対し報告する体制となっているか。さらに、反社会的勢力対応部署において実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し担当部署を支援する体制となっているか。

(3) 適切な事前審査の実施

反社会的勢力との取引を未然に防止するため、反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な事前審査を実施するとともに、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を徹底するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止しているか。

提携ローン(4者型)(注)については、暴力団排除条項の導入を徹底の上、系統金融機関が自ら事前審査を実施する体制を整備し、かつ、提携先の信販会社における暴力団排除条項の導入状況や反社会的勢力に関するデータベースの整備状況等を検証する態勢となっているか。

(注) 提携ローン(4者型)とは、加盟店を通じて顧客からの申込みを受けた信販会社が審査・承諾し、信販会社による保証を条件に金融機関が当該顧客に対して資金を貸付けるローンをいう。

(4) 適切な事後検証の実施

反社会的勢力との関係遮断を徹底する観点から、既存の債権や契約の適切な事後検証を行うための態勢が整備されているか。

(5) 反社会的勢力との取引解消に向けた取組み

- ① 反社会的勢力との取引が判明した旨の情報が反社会的勢力対応部署を 経由して迅速かつ適切に理事等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行うこととしているか。
- ② 平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密に連携しつつ、株式会社整理回収機構のサービサー機能を活用する等して、反社会的勢力との取引の解消を推進しているか。
- ③ 事後検証の実施等により、取引開始後に取引の相手方が反社会的勢力であると判明した場合には、可能な限り回収を図るなど、反社会的勢力への利益供与にならないよう配意しているか。
- ④ いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には、 資金提供や不適切・異例な取引を行わない態勢を整備しているか。

(6) 反社会的勢力による不当要求への対処

- ① 反社会的勢力により不当要求がなされた旨の情報が反社会的勢力対応 部署を経由して迅速かつ適切に理事等の経営陣に報告され、経営陣の適 切な指示・関与のもと対応を行うこととしているか。
- ② 反社会的勢力からの不当要求があった場合には積極的に警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行うこととしているか。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊

急を要する場合には直ちに警察に通報を行うこととしているか。

- ③ 反社会的勢力からの不当要求に対しては、あらゆる民事上の法的対抗 手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も 踏襲しない対応を行うこととしているか。
- ④ 反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、不祥事案を担当する部署が速やかに事実関係を調査することとしているか。

Ⅱ-3-1-4-3 監督手法・対応【共通】

検査結果、不祥事件等届出書等により、反社会的勢力との関係を遮断するための態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じて農協法第93条又は農中法第83条に基づき報告を求め、当該報告を検証した結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題があると認められる場合等には、農協法第94条の2若しくは農中法第85条に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づき必要措置を取るべき旨の命令の発出を検討するものとする。その際、反社会的勢力への資金提供や反社会的勢力との不適切な取引関係を認識しているにもかかわらず関係解消に向けた適切な対応が図られないなど、内部管理態勢が極めて脆弱であり、その内部管理態勢の改善等に専念させる必要があると認められるときは、農協法第95条又は農中法第86条に基づく業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令の発出を検討するものとする。

また、反社会的勢力であることを認識しながら組織的に資金提供や不適切な取引関係を反復・継続するなど、重大性・悪質性が認められる法令違反又は公益を害する行為などに対しては、農協法第95条の2又は農中法第86条に基づく厳正な処分について検討するものとする。

Ⅱ-3-1-5 出資増強時における留意点【共通】

系統金融機関の普通出資(後配出資を含む。以下同じ。)については、①基本的には会員・組合員の事業利用権であること、②出資者の資格が制限されていること等から流通性が乏しいことなど、株式会社である銀行の株式とは異なる性格や制度的枠組みを有している。系統金融機関における出資増強時の監督に当たっては、こうした系統金融機関における普通出資の特性や銀行とは異なる制度的枠組み等を踏まえ、以下のような点に留意することとする。なお、組合における優先出資及び農中法自己資本比率告示第6条第4項若しくは第7条第4項等に定める農中又は特別目的会社等が発行するその他Tier1資本調達手段若しくはTier2資本調達手段による資本増強時の監督に当たっても、以下の項目を、具体的事情に応じて適宜、読み替えて対応するものとする。

Ⅱ-3-1-5-1 着眼点【共通】

例えば早期是正措置や早期警戒制度における収益性改善措置など、系統金融機関に対して、必要に応じ、法令に基づき経営改善計画等の提出を求めた場合において、当該計画中に普通出資による資本増強策が含まれているときにあっては、例えば「優越的な地位の濫用」の防止など法令等遵守に係る内部管理態勢の確立について、健全性や誠実さの観点から十分な経営努力が払われているかどうか等、特に、以下のような着眼点から検証することとする。

(1) 基本的な経営姿勢

- ① 経営管理委員会及び理事会が、出資増強に関する法令等遵守の重要性を理解し、組織全体における態勢整備を行っているか。
- ② 経営管理委員会及び理事会は、単に内部規則の制定、通知の発出等にとどまらず、職員への周知徹底を確実に図ることとしているか。また、組織内における監視・けん制機能を実効性あるものとしているか。

(2) 特に留意すべき事項

出資増強に際して遵守すべきすべての法令等に対して、十分なコンプライアンスを確保することとしているか。

特に、以下の点について、十分な遵守態勢が構築されているか。

- ① 金融機関の自己資本としての健全性(安定性・適格性)の確保
 - ア 出資の申込みの勧誘に係る方針は、自己資本としての健全性の確保 の観点を十分踏まえたものとなっているか。
 - イ 経営改善支援に注力すべき組合員等に増資払込みを行わせることの ないよう、業況や財務内容等を十分見極めた上で出資増強を行ってい るか。
 - ウ 少なくとも、以下のような問題のあるケースについての取扱いは、 明確にされているか。
 - a 財務の実態等を勘案すると、返済能力や意思のない先に、直接又は迂回して融資等の信用供与を行い、その融資等の信用供与による 資金で増資払込みを行わせる場合
 - b 増資引受先の出資保有リスクを何らかの形で当該系統金融機関又 は当該系統金融機関の子会社等が肩代わりしている場合
 - (注) なお、信用リスク管理の適正の観点からは、例えば、「要管理先」 以下の債務者に対し、増資払込みを行わせることは、問題となる 場合もあることに留意する。
- ② 不公正な取引の防止(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)、金融商品取引法等)

ア 独占禁止法関係

独占禁止法が禁止している不公正な取引方法に該当する行為、例えば「優越的な地位の濫用」の発生をどのように防止しようとしているか。

イ 金融商品取引法関係

金融商品取引法が禁止している不公正な取引(インサイダー取引、

有利買付け等の表示の禁止等)に該当する行為の発生をどのように防止しようとしているか。

③ 適切な説明等

例えば出資の勧誘等に際しての利用者への説明方法及び内容が、民法(明治 29 年法律第 89 号)等の観点(出資をしようとする者に対して、将来における配当など不確実な事項について、断定的な判断を示したり、確実であると誤解させるおそれのあることを告げていないか等)から適切なものとなっているか。特に、預貯金等との誤認を防止するための十分な措置を講じていること、流動性に関して上場株式とその性格を異にしていること等、適切な説明等が行われているか。

(3) コンプライアンス状況の事後的な点検体制の整備 出資増強の手続の進行に応じて、コンプライアンス状況について、組織 全体として事後点検を行う体制を整えているか。

Ⅱ-3-1-5-2 監督手法・対応【共通】

(1) 系統金融機関から法令に基づき経営改善計画等の提出を求めた場合において、当該計画中に普通出資による資本増強策が含まれている場合には、 各種の法令等遵守に係る内部管理態勢全般に関する資料(注)の添付を求めることとする。

(注)

- ① 基本的な経営姿勢
- ② 金融機関の自己資本としての健全性等
- ③ 優越的な地位の濫用等不公正な取引の防止
- ④ 出資の性質の適切な説明等
- ⑤ 適正なディスクロージャーの確保
- ⑥ 遵守状況の事後的な点検体制の整備
- (2) 系統金融機関から法令に基づき提出された経営改善計画を検証した結果、系統金融機関における対応の適切性に疑義が認められる場合には、必要に応じ、農協法第 93 条又は農中法第 83 条に基づき報告を求め、又は、重大な問題があると認められる場合には、農協法第 94 条の 2 若しくは農中法第 85 条に基づき業務改善命令又は農協法第 95 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

II-3-1-6 不適切な取引等 II-3-1-6-1 履行保証

(1) 農協

農協が、いわゆる履行ボンド等、建設工事等の履行保証を行う場合には、 保証履行の際に、農協が、自ら工事を行う等の必要が生じない契約内容と なっているか。

(2) 信連・農中

信連・農中が、いわゆる履行ボンド等、建設工事等の履行保証を行う場合には、保証履行の際に、信連・農中が、自ら工事を完成させる等農協法第 10 条及び農中法第 55 条に照らして信連・農中が行うことができない業務を行う必要が生じない契約内容となっているか。

II-3-1-6-2 正常な取引慣行に反する不適切な取引の発生の防止等 【共通】

過度な協力預貯金、過当な歩積両建預貯金等の受入れ、他金融機関への過度な預貯金紹介、系統金融機関の業務範囲に含まれない商品等の紹介あっせん、利用者の印鑑等の預かり、関連会社等との取引の強要等独占禁止法上問題となる優越的な地位の濫用、利用者の実際の資金需要に基づかない決算期をまたがった短期間の与信取引の依頼など、正常な取引慣行に反する不適切な取引の発生をどのように防止しているか。

また、金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成20年法律第90号)の衆議院における附帯決議の趣旨を踏まえ、貸出し等の金融業務の実施に際しては、厳正な政治的中立性が確保されているかどうか。

さらに、農協系統組織はその構成員のための組織であるという原点を踏まえ、貸出し等の金融業務の実施に当たってはあらゆる面で公平・公正かつ円滑な資金の融通に支障がないよう適正に行われているか。

Ⅱ-3-2 利用者保護等

II - 3 - 2 - 1 与信取引等(貸付契約並びにこれに伴う担保・保証契約及びデリバティブ取引)に関する利用者への説明態勢

II - 3 - 2 - 1 - 1 意義【共通】

(1) 農協法第11条の6第2項及び信用事業命令第15条並びに農中法第57条第2項及び農中法施行規則第71条は、系統金融機関に対し、信用事業の内容及び方法に応じ、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の利用者に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。)に関する内部規則等(内部規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。)を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備することを義務付けている。

また、系統金融機関は信用事業に関し、利用者に対し虚偽のことを告げる行為、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為等をしてはならないとされている(農協法第11条の4、信用事業命令第10条の3、農中法第59条の2,農

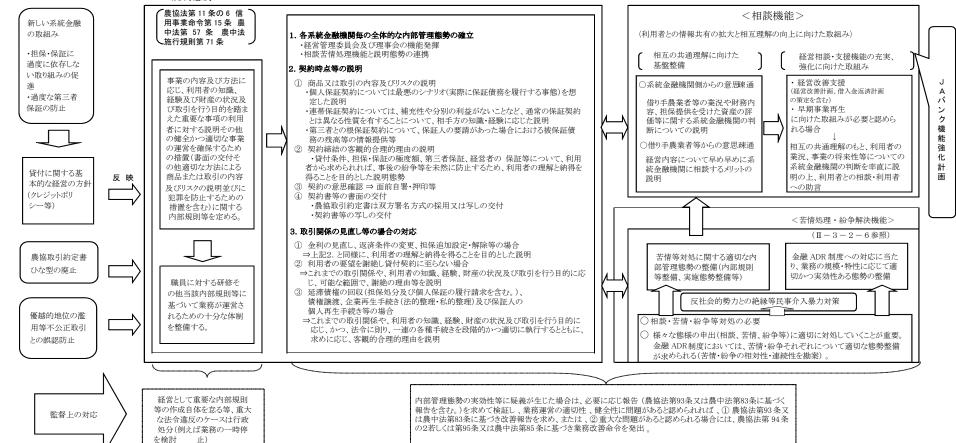
中法施行規則第85条)。これらの行為は、そもそも農協法第11条の6第2項及び農中法第57条第2項で定める信用事業の健全かつ適切な運営が確保されるための措置に違反する行為として禁止されてきたものである。

- (2) このため、広く貸し手の責任において整備すべき与信取引等(貸付契約 並びにこれに伴う担保・保証契約及びデリバティブ取引)に関する説明態 勢及びそれを補完する相談苦情処理機能について、主として農業者等向け 取引及び個人保証関係を念頭において、行政庁が系統金融機関の内部管理 態勢の検証を行う際の着眼点を類型化して例示している。
 - (注1)以下は、説明義務・説明責任(アカウンタビリティ)の徹底を中心 に利用者との情報共有の拡大と相互理解の向上に向けた取組まで幅広 い領域を対象としている(別図参照)。
 - (注2)上記(1)の説明体制の整備は、組合が行うすべての信用事業及び農中が行うすべての業務が対象となっており、資産運用商品の販売に関しては金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成12年法律第101号。以下「金融サービス提供法」という。)の施行等に対応した体制整備が必要である(監督指針Ⅱ-3-2-5参照)。

与信取引に関する利用者への説明態勢及び相談苦情処理機能に関する監督指針

一説明義務・説明責任(アカウンタビリティ)の徹底、利用者との情報共有の拡大と相互理解の向上に向けた取組みー

<説明熊勢>



(注)この図は監督指針の構成を簡略化して図示したものであり、事務の執行に当たっては、本文を参照されたい。

Ⅱ-3-2-1-2 主な着眼点【共通】

- (1) 各系統金融機関ごとの全体的な内部管理態勢の確立
 - ① 利用者への説明態勢に関する各系統金融機関ごとの全体的な内部管理 態勢の確立に関し、経営管理委員会及び理事会が適切に機能を発揮して いるか。
 - ② 法令の趣旨を踏まえた内部規則等の作成
 - ア 業務の内容及び方法に応じた説明態勢が内部規則等で明確に定められているか。与信取引には、例えば、手形割引、貸付金(手形貸付、証書貸付、当座貸越)、債務保証、外国為替等の多様な取引があり、また、保証契約についても、保証約定書形式や手形保証等の類型があるが、それぞれの類型に応じた態勢整備がなされているか。

さらに、インターネット取引等の異なる取引方法に応じた態勢整備 がなされているか。

イ 利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的に応じた説明 態勢が内部規則等で明確に定められているか。

特に、農業者等については実態に即した取扱いとなっているか。

- ③ 法令の趣旨を踏まえた系統金融機関内の実施態勢の構築
 - ア 内部規則等に基づいて業務が運営されるよう、研修その他の方策(マニュアル等の配布を含む。)が整備されているか。
 - イ 説明態勢等の実効性を確保するため、検査・監査等の内部けん制機 能は十分発揮されているか。
- ④ 説明態勢

経営相談機能を充実・強化するための環境整備として、与信後における利用者との情報の相互共有に向けた説明態勢が整備されているか。(監督指針II-3-2-1-2(5)を参照)

(2) 契約時点等における説明

の事項に留意しているか。

以下の事項について、内部規則等を定めるとともに、職員に対する研修 その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制が 整備されているか検証する。

① 商品又は取引の内容及びリスク等に係る説明 契約の意思形成のために、利用者の十分な理解を得ることを目的として、必要な情報を的確に提供することとしているか。

なお、検証に当たっては、特に以下の点に留意する。

- ア 融資取引にオプション・スワップ等のデリバティブ取引が含まれているとき(デリバティブ取引のみを行う場合を含む。)には、農協法第 11 条の 4 及び農中法第 59 条の 2 並びに金融商品取引法第 38 条各号及び第 40 条各号の規定に抵触することのないよう、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、商品内容やそのリスクに応じて以下
 - a 当該デリバティブ取引の商品内容やリスクについて、例示等も入れ、 具体的に分かりやすい形で解説した書面を交付して、適切かつ十分な 説明をすることとしているか。

例えば、

- ・当該デリバティブ取引の対象となる金融指標等の水準等(必要に応じてボラティリティの水準を含む。以下同じ。)に関する最悪のシナリオ(過去のストレス時のデータ等合理的な前提を踏まえたもの。以下同じ。)を想定した想定最大損失額について、前提と異なる状況になればさらに損失が拡大する可能性があることも含め、利用者が理解できるように説明しているか。
- ・当該デリバティブ取引において、利用者が許容できる損失額を確認 し、上記の最悪のシナリオに至らない場合でも許容額を超える損失 を被る可能性がある場合は、これについて利用者が理解できるよう に説明しているか。
- ・金融指標等の状況がどのようになれば、当該デリバティブ取引により、利用者自らの経営又は財務状況に重大な影響が生じる可能性があるかについて、利用者が理解できるように説明しているか。
- ・説明のために止むを得ず実際のデリバティブ取引と異なる例示等を 使用する場合は、当該例示等は実際の取引と異なることを説明して いるか。
- b 当該デリバティブ取引の中途解約及び解約清算金について、具体的に分かりやすい形で解説した書面を交付して、適切かつ十分な説明をすることとしているか。

例えば、

- ・当該デリバティブ取引が原則として中途解約できないものである場合にはその旨について、利用者が理解できるように説明しているか。
- ・当該デリバティブ取引を中途解約すると解約清算金が発生する場合にはその旨及び解約清算金の内容(金融指標等の水準等に関する最悪のシナリオを想定した解約清算金の試算額及び当該試算額を超える額となる可能性がある場合にはその旨を含む。)について、利用者が理解できるように説明しているか。
- ・金融取引約定書等に定める期限の利益喪失事由に抵触すると、デリバティブ取引についても期限の利益を喪失し、解約清算金の支払義務が生じる場合があることについて、利用者が理解できるように説明しているか。
- ・当該デリバティブ取引において、利用者が許容できる解約清算金の 額を確認し、上記の最悪のシナリオに至らない場合でも許容額を超 える損失を被る可能性がある場合は、これについて利用者が理解で きるように説明しているか。
- c 提供するデリバティブ取引がヘッジ目的の場合、以下を確認するとともに、その確認結果について、具体的に分かりやすい形で、適切かつ十分な説明をすることとしているか。
 - ・利用者の事業の状況(仕入、販売、財務取引環境など)や市場における競争関係(仕入先、販売先との価格決定方法)を踏まえても、継続的な業務運営を行う上で有効なヘッジ手段として機能することを確認しているか(注1)。

- ・上記に述べるヘッジ手段として有効に機能する場面は、契約終期まで継続すると見込まれることを確認しているか(注2)。
- ・利用者にとって、今後の経営を見通すことがかえって困難とすることにならないことを確認しているか (注3)。
- (注1) 例えば、為替や金利の相場が変動しても、その影響を軽減させるような価格交渉力や価格決定力の有無等を包括的に判断することに留意する。
- (注2) 例えば、ヘッジ手段自体に損失が発生していない場合であっても、前提とする事業規模が縮小されるなど利用者の事業の状況や市場における競争関係の変化により、利用者のヘッジニーズが左右されたりヘッジの効果がそのニーズに対して契約終期まで有効に機能しない場合があることに留意する。
- (注3) ヘッジによる仕入れ価格等の固定化が利用者の価格競争力に 影響を及ぼし得る点に留意する。
- d 上記 a から c に掲げる事項を踏まえた説明を受けた旨を利用者から確認し、その記録を書面(確認書等)として残すこととしているか。
- e 不確実な事項について、断定的な判断と誤認させる表示や説明を防 ぐ態勢となっているか。
- f 不招請勧誘の禁止の例外と考えられる先に対するデリバティブ取 引の勧誘については、法令を踏まえたうえ(注)、それまでの利用者 の取引履歴などによりヘッジニーズを確認し、そのニーズの範囲内で の契約を勧誘することとしているか。
 - (注) 不招請勧誘の禁止の例外とされている「外国貿易その他の外国 為替取引に関する業務を行う法人」(金融商品取引業等に関する 内閣府令第116条第1項第2号)には、例えば、国内の法人が海 外から商品を輸入するにあたって、海外の輸出者と直接取引を行 うのではなく、国内の商社を通じて実態として輸出入を行う場合 は含まれるが、単に国内の業者から輸入物の商品を仕入れる場合 は含まれないことに留意する必要がある。
- g 勧誘されたデリバティブ取引に係る契約締結の有無は、融資取引に 影響を及ぼすのではないかと利用者が懸念する可能性があることを 前提(注1)に、必要に応じ、こうした懸念を解消するための説明を 行うこととしているか(注2)。
 - (注1) 例えば、デリバティブ取引の勧誘や説明を行った状況(与信取引等の相談中や複数回の勧誘の後かどうかなど)によっては、利用者の立場からは、往々にして系統金融機関は優越的地位を濫用していると見られる可能性があることを意識した販売態勢となっているか。
 - (注2) 例えば、勧誘したデリバティブ取引等に応じなくとも、そのことを理由に今後の融資取引に何らかの影響を与えるものではない旨を説明し、優越的地位の濫用がないことの説明を受けた旨を利用者から確認する態勢としているか。
- h デリバティブ契約締結後、定期的かつ必要に応じて適時、当該利用

者の業況及び財務内容を踏まえ、実需の存続状況等に応じたヘッジの 有効性とその持続可能性の確認を行い、利用者からの問合せに対して 分かりやすく的確に対応するなど、適切なフォローアップに取り組む ための態勢を整備しているか。

また、利用者の要請があれば、定期的かつ必要に応じて随時、利用者のポジションの時価情報や当該時点の解約清算金の額等(利用者が一定の損失額又は解約清算金の額になった旨を知らせることを要請した場合にはその旨を含む。)を提供又は通知することとしているか。

イ 住宅ローン契約については、利用者に適切な情報提供とリスク等に 関する説明を行うこととしているか。特に、金利変動型又は一定期間 固定金利型の住宅ローンに係る金利変動リスク等について、十分な説 明を行うこととしているか。

説明に当たっては、例えば、「住宅ローン利用者に対する金利変動リスク等に関する説明について」(平成 17 年 3 月 4 日:農林中央金庫)に沿った対応がなされる態勢となっているか。また、適用金利が将来上昇した場合の返済額の目安を提示する場合には、その時点の経済情勢において合理的と考えられる前提に基づく試算を示すこととしているか。

ウ 個人保証契約については、保証債務を負担するという意思を形成するだけでなく、その保証債務が実行されることによって自らが責任を 負担することを受容する意思を形成するに足る説明を行うこととして いるか。

例えば、保証契約の形式的な内容にとどまらず、保証の法的効果と リスクについて、最悪のシナリオすなわち実際に保証債務を履行せざ るを得ない事態を想定した説明を行うこととしているか。

また、保証人に対し、説明をした旨を確認し、その結果等を書面又は電子的方法で記録することとしているか。

- エ 経営者等との間で保証契約を締結する場合には、「経営者保証に関するガイドライン」(平成 25 年 12 月 5 日「経営者保証に関するガイドライン研究会」により公表。以下「経営者保証ガイドライン」という。)に基づき、以下の点について、主債務者と保証人に対して丁寧かつ具体的に説明を行うこととしているか、また、保証人に対し、下記に掲げる事項を踏まえた説明をした旨を確認し、その結果等を書面又は電子的方法で記録することとしているか($\Pi-10-2$ 参照)。
 - a どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか、個別 具体の内容(注)
 - b どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まる か、個別具体の内容(注)
 - c 原則として、保証履行時の履行請求は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、履行の範囲が定められること
 - (注)「経営者保証に関するガイドライン」第4項(2)に掲げられている要素を参照の上、債務者の状況に応じた内容を説明。

その際、可能な限り、資産・収益力については定量的、その他の要素については客観的・具体的な目線を示すことが望ましい。

- オ 連帯保証契約については、補充性や分別の利益がないことなど、通 常の保証契約とは異なる性質を有することを、相手方の知識、経験等 に応じて説明することとしているか。
 - (注1)「補充性」とは、主たる債務者が債務を履行しない場合に、は じめてその債務を履行すればよいという性質をいう。
 - (注2)「分別の利益」とは、複数人の保証人が存在する場合、各保証 人は債務額を全保証人に均分した部分(負担部分)についての み保証すれば足りるという性質をいう。
- カ 経営者以外の第三者との間で個人連帯保証契約を締結する場合(Ⅱ −11 参照)には、契約者本人の経営への関与の度合いに留意し、原則として、経営に実質的に関与していない場合であっても保証債務を履行せざるを得ない事態に至る可能性があることについての特段の説明を行うこととしているか。併せて、保証人から説明を受けた旨の確認を行うこととしているか。
 - (注) 契約者本人が経営に実質的に関与していないにもかかわらず、 自発的に連帯保証契約の申し出を行った場合には、系統金融機関 から特段の説明を受けた上で契約者本人が自発的な意思に基づき 申し出を行った旨が記載され、自署・押印された書面の提出を受 けるなどにより、当該契約について系統金融機関から要求された ものではないことを確認しているかに留意する。
- キ 経営者以外の第三者と根保証契約を締結する場合には、原則として、 契約締結後、保証人の要請があれば、定期的又は必要に応じて随時、 被保証債務の残高・返済状況について情報を提供することとしている か。
- ク 当該農協との経済事業取引その他の取引における代金支払いを資金 使途とする融資取引を行う場合など融資取引と当該農協の経済事業取 引その他の取引とを関連して行う場合には、融資取引の内容とその他 の取引の内容とを利用者が混同することのないよう、十分な説明を行 うこととしているか。
- ケ 農業信用基金協会等の保証付き融資については、利用する保証制度 の内容や保証料の料率などについて、利用者の知識、経験等に応じた 適切な説明を行うこととしているか。
- ② 契約締結の客観的合理的理由の説明

利用者から説明を求められたときは、事後の紛争等を未然に防止するため、契約締結の客観的合理的理由についても、利用者の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行う態勢が整備されているか。

なお、以下のア及びイの検証に関しては、各項に掲げる事項について 利用者から求められれば説明する態勢、また、ウの検証にあっては、保 証契約を締結する場合において、上記エ a から c を説明する態勢及びそ の結果等を書面又は電子的方法で記録する態勢が整備されているかに留 意する。

ア 貸付契約

貸付金額、金利、返済条件、期限の利益の喪失事由、財務制限条項等の契約内容について、利用者の知識、経験及び財産の状況を踏まえた契約締結の客観的合理的理由

イ 担保設定契約

極度額等の契約内容について、債務者との取引状況や今後の取引見通し、担保提供者の財産の状況を踏まえた契約締結の客観的合理的理由

ウ保証契約

保証人の立場及び財産の状況、主債務者や他の保証人との関係等を 踏まえ、当該保証人との間で保証契約を締結する客観的合理的理由

- a 根保証契約については、設定する極度額及び元本確定期日について、主債務者との取引状況や今後の取引見通し、保証人の財産の状況を踏まえた契約締結の客観的合理的理由
- b 経営者以外の第三者との間で個人連帯保証契約を締結する場合には、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立」するとの観点に照らし、必要に応じ、「農業信用基金協会向けの総合的な監督指針」及び「信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について」における考え方にも留意しつつ(Ⅱ-11-2-(1)参照)、当該第三者と保証契約を締結する客観的合理的理由。
- c 経営者等に保証を求める場合には、経営者保証ガイドラインに基づき (II-10-2参照)、当該経営者等と保証契約を締結する客観的合理的理由(注)
 - (注)客観的合理的理由の説明に当たっては、どの部分が十分では ないために保証契約が必要なのか、どのような改善を図れば保 証契約の変更・解除の可能性が高まるか、について、債務者の 状況に応じて、個別具体的に説明を行う。

その際、可能な限り、資産・収益力については定量的、その 他の要素については客観的・具体的な目線を示すことが望まし い。

③ 契約の意思確認

- ア 契約の内容を説明し、借入意思・担保提供意思・保証意思・デリバティブ取引の契約意思があることを確認した上で、職員の面前で、契約者本人(注)から契約書に自署・押印を受けることを原則としているか。特に、保証意思の確認に当たっては、契約者本人の経営への関与の度合いについても確認することとしているか。
 - (注) いわゆる「オーナー経営」の農業法人等との重要な契約に当たっては、形式的な権限者の確認を得るだけでは不十分な場合があることに留意する必要がある。

特に、デリバティブ取引が、利用者の今後の経営に大きな影響を 与えるおそれのある場合、当該農業法人等の取締役会等で意思決定 された上での契約かどうか確認することが重要である。

- イ また、例外的な書面等による対応については、利用者保護及び法令 等遵守の観点から十分な検討を行った上で、内部規則等において明確 に取扱方法を定め、遵守のための実効性の高い内部けん制機能が確立 されているか。
- ウ 契約の必要事項を記載しないで自署・押印を求め、その後、職員等 が必要事項を記載し書類を完成する等の不適切な取扱いやいわゆる 捨印慣行の不適切な利用を防止するため、実効性の高い内部けん制機 能が確立されているか。
- エ 系統金融機関として貸付けの決定をする前に、利用者に対し「融資は確実」と誤認させる不適切な説明を行わない態勢が整備されているか。
- ④ 契約書等の書面の交付

貸付契約、担保設定契約又は保証契約を締結したときは、原則として 契約者本人に契約書等の契約内容を記載した書面を交付することとして いるか。

なお、検証に当たっては、特に以下の点に留意する。

- ア 系統金融機関の取引約定書は、双方署名方式を採用するか、又はその写しを交付することとしているか。
- イ 貸付契約書、担保設定契約書及び保証契約書については、その写し を交付すること等により利用者が契約内容をいつでも確認できるよう になっているか。
- ウ 取引の形態から貸付契約の都度の契約書面の作成が馴染まない手形 割引や手形貸付については、契約条件の書面化等、契約面の整備を適 切に行うことにより利用者が契約内容をいつでも確認できるようにな っているか。
- (3) 貸付けに関する基本的な経営の方針(クレジットポリシー等)との整合性

与信取引面における説明態勢については、各系統金融機関の貸付けに関する基本的な経営の方針(クレジットポリシー等)との整合性についても 検証する必要がある。

その際、例えば以下の点に留意する。

① 健全な融資慣行の確立と担保・保証に過度に依存しない融資の促進の 観点

健全な融資慣行はできる限り担保・保証に頼ることなく、貸付けは、借り手の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断して行うものであることを認識し、また、「事業からのキャッシュフローを重視し、担保・保証に過度に依存しない融資の促進を図る」、「経営者保証に依存しない融資の一層の促進を図る」(II-10-2参照)、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立する」(II-11参照)との観点から、経営の方針としてどのように対応しようとしており、当該方針が実際の説明態勢にどのように反映されているか。

② 地域貢献

系統金融機関の貸付けに関する基本的な経営の方針等において「地域 農林水産業・経済の発展への寄与」、「地域の農業者等の育成・健全化」 等の姿勢を掲げている場合に、当該方針が実際の説明態勢にどのように 反映されているか。

(4) 農協取引約定書ひな型の廃止への対応

平成13年2月に農中の「農協取引約定書ひな型」が廃止されたことを受け、各組合が自己責任に基づいて一層の創意工夫を発揮すること及び利用者のより自由な選択を可能とすることが求められているが、この点に関する利用者への説明態勢が整備されているか。

なお、検証に当たっては、例えば以下の点に留意する。

- ① ひな型廃止と新農協取引約定書の導入の趣旨等について、既存の利用者にも適切に説明を行う態勢が整備されているか。
- ② 従来の農協取引約定書を差し入れている債務者及び当該約定書に連署している連帯保証人からの求めがあれば、新しい約定書及び保証契約書への差し替えに応じる態勢が整備されているか。
- ③ なお、新農協取引約定書を導入しないこととしている場合には、利用者から求められれば、下記の金融制度調査会答申の考え方を踏まえ、客観的合理的理由について説明する態勢が整備されているか。
- (参考) 「我が国金融システムの改革について」

(平成9年6月13日 金融制度調査会答申 抜粋)

- 4 金融機関等の利用者の保護
 - (4) 各種約款等について

銀行等との取引における各種約款については、例えば、約款等の写しの交付が必ずしも徹底されていない。また、条項によっては利用者にとって一方的、あるいは不明確であるという批判がある。今後、こうした指摘があることを踏まえ、銀行等と利用者との衡平の観点、利用者にとって契約関係をより明確に分かりやすくする観点から、銀行取引約定書、消費者ローンひな型等の各種約款等の見直しについて直ちに関係業者において検討が開始され、98年度中にも所要の措置が講ぜられることが必要であると考えられる。

(5) 利用者との情報共有の拡大と相互理解の向上に向けた取組

貸し手の系統金融機関と借り手の農業者等利用者との間で密接な関係を長く維持することにより利用者に関する情報を蓄積し、この情報を基に貸出等の金融サービスの提供を展開する事業に伴うリスクを的確に認識し、リスク情報を共有し、リスクの共同管理やコストの共同負担を行うという基本的方向性を踏まえれば、地域密着型金融の機能強化のためには、貸し手と借り手の相互の共通理解を築き、その基盤の下でリスクを共同管理しながら必要に応じ、経営改善支援・早期事業再生等に取り組んでいくことが重要である。

こうした観点から、説明態勢に関連して、以下のような態勢が整備され

ているかについても検証するものとする。

① 相互の共通理解に向けた基盤整備の取組

ア 系統金融機関側からの意思疎通

各系統金融機関においては、与信後における債務者の業況把握、貸出条件の履行状況、資金使途の確認、事業計画の遂行状況といった債務者の実情にあった適切な管理を十分行うことが必要であるが、こうした過程における借り手農業者等の業況や財務内容、担保提供を受けた資産の評価等に関する系統金融機関の判断について、借り手農業者等との相互の共通理解を得ることを目的とした説明態勢が整備されているか。

イ 借り手農業者等からの意思疎通

借り手農業者等に対し、長期継続的な信頼関係をもとに、経営内容について早め早めに系統金融機関と相談することが地域密着型金融のメリットを享受することになることを理解してもらうための説明態勢が整備されているか。

② 経営相談・支援機能の充実・強化に向けた取組

経営改善支援(経営改善計画や借入金返済計画の策定を含む。)や早期 事業再生に向けた取組が必要と認められる場合には、相互の共通理解の 下、利用者の業況や財務内容、さらには事業の将来性等についての系統 金融機関の判断を率直に説明した上で、利用者との相談・利用者への助 言を行うこととしているか。

(6) 取引関係の見直し等の場合の対応

借り手農業者等との取引関係の見直し等を行う場合の対応については、 系統金融機関の業務上の判断に即した本来の説明を的確に行う態勢が整備 されることが必要であり、その際、行政検査や検査マニュアル等を口実と するなどの不適切な説明が行われないよう留意することが必要である。

このため、以下の①から③の場合において、それぞれ下記のような適切な説明等の対応を行う態勢が整備されているかどうかについて検証するものとする。

- ① 契約締結後の金利の見直し、返済条件の変更、保証契約の見直し、担保追加設定・解除等の場合
- これまでの取引関係や、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、監督指針II-3-2-1-2 (2) (契約時点等における説明)と基本的に同様に、利用者の理解と納得を得ることを目的とした説明態勢が整備されているか。

特に、借り手農業者等の事業承継時においては、経営者保証ガイドラインに基づき、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、必要な情報開示を得た上で、保証契約の必要性等について改めて検討するとともに、その結果、保証契約を締結する場合には、保証契約の必要性等について主債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的な説明を行う態勢が整備されているか。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、前経営者

が引き続き実質的な経営権・支配権を有しているか否か、当該保証契約以外の手段による既存債権の保全の状況、法人の資産・収益力による借入返済能力等を勘案しつつ、保証契約の解除についての適切な判断を行う態勢が整備されているか(II-10-2参照)。

- ② 利用者の要望を謝絶し貸付契約に至らない場合 これまでの取引関係や、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を 行う目的に応じ、可能な範囲で、謝絶の理由等についても説明する態勢 が整備されているか。
 - ・ 例えば、長期的な取引関係を継続してきた利用者に係る手形貸付に ついて更なる更改を謝絶する場合、信義則の観点から利用者の理解と 納得が得られるよう、原則として時間的余裕をもって説明することと しているか。
 - ・ 例えば、信用保証協会の保証付き融資について、事業上の判断に即した本来の説明を的確に行うことなく、「責任共有制度」を口実として融資を謝絶するといった不適切な対応を行っていないか。また、同様に農業信用基金協会の保証付き融資についても、「拠出金請求」及び「部分保証」を口実として融資を謝絶するといった不適切な対応を行っていないか。
- ③ 延滞債権の回収(担保処分及び個人保証の履行請求によるものを含む。)、債権譲渡、企業再生手続(法的整理・私的整理)及び保証人の個人再生手続等の場合
 - ア これまでの取引関係や、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引 を行う目的に応じ、かつ、法令に則り、一連の各種手続を段階的かつ 適切に執行する態勢が整備されているか。
 - ・ 例えば、経営者以外の第三者の保証人個人に保証債務の履行を求める場合は、基本的に保証人が主債務者の状況を当然には知り得る立場にないことに留意し、事後の紛争等を未然に防止するため、必要に応じ、一連の各種手続について正確な情報を提供する等適切な対応を行う態勢となっているか。(Ⅱ-11-2(2)参照)
 - イ 手続の各段階で、利用者から求められれば、その客観的合理的理由 を説明することとしているか。
 - ウ 特に経営者による個人保証(以下「経営者保証」という。)における保証債務の履行に際しては、経営者保証ガイドラインに基づき、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の履行能力、経営者たる保証人の経営責任や信頼性、破産手続における自由財産の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定する態勢となっているか($\Pi-10-2$ 参照)。

エ 貸付債権の流動化

- a 対象債権を有する系統金融機関は、原債務者の保護に十分配慮しているか。
- b 債務者等を圧迫し又はその私生活若しくは業務の平穏を害するような者に対して貸付債権を譲渡していないか。

(7) 苦情等処理機能の充実・強化

① 苦情等の事例の蓄積と分析を行い、契約時点等における説明態勢の改善を図る取組や苦情が多く寄せられる商品、取引の販売を継続するかどうかの検討を行うこととしているか。

また、説明態勢の改善に取り組んだ後に販売、契約した商品、取引に関する苦情相談等を確認し、当該取組みの効果を確認することとしているか。なお、検証に当たっては、特に、監督指針 $\Pi - 3 - 2 - 1 - 2$ (6) (取引関係の見直し等の場合の対応)に関する苦情等の取扱体制の実効性や $\Pi - 3 - 2 - 6 - 2$ (苦情等対処に関する内部管理態勢の確立)に留意する。

- ② 優越的地位の濫用が疑われる等の重大な苦情等の検証にあたっては、検証の客観性・適切性を確保する観点から、苦情等の発生原因となった本支所・本支店(事務所)の報告等のみを判断の根拠とせず、必要に応じ、本部等の検証部署の担当者が苦情者等に直接確認するなどの措置を適切に講じる態勢となっているか。
- ③ 反社会的勢力との絶縁等民事介入暴力に対する適切な対応態勢が整備されているか。
 - ア 融資・担保解除の強要や回収妨害等の不当な行為に対する対応態勢が確立されているか。
 - イ 与信取引関連も含め、犯収法に基づく疑わしい取引の届出を的確に 行うための法務問題に関する一元的な管理態勢が整備され、機能して いるか。

(8) 不公正取引との誤認防止

① 独占禁止法上問題となる不公正な取引方法と誤認されかねない説明を 防止する態勢が整備されているか。

公正取引委員会から平成 18 年 6 月に「金融機関と企業との取引慣行に 関する調査報告書」が、平成 19 年 4 月に「農業協同組合の活動に関する 独占禁止法上の指針」が公表され、不公正な取引方法として問題となる 行為の例が示されているが、これを踏まえた利用者への説明態勢が整備 されているか。上記報告書及び指針を単に支所・支店(事務所)に配付 するにとどまらず、実務に即した具体的な説明態勢の整備を行っている か。

なお、検証に当たっては、例えば、以下の点に留意する。

ア 問題となる行為の例として「利用者に対し、その責めに帰すべき正当な事由がないのに、要請に応じなければ今後の融資等に関し不利な取扱いをする旨を示唆すること等によって、契約に定めた金利の引上げを受け入れさせ、又は、契約に定めた返済期限が到来する前に返済させること」、「債権保全に必要な限度を超えて、過剰な追加担保を差し入れさせること」が示されているが、こうした行為が行われないように法令等遵守態勢を確立する一方で、金利の見直し等の客観的合理的理由について、利用者の理解と納得を得ることを目的とした説明態勢が整備されているか。

- イ 問題となる行為の例として「利用者に対し、要請に応じなければ融 資等に関し不利な扱いをする旨を示唆して、自己の提供するファーム バンキング、デリバティブ商品、社債受託管理等の金融商品・サービ スの購入を要請すること」が示されているが、こうした要請を行わな いように法令等遵守態勢を確立することとしているか。
- ウ 同一の利用者に対する複数の取引の採算性を一括してみる、いわゆる 「総合採算取引」を行う場合(抱き合わせ販売に該当する取引を除く) にあっても、上記ア及びイの態勢を整備させた上で行うこととしている か。
- エ 問題となる行為の例として「組合員が生産資材等を購入するための 短期貸付金について、当該単位農協から飼料等の生産資材を購入する 場合に限り、当該組合員に当該短期貸付金の融資を行うこと」、「単位 農協が組合員に対し、自己から農業機械を購入することを条件に融資 を行うこと」、「単位農協が、組合員への融資に当たり、組合員が農畜 産物を単位農協系の加工業者のみに供給することを条件とすること」、 「単位農協が、単位農協系の加工業者と競合する事業者と取引してい る組合員に対し、当該事業者と取引していることを理由として資金の 供給を拒否すること」等が示されているが、こうした行為を行わない ように法令等遵守態勢を確立する一方で、公正な取引の確保を目的と した説明態勢が整備されているか。
- ② 金融商品取引法に規定されたいわゆるインサイダー取引規制等の不公正取引と誤認されかねない説明を防止する態勢が整備されているか。

Ⅱ-3-2-1-3 監督手法・対応【共通】

利用者への説明態勢及びそれを補完する相談苦情処理機能が構築され機能 しているかどうかは、利用者保護及び利用者利便の観点も含め、系統金融機 関の健全かつ適切な業務運営の基本にかかわることから、関係する内部管理 態勢は高い実効性が求められる。

- (1) 検査結果、不祥事件等届出書等により、こうした内部管理態勢の実効性等に疑義が生じた場合、利用者を誤解させるおそれのある表示を行うなど禁止行為に該当する疑義がある場合は、必要に応じ、報告(農協法第93条又は農中法第83条に基づく報告を含む。)を求めて検証し、業務運営の適切性、健全性に問題があると認められれば、農協法第93条又は農中法第83条に基づき改善報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、農協法第94条の2若しくは農中法第85条に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。
- (2) 上記の報告又は業務改善状況等を検証した結果、経営として監督指針 II 3-2-1-1 (1) の法令の趣旨に反し重要な内部規則等の作成自体を怠っていたことや利用者に対し虚偽の説明を行っていたことが確認された場合など重大な法令違反と認められるときは、農協法第 95 条又は農中法第

86条に基づく行政処分(例えば、内部規則等の作成等の十分な体制整備がなされるまでの間の業務の一部停止)を検討する必要があることに留意する。ただし、個々の金融商品取引に係る行為が金融商品取引法に違反するおそれがある場合は、登録金融機関の監督担当部局と十分に連携する必要があることに留意する。

(参考)

- ① 農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針(平成 19 年 4 月 18 日:公正取引委員会)
- ② 「地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について 地域の情報集積を活用した持続可能なビジネスモデルの確立を-」(平成19年4月5日:金融審議会)
- ③ 金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書(平成 18 年 6 月 21 日:公正取引委員会)
- ④ 新しい中小企業金融の法務に関する研究会報告書(平成 15 年 7 月 16 日:新しい中小企業金融の法務に関する研究会)
- ⑤ リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム(平成15年3月28日:金融庁)
- ⑤ リレーションシップバンキングの機能強化に向けて(平成 15 年 3 月 27 日:金融審議会)
- ⑦ 中期的に展望した我が国金融システムの将来ビジョン(平成 14 年 9 月 30 日:金融審議会)
- ⑧ 金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書(平成 13 年 7 月 4 日:公正取引委員会)
- ⑨ 農協取引約定書の見直しに伴う参考例の提示について (平成 13 年 2 月 5 日:全国信連協会・農林中央金庫)
- ⑩ 我が国金融システムの改革について(平成9年6月13日:金融制度 調査会)

Ⅱ-3-2-2 利用者の誤認防止等

II - 3 - 2 - 2 - 1 意義【共通】

利用者に対する利便性の向上や事務の合理化の観点から、当該系統金融機関が、その支所・支店(事務所)を他者の店舗と同一の建物内に設置するなどの場合があるが、その際、利用者に対する弊害防止措置が講じられていることが重要である。

Ⅱ-3-2-2-2 主な着眼点【共通】

系統金融機関が、その支所・支店(事務所)を他者の本支店等と同一建物、 同一フロアに設置する場合には、利用者の誤認防止、利用者情報の保護及び 防犯上の観点から、適切な措置が講じられているか。また、コンピュータ設 備を共用する場合に系統金融機関自らの情報管理規程が遵守できるよう態勢 が整備されているか。

系統金融機関の店舗戦略や業務運営の見直しが進められている中、例えば、 過疎地にある支所・支店(事務所)を組合員等利用者のニーズに基づき維持 する場合や、合併等の結果として生じた同一地域に所在する支所・支店(事 務所)について、他の金融機関等が共同で支所・支店(事務所)を設置する ことが考えられる。運営形態としては、当該系統金融機関が他の金融機関等 と共同して支所・支店(事務所)を設置する場合や農中等が農協法第10条第 1項第3号の事業を農中等に全部譲渡した農協の支所・支店(事務所)に支店 等を設置する場合のほか、例えば、系統金融機関が他の金融機関等から委託 を受けて銀行代理業、特定信用事業代理業、農林中央金庫代理業等若しくは 金融サービス仲介業(金融サービス提供法第11条第2項に定める預金等媒介 業務に限る。以下同じ。)を行う場合又は登録金融機関業務などの業務を行う 場合などが考えられる。

このように、系統金融機関と他の金融機関等が、同一建物、同一フロアに 共同の支所・支店(事務所)を設置して運営する場合、必ずしも、当該系統 金融機関自身の業務のためのスペースと、他の金融機関等の業務のためのス ペースとの間に、いわゆる遮断壁を設ける必要はないものの、利用者の誤認 防止等の観点から、特に以下の点に留意すること。

- ① 系統金融機関が、その支所・支店(事務所)を他の金融機関等の支所・ 支店(事務所)等と同一建物、同一フロアに設置してその業務を行う場 合には、以下の点について、利用者に対して十分な説明を行っているか。 ア. 当該系統金融機関と当該金融機関等は、別法人であること。
 - イ. 当該系統金融機関が提供する商品・サービスは、当該金融機関等が 提供しているものではないこと。
- ② 系統金融機関の信用事業担当職員が、他の金融機関等の営業部門と兼職をしている場合には、利用者の誤認防止の観点から、以下のような措置が適切に講じられているか。また、系統金融機関における報告態勢、指揮・命令系統を明確にしているか。
 - ア. 信用事業担当職員が同一の支所・支店(事務所)内で取り扱う商品・サービスの内容及びその提供主体である法人名を、当該支所・支店(事務所)に掲示することなどにより、来訪した利用者が容易に認識できるようにすること。
 - イ. 当該職員が、利用者に対し、その兼職する金融機関等の範囲を分かりやすく明示すること。特に、例えば窓口業務のように、不特定多数の利用者を相手にする業務を行う場合は、当該職員が取り扱う主な商品・サービスの範囲や当該職員の兼職の状況について、当該窓口への掲示等により、利用者に対し常時明示されていることが望ましい。
 - ウ. 特に、当該職員が新規利用者に対し勧誘を行う場合や、利用者に対し新たな商品・サービスの勧誘を行う場合には、その兼職状況及び取

- り扱う商品・サービスの範囲について、十分な説明を行うこと。
- エ. 利用者と契約を締結する際には、書面等による確認を行うなど、当該契約の相手方である法人名を利用者が的確に認識できる機会を確保すること。
- ③ 共同の支所・支店(事務所)を運営する他の金融機関等の業務に利用者情報が利用者の同意なく流用されることのないよう、利用者情報の適正な管理のため、 $\Pi 3 2 3$ を踏まえた対応が適切に講じられているか。

Ⅱ-3-2-2-3 監督手法・対応【共通】

検査結果、不祥事件等届出書等により、利用者の誤認防止等に問題があると認められる場合には、必要に応じ、農協法第 93 条又は農中法第 83 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、農協法第 94 条の2若しくは農中法第 85 条に基づき業務改善命令又は農協法第 95 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

Ⅱ-3-2-3 利用者等に関する情報管理態勢

II - 3 - 2 - 3 - 1 意義【共通】

利用者に関する情報は金融取引の基礎をなすものである。したがって、その適切な管理が確保されることが極めて重要であり、系統金融機関は、その信用事業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置を講じなければならないとされている(農協法第11条の6第2項及び農中法第57条第2項)。

特に、個人利用者に関する情報については、信用事業命令、農中法施行規 則及び個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情 報保護法」という。)並びに個人情報の保護に関する法律についてのガイド ライン (通則編) (平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第6号)、 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者へ の提供編)(平成 28 年 11 月 30 日個人情報保護委員会告示第 7 号)、個人情 報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録 義務編) (平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第8号)及び個人情 報の保護に関する法律についてのガイドライン(仮名加工情報・匿名加工情 報編)(平成 28 年 11 月 30 日個人情報保護委員会告示第9号)(以下、合わ せて「保護法ガイドライン」という。)、金融分野における個人情報保護に 関するガイドライン (平成 29 年 2 月 28 日個人情報保護委員会・金融庁告示 第1号。以下「金融分野ガイドライン」という。)及び金融分野における個 人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(平 成29年2月28日個人情報保護委員会・金融庁告示第2号。以下「実務指針」 という。)の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。

また、クレジットカード情報(カード番号、有効期限等)を含む個人情報 (以下「クレジットカード情報等」という。)は、情報が漏えいした場合、不 正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。

さらに、系統金融機関は、法人関係情報(金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第14号に規定する「法人関係情報」をいう。以下同じ。)を入手し得る立場であることから、その厳格な管理と、インサイダー取引等の不公正な取引の防止が求められる。

以上を踏まえ、系統金融機関は、利用者に関する情報及び法人関係情報(以下「利用者等に関する情報」という。)を適切に管理し得る態勢を確立することが重要である。

Ⅱ-3-2-3-2 主な着眼点【共通】

- (1) 利用者等に関する情報管理態勢
 - ① 経営陣は、利用者等に関する情報へのアクセス及びその利用は業務遂行上の必要性のある役職員に限定されるべきという原則(以下「Need to Know原則」という。)を踏まえ、利用者等に関する情報管理の適切性を確保する必要性及び重要性を認識し、業務の内容・規模等に応じて、そのための組織体制の確立(部門間における適切なけん制の確保を含む。)、内部規則の策定、系統金融機関グループ内の他の金融機関との連携等、内部管理態勢の整備を図っているか。
 - ② 利用者等に関する情報の取扱いについて、具体的な取扱基準を定めた上で、研修等により役職員に周知徹底を図っているか。当該取扱基準は、利用者等に関する情報に関し、系統金融機関内外、又は系統金融機関内の同一の部門内若しくは異なる部門間、いずれの共有についても、Need to Know原則を踏まえたものとなっているか。また、当該情報の他者への伝達については、上記の法令、保護法ガイドライン、金融分野ガイドライン、実務指針の規定等に従い手続きが行われるよう十分な検討を行った上で取扱基準を定めているか。
 - ③ 利用者等に関する情報へのアクセス管理の徹底(アクセス権限を有する者の範囲が Need to Know 原則を逸脱したものとなることやアクセス権限を付与された本人以外が使用することの防止等)、内部関係者による利用者等に関する情報の持出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化、店舗の統廃合等を行う際の利用者等に関する情報の漏えい等の防止などの対策を含め、利用者等に関する情報を適切に管理するための態勢が構築されており、コンプライアンス部門の関与のもと当該利用者等に関する情報の管理状況を適時・適切に検証できる体制となっているか。

また、特定職員に集中する権限等の分散や、幅広い権限等を有する職員への管理・けん制の強化を図る等、利用者等に関する情報を利用した不正行為を防止するための適切な措置を図っているか。

④ 利用者等に関する情報の漏えい等が発生した場合に、適切に責任部署へ報告され、二次被害等の発生防止の観点から、対象となった利用者等への説明、行政庁への報告及び公表が迅速かつ適切に行われる体制が整備され

ているか。

また、情報漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策が 講じられているか。更には、他者における漏えい事故等を踏まえ、類似事 例の未然防止のために必要な措置の検討を行っているか。

利用者に重大な影響を及ぼす可能性があるなど、経営上重要な事案については、対応方針の意思決定に経営陣が適切に関与しているか。

⑤ 独立した内部監査部門において、定期的又は随時に、利用者等に関する情報管理に係る幅広い業務を対象にした監査を行っているか。当該業務が系統金融機関グループ全体で統一的に行われている場合、グループ内の他の金融機関の内部監査部門等との連携が図られているか。

また、利用者等に関する情報管理に係る監査に従事する職員の専門性を高めるため、研修の実施等の方策を適切に講じているか。

(2) 個人利用者に関する情報管理

- ① 個人利用者に関する情報については、信用事業命令第14条の3及び農中法施行規則第68条に基づき、その安全管理及び従業者の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。
 - ア 金融分野ガイドライン第8条及び第9条の規定に基づく措置 イ 実務指針Ⅰ、Ⅱ及び別添2の規定に基づく措置
- ② 個人利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(注)を、信用事業命令第14条の5及び農中法施行規則第70条に基づき、金融分野ガイドライン第5条第1項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。
 - (注) 「その他の特別の非公開情報」とは、以下の情報をいう。
 - ア 労働組合への加盟に関する情報
 - イ 民族に関する情報
 - ウ 性生活に関する情報
 - エ 個人情報の保護に関する法律施行令(平成 15 年政令第 507 号) 第2条第4号に定める事項に関する情報
 - オ 個人情報の保護に関する法律施行令第2条第5号に定める事項 に関する情報
 - カ 犯罪により害を被った事実に関する情報
 - キ 社会的身分に関する情報
- ③ クレジットカード情報等については、以下の措置が講じられているか。 ア クレジットカード情報等について、利用目的その他の事情を勘案し た適切な保存期間を設定し、保存場所を限定し、保存期間経過後適切 かつ速やかに廃棄しているか。
 - イ 業務上必要とする場合を除き、クレジットカード情報等をコンピューター画面に表示する際には、カード番号を全て表示させない等の適切な措置を講じているか。

- ウ 独立した内部監査部門において、クレジットカード情報等を保護するためのルール及びシステムが有効に機能しているかについて、定期的又は随時に内部監査を行っているか。
- ④ 個人データの第三者提供に関して、金融分野ガイドライン第 12 条等を 遵守するための措置が講じられているか。特に、その業務の性質や方法 に応じて、以下の点にも留意しつつ、個人利用者から適切な同意の取得 が図られているか。
 - ア 金融分野ガイドライン第3条を踏まえ、個人利用者から PC・スマートフォン等の非対面による方法で第三者提供の同意を取得する場合、同意文言や文字の大きさ、画面仕様その他同意の取得方法を工夫することにより、第三者提供先、当該提供先に提供される情報の内容及び当該提供先における利用目的について、個人利用者が明確に認識できるような仕様としているか。
 - イ 過去に個人利用者から第三者提供の同意を取得している場合であっても、第三者提供先や情報の内容が異なる場合、又はあらかじめ特定された第三者提供先における利用目的の達成に必要な範囲を超えた提供となる場合には、改めて個人利用者の同意を取得しているか。
 - ウ 第三者提供先が複数に及ぶ場合や、第三者提供先により情報の利用 目的が異なる場合、個人利用者において個人データの提供先が複数に 及ぶことや各提供先における利用目的が認識できるよう、同意の対象 となる第三者提供先の範囲や同意の取得方法、時機等を適切に検討し ているか。
 - エ 第三者提供の同意の取得にあたって、優越的地位の濫用や個人利用者との利益相反等の弊害が生じるおそれがないよう留意しているか。例えば、個人利用者が、第三者提供先や第三者提供先における利用目的、提供される情報の内容について、過剰な範囲の同意を強いられる等していないか。
- (3) 法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止
- ① プライベート部門(営業部門のうち、恒常的に法人関係情報を取得することが想定される部門をいう。)とパブリック部門(営業部門のうち、プライベート部門以外の部門をいい、例えば、有価証券の売買その他の取引等の勧誘やその取引の媒介・取次ぎ・代理を行う部門や、自己取引又は委託取引の執行を行う部門などが考えられる。)との間に、チャイニーズウォール(情報管理のための組織上、物理上又はシステム上の障壁をいう。以下同じ。)を設ける等、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引を防止するための適切な措置を講じているか。例外的にウォールクロス(チャイニーズウォールを跨いだ情報共有をいう。以下同じ。)を行う場合、情報共有を行った各部門の役職員の氏名、日付、関連銘柄等を記録し、コンプライアンス部門の事前承認を要する等の、法人関係情報の不正利用を実効的に防止する観点から必要となる手続を具体的に定めているか。また、経営管理上の必要性から役員等に法人関

係情報へのアクセスを認めている場合、当該役員等による法人関係情報 の漏えいや不正利用を実効的に防止する観点から必要となる措置が講じ られているか。

- (注)「組織上の障壁」としては、例えば、部門やレポーティングラインの分離、役職員の兼職の制限等の措置を講じることが、「物理上の障壁」としては、例えば、法人関係情報を管理する部署への入出制限や文書管理等の措置を講じることが、「システム上の障壁」としては、例えば、法人関係情報へのアクセス権限の管理等の措置を講じることが考えられる。
- ② 役職員及びその関係者による、有価証券の売買その他の取引等に係る 内部規則を整備し、当該内部規則に従い事前承認等の手続きを要するこ ととした取引については、コンプライアンス部門による適切な関与を行 わせる等し、また、必要に応じて見直しを行う等、適切な内部管理態勢 を構築しているか。
- ③ 役職員によるインサイダー取引等の不公正な取引の防止に向け、職業 倫理の強化、関係法令や内部規則の周知徹底等、法令等遵守意識の強化 に向けた取組みを行っているか。
- ④ 法人関係情報を入手し得る立場にある系統金融機関の役職員及びその関係者による有価証券の売買その他の取引等の実態把握を行い、必要に応じてその方法の見直しを行う等、適切な措置を講じているか。
- ⑤ 農中については、法人関係情報の管理について、例えば国内だけでなく、グローバルのグループベースで組織的・一元的な方針、手続き、システム等による管理を行うなど、各国法規制を遵守しつつ、グローバルに提供される業務の内容・規模等にふさわしい水準の適切な管理態勢が確立されているか。

Ⅱ-3-2-3-3 監督手法・対応【共通】

検査結果、個人情報等漏えい等報告書等により、利用者等に関する情報管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、農協法第93条又は農中法第83条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、農協法第94条の2若しくは農中法第85条に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づき必要な措置を採るべき旨の命令の発出を検討するものとする。

(注)個人情報については、必要に応じて別途、個人情報保護法における事業所管大臣への権限委任の状況に従い、必要な措置をとる場合があることに留意すること。

Ⅱ-3-2-4 外部委託

II - 3 - 2 - 4 - 1 意義【共通】

系統金融機関がその業務を第三者に委託すること(以下「外部委託」という。)は、経営の効率化を図ることにとどまらず、より専門性を有する者に業務を委託することで、多様な利用者ニーズへの対応や急速な技術革新を踏まえた迅速な対応等を図ることも期待できる。しかしながら、系統金融機関が

外部委託を行う場合には、利用者を保護するとともに、外部委託に伴う様々なリスクを適切に管理するなど業務の健全かつ適切な運営を確保することが求められることから、法令により、系統金融機関は委託業務の的確な遂行を確保するための措置を講じなければならないとされている(農協法第11条の6第2項、信用事業命令第14条の6、農中法第57条第2項及び農中法施行規則第67条)。

以下に示す観点は、外部委託が行われている場合の一般的な着眼点であるが、委託業務の内容等に応じ、追加的に検証を必要とする場合があることに留意するものとする。

- (注1) 外部委託には、系統金融機関がその業務を営むために必要な事務を 第三者に委託することも含む(形式上、外部委託契約が結ばれていな くともその実態において外部委託と同視しうる場合や当該外部委託さ れた業務等が海外で行われる場合も含む。)。
- (注2) 系統金融機関の固有業務を営むために必要な業務の一部について外部委託が行われている場合(農協法第92条の2第1項の許可を受けて特定信用事業代理業、農中法第95条の2第1項の許可を受けて農林中央金庫代理業を営む場合又は金融サービス提供法第12条の登録を受けて金融サービス仲介業を営む場合を除く。)には、以下の着眼点のほか、当該外部委託が特定信用事業代理業、農林中央金庫代理業又は金融サービス仲介業に該当するものとなっていないかどうかについても、検証を行うよう配意するものとする。
- (注3) 例えば、系統金融機関の付随業務のみを外部委託することは農協法 又は農中法上の許可を必要とする特定信用事業代理業、農林中央金庫 代理業又は金融サービス提供法上の登録を必要とする金融サービス仲 介業には該当するものではないが、こうした外部委託が行われている 場合には、委託者である系統金融機関に対する総合的なヒアリング等 により、定期的に以下の着眼点を踏まえた状況把握等に努めるものと する。
- (注4) 系統金融機関と当該系統金融機関の子会社等との間で外部委託が行われている場合には、監督指針Ⅲ-4-8等も参照するものとする。

Ⅱ-3-2-4-2 主な着眼点【共通】

- (1) 利用者保護の観点から以下の態勢整備(委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。)が図られているか。
 - ① 委託契約によっても当該系統金融機関と利用者との間の権利義務関係 に変更がなく、利用者に対しては、当該系統金融機関自身が業務を行ったのと同様の権利が確保されていることが明らかとなっているか。
 - ② 委託業務に関して契約どおりサービスの提供が受けられないときに、 系統金融機関において利用者利便に支障が生じることを未然に防止する ための態勢整備が行われているか。
 - ③ 委託先における目的外使用の禁止も含めて利用者等に関する情報管理

が整備されており、委託先に守秘義務が課せられているか。

④ 個人利用者に関する情報の取扱いを委託する場合には、信用事業命令第 14 条の 3 及び農中法施行規則第 68 条に基づき、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。

ア 金融分野ガイドライン第10条の規定に基づく措置

イ 実務指針Ⅲの規定に基づく措置

- ⑤ 外部委託先の管理について、責任部署を明確化し、外部委託先における業務の実施状況を定期的又は必要に応じてモニタリングする等、外部委託先において利用者等に関する情報管理が適切に行われていることを確認しているか。
- ⑥ 外部委託先において漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がな され、速やかに委託元に報告される体制になっていることを確認して いるか。
- ⑦ 外部委託先による利用者等に関する情報へのアクセス権限について、 委託業務の内容に応じて必要な範囲内に制限しているか。

その上で、外部委託先においてアクセス権限が付与される役職員及び その権限の範囲が特定されていることを確認しているか。

更に、アクセス権限を付与された本人以外が当該権限を使用すること 等を防止するため、外部委託先において定期的又は随時に、利用状況の 確認(権限が付与された本人と実際の利用者との突合を含む。)が行われ ている等、アクセス管理の徹底が図られていることを確認しているか。

- ⑧ 二段階以上の委託が行われた場合には、外部委託先が再委託先の事業者に対して十分な監督を行っているかについて確認しているか。また、必要に応じ、再委託先の事業者に対して委託者である系統金融機関による直接の監督を行っているか。
- ⑨ クレーム等について利用者から系統金融機関への直接の連絡体制を 設けるなど適切な苦情相談態勢が整備されているか
- (2) 系統金融機関は、以下に示す点など、その経営の健全性の確保の観点から総合的な検証を行い、必要な態勢整備(委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。)を図っているか。
 - ① リスク管理

系統金融機関は、当該委託契約に沿ってサービスの提供を受けられなかった場合の信用事業への影響等外部委託に係るリスクを総合的に検証し、リスクが顕在化した場合の対応策等を検討しているか。

② 委託先の選定

系統金融機関経営の合理性の観点からみて十分なレベルのサービスの提供を行い得るか、契約に沿ったサービス提供や損害等の負担が確保できる財務・経営内容か、系統金融機関の信頼性の確保等の観点から問題ないか等の観点から、委託先の選定を行っているか。

③ 契約内容

契約内容は、例えば以下の項目について明確に示されるなど十分な内

容となっているか。

- ア 委託先において提供されるサービスの内容及びレベル並びに委託 契約の解約等の手続き
- イ 委託契約に沿ってサービスが提供されない場合における委託先の 責任。委託に関連して発生するおそれのある損害の負担の関係(必要 に応じて、担保提供等による損害負担の履行確保等を含む。)
- ウ 系統金融機関が、当該委託業務及びそれに関する委託先の経営状況 に関して委託先より受ける報告の内容
- ④ 系統金融機関に課せられた法令上の義務等 当該委託業務を系統金融機関自身が行った場合に課せられる法令上の 義務等の履行に支障が生じる外部委託となっていないか。
- ⑤ 系統金融機関側の管理態勢

委託業務に関する管理者の設置、モニタリング、検証態勢(委託契約において、系統金融機関が委託先に対して業務の処理の適切性に係る検証を行うことができる旨の規定を盛り込む等の対応を含む。)等の系統金融機関内管理態勢が整備されているか。

⑥ 情報提供

委託業務の履行状況等に関し委託先から系統金融機関への定期的な レポートに加え、必要に応じ、適切な情報が迅速に得られる態勢となっ ているか。

⑦ 監査

系統金融機関において、外部委託業務についても監査の対象となっているか。

⑧ 緊急対応

委託契約に沿ったサービスの提供が行われない場合にも、信用事業に 大きな支障が生じないよう対応が検討されているか。

また、利用者に対して委託先に代わりサービス提供が可能な態勢等が 整備されているか。

⑨ 子会社等への外部委託

委託契約が系統金融機関と子会社等との間において締結される場合に、契約の内容が実質的に委託先への支援となっており、アームズ・レングス・ルールに違反していないか。

Ⅱ-3-2-4-3 監督手法・対応【共通】

(1) 系統金融機関の管理態勢に問題が認められる場合

検査結果、個人情報等漏えい等報告書等により、系統金融機関の業務の外部委託に係る内部管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、農協法第93条又は農中法第83法に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、農協法第94条の2若しくは農中法第85条に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の

命令の発出を検討するものとする。

(2) 外部委託先の業務運営態勢等に問題が認められる場合

① 系統金融機関に対する対応

検査結果等により外部委託先の業務運営態勢に問題があると認められる場合や、個人情報等漏えい等報告書等により外部委託先において不適切な業務運営が行われていると思料される場合には、先ずは委託者である系統金融機関を通じて、事実関係等(当該系統金融機関の管理態勢等を含む。)の把握等に努めることを基本とすることとする。この場合においても、当該系統金融機関に対しては、必要に応じ、農協法第 93 条又は農中法第 83 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、農協法第 94 条の 2 若しくは農中法第 85 条に基づき業務改善命令又は農協法第 95 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令の発出を検討するものとする。ただし、事案の緊急性や重大性等を踏まえ、以下②の対応を並行して行うことを妨げるものではない。

② 外部委託先に対する対応

上記①による対応では十分な実態把握等が期待できない場合などには、外部委託先に対して、直接、ヒアリングを行うなど事実関係の把握等に努めることとするが、特に必要があると認められる場合(例えば、当該外部委託先に対して多数の他の金融機関が同種の外部委託を行っている場合や決済システム全体に影響を及ぼしかねない場合など)には、当該外部委託先に対して、事実関係や発生原因分析及び改善・対応策等必要な事項について、農協法第93条第2項又は農中法第83条第2項に基づく報告を求めることとする。

(注)外部委託先に対してヒアリングを実施するに際しては、必要に応じ、 委託者である系統金融機関の同席を求めるものとする。

II-3-2-5 預貯金・リスク商品等の販売・説明態勢

II-3-2-5-1 意義【共通】

系統金融機関は、預貯金等の受入れに際し預貯金等に関する情報提供を行わなければならないとされており(農協法第11条の6第1項、信用事業命令第11条、農中法第57条第1項、農中法施行規則第60条及び第61条)、特に信用事業命令第12条第1項各号及び農中法施行規則第62条第1項各号に掲げる商品を取り扱う場合には、預貯金等との誤認を防止するために適切な説明を行うこととされている。また、系統金融機関は、その営む業務の内容及び方法に応じ適切な業務運営を確保するための措置に関する内部規則等を整備し、当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備することとされている(農協法第11条の4、第11条の6第2項、信用事業命令第10条の3、第12条、第15条、農中法第57条第2項、第59条の2、農中法施行規則第62条、第71条、第85条)。

リスク商品の販売に当たっては、農中法及び農協法のみならず金融商品取

引法などの関係法令の規定も踏まえたうえで、上記の体制整備を行う必要がある。

特に、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本に損失が生ずるおそれがある預貯金又は定期積金等(以下「特定預貯金等」という。)については、金融商品取引法の行為規制が準用され、契約締結前の書面交付義務、広告等の規制等の対象とされていることにも留意する必要がある。(農協法第11条の5、信用事業命令第10条の4から第10条の30、農中法第59条の3、農中法施行規則第85条の2から第85条の28)

Ⅱ-3-2-5-2 主な着眼点【共通】

上記の意義を踏まえ、以下のような態勢が整備されているかについても検 証するものとする。

- (1) 組織全体の内部管理態勢の確立
 - ① 利用者への説明態勢に関する組織全体の内部管理態勢の確立に関し、 経営管理委員会及び理事会が適切に機能を発揮しているか。
 - ② 法令の趣旨を踏まえた内部規則等の作成
 - ア 業務の内容及び方法に応じた説明態勢が内部規則等で明確に定められているか。

特に、特定預貯金等や投資信託等のリスク商品を取り扱う場合には、 それぞれの類型に応じた態勢整備がなされているか。

さらに、インターネット取引等の異なる取引方法に応じた態勢整備 がなされているか。

- イ 利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的に応じた説明 態勢が内部規則等で明確に定められているか。
- ③ 法令の趣旨を踏まえた組織内の実施態勢の構築
 - ア 内部規則等に基づいて業務が運営されるよう、研修その他の方策 (マニュアル等の配布を含む。)が整備されているか。
 - イ 説明態勢等の実効性を確保するため、監査等の内部けん制機能は十 分発揮されているか。
 - ウ 説明態勢等の実効性の検証を踏まえて、金融商品の内容や販売態勢 の見直しを行っているか。
- ④ 金融サービス提供法等を踏まえた対応

農協法第 11 条の 6 第 2 項、信用事業命令第 12 条及び第 15 条並びに農中法第 57 条第 2 項、農中法施行規則第 62 条及び第 71 条並びに金融サービス提供法等の観点から、金融商品の販売に際しての利用者への説明方法及び内容が適切なものとなっているか。また、金融サービス提供法上の勧誘方針の策定・公表義務の趣旨にかんがみ、適正な勧誘の確保に向けた説明態勢の整備に努めているか。

(2) 不公正取引との誤認防止

優越的な地位の濫用の防止のための態勢整備に当たっては、利用者が「当該取引が融資に影響を与えるのではないか」との懸念を有している可能性があることを前提に、優越的な地位の濫用と誤認されるおそれのある説明を防止する態勢が整備されているか。

(3) 預貯金等の受入(特定預貯金等の受入れを除く。)

農協法第11条の6第1項及び信用事業命令第11条並びに農中法第57条第1項及び農中法施行規則第60条の規定の趣旨を踏まえ、預貯金等の受入れに関し、預貯金者等に対する情報提供や預貯金者等の求めに応じた商品情報の説明を適切に行うための態勢が整備されているか。例えば、以下の点に留意する。

- ① 変動金利預貯金で金利設定の基準や方法が定められている場合には、これらの基準等及び金利情報の適切な提供を行う態勢が整備されているか。
- ② 預貯金商品に係る提携契約等に基づき、提携金融機関に対して販売・ 説明態勢に係る助言等を行う場合に、当該預貯金のリスクや商品性等に 関する情報を適切に提供しているか。

(4) リスク商品に係る業務

① 有価証券関連商品の販売

公共債、投資信託の窓口販売及び金融商品仲介業等、金融商品取引法の適用対象となる業務については、同法等に定められている投資家保護等のための規制に沿った業務運営が確保されているか。例えば、外務員登録未了者による取扱いや、特定されている窓口以外での取扱い等といった、投資家保護に支障となり得る事態を未然に防止するための態勢が整備されているかについて、留意するものとする。その他監督上の着眼点については、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の「VIII. 監督上の評価項目と諸手続き(登録金融機関)」等を参照するものとする。

特に、適合性原則を踏まえた説明態勢の整備に当たっては、系統金融機関の利用者は預貯金者が中心であって投資経験が浅いことが多いことを前提に、元本欠損が生ずるおそれがあることや貯金保険の対象とはならないことの説明の徹底等、十分な預貯金との誤認防止措置が取られているか。

② 特定預貯金等の受入れ

特定預貯金等については、金融商品取引法の行為規制が準用されていることに鑑み、監督上の着眼点については、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の「III-2-3-1 適合性原則」、「III-2-3-1 る広告等の規制」、「III-2-3-4 顧客に対する説明態勢」、「IV-3-1-2 (3) 高齢顧客への勧誘に係る留意事項」等を参照するものとする。

特に、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがあること等の詳細な説明を行う態勢が整備されているかに留意するものとする。

例えば、以下の事項について、契約締結前交付書面を交付して説明することとしているか。

- ア 中途解約時に、違約金等により元本欠損が生ずるおそれがある場合には、その違約金等の計算方法(説明時の経済情勢において合理的と考えられる前提での違約金等の試算額を含む。)。
- イ 外貨通貨で表示される特定預貯金等であって、元本欠損が生ずる おそれのある場合にあってはその旨及びその理由。
- ウ 払戻時の通貨等を選択できる権利や満期日を選択できる権利を系 統金融機関が有している場合には、権利行使によって預貯金者等が 不利となる可能性があること。
- ③ 特定預貯金等のうち金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引又は商品先物取引法第2条第 15 項に規定する商品デリバティブ取引を組み込んだ預貯金(いわゆる「仕組預貯金」)で、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組みを有するものの勧誘・受入れ特定預貯金等については、金融商品取引法の各種行為規制を定めた

特定預貯金等については、金融商品取引法の各種行為規制を定めた 規定が準用されていることに鑑み、特に店頭デリバティブ取引に類す る複雑な仕組みを有する複雑な仕組預貯金を受け入れるときには、以 下の態勢が整備されているかに留意するものとする。

- ア 複雑な仕組預貯金に関する注意喚起文書の配布に係る留意事項
 - i) リスクに関する注意喚起、ii)トラブルが生じた場合の指定ADR機関等の連絡先等を分かりやすく大きな文字で記載した簡明な文書 (注意喚起文書)を配布し、利用者属性等に応じた説明を行うことにより、利用者に対する注意喚起を適切に行っているか。また、その実施状況を適切に確認できる態勢となっているか。
- イ 複雑な仕組預貯金の勧誘に係る留意事項(合理的根拠適合性・勧 誘開始基準)

個人利用者に対して複雑な仕組預貯金の勧誘を行うにあたっては、 利用者保護の充実を図る観点から、適合性原則等に基づく勧誘の適 正化を図ることが重要であり、例えば、以下の点に留意して検証す ることとする。

- ・ 利用者へ提供する仕組預貯金としての適合性(合理的根拠適合性)の事前検証を行っているか。
- ・ 仕組預貯金のリスク特性や利用者の性質に応じた勧誘開始基準 を適切に定め、当該基準に従い適正な勧誘を行っているか。
- ウ 複雑な仕組預貯金のリスク説明に関する留意事項 複雑な仕組預貯金のリスク説明の監督上の着眼点については、「金 融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の「IV-3-3-2勧 誘・説明態勢(6)」を参照するものとする。
- ④ 特定保険契約の募集

保険業法第300条の2に規定する特定保険契約の販売・勧誘態勢については、「保険会社向けの総合的な監督指針」の特定保険契約に係る留意点に特に留意するものとする。

(5) 保険募集

① 総論

保険募集に関する法令等の遵守、保険商品及び契約に関する正確な説明並びに利用者情報の取扱い等について、マニュアルを策定して研修を実施するとともに内部監査を行うなど、適切な保険募集態勢が確保されているか。

例えば、系統金融機関その他の生命保険募集制限先等に対し手数料その他の報酬を得て保険募集を行わないなど適正な保険募集の取組、消費者の希望や適合性をよく考慮したうえで説明責任を果たす取組及び商品説明や非公開金融情報保護等について消費者の確認・同意を十分に得る取組のための態勢が整備されているか。

- ③ 募集にあたっての熊勢整備について
 - ア 信用事業命令第 12 条及び農中法施行規則第 62 条の規定の趣旨を 踏まえ、利用者に対し、預貯金等ではないことや貯金保険の対象とは ならないこと等について書面を交付して説明するなど、保険契約と預 貯金等との誤認を防止する態勢が整備されているか。誤認防止に係る 説明を理解した旨を利用者から書面(確認書等)により確認し、その 記録を残すことにより、事後に確認状況を検証できる態勢が整備され ているか。
 - イ 信用事業命令第 10 条の 3 及び農中法施行規則第 83 条の 2 の規定の 趣旨を踏まえ、系統金融機関の影響力を行使した販売、系統金融機関 取引に影響を与えないことの説明の未実施、募集人登録未了者による 取扱いなど、契約者保護に支障となり得る事態を未然に防止するため の態勢が整備されているか。特に、保険募集業務に係る取引強制、優 越的地位の濫用、抱き合わせ販売等の不公正な取引方法が具体的に認 められた場合には、独占禁止法の観点からも問題となり得るが、こう した事態を未然に防止するための態勢が整備されているか。

(参考)

- ア 「高齢者に多い個人年金保険の銀行窓口販売に関するトラブル」 (平成17年7月6日:独立行政法人国民生活センター)
- イ 「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な 取引方法について」(平成 16 年 12 月 1 日:公正取引委員会)

その他監督上の着眼点については、「保険会社向けの総合的な監督指針」を 参照するものとする。

Ⅱ-3-2-5-3 監督手法・対応【共通】

(1) リスク商品等の販売・説明態勢等については、金融商品取引法などの関係法令等に定められている規制に沿った業務運営を通じ確保されていくものであるが、例えば、検査結果、不祥事件等届出書の受理、相談・苦情等の分析等により、関係法令等に定められている規制に沿った業務運営の確保、適切なリスク商品等の販売・説明態勢等の有効性等に疑義が生じた場

合、利用者を誤解させるおそれのある表示を行うなど禁止行為に該当する 疑義がある場合、複雑な仕組預貯金に関する適切な受入れ・説明態勢等の 有効性等に疑義がある場合には、原因及び改善策等について関係法令等に 照らしつつ深度あるヒアリングを行い、必要な場合には、関係法令に基づ く報告徴求等に併せて農協法第 93 条又は農中法第 83 条に基づく報告を求 めることを通じて、着実な改善を促すものとする。

また、重大な問題があると認められる場合には、関係法令に基づく業務 改善命令等に併せて農協法第94条の2若しくは農中法第85条に基づき業 務改善命令又は農協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令の発出 を検討するものとする。

(2) さらに、検証の結果、経営陣が監督指針 II - 3 - 2 - 5 - 1 の法令の趣旨に反し重要な内部規則等の作成自体を怠っていたことや利用者に対し虚偽の説明を行っていたことが確認された場合など重大な法令違反と認められるときは、農協法第95条又は農中法第86条に基づく行政処分(例えば、内部規則等の作成等の十分な体制整備がなされるまでの間の業務の一部停止)を検討する必要があることに留意する。

II-3-2-6 苦情等への対処(金融ADR制度への対応も含む) II-3-2-6-1 意義【共通】

(1) 相談・苦情・紛争等(苦情等)対処の必要性

金融商品・サービスは、リスクを内在することが多く、その専門性・不可視性等とも相俟ってトラブルが生じる可能性が高いと考えられる。このため、金融商品・サービスの販売・提供に関しては、トラブルを未然に防止し利用者保護を図る観点から情報提供等の事前の措置を十分に講じることに加え、苦情等への事後的な対処が重要となる。

近年、金融商品・サービスの多様化・複雑化により金融商品・サービスに関するトラブルの可能性も高まっており、利用者保護を図り金融商品・サービスへの利用者の信頼性を確保する観点から、苦情等への事後的な対処の重要性もさらに高まっている。

このような観点を踏まえ、簡易・迅速に金融商品・サービスに関する苦情処理・紛争解決を行うための枠組みとして金融ADR制度(ADRについて(注)参照)が導入されており、系統金融機関においては、金融ADR制度も踏まえつつ、適切に苦情等に対処していく必要がある。

(注) ADR (Alternative Dispute Resolution)

訴訟に代わる、あっせん・調停・仲裁等の当事者の合意に基づく紛争 の解決方法であり、事案の性質や当事者の事情等に応じた迅速・簡便・ 柔軟な紛争解決が期待される。

(2) 対象範囲

系統金融機関の信用事業に関する申出としては、相談のほか、いわゆる 苦情・紛争などの利用者からの不満の表明など、様々な態様のものがあり うる。系統金融機関には、これらの様々な態様の申出に対して適切に対処 していくことが重要であり、かかる対処を可能とするための適切な内部管 理態勢を整備することが求められる。

加えて、系統金融機関には、金融ADR制度において、苦情と紛争のそれぞれについて適切な態勢を整備することが求められている。

もっとも、これら苦情・紛争の区別は相対的で相互に連続性を有するものである。特に、金融ADR制度においては、指定ADR機関(注)において苦情処理手続と紛争解決手続の連携の確保が求められていることを踏まえ、系統金融機関においては、利用者からの申出を形式的に「苦情」「紛争」に切り分けて個別事案に対処するのではなく、両者の相対性・連続性を勘案し、適切に対処していくことが重要である。

(注)指定ADR機関とは、農協法第92条の8第1項に規定する「指定信用事業等紛争解決機関」及び農中法第95条の6第1項第8号に規定する「指定紛争解決機関」をいう。

Ⅱ-3-2-6-2 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立

II - 3 - 2 - 6 - 2 - 1 意義【共通】

苦情等への迅速・公平かつ適切な対処は、利用者に対する説明責任を事後的に補完する意味合いを持つ重要な活動の一つでもあり、金融商品・サービスへの利用者の信頼性を確保するため重要なものである。系統金融機関は、金融ADR制度において求められる措置・対応を含め、利用者から申出があった苦情等に対し、自ら迅速・公平かつ適切に対処すべく内部管理態勢を整備する必要がある。

Ⅱ-3-2-6-2-2 主な着眼点【共通】

系統金融機関が、苦情等対処に関する内部管理態勢を整備するに当たり、 業務の規模・特性に応じて、適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検 証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、 以下の点に留意することとする。

特に、与信取引及び預貯金・リスク商品等の苦情等対処の検証に当たっては、苦情等対処が説明態勢を補完するものであることに留意し、必要に応じ、 $\Pi-3-2-1-2$ 、 $\Pi-3-2-5-2$ を参照する。

(1) 経営陣の役割

経営管理委員会及び理事会は、苦情等対処機能に関する組織全体的な内部管理態勢の確立について、適切に機能を発揮しているか。

(2) 内部規則等

- ① 内部規則等において、苦情等に対し迅速・公平かつ適切な対応・処理 を可能とするよう、苦情等に係る担当部署、その責任・権限及び苦情等 の処理手続(事務処理ミスがあった場合等の対応も含む。)を定めると ともに、利用者の意見等を業務運営に反映するよう、業務改善に関する 手続を定めているか。
- ② 苦情等対処に関し内部規則等に基づいて業務が運営されるよう、研修 その他の方策(マニュアル等の配布を含む。)により、内部規則等を組 織内に周知・徹底をする等の態勢を整備しているか。

特に利用者からの苦情等が多発している場合には、まず内部規則等 (苦情等対処に関するものに限らない。)の支所・支店(事務所)に対 する周知・徹底状況を確認し、実施態勢面の原因と問題点を検証するこ ととしているか。

(3) 苦情等対処の実施態勢

- ① 苦情等への対処に関し、適切に担当者を配置しているか。
- ② 利用者からの苦情等について、関係部署が連携のうえ、速やかに処理を行う態勢を整備しているか。特に、苦情等対処における主管部署及び担当者が、個々の職員が抱える利用者からの苦情等の把握に努め、速やかに関係部署に報告を行う態勢を整備しているか。
- ③ 苦情等の解決に向けた進捗管理を適切に行い、長期未済案件の発生を防止するとともに、未済案件の速やかな解消を行う態勢を整備しているか。
- ④ 苦情等の発生状況に応じ、受付窓口における対応の充実を図るとともに、利用者利便に配慮したアクセス時間・アクセス手段(例えば、電話、手紙、FAX、eメール等)を設定する等、広く苦情等を受け付ける態勢を整備しているか。また、これら受付窓口、申出の方式等について広く公開するとともに、利用者の多様性に配慮しつつ分かりやすく周知する態勢を整備しているか。
- ⑤ 苦情等対処に当たっては、個人情報について、個人情報保護法その他の法令、保護法ガイドライン及び金融分野ガイドライン等に沿った適切な取扱いを確保するための態勢を整備しているか(Ⅱ-3-2-3参照)。
- ⑥ 特定信用事業代理業者又は農林中央金庫代理業者や金融サービス仲介業者を含め、業務の外部委託先が行う委託業務に関する苦情等について、系統金融機関自身への直接の連絡体制を設けるなど、迅速かつ適切に対処するための態勢を整備しているか($\Pi-3-2-4-2(1)$ ⑤、IV-5-2-2(9)、V-5-2-2(9)参照)。
- ⑦ 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、通常の苦情等と 区別し、断固たる対応をとるため関係部署に速やかに連絡し、必要に応 じ警察等関係機関との連携を取った上で、適切に対処する態勢を整備し ているか。

(4) 利用者への対応

- ① 苦情等への対処について、単に処理の手続の問題と捉えるにとどまらず事後的な説明態勢の問題として位置付け、苦情等の内容に応じ利用者から事情を十分にヒアリングしつつ、可能な限り利用者の理解と納得を得て解決することを目指しているか。
- ② 苦情等を申し出た利用者に対し、申出時から処理後まで、利用者特性にも配慮しつつ、必要に応じて、苦情等対処の手続の進行に応じた適切な説明(例えば、苦情等対処手続の説明、申出を受理した旨の通知、進捗状況の説明、結果の説明等)を行う態勢を整備しているか。
- ③ 申出のあった苦情等について、自ら対処するばかりでなく、苦情等の内容や利用者の要望等に応じて適切な外部機関等を利用者に紹介するとともに、その標準的な手続の概要等の情報を提供する態勢を整備しているか。

なお、複数ある苦情処理・紛争解決の手段(金融ADR制度を含む。) は任意に選択しうるものであり、外部機関等の紹介に当たっては、利用 者の選択を不当に制約していないか留意することとする。

④ 外部機関等において苦情等対処に関する手続が係属している間にあっても、当該手続の他方当事者である利用者に対し、必要に応じ、適切な対応(一般的な資料の提供や説明など利用者に対して通常行う対応等)を行う態勢を整備しているか。

(5) 情報共有·業務改善等

- ① 苦情等及びその対処結果等が類型化の上で内部管理部門や営業部門 に報告されるとともに、重要案件は速やかに監査部門や経営陣に報告さ れるなど、事案に応じ必要な関係者間で情報共有が図られる態勢を整備 しているか。
- ② 苦情等の内容及び対処結果について、自ら対処したものに加え、外部機関が介在して対処したものを含め、適切かつ正確に記録・保存しているか。また、これらの苦情等の内容及び対処結果について、指定ADR機関より提供された情報等も活用しつつ、分析し、その分析結果を継続的に利用者対応・事務処理についての態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用する態勢を整備しているか。
- ③ 苦情等対処機能の実効性を確保するため、検査・監査等の内部けん制機能が十分発揮されるよう態勢を整備しているか。
- ④ 苦情等対処の結果を業務運営に反映させる際、業務改善・再発防止等 必要な措置を講じることの判断並びに苦情等対処態勢の在り方につい ての検討及び継続的な見直しについて、経営陣が指揮する態勢を整備し ているか。

(6) 外部機関等との関係

- ① 苦情等の迅速な解決を図るべく、外部機関等に対し適切に協力する態勢を整備しているか。
- ② 外部機関等に対して、自ら紛争解決手続の申立てを行う際、自らの手

続を十分に尽くさずに安易に申立てを行うのではなく、利用者からの苦情等の申出に対し、十分な対応を行い、かつ申立ての必要性につき組織内で適切な検討を経る態勢を整備しているか。

II-3-2-6-3 金融ADR制度への対応

II-3-2-6-3-1 指定紛争解決機関(指定ADR機関)が存在する場合

II - 3 - 2 - 6 - 3 - 1 - 1 意義【共通】

利用者保護の充実及び金融商品・サービスへの利用者の信頼性の向上を図るためには、系統金融機関と利用者との実質的な平等を確保し、中立・公正かつ実効的に苦情等の解決を図ることが重要である。そこで、金融ADR制度において、指定ADR機関によって、専門家等関与のもと、第三者的立場からの苦情処理・紛争解決が行われることとされている。

なお、金融ADR制度においては、苦情処理・紛争解決への対応について、 主に系統金融機関と指定ADR機関との間の手続実施基本契約(農協法第92 条の6第1項第8号及び農中法第95条の6第1項第8号に規定する「手続実 施基本契約」をいう。)によって規律されているところである。

系統金融機関においては、指定ADR機関において苦情処理・紛争解決を 行う趣旨を踏まえつつ、手続実施基本契約で規定される義務等に関し、適切 に対応する必要がある。

II - 3 - 2 - 6 - 3 - 1 - 2 主な着眼点【共通】

系統金融機関が、上記意義を踏まえ、金融ADR制度への対応に当たり、業務の規模・特性に応じて適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。

なお、「II-3-2-6-2 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立」における留意点も参照すること。

(1) 総論

① 手続実施基本契約

ア 自らが営む信用事業等(農協法第92条の6第5項第2号に規定する 「信用事業等」又は農中法第95条の6第2項で定義する「農林中央金 庫業務」をいう。)について、指定ADR機関との間で、速やかに手続 実施基本契約を締結しているか。

また、例えば、指定ADR機関の指定取消しや新たな指定ADR機関の設立などの変動があった場合であっても、利用者利便の観点から最善の策を選択し、速やかに必要な措置(新たな苦情処理措置・紛争解決措置の実施、手続実施基本契約の締結など)を講じるとともに、利用者へ周知する等の適切な対応を行っているか。

イ 指定ADR機関と締結した手続実施基本契約の内容を誠実に履行す る態勢を整備しているか。

② 公表・周知・利用者への対応

ア 手続実施基本契約を締結した相手方である指定ADR機関の商号又 は名称、及び連絡先を適切に公表しているか。

公表の方法について、例えば、ホームページへの掲載、ポスターの店頭掲示、パンフレットの作成・配布又はマスメディアを通じての広報活動等、業務の規模・特性に応じた措置をとることが必要である。仮に、ホームページに掲載したとしても、これを閲覧できない利用者も想定される場合には、そのような利用者にも配慮することとしているか。

公表する際は、利用者にとって分かりやすいように表示しているか (例えば、ホームページで公表する場合において、利用者が容易に金融 ADR制度の利用に関するページにアクセスできるような表示が望ま しい。)。

- イ 手続実施基本契約も踏まえつつ、利用者に対し、指定ADR機関による標準的な手続のフローや指定ADR機関の利用の効果(時効の完成猶予等)等必要な情報の周知を行う態勢を整備しているか。
- ウ 金融商品取引業者が組成した金融商品を系統金融機関が販売する場合、当該商品を組成した金融商品取引業者や、当該商品を販売した系統金融機関といった、業態の異なる複数の業者が関係することになるため、利用者の問題意識を把握した上で、問題の発生原因に応じた適切な指定ADR機関を紹介するなど、丁寧な対応を行っているか。

(2) 苦情処理手続・紛争解決手続についての留意事項

系統金融機関が手続実施基本契約により手続応諾・資料提出・特別調停 案尊重等の各義務を負担することを踏まえ、検証に当たっては、例えば、 以下の点に留意することとする。

① 共通事項

- ア 指定ADR機関から手続応諾・資料提出等の求めがあった場合、正 当な理由がない限り、速やかにこれに応じる態勢を整備しているか。
- イ 指定ADR機関からの手続応諾・資料提出等の求めに対し拒絶する場合、苦情・紛争の原因となった部署のみが安易に判断し拒絶するのではなく、組織として適切に検討を実施する態勢を整備しているか。また、可能な限り、その判断の理由(正当な理由)について説明する態勢を整備しているか。

② 紛争解決手続への対応

ア 紛争解決委員から和解案の受諾勧告又は特別調停案の提示がされた 場合、速やかに受諾の可否を判断する態勢を整備しているか。

- イ 和解案又は特別調停案を受諾した場合、担当部署において速やかに 対応するとともに、その履行状況等を検査・監査部門等が事後検証す る態勢を整備しているか。
- ウ 和解案又は特別調停案の受諾を拒絶する場合、業務規程(農協法第92条の7第1項、農中法第95条の7第1項)等を踏まえ、速やかにその理由を説明するとともに、訴訟提起等の必要な対応を行う態勢を整備しているか。

II - 3 - 2 - 6 - 3 - 2 指定ADR機関が存在しない場合

II - 3 - 2 - 6 - 3 - 2 - 1 意義【共通】

金融ADR制度においては、指定ADR機関が存在しない場合においても、 代わりに苦情処理措置・紛争解決措置を講ずることが法令上求められている。 系統金融機関においては、これらの措置を適切に実施し、金融商品・サービ スに関する苦情・紛争を簡易・迅速に解決することにより、利用者保護の充 実を確保し、金融商品・サービスへの利用者の信頼性の向上に努める必要が ある。

II - 3 - 2 - 6 - 3 - 2 - 2 主な着眼点【共通】

系統金融機関が、苦情処理措置・紛争解決措置を講じる場合、金融ADR制度の趣旨を踏まえ、利用者からの苦情・紛争の申出に関し、業務の規模・特性に応じ、適切に対応する態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。

なお、「II-3-2-6-2 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立」における留意点も参照すること。

(1) 総論

- ① 苦情処理措置・紛争解決措置の選択
 - ア 自らが営む信用事業等の内容、苦情等の発生状況及び事業地区等を 踏まえて、法令で規定されている以下の各事項のうちの一つ又は複数 を苦情処理措置・紛争解決措置として適切に選択しているか。なお、 その際は、例えば、利用者が苦情・紛争を申し出るに当たり、利用者 にとって地理的にアクセスしやすい環境を整備するなど、利用者の利 便の向上に資するような取組みを行うことが望ましい。
 - a 苦情処理措置
 - (a) 苦情処理に従事する職員への助言・指導を一定の経験を有する 消費生活専門相談員等に行わせること
 - (b) 自組合又は農中で業務運営体制・内部規則を整備し、公表等すること
 - (c) 金融商品取引業協会、認定投資者保護団体を利用すること
 - (d) 国民生活センター、消費生活センターを利用すること
 - (e) 他の業態の指定ADR機関を利用すること
 - (f) 苦情処理業務を公正かつ的確に遂行できる法人を利用すること

b 紛争解決措置

- (a) 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に定める認証 紛争解決手続を利用すること
- (b) 金融商品取引業協会、認定投資者保護団体を利用すること
- (c) 弁護士会を利用すること

- (d) 国民生活センター、消費生活センターを利用すること
- (e) 他の業態の指定ADR機関を利用すること
- (f) 紛争解決業務を公正かつ的確に遂行できる法人を利用すること
- イ 苦情・紛争の処理状況等のモニタリング等を継続的に行い、必要に 応じ、苦情処理措置・紛争解決措置について検討及び見直しを行う態 勢を整備しているか。
- ウ 苦情処理業務・紛争解決業務を公正かつ的確に遂行できる法人を利用する場合、当該法人が苦情処理業務・紛争解決業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人であること(信用事業命令第15条の3第1項第5号及び同条第2項第5号)について、相当の資料等に基づいて、合理的に判断しているか。
- エ 外部機関を利用する場合、必ずしも当該外部機関との間において業務委託契約等の締結までは求められていないが、標準的な手続のフローや、費用負担に関する事項等について予め取決めを行っておくことが望ましい。
- オ 外部機関の手続を利用する際に費用が発生する場合について、利用 者の費用負担が過大とならないような措置を講じる等、苦情処理・紛 争解決の申立ての障害とならないような措置を講じているか。

② 運用

苦情処理措置・紛争解決措置の適用範囲を過度に限定的なものとするなど、不適切な運用を行っていないか。なお、苦情処理措置と紛争解決措置との間で適切な連携を確保しているかについても留意する(II-3-2-6-1(2)参照)。

- (2) 苦情処理措置(自組合又は農中で態勢整備を行う場合)についての留意 事項
 - ① 消費生活専門相談員等による職員への助言・指導態勢を整備する場合 ア 定期的に消費生活専門相談員等による研修を実施する等、苦情処理 に従事する職員のスキルを向上させる態勢を整備しているか。
 - イ 消費生活専門相談員等との連絡体制を築く等、個別事案の処理に関 し、必要に応じ、消費生活専門相談員等の専門知識・経験を活用する 態勢を整備しているか。
 - ② 自組合又は農中で業務運営体制・内部規則を整備する場合 ア 苦情の発生状況に応じ、業務運営体制及び内部規則を適切に整備するとともに、当該体制・規則に基づき公正かつ的確に苦情処理を行う 態勢を整備しているか。
 - イ 苦情の申出先を利用者に適切に周知するとともに、苦情処理にかか る業務運営体制及び内部規則を適切に公表しているか。

周知・公表の内容として、必ずしも内部規則の全文を公表する必要 はないものの、利用者が、苦情処理が適切な手続に則って行われてい るかどうか自ら確認できるようにするため、苦情処理における連絡先 及び標準的な業務フロー等を明確に示すことが重要であることから、 それに関連する部分を公表しているかに留意する必要がある。

なお、周知・公表の方法について、II-3-2-6-3-1-2(1)②を参照のこと。

- (3) 苦情処理措置(外部機関を利用する場合)及び紛争解決措置の留意事項 ① 周知・公表等
 - ア 系統金融機関が外部機関を利用している場合、利用者保護の観点から、例えば、利用者が苦情・紛争を申し出るに当たり、外部機関を利用できることや、外部機関の名称及び連絡先、その利用方法等、外部機関に関する情報について、利用者にとって分かりやすいように、周知・公表を行うことが望ましい。
 - イ 苦情処理・紛争解決の申立てが、地理又は苦情・紛争内容その他の 事由により、利用者に紹介した外部機関の取扱範囲外のものであると き、又は他の外部機関等(苦情処理措置・紛争解決措置として系統金 融機関が利用している外部機関に限らない。)による取扱いがふさわし いときは、他の外部機関等を利用者に紹介する態勢を整備しているか。
 - ウ 金融商品取引業者が組成した金融商品を系統金融機関が販売する場合については、II-3-2-6-3-1-2(1)②ウを参照すること。
 - ② 手続への対応
 - ア 外部機関から苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の調査 又は関係資料の提出等を要請された場合、当該外部機関の規則等も踏 まえつつ、速やかにこれに応じる態勢を整備しているか。
 - イ 苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の調査又は関係資料 の提供等の要請を拒絶する場合、苦情・紛争の原因となった部署のみ が安易に判断し拒絶するのではなく、苦情・紛争内容、事実・資料の 性質及び外部機関の規則等を踏まえて、組織として適切に検討を実施 する態勢を整備しているか。

また、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、可能な限り拒絶の理由について説明する態勢を整備しているか。

- ウ 紛争解決の手続を開始した外部機関から和解案、あっせん案等の解 決案(以下、「解決案」という。)が提示された場合、当該外部機関の 規則等も踏まえつつ、速やかに受諾の可否を判断する態勢を整備して いるか。
- エ 解決案を受諾した場合、担当部署において速やかに対応するととも に、その履行状況等を検査・監査部門等が事後検証する態勢を整備し ているか。
- オ 解決案の受諾を拒絶する場合、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、 速やかにその理由を説明するとともに、必要な対応を行う態勢を整備しているか。

系統金融機関は、各種書面(預貯金者等に対する情報の提供、特定預貯金等契約に関する契約締結前交付書面等)において金融ADR制度への対応内容を記載することが、法令上、義務付けられている。それら書面には、指定ADR機関が存在しない場合は苦情処理措置・紛争解決措置の内容を記載する必要があるが、例えば、系統金融機関が外部機関を利用している場合、当該外部機関(苦情処理・紛争解決にかかる業務の一部を他の機関に委託等している場合、当該他の機関も含む。)の名称及び連絡先など、実態に即して適切な事項を記載するべきことに留意する。

Ⅱ-3-2-6-5 行政上の対応【共通】

金融ADR制度への対応を含む苦情等対処態勢が構築され機能しているかどうかは、利用者保護・系統金融機関への信頼性確保の観点も含め、系統金融機関の健全かつ適切な業務運営の基本にかかわることから、関係する内部管理態勢は高い実効性が求められる。

監督部局としては、系統金融機関の対応を全体的・継続的にみて、業務の健全かつ適切な運営を確保するため問題があると認められる場合は、必要に応じ、農協法第 93 条又は農中法第 85 条に基づき報告を求め、また、重大な問題があると認められる場合は、農協法第 94 条の 2 又は農中法第 85 条に基づく業務改善命令の発出を検討するものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、業務停止命令等の発出も含め、必要な行政処分を検討するものとする。

この点、指定ADR機関が存在する場合において、系統金融機関に手続応 諾義務等への違反・懈怠等の問題が認められた場合であっても、一義的には 系統金融機関と指定ADR機関との手続実施基本契約に係る不履行であるた め、直ちに行政処分の対象となるものではなく、監督部局としては、前述の ように、系統金融機関の対応を全体的・継続的にみて判断を行うものとする。

なお、一般に利用者と系統金融機関との間で生じる個別の紛争は、私法上の契約に係る問題であり、基本的にADRや司法の場を含め当事者間で解決されるべき事柄であることに留意する必要がある。

II-3-3 事務リスク

II-3-3-1 意義【共通】

事務リスクとは、系統金融機関の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、系統金融機関が損失を被るリスクをいうが、系統金融機関は当該リスクに係る内部管理態勢を適切に整備し、業務の健全かつ適切な運営により信頼性の確保に努める必要がある。

Ⅱ-3-3-2 主な着眼点【共通】

- (1) 事務リスク管理態勢
 - ① すべての業務に事務リスクが所在していることを理解し、適切な事務

リスク管理態勢が整備されているか。

- ② 事務リスクを軽減することの重要性を認識し、事務リスク軽減のため の具体的な方策を講じているか。
- ③ 事務部門は、十分にけん制機能が発揮されるよう体制が整備されているか。

また、事務に係る諸規定が明確に定められているか。

④ 取引時確認事務、疑わしい取引の届出事務等の重要な法務コンプライアンス問題を、単なる事務処理の問題と捉えるにとどまらず、各系統金融機関内全体の法務コンプライアンスの問題としての処理を行っているか。

(2) 内部監査態勢

内部監査部門は、事務リスク管理態勢を監査するため、内部監査を適切に実施しているか。

- (3) 支所・支店(事務所)のリスク管理態勢 事務部門は、支所・支店(事務所)における事務リスク管理態勢をチェックする措置を講じているか。
- (4) 人事管理に当たっては、事故防止等の観点から職員を長期間にわたり同一業務に従事させることなくローテーションを確保するよう配慮されているか。また、人事担当者等と連携し、連続休暇、研修、内部出向制度等により、最低限年一回、一週間以上連続して、職場を離れる方策をとっているか。さらに、職員教育において、職業倫理が盛り込まれているか。なお、派遣職員等についても、事故防止等の観点から、可能な範囲で職員と同様の措置を講じているか。

(参考)派遣職員に係る管理態勢の強化について(要請)(平成 17 年 11 月 30 日:農林水産省・金融庁)

Ⅱ-3-3-3 監督手法・対応【共通】

検査結果、不祥事件等届出書等により、事務リスクの管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、農協法第 93 条又は農中法第 83 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、農協法第 94 条の 2 若しくは農中法第 85 条に基づき業務改善命令又は農協法第 95 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

II - 3 - 4 \forall λ

 $\mathbf{II} - 3 - 4 - 1 \quad \text{システムリスク}$

Ⅱ-3-4-1-1 意義【共通】

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシス

テムの不備等に伴い、利用者や系統金融機関が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより利用者や系統金融機関が損失を被るリスクをいうが、系統金融機関の経営再編に伴うシステム統合や新商品・サービスの拡大等に伴い、系統金融機関の情報システムは一段と高度化・複雑化し、さらにコンピュータのネットワーク化の拡大に伴い、重要情報に対する不正なアクセス、漏えい等のリスクが大きくなっている。システムが安全かつ安定的に稼動することは決済システム及び系統金融機関に対する信頼性を確保するための大前提であり、システムリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。

(参考) 検査マニュアル

「システムリスク」とは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い系統金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に利用されることにより系統金融機関が損失を被るリスクをいう。

Ⅱ-3-4-1-2 主な着眼点【共通】

- (1) システムリスクに対する認識等
 - ① システムリスクについて代表理事をはじめ、役職員がその重要性を十分認識し、定期的なレビューを行うとともに、各系統金融機関毎に全体的なリスク管理の基本方針が策定されているか。
 - ② 経営管理委員会会長又は代表理事は、システム障害やサイバーセキュリティ事案(以下「システム障害等」という。)の未然防止と発生時の迅速な復旧対応について、経営上の重大な課題と認識し、態勢を整備しているか。
 - (注) サイバーセキュリティ事案とは、情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行や DDoS 攻撃等の、サイバーセキュリティが脅かされる事案をいう。
 - ③ 経営管理委員会又は理事会は、システムリスクの重要性を十分に認識した上で、システムを統括管理する役員を定めているか。また、農中については、システムに関する十分な知識・経験を有し業務を適切に遂行できる者を、当該役員として定めているか。なお、組合においても当該役員はシステムに関する十分な知識・経験を有し業務を適切に遂行できる者であることが望ましい。
 - ④ 代表理事及び理事は、システム障害等発生の危機時において、果たすべき責任やとるべき対応について具体的に定めているか。 また、自らが指揮を執る訓練を行い、その実効性を確保しているか。

(2) システムリスク管理態勢

① 経営管理委員会又は理事会は、コンピュータシステムのネットワーク

化の進展等により、リスクが顕在化した場合、その影響が連鎖し、広域 化・深刻化する傾向にあるなど、経営に重大な影響を与える可能性があ るということを十分踏まえ、リスク管理態勢を整備しているか。

- ② システムリスク管理の基本方針が定められているか。システムリスク管理の基本方針には、セキュリティポリシー(組織の情報資産を適切に保護するための基本方針)及び外部委託先に関する方針が含まれているか。
- ③ システムリスク管理態勢の整備に当たっては、その内容について客観的な水準が判定できるものを根拠としているか。

また、システムリスク管理態勢は、システム障害等の把握・分析、リスク管理の実施結果や技術進展等に応じて、不断に見直しを実施しているか。

(3) システムリスク評価

- ① システムリスク管理部門は、利用者のチャネルの多様化による大量取引の発生や、ネットワークの拡充によるシステム障害等の影響の複雑化・広範化など、外部環境の変化によりリスクが多様化していることを踏まえ、定期的に又は適時にリスクを認識・評価しているか。
 - また、洗い出したリスクに対し、十分な対応策を講じているか。
- ② システムリスク管理部門は、例えば1口座当たりの未記帳取引明細の保有可能件数などのシステムの制限値を把握・管理し、制限値を超えた場合のシステム面・事務面の対応策を検討しているか。
- ③ 商品開発の担当部門は、新商品の導入時又は商品内容の変更時に、システムリスク管理部門と連携するとともに、システムリスク管理部門は、システム開発の有無にかかわらず、関連するシステムの評価を実施しているか。

(4) 情報セキュリティ管理

- ① 情報資産を適切に管理するために方針の策定、組織態勢の整備、内部 規程の策定、内部管理態勢の整備を図っているか。また、他者における 不正・不祥事件も参考に、情報セキュリティ管理態勢の PDCA サイクルに よる継続的な改善を図っているか。
- ② 情報の機密性、完全性、可用性を維持するために、情報セキュリティ に係る管理者を定め、その役割・責任を明確にした上で、管理している か。また、管理者は、システム、データ、ネットワーク管理上のセキュ リティに関することについて統括しているか。
- ③ コンピュータシステムの不正使用防止対策、不正アクセス防止対策、 コンピュータウィルス等の不正プログラムの侵入防止対策等を実施して いるか。
- ④ 系統金融機関が利用者の重要情報を網羅的に洗い出し、把握、管理しているか。

利用者の重要情報の洗い出しにあたっては、業務、システム、外部委託先を対象範囲とし、例えば、以下のようなデータを洗い出しの対象範

囲としているか。

- ・通常の業務では使用しないシステム領域に格納されたデータ
- ・障害解析のためにシステムから出力された障害解析用データ
- ・ATM(店舗外含む。)等に保存されている取引ログ 等
- ⑤ 洗い出した利用者の重要情報について、重要度判定やリスク評価を実施しているか。

また、それぞれの重要度やリスクに応じ、以下のような情報管理ルールを策定しているか。

- ・情報の暗号化、マスキングのルール
- ・情報を利用する際の利用ルール
- ・記録媒体等の取扱いルール 等
- ⑥ 利用者の重要情報について、以下のような不正アクセス、不正情報取得、情報漏えい等を牽制、防止する仕組みを導入しているか。
 - ・職員の権限に応じて必要な範囲に限定されたアクセス権限の付与
 - ・アクセス記録の保存、検証
 - ・開発担当者と運用担当者の分離、管理者と担当者の分離等の相互牽制体制等
- ⑦ 機密情報について、暗号化やマスキング等の管理ルールを定めているか。また、暗号化プログラム、暗号鍵、暗号化プログラムの設計書等の管理に関するルールを定めているか。

なお、「機密情報」とは、暗証番号、ID・パスワード、クレジットカード情報等、利用者に損失が発生する可能性のある情報をいう。

- ⑧ 機密情報の保有・廃棄、アクセス制限、外部持ち出し等について、業 務上の必要性を十分に検討し、より厳格な取扱いをしているか。
- ⑨ 情報資産について、管理ルール等に基づいて適切に管理されていることを定期的にモニタリングし、管理態勢を継続的に見直しているか。
- ⑩ セキュリティ意識の向上を図るため、全役職員(外部委託先の役職員 を含む。)に対するセキュリティ教育を行っているか。

(5) サイバーセキュリティ管理

- ① サイバーセキュリティについて、経営管理委員会又は理事会等は、サイバー攻撃が高度化・巧妙化していることを踏まえ、サイバーセキュリティの重要性を認識し必要な態勢を整備しているか。
- ② サイバーセキュリティについて、組織態勢の整備、内部規程の策定のほか、以下のようなサイバーセキュリティ管理態勢の整備を図っているか。
 - ・サイバー攻撃に対する監視態勢
 - ・サイバー攻撃を受けた際の報告及び広報態勢
 - ・組織内 CSIRT (Computer Security Incident Response Team) の設置
 - ・情報共有機関等を通じた情報収集・共有体制等
- ③ サイバー攻撃に備え、次のような入口対策、内部対策、出口対策といった多段階のサイバーセキュリティ対策を組み合わせた多層防御を講じているか。

- ・入口対策 (例えば、ファイアウォールの設置、抗ウィルスソフトの導入、不正侵入検知システム・不正侵入防止システムの導入 等)
- ・内部対策 (例えば、特権 ID・パスワードの適切な管理、不要な ID の 削除、特定コマンドの実行監視 等)
- ・出口対策(例えば、通信ログ・イベントログ等の取得と分析、不適切 な通信の検知・遮断 等)
- ④ サイバー攻撃を受けた場合に被害の拡大を防止するために、以下のような措置を講じているか。
 - ・攻撃元の IP アドレスの特定と遮断
 - ・自動的にアクセスを分散させる機能
 - ・システムの全部又は一部の一時的停止 等
- ⑤ システムの脆弱性について、OS の最新化やセキュリティパッチの適用など必要な対策を適時に講じているか。
- ⑥ サイバーセキュリティについて、ネットワークへの侵入検査や脆弱性 診断等を活用するなど、セキュリティ水準の定期的な評価を実施し、セキュリティ対策の向上を図っているか。
- ⑦ インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、II-3-5-2 (2) 又はII-3-6-2 (2) によるセキュリティの確保を講じているか。

なお、全国銀行協会の申し合わせ等には、以下のような実効的な認証 方式や不正防止策を用いたセキュリティ対策事例が記載されている。

- ・可変式パスワードや電子証明書などの、固定式の ID・パスワードのみ に頼らない認証方式
- ・取引に利用しているパソコンのブラウザとは別の携帯電話等の機器を 用いるなど、複数経路による取引認証
- ・ハードウェアトークン等でトランザクション署名を行うトランザクション認証
- ・電子証明書を IC カード等、取引に利用しているパソコンとは別の媒体・機器へ格納する方式の採用
- ・取引時においてウィルス等の検知・駆除が行えるセキュリティ対策ソフトの利用者への提供
- ・利用者のパソコンのウィルス感染状況を系統金融機関側で検知し、警告を発するソフトの導入
- ・不正なログイン・異常な取引等を検知し、速やかに利用者に連絡する 体制の整備 等
- (注) キャッシュカード暗証番号のような組み合わせの数が僅少な情報を 記憶要素として用いる認証方式は、インターネット上での利用を避け ることが望ましいことに留意。
- ⑧ インターネットバンキング等の不正利用を防止するため、電話番号やメールアドレスなど預貯金者への通知や本人認証の際に利用される情報について、不正な登録・変更が行われないよう適切な手続が定められているか。
- ⑨ サイバー攻撃を想定したコンティンジェンシープランを策定し、訓練

や見直しを実施しているか。また、必要に応じて、業界横断的な演習に 参加しているか。

サイバーセキュリティに係る人材について、育成、拡充するための計画を策定し、実施しているか。

(6) システム企画・開発・運用管理

- ① 経営戦略の一環としてシステム戦略方針を明確にした上で、中長期の 開発計画を策定しているか。
 - また、中長期の開発計画は、経営管理委員会又は理事会の承認を受けているか。
- ② 現行システムに内在するリスクを継続的に洗い出し、その維持・改善のための投資を計画的に行っているか。
- ③ 開発案件の企画・開発・移行の承認ルールが明確になっているか。
- ④ 開発プロジェクトごとに責任者を定め、開発計画に基づき進捗管理されているか。
- ⑤ システム開発に当たっては、テスト計画を作成し、ユーザー部門も参加するなど、適切かつ十分にテストを行っているか。
- ⑥ 人材育成については、現行システムの仕組み及び開発技術の継承並び に専門性を持った人材の育成のための具体的な計画を策定し、実施して いるか。

(7) システム監査

- ① システム部門から独立した内部監査部門が、定期的にシステム監査を 行っているか。
- ② システム関係に精通した要員による内部監査や、システム監査人等による外部監査の活用を行っているか。
- ③ 監査対象は、システムリスクに関する業務全体をカバーしているか。
- ④ システム監査の結果は、適切に経営管理委員会又は理事会に報告されているか。

(8) 外部委託管理

- ① 外部委託先(システム子会社を含む。)の選定に当たり、選定基準に基づき評価、検討の上、選定しているか。
- ② 外部委託契約において、外部委託先との役割分担・責任、監査権限、 再委託手続き、提供されるサービス水準等を定めているか。また、外部委 託先の役職員が遵守すべきルールやセキュリティ要件を外部委託先へ提 示し、契約書等に明記しているか。
- ③ システムに係る外部委託業務 (二段階以上の委託を含む。) について、委託先からの監査報告等により、リスク管理が適切に行われているか。 特に、外部委託先が複数の場合、管理業務が複雑化することから、より高度なリスク管理が求められることを十分認識した体制となっているか。

システム関連事務を外部委託する場合についても、システムに係る外

部委託に準じて、適切なリスク管理を行っているか。

④ 外部委託した業務(二段階以上の委託を含む。)について、委託元として委託業務が適切に行われていることを定期的にモニタリングしているか。

また、外部委託先任せにならないように、例えば委託元として要員を 配置するなどの必要な措置を講じているか。特に共同センター(地区毎 に系統金融機関が共同で設立した事務センターをいう。以下同じ。)の内 部管理、開発・運用管理の状況について、報告を受けているか。

さらに、システムの共同化等が進展する中、外部委託先における利用 者データの運用状況を、委託元が監視、追跡できる態勢となっているか。

- ⑤ 共同センター等の重要な外部委託先に対して、内部監査部門又はシステム監査人等による監査を実施しているか。
 - (注)統合ATMスイッチングサービスなどの外部のサービスを利用する 場合についてもこれに準じる。

(9) コンティンジェンシープラン

- ① コンティンジェンシープランが策定され、緊急時体制が構築されているか。
- ② コンティンジェンシープランの策定に当たっては、その内容について 客観的な水準が判断できるもの(例えば「金融機関等におけるコンティ ンジェンシープラン(緊急時対応計画)策定のための手引書」(公益財団 法人金融情報システムセンター編))を根拠としているか。
- ③ コンティンジェンシープランの策定に当たっては、災害による緊急事態を想定するだけではなく、系統金融機関の内部又は外部に起因するシステム障害等も想定しているか。

また、バッチ処理が大幅に遅延した場合など、十分なリスクシナリオ を想定しているか。

- ④ コンティンジェンシープランは、他の金融機関におけるシステム障害等の事例や中央防災会議等の検討結果を踏まえるなど、想定シナリオの見直しを適宜行っているか。
- ⑤ コンティンジェンシープランに基づく訓練は、各系統金融機関毎に全体的なレベルで行い、共同センター等の外部委託先等と合同で、定期的に実施しているか。
- ⑥ 業務への影響が大きい重要なシステムについては、オフサイトバック アップシステム等を事前に準備し、災害、システム障害等が発生した場 合に、速やかに業務を継続できる態勢を整備しているか。

(10) 障害発生時等の対応

① システム障害等が発生した場合に、利用者に対し無用の混乱を生じさせないよう、適切な措置を講じているか。

また、システム障害等の発生に備え、最悪のシナリオを想定した上で、 必要な対応を行う態勢となっているか。

- ② システム障害等の発生に備え、外部委託先を含めた報告態勢、指揮・命令系統が明確になっているか。
- ③ 経営に重大な影響を及ぼすシステム障害等が発生した場合に、速やかに代表理事をはじめとする理事に報告するとともに、報告に当たっては、最悪のシナリオの下で生じうる最大リスク等を報告する態勢(例えば、利用者に重大な影響を及ぼす可能性がある場合、報告者の判断で過小報告することなく、最大の可能性を速やかに報告すること)となっているか。

また、必要に応じて、対策本部を立ち上げ、代表理事等自らが適切な指示・命令を行い、速やかに問題の解決を図る態勢となっているか。

- ④ システム障害等の発生に備え、ノウハウ・経験を有する人材をシステム部門内、部門外及び外部委託先等から速やかに招集するために事前登録するなど、応援体制が明確になっているか。
- ⑤ システム障害等が発生した場合、障害の内容・発生原因、復旧見込等について公表するとともに、利用者からの問い合わせに的確に対応するため、必要に応じ、コールセンターの開設等を迅速に行っているか。また、システム障害等の発生に備え、関係業務部門への情報提供方法、内容が明確になっているか。
- ⑥ システム障害等の発生原因の究明、復旧までの影響調査、改善措置、 再発防止策等を的確に講じているか。 また、システム障害の原因等の定期的な傾向分析を行い、それに応じ た対応策をとっているか。
- ⑦ システム障害等の影響を極小化するために、例えば障害箇所を迂回す るなどのシステム的な仕組みを整備しているか。
- (注)着眼点の詳細については、必要に応じ、検査マニュアルを参照。 (参考)

システムリスクについての参考資料として、例えば「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」(公益財団法人金融情報システムセンター編)などがある。

Ⅱ-3-4-1-3 監督手法・対応【共通】

(1) 問題認識時

検査結果等により、システムリスクに係る管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、農協法第 93 条又は農中法第 83 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、農協法第 94 条の 2 若しくは農中法第 85 条に基づき業務改善命令又は農協法第 95 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出する等の対応を行うものとする。

(2) 障害発生時

① コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を認 識次第、直ちに、その事実を行政庁あてに報告を求めるとともに、「障害 等発生報告書」(様式・参考資料編 様式3-22)にて行政庁あて報告を求めるものとする。

また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めることとする。 ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも、1か月以内に現状 についての報告を行うこととする。

なお、行政庁への報告は次によるものとする。

ア 信連

農林水産大臣及び金融庁長官への報告にあっては、経由部局を経由の上、提出を受けるものとする。

イ農協

知事へ報告のあったものについては、その写しを知事が経由部局を 経由の上、農林水産省経営局長あてへ提出するものとする(北海道知 事にあっては、直接農林水産省経営局長あてへ提出するものとする。)。

ウ農中

農林水産大臣及び金融庁長官あてに直接提出を受けるものとする。

(注) 報告すべきシステム障害等

その原因の如何を問わず、系統金融機関が現に使用しているシステム・機器(ハードウェア、ソフトウェア共)に発生した障害であって、

- a 預貯金の払戻し、為替等の決済機能に遅延、停止等が生じている もの又はそのおそれがあるもの
- b 資金繰り、財務状況把握等に影響があるもの又はそのおそれがあ るもの
- c その他業務上、上記に類すると考えられるもの をいう。

ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合(例えば、一部のATMが停止した場合であっても、他の同一店舗又は近隣店舗のATMや窓口において対応が可能な場合)を除く。

なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ又はサイバー攻撃が検知された場合は、報告を要するものとする。

- ② 必要に応じて農協法第 93 条又は農中法第 83 条に基づき追加の報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、農協法第 94 条の 2 若しくは農中法第 85 条に基づき業務改善命令又は農協法第 95 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。
- ③ 特に、大規模なシステム障害等の場合や障害の原因の解明に時間を要している場合等には、直ちに、障害の事実関係等についての一般広報及び店頭等における利用者対応等のコンティンジェンシープランの発動状況をモニタリングするとともに、迅速な原因解明と復旧を要請し、農協法第93条又は農中法第83条に基づき速やかな報告を求める。

さらに、大規模なシステム障害等の復旧の見通しが不確実であり、市場取引、ATM取引・口座振替・給与振込等の決済システムに大きな影

響が生じている場合には、早期に農協法第94条の2若しくは農中法第85条に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出することを検討する等の対応を行う。

(3) システムの更新時等

系統金融機関が重要なシステムの更新等を行う時は、必要に応じ、農協法第93条又は農中法第83条に基づく報告を求め、計画及び進捗状況、プロジェクトマネジメントの適切性・実効性等について確認を行い、重大な問題があると認められる場合には、農協法第94条の2若しくは農中法第85条に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出する等の対応を行うものとする。

(4) 外部委託先への対応

システムに係る外部委託業務について、外部委託先における適切な業務 運営が懸念される場合など、特に必要があると認められる場合には、監督 指針 $\Pi - 3 - 2 - 4 - 3$ の対応を行うものとする。

II - 3 - 4 - 1 - 4 システム障害発生時等における留意点【共通】

多くの系統金融機関においては、勘定系システムなど基幹システムの構築・運用等を共同センターに委託したり、内国為替及びCDオンライン提携に係る業界内のネットワークシステムや他業態システムと接続するネットワークシステムの構築・運用等を共同で設立したシステムセンター(以下「業態センター」という。)に委託したりしている。このため、ひとたび共同センターや業態センターにおいてシステム障害が発生した場合には、その影響は業態全体に及ぶ可能性もあるほか、システム障害により直接、利用者に対して説明責任を負うことになる個別の系統金融機関においても、システム障害発生の原因分析や復旧作業及び再発防止策の策定について迅速かつ的確な対応ができないといった系統金融機関固有の弊害があると考えられる。

したがって、系統金融機関におけるシステム障害発生時等の対応については、原則としては、監督指針のII-3-4-1-2 (10)及びII-3-4-1-3 (2)に沿って行うこととするが、上記のような系統金融機関固有の事情を踏まえ、以下のような点にも留意することとする。

II-3-4-1-4-1 共同センター等に起因する障害発生時等における 留意点【共通】

(1) 農政局及び財務局における対応

系統金融機関において、共同センター(全国を地区とするものを除く。 以下(1)において同じ。)に起因するシステム障害が発生した場合にあって は当該系統金融機関又はその当該系統金融機関と同一の都道府県に設立さ れている信連及び当該共同センターに対して、また、業態センターに起因 するシステム障害が発生した場合にあっては当該系統金融機関又は当該系統金融機関と同一の都道府県に設立されている信連に対して、直ちに、監督指針の $\Pi-3-4-1-2$ (10)及び $\Pi-3-4-1-3$ (2)に沿った対応を求めるとともに、農林水産省経営局金融調整課及び金融庁監督局総務課協同組織金融室あてその旨の連絡を速やかに行うなど農林水産省及び関係する農政局(北海道にあっては農林水産省経営局金融調整課。沖縄県にあっては沖縄総合事務局農林水産部。(2)において同じ。)並びに金融庁及び関係する財務局(沖縄県にあっては沖縄総合事務局財務部。(2)において同じ。)との連携・情報の共有等を密接に行うこととする。

なお、共同センターに対してヒアリング等を行う場合には、必要に応じ、 当該共同センターの業務区域内に設立されている信連、当該共同センター の利用者組織の代表金融機関又は利用者により組織された団体等に対して も同席を求めるよう努めるものとする。

(2) 農林水産省経営局金融調整課及び金融庁監督局総務課協同組織金融室における対応

系統金融機関において、共同センター(全国を地区とするものに限る。以下(2)において同じ。)又は業態センターに起因するシステム障害が発生した旨の情報を入手した場合には、当該共同センターを主体的に管理する中央機関及び当該共同センター又は当該業態センターを主体的に管理する中央機関及び当該業態センターに対して、直ちに、監督指針の $\Pi-3-4-1-2$ (10)及び $\Pi-3-4-1-3$ (2)に準じた対応を求めるとともに、中央機関、共同センター又は業態センターから得た情報等については、適宜、関係農政局及び財務局に還元するなど、農政局及び財務局との連携・情報の共有等を密接に行うこととする。

なお、共同センターや業態センターに対してヒアリング等を行う場合に は、中央機関に対しても同席等を求めるよう努めるものとする。

II - 3 - 4 - 1 - 5 システム統合時における留意点【共通】

共同センターや業態センターを利用している系統金融機関同士がシステム統合をする場合や自営のシステムを共同センター等に統合させる場合のシステムリスクは、自営のシステム同士を統合させる場合のシステムリスクに比べて大きな差異があると考えられることから、システム統合時における監督上の対応については、監督指針のII - 3 - 7 - 3に沿って機械的・画一的に運用するのではなく、実態に即して対応するよう留意することとする。

II - 3 - 4 - 2 ATMシステムのセキュリティ対策

II - 3 - 4 - 2 - 1 意義【共通】

ATMシステムは、簡便・迅速に各種サービスを提供するものであり、利用者にとって利便性が高く、広く活用されている。一方で、ATMシステムを通じた取引は、非対面で行われるため、異常な取引態様を確認できないこ

となどの特有のリスクを抱えている。

系統金融機関が利用者にサービスを提供するに当たっては、利用者の財産を安全に管理することが求められる。従って、利用者利便を確保しつつ、利用者保護の徹底を図る観点から、系統金融機関にはATMシステムの情報セキュリティ対策を十分に講じることが要請される。この点、預貯金者保護法は、偽造・盗難キャッシュカード等による預貯金の不正払戻しを未然に防止するため、必要な情報システムの整備を講じること、並びに、顧客に対する情報提供、啓発及び知識の普及を金融機関の責務として規定している。

また、系統金融機関のATMシステムは、統合ATMスイッチングサービスを通じて他の金融機関と相互に接続していることから、仮にセキュリティ対策が脆弱なATMシステムを放置している系統金融機関が存在した場合、他の金融機関に対する影響が及ぶことにも留意し、セキュリティ対策を講じる必要がある。

Ⅱ-3-4-2-2 主な着眼点【共通】

(1) 内部管理態勢の整備

犯罪技術の巧妙化等の情勢の変化を踏まえ、キャッシュカード偽造等の犯罪行為に対する対策等について、系統金融機関が取り組むべき最優先の経営課題の一つとして位置付け、経営管理委員会又は理事会等において必要な検討を行い、セキュリティ・レベルの向上に努めているか。また、ATMシステムに係る健全かつ適切な業務の運営を確保するため、系統金融機関内の各部門が的確な状況認識を共有し、組織全体として取り組む態勢が整備されているか。

その際、犯罪の発生状況などを踏まえ、自らの利用者や業務の特性に応じた検討を行った上で、必要な態勢の整備に努めているか。

加えて、リスク分析、セキュリティ対策の策定・実施、効果の検証、対策の評価・見直しからなるいわゆるPDCAサイクルが機能しているか。

(参考)情報セキュリティに関する検討会で示された PDC Aサイクル

- ① 金融機関側に起因するリスクの把握(内部管理態勢の整備状況、システム開発の体制、システムの特性、システムの外部委託の状況等)
- ② ATM利用に関するリスクの把握(取引限度額、利用可能時間、ATMの設置環境、周辺地域における犯罪発生状況等)
- ③ 上記リスク特性を踏まえ、どのような犯罪手口・リスクに対処すべき かの優先順位付け
- ④ 対策の実施
- ⑤ 対策の効果の検証、改善

(2) セキュリティの確保

① キャッシュカードやATMシステムについて、そのセキュリティ・レベルを一定の基準に基づき評価するとともに、当該評価を踏まえ、一定のセキュリティ・レベルを維持するために体制・技術、両面での検討を

行い、適切な対策を講じているか。その際、情報セキュリティに関する 検討会の検討内容等を踏まえ、体制の構築時及び利用時の各段階におけ るリスクを把握した上で、自らの利用者や業務の特性に応じた対策を講 じているか。また、個別の対策を場当たり的に講じるのではなく、セキ ュリティ全体の向上を目指しているか。

- ② 預貯金者保護法等を踏まえ、適切な認証技術の採用、情報漏洩の防止、 異常取引の早期検知等、不正払戻し防止のための措置が講じられている か。その際、利用者の負担が過重なものとならないよう配慮するととも に、互換性の確保などにより利用者利便に支障を及ぼさないよう努めているか。
- ③ 高リスクの高額取引をATMシステムにおいて行っている場合、それ に見合ったセキュリティ対策を講じているか。特に脆弱性が指摘される 磁気カードについては、そのセキュリティを補強するための方策を検討 しているか。
- (参考1) セキュリティに関する基準としては、「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」(公益財団法人金融情報システムセンター編)などがある。
- (参考2) リスクの把握に当たって参考となるものとしては、情報セキュリティに関する検討会における検討資料がある。

(3) 利用者対応

- ① スキミングの可能性、暗証番号及びカードの盗取の危険性、類推され やすい暗証番号の使用の危険性、被害拡大の可能性(対策として、AT M利用限度額の設定等)、不必要に多くのカードを保有することによる管 理上の問題等、キャッシュカード利用に伴う様々なリスクについて、利 用者に対する十分な説明態勢が整備されているか。
- ② 利用者からの届出を速やかに受け付ける体制が整備されているか。また、利用者への周知(公表を含む。)が必要な場合、速やかに周知できる体制が整備されているか。特に、被害にあう可能性がある利用者を特定可能な場合は、可能な限り迅速に利用者に連絡するなどして被害を最小限に抑制するための措置を講じることとしているか。
- ③ 不正払戻しに係る損失の補償に関する規程等は、預貯金者保護法に基づき、可能な限り明確かつ具体的な内容となっているか。また、その内容を利用者に対して十分説明・周知する態勢が整備されているか。
 - ア 犯罪予防策等に係る自組合又は農中の対応も踏まえつつ、被害発生 後の利用者に対する対応や捜査当局に対する協力に関する対応方針、 基準等について、必要な検討を行っているか。
 - イ 被害が発生した場合の補償のあり方について、約款、利用者対応方 針等において、統一的な対応を定めているか。
 - ウ 専門の利用者対応窓口を設けるなどにより、適切かつ迅速な利用者 対応を行う態勢が整備されているか。利用者に対して情報提供等の協力を求めるに当たっては、利用者の年齢、心身の状況等に十分配慮す ることとされているか。

- ④ 不正払戻しに関する記録を適切に保存するとともに、利用者や捜査当局から当該資料の提供などの協力を求められたときは、これに誠実に協力することとされているか。
- (4) ATMシステムの運用・管理を外部委託している場合の対策 ATMシステムに関し、外部委託がなされている場合、外部委託に係る リスクを検討し、必要なセキュリティ対策が講じられているか。

Ⅱ-3-4-2-3 監督手法・対応【共通】

(1) 犯罪発生時

偽造キャッシュカード及び盗難キャッシュカードによる不正払戻しを認 識次第、速やかに「犯罪発生報告書」にて行政庁あて報告を求めるものと する。

なお、行政庁への報告を受ける場合又は受けた場合は、次により速やかに処理するものとする。

① 信連

農林水産大臣及び金融庁長官への報告にあっては、経由部局を経由の上、提出を受けるものとする。

② 農協

知事へ報告のあったものについては、その写しを知事が経由部局を経 由の上、農林水産大臣あて提出するものとする。

③ 農中

農林水産大臣及び金融庁長官あてに直接提出を受けるものとする。

(2) 問題認識時

検査結果、犯罪発生報告書等により、系統金融機関のATMシステムのセキュリティ対策及び犯罪対策に係る管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、農協法第93条又は農中法第83条に基づき追加の報告を求める。

その上で、犯罪防止策や被害発生後の対応について、必要な検討がなされず、あるいは被害が多発するなどの事態が生じた場合など、利用者保護の観点から問題があると認められる場合には、農協法第94条の2若しくは農中法第85条に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出する等の対応を行うものとする。

(注) ATMシステムに関し、外部委託がなされている場合は、必要に応じて、監督指針 II-3-2-4-3 の対応を行うものとする。

(参考)

(1) 「偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ最終報告書」 (平成17年6月24日: 偽造キャッシュカード問題に関するスタディ

グループ)

- (2)「偽造・盗難キャッシュカードに関する預金者保護の申し合わせ」(平成 17 年 10 月 6 日:全国銀行協会等)
- (3) 「偽造・盗難キャッシュカードにかかる法律の公布を踏まえた「カード規定(試案)」の一部改正等について」(平成17年11月30日:農林中央金庫)
- (4)「金融機関の防犯基準」(警察庁)
- (5)「全銀協ICキャッシュカード標準仕様」(全銀協)

II - 3 - 4 - 3 金融機関相互のシステム・ネットワークの利用

II - 3 - 4 - 3 - 1 意義【共通】

現在、金融機関相互のシステム・ネットワークは、金融機関相互の金融取引の決済やCD/ATMオンライン提携などを行う上で、基幹インフラとしての機能を担っている。仮にシステム・ネットワークにおいて、障害が発生した場合は、その影響は決済システム全体及び利用者サービス全般に及びかねないことから、システム・ネットワークに係るリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。

Ⅱ-3-4-3-2 主な着眼点【共通】

- (1) 統合ATMスイッチングサービス、全国銀行データ通信システム等の金融機関相互のシステム・ネットワークのサービスを利用する場合についても、システムに係る外部委託に準じて、適切なリスク管理を行っているか。
- (2) 特に、当該外部サービスにおいて、システムの更改を行う場合においては、利用者や業務に対する影響が生じないよう、当該外部サービスの管理者及び自組合又は農中の双方において、適切なシステム上の対応がなされているかを十分に評価・確認し、必要な場合は、当該外部サービス管理者に対して適切な対策を求めるなどの対応がなされているか。
- (3) 特に、系統金融機関が、当該システム・ネットワークの運営、更改に関して、主導的な役割を果たしている場合、利用者サービスや我が国の決済システム等に対する影響が生じないよう、当該外部サービス管理者とともに、適切かつ十分なリスク管理態勢、プロジェクトマネジメント態勢等を整備しているか。

Ⅱ-3-4-3-3 監督手法・対応【共通】

検査結果等により、系統金融機関のシステム・ネットワークに係る健全かつ適切な業務の運営に疑義が生じた場合には、必要に応じ、農協法第93条又は農中法第83条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、農協法第94条の2若しくは農中法第85条に基づき業務改善命令又は農

協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出する等の対応を行う ものとする。また、系統金融機関が当該システム・ネットワークの運営、更 改に関して、主導的な役割を果たしている場合において、当該システム・ネ ットワークに係るリスク管理態勢に疑義が生じた場合においても同様の対応 を行うものとする。

(注) システム・ネットワークの外部サービス管理者のうち外部委託先に該当するものについて、必要に応じて、監督指針 II-3-4-1-3 (4) に準じた対応を行うものとする。

II - 3 - 5 II - 3 II - 3

Ⅱ-3-5-1 意義【共通】

インターネットは、系統金融機関にとっては低コストのサービス提供を可能とするものであるとともに、利用者にとっては利便性の高い取引ツールとなり得るものである。一方、インターネットを通じた取引は、非対面で行われるため、異常な取引態様を確認できないことなどの特有のリスクを抱えている。

系統金融機関が利用者にサービスを提供するに当たっては、利用者の財産を安全に管理することが求められる。従って、系統金融機関においては、利用者利便を確保しつつ、利用者保護の徹底を図る観点から、インターネットバンキングに係るセキュリティ対策を十分に講じるとともに、利用者に対する情報提供、啓発及び知識の普及を図ることが重要である。

Ⅱ-3-5-2 主な着眼点【共通】

(1) 内部管理態勢の整備

インターネットバンキングに係る犯罪行為に対する対策等について、犯罪手口が高度化・巧妙化し、被害が拡大していることを踏まえ、最優先の経営課題の一つとして位置付け、経営管理委員会又は理事会等において必要な検討を行い、セキュリティ・レベルの向上に努めるとともに、利用時における留意事項等を利用者に説明する態勢が整備されているか。

また、インターネットバンキングの健全かつ適切な業務の運営を確保するため、系統金融機関内の各部門が的確な状況認識を共有し、組織全体として取り組む態勢が整備されているか。

その際、情報共有機関等を活用して、犯罪の発生状況や犯罪手口に関する情報の提供・収集を行うとともに、有効な対応策等を共有し、自らの利用者や業務の特性に応じた検討を行った上で、今後発生が懸念される犯罪手口への対応も考慮し、必要な態勢の整備に努めているか。

加えて、リスク分析、セキュリティ対策の策定・実施、効果の検証、対策の評価・見直しからなるいわゆるPDCAサイクルが機能しているか。

(2) セキュリティの確保

- ① 情報セキュリティに関する検討会の検討内容等を踏まえ、体制の構築 時及び利用時の各段階におけるリスクを把握した上で、自らの利用者や 業務の特性に応じた対策を講じているか。また、個別の対策を場当たり 的に講じるのではなく、効果的な対策を複数組み合わせることによりセ キュリティ全体の向上を目指すとともに、リスクの存在を十分に認識・ 評価した上で対策の要否・種類を決定し、迅速な対応が取られているか。
- ② インターネットバンキングに係る情報セキュリティ全般に関するプログラムを作成し、各種犯罪手口に対する有効性等を検証した上で、必要に応じて見直す態勢を整備しているか。

また、当該プログラム等に沿って個人・法人等の利用者属性を勘案しつつ、一般社団法人全国銀行協会の申し合わせ等も踏まえ、取引のリスクに見合ったセキュリティ対策を講じているか。

その際、犯罪手口の高度化・巧妙化等(暗号通信を行う二者の間に第 三者が割り込み、盗聴や介入する「中間者攻撃」やウェブ上で不正操作 をし、送金を行う「マン・イン・ザ・ブラウザ攻撃」など)を考慮して いるか。

③ ウェブページのリンクに関し、利用者が取引相手を誤認するような構成になっていないか。

また、フィッシング詐欺対策については、利用者がアクセスしている サイトが真正なサイトであることの証明を確認できるような措置を講じ る等、業務に応じた適切な不正防止策を講じているか。

(注)情報の収集に当たっては、金融関係団体や公益財団法人金融情報システムセンターの調査等のほか、情報セキュリティに関する検討会や金融機関防犯連絡協議会における検討結果、金融庁・警察当局から提供された犯罪手口に係る情報などを活用することが考えられる。

(3) 利用者対応

- ① インターネット上での暗証番号等の個人情報の詐取の危険性、類推されやすい暗証番号の使用の危険性、被害拡大の可能性(対策として、振込限度額の設定等)等、様々なリスクの説明や、利用者に求められるセキュリティ対策事例の周知を含めた注意喚起等が利用者に対して十分に行われる態勢が整備されているか。
- ② 利用者自らによる早期の被害認識を可能とするため、利用者が取引内容を適時に確認できる手段を講じているか。
- ③ 利用者からの届出を速やかに受け付ける態勢が整備されているか。また、利用者への周知(公表を含む。)が必要な場合、速やか、かつ、利用者が容易に理解できる形で周知できる態勢が整備されているか。

特に、被害にあう可能性がある利用者を特定可能な場合は、可能な限り迅速に利用者に連絡するなどして被害を最小限に抑制するための措置を講じることとしているか。

④ 不正取引を防止するための対策が利用者に普及しているかを定期的に モニタリングするとともに、これをさらに普及させるための追加的な施 策を講じているか。

- ⑤ 不正取引に係る損失の補償については、預貯金者保護法及び一般社団 法人全国銀行協会の申し合わせの趣旨を踏まえ、利用者保護を徹底する 観点から、個人利用者及び法人利用者への対応方針等を定めるほか、真 摯な利用者対応を行う態勢が整備されているか。
- ⑥ 不正取引に関する記録を適切に保存するとともに、利用者や捜査当局から当該資料の提供などの協力を求められたときは、これに誠実に協力することとされているか。

(4) その他

- ① インターネットバンキングが非対面取引であることを踏まえた、取引 時確認等の利用者管理態勢の整備が図られているか。
- ② インターネットバンキングに関し、外部委託がなされている場合、外部委託に係るリスクを検討し、必要なセキュリティ対策が講じられているか。

(参考)

- ・セキュリティ対策向上・強化等に関する一般社団法人全国銀行協会の「申し合わせ」(24年1月、25年11月、26年5月、26年7月等)
- ・インターネット・バンキングにおいて留意すべき事項について(一般社団法人全国銀行協会)
- ・金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書(公益財団法 人金融情報システムセンター編)
- ・情報セキュリティに関する検討会における検討資料
- 預貯金等の不正な払戻しへの対応について(平成20年9月1日: JAバンク)
- ・法人向けインターネット・バンキングにおける預金等の不正な払戻しに 関する補償の考え方(平成26年7月17日:一般社団法人全国銀行協会)

Ⅱ-3-5-3 監督手法・対応【共通】

(1) 犯罪発生時

インターネットバンキングによる不正取引を認識次第、速やかに「犯罪 発生報告書」にて行政庁あて報告を求めるものとする。

なお、行政庁への報告を受ける場合又は受けた場合は、次により速やか に処理するものとする。

① 信連

農林水産大臣及び金融庁長官への報告にあっては、経由部局を経由の上、提出を受けるものとする。

② 農協

知事へ報告のあったものについては、その写しを知事が経由部局を経 由の上、農林水産大臣あて提出するものとする。

③ 農中

農林水産大臣及び金融庁長官あてに直接提出を受けるものとする。

(2) 問題認識時

検査結果、犯罪発生報告書等により、系統金融機関のインターネットバンキングに係る健全かつ適切な業務の運営に疑義が生じた場合には、必要に応じ、農協法第 93 条又は農中法第 83 条に基づき追加の報告を求める。その上で、犯罪防止策や被害発生後の対応について、必要な検討がなされず、被害が多発するなどの事態が生じた場合など、利用者保護の観点から問題があると認められる場合には、農協法第 94 条の 2 若しくは農中法第 85 条に基づき業務改善命令又は農協法第 95 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出する等の対応を行うものとする。

(注) インターネットバンキングに関し、外部委託がなされている場合は、 必要に応じて、監督指針 $\Pi - 3 - 2 - 4 - 3$ の対応を行うものとする。

Ⅱ-3-6 外部の決済サービス事業者等との連携【共通】

Ⅱ-3-6-1 意義

フィンテックの進展に伴い、スマートフォンのアプリ等を用いて、インターネット口座振替サービス等の方法により預貯金口座と連携させる決済サービス(以下「連携サービス」という。)を提供する事業者(以下「連携サービス提供事業者」という。)が多数登場している。

こうした連携サービスは、キャッシュレス社会の実現に向けて、利便性の高い金融サービスを国民に提供していくこととなる一方で、連携サービスを悪用し、連携を行う預貯金口座の預貯金者になりすまして不正な取引を行う事案が発生するなど、連携サービスを狙う犯罪が発生していることを踏まえ、連携サービス全体のリスクを把握し、安全性を確保していくことが、系統金融機関及び連携サービス提供事業者の双方にとって重要な課題となっている。

系統金融機関は、利用者保護を図るとともに預貯金口座の信認を確保する ため、連携サービスに係るセキュリティ対策等を講じる必要があるが、その 場合には

- ・連携サービスは、直接的には連携サービス提供事業者が利用者に提供する サービスであるが、連携サービスの利用者は預貯金者であることを踏まえ、 系統金融機関は連携サービス提供事業者と共に利用者保護に係る態勢を適 切に構築する必要があること
- ・連携サービスに係る不正取引の態様によっては、インターネットバンキングを利用していない預貯金者にも被害が生じるおそれがあること
- ・連携サービス全体のリスクを把握して、預貯金口座との連携や連携サービスへの口座振替、不正取引のモニタリング、不正出金等が発生した場合の利用者対応や補償といった連携サービスの各段階における対策を講じる必要があること

といった連携サービス特有の留意点を踏まえた上で、連携サービス提供事業者とも協力し、利用者保護と利用者利便の向上とを両立する必要がある。

(注)系統金融機関は、連携サービス提供事業者以外の事業者との間でも口 座振替契約等に基づく資金移動を行っているが、こうした場合でも系統 金融機関は、当該口座振替契約等における預貯金者へのなりすましや資 金移動に係るリスクを適切に把握し、本監督指針の趣旨も踏まえ、そのリスクやサービスの特性に応じた対策を取る必要があることに留意する。

Ⅱ-3-6-2 主な着眼点

(1) 内部管理熊勢

- ① 預貯金口座に係る不正取引等、犯罪行為の手口が高度化・巧妙化していることを踏まえ、連携サービスに係る対策についても最優先の経営課題の一つとして位置付け、理事会等において必要な検討を行い、セキュリティ・レベルの向上を図り、安全性と利便性とを両立させたサービスの提供に努めているか。
- ② 連携サービスに係る責任部署を明確化し、連携サービスに係る業務の実施状況(連携サービス提供事業者における業務の実施状況(連携サービスの内容を変更する場合を含む。)を含む。)を定期的又は必要に応じてモニタリングする等、連携サービス提供事業者において連携サービスに係る業務を適切に運営しているか確認する態勢が構築されているか。
- ③ 連携サービスに係る不正取引の発生状況や犯罪行為の手口、利用者からの相談等に係る情報を収集・分析し、セキュリティの高度化や連携サービスに係るリスクの早期検知・改善を行うなど、連携サービスに係る業務の健全かつ適切な運営が確保される態勢が構築されているか。また、金融関係団体と必要な情報・分析結果を連携する態勢が構築されているか。
- ④ 内部監査部門は、定期的又は必要に応じて、連携サービスに係る業務の実施状況(セキュリティ・レベルに関する事項を含む。)について 監査を行っているか。また、その内容を理事会等に報告しているか。
- ⑤ 連携サービスに係るリスク分析、対策の策定・実施、効果の検証、対策の評価・見直しからなるいわゆる PDCA サイクルが機能しているか。

(2) セキュリティの確保

- ① 連携サービスに係る不正取引を防止し、利用者保護を図る観点から、 連携サービス提供事業者と協力し、連携サービス全体のリスクを継続 的に把握・評価し、当該評価を踏まえ、一定のセキュリティ・レベル を維持するために体制・技術、両面での検討を行い、適切な対策を講 じているか。また、連携サービス提供事業者が行うリスク評価や検証 に係る作業に協力しているか。
- ② 預貯金者へのなりすましによる不正取引を防ぐため、連携サービス提供事業者において実施している当該サービス利用者に対する取引時確認や預貯金者との同一性の確認の状況等を継続的に把握・評価し、当該評価を踏まえた適切なセキュリティ管理態勢を構築しているか。また、必要に応じて、連携サービス提供事業者の実施する預貯金者との同一性の確認などに協力しているか。
- ③ 預貯金口座との連携を行う際に、固定式の ID・パスワードによる本 人認証に加えて、ハードウェアトークン・ソフトウェアトークンによ

る可変式パスワードを用いる方法や公的個人認証を用いる方法などで本人認証を実施するなど、実効的な要素を組み合わせた多要素認証等の導入により預貯金者へのなりすましを阻止する対策を導入しているか。

- (注) 実効的な認証方式については II − 3 − 4 − 1 − 2 (5) ⑦を参照。 なお、実効的な認証方式などのセキュリティ対策は、情報通信技術 の進展により様々な方式が新たに開発されていることから、定期的 又は必要に応じて見直しを行う必要があることに留意。
- ④ 連携サービスに係る不正取引のモニタリングでは、犯罪手口の高度 化・巧妙化を含めた環境変化や不正取引の発生状況等を踏まえた適切 なシナリオや閾値を設定するなど、早期に不正取引を検知可能とする モニタリング態勢を構築しているか。
- ⑤ 資金を事前にチャージして利用する連携サービスなど、系統金融機関が連携サービス利用者による取引をモニタリングすることが困難な場合には、当該連携サービス提供事業者による不正取引をモニタリングする態勢を確認するとともに、犯罪発生状況や犯罪手口に関する情報を適切に連携するなど、利用者被害の拡大を防止する態勢が整備されているか。
- ⑥ 連携サービスに係る不正取引を検知した場合、速やかに利用者に連絡する、不正取引が行われているおそれのある口座に係る取引を一時停止するなど、被害の拡大防止を図る態勢が構築されているか。
- ⑦ 利用者が早期に被害を認識可能とするため、連携サービスに係る口 座振替契約の締結時などに、利用者への通知などにより、利用者が適 時に取引の状況を確認できる手段を講じているか。
- ⑧ 上記の過程で、連携サービス全体に脆弱性が認められる場合には、 連携サービスを一時停止する等の対応を取り、脆弱性を解消してから サービス再開を行う態勢としているか。
- ⑨ 犯罪手口の高度化・巧妙化を含めた環境変化や、犯罪発生状況を踏まえ、リスクを継続的に把握・評価し、必要に応じて認証方法の高度化を図るなど不正防止策の継続的な向上を図っているか。

(参考)

・「資金移動業者等との口座連携に関するガイドライン」(令和2年 11 月 30日:全国銀行協会)

(3) 利用者保護

- ① 連携サービスは、連携サービス提供事業者が直接的に利用者との接点を持つサービスであるが、系統金融機関においても、連携サービスの利用者が預貯金者であること、預貯金口座と連携した上で提供されるサービスであることを踏まえ、利用時における留意事項等を利用者に説明する態勢を整備するとともに、連携サービスに係る利用者からの相談を受け付ける態勢を整備しているか。
- ② 連携サービスにおいて不正取引が発生した場合を想定し、連携サービス提供事業者との間で連絡体制の構築や被害の公表方針の策定といった被害拡大防止に係る適切な態勢を構築しているか。

- ③ 事前に連携サービス提供事業者との間で業務運営に当たって生じる 責任分担などが取り決められているか。特に、不正取引により利用者 被害が発生した場合には、速やかに損失の補償を行う必要があること を踏まえ、事前に連携サービス提供事業者との間で補償方針や補償の 分担についての取決めを行っているか。
- (注) 連携サービスに係る不正取引の被害者は、必ずしも当該連携サービスの利用者に限られないことから、利用者から不正取引に係る相談や届出を受けた場合には、系統金融機関に帰責性が無い場合であっても、迅速かつ真摯な対応を行うとともに、必要に応じて連携サービス提供事業者と協力して対応する必要がある点に留意する。

(参考)

- ・「預金等の不正な払戻しへの対応について」(平成 20 年 2 月 19 日:全国 銀行協会)
- ・「資金移動業者等との口座連携に関するガイドライン」(令和2年 11 月 30日:全国銀行協会)

Ⅱ-3-6-3 監督手法・対応

(1) 犯罪発生時

連携サービスによる不正取引を認識次第、速やかに「犯罪発生報告書」にて、行政庁あて報告を求めるものとする。

なお、行政庁への報告を受ける場合又は受けた場合は、次により速や かに処理するものとする。

信連

農林水産大臣及び金融庁長官への報告にあっては、経由部局を経由の 上、提出を受けるものとする。

② 農協

知事へ報告のあったものについては、その写しを知事が経由部局を経 由の上、農林水産大臣あて提出するものとする。

③ 農中

農林水産大臣及び金融庁長官あてに直接提出を受けるものとする。

(2) 問題認識時

検査結果、犯罪発生報告書等により、系統金融機関の連携サービスに係る健全かつ適切な業務の運営に疑義が生じた場合には、必要に応じ、農協法第93条又は農中法第83条に基づき追加の報告を求める。その上で、犯罪防止策や被害発生後の対応について、必要な検討がなされず、被害が多発するなどの事態が生じた場合など、利用者保護の観点から問題があると認められる場合には、農協法94条の2若しくは農中法第85条に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出する等の対応を行うものとする。

 $\Pi - 3 - 7$ システム統合リスク・プロジェクトマネジメント $\Pi - 3 - 7 - 1$ 意義

II - 3 - 7 - 1 - 1 システム統合リスク【共通】

系統金融機関のシステムについては、経営再編によるシステム構成・システム運用体制の複雑化、信用事業におけるIT (情報通信技術) 依存度の高まりやオンライン・リアルタイム・ネットワークの拡大と相俟って、システムの安全性・安定性の確保が重要な経営課題となっている。

特に、わが国の金融機関による合併等の経営再編に伴うシステム統合において大規模なシステム障害が発生し、経営陣が経営責任を問われる事態も発生していることから、合併等を行うに際し、システム統合リスク管理態勢の構築は最重要課題のひとつとなっている。

- (参考)系統金融機関等に係るシステム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(平成15年3月:農林水産省・金融庁)
 - ① 「システム統合」とは、合併、事業譲渡及び業務提携等の経営再編(「経営統合」)により、システムを統合、分割又は新設することをいう(システムの共同開発・運営を含む。)。
 - ② 「システム統合リスク」とは、システム統合における事務・システム等の統合準備が不十分なことにより、事務の不慣れ等から役職員が正確な事務を誤り、あるいはコンピュータシステムのダウン又は誤作動等が発生し、その結果、利用者サービスに混乱をきたす、場合によっては系統金融機関等としての存続基盤を揺るがす、さらには決済システムに重大な影響を及ぼすなど、利用者等に損失が発生するリスク、また統合対象系統金融機関等が損失を被るリスクである。

II-3-7-1-2 システム統合リスクの「リスク特性」とリスク軽減策 【共通】

(1) リスク特性の基本的考え方

「システム統合リスク」とは、単にシステムの開発にかかわるリスクに限られるのではなく、事務(ユーザー)部門における事務処理対応、支所・支店(事務所)における利用者対応等の「事務リスク」の分野を広く包摂したものであって、対象系統金融機関の経営陣の責任において、「利用者利便」を最重要視した複合的なリスク管理が求められている点が重要である。

(2) リスク軽減策の基本的考え方

システム統合リスクのリスク量は、事象(イベント)の発生確率と発生 した場合の影響度(インパクト)の積で認識すべきものであり、系統金融 機関は、業容等を勘案した上で、徹底したリスク軽減策が求められること に留意する必要がある。

加えて、リスク軽減策に見合うコンティンジェンシープランを整備し、 各種リスク事象が複合的に顕在化(障害が同時発生)しても、利用者に大 きな影響を及ぼすことを回避できるような態勢を整備する。

II - 3 - 7 - 1 - 3 プロジェクト管理(プロジェクトマネジメント)の重要性【共通】

合併に伴うシステム統合(データの移行のみの場合、既に同一システムを利用している場合その他の軽微な場合を除く。以下同じ。)の実施に当たっては、以下のような合併時固有の事情(注)から、システム開発会社だけではなく、系統金融機関においても、実効性のあるプロジェクト管理態勢の構築(いわゆる「プロジェクトマネジメント」の実施)が不可欠であると考えられる。

- (注) 合併以外の事由に伴うシステム統合の場合においても、合併時と同様 な事情があることに留意する。
- (1) 制約のあるスケジュール

システム統合を行う複数の系統金融機関(以下Ⅱ-3-6において「対象系統金融機関」という。)の経営陣は、制約のあるスケジュールの下で、

- ①経営戦略・ビジネスモデルの構築、②人事体制・リストラ計画の策定、
- ③合併比率の決定等の重要な経営判断を迅速に行う必要があること。
- (2) 長期にわたる複雑なプロジェクト

システム統合を実現するプロセスの基本的なパターンは、①基本検討、 ②基本設計、③詳細設計、④製造、⑤結合テスト、⑥総合テスト、⑦総合 運転テスト、⑧移行であり、実現までに長期間を要する複雑なプロジェク トであること。

(注)会員・組合員の了承と行政庁の認可

合併等を実現するプロセスの基本的なパターンは、①基本合意、②合併契約等の締結(合併比率を含む。)、③総会又は総代会の承認、④合併等の認可申請・認可、⑤合併等であり、対象系統金融機関の経営陣としては、会員・組合員の了承と行政庁の認可を得る必要があること。

Ⅱ-3-7-2 主な着眼点【共通】

検証に当たっての基本的な着眼点は、「系統金融機関等に係るシステム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」に示されているところによるが、以下は、金融機関の特徴、規模、過去の事例から得られた反省と教訓等を勘案して、より具体化した着眼点を例示したものである。

(1) 経営管理委員及び理事における責任分担及び経営姿勢の明確化

対象系統金融機関の経営管理委員会会長又は代表理事は、上記 II - 3 - 7 - 1 のようなシステム統合リスクのリスク特性やプロジェクトマネジメントの重要性を正確に認識しているか。また、対象系統金融機関の経営管理委員会会長又は代表理事は、システム統合に係る役職員の責任分担を明

確化するとともに、自らの経営姿勢を明確化しているか。

(2) システム統合方式に係る経営判断の合理性

対象系統金融機関の経営管理委員会又は理事会は、システム統合の方式 決定に当たり、統合先系統金融機関と十分な協議を行い、合併等までのス ケジュール、経営戦略等に基づき、システム統合実施までの準備期間を十 分に確保した上で、合理的な意思決定が行われているか。

- (3) プロジェクトマネジメントのための基本的な体制整備
 - ① 対象系統金融機関の経営管理委員会又は理事会は、システム統合が、 単にシステムの問題としてではなく、事務処理対応及び利用者対応とい う事務リスクと密接不可分であること、また、一つの分野で発生するリ スクが他の分野にも波及し、経営再編全体の大きな障害となる可能性が あることを十分認識した上で、協調して、システム統合に係る計画・作 業を統括管理する役員及び部門(以下「統括役員及び部門」という。)等 を設置しているか。
 - ② 対象系統金融機関間、経営管理委員・理事・統括役員及び部門間、開発部門・ユーザー部門間、同一部門内、支所・支店(事務所)内における意思疎通が十分に図られる体制が整備されているか。
 - ③ 対象系統金融機関の経営管理委員会又は理事会並びに統括役員及び部門は、協調して統合プロジェクトの進捗状況を的確に把握できる体制を整備しているか。システム統合に関する情報が対象系統金融機関の一部の役職員の間にとどまることのないよう系統金融機関内、対象系統金融機関間の報告体制が整備されているか。
- (4) システム統合計画とその妥当性
 - 事務・システム両面にわたる徹底したリスクの洗出しと軽減策対象系統金融機関の経営管理委員会又は理事会は、統合前のそれぞれのシステムの実態及びこれまでのシステム障害の事例等を踏まえ、システム統合において対利用者障害を起こさないという観点から、上記Ⅱ-3-7-1を踏まえ、事務・システム両面にわたる徹底したリスクの洗出しと軽減策を講じた上で、システム統合計画を策定しているか。

事務・システム両面にわたり十分かつ保守的な移行判定項目・基準を 策定しているか。

② システム統合計画の妥当性

当初策定した統合の期限を優先するあまり、リスク管理を軽視した計画等となっていないか、重要事項の判断に際して第三者機関の評価等も活用して、計画の妥当性につき客観的・合理的に検証しているか。

また、移行判定項目・基準等においては、すべての役職員が、いつまでに何をすべきかを明確に定めたものとなっているか。

(5) 系統金融機関における十分なテスト・リハーサル体制の構築 これまでの障害事例の反省として、ほとんどのケースにおいて「十分な テスト・リハーサルを行わなかったこと」が挙げられていることを踏まえ、

① レビューやテスト不足が原因で、利用者に影響が及ぶような障害や経営判断に利用されるリスク管理用資料等の重大な誤算が発生しないような十分なテスト・リハーサルの体制を整備しているか。具体的には、工程ごとのレビュー実施状況を検証し、品質状況を管理するためのレビュー実施計画や、システム統合に伴う開発内容に適合したテスト計画が策定され、実施するための体制が整備されているか。

特に、ファイル移行等に関する最終的な品質は、全店・全量データによる機能確認を行わないと判定できないことを踏まえたテスト計画となっているか。さらに、テスト期間中に判明する想定外の不整合データについてのデータクレンジング等の追加的な事務負担を織り込んで、スケジュール管理が行われているか。

- ② システムの開発内容に関係ない部分であっても、例えば対外接続系に使用されていたベンダーのパッケージソフトの潜在的な不具合が統合時に顕在化し、結果として大規模な障害に発展する等、まったく想定外のリスク事象が発生することがあることにかんがみ、影響がないと見込まれる部分であっても影響がないことを確認するためのテスト等を可能な限り計画しているか。
- ③ 統合後の業務運営の検証のため、本番環境を想定した訓練やリハーサルは、可能な限り全支所・支店・事務所(ATMを含む。)や対外チャネル(全銀システム、統合ATMスイッチングサービス、手形交換、日銀RTGS等)に同時並行的にピーク時の負荷をかける等、できる限り忠実に本番に近い環境を再現して行うこととしているか。
- ④ 統合により、事務処理の方式が抜本的に変化する支所・支店(事務所) において、事務手続きの習得教育・障害訓練は十分行われているか。さらに、その進捗状況を把握・評価する体制が整備されているか。
- (6) 対利用者説明、接続テスト実施体制の構築
 - 対利用者説明
 - ア 利用者折衝の実施計画や折衝に当たって必要な役職員研修の具体的 な実行計画等、利用者への周知・説明態勢の十分な整備、研修やマニ ュアルの実行可能性について、個別具体的な検証がなされているか。
 - イ システム統合により、取り扱う金融サービス(例えば、手数料の徴 求形態、資金入金日等に至るまで)に変更がある場合には、利用者利 便性に配慮した検討を行ったうえで、利用者への周知が適切に行われ ているか。
 - ② 接続テスト実施体制

口座振替、エレクトロニックバンキング等の利用者とつながりのある取引について、利用者側の事情を勘案した接続テストの実施等スケジュールを策定し、利用者への説明を十分に行っているか。

特に、これまでの障害事例の反省として、ほとんどのケースにおいて「十分な接続テストを行わなかったこと」が挙げられていることから、利用者との接続テストは、可能な限りすべて実施することを基本として

計画を組んでいるか。

接続テストを行わないケース又は行う必要がないと考えられるケース についても、可能な限り実データ等により問題が起きないことを確認す ることとしているか。

- ③ 対利用者説明、接続テスト等の進捗状況を把握・評価する体制が整備されているか。
- (7) 設計・開発段階からのプロジェクトマネジメント

商品の整理・統合等に係る設計・開発段階から、事務(ユーザー)部門とシステム部門の間で認識の相違や、業務要件の洗出しの漏れ・仕様調整漏れが生じ、これが統合時の障害のひとつの原因となっていることから、設計・開発の各段階ごとに品質管理が重要である。

こうしたことを踏まえ、各工程の検証及び承認ルールを明確にする等、 適切な管理が行われているか。特に、納期を優先するあまり、品質を犠牲 にし、各工程の完了基準を満たさずに次工程に進むことがないか。

(8) 外部委託先の管理態勢

統合に係るシステム開発等の業務が外部委託される場合、当該委託先と 統括部門との間の意思疎通が十分に図られる体制を整備しているか。

外部委託先の作業の問題点の早期発見・早期是正がなされないと、追加 テスト等を行うことによる遅延が発生することを踏まえ、外部委託業務の 内容及びその進捗状況を的確に把握しているか。

特に、対象系統金融機関と複数の外部委託先が関与する場合、管理態勢の複雑化に伴うリスクを十分認識した上で、対象系統金融機関が協調して、 主体的に関与する体制となっているか。

- (9) 計画の進捗管理・遅延・妥当性の検証に係るプロジェクトマネジメント
 - ① 対象系統金融機関の経営管理委員会又は理事会並びに統括役員及び部門は、システム統合計画の進捗管理に際し、協調して残存課題、未決定事項等の問題点の把握、解消予定の見定めが十分なされる体制となっているか。
 - ② プロジェクトの進捗管理に当たっては、常に計画の妥当性まで遡って 検証しながら進めることとしているか。
 - ③ システム統合が遅延する等、不測の事態が生じた場合に協調して適切に対応できる体制を整備しているか。具体的には、システム統合が計画に比して遅延した場合にスケジュールを見直す基準が策定された上で経営管理委員会又は理事会の承認を得ており、それに基づいて適切な対応が図られる体制が整備されているか。

また、協調して遅延の根本原因を究明し、対処する体制が整備されているか。

- (10) 資源配分及び計画の変更等に係るプロジェクトマネジメント
 - ① 統合の各段階において経営資源が適切に配分されているか等、対象系

統金融機関が協調して統合の段階ごとの進捗について検証を行い、仮に問題点が把握された場合には、それに対し速やかに適切な方策を講じることとしているか。特定の部署・担当者に作業が集中することのないよう業務管理が適切に行われているか。

② 計画の見直しに当たっては、変更後の計画が妥当なものであるか、変更により全体のプロジェクトにどのような影響があるかを十分検証、検討したものとなっているか。

(11) 厳正な移行判定の実施

対象系統金融機関の統括役員及び部門は、上記 II - 3 - 7 - 1を踏まえ安全性・安定性を確保するために適切に策定され、経営管理委員会又は理事会の承認を得た業務の移行判定基準(システムの移行判定基準を含む。)に従い、システムを含む統合後の業務運営体制への移行の可否を判断し、経営管理委員会又は理事会での承認を経て実行することとしているか。

移行判定時までに、必要なテスト、リハーサル、研修及び訓練等(コンティンジェンシープランの訓練及びその結果を踏まえたプランの見直しまで含む。)が終了し、経営陣が判断するに当たって、不可欠な材料がすべて揃うスケジュール・計画となっているか。

移行判定の時期は、対外接続や利用者への対応も含めて、フォールバックが円滑に行われるよう、統合予定日から十分な余裕をもって遡って設定されているか。

(12) フォールバックの態勢整備

移行判定時において統合延期等の判断がなされた場合、システム、内部 事務、利用者対応等が円滑に行われる体制が整備されているか。

システム統合目前後における不測の事態への対応プラン(システム統合の延期等を含む。)が連携して策定され、経営管理委員会又は理事会の承認を得ているか。

(13) コンティンジェンシープランの確立

既存のコンティンジェンシープランについて、システム統合後のシステムの構成や組織体制に基づいた見直しを行った上で、経営管理委員会又は 理事会の承認を受けているか。

また、システム統合に係るコンティンジェンシープランが、同様に策定されているか。特にこれまでの事例を踏まえ、対象系統金融機関は連携して、

- ① システム障害等の不測の事態が発生した場合、システムが完全復旧するまでの代替手段を検討・整備しているか。
- ② 口座振替の処理遅延やATM障害が取引のピーク日に発生した場合、 二重引落や通帳への記帳ミス等の二次的災害を防止するためのマニュ アル対応及び支所・支店(事務所)等における訓練が十分に行われる体 制が整備されているか。
- ③ 統合後の事務処理に不慣れな支所・支店(事務所)の店頭の混乱等に

よる利用者サービスの低下を防止するための体制が整備されているか。

- ④ システムが完全復旧するまでの間、手作業に頼らざるを得ない場合に備え、軽微な障害であっても短期間に同時多発する可能性も考慮して、 事務量を適切に把握し、必要な人員の確保が迅速にできる体制が整備されているか。
- ⑤ システム障害等の不測の事態が発生した場合、障害の内容・原因、復 旧見込等について公表するとともに、利用者からの問い合わせに的確に 対応するため、コールセンターの開設等を迅速に行うこととしているか。
- ⑥ 単に机上のプランにとどまらず、実際に十分な回数の訓練を行い、その結果を踏まえて、必要に応じ、プランの見直しを行って、実効性を確保しているか。

(14) 実効性のある内部監査、第三者評価

① 内部監査

対象系統金融機関の内部監査部門(以下「内部監査部門」という。)は、単なる進捗状況のモニタリング・検証のみならず、各問題が統合計画に与える影響やシステム統合リスク管理態勢の実効性といった観点から監査するものと位置付けられた上で、協調して業務監査及びシステム監査を行うことができる体制となっているか。また、システムの開発過程等プロセス監査に精通した要員を確保しているか。

② 第三者評価

システム統合に係る重要事項の判断に際して、システム監査人による 監査等の第三者機関による評価を、その限界も見極めつつ、効果的に活 用しているか。

Ⅱ-3-7-3 監督手法・対応【共通】

(1) 基本合意等の公表が行われた場合

系統金融機関が、システム統合等を行う場合にあっては、基本合意等の公表を受けて、農協法第93条又は農中法第83条に基づき、システム統合の計画(スケジュールを含む。)及びその進捗状況、並びに、システム統合リスク管理及びプロジェクトマネジメントの態勢について、必要に応じ、定期的に報告を求めて実態を把握し、重大な問題がないか検証する。

(2) 検査結果通知が行われた場合

システム統合リスク管理態勢等に関する検査結果通知が行われた場合には、農協法第93条又は農中法第83条に基づき、指摘事項について、事実確認、発生原因分析、改善対応策、その他を取りまとめた報告、及び、リスクを適正に制御する方策(計画を的確に履行するための方策、内部監査を含む内部管理態勢等)について報告を求め、システム統合リスク管理態勢(プロジェクトマネジメントの態勢を含む。以下同じ。)に問題がないか検証する。

さらに、必要に応じ、定期的にフォローアップ報告を求めて、検査結果

を受けた改善・対応策の進捗状況、プロジェクト管理態勢の実効性等の確認を行う。

(3) 移行判定が行われた場合

システム統合に係る移行判定が行われたときは、その判断の根拠等につき、必要に応じ、農協法第93条又は農中法第83条に基づく報告を求める。

(4) 上記(1)から(3)の検証等の結果、問題が認められた場合 農協法第93条又は農中法第83条に基づき報告を求め、重大な問題があ る場合には、農協法第94条の2又は農中法第85条に基づき、システム統 合リスク管理態勢に関する業務改善命令又は農協法第95条に基づき必要措 置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

(5) システム統合に係る経営統合が行政庁の認可を要する場合

当該認可申請に対し、法令に基づく審査基準の範囲内で、システム統合計画を的確に履行するための方策、内部監査を含む内部管理態勢等その他監督指針 II - 3 - 7 - 2 を踏まえた資料の提出を求め、システム統合リスク管理態勢に問題がないか審査し、必要に応じ、所要の調整を経て、又は農協法第 97 条の 3 若しくは農中法第 96 条に基づき必要な条件を付して認可することとする。

また、合併等の認可後から当該システム統合完了までの間、農協法第93 条又は農中法第83条に基づく報告を、必要に応じ、定期的に求めるものと する。

(6) システム障害が発生した場合 監督指針 II - 3 - 4 - 1 - 2 (10)、II - 3 - 4 - 1 - 3 (2)等にも留意する。

(7) 外部委託先の業務運営が特に懸念される場合 監督指針Ⅱ-3-4-1-3(4)等にも留意する。

Ⅱ-3-8 海外業務管理

Ⅱ-3-8-1 意義【農中】

内外の金融機関の巨額損失事件等の発生に象徴されるように、金融機関の 業務や提供する金融サービスがクロスボーダーに展開され、様々なリスクを 伴う今日、当該業務を所管する本店(国内)の経営管理・業務統括管理部署 等は、海外の営業拠点(支店、現地法人等)の業務運営の状況を統括的に監督・管理する態勢を整備し、堅持することが、より一層重要になっている。

また、FATF勧告等に基づく国際的なマネロン・テロ資金供与対策を実効性あるものとするためには、国内のみならず、犯収法施行規則第32条第2項及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに基づき、海外営業拠点における業務についても、これらの対策につき適切な対応を行うための態勢を

Ⅱ-3-8-2 主な着眼点【農中】

- (1) 本店及び海外営業拠点経営陣等による拠点経営・業務運営の適正な管理
 - ① 各海外営業拠点の経営・業務に精通する拠点経営陣及び本店派遣職員 の選任と適正な配置が行われているか。
 - ② 各海外営業拠点の業務運営実態及び現地法制に十分な知識・経験を有する内部監査担当者及び法令等遵守担当者等が配置されているか。内部監査担当者は拠点長から独立し、本店監査部等に直結しているか。法令遵守担当者は各国に配置されているか。
 - ③ 現地採用の職員等に対し、業務運営上必要な法令諸規則及び内部規程 等の遵守を図る研修等を定期的に実施しているか。
 - ④ 人事管理に当たっては、事故防止等の観点から、役職員を長期間にわたり同一業務に従事させることなく、人事ローテーションを確保するよう配慮されているか。また、人事担当者等と連携し、連続休暇、研修、内部出向制度等により、最低限年一回、一週間以上連続して、職場を離れる方策をとっているか。
- (2) 海外営業拠点のリスク管理・内部管理態勢の点検・改善・充実
 - ① 海外営業拠点の業務運営実態やリスクに即した検査の実施及び検査体制の整備がされているか。
 - ② 業務リスクや必要性に応じて外部の専門家等による業務監査が実施されているか。
 - ③ 検査結果及び内部(外部)監査結果は、適切に経営陣に報告されているか。
 - ④ 海外営業拠点の市場リスク及びシステムリスク管理体制を含む各種リスク管理態勢は整備されているか。また、リスク度合い等に応じて各種リスク管理手法の高度化が図られているか。
 - ⑤ 特に、内外の金融機関の巨額損失事件等の事例や発生原因を踏まえ、 フロントとミドル及びバックオフィスの各部署の管理者のそれぞれの役 割と権限を明確にし、実効性のあるリスク管理と内部けん制が機能する 態勢となっているか。
 - ⑥ 各海外営業拠点において業務を営むために必要な事務の一部又は全部を第三者に外部委託している場合には、監督指針Ⅱ-3-2-4「外部委託」を参考に、業務委託の実態及びリスクに応じた管理態勢等が適正に整備されているか。
- (3) 海外営業拠点の報告・モニタリング体制の整備・強化
 - ① 海外営業拠点の業務運営実態やリスクに応じた、適正な組織内の報告体制が整備されているか。特に、不祥事件及びその他業務運営上の重大な問題等が発生した場合の適時・適切な報告を行う体制が、営業拠点内及び本店(国内)との間で適切に構築されているか。

- ② 不祥事件及びその他業務運営上の重大な問題等が発生した海外営業拠点の初動対応の適正化が図られているか。また、報告を受けた問題等に海外営業拠点や本店(国内)が迅速かつ適切に対応することができる経営管理・業務統括管理機能の整備・強化が図られているか。
- ③ 経営管理・業務統括管理部署等による報告内容・発生事象等の分析・モニタリングと情報の共有化が図られているか
- ④ 海外監督当局に対する適切な対応等
 - ア 海外監督当局が通常実施する検査・監督に、迅速かつ適切に対応で きる人的構成・体制の整備及び維持が図られているか。
 - イ 海外監督当局との直接対話や円滑なコミュニケーションを確保する 観点から、問題等が発生した場合にも迅速かつ適切な説明を実施する ことができる報告体制が整備されているか。
 - ウ 海外監督当局に報告された事柄、事故、不祥事件等について、本店 (国内)の経営陣及び経営管理・業務統括管理部署等の適時・適切な 関与・判断を可能にする責任分掌体制の整備・明確化が図られている か。
- (4) 海外営業拠点のマネロン・テロ資金供与対策の態勢の整備
 - ① 海外営業拠点においても、適用される現地の法令等が認める限度において、国内におけるのと同水準で、マネロン・テロ資金供与対策を適切に行っているか。
 - (注) 特に、FATF勧告を適用していない又は適用が不十分である国・ 地域に所在する海外営業拠点においても、国内におけるのと同水準の 態勢の整備が求められることに留意する必要がある。
 - ② 現地のマネロン・テロ資金供与対策のために求められる義務の基準が、国内よりも高い基準である場合、海外営業拠点は現地のより高い基準に即した対応を行っているか。
 - ③ 適用される現地の法令等で禁止されているため、海外営業拠点が国内におけるのと同水準の適切なマネロン・テロ資金供与対策を講じることができない場合には、以下のような事項を速やかに当局に情報提供しているか。
 - · 当該国·地域
 - マネロン・テロ資金供与対策を講じることができない具体的な理由
 - ・マネロン・テロ資金供与に利用されることを防止するための代替措置を取っている場合には、その内容

II-3-8-3 監督手法・対応【農中】

(1) 海外監督当局による検査結果、海外監督当局に届け出られた不祥事件等届出などの報告を求め、これにより、海外営業拠点の監督・管理態勢に問題があると認められる場合には、業務運営の国際化や国際的なグループ化の進展に伴い、海外監督当局との連携強化の必要性が増すとともに、規制・基準の収斂の動きが加速している状況を踏まえ、関係する海外監督当局と

の連携を検討する。

(2) その際、関係する海外監督当局との情報交換等を通じて、海外営業拠点の業務運営状況を確認するとともに、問題認識の共有を図り、必要に応じて、農中法第83条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、農中法第85条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

Ⅱ-3-9 危機管理体制

II-3-9-1 意義【共通】

近年、系統金融機関が抱えるリスクは多様化・複雑化しており、情報化の進展など系統金融機関を取り巻く経営環境の変化も相まって、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機が発生する可能性は否定できず、危機管理の重要性が高まっている。特に、地域に根差した経営をしている系統金融機関においては、危機発生時における初期対応や地域に対する情報発信等の対応が極めて重要であることから、平時より危機管理体制を構築しておくことが必要である。このため平時より業務継続体制(Business Continuity Management; BCM)を構築し、危機管理(Crisis Management; CM)マニュアル及び業務継続計画(Business Continuity Plan; BCP)の策定等を行っておくことが必要であると考えられる。

なお、風評、システムリスク等に係る危機管理については、系統金融機関 の資金繰りや社会に対して特に大きな影響を与える可能性があることから、 別途、監督上の留意点を定めることとする。

II-3-9-2 平時における対応【共通】

(1) 対応

危機管理は平時における未然防止に向けた取組が重要との認識の下、早期警戒制度等のオフサイト・モニタリングや不祥事件等届出書のヒアリングを行う中で、又は系統金融機関に関する苦情・情報提供等を受けた場合などにおいて、系統金融機関における危機管理体制に重大な問題がないか検証する。また、業務継続計画についても、ヒアリングを通じて、その適切性を検証する。その際、特に以下の点に留意する。

(2) 主な着眼点

- ① 何が危機であるかを認識し、可能な限りその回避に努める(不可避なものはリスクの軽減策を講じる。)よう、平時より、定期的な点検・訓練を行うなど未然防止に向けた取組に努めているか。
- ② 危機管理マニュアルを策定しているか。また、危機管理マニュアルは、 自らの業務の実態やリスク管理の状況等に応じ、不断の見直しが行われ ているか。なお、危機管理マニュアルの策定に当たっては、客観的な水 準が判定されるものを根拠として設計されていることが望ましい。

- (参考) 想定される危機の事例
 - ア 自然災害(地震、風水害、異常気象、伝染病等)
 - イ テロ・戦争(国外において遭遇する場合を含む。)
 - ウ 事故(大規模停電、コンピュータ事故等)
 - エ 風評(口コミ、インターネット、電子メール、憶測記事等)
 - オ 対企業犯罪(脅迫、反社会的勢力の介入、データ盗難、役職員の 誘拐等)
 - カ 事業上のトラブル (苦情・相談対応、データ入力ミス等)
 - キ 人事上のトラブル(役職員の事故・犯罪、内紛、セクシャルハラ スメント等)
 - ク 労務上のトラブル(内部告発、過労死、職業病、人材流出等)
- ③ 危機管理マニュアルには、危機発生の初期段階における的確な状況把握や客観的な状況判断を行うことの重要性や情報発信の重要性など、初期対応の重要性が盛り込まれているか。
- ④ 危機発生時における責任体制が明確化され、危機発生時の組織内及び 関係者(関係当局を含む。)への連絡体制等が整備されているか。危機発 生時の体制整備は、危機のレベル・類型に応じて、組織全体を統括する 対策本部の下、部門別・支所・支店(事業所)別に想定していることが 望ましい。

なお、国際的に活動する農中にあっては、海外への影響可能性及び危機のレベル・類型に応じた海外当局への連絡体制が整備されているか留意する必要がある。

- ⑤ 業務継続計画においては、テロや大規模な災害等の事態においても早期に被害の復旧を図り、金融システムの機能の維持にとって必要最低限の業務の継続が可能となっているか。その際、全国銀行協会等の業界団体及び他の金融機関等と連携し対応する体制が整備されているか。また、国際的に活動する農中にあっては、業務の実態等に応じ、国際的な広がりを持つ業務中断に対応する計画となっているか。例えば、
 - ア 災害等に備えた利用者データ等の安全対策 (紙情報の電子化、電子 化されたデータファイルやプログラムのバックアップ等) は講じられ ているか。
 - イ コンピュータシステムセンター等の安全対策 (バックアップセンターの配置、要員・通信回線確保等) は講じられているか。
 - ウ これらのバックアップ体制は、地理的集中を避けているか。
 - エ 個人に対する現金払出や送金依頼の受付、インターバンク市場や銀行間決済システムを通じた大口・大量の決済の処理等の金融機能の維持の観点から重要な業務を、暫定的な手段(手作業、バックアップセンターにおける処理等)により再開(リカバリー)するまでの目標時間は具体的に計画されているか。インターバンク市場や銀行間決済システムを通じた大口・大量の決済の処理等、特に重要な金融決済機能に係る業務については、当日中に再開する計画とされているか。
 - オ 業務継続計画の策定及び重要な見直しを行うに当たっては、経営管理

委員会又は理事会による承認を受けているか。また、業務継続体制が、 内部監査、外部監査など独立した主体による検証を受けているか。

(参考)「金融機関における業務継続体制の整備について」(平成 15 年 7月:日本銀行)

「業務継続のための基本原則」(平成 18 年 8 月:ジョイント・フォーラム)

⑥ 日頃からきめ細かな情報発信及び情報の収集に努めているか。また、 危機発生時においては、危機のレベル・類型に応じて、情報発信体制・ 収集体制が十分なものとなっているか。

Ⅱ-3-9-3 危機発生時における対応【共通】

- (1) 危機的状況の発生又はその可能性が認められる場合には、事態が沈静化するまでの間、当該系統金融機関における危機対応の状況(危機管理体制の整備状況、被害の復旧状況、業務の継続状況、関係者への連絡状況、情報発信の状況等)が危機のレベル・類型に応じて十分なものになっているかについて、定期的にヒアリング又は現地の状況等を確認するなど実態把握に努めるとともに、必要に応じ、農協法第93条又は農中法第83条に基づき報告徴求することとする。
- (2) 上記(1)の場合には、速やかに当局に報告をするなど、関係部局間における連携を密接に行うものとする。

Ⅱ-3-9-4 事態の沈静化後における対応【共通】

危機的状況が沈静化した後、危機発生時の対応状況を検証する必要がある と認められる場合には、当該系統金融機関に対して、農協法第93条又は農中 法第83条に基づき、事案の概要と系統金融機関側の対応状況、発生原因分析 及び再発防止に向けた取組について報告徴求することとする。

Ⅱ-3-9-5 風評に関する危機管理体制【共通】

- (1) 風評リスクへの対応に係る体制が整備されているか。また、風評発生時における本所・本店各部及び支所・支店(事務所)の対応方法に関する規定を設けているか。なお、他の金融機関や取引先等に関する風評が発生した場合の対応方法についても、検討しておくことが望ましい。
- (2) 風評が伝達される媒体 (例えばインターネット、憶測記事等) に応じて、 定期的に風評のチェックを行っているか。
- (3) 風評が預貯金の払出しに結びついた場合の対応方法について、支所・支店(事務所)及び店舗外現金自動設備の状況把握、利用者対応、現金輸送、

対外説明等初動対応に関する規定を設けているか。

(4) 上記(3)のような状況になった場合、当局、日本銀行、他の地元金融機関、 提携先、警備会社等へ、速やかに連絡を行う体制になっているか。 なお、必要に応じて、自治体・警察にも連絡を行うものとなっているか。

(5) 信連

- ① 農政局及び財務局は、上記(4)の連絡を受けた場合、事態の沈静化が認められるまでの間、定期的にヒアリング及び現地の状況を確認した上で、農林水産省経営局金融調整課及び金融庁監督局総務課協同組織金融室へ報告するものとする。
- ② 農林水産省経営局金融調整課及び北海道財務局は、北海道信用農業協同組合連合会(以下「北海道信連」という。)より上記(4)の連絡を受けた場合、事態の沈静化が認められるまでの間、定期的にヒアリング及び現地の状況を確認した上で、北海道財務局にあっては金融庁監督局総務課協同組織金融室へ報告するものとする。

(6) 農協

- ① 都府県は、上記(4)の連絡を受けた場合、事態の沈静化が認められるまでの間、定期的にヒアリング及び現地の状況を確認した上で、経由部局を経由して、農林水産省経営局金融調整課へ報告するものとする。
- ② 北海道は、上記(4)の連絡を受けた場合、事態の沈静化が認められるまでの間、定期的にヒアリング及び現地の状況を確認した上で、農林水産省経営局金融調整課へ報告するものとする。

(7) 農中

農林水産省経営局金融調整課及び金融庁監督局総務課協同組織金融室は、 上記(4)の連絡を受けた場合、事態の沈静化が認められるまでの間、定期的 にヒアリング及び現地の状況を確認するものとする。

Ⅱ-4 金融仲介機能の発揮

系統金融機関は、農業者等や住宅ローン借入者など個々の借り手の状況を きめ細かく把握し、他業態も含め関係する他の金融機関等と十分連携を図り ながら、円滑な資金供給(新規の信用供与を含む。以下同じ。)や貸付けの条 件の変更等に努めることが求められる。

特に、系統金融機関は、株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号)第64条の規定(注)の趣旨を十分に踏まえ、地域農林水産業・地域経済の活性化及び農山漁村等地域における金融の円滑化などについて、適切かつ積極的な取組が求められることに留意する必要がある。

このような観点から、系統金融機関は、資金供給者としての役割のみならず、農業者等に対するコンサルティング機能の発揮を通じて、農業者等の経営改善等に向けた取組を先延ばしすることなく最大限支援していくことも求められる(農業者等に対するコンサルティング機能の発揮については、II-5-2-1及びII-5-2-4を参照)。

特に、急激な経営環境の変化により資本の充実が必要となった農業法人等に対する支援においては、貸付けの条件の変更等だけでなく、資本性借入金(注3)や出資等も活用し、農業法人等の経営改善等につなげていくことが強く求められる。

また、経営者保証ガイドラインの趣旨を踏まえ、経営者保証に依存しない融資の一層の促進を図るとともに、経営者保証ガイドラインで示された合理性が認められる保証契約の在り方に基づく対応を行っていくことが必要である($\Pi-10-2$ 参照)。

- (注1)「貸付けの条件の変更等」とは、貸付けの条件の変更、旧債の借換 え、DES(デット・エクイティ・スワップ)その他の債務の弁済 に係る負担の軽減に資する措置をいう。
- (注2)株式会社地域経済活性化支援機構法第 64 条では、「機構及び金融機関等は、事業者の事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たっては、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化に資するよう、相互の連携に努めなければならない。」とされている。
- (注3)「資本性借入金」とは、貸出条件が資本に準じた十分な資本的性質が認められる借入金として、債務者の評価において、資本とみなして取り扱うことが可能なものをいう。なお、あくまでも借入金の実態的な性質に着目したものであり、債務者の属性(農業者等の規模等)、債権者の属性(金融機関、事業法人、個人等)や資金使途等により制限されるものではなく、基本的には、償還条件、金利設定、劣後性といった観点から、資本類似性が判断される。一般に、
 - ① 償還条件については、契約時における償還期間が5年を超え、 期限一括償還又は同等に評価できる長期の据置期間が設定されて いること
 - ② 金利設定については、資本に準じて配当可能利益に応じた金利設定となっていること(業績連動型など、債務者が厳しい状況に

ある期間は、これに応じて金利負担が抑えられるような仕組みが 講じられていること)

③ 劣後性については、法的破綻時の劣後性が確保されていること (又は、少なくとも法的破綻に至るまでの間において、他の債権 に先んじて回収されない仕組みが備わっていること) が求められると考えられる。

Ⅱ-4-2 主な着眼点【共通】

上記の基本的役割を踏まえ、各系統金融機関が金融仲介機能を組織全体として継続的に発揮するための態勢整備の状況も含め、各系統金融機関の取組状況を検証することが必要である。このため、以下の着眼点に基づき検証していく(農業者等に対するコンサルティング機能の発揮に関する着眼点は、 $\Pi-5-3$ を参照)。

- (1)農業者等や住宅ローン借入者など個々の借り手の状況をきめ細かく把握し、円滑な資金供給や貸付けの条件の変更等に努めているか。また、他業態も含め関係する他の金融機関等がある場合には、当該他の金融機関等と十分連携を図りながら、円滑な資金供給や貸付けの条件の変更等に努めているか。
- (2)株式会社地域経済活性化支援機構法第64条の規定の趣旨を踏まえ、農業者等の再生又は地域農林水産業・地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たっては、農山漁村等地域における総合的な経済力の向上を通じた地域農林水産業・地域経済の活性化及び農山漁村等地域における金融の円滑化に資するよう、地域経済活性化支援機構との連携を図るとともに、自らも円滑な資金供給や貸付けの条件の変更等に努めているか。
- (3) 停止条件又は解除条件付保証契約、ABL、金利の一定の上乗せ等の 経営者保証の機能を代替する融資手法のメニューの充実を図るよう努め ているか。
- (4) 法人個人の一体性の解消が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている主債務者が資金調達を要請した場合において、経営者保証ガイドラインに基づき、主債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、(3) のような代替的な融資手法を活用する可能性について、検討するよう努めているか。
- (5) 保証契約を締結する場合には、どの部分が十分ではないために保証契約が必要なのか、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか、の客観的合理的理由について、利用者の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行うこととしてい

るか。

Ⅱ-4-3 監督手法・対応【共通】

各種ヒアリングの機会を通じ、上記の監督上の着眼点に基づき、各系統金融機関における取組状況をフォローアップしつつ、金融仲介機能が十全に発揮されるよう、系統金融機関を促していく。

トップヒアリングにおいては、系統金融機関経営者から、金融仲介機能の 発揮に関し、経営陣の主導性の発揮状況等を確認する。

また、総合的なヒアリング等においては、現場の責任者等から、農業者等 との接触状況を含め、個別具体的な実践(現場における課題や本部との連携 の状況を含む。)まで踏み込んで確認する。

Ⅱ-5 地域密着型金融の推進

Ⅱ-5-1 経緯【共通】

(1)地域密着型金融の推進については、系統金融機関においても、農山漁村等地域に密着した事業展開を行う中で、農山漁村等地域の利用者との間で親密な関係を長く維持することにより、農業者等の再生・農業等に対する金融の円滑化等を促進しており、また、地域密着型金融を推進することにより、農山漁村等地域の利用者が必要とするサービスを提供することが農山漁村等地域にとって重要であることから、平成20年に本監督指針を改正し、系統金融機関の自由な競争、自己責任に基づく経営判断の尊重、農山漁村等地域の利用者の目を通じたガバナンスを基本としつつ、地域密着型金融が深化、定着するような動機付け、環境整備を行ってきた。

こうした中、系統金融機関においては、経営改善支援、事業再生支援、 担保・保証に過度に依存しない融資等の取組が行われてきている。一方、 農業者等をはじめとした利用者からは、そうした取組にとどまらず、経営 課題への適切な助言や販路拡大等の経営支援、ニーズに合致した多様な金 融サービスの提供が強く期待されている。

また、系統金融機関は、こうした取組により、農山漁村等地域の関係者からの期待に応えるとともに、農業者等や農山漁村等地域全体の発展を通じて自らの利用者基盤を維持・拡大し、また、持ち前の経営資源を活かすことにより、収益力や財務の健全性の向上にもつながる持続可能な農山漁村等地域への貢献を行うことが期待される。

- (2) このような状況を踏まえ、地域密着型金融の取組について利用者と系統金融機関の双方にとってより実効的なものとしていく必要がある。
 - (注) 地域密着型金融の取組に関する課題や改善の方向性については、 『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』Ⅱ-5-1②が参考 となる。

「Ⅱ-5-2 基本的考え方」においては、当局、系統金融機関、利用者等の関係者の認識の共有に資するため、地域密着型金融の目指すべき方向、特に系統金融機関が発揮すべきコンサルティング機能を具体的に示している。

「Ⅱ-5-3 主な着眼点」においては、個々の具体的な取組は各系統金融機関の自主的な経営判断に委ねつつ、当局は各系統金融機関に対し地域密着型金融を中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進するための態勢の整備・充実を促すという考え方の下、監督に当たって重点的に検証すべき態勢面等の着眼点を示している。

「II-5-4 監督手法・対応」においては、系統金融機関の規模・特性等を踏まえた自主的・創造的な取組を促すためのフォローアップや動機付け、環境整備の手法を示している。

(3)新型コロナウィルス感染症により、我が国の経済は大きく傷ついたが、 同感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関す

る法律(平成10年法律第114号)上の位置付けが、令和5年5月に5類 感染症に移行したことを受け、社会経済活動の正常化が進みつつある一 方で、肥料価格や飼料価格の高騰等により、厳しい環境に置かれた農業 者等が依然として数多く存在しており、官民の金融機関において実質無 利子・無担保融資等を講じてきた。特に系統金融機関においては、地域 農林水産業や農業者等を下支えし、地域農林水産業・地域経済の回復・ 成長に貢献することが重要であり、これがひいては系統金融機関自身の 事業基盤の存立に関わる問題であると再認識する必要がある。

こうした背景のもとで、系統金融機関による、資金繰り支援にとどまらない、農業者等の実情に応じた経営改善や事業再生支援等の重要性が 改めて認識されることとなったことを踏まえ、農業者等への支援の一層 の推進を図っていくことが期待される。

Ⅱ-5-2 基本的考え方(地域密着型金融の目指すべき方向) 【共通】

(1)地域農林水産業・地域経済の活性化や健全な発展のためには、農山漁村等地域の農業者等が事業拡大や経営改善等を通じて経済活動を活性化していくとともに、系統金融機関を含めた農山漁村等地域の関係者が連携・協力しながら農業者等の経営努力を積極的に支援していくことが重要である。なかでも、農山漁村等地域の情報ネットワークの要であり、人材やノウハウを有する系統金融機関においては、資金供給者としての役割にとどまらず、農山漁村等地域の農業者等に対する経営支援や地域農林水産業・地域経済の活性化に積極的に貢献していくことが強く期待されている。

また、外部環境が大きく変化した等、農山漁村等地域の農業者等が過剰な債務を抱えるようになった場合には、系統金融機関において地域農林水産業や農業者等を下支えし、地域農林水産業・地域経済の回復・成長に貢献することが重要であることから、資金繰り支援にとどまらない、農業者等の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等を先延ばしすることなく実施する必要がある。

- (2) このため、系統金融機関は、経営戦略や経営計画等(以下「経営計画等」という。)の中で、地域密着型金融の推進をビジネスモデルの一つとして明確に位置付け、自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえて自主性・創造性を発揮しつつ、以下に示す「農業者等に対するコンサルティング機能の発揮」、「農山漁村等地域の面的再生や地域農林水産業の下支えへの積極的な参画」、「農山漁村等地域や利用者に対する積極的な情報発信」の目指すべき方向を踏まえた取組を中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進することにより、利用者基盤の維持・拡大、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。
- (3) また、系統金融機関が、地域密着型金融を組織全体として継続的に推

進していくためには、経営陣が主導性を十分に発揮して、本部による支所・支店(事務所)支援、外部専門家や外部機関等との連携、職員のモチベーション(動機付け)の向上に資する評価、専門的な人材の育成やノウハウの蓄積といった推進態勢の整備・充実(注)を図っていくことが重要である。

- (注) 規模や人員に制約がある場合が多い農協については、農中や信連による業務補完・支援が不可欠である。したがって、これらを中心とした地域密着型金融の取組に係る業務、態勢整備の連携等、系統内の相互扶助の実践・充実を図るべく、農中・信連の機能充実を通じた総合的な取組を推進することが必要である。また、個別農協は、その自主的な態勢整備・強化に加えて、必要に応じ、農中・信連の機能活用を通じ、系統内において相互扶助の特性を十分発揮することが重要である。
- (4) なお、系統金融機関において、こうした地域密着型金融の推進をビジネスモデルの一つとして明確に位置付けて事業展開を行っていく上では、具体的なアクションを戦略的に実行し、その実績の分析及び評価を行って、組合員等への説明責任を果たしながら次のアクションに反映していくことが重要であり、こうした観点から、Ⅱ-12 に詳述するように金融面における自己改革の取組を不断に実行していくことが求められる。

Ⅱ-5-2-1 農業者等に対するコンサルティング機能の発揮【共通】

農業者等の事業拡大や経営改善等に当たっては、まずもって、当該農業者等が自らの経営の目標や課題を明確に見定め、これを実現・解決するために 意欲を持って主体的に取り組んでいくことが重要である。

系統金融機関は、資金供給者としての役割にとどまらず、長期的な取引関係を通じて蓄積された情報や農山漁村等地域の外部専門家・外部機関等とのネットワークを活用してコンサルティング機能を発揮することにより、農業者等の事業拡大や経営改善等に向けた自助努力を最大限支援していくことが求められている。

特に、貸付残高が多いなど、農業者等から主たる相談相手としての役割を期待されている主たる取引系統金融機関については、コンサルティング機能をより一層積極的に発揮し、農業者等が経営課題を認識した上で経営改善、事業再生等に向けて自助努力できるよう、最大限支援していくことが期待される。

このような農業者等と系統金融機関双方の取組が相乗効果を発揮することにより、農業者等の事業拡大や経営改善等が着実に図られるとともに、農業者等の返済能力が改善・向上し、将来の健全な資金需要が拡大していくことを通じて、系統金融機関の収益力や財務の健全性の向上も図られるという流れを定着させていくことが重要である。

系統金融機関のコンサルティング機能は、農業者等との日常的・継続的な 関係から得られる各種情報を通じて経営の目標や課題を把握・分析した上で、 適切な助言などにより農業者等自身の課題認識を深めつつ、主体的な取組を促し、同時に、最適な解決方策を提案・実行する、という形で発揮されることが一般的であるとみられる。その際、農業経営等の悪化の未然防止や早期改善等の観点から、農業者等の状況の変化の兆候を適時適切に把握し、早め早めの対応を促すことが重要である。以下に系統金融機関に期待される農業者等に対するコンサルティング機能を具体的に示すこととする。

なお、これは、当局及び系統金融機関、さらには農業者等の認識の共有に 資するために、本来は、農業者等の状況や系統金融機関の規模・特性等に応 じて種々多様であるコンサルティング機能を包括的に示したものである。コ ンサルティング機能の具体的な内容は、各系統金融機関において自らの規 模・特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定 されるべきものであり、系統金融機関に対して、これら全てを一律・網羅的 に求めるものではないことに留意する必要がある。

- (1) 日常的・継続的な関係強化と経営の目標や課題の把握・分析
 - ① 日常的・継続的な関係強化を通じた経営の目標や課題の把握・分析と ライフステージ等の見極め・予兆管理

農業者等との日常的・継続的な接触により経営の悩み等を率直に相談できる信頼関係を構築し、それを通じて得られた農業者等の財務情報や各種の定性情報を基に、農業者等の経営の目標や課題を把握する。

そのうえで、以下のような点を総合的に勘案して、農業者等の経営の 目標や課題を分析し、農業者等のライフステージ(発展段階)や事業の 持続可能性の程度(以下「ライフステージ等」という。)等を適切かつ 慎重に見極める。

- ・農業者等の経営資源、事業拡大や経営改善に向けた意欲、経営の目標 や課題を実現・解決する能力
- ・外部環境の見通し
- ・農業者等の関係者(取引先、他の金融機関、農業信用基金協会、外部 専門家、外部機関等)の協力姿勢
- ・金融機関の取引地位(総借入残高に占める自らのシェア)や取引状況 (設備資金/運転資金の別、取引期間の長短等)
- ・金融機関の財務の健全性確保の観点

また、農業者等が取り得る解決方策が多いうちから、系統金融機関が 農業者等の目線に立って丁寧に対話し、その経営判断を支援することが 重要である。そのため、系統金融機関は、収益力の低下、過剰債務等に よる財務内容の悪化、資金繰りの悪化等が生じたため、経営に支障が生 じ、又は生じるおそれがある状況(以下II – 5 において「有事」という。) へ移行する兆候があるかどうかを継続的に把握することにも努める。な お、農業者等における平時から有事への移行は、自然災害や取引先の倒 産等によって突発的に生じるだけでなく、農業経営等を取り巻く社会経 済情勢の変化に伴い段階的に生じることが十分に想定される。そのため、 系統金融機関は、必要に応じて、自ら有事への段階的移行過程にあるこ とを認識していない者を含めた農業者等に対し、有事への段階的移行過程にあることの認識を深めるよう働きかけていく。

② 農業者等による経営の目標や課題の認識・主体的な取組の促進 農業者等が自らの経営の目標や課題を正確かつ十分に認識できてい ない場合も含め、農業経営等の目標や課題への認識を深めるよう適切に 助言し、農業者等がその実現・解決に向けて主体的に取り組むよう促す。 また、必要に応じて、他の金融機関、農業信用基金協会、外部専門家、 外部機関等と連携し、農業者等に対し認識を深めるよう働きかけるとと もに主体的な取組を促す。

(2) 最適な解決方策の提案

農業者等の経営目標の実現や経営課題の解決に向けて、農業者等のライフステージ等を適切かつ慎重に見極めた上で、当該ライフステージ等に応じ、農業者等の立場に立って適時に最適な解決方策を提案する。その際、必要に応じて、他の金融機関、農業信用基金協会、外部専門家、外部機関等と連携するとともに、国や地方公共団体の農業者支援施策を活用する。

また、今後、農業者等を取り巻く状況が変化することを想定し、有事に移行してしまったときに提供可能な解決方策についても積極的に情報提供を行う等、農業者等の状況の変化の兆候を把握し、農業者等に早め早めの対応を促す。

特に、農業者等が事業再生、事業承継等の支援を必要とする状況にある場合や、支援にあたり債権者間の調整を必要とする場合には、当該支援の実効性を高める観点から、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用する。

(注) 農業者等のライフステージ等に応じた解決方策を提案するに際しては、『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』 II-5-2-1 の図表「顧客企業のライフステージ等に応じて提案するソリューション (例)」を参考にしつつ、農業者等向けに即した解決方策を提案することが有効である($II-5-2-4-1\sim4$ を参照)。

(3) 経営改善・事業再生等の支援が必要な農業者等に対する留意点

① 経営再建計画の策定支援

系統金融機関が提案する解決方策のうち経営再建計画の策定が必要となるものについて、系統金融機関と農業者等、必要に応じて他の金融機関、農業信用基金協会、外部専門家、外部機関等との間で合意された場合(系統金融機関から提案された解決方策が農業者等、必要に応じて他の金融機関、農業信用基金協会、外部専門家、外部機関等との協議等を踏まえて修正された後に合意に至る場合を含む。)、速やかに、当該解決方策を織り込んだ経営再建計画の策定に取り組むこととなる。

経営再建計画は、農業者等が本質的な経営課題を認識し改善に向けて 主体的に取り組んでいくためにも、できる限り、農業者等が自力で策定 することが望ましい。その際、系統金融機関は、経営再建計画の合理性 や実現可能性、解決方策を適切に織り込んでいるか等について、農業者 等と協力しながら確認するよう努める。

ただし、農業者等が自力で経営再建計画を策定できない場合や系統金融機関の積極的な関与が有効であると考えられる場合には、農業者等の理解を得つつ、経営再建計画の策定を積極的に支援(農業者等の実態を踏まえて経営再建計画を策定するために必要な資料を系統金融機関が作成することを含む。)する。その際、農業者等の経営改善に寄与する内容となるよう、農業者等の置かれた状況を十分に踏まえた計画策定支援を行う。また、系統金融機関単独では経営再建計画の策定支援が困難であると見込まれる場合であっても、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用し、計画策定を積極的に支援する必要があることに留意する。

なお、経営再建計画の策定にあたっては、農業者等の規模等を勘案し、 大企業の場合と同様な大部で精緻な経営再建計画等の策定に拘ること なく、簡素・定性的であっても、農業者等の経営改善や事業再生等に向 けて、実効性のある課題解決の方向性を提案することを目指す。また、 系統金融機関が、農業者等に対し、国や地方公共団体の農業者支援施策 を活用して資金繰りの管理や経営状況の把握などの基本的な事項に関 する経営改善計画(以下「基本的経営改善計画」という。)等の策定支 援を行う場合には、優越的地位の濫用の防止にも留意しつつ、当該支援 施策の活用が真に農業者等のニーズに合致したものであることを確認 する必要がある。

- (注1)農業者等に対し貸付けの条件の変更等を行った場合であっても、経営再建計画や課題解決の方向性が、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に該当する場合には(該当要件については、本監督指針Ⅲ-4-10-4-3農協法及び農中法に基づく債権の額の開示区分を参照のこと。)、当該経営再建計画や課題解決の方向性に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないこととなる。
- (注2) 仮に農業者等が経営改善計画等を策定していない場合であっても、債務者の技術力、販売力や成長性等を総合的に勘案し、債務者の実態に即して「系統金融機関が作成した経営改善に関する資料」がある場合には、これを「実現可能性の高い抜本的な計画」とみなして、「貸出条件緩和債権」には該当しないこととなる(「系統金融検査マニュアル別冊 [農林漁業者・中小企業融資編〕」2.検証ポイント及び監督指針Ⅲ-4-10-4-3農協法及び農中法に基づく債権の額の開示区分を参照のこと。)。

② 新規の信用供与

積極的かつ適切に金融仲介機能を発揮する観点から、貸付けの条件の変更等を行った農業者等から新規の信用供与の申込みがあった場合であって、新規の信用供与により新たな収益機会の獲得や中長期的な経費削減等が見込まれ、それが農業者等の業況や財務等の改善につながることで債務償還能力の向上に資すると判断される場合には、積極的かつ適

時適切に新規の信用供与を行うよう努める。

③ 経営改善・事業再生支援に関する積極的な取組等

系統金融機関が農業者等の主たる取引金融機関である場合において、 当該系統金融機関は当該農業者等と丁寧に対話を行ったうえで実情に 応じた経営改善支援や事業再生支援等に積極的に取り組んでいく。

また、当該系統金融機関が地域経済活性化支援機構又は東日本大震災事業者再生支援機構の機能を活用して当該農業者等の事業再生支援を行うときは、当該系統金融機関が主体的かつ継続的に関与していく。

上記のほか、貸付残高が少ない農業者等や、保全されている債権の割合が高い農業者等、農業信用基金協会等の保証付き融資の割合が高い農業者等に対しても、系統金融機関自らの経営資源の状況等を踏まえつつ、必要に応じて早めに他の金融機関、農業信用基金協会、外部専門家、外部機関等と連携し、農業者等の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等に積極的に対応していく。

(4) 農業者等との協働による解決方策の実行及び進捗状況の管理

農業者等や連携先とともに、解決方策の合理性や実行可能性を検証・確認した上で、協働して解決方策を実行する。

解決方策の実行後においても、必要に応じて連携先と協力しながら、解 決方策の実行状況を継続的にモニタリングするとともに、経営相談や経営 指導を行っていくなど、進捗状況を適切に管理する。

特に、国や地方公共団体の農業者支援施策を活用しつつ、基本的経営改善計画の策定を系統金融機関が支援した場合は、当該系統金融機関が率先して当該計画の進捗状況について適切にモニタリングを行うこととする。

また、農業者等へ貸付けを行っている金融機関が複数存在することを認識している場合は、必要に応じ、それらの金融機関や農業信用基金協会と連携を図りながら進捗状況の管理を行うこととする。

なお、進捗状況の管理を行っている間に、解決方策の策定当初には予期 し得なかった外部環境の大きな変化等を察知した場合には、実行している 解決方策について見直しの要否を農業者等や連携先とともに検討する。見 直しが必要な場合は、そうした変化や見直しの必要性等を農業者等が認識 できるよう適切な助言を行った上で、解決方策の見直し(経営再建計画の 再策定を含む。)を提案し、農業者等や連携先と協働して実行する。

(注)解決方策の実行に当たっては、上記(3)③にも留意する。

Ⅱ-5-2-2 農山漁村等地域の面的再生や地域農林水産業の下支えへの 積極的な参画【共通】

系統金融機関は、成長分野の育成などの農山漁村等地域の面的再生に向けた取組や地域農林水産業、農業者等を下支えし、地域農林水産業・地域経済の回復・成長に貢献する取組に積極的に参画することが期待されている。

このため、まずは、利用者や関係機関との日常的・継続的な接触を通じて 得られる各種の農山漁村等地域情報を収集・蓄積しつつ、地域農林水産業・ 地域経済の課題や発展の可能性等を把握・分析することが重要である。

その上で、自らが貢献可能な分野や役割を検討し、例えば、地方公共団体による地域活性化に関するプロジェクトに対して情報・ノウハウ・人材を提供すること、地方公共団体や農業関係団体及び地域経済活性化支援機構等の関係機関と連携しながら地域的・広域的な活性化プランを策定すること等により、農山漁村等地域の面的再生や地域農林水産業の下支えに向けて積極的な役割を果たしていくことが重要である。

その際、例えば、地域活性化プランの中に農業者等を戦略的に位置付け支援するなど、地域農林水産業・地域経済全体の活性化と同時に農業者等の事業拡大や経営改善を図っていくという視点も重要である。

なお、このような農山漁村等地域の面的再生や地域農林水産業の下支えへの参画については、系統金融機関にコストを無視した地域貢献までを求めるものではない。系統金融機関は、コストとリスクを適切に把握しつつ、中長期的な視点に立って、自らの経営基盤である農山漁村等地域の面的再生や地域農林水産業の下支えに積極的に取り組むことにより、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。

Ⅱ-5-2-3 農山漁村等地域や利用者に対する積極的な情報発信【共通】

系統金融機関は、地域密着型金融の取組に関して、具体的な目標やその成果を農山漁村等地域や利用者に対し積極的に情報発信していくことが重要である。

その際、地域密着型金融は農業者等にとっても大きなメリットがあること、すなわち、系統金融機関との関係を単なる金利の高低で計るのではなく、地域密着型金融を積極的に推進している系統金融機関との信頼関係の強化を通じて、当該系統金融機関によるコンサルティング機能や長期的・安定的な金融仲介機能の提供が期待できることを積極的かつ具体的に発信していくことが重要である。更に、農山漁村等地域の面的再生や地域農林水産業の下支えへの積極的な参画に関する取組や農業者等の経営状況に応じた解決方策や経営改善・事業再生支援に関する取組を積極的に発信し、自らの経営基盤である農山漁村等地域の経済や社会に対して責任ある立場を保持し続けるという意思を表明することにより、利用者の信頼や支持を高めていくことも重要である。

このような情報発信を通じて、地域密着型金融の取組に対する利用者の理解を深め、金利競争に陥ることなく個性的なサービスを推進し、農山漁村等地域における評価を確立することにより利用者基盤の維持・拡大を図り、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。

Ⅱ-5-2-4 留意事項【共通】

系統金融機関の地域密着型金融の具体的な取組については、上記 $II-5-2-1\sim3$ の目指すべき方向を前提としつつ、以下の四つの分野について、各系統金融機関が積極的に取組を行っているかについて、特に留意する。

- (1) 農山漁村等地域の活性化のための融資をはじめとする支援の一層の強化
- (2) 担い手の経営のライフステージに応じた支援の一層の強化
- (3) 経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の 徹底
- (4) 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域育成へ の貢献

これら四つの分野についての各系統金融機関の取組を検証する際、各分野における具体的な対応手法については系統金融機関の自主的判断に委ねられる点に留意するものとする。

また、系統金融機関の取組が、以下に示す考え方を踏まえ、農山漁村等地域の利用者のニーズや自らの経営規模等に応じ、経営資源の「選択と集中」が徹底され、かつ、持続可能なものとなっているか、という点に特に留意するものとする。

II-5-2-4-1 農山漁村等地域の活性化のための融資をはじめとする 支援の一層の強化【共通】

- (1) 農業施策については、これまで農業者に対する各種経営支援対策や、農業の活性化につながることから各種の輸出促進策等を講じてきたところである。しかし、こうした農業施策を推進するためには金融支援が必要不可欠であり、系統金融機関の果たす役割は大きいものとなっている。
- (2) 系統金融機関は、農山漁村等地域を基盤とする金融機関であることから、 金融機関間の競争激化の中、生き残りのためには地域密着型金融のビジネ スモデルを確立・深化していくことが必要である。このため、農山漁村等 地域に密着した農業者等のニーズを的確に把握し、経営資源の「選択と集 中」を徹底・深耕することが必要である。

(参考)

(以下に掲げる具体的な手法例は、あくまでも例示であり各系統金融機関が 自主的に重点を定めて取り組むべきものであることに留意。)

- 担い手金融担当部署の設置
- 担い手向け資金の開発
- ・ 農業融資に係る実態調査・分析を踏まえた資金手法・サービスの開発
- アグリビジネス投資育成株式会社、株式会社農林漁業成長産業化支援機 構等によるファンドの活用
- 担い手支援のためのファンドの創設
- ・ 生産者と消費者をつなげる場の設定
- ・ 担い手に対する農業経営診断及び助言の強化
- 農業者と流通業者、外食業者及び加工業者とのビジネスマッチング
- 輸出支援

Ⅱ-5-2-4-2 担い手の経営のライフステージに応じた支援の一層の 強化【共通】

(1) 担い手の経営のライフステージ(就農(創業)・新規事業開拓、成長段階、成熟期、経営改善・事業再生等)に応じた各段階でのきめ細かい支援は、地域密着型金融の不可欠の要素である。系統金融機関は、担い手の様々なライフステージに合わせた審査機能を強化し、各種手法の活用等を通じて担い手の支援に取り組み、農山漁村等地域の金融円滑化の期待に応えていくことが必要である。

各ライフステージにおいては、財務内容の議論に終始することなく、一 歩踏み出してビジネスマッチングの仲介等経営全体のニーズに対応する関係を構築していくことが重要であり、そのための人材育成・活用や情報ネットワークの活用が重要である。

(2) とりわけ担い手の再生は、地域農林水産業・地域経済への貢献という観点を踏まえ、多角的な観点から農業経営の将来性を見極める地域密着型金融の本質に関わる大きな課題であり、取組に当たっては、単なる金融支援ではなく、農業経営そのものを再生するという本質を見失わないことが必要である。特に、農業は農山漁村等地域の経済、環境及び集落のコミュニティ維持に大きな役割を果たしていることから、担い手の再生において、その経営の将来性を見極める際にはこの点について十分留意することが重要である。なお、再生において最も重要なことは、再生可能性があるうちの早期再生と、再生後の持続可能な経営再建であり、そのためには経営者の意識改革等が不可欠であるところであり、これらを促す役割も系統金融機関には求められている。

(参考) 具体的な手法例

(以下のような手法は、あくまでも例示であり、各系統金融機関が自主的に 重点を定めて取り組むべきものであることに留意。)

- 経営不振農家に対するコンサルティング
- 農業再生委員会の活用による経営不振な担い手等の経営改善
- ・ 地方公共団体等が実施している人材紹介事業等との連携
- 産学官の連携
- ・ コンサルタント能力・態勢の強化やビジネスマッチング等で自らの情報機能やネットワーク(地方公共団体、農業信用基金協会、株式会社日本政策金融公庫、アグリビジネス投資育成株式会社、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、農業再生委員会、他の金融機関)を活用した支援
- ・ 国又は地方公共団体との連携による農業施策の活用
- ・ 地域の情報ネットワークを活用しつつ、法務、財務、税務等の外部専門 家と連携した取組
- ・ 農林水産物の輸出に取り組む生産者への国、地方公共団体、独立行政法 人及び他の系統団体と連携した取組への支援

・ 全国の農業情勢等に係るレポートの作成、配布

Ⅱ-5-2-4-3 経営の将来性を見極める融資手法をはじめ担い手に適した資金供給手法の徹底【共通】

- (1) 農山漁村等地域への融資については、農業が
 - ・ 農業生産には自然条件によるリスクが大きい
 - ・ 産業として収益性が低い
 - ・ 個人経営の割に資本装備が大きい
 - ・ 収入の機会が少ない

等の特性があることから、不動産担保や個人への保証に重きが置かれていた。

しかし、定性情報を含めた農山漁村等地域での情報を活かし、取引先の経営の将来性を見極めて融資を行うのが地域密着型金融の基本である。不動産担保や個人保証は、資金供給の円滑化等の効果が認められるものの、それへの過度の依存は、この経営の将来性を見極めるという地域密着型金融が本来目指す融資の姿から逸脱し、金融仲介機能の低下につながることに留意することが必要である。とりわけ、経営者本人以外の個人による保証(第三者保証)については、本来、経営に責任を負うべきでない第三者に経営失敗の責任を負わせる点で弊害が多いと考えられる。したがって不動産担保や個人保証に過度に依存することなく、経営の将来性を見極める融資手法を徹底することが重要である。

- (2) 融資先の経営の将来性を見極める融資を行うためには、まずは「目利き機能」を向上させることが基本であり、公的金融や信用保証制度との役割分担をしつつ、農山漁村等地域での各方面との連携の中で能力を向上させていくことが重要である。
- (3) また、目利き機能の向上をはじめとする経営の将来性を見極める融資以外にも、取引先である担い手へのリスク対応力や資金供給力を高める手法として、例えば、アグリビジネス投資育成株式会社からの出資等があり、系統金融機関がそれぞれの状況に応じて多様な手法を用いて資金供給の徹底を図ることが重要である。

(参考) 具体的な手法例

(以下のような手法は、あくまで例示であり、各系統金融機関が自主的に重点を定めて取り組むべきものであることに留意。)

- 負債整理資金の提供による償還負担の軽減
- ・ アグリビジネス投資育成株式会社による出資等、官民の各種ファンドの 活用
- ・ 特許、ブランド、組織力、顧客・取引先とのネットワーク等の非財務の 定性情報評価を制度化した知的資産経営報告書の活用
- ・ ABL (Asset Based Lending) 等の活用

・ 農林水産業およびその関連産業への投資を組み込んだ、株式会社農林漁 業成長産業化支援機構等による農業ファンドの活用

Ⅱ-5-2-4-4 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山 漁村等地域への貢献【共通】

- (1) 農山漁村等地域においては、少子高齢化・国際化等の社会的変化や国・ 地方の財政事情悪化の下で、農林漁業の生産高の減少、農産物価格の低迷、 地場産業の空洞化、これらを通じた大都市と農山漁村等地域の間の経済格 差の拡大など、多くの問題が存在しており、農山漁村等地域経済の活性化 を総合的に図っていくことが必要である。
- (2) 農山漁村等地域・担い手の再生のためには、「点」の事業再生に留まらず、農山漁村等地域全体の活性化、持続的な成長を視野に入れた、「面」的再生に結び付けていくことが必要である。そのために、系統金融機関は、資金供給者としての役割に留まらず、地域の農業ビジョンの策定への積極的参画を通じて農山漁村等地域で積極的な役割を果たしていくことが必要である。

その際、地元の情報の活用に加え、そのネットワークを拡げ、農山漁村等地域外の専門家、専門機関との連携、外部資源の活用等を図っていくことも重要である。

- (3) 農山漁村等地域貢献においては、系統金融機関が持ち前の資源を活かし、 コストやリスクを適切に把握しつつ、自らの収益につながる持続可能な貢献を行っていくことが重要である。
 - (注) 系統金融機関は農林水産業の発展に寄与することを目的とする協同組織であることから、組合員等の農林水産業者に貢献する信用事業を行うことが基本であり、農山漁村等地域への貢献に当たってはこれとの整合性を確保することが必要である。

(参考) 具体的な手法例

(以下のような手法は、あくまで例示であり、各系統金融機関が自主的に重点を定めて取り組むべきものであることに留意。)

- ・ 農山漁村等地域全体を展望したビジョン策定への支援
- ・ 行政と民間が役割を分担し農山漁村等地域の諸問題の解決を図る「公民連携」(パブリック・プライベート・パートナーシップ(PPP))へのコーディネーターとしての参画
- 農業再生委員会の活用
- ・ コンサルタント能力・態勢の強化やビジネスマッチング等で、自らの情報機能やネットワーク(地方公共団体、農業信用基金協会、株式会社日本政策金融公庫、アグリビジネス投資育成株式会社、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、農業再生委員会等、他の金融機関)を活用した支援
- 農山漁村等地域の情報ネットワークを活用しつつ、法務、財務、税務等

の外部専門家と連携した取組

- 国、地方公共団体との連携による農業施策等の活用
- ・ 農山漁村等地域を担う農業者以外の若年層や高齢者に対する農業に関す る理解促進
- ・ 地方公共団体等が実施している人材紹介事業等との連携
- ・ リバースモーゲージ (自宅等を担保とした生活資金の融資) など高齢者 保有の資産の有効活用につながる融資
- ・ 多重債務者問題への対応(相談機能を活かした予防策、目的別ローン等 の活用)
- ・ 女性や高齢者の携わる農産物加工直売所への支援等

Ⅱ-5-3 主な着眼点【共通】

以上の基本的な考え方(地域密着型金融の目指すべき方向)を踏まえ、各系統金融機関が地域密着型金融の取組を組織全体として継続的に推進するための態勢整備等の状況について以下の着眼点に基づき検証していく。

なお、以下の着眼点に定める具体的な内容や水準については、各系統金融機関において、自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものであり、系統金融機関に一律・画ー的な対応を求めるものではないことに留意する必要がある。

- (1) 「Ⅱ-5-2 基本的考え方」の「Ⅱ-5-2-1」~「Ⅱ-5-2-3」の目指すべき方向を踏まえ、具体的取組を推進するために、経営陣は、主導性を十分に発揮して、これらの取組を経営計画等に明確に位置付けるとともに、当該経営計画等を組織全体として着実に遂行できるよう、職員への周知徹底も含め必要な態勢の整備に努めているか。また、取組の成果を検証し、必要な改善策を経営計画等に反映するよう努めているか。
- (2) 地域密着型金融の取組を組織全体として推進するため、本部による支所・支店(事務所)支援態勢の整備に努めているか。例えば、支所・支店(事務所)が農業者等との日常的・継続的な関係を通じて把握した経営状況・経営課題(有事への段階的移行の兆候を含む)等について、本部と当該内容を共有し、必要に応じて支所・支店(事務所)と本部が一体となって実効性ある支援に取り組むなど、適切な役割分担のもとで、農業者等の経営課題に応じた最適な解決方策を提供するための態勢整備に努めているか。
- (3) 個々の農業者等の経営改善・事業再生等の支援に当たっては、農業者等に密着して、農業者等の経営課題に応じた最適な解決方策を、農業者等の立場に立って提案し実行支援しているか。また、農業者等の有事への段階的移行の兆候を把握し、農業者等に早め早めの対応を促すための態勢整備に努めているか。その際、関係する他の金融機関及び関係機関等がある場合には、当該他の金融機関及び関係機関等と連携を行うための会議を開催

するなど十分連携・協力を図るよう努めているか。

(4) 自金融機関における専門的な人材やノウハウの不足の補完や、中長期的な人材育成やノウハウ蓄積の観点を踏まえつつ、必要に応じ、適時適切に、外部専門家(税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士、経営指導員等)、外部機関(地方公共団体、株式会社日本政策金融公庫、アグリビジネス投資育成株式会社、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、よろず支援拠点、JETRO、JBIC、地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構、中小企業活性化協議会、中小企業基盤整備機構、認定経営革新等支援機関、事業再生ファンド、地域活性化ファンド等)、他の金融機関、農業信用基金協会等と連携できるよう、本部や支所・支店(事務所)において連携熊勢の整備に努めているか。

特に、農業者等が事業再生、事業承継等の支援を必要とする状況にある場合や、支援にあたり債権者間の調整を必要とする場合には、判断を先送りせず、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用しているか。取引金融機関として、外部専門家・外部機関等のほか、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」(令和4年3月4日「中小企業の事業再生等に関する研究会」により公表)等を活用して農業者等の事業再生支援を行う場合には、積極的な対応をしているか。

また、取引系統金融機関は、仮に農業者等の事業再生が困難であると判断した場合には、外部専門家・外部機関等の第三者の見解を十分に踏まえ必要な支援を行っているか。また、他の金融機関が外部専門家・外部機関等を活用して事業再生支援を行う場合、積極的に連携・協力するよう努めているか。

加えて、主たる取引系統金融機関として、地域経済活性化支援機構又は 東日本大震災事業者再生支援機構の機能を活用して農業者等の事業再生支 援を行う場合には、主体的かつ継続的に関与しているか。

- (注1)農業者の事業再生等に当たり、農業者の経営の将来性を見極める際には、農業の持つ農山漁村等地域の経済、環境及び集落のコミュニティ維持といった大きな役割について十分留意することが重要である。
- (注2) 具体的な連携先は、各系統金融機関において、自らの規模や特性、 農山漁村等地域の実情、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的 な経営判断により決定されるべきものである。系統金融機関に対し、 括弧内に例示している先全てと連携するよう求めるものではなく、 またこれら以外の先との連携を排除するものではないことに留意す る必要がある。

また、系統金融機関が保有する農業者等の経営に関する情報を連携先と共有する場合には、農業者等の同意が前提となることに留意する必要がある。

(5) コンサルティング機能の発揮・農山漁村等地域の面的再生や地域農林水産業の下支えへの積極的な参画に関する取組を支えるための専門的な金

融手法や知識等のノウハウを持つ専門的な人材の育成や活用に努めているか。また、そうしたノウハウや各種の農山漁村等地域情報を収集・蓄積するとともに、支所・支店(事務所)と本部の適切な連携により組織全体で共有するよう努めているか。

- (6) 地域密着型金融の取組について、具体的な目標やその成果を農山漁村等地域や利用者に対して積極的に情報発信するよう努めているか。その際、利用者がコンサルティング機能の発揮・農山漁村等地域の面的再生や地域農林水産業の下支えに向けた取組の成果や農山漁村等地域における融資の取組など農山漁村等地域への貢献の状況を適切に評価できるよう工夫しているか。また、利用者の評価を系統金融機関の業務に適切に反映するための態勢整備が図られているか。
 - (注1)各系統金融機関においては、地域密着型金融の推進に関する基本方針、重点事項、具体的な目標とその成果等について、定期的に、自主性・創造性を発揮しつつ分かりやすい形でホームページ等において公表することが望まれる。
 - (注2)利用者の理解を深めるとともに、金融機関間の知見・ノウハウの共有に資する観点から、個別系統金融機関における情報発信に加え、農中が中心となって、系統全体の取組状況や取組事例集を公表するなど、特色ある取組を積極的に情報発信することが望まれる。
- (7) 職員のモチベーションの向上に資するため、農業者等に対するコンサルティング機能の発揮・農山漁村等地域の面的再生や地域農林水産業の下支えへの積極的な参画に関する取組を業務上の評価(支所・支店(事務所)の評価を含む。)に適正に反映するよう努めているか。
- (8) 定期的かつ必要に応じ、内部監査等を実施することにより、地域密着型金融を推進するための態勢が整備されていることを確認しているか。また、当該監査等の結果を踏まえ、必要に応じて推進態勢を改善・充実していくなど、監査等を有効に活用する態勢が整備されているか。
- (9) 農協については、必要に応じ、地域密着型金融の取組に係る農中・信連が有する各種業務支援・補完機能を有効に活用するための態勢の整備に努めているか。また、農中・信連は、農協のニーズ等を踏まえて、農協に対する業務補完・支援を十分に推進する態勢の整備に努めているか。
 - (10) 系統金融機関が、国や地方公共団体の農業者支援施策を活用して基本 的経営改善計画の策定支援を行う場合には、優越的地位の濫用の防止に留 意しつつ、当該支援施策の活用が真に農業者等のニーズに合致したもので あることを確認する態勢にあるか。また、策定する基本的経営改善計画が、 農業者等の経営改善に効果的な内容となるよう農業者等の置かれた状況 を十分に踏まえた内容となっているか。

Ⅱ-5-4 監督手法・対応【共通】

各系統金融機関における地域密着型金融の取組の検証に当たっては、短期的な視点で個別手法の単なる定量的な実績を評価するのではなく、中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進しているかという観点から、経営計画等における位置付けや態勢整備の状況を重視した評価を行うものとする。

また、地域密着型金融の推進に当たっては、各系統金融機関による規模や特性等を踏まえた自主性・創造性を発揮した取組を深化・定着させていくような動機付け、環境整備を図っていくものとする。

さらに、農山漁村等地域の農業者等への支援や地域農林水産業・地域経済の活性化等のための施策を実施する関係府省庁はもちろんのこと、政府系金融機関、農業信用基金協会、外部専門家、外部機関等と中央・地方両レベルで連携強化を図っていくものとする。

(1) 各種ヒアリングの機会を通じ、上記の監督上の着眼点に基づき、各系統金融機関における地域密着型金融の取組状況をフォローアップしつつ、当該取組が利用者と系統金融機関の双方にとってより実効的なものとなるよう建設的な意見交換を行うことにより、各系統金融機関が自主性・創造性を発揮しつつ取り組んでいくよう促していく。

ヒアリングに当たっては、経営計画等の策定、実行、評価の各段階に合わせて、それぞれ、経営計画等における位置付けや内容、進捗状況、取組成果の評価と次期経営計画等への反映状況を中心に意見交換を行う。

トップヒアリングにおいては、系統金融機関経営者から、地域密着型金融の推進に関する経営計画等における位置付け、重点分野や当該分野における取組手法等の戦略、「II-5-3 主な着眼点」に定める態勢整備の状況及びそれらに関する経営陣の主導性の発揮状況等を確認するとともに、経営計画等の着実な実施を促す。

総合的なヒアリング等においては、現場の責任者等から、農業者等との接触状況を含めたコンサルティング機能の発揮の個別具体的な実践(現場における課題や本部との連携の状況を含む)まで踏み込んで確認する。

上記ヒアリングを実施するに当たっては、必要に応じて、系統金融機関の取組状況や地域農林水産業・地域経済の抱える課題等について政府系金融機関、農業信用基金協会、外部専門家、外部機関等と意見交換を実施する。その結果はヒアリングにおける対話材料として活用するとともに、爾後の監督対応にも活用する。

- (2)上記の地域密着型金融の取組の把握等を行うに当たっては、農協系統においては、信連(信連がない県は農中)が主体的に、農協と協力しつつ、県域ごとの地域密着型金融の計画・実践・公表を行うことに留意することとし、信連が自主的に策定する経営計画の内容(注)及び進捗状況についても、総合的なヒアリングにおいてフォローアップするものとする。
 - (注) 各信連は、地域密着型金融に係る県域ごとの具体的取組の重点事項

及び具体的目標を設定し、それを中期計画等において明示することが要請される。

また、全体の取組状況を総合的に把握するために、農中に対し、取組に係る主要計数等と合わせ、その実績を総合的に取りまとめ、公表を行うよう、要請する。

Ⅱ-6 将来の成長可能性を重視した融資等に向けた取組

金融が実体経済、6次産業化など新たな取組等を行う農業者等のバックアップ役としてそのサポートを行うとともに、金融自身が成長産業として経済をリードするためには、系統金融機関が、支援対象の特性等に適した成長資金を供給する取組を行っていくことが重要である。こうした取組を更に促進させる観点から、考え方を整理し、明確化した。

(参考)「新成長戦略~「元気な日本」復活のシナリオ~」(平成 22 年 6 月 18 日: 閣議決定)

Ⅱ-6-2 成長可能性を重視した融資等の取組に係る基本的考え方【共通】

系統金融機関による成長可能性を重視した融資等の取組については、各系統金融機関の自主的な経営判断により実施されるべきものであるが、例えば、以下に例示される取組を行うなど、農業者等の技術力・販売力・成長性等、事業そのものの採算性・将来性又は事業分野の将来見通し(以下「農業者等の成長性等」という。)を重視した融資態勢の整備が図られていることが期待されている。

(参考) 具体的な態勢整備の例

(なお、以下の態勢整備はあくまで例示であり、成長可能性を重視した融資等の取組については、各系統金融機関が自主的な経営判断により行うべきものであることに留意する。)

- ① 経営陣が、農業者等の成長性等を重視した融資等への取組について、 融資に係る方針等に位置付けていること。
- ② 農業者等の成長性等を重視した融資等の取組を推進する担当部署又は 担当者の指定又は配置等、系統金融機関内における体制が整備されてい ること。
- ③ 農業者等の成長性等、事業分野別の業況等又は取引先である農業者等の顧客に関する情報(ニーズの動向)等について、十分に調査・分析・議論した上で、本支所・本支店(事務所)と本部との適切な連携により組織全体でこうした情報等を共有し、営業(取引先である農業者等に対する経営相談等を含む。)及び融資審査の過程で適切に活用していること。また、必要に応じて、営業(取引先である農業者等に対する経営相談等を含む。)及び融資審査の過程で、外部専門家・外部機関等との連携を通じて、農業者等の成長性等を客観的・合理的に評価していること。
- ④ 融資審査の過程で農業者等の成長性等を適切かつ十分に評価することが、融資審査に関する内部規程等に盛り込まれていること。
- ⑤ 農業者等の成長性等を重視した融資等への取組の重要性について、融 資担当者や審査担当者に周知徹底を図るとともに、研修・教育等を通じ、 成長性等を適切に評価する能力の向上に努めていること。

Ⅱ-6-3 監督手法・対応【共通】

系統金融機関による成長可能性を重視した融資等の取組状況について、ヒア

リング及び通常の監督事務等を通じて把握する。

Ⅱ-7 消費者向け貸付けを行う際の留意点

Ⅱ-7-1 意義【共通】

我が国における消費者金融市場を、中長期的に健全な市場として形成する観点から、同市場に おける個人向け貸付け(住宅ローンを除く。以下「消費者向け貸付け」という。)について、金融機関による社会的責任も踏まえた参加が望まれており、個人組合員に対する必要な生活資金等の貸付けを担う系統金融機関においても、同様の対応が望まれる。

一方、系統金融機関が消費者向け貸付けを行う場合、適切な審査や厳しい取立ての防止など、改正貸金業法(平成22年6月完全施行。以下II—6において同じ。)における多重債務の発生抑制の趣旨や利用者保護等の観点を踏まえ、所要の態勢が整備されることが重要である。

また、貸金業者による保証を付した系統金融機関による貸付けには、改正貸金業法第13条の2に規定するいわゆる総量規制等、同法の適用はないが、利用者保護やリスク管理の観点から、本項に規定している所要の態勢整備を図ることが重要である。

Ⅱ-7-2 主な着眼点【共通】

- (1) 改正貸金業法の趣旨を踏まえた適切な審査態勢等の構築
 - ① 借入状況や返済計画、返済実績、年収や資産の状況などを踏まえ、利用者が借入申込額に対して返済能力を有していることを確認する仕組みを審査過程に設けるなど、系統金融機関による貸付けが利用者にとって過剰な借入れとならないよう利用者の実態を踏まえた適切な審査体制が構築されているか。
 - ② 消費者向け貸付けは、信用情報機関の情報を利用した審査や債権管理・回収など特有の手法が存在する。この貸付け手法に伴うリスクを把握し、適切に管理し、経営陣がその状況を理解して必要な指示を行っているか。
- (2) 審査等における第三者が保有する信用情報の利用

消費者向け貸付けの審査や債権管理(以下この項において「審査等」という。) に当たり、借り手消費者の返済能力等に関する信用情報が自組合又は農中に乏 しい場合、これを補う手段として信用情報機関の情報を入手したり、信用保証 機関の保証審査を受けたりする場合がある。

その際、次の点に留意したリスク管理態勢が構築されているか。

- ① 審査等に当たっては、信用保証機関の保証諾否の結果や信用情報機関の情報のみに依存することなく、自ら保有する情報と共に活用することで、 債務者の状況を系統金融機関として適切に判断する態勢が整備されている か。
- ② 貸倒実績率や信用保証機関による代位弁済率の推移等を把握し、信用情報としての保証諾否等の結果の適切性を継続的に検証できる態勢が整備されているか。
- ③ 特に信用保証機関を利用する場合には、当該信用保証機関の財務状況や 保証能力を確認する態勢となっているか。

- ④ 上記②及び③の態勢整備を行うとともに、必要に応じ、信用保証機関や 信用情報機関と保証審査や情報処理の適切性について協議しているか。
- ⑤ 当該信用保証機関や信用情報機関において、適切な保証審査や情報処理 の手続きが規定され、かつ、当該規定に基づき業務が適正に運営される態 勢が整備されていることを確認しているか。

(3) 法令遵守等

① 改正貸金業法の趣旨を踏まえた対応

系統金融機関が消費者向け貸付けを扱う際にあっても改正貸金業法の規制の趣旨を踏まえた上で、利用者保護等の観点から、例えば下記のような態勢を整備しているか。

ア 回収・取立てに関する事項

消費者向け貸付けの回収や取立ての際、人を威迫し、又は人の私生活若しくは業務の平穏を害するような言動をしない態勢を整備しているか。また、代位弁済後の求償権実行の際、信用保証機関による過度の督促や強引な回収が行われないよう、あらかじめ信用保証機関の回収手続を確認するなどの態勢を整備しているか。

イ 苦情等処理態勢

苦情等対処に関する内部管理態勢を確立する際には、債務者のみならず信用保証機関が代位弁済を行った場合の元債務者への対処をも踏まえた態勢としているか。

なお、相談・苦情等の内容に応じ、利用者保護や利用者の生活再建の 観点から、外部機関や地方公共団体等の相談センターや弁護士会等を適 切に紹介するなどの取組みを行うことが望ましい。

② 反社会的勢力との関係遮断

資金使途を問わない消費者向け貸付けの場合であっても、反社会的勢力 との関係を遮断する態勢を整備しているか。また、ヤミ金融からの借入が 判明した利用者に対しては、関係機関に相談するよう指導する態勢を整備 しているか。

④ その他

子会社等(系統金融機関の子会社、子法人等、関連法人等)の信用保証機関の保証を付した貸付けに取り組む場合、当該子会社等の信用保証機関との取引が実質的に同信用保証機関への支援となっており、農協法第11条の9又は農中法第59条(いわゆるアームズ・レングス・ルール)に違反していないか。

Ⅱ-7-3 監督手法・対応【共通】

各種ヒアリング及び検査結果等により、消費者向け貸付けの業務運営体制に問題があると認められる場合には、農協法第93条又は農中法第83条に基づき報告を求めて検証し、検証の結果、業務運営の適切性や利用者保護に重大な問題があると認められる場合には、農協法第94条の2若しくは農中法第85条に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づき必要措置を執るべき旨の命令を

発出することを検討するものとする。

また、検証の結果、経営として、農協法第 11 条の6第2項及び農中法第 57 条第2項、並びに信用事業命令第 15 条及び農中法施行規則第 71 条に規定する「健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置に関する内部規則等(中略)を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備」することを怠っていたことにより、貸付けの回収若しくは取立ての際に人を威迫し、又は人の私生活若しくは業務の平穏を害するような言動を反復継続するなど、重大な法令違反又は公益を害する行為が認められるときは、農協法第 95 条又は農中法第 86 条に基づく業務停止命令を検討する必要があることに留意する。

なお、行政上の判断に当たっては、本監督指針における「信用リスク」、「反社会的勢力による被害の防止」、「与信取引等(貸付契約並びにこれに伴う担保・保証契約及びデリバティブ取引)に関する利用者への説明態勢」、「利用者等に関する情報管理態勢」、「外部委託」、「苦情等への対処(金融ADR制度への対応も含む)」、「系統金融機関に関する苦情・情報提供等」、「子会社等」、「特定信用事業代理業」及び「農林中央金庫代理業」など消費者向け貸付けに関連する監督の着眼点や手法及び対応も十分に踏まえる必要がある。

Ⅱ-8 障がい者等に配慮した金融サービスの提供

Ⅱ-8-1 意義【共通】

系統金融機関は、成年後見制度等の対象でなく意思表示を行う能力がありながら、視覚・聴覚や身体機能の障がいのために金融取引における事務手続等を単独で行うことが困難な者(以下「障がい者等」という。)に対しても、視覚や聴覚に障がいのない者等と同等のサービスを提供するよう配慮する必要がある。

このため、各系統金融機関においては、障がい者等に関する法令等を遵守するとともに、平成22 年8月26 日付で金融庁監督局長が金融機関業界団体等(農中)に対して発出した要請文「視覚障がい者に配慮した取組みの積極的な推進について」に示された「視覚障がい者対応ATMの増設」や「複数の職員の立会いによる視覚障がい者への代筆及び代読の規定化並びに円滑な実施」など、視覚障がい者からの要望等を踏まえた取組を積極的に推進するよう努めることが重要と考えられる。

Ⅱ-8-2 主な着眼点【共通】

(1) 総論

- ① 自組合又は農中の店舗若しくは設備又は取引に係る手続において、障がい者等の金融取引の利便性を向上させるよう努めているか。
 - また、店舗若しくは設備の新設又は新しい手続の導入の場合に、必要に応じて、障がい者等に配慮した仕様を検討しているか。
- ② 系統金融機関が、障がい者等に配慮した取組を推進するにあたっては、 国及び地方自治体などにおける障がい者支援に係る施策を確認し、必要 に応じて、系統金融機関のサービスにおいても利用するなどしているか。
- ③ 障がい者等から系統金融機関に対し、意見(相談、苦情を含む。)が あった場合、それらを踏まえた取組を行うよう努めているか。また、障 がい者等からの意見を完全に実現できない場合であっても、代替策を検 討するなどしているか。

(2) 業務運営態勢等

① 自筆が困難な障がい者等への代筆について

障がい者等のうち自筆が困難な者(以下「自筆困難者」という。)から、口頭で預貯金口座開設等の預貯金取引や融資取引の申込みがあった場合、以下に示す自筆困難者の保護を図ったうえで、代筆を可能とする旨の内部規則を整備し、十分な対応をしているか。

なお、自筆困難者からの当該申込みは「口頭による意思表示」に当たると考えられるため、取引関係書類への代筆は、当該申込みに係る意思表示の範囲内に限られることに留意する必要がある。

ア. 預貯金取引の場合

a. 自筆困難者が、預貯金取引に関して意思表示した内容を次に掲げる者に代筆を依頼した場合、依頼を受けた者による代筆が可能であることを定めているか。

- i) 自筆困難者と同行した者(注1、注2、注3)
- ii) 系統金融機関の職員(複数の職員が確認するものとする。)
 - (注1) 自筆困難者が来店せず、当該者からの依頼を受けたとする 者のみが系統金融機関に訪れた場合、自筆困難者本人に対し て、当該来店者への代理権授与の意思や取引意思を確認する こととしているか。
 - (注2) 自筆困難者が単独で系統金融機関に訪れた場合は、上記 i) の者との再度来店を求めるのではなく、系統金融機関の職員 が代筆することとしているか。
 - (注3) 自筆困難者が、例えばヘルパー等の同行者に、代筆を依頼 する意思がない場合、当該同行者へ代筆を依頼するよう求め るのではなく、系統金融機関の職員が代筆することとしてい るか。
- b. 上記 a. の内部規則等に、少なくとも以下のことを代筆の際の手続として定められているか。
 - i) 自筆困難者の意思表示の内容を記録として残すこと。
 - ii) 親族や同行者が代筆した場合は、系統金融機関の職員が複数で 代筆内容を確認し、確認した事実を記録として残すこと。
 - iii) 系統金融機関の職員が代筆した場合は、複数の職員が確認した うえで、その確認をしたという事実を記録として残すこと。

イ.融資取引の場合

自筆困難者が、融資取引に関して意思表示した内容について、推定相続人や第三者保証提供者など返済義務を承継する可能性のある者(自筆困難者と同行した者に限る。以下「同行推定相続人等」という。)に代筆を依頼した場合、当該依頼を受けた者による代筆が可能とすることを定めているか。

その際、少なくとも以下のことを内部規則に定めているか。

- i) 自筆困難者の意思表示の内容を記録として残すこと。
- ii) 同行推定相続人等が代筆した場合は、系統金融機関の職員が複数 で代筆内容を確認し、確認した事実を記録として残すこと。
- iii) 同行推定相続人等以外の者による代筆を認める場合、複数の職員 が立ち会い確認したうえで、その確認をしたという事実を記録とし て残すこと(注)。
 - (注) 同行推定相続人等がいない場合であっても、そのことのみをもって融資を謝絶すると、自筆困難者の自立した日常生活及び社会生活の確保を困難にさせるおそれがある。

このため、系統金融機関は、自筆困難者の日常生活や社会生活を確保する観点から、公証人制度の利用や弁護士の立会いを求めるなどの解決策を検討することが重要と考えられる。また、当該対応策による融資の際は、系統金融機関の本部等の権限のある役席者が確認する態勢を設けるなど、後において、債務の存否を争うようなトラブルが発生しないよう留意する必要があると考えられる。

② 視覚に障がいがある者への代読について

視覚に障がいがある者から要請がある場合は、系統金融機関の職員が、 当該者に係る取引関係書類を代読する規定及び態勢を整備しているか。 その際、個人情報の漏洩を防ぐとともに、複数の職員が代読内容を確認 し、その確認をしたという事実を記録として残すこととしているか。

③ 本人確認について

本人確認資料として障がい者手帳が利用されている場合は、本監督指針 $\Pi - 3 - 2 - 3$ 利用者等に関する情報管理態勢」を参照する。

④ 情報発信について

障がい者等に配慮した取組を行っている店舗や全盲の利用者も単独で利用できる機能を付加したATM(以下「対応ATM」という。)等の場所や内容(音声誘導システムの有無などを含む。)について、系統金融機関が、障がい者等の視覚・聴覚等で認識されるよう、情報発信に努めているか。

また、障がい者等に配慮した取組を行っている場合、その事例をCSR(本監督指針「II-9CSRについての情報開示等」を参照のこと)事例として積極的に公表することが望ましい。

⑤ 相談苦情対応について

本監督指針「II-3-2-6-2 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立」を参照することとする。

特に、障がい者等から、自立した日常生活及び社会生活を確保することに係る業務に関わる相談苦情等を受けた場合、その改善に向けた検討や取組を行うよう努めているか。

⑥ 研修等について

系統金融機関として、障がい者等に配慮した取組のために整備した態勢の実効性を確保するため、利用者対応を行う全職員に対し、障がい者等に配慮した態勢について研修その他の方策(マニュアル等の配布を含む。)により周知しているか。

(3) 店舗·設備等

- ① 系統金融機関の店舗や設備が、障がい者等に利用されやすい仕様となるように配慮しているか。なお、当該店舗が建物賃借や借地関係にある物件である場合も、障がい者等から要望がある場合は、当該物件の賃貸人や地権者にも協力を仰ぐよう努めているか。
- ② 個々の本支所・本支店(事務所)においても、必要に応じて、障がい 者等の金融取引の利便性を向上させるよう努めているか。
- ③ 特に、視覚障がい者への対応については、例えば、以下のことに努めているか。
 - ア. 対応ATM (振込みが可能なものや暗証番号の変更が可能なものが望ましい。) 並びに画面のコントラスト及び文字が拡大できるもの (大きな画面で、タッチパネルでないものが望ましい。) の設置に配慮しているか。
 - イ. 店舗入口から当該対応ATMまで、視覚障がい者を誘導するブロッ

ク(以下「点字ブロック」という。)を敷くなどの配慮を行っているか(当該店舗が建物賃借や借地関係にある物件である場合は、視覚障がい者からの要望に応じ、所有者等にも配慮を求めるよう努めているか。)。

なお、点字ブロックの設置が、車椅子等の移動の障害になる場合も 想定して、点字ブロックの敷設方法や通路の確保、系統金融機関の職 員等による誘導などを工夫する配慮が必要である。

- ウ. いわゆるコンビニエンスストアなど預貯金取扱金融機関でない者が設置、保有するATMを、系統金融機関が利用する場合に、対応ATMが設置されているかを、定期的に情報入手しているか。特に、視覚障がい者からの要望がある場合は、対応ATMの設置を当該設置または保有する者に、適宜、情報提供するよう努めているか。
- エ.店舗前の道路に敷設された点字ブロックから店舗入口まで、点字ブロックを敷くなどの配慮を行っているか。敷設できない場合は、音声誘導システムの設置を推進するなど、視覚障がい者が一人で来店できるよう配慮しているか。また、道路管理者に店舗へ誘導するための点字ブロック敷設を働きかけるよう努めているか。

なお、点字ブロックの設置が、車椅子等の移動の障害になる場合も 想定して、点字ブロックの敷設方法や通路の確保、系統金融機関の職 員等による誘導などを工夫する配慮が必要である。

- オ. インターネットバンキングやテレフォンバンキング等を行う場合、 視覚障がい者が利用できるようなシステムを構築するなどの配慮を行っているか。
- カ. キャッシュカードや預貯金通帳、取引記録を視覚障がい者にも認識 できるように提供するよう努めているか。

Ⅱ-8-3 監督手法・対応【共通】

障害者差別解消対応指針に基づく取組及び障がい者等に配慮した取組並びにこれら取組を補完する相談苦情処理機能が構築され機能しているかどうかは、利用者保護及び利用者利便の観点も含め、系統金融機関の健全かつ適切な業務運営の基本に関わることから、関係する内部管理態勢は高い実効性が求められる。

当局としては、障がい者等から系統金融機関に対する意見が寄せられた場合、当該系統金融機関に伝え、内部管理態勢の整備状況を確認する。

また、系統金融機関の内部管理態勢の整備状況に疑義が生じた場合には、 必要に応じ、報告(農協法第93条又は農中法第83条に基づく報告を含む。) を求めて検証する。当該整備状況に問題が認められる場合には改善を促すこ ととする。

II-9 CSRについての情報開示等

$\Pi - 9 - 1$ 意義【共通】

- (1) CSR(企業の社会的責任)は、一般的に、企業が多様なステークホルダー(利害関係者)との関係の中で認識する経済・環境・社会面の責任と、それに基づく取組と解されており、それを通じて企業の持続可能性を高めることにその意義があると考えられている。
- (2) 系統金融機関は、メンバーシップによる相互扶助の精神に基づき事業運営が行われているが、金融機関として多様なステークホルダーに対する社会的影響力があるため、系統金融機関にあってもCSRについて情報開示等を行う意義がある。

なお、農協は、経済事業、福祉事業等の総合事業を行っているため、地域において元々CSRに相当する事業活動を行っているという面も存在する。

- (3) 系統金融機関のCSRについては、その取組はもとより、情報開示についても、本来、系統金融機関が自己責任原則にのっとった経営判断に基づき行うものであり、その評価も市場規律の下、利用者を含む多様なステークホルダーに委ねられているものである。
- (4) しかしながら、CSRについての情報開示が分かりやすい形で適時適切に行われることは、利用者が金融機関の中から系統金融機関を選択する際、その系統金融機関及び提供されている金融商品・サービスの持続可能性等を判断する上での有用な情報を得やすくなることにつながると考えられる。そのような観点から、系統金融機関がCSRについての情報開示を行う場合の着眼点を明らかにし、最低限の枠組みを示すことで、利用者にとって有益かつ適切な情報開示を促すこととする。

Ⅱ-9-2 主な着眼点【共通】

系統金融機関のCSRについて、利用者を含む多様なステークホルダーが 適切に評価でき、系統金融機関の利用者の利便性の向上に資するよう、以下 のような点から適切な情報開示がなされているか。

(1) 目的適合性

CSR報告が、経済・環境・社会の各分野にわたる包括的なものであり、 記述内容についても網羅的かつ社会的背景等を反映しているなど、利用者 を含む多様なステークホルダーのニーズに的確に対応するという目的に適 合したものとなっているか。また、適切なタイミングで効果的な開示がな されているか。

(2) 信賴性

CSR報告が、透明性が高いプロセスを通じて作成され、データや情報

が正確かつ中立的で検証可能なものとなっているなど、多くのステークホルダーに受け入れられる信頼性の高いものとなっているか。

(3) 分かりやすさ

CSR報告が、利用者を含む多様なステークホルダーに理解されるよう、可能な限り分かりやすいものとなっているか。また、内容の一貫性が維持されるなど、当該系統金融機関の過去の報告との比較可能性に十分留意したものとなっているか。

Ⅱ-9-3 監督手法・対応【共通】

系統金融機関によるCSRを重視した取組やその情報開示は、系統金融機関が自己責任原則に則った経営判断に基づき任意に行うものであり、上記着眼点を踏まえた報告がなされていない場合においても、監督上の措置を講ずることはない。

ただし、利用者の誤解を招きかねないような、不正確かつ不適切な情報開示を行っている場合については、業務の適切性の観点から検証することとする。

$\Pi-10$ 経営者保証ガイドラインの融資慣行としての浸透・定着等 $\Pi-10-1$ 意義【共通】

農業者等の経営者保証には、農業者等の経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や就農・創業を志す者の起業への取組、保証後において経営が窮境に陥った場合における早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、農業者等の活力を阻害する面もあり、経営者保証の契約時及び履行時等において様々な課題が存在する。

こうした状況に鑑み、農業者等の経営者保証に関する農業者等、経営者及び金融機関による対応についての自主的自律的な準則として経営者保証ガイドラインが定められた。

この経営者保証ガイドラインは、経営者保証における合理的な保証契約の 在り方等を示すとともに主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公 正かつ迅速に行うための準則であり、中小企業団体及び金融機関団体の関係 者が中立公平な学識経験者、専門家等と共に協議を重ねて策定したものであ って、主債務者、保証人及び対象債権者によって、自発的に尊重され、遵守 されることが期待されている。

系統金融機関においては、経営者保証に関し、経営者保証ガイドラインの趣旨や内容を十分に踏まえつつ、農業経営の特殊性にも配慮した適切な対応を行うことにより、経営者保証ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくことが求められており、その取組方針等を公表することが望ましい。

Ⅱ-10-2 主な着眼点【共通】

- (1) 経営陣は、経営者保証ガイドラインを尊重・遵守する重要性を認識し、 主導性を十分に発揮して、経営者保証への対応方針を明確に定めている か。また、経営者保証ガイドラインに示された経営者保証の準則を始めと して、以下のような事項について職員への周知徹底を図っているか。
 - ① 経営者保証に依存しない融資の一層の促進(法人と経営者との関係の明確な区分・分離が図られている等の場合における、経営者保証を求めない可能性等の検討を含む。)
 - ② 経営者保証の契約時の対応(適切な保証金額の設定や、保証契約を締結する場合には、どの部分が十分ではないために保証契約が必要なのか、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか、の客観的合理的理由について、利用者の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行うことを含む。)
 - ③ 既存保証契約の適切な見直し(事業承継時の対応・経営者以外の第三者の個人連帯保証に関する適切な見直し(Ⅱ-11-2(2)参照)を含む。)
 - ④ 保証債務の整理に関する対応(経営者の経営責任の在り方、残存資産の範囲及び保証債務の一部履行後に残存する保証債務の取扱いを含む。)
 - ⑤ その他(経営者保証ガイドラインにより債務整理を行った保証人に関する情報の取扱いを含む。)

- (2) 経営者保証ガイドラインに基づく対応を適切に行うための内部規程やマニュアル(「経営者保証に関するガイドライン」第4項(2)に掲げられている要素を参照の上、可能な限り、資産・収益力については定量的、その他の要素については客観的・具体的な目線を示すことを含む。)、契約書の整備、本部による営業店支援態勢の整備等、必要な態勢の整備に努めているか。
- (3) 主債務者、保証人からの経営者保証に関する相談に対して、適切に対応できる態勢が整備されているか。
- (4) 停止条件又は解除条件付保証契約、ABL等の経営者保証の機能を代替する融資手法のメニューの充実及び利用者への周知に努めているか。
- (5) 主債務者たる農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該農業者等の経営状況等を分析した上で、法人個人の一体性の解消等が図られているか、あるいは、解消を図ろうとしているかを検証するとともに、検証の結果、一体性の解消が図られている等と認められる場合は、経営者保証を求めない可能性等を債務者の意向も踏まえた上で検討する態勢が整備されているか。
- (6) 保証契約を締結する場合には、どの部分が十分ではないために保証契約が必要なのか、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか、の客観的合理的理由についても、利用者の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行う態勢が整備されているか。また、その結果等について、書面又は電子的方法として記録する態勢が整備されているか。
- (7) 保証債務の整理に当たっては、経営者保証ガイドラインの趣旨を尊重し、 関係する他の金融機関、外部専門家(公認会計士、税理士、弁護士等)及 び外部機関(中小企業活性化協議会)と十分連携・協力するよう努めてい るか。
- (8) 定期的かつ必要に応じ、内部監査等を実施することにより、経営者保証ガイドラインに基づく対応が適切に行われていることを確認しているか。また、当該監査等の結果を踏まえ、必要に応じて態勢の改善・充実を図るなど、監査等を有効に活用する態勢が整備されているか。

Ⅱ-10-3 監督手法・対応【共通】

系統金融機関による上記の取組については、主債務者、保証人及び対象債権者がガイドラインに基づく対応に誠実に協力することによって継続的かつ良好な信頼関係が構築・強化されるとともに、各ライフステージにおける農業者等及び就農・創業を志す者の取組意欲の増進が図られ、ひいては系統金

融の実務の円滑化を通じて農業者等の活力が一層引き出され、日本経済の活性化に資するよう、金融機関等による積極的な活用を通じて、本ガイドラインが融資慣行として浸透・定着していくことが重要との政策趣旨に鑑み、適切に取り組む必要がある。

こうした取組態勢や取組状況を踏まえ、各種ヒアリングの機会等を通じ、 ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させるための取組方針等を公表す るよう系統金融機関に促していく。

さらに、監督上の対応として、内部管理態勢の実効性等に疑義が生じた場合には、必要に応じ、報告(農協法第 93 条又は農中法第 83 条に基づく報告を含む。)を求めて検証し、業務運営の適切性、健全性に問題があると認められれば、農協法第 93 条又は農中法第 83 条に基づき報告を求め、又は、重大な問題があると認められる場合には、農協法第 94 条の 2 若しくは農中法第 85 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。

Ⅱ-11 経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融 資慣行の確立等

Ⅱ-11-1 意義【共通】

一般に、多くの農業者等においては、家計と経営が未分離であることや、 財務諸表の信頼性が必ずしも十分でないなどの指摘があることから、こうし た農業者等に対する融資においては、農業者等の信用補完や経営に対する規 律付けの観点から、経営者に対する個人保証を求める場合がある。他方、経 営者以外の第三者の個人保証については、副次的な信用補完や経営者のモラ ル確保のための機能がある一方、直接的な経営責任がない第三者に債務者と 同等の保証債務を負わせることが適当なのかという指摘がある。

また、保証履行時における保証人に対する対応如何によっては、経営者としての再起を図るチャンスのみならず、社会生活を営む基盤すら失わせるという問題を生じさせているのではないかとの指摘があることに鑑み、系統金融機関には、保証履行時において、保証人の資産・収入を踏まえたきめ細かな対応が求められる。

こうした状況に鑑み、「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」(平成22年12月24日:金融庁)において、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立し、また、保証履行時における保証人の資産・収入を踏まえた対応を促進」することとしたところであり、系統金融機関においては、こうした趣旨を十分に踏まえた対応を行う必要がある。

また、民法改正(令和2年4月施行)により、民法第465条の6及び第465条の9において、事業に関与していない第三者による個人保証についての意思確認手続を求めることとされた。系統金融機関においては、前段の趣旨を踏まえて保証契約を締結する際には、民法に定められた意思確認手続を経る必要がある。

なお、一部の農業融資においては、集落営農等の農業経営の特殊性から、 経営者以外の第三者の個人連帯保証が行われており、こうした実態を画一的 に否定するものではない。

Ⅱ-11-2 主な着眼点【共通】

(1) 経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立

個人連帯保証契約については、経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする方針を定めているか。

また、農業融資においては、農業経営の特殊性を踏まえ、融資に際しての保証人の徴求が適切に行われるよう留意しているか。

なお、方針を定める際や例外的に経営者以外の第三者との間で個人連帯保証契約を締結する際には、民法に定められた意思確認手続を経たうえで契約を締結することに加え、必要に応じ、「農業信用基金協会向けの総合的な監督指針」及び「信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について」における考え方を踏まえているか。特に、経営者以外の第三者が、

経営に実質的に関与していないにもかかわらず、例外的に個人連帯保証契約を締結する場合には、当該契約は契約者本人による自発的な意思に基づく申し出によるものであって、系統金融機関から要求されたものではないことが確保されているか。

(参考1)

「農業信用基金協会向けの総合的な監督指針」(抄、平成 28 年 6 月 21 日付け金監第 1770 号・28 経営第 70 号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知)

- Ⅱ 基金協会監督上の評価項目
- 3 業務の適切性
- 3-12 担保・保証人の徴求について
 - (1) 担保の徴求

担保の徴求については、基金協会の設立目的及び制度資金の目的、趣旨等を踏まえ、農業者等の信用補完に資するため、その軽減に努めているか。

(2) 保証人の徴求

保証人の徴求については、担保の徴求の考え方と同様に、その軽減に努めているか。経営者保証については、「経営者保証に関するガイドライン」(平成25年12月5日「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表)を踏まえ、適切に行うよう努めているか。

また、経営者以外の第三者の個人連帯保証については、徴求しない ことを原則とする方針を定めているか。

ただし、その場合にあっても、一部の農業融資においては、集落営 農等の農業経営の特殊性から、経営者以外の第三者の個人連帯保証が 行われており、こうした実態を画一的に否定するものではないことに 留意するものとする。

なお、方針を定める際や例外的に経営者以外の第三者との間で個人連帯保証契約を締結する際には、民法(明治 29 年法律第 89 号)に定められた意思確認手続を経たうえで契約を締結することに加え、必要に応じ、次に掲げる特別な事情による例外の考え方を踏まえ、適切に行われているか。

- イ 実質的な経営権を有している者又は経営者本人の配偶者(当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。)が連帯保証人となる場合
- ロ 経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人 となる場合
- ハ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる 保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業 の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合(ただ し、基金協会から特段の説明を受けた上で協力者等が自発的な意思に 基づき申し出を行った旨が記載され、自署・押印された書面の提出を 受けるなどにより、当該契約について基金協会から要求されたもので

はないことが確認される場合に限る。)

(3) 第三者の保証人から保証解除の相談を受けた場合の態勢 整備 第三者の保証人から保証解除の相談を受けた場合には、保証債務を 負うに至った経緯や保証人の保証能力、生活実態を十分に踏まえて、 適切な対応を行う態勢となっているか。

(参考2)

信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について(抄、平成 18 年 3 月 31 日中小企業庁ウェブサイト)

(前略)中小企業庁では、信用保証協会が行う保証制度(略)について、 平成18年度に入ってから保証協会に対して保証申込を行った案件につい ては、経営者本人以外の第三者を保証人として求めることを、原則禁止と します。

ただし、下記のような特別な事情がある場合については、例外とします。 (中略)

- 1. 実質的な経営権を有している者、営業許可名義人又は経営者本人の配偶者(当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。)が連帯保証人となる場合
- 2. 経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
- 3. 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合(ただし、協力者等が自発的に連帯保証の申し出を行ったことが客観的に認められる場合に限る。)
- (2) 第三者の保証人から保証解除の相談を受けた場合の態勢整備 第三者の保証人から保証解除の相談を受けた場合には、上記意義にある指 摘に鑑み、保証債務を負うに至った経緯や保証人の保証能力、生活実態を十 分に踏まえて、適切な対応を行う態勢となっているか。
- (3) 保証履行時における保証人の履行能力等を踏まえた対応の促進

保証人(個人経営主たる主債務者を含む。)に保証債務(当該主債務者の債務を含む。)の履行を求める場合には、上記意義にある指摘に鑑み、保証債務弁済の履行状況及び保証債務を負うに至った経緯などその責任の度合いに留意し、保証人の生活実態を十分に踏まえて判断される各保証人の履行能力に応じた合理的な負担方法とするなど、きめ細かな対応を行う態勢となっているか。

また、第三者の個人連帯保証の保証履行時等においても、経営者保証ガイドラインは、適用され得るとの点に留意し、必要に応じ、当ガイドラインの活用を検討し、当ガイドラインに基づく対応を行う態勢となっているか($\Pi-10-2$ 参照)。

(注) II - 3 - 2 - 1 - 2 (1)、(2)、(3)、(6)、(7)も参照のこと。

Ⅱ-11-3 監督手法・対応【共通】

系統金融機関による上記取組については、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立し、また、保証履行時における保証人の資産・収入を踏まえた対応を促進する」という政策趣旨に鑑み、適切に取り組む必要がある。また、これらの取組に当たって、適切な説明責任を果たすことも必要である(II-3-2-1参照)。

加えて、事業に関与していない第三者と個人保証契約を締結する際には、民法に定められた意思確認手続を経る必要がある。

こうした取組態勢・取組状況を踏まえ、監督上の対応を検討することとし、 内部管理態勢の実効性等に疑義が生じた場合には、必要に応じ、報告(農協 法第 93 条又は農中法第 83 条に基づく報告を含む。)を求めて検証し、業務運 営の適切性、健全性に問題があると認められれば、農協法第 93 条又は農中法 第 83 条に基づき報告を求め、又は、重大な問題があると認められる場合には、 農協法第 94 条の 2 若しくは農中法第 85 条に基づき業務改善命令又は農協法 第 95 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令の発出を検討するものとする。

Ⅱ-12 金融面における自己改革の実行、継続及び強化

Ⅱ-12-1 自己改革の実行、継続及び強化【共通】

- (1) 組合は、農業者の協同組織であり、担い手をはじめとする農業者のニーズに的確に応え、農業者の所得向上に資する金融サービスの提供を通じて地域農業を発展させていくことが何よりも重要である。
- (2) このため、系統金融機関においては、担い手をはじめとする農業者のニーズを踏まえ、融資やコンサルティング、ビジネスマッチングなどの金融サービスを積極的に提供していく必要があり、さらに、各組合単体では対応が難しいような担い手等からの貸付規模が大きい融資や高度な金融ニーズなどにも対応できるよう系統金融機関全体で連携し対応できるような体制を構築していく必要がある。
- (3) また、平成 26 年 6 月に農林水産業・地域の活力創造本部で決定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」等(以下、(4)及びVIにおいて「活力創造プラン等」という。)において、農中及び信連は、「豊富な資金を農業・食品産業の発展(特に農業・農村の所得倍増)に資するよう、全農等とも連携して積極的に活用すること」とされており、農中及び信連においては、融資だけでなく、出資等の様々な形態で、農業及び食品産業の発展のために、それらの資金の積極的な活用を期待されている。
- (4) さらに、活力創造プラン等において、農協が農産物の有利販売や生産資材の有利調達に最重点を置いて事業運営を行えるようにするためには、地域における金融サービスを維持しつつ、単位農協の経営における金融事業の負担やリスクを極力軽くし、人的資源等を経済事業にシフトできるようにすることが必要であり、このため系統金融機関は、代理店方式の活用を積極的に進めることとされている。
- (5) 引き続き、金融面における自己改革の継続及び強化を図っていくためには、系統金融機関において、以下の自己改革実践サイクルが構築されることが重要である。
 - ① 系統金融機関として、農業者向けの事業融資の強化や関連産業への投 融資等に向けて、目標及びその設定の考え方、具体的な取組内容などを 示す中長期的な戦略を策定する。
 - ② ①を踏まえ、農中、信連、農協において、それぞれ、農業及び関連産業向けの投融資活動等について目標を設定し、具体的な行動内容等を定める個別計画を策定する。
 - ③ その個別計画に基づき具体的アクションを実行し、その実績や取組状況について、中長期的な戦略等との比較及び分析を含め、組合員等に丁寧に説明し、更なる活動等を進めるため、個別計画への反映を行う。
 - ④ 農中において、金融環境の急速な変化に対応できる態勢を強化すると ともに、農協から実績や取組状況の定期的な報告を求め、農協に対して 融資の審査等に必要な貸出システムの導入といった支援や目標達成のた

めに必要な助言等を行う。

(6) 行政庁は、系統金融機関において自己改革実践サイクルが構築されることを前提として、指導・監督等を行う。

Ⅱ-12-2 自己改革実践サイクルの構築

Ⅱ-12-2-1 意義【共通】

農業者の所得向上を図るためには、担い手をはじめとする農業者のニーズを踏まえ、系統金融機関を含めた地域の関係者が連携しながら農業者の経営努力を積極的に支援していくことが重要である。併せて、地域農業と食品産業をはじめとする関連産業との結びつきを踏まえ、それらが相互に発展する好循環をつくることも重要である。

その際、地域の情報ネットワークの要であり、人材やノウハウを有する系統金融機関が、金融仲介機能を十分に発揮し、農業者向けの事業融資の強化や関連産業への投融資等に戦略的に取り組み、国産農産物の利用促進や高付加価値化、生産資材コストの効率化、流通コストの効率化や流通の高度化、ICT技術等を活用した技術開発、輸出等の販路開拓などを進め、生きた資金の循環サイクルを地方で作っていくことが求められるといえる。

これを効果的に進めるためには、系統金融機関が自己改革実践サイクルを構築し、組織として体系的かつ継続的に自己改革を進め、利用者のニーズにより一層的確に応えていくことが必要である。

Ⅱ-12-2-2 主な着眼点【共通】

- (1) 中長期的な戦略の策定(Ⅱ-12-1(5)①)については、
 - ① 農業及び関連産業の実態や投融資等の実績を踏まえつつ、II -12-2-1に記す自己改革実践サイクルの構築の意義に即して、自己改革の具体的な取組内容を示すものとなっているか。
 - ② 農中、信連、農協が目標の設定及び個別計画の策定を行う上で必要となる具体的な指針を示すものとなっているか。
 - ③ 進捗状況を適切に把握するものとなっているか。
- (2) 目標の設定及び個別計画の策定(Ⅱ-12-1(5)②) については、農中、 信連、農協において、それぞれ、
 - ① 農業及び関連産業の実態や投融資等の実績を踏まえつつ、中長期的な戦略の考え方や内容に即したものとなっているか。
 - ② 実施手法が明確であり、実行に必要な組織態勢が整えられているか。
 - ③ 進捗状況を適切に把握し、実績や取組状況について中長期的な戦略等と の比較及び分析を行うことが可能なものとなっているか。
- (3) 具体的なアクションの実行及び個別計画への反映 (II-12-1(5)③) については、年度当初に策定した個別計画に基づき具体的なアクションを着

実に実行するとともに、当年度の実績や取組状況について中長期的な戦略等との比較及び分析を行い、会員及び組合員等へ丁寧に説明した上で、次年度等の計画策定を行っているか。さらに、農協においては、組合員数が多数に上ることから、例えば、理事会のほか、集落座談会や地区別協議会などの会合や組合員組織である生産部会、戸別訪問の機会等の活用により、丁寧に説明しているか。

- (4) 定期的な報告並びに必要な支援及び助言等(Ⅱ-12-1(5)④) については、農中において、農協の実績や取組状況について決算期毎に適時の報告を受けているか。また、農協に対して融資の審査等に必要な貸出システムの導入といった支援を行うなど農協のニーズや実態をくみ取った実践的な支援及び助言等を行っているか。
- (5) 各農協が、自己改革として農産物の有利販売と生産資材の有利調達に最重点を置いて事業運営を行う中で、地域における金融サービスを維持しつつ金融事業の負担やリスクを極力軽くし人的資源等を経済事業にシフトできるようにするための選択肢としての代理店方式の活用について十分に考慮されているか。

Ⅱ-12-2-3 監督手法・対応【共通】

- (1) 行政庁は、中長期的な戦略の策定(Ⅱ-12-1(5)①)に当たっての助言、 具体的アクション(Ⅱ-12-1(5)③)のヒアリング等を行いつつ、系統金 融機関に対し、農業及び関連産業向けの投融資等の実績について報告を求 め、進捗状況等を把握し、見直し等が求められる場合には、追加ヒアリン グ等を行い必要な措置を検討し、実施する。また、他の組合の参考となる 取組についてはこれを広く周知する。
- (2) また、必要に応じて、行政庁としても、担い手等が系統金融機関の自己 改革の取組をどのように評価しているのかなどについて調査し、組合に取組の改善を促す。

- Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点
- Ⅲ-1 一般的な事務処理
- Ⅲ-1-1 監督事務の流れ
- Ⅲ-1-1-1 一般的な監督事務の流れ【共通】

系統金融機関の監督に当たっての一般的な事務の流れは以下のとおり。

情報の収集

〔情報源の具体例〕

- ① 検査結果
- ② 系統金融機関からの報告資料(財務情報、行政報告資料等)
- ③ 経営管理委員、理事、監事、担当者等からのヒアリング内容
- ④ 公開情報(開示資料、報道等)
- ⑤ 利用者からの苦情、投書等
- ⑥ 他の金融機関、関係機関、業界団体等からの情報
- ⑦ その他系統金融機関の経営に関し入手した一切の情報

情報の整理・分析

- ・データベース(各系統金融機関別)の整備
- ・当該系統金融機関の経営状況に関する多面的な分析・評価



問題点の的確な把握

- |・分析結果に基づく当該系統金融機関の問題点の的確な把握
- ・必要に応じ、報告徴求命令に基づく事実確認



問題点の改善促進 (必要に応じ) 監督上の措置

- |・当該系統金融機関に対する問題点の指摘
- 改善に向けた取組の促進





- ― 改善方策に関する報告徴求命令
- 業務改善命令、早期是正措置
- 業務停止命令、役員の改選(農中にあっては役員等の解任)命令、 解散命令等



- ・問題点の改善状況のフォローアップ
- ・なお、改善が図られない場合には、更なる監督上の措置も検討
- ・十分な改善措置が講じられたと認められた場合は、業務改善計画の履行 状況の報告義務を解除

Ⅲ-1-1-2 主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール【共通】

(1) 内容

主なオフサイト・モニタリングは、別紙1の年間スケジュールを目途に 行うものとする。

各時点の具体的な事務は、都度、行政庁から示すものとする。

なお、都道府県がオフサイト・モニタリングを実施する場合において、 全国的な視点で農協指導を行うために必要である具体的な事務は、都度、 農林水産省から提示するものとする。

また、農林水産省は、具体的な事務を提示するために必要な農協の財務会計情報や信用リスク、市場リスク、流動性リスク等リスク情報等について、都道府県から報告を求めるとともに、必要に応じ、リスク管理の観点から重要となる分野や課題を抽出した上で、都道府県に対し農協監督に関する指導・助言を行うものとする。

(2) 定期的なヒアリング

オフサイト・モニタリングの一環として、以下に掲げるヒアリングを定期的に実施することを原則とするが、行政庁においては、効率的・効果的に行うよう努めるものとする。

なお、ヒアリングの実施時期は別紙1を目途に行うこととするが、必要 に応じ、臨機のヒアリングを実施することとする。

① 総合的なヒアリング

総合的なヒアリングにおいては、決算状況を踏まえ、収益管理体制の整備や業務再構築に向けた取組状況、経営管理の状況及び地域密着型金融への取組状況等についてヒアリングを実施することとする。

② トップヒアリング

トップヒアリングにおいては、系統金融機関の経営者に対して、当該系統金融機関の経営戦略及び経営方針、リスク管理に関する認識、地域密着型金融への取組方針、経営上の重要課題、経営管理委員会、理事会などの機能発揮の状況等に関しヒアリングを行うこととする。

③ 内部監査ヒアリング等

系統金融機関のリスク管理やコンプライアンスの状況等について、内部監査部門から、年1回ヒアリングを実施することとする。その際、内部監査の体制、監査計画の立案状況、内部監査の実施状況、問題点の是正状況、今後の課題等についてヒアリングすることとする。また、特に必要があると認められる場合には、監事に対してもヒアリングを実施することとする。

④ 上半期末における財務内容ヒアリング

系統金融機関は法令上中間決算が義務付けられていないが、必要に応じ、系統金融機関が自ら実施する半期情報開示の状況等をヒアリングすることにより、上半期末における財務内容や財務上の課題を把握するとともに、収益管理態勢の向上に向けた取組等を促すこととする。

(3) 個別系統金融機関に関するデータベースの整備

系統金融機関台帳については、信連(北海道信連を除く。)に関するデータベースは、農政局経営・事業支援部経営支援課が、農中及び北海道信連に関するデータベースは、農林水産省経営局金融調整課が、様式・参考資料編 様式III-1-4(1) i からivまでにより毎年6月末日現在にて作成するものとし、当該系統金融機関に関し参考となるべき資料等を適宜添付するものとする(以下III-1において「系統金融機関台帳等」という。)。また、モニタリングの結果等により特筆すべき事項が生じた場合や仮決算を経たこと等により内容に大幅な変更が生じた場合には、その都度、改訂を行うものとする。

ただし、各農政局の創意工夫による様式の変更、項目の追加を妨げるものではない。

なお、都道府県は、様式・参考資料編 様式III-1-4(1) i からivまで に準じて当該都道府県が所管する農協に関するデータベースを整備することが望ましい。

データベース化が困難な場合には、都道府県は、農業協同組合台帳(様式・参考資料編 様式III-1-4(1)v参照)を各農協の決算日の3か月後に属する月の末日現在にて作成するものとする。

オフサイトモニタリングの主な年間スケジュール (農協)

(別紙1)

	決算等、	主な行政庁報告		柳学春周など屋。の子	分析、評価、ヒアリング、フィードバック	
	ディスクロージャー	財務会計情報	リスク情報	都道府県から国への主 なリスク情報等の報告	財務会計情報、総合的な ヒアリング等	リスク情報等
4月			流(月次:翌月15日)	流(月次:翌月末日)	・内部監査ヒアリング	^
5月		経営概況調査 (決算ヒアリング資料)	流(月次) 市(半期:翌々月15日) 信(半期:翌々月15日)	流(月次) 市(半期:翌々月末) 信(半期:翌々月末)	・総合的なピアリング(決算分析を 含む、6月末まで) ・各農協のデータベースの整備	・分析 ・フィードバック 国と都道府県 で密な車携
6月	総会		流(月次)	流(月次) ・リスク管理債権等調査 ・経営概況調査(決算ヒア リング資料)	国と都道府県で密な連携 (8月まで)	(で名がお里)
7月	ディスクロ誌	業務報告書	流(月次)	流(月次)	・トップヒアリング(9月まで) 	
8月			流(月次)	流(月次)		
9月	9月末 (中間·仮決算)		流(月次)	流(月次)	\	
10月			流(月次)	流(月次)		
11月		経営状況確認調査 (中間決算調査)	流(月次) 市・信(半期)	流(月次) 市・信(半期) ・経営状況確認調査(中間 決算調査)	・上半期末における財務内容とアリング(12月まで)	
12月	ディスクロ誌(半期)		流(月次)	流(月次)	国と都道府県で密な連携 (適亩)	
1月			流(月次)	流(月次)		
2月			流(月次)	流(月次)		
3月	決算		流(月次)	流(月次)	V	\

注1 リスク情報報告欄の「信」は信用リスク、「市」は市場リスク、「流」は流動性リスクである。 2 内部監査ヒアリングについては、4月以外の時期に行うことを妨げない。 3 農協のリスク情報のうち5月及び11月の「市(半期)」・「信(半期)」については、経営概況調査(決算ヒアリング資料)及び経営状況確認調査(中 間決算調査)に合わせて徴求するものとする。 4 本表は、3月末決算の農協をモデルとしたスケジュールである。また、当該年間スケジュールは適宜変更を行うことがあり得る。 5 都道府県等においては創意・工夫により、オフサイドモニタリング業務の効率的・効果的な実施に努めることが望ましい。

オフサイトモニタリングの主な年間スケジュール (信連)

(別紙1)

	決算等、	主な行政庁報告		分析、評価、ヒアリング、フィードバック	
	ディスクロージャー	財務会計情報	リスク情報	財務会計情報、総合的な ヒアリング等	リスク情報等
4月		決算速報	流(月次:翌月10、20日) 統(月次) 市(月次)	・内部監査ヒアリング	^
5月		経営概況調査 (決算ヒアリング資料)	統・市・流(月次) 市(四半期) 信(四半期、半期、年次)	総合的なよアリング(決算分析を含む、6月末まで)・各信車のデータベースの整備	・分析 ・フィードバック
6月	総会		統・市・流(月次)	V	
7月	ディスクロ誌	業務報告書	統・市・流(月次)	・トップヒアリング(9月まで)	
8月			統・市・流(月次) 市・信(四半期)		
9月	9月末 (中間·仮決算)		統・市・流(月次)	\	
10月		仮決算速報	統・市・流(月次)	・上半期末における財務内容ピアリング(12月まで)	
11月		経営状況確認調査 (中間決算調査)	統・市・流(月次) 市・信(四半期) 信(半期、年次)	\	
12月	ディスクロ誌 (半期)		統・市・流(月次)		
1月			統・市・流(月次)		
2月			統・市・流(月次) 市・信(四半期)		
3月	決算		統・市・流(月次)		

注1 リスク情報報告欄の「信」は信用リスク、「市」は市場リスク、「流」は流動性リスクである。 2 内部監査ヒアリングについては、4月以外の時期に行うことを妨げない。 3 当該年間スケジュールは適宜変更を行うことがあり得る。 4 各農政局等においては創意・工夫により、オフサイドモニタリング業務の効率的・効果的な実施に努めることが望ましい。

オフサイトモニタリングの主な年間スケジュール (農林中金)

(別紙1)

	決算等、	主な行政庁報告		分析、評価、ヒアリング、フィードバック	
	ディスクロージャー	財務会計情報	リスク情報	財務会計情報、総合的な ヒアリング等	リスク情報等
4月			流(月次:翌月10、20日) 統(月次) 市(月次)	・内部監査ヒアリング	^
5月		決算速報 (決算状況表:45日以内) 日計表等(20日以内(3,9月分は45日以内))	市(四半期)	・総合的ゲッとアリング(決算分析を含む)・データベースの整備	・分析 ・フィードバック
6月	総会	日計表等 経営実態報告(3月以内)	統・市・流(月次)	・トップヒアリング	
7月	ディスクロ誌	業務報告書 日計表等	統・市・流(月次)		
8月		日計表等	統・市・流(月次) 市・信(四半期)		
9月	9月末 (中間·仮決算)	日計表等	統・市・流(月次)		
10月			統・市・流(月次)	・上半期末における財務内容ヒアリング	
11月		日計表等	統・市・流(月次) 市・信(四半期) 信(半期、年次)		
12月	ディスクロ誌(半期)	日計表等 経営実態報告	統・市・流(月次)		
1月		日計表等	統・市・流(月次)		
2月		日計表等	統・市・流(月次) 市・信(四半期)		
3月	決算	日計表等	統・市・流(月次)		<u></u>

注1 リスク情報報告欄の「信」は信用リスク、「市」は市場リスク、「流」は流動性リスクである。 2 内部監査ヒアリングについては、4月以外の時期に行うことを妨げない。 3 当該年間スケジュールは適宜変更を行うことがあり得る。

Ⅲ-1-2 監督部局間における連携【共通】

- (1) 農林水産本省と農政局及び金融庁と財務局との連携
 - ① 農協法施行令第59条第1項の規定に基づき農林水産大臣の権限のうち 農政局長に委任されている権限以外の権限に係る認可又は承認等の申請 があったときは、農政局長は、事情を調査の上、その意見を付して、農 林水産大臣に進達することとするほか、信連に関しては、参考となる情 報があれば、適宜、農林水産省経営局金融調整課に情報提供するなど、 密接な連携に努めるものとする。
 - ② 農協法第98条第13項又は再編強化法第43条第3項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち農協法施行令第59条第2項又は再編強化法施行令第10条の規定に基づき財務局長に委任されている権限以外の権限に係る認可又は承認等の申請があったときは、財務局長は、事情を調査の上、その意見を付して、金融庁長官に進達することとするほか、信連に関しては、参考となる情報があれば、適宜、金融庁監督局総務課協同組織金融室に情報提供するなど密接な連携に努めるものとする。
 - ③ 農政局長又は財務局長は、農協法第93条に基づき報告徴求命令(検査終了後のフォローアップに係る報告徴求命令は除く。)を発出したときは、遅滞なくその結果を農林水産省経営局長及び金融庁長官に報告するものとする。

(2) 農林水産本省と金融庁との連携

系統金融機関に係る認可又は承認等に当たっては、農林水産省経営局金融調整課及び金融庁監督局総務課協同組織金融室は相互に情報提供する等密接な連携に努めるものとする。

(3) 農政局と財務局の連携

農政局(沖縄総合事務局農林水産部を含む。)及び財務局(沖縄総合事務局財務部を含む。)は、通常の監督業務を行うに当たっては、相互に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。

(4) 国と都道府県との連携

国及び都道府県は、それぞれ所管する系統金融機関の監督上必要な情報 を提供するなど、密接な連携に努めるものとする。

Ⅲ-1-3 検査部局等との連携【共通】

検査部局及び貯金保険機構との連携を以下のとおり行うものとする。

Ⅲ-1-3-1 検査・監督連携会議の開催【共通】

(1) オフサイト・モニタリングを行う監督部局は、オンサイト・モニタリングを行う検査部局とともに、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図り、実効性の高い系統金融監督を実現するために検査・監督連携会議を

開催することとする。

本会議は、原則として事務年度の開始に当たり開催するほか、必要に応じて、適宜開催することとする。

- (2) 本会議において監督部局は、検査部局に対して、系統金融機関の経営状況全般、当面の監督課題、規制の創設・改廃など検査に当たって必要な情報の提供を行うとともに、検査部局より、新事務年度の「検査基本方針及び基本計画」について説明を受けるものとする。
 - (注) 必要に応じ、監督指針III 1 3 2 に掲げる事項を参考に説明を 行うものとする。
- (3) なお、本会議の運営については、検査・監督事務の状況を踏まえ弾力的に行うことにより、効率的、効果的な実施に努めるものとする。

Ⅲ-1-3-2 検査部局による検査着手前【共通】

検査着手に当たって、監督部局は、検査担当者に対し、系統金融機関の現 状等(注1)についての説明(注2)を行うものとする。

(注1) 系統金融機関の現状等

- ① 合併等の経営再編に伴うシステム統合等を予定している系統金融機関の検査については、経営再編のスケジュール等について説明を行うものとする。
- ② 系統金融機関の現状等についての説明に当たっては、以下の事項の 説明を行うものとする。
 - ア 前回検査から当該時点までの当該系統金融機関の主な動き (他の 系統金融機関等との連携、増資、役員の交替等)
 - イ 直近決算の分析結果
 - ウ リスク情報等に係るオフサイト・モニタリングに関する分析結果
 - エ 各種ヒアリングの結果
 - オ 監督上の措置(報告徴求、行政処分等)の発動及びフォローアップの状況
 - カ 監督部局として検査で重視すべきと考える点
 - キ その他

(注2) 検査担当者へ説明する監督部局

- ① 信連及び農中に対する検査における検査担当者に対する説明部局は、 以下のとおりとする。
 - ア 財務局の検査担当者に対する説明部局は、当該財務局理財部金融 監督第二課
 - イ 農林水産省大臣官房検査・監察部の検査担当者に対する説明部局 は、信連(北海道信連を除く。)に関しては農政局経営・事業支援部

経営支援課、農中及び北海道信連に関しては農林水産省経営局金融 調整課

- ウ 金融庁検査局の検査担当者に対する説明部局は、金融庁監督局総 務課協同組織金融室
- ② 農協に対する検査のうち、農協法第98条第1項による知事の要請に 応じて、農林水産省、金融庁又は沖縄総合事務局が行う検査における 農林水産省、金融庁又は沖縄総合事務局の検査担当者に対する説明部 局は、当該都道府県農協金融監督部局とする。

Ⅲ-1-3-3 検査部局による検査結果通知後【共通】

(1) 農協

検査書(金融庁においては「検査結果通知書」。以下同じ。)の交付日と原則として同日付けで、都道府県は、農協に対し、農協法第 93 条(「貯金口座名寄せのためのデータ整備、付保貯金と非付保貯金の区分管理、貯金等の変動データ(入出金明細ファイル)作成のためのシステム整備等、相殺・貯金等債権の買取り(概算払)の準備(手順書・マニュアルの整備等)」の状況等(以下「付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等」という。)の指摘がある場合については、農協法第 93 条及び貯保法第 116 条)に基づき、当該検査書において指摘された事項についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他を取りまとめた報告書を 1 か月以内(必要に応じて項目ごとに短縮するものとする。)に提出することを、農協法第 93 条に基づき求めるものとする(様式・参考資料編 様式III - 1 - 3 - 3(1)参照)。

ただし、検査書の中に、以下①から③に記載するような重大な指摘がある場合には、必要に応じ、以下(3)(注1)の説明を踏まえ、個々に適切かつ十分な報告事項を定めるよう、①から③の各号に記載する着眼点の例示に留意しつつ、十分検討したうえで報告を求めることとする。

- ① 検査書の中に、リスク管理態勢に関する重大な指摘がある場合 上記の改善・対応策の中で、リスクを正確に認識するための方策に 加え、そのリスクを適正に制御するための方策及びこれらを効果的に 実施するための態勢整備(内部監査態勢も含む。)についても併せて報 告を求めるものとする。
 - ア 信用リスクの場合には、例えば、個別債権の適正なプライシング、 適正なポートフォリオ構造の構築に向けた取引方針の設定、債権流 動化やクレジットデリバティブの活用、信用リスクデータベースの 活用等によるリスク管理態勢の強化等。
 - イ システムリスクの場合には、例えば、セキュリティ管理体制の整備や内部監査態勢の強化等。特に、合併等の経営再編に伴うシステム統合リスクの場合には、当該システム統合等の計画を的確に履行するための方策、システム統合リスクに係る内部管理態勢(内部監査を含む。)等。
- ② 検査書の中に法令等遵守態勢に関する重大な指摘がある場合

上記の改善・対応策の中で、特定の問題事例の発生原因を分析している場合には、内部管理態勢上の問題点も含めて報告を求める。また、今後の対応については、効果的な内部けん制機能(内部監査態勢を含む。)の整備、必要に応じ外部けん制機能の効果的な活用、それらを実施する責任の所在の明確化、有効性のフォローアップ態勢等も視野に入れた報告を求めるものとする。

- ③ 検査書の中に、特に以下の項目について、重大な指摘がある場合 ア 自己査定と検査結果との格差が大きい場合には、発生原因分析等 について特に詳細な報告を求めるものとする。
 - イ 検査結果による自己資本比率の低下が著しい場合には、当該検査 結果が、原則として検査結果通知後の一番早い決算(業務報告書に おける財務諸表をいう。)に適正に反映されているか厳正に検証する ための報告を求めるものとする。

その際、検査結果の内容に応じ重要な事項(例えば、引当率の算定方法、大口債務者の債務者区分等)については検査結果と決算を対比させ、その差異の合理的な説明を求めるとともに、必要に応じ、検査結果の決算への適正な反映状況に関する監査法人等の見解を文書で添付することを求める。

なお、この部分の報告期限は、原則として当該決算に関する業務報告書の提出期限とする。

(注) 農協の決算は、当該農協が自己責任で作成し、監査法人等の 監査を受けるべきものであり、当局が事前に指示・関与等する ことはなく、その権限もないことに留意する必要がある。また、 農協からの報告書の提出により、当該農協に当局が決算につい て了承したとの認識を与えないよう留意する必要がある。上記 イの取扱いは、あくまで検査結果が決算に適正に反映されてい るか否かを厳正に検証するという範囲にとどまるものである。

(2) 信連・農中

検査書の交付日と原則として同日付けで、農林水産省又は金融庁は、信連・農中に対し、農協法第 93 条又は農中法第 83 条 (付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等の指摘がある場合については、農協法第 93 条及び貯保法第 116 条、以下(5)及びⅢ-1-3-4(1)、(4)において同じ。)に基づき、当該検査書において指摘された事項(預貯金口座名寄せのためのデータ整備状況等の指摘事項を含む。)についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他を取りまとめた報告書を1か月以内(必要に応じ、項目ごとに短縮するものとする。)に提出することを、農協法第 93 条又は農中法第 83 条に基づき求めるものとする(様式・参考資料編 様式Ⅲ-1-3-3(1)参照)。

ただし、検査書の中に、上記(1)①から③(農中にあっては、上記(1)③イの「検査結果による自己資本比率の低下が著しい場合には、」とあるのは「検査結果による自己資本比率又はレバレッジ比率の低下が著しい場合には、」と読み替えるものとする。)に記載するような重大な指摘がある場

合には、必要に応じ、以下(3)(注1)の説明を踏まえ、個々に適切かつ十分な報告事項を定めるよう、上記(1)①から③に記載する着眼点の例示に留意しつつ、十分検討したうえで報告を求めることとする。

共同検査(農林水産省と農林水産省以外の機関が共同して行う検査)の場合の農協法第93条の報告徴求命令の発出及び報告の受理(以下「発出等」という。)の担当部局は、以下のとおりとする。

- ① 信連(北海道信連を除く。)
 - 農政局経営・事業支援部経営支援課及び財務局理財部金融監督第二課 (ただし、検査指摘事項又は報告徴求事項によっては、相手方の同意の 下、発出等の権限を単独で行使することを妨げない。)
- ② 北海道信連

農林水産省経営局金融調整課及び北海道財務局理財部金融監督第二課 (ただし、検査指摘事項又は報告徴求事項によっては、相手方の同意の 下、発出等の権限を単独で行使することを妨げない。)

- ③ 農中
 - 農林水産省経営局金融調整課及び金融庁監督局総務課協同組織金融室 (ただし、検査指摘事項又は報告徴求事項によっては、相手方の同意の 下、発出等の権限を単独で行使することを妨げない。)
- (3) 検査書の交付後、上記(1)又は(2)の報告書の提出を受ける前(注1)に、 検査書の担当者等(注2)から、検査書の内容及び背景について説明を受けるものとする。
 - (注1)上記(1)又は(2)のただし書の規定に基づき、必要に応じ、個々に 適切かつ十分な報告事項を定める場合には、上記(1)又は(2)の報告 を求める前に、担当者等からの説明を受けるものとする。
 - (注2) 原則として、検査責任者(金融庁及び財務局にあっては審査担当者)とするが、立入りを行った検査担当者(金融庁及び財務局にあっては主任検査官等)の同席が可能な場合には、必要に応じ、その同席を求めることができるものとする。(4)において同じ。
- (4) 上記(1)又は(2)の報告書が提出された段階で、系統金融機関から十分なヒアリングを行うものとする。ヒアリングに当たっては、検査部局とも緊密な連携を図るものとし、検査書の担当者等の出席を原則として確保するものとする。また、付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等に係るヒアリングに当たっては、貯保法第117条に基づく立入検査の検査内容(「農水産業協同組合貯金保険機構による立入検査(貯保法第117条第6項第2号)の検査内容」)も参考にするものとする(様式・参考資料編 資料2参照)。
- (5) 検査結果及び農協法第93条又は農中法第83条に基づく報告書の内容等により、法令等遵守態勢又はリスク管理態勢の改善に一定の期間を要すると認められる場合や、付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等につい

て、システム開発の進捗状況、データ整備の進捗状況及び手順書・マニュアル整備の進捗状況(以下「各種進捗状況」という。)の改善に一定の期間を要すると認められる場合には、農協法第93条又は農中法第83条に基づき次回検査までの間定期的に報告を求めるものとする。

また、正当な理由がないにもかかわらず当該系統金融機関の自己査定と検査結果の格差が大幅に認められる場合や検査結果が決算に適正に反映されていない場合など自主的な改善努力に委ねたのでは当該系統金融機関の法令等遵守態勢やリスク管理態勢の整備に支障を来すと認められる場合や、付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等について、自主的な改善努力に委ねたのでは当該系統金融機関の各種進捗状況の改善に支障を来すと認められる場合には、農協法第94条の2若しくは農中法第85条に基づく業務改善命令(付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等については、農協法第94条の2若しくは農中法第85条に基づく業務改善命令及び貯保法第60条の3第2項に基づく是正命令。以下この項及びⅢ−1−3−4(4)において同じ。)又は農協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

- (6) 農政局経営・事業支援部経営支援課は農林水産省経営局金融調整課、財務局理財部金融監督第二課は金融庁監督局総務課協同組織金融室との十分な連携により、これらの事務を行うものとする。また、財務局理財部金融監督第二課における金融庁検査局との連携については財務局検査担当課を通じて行うものとする。
- (7) また、都道府県農協金融監督部局は、当該都道府県の検査部局との十分な連携により、これらの事務を行うものとする。

Ⅲ-1-3-4 貯金保険機構が行う検査との連携【共通】

貯金保険機構が貯保法に基づき実施した検査の検査結果通知事項に対する 改善状況等の報告については、以下のとおり行うものとする。

- (1) 貯金保険機構が被検査系統金融機関に対し付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等の検査又は保険料検査の検査結果を通知した旨の通知を貯金保険機構から受理後速やかに、対象系統金融機関に対し、当該通知書において指摘された事項(保険料検査においては、単純な計算ミスを除く。)についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他を取りまとめた報告書を1か月以内(法令違反の状態が継続しているとの指摘を受けた場合には2週間以内)に提出することを、必要に応じ、農協法第93条及び貯保法第116条又は農中法第83条及び貯保法第116条に基づき求めるものとする(様式・参考資料編 様式Ⅲ-1-3-4(1)参照)。
- (2) 上記(1)の報告書が提出された段階で、系統金融機関から十分なヒアリングを行うものとする。ヒアリングに当たっては、貯金保険機構とも緊密な

連携を図るものとし、貯保法第117条に基づく立入検査の検査内容(「農水産業協同組合貯金保険機構による立入検査(貯保法第117条第6項第2号)の検査内容」)を参考にするとともに、貯金保険機構の出席を原則として確保するものとする。(様式・参考資料編 資料2参照)

- (注) 貯金保険機構が報告書を共有しヒアリングに同席することについて、あらかじめ系統金融機関に同意を得るものとする。
- (3) 貯金保険機構から、保険料検査において法令違反の状態が継続しているという指摘を受け、貯金保険機構の検査結果並びに農協法第93条及び貯保法第116条又は農中法第83条及び貯保法第116条に基づく報告書の内容等により、監督当局において問題ありと判断した場合には、農協法第94条の2若しくは農中法第85条に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。
- (4) 貯金保険機構から、保険料検査において系統金融機関の法令等遵守態勢に関する指摘を受け、又は付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等の検査において各種進捗状況に問題があるとの指摘を受け、貯金保険機構の検査結果並びに農協法第93条及び貯保法第116条又は農中法第83条及び貯保法第116条に基づく報告書の内容等により、当該法令等遵守態勢又は各種進捗状況の改善に一定の期間を要すると認められる場合には、農協法第93条及び貯保法第116条又は農中法第83条及び貯保法第116条に基づき期限を定めて報告を求めるものとする。その結果、自主的な改善努力に委ねたのでは当該系統金融機関の各種進捗状況の整備に支障を来すと認められる場合には、農協法第94条の2若しくは農中法第85条に基づく業務改善命令又は農協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

Ⅲ-1-3-5 預金保険機構が行う検査との連携【共通】

- (1) 預金保険機構が振り込め詐欺救済法に基づき実施した検査の検査結果通知事項に対する改善状況等の報告について以下のとおり行うものとする。
 - ① 預金保険機構が被検査系統金融機関に対し、犯罪利用預金口座等に係る預金等債権の消滅手続や、被害回復分配金の支払い手続等の検査結果を通知した旨の通知を預金保険機構から受理後速やかに、対象系統金融機関に対し、当該通知書において指摘された事項についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他を取りまとめた報告書を1か月以内(法令違反の状態が継続しているとの指摘を受けた場合には2週間以内)に提出することを、必要に応じ、農協法第93条及び振り込め詐欺救済法第35条又は農中法第83条及び振り込め詐欺救済法第35条に基づき求めるものとする(様式・参考資料編 様式Ⅲ-1-3-4(1)参照)。
 - ② 上記①の報告書が提出された段階で、系統金融機関から十分なヒアリ

ングを行うものとする。ヒアリングに当たっては、預金保険機構とも緊密な連携を図るものとし、預金保険機構の出席を原則として確保するものとする。

- (注1)預金保険機構が報告書を共有しヒアリングに同席することについて、あらかじめ系統金融機関に同意を得るものとする。
- (注2)監督部局は、上記のほか、系統金融機関にかかる情報のうち、被 害回復分配金の支払のための整備状況等について、必要と考える場 合は、随時、預金保険機構に対し、情報を提供するなど、適切な連 携を行うものとする。
- (2) 預金保険機構が民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。)に基づき実施した検査の検査結果通知事項に対する改善状況等の報告について以下のとおり行うものとする。
 - ① 預金保険機構が被検査系統金融機関に対し、休眠預金等に係る資金の移管及び管理の手続や、支払等業務の委託又は再委託の状況の検査結果を通知した旨の通知を預金保険機構から受理後速やかに、対象系統金融機関に対し、当該通知書において指摘された事項についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他を取りまとめた報告書を1か月以内(法令違反の状態が継続しているとの指摘を受けた場合には2週間以内)に提出することを、必要に応じ、農協法第93条及び休眠預金等活用法第43条又は農中法第83条及び休眠預金等活用法第43条に基づき求めるものとする(様式・参考資料編 様式Ⅲ-1-3-4(1)参照)。
 - ② 上記①の報告書が提出された段階で、系統金融機関から十分なヒアリングを行うものとする。ヒアリングに当たっては、預金保険機構とも緊密な連携を図るものとし、預金保険機構の出席を原則として確保するものとする。
 - (注1)預金保険機構が報告書を共有しヒアリングに同席することについて、あらかじめ系統金融機関に同意を得るものとする。
 - (注2)監督部局は、上記のほか、系統金融機関にかかる情報のうち、休 眠預金等に係る資金の移管及び管理、支払等業務の委託又は再委託 のための整備状況等について、必要と考える場合は、随時、預金保 険機構に対し、情報を提供するなど、適切な連携を行うものとする。

Ⅲ-1-4 個別系統金融機関に関する行政報告等【共通】

(1) 個別系統金融機関に関するデータベースの提出

監督指針Ⅲ-1-1-2(3)の要領により農政局長が整備した信連に関するデータベースについては、系統金融機関台帳等を7月末日までに農林水産省経営局長宛提出するものとする。農政局長から農林水産省経営局長に提出されたデータベースについては、金融庁と共有するものとし、金融庁は適宜これを財務局に情報提供するものとする。

なお、都道府県は、様式・参考資料編 様式Ⅲ-1-4(1) i からivまでに準じて当該都道府県が所管する農協に関するデータベースを整備した場合においては、都度、経由部局を経由して、農林水産省経営局長に提出するものとする。

データベース化が困難な場合には、都道府県は、農業協同組合台帳(様式・参考資料編 様式Ⅲ-1-4(1) v 参照)の写し一部を各農協の決算日の3か月後に属する月の末日から1か月以内に経由部局を経由して農林水産省経営局長に提出するものとする。また、記入事項に変更があった場合(軽微なものを除く。)にも遅滞なくその写し一部を提出するものとする。

(2) 農中の決算等に関する提出資料

決算状況表及び日計表等については、農中に対して提出を求めているが、 提出期限等は別紙2のとおりとすることに留意する。

(3) 報告

農政局長が、農協法第93条に基づく報告徴求命令を行ったときは、その結果を遅滞なく農林水産省経営局長に報告するものとする。

決算等に関する提出資料等

資料名	作成基準日	提出期限	備考
末残日計表	毎月末	作成基準日から20日以内(3 月分及び9月分については45 日以内)	・ 国内店合計及び海外店合計について作成すること ・ 決算月分については海外店別も作成すること
平残日計表	再 71.不		・国内店合計について作成すること
決算状況表	決算日	作成基準日から45日以内(なお、確報値については速報値と 異なる場合のみ3月以内に提 出するものとする。)	・「11. 単体自己資本比率」及び「1 2. 土地の含み損益の状況」の提出期限については、3月以内とし、「11. 単体自己資本比率(1)、(2)」については、55日又は、決算発表の前日のいずれか早い日までに速報値を提出するものとする。
連結決算状況表	決算日	速報値については、作成基準 日後55日又は決算発表の前 日のいずれか早い日(なお、確 報値については速報値と異なる 場合のみ3月以内に提出するも のとする。)。	
経営実態報告	決算日	作成基準日から3月以内	

[※] 農林中央金庫が仮決算を行う場合には、決算状況表、連結決算状況表及び経営実態報告について、決算時期に準じて作成し提出することを求めるものとする。

Ⅲ-1-5 系統金融機関が提出する申請書等における記載上の留意点

系統金融機関が提出する申請書等において、役員等の氏名を記載する際には、婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を括弧書で併せて記載することができることに留意する。

なお、様式・参考資料編各様式における役員等の氏名の記載欄について、既に婚姻前の氏名を併記した別の書類を提出している場合には、当該書類以外の様式を含め、婚姻前の氏名のみを記載することができることに留意する。

Ⅲ-1-6 災害における金融に関する措置(災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法関係)【共通】

(1) 災害地に対する金融上の措置

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 36 条第 1 項に基づく金融 庁防災業務計画及び農林水産省防災業務計画並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。)第 33 条第 1 項及び第 182 条第 2 項に基づく金融庁国民保護計画及び農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画において、金融に関する措置が規定されている。こうしたことから、災害(災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害又は国民保護法第 2 条第 4 項に規定する武力攻撃災害若しくは国民保護法第 183 条に規定する緊急対処事態における災害をいう。以下同じ。)が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、農林水産省及び金融庁は、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、系統金融機関に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。

- ① 災害関係の融資に関する措置
 - 系統金融機関において、災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融 資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予 等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずることを要請する。
- ② 預貯金等の払戻し及び中途解約に関する措置
 - ア 系統金融機関において、預貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、り災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預貯金払戻しの利便を図ることを要請する。
 - イ 系統金融機関において、事情やむを得ないと認められる災害被災者 等に対して、定期預貯金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を 担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置を講ずることを要請する。
- ③ 手形交換、休日対応等に関する措置

系統金融機関において、災害時における手形交換又は不渡処分、系統金融機関の休日対応又は平常時間外の対応についても適宜配慮することを要請する。

また、窓口における対応ができない場合であっても、利用者及び職員

の安全に十分配慮した上で現金自動預貯払機等において預貯金の払戻し を行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずることを要請する。

④ 業務停止等における対応に関する措置

系統金融機関において、窓口業務停止等(以下「業務停止等」という。) の措置を講じた場合、業務停止等並びに継続して現金自動預貯払機等を 稼動させる店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示する とともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底するよう要請する。

(2) 南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置

南海トラフ地震防災対策推進基本計画により国は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の内容その他これらに関連する情報(以下「巨大地震警戒」という。)が発表された場合における預貯金の払い戻し、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を定めることとされている。

ただし、信用事業における事務処理については、機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、南海トラフ地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、系統金融機関に対し、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。

- ① 事前避難対象地域内に本所・本店、支所・支店(事務所)等の事業所 を置く系統金融機関の巨大地震警戒発表時における対応について
 - ア 業務時間中に巨大地震警戒が発表された場合には、系統金融機関において、本所・本店、支所・支店(事務所)等の事業所の窓口における業務は普通預貯金(総合口座を含む。以下同じ。)の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭の利用者の輻輳状況等を的確に把握し、平穏裡に窓口における普通預貯金の払戻業務も停止し、併せて、窓口業務停止の措置を講じた旨を取引者に周知徹底するよう要請する。ただし、この場合であっても、同地の日本銀行本支店や警察等と緊密な連絡を取りながら、利用者及び職員の安全に十分配慮した上で現金自動預貯払機等において預貯金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講ずることを要請する。
 - イ 業務停止等並びに継続して現金自動預貯払機等を稼動させる店舗名 等を取引者に周知徹底させる方法は、系統金融機関において、ポスタ 一の店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やイ ンターネットのホームページに掲載するよう要請する。
 - ウ 休日、開店前又は閉店後に巨大地震警戒が発表された場合には、発 災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、系統金融機関におい て窓口業務の開始又は再開は行わないよう要請する。ただし、この場 合であっても、同地の日本銀行本支店や警察等と緊密な連絡を取りな がら、利用者及び職員の安全に十分配慮した上で現金自動預貯払機等 の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障を来さないよう

な措置を講ずることを要請する。

エ その他

- a 巨大地震警戒に伴う避難指示の措置が解除された場合には、系統 金融機関において、可及的速やかに平常の業務を行うよう要請する。
- b 発災後の系統金融機関の応急措置については、上記「(1) 災害地 に対する金融上の措置」に基づき、適時、的確な措置を講ずること を要請する。
- ② 事前避難対象地域外に本所・本店、支所・支店(事務所)等の事業所 を置く系統金融機関の巨大地震警戒発表時における対応について
 - ア 業務時間中に巨大地震警戒が発表された場合には、系統金融機関において、事前避難対象地域内にある系統金融機関の本所・本店、支所・支店(事務所)等の事業所向けの手形取立等の手形交換業務については、その取扱いを停止させるよう要請し、併せて当該業務の取扱いを停止することを店頭に掲示し、利用者の協力を求めるよう要請する。
 - イ 系統金融機関において、事前避難対象地域内の本所・本店、支所・ 支店(事務所)等の事業所が業務停止の措置をとった場合であっても、 当該業務停止の措置をとった事前避難対象地域外の本所・本店及び支 所・支店(事務所)等の事業所については、平常どおり業務を行うよ う要請する。

(3) 行政報告

以上のような金融上の諸措置をとったときは、当局は遅滞なく、経由部局を経由の上、農林水産省経営局長及び金融庁監督局長に報告するものとする。

Ⅲ-2 系統金融機関に関する苦情・情報提供等

Ⅲ-2-1 相談・苦情等を受けた場合の対応【共通】

(1) 系統金融機関に関する相談・苦情等を受けた場合には、申出人に対し、 行政庁は個別取引に関してあっせん等を行う立場にないことを明快に説明 する。

その上で、必要に応じ、系統金融機関及び農協系統の相談窓口並びに指定ADR機関、金融庁の金融サービス利用者相談室を紹介するものとする。 また、寄せられた相談・苦情等のうち、申出人が系統金融機関側への情報提供について承諾している場合には、原則として、当該系統金融機関への情報提供を行うこととする。

(2) 系統金融機関に対する監督上、参考になると考えられるものについては、 その内容を記録(様式・参考資料編 様式III-2-1(2)参照) するものと する。

なお、農政局、財務局及び沖縄総合事務局が受けた相談・苦情等において、特に有力な情報と認められるものについては、速やかに農林水産省経営局金融調整課又は金融庁監督局総務課協同組織金融室に報告するものとする。また、都道府県においても、都道府県が受けた相談・苦情等のうち、特に有力な情報と認められるものについては、経由部局を経由して、農林水産省経営局金融調整課に報告するものとする。

- (3) 農政局(沖縄総合事務局農林水産部を含む。以下(3)において同じ。)又は財務局(沖縄総合事務局財務部を含む。以下(3)において同じ。)は、その管内における1年間の相談・苦情等の件数を、毎年3月末現在でとりまとめ、これを4月末日までにそれぞれ農林水産省経営局金融調整課又は金融庁監督局総務課協同組織金融室に報告するものとする(農政局にあっては様式・参考資料編 様式III-2-1(3)参照。財務局にあっては中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編 様式III-2-1(3)参照)。
- (4) 都道府県においては、所管する農協の信用事業に関する相談・苦情については、(3)に準じ、取りまとめることが望ましい。取りまとめた場合は、それを経由部局を経由して農林水産省経営局金融調整課に報告するものとする。

Ⅲ-2-2 金融サービス利用者相談室との連携【共通】

- (1) 監督部局においては、金融庁の金融サービス利用者相談室に寄せられた 相談・苦情等の監督事務への適切な反映を図るため、以下の対応をとるも のとする。
 - ① 相談室から回付される相談・苦情等の分析
 - ② 相談室との情報交換

(2) 金融庁の金融サービス利用者相談室に寄せられた相談・苦情等のうち、 申出人が系統金融機関側への情報提供について承諾している場合には、原 則として、監督部局において当該系統金融機関への情報提供を行うことと する。

Ⅲ-2-3 金融サービス利用者相談室で受け付けた情報のうち、いわゆる 貸し渋り・貸し剥がしとして提供された情報に係る監督上の対応【共通】

(1) 金融庁は、金融サービス利用者相談室で受け付けた情報のうち、情報提供者からいわゆる貸し渋り・貸し剥がしとして提供された系統金融機関に関する情報を農林水産省経営局金融調整課に提供する(関係省庁等への連絡を希望しない場合を除く。)。農林水産省経営局金融調整課は、情報提供を受けた場合には、当該情報を農政局又は沖縄総合事務局を経由して都道府県に提供する。ただし、北海道に対しては、農林水産省経営局金融調整課が直接当該情報を提供するものとする。

(2) ヒアリング

金融サービス利用者相談室で受け付けた情報のうち、情報提供者からいわゆる貸し渋り・貸し剥がしとして提供された系統金融機関に関する情報については、四半期ごとに取りまとめ、系統金融機関の対応方針、態勢面等のヒアリングを行うこととする。また、これらの情報のうち、情報提供者等が系統金融機関側への情報提供者名等の提示に同意している場合には、臨機に、事実確認等のヒアリングを行うこととする。

(3) 報告徵求

- ① 上記(2)のヒアリングを行った結果、内部管理態勢の実効性等について 確認する必要がある場合は、現状認識や今後の内部管理態勢の改善方針 等を取りまとめた報告書を農協法第93条又は農中法第83条に基づき求 めることとする。
- ② 金融サービス利用者相談室で受け付けた情報のうち、情報提供者からいわゆる貸し渋り・貸し剥がしとして提供された系統金融機関に関する情報を参考とした検査の結果、問題のあった系統金融機関に対しては、改善措置に関する報告書を農協法第93条又は農中法第83条に基づき求めることとする。

(4) 業務改善命令

- ① 農協法第 93 条又は農中法第 83 条に基づく報告書の内容等により、更なる実態把握が必要な場合には、検査において確認することとする。その結果、重大な問題が把握された場合には、必要に応じて、農協法第 94 条の 2 若しくは農中法第 85 条に基づき業務改善命令又は農協法第 95 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。
- ② 農協法第 93 条又は農中法第 83 条に基づく報告書の内容等により、自 主的な改善努力に委ねたのでは当該系統金融機関の法令等遵守態勢の整

備に支障を来すと認められる場合には、農協法第94条の2若しくは農中 法第85条に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づき必要措置を 採るべき旨の命令を発出するものとする。

Ⅲ-2-4 預貯金口座を利用した架空請求等預貯金口座の不正利用に関する情報を受けた場合の対応【共通】

預貯金口座の不正利用に関する情報(具体的には、当該口座に振込みを行うよう、架空請求がなされたとの情報等)について、情報入手先からの同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている系統金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとする。

なお、当該情報に関しては、原則として、顕名情報とし、根拠となる請求 書等とともに、文書、ファックス又は電子メールにて受け付けるものとする。

Ⅲ-3 法令解釈等の照会を受けた場合の対応

Ⅲ-3-1 照会を受ける内容の範囲【共通】

農協法、農中法等その執行権限を有する法令に関するものとする。なお、 照会が権限外の法令等に係るものであった場合には、コメント等は厳に慎む ものとする。

Ⅲ-3-2 照会に対する回答方法【共通】

- (1) 監督指針、審議会等の答申・報告等の既存資料により回答可能なものについては、適宜回答する。
- (2) 農政局、財務局、沖縄総合事務局又は都道府県が照会を受けた際、回答に当たって判断がつかないもの等については、「連絡箋」(様式・参考資料編 様式Ⅲ-3-2(2))を作成し、電子メール等により監督指針Ⅲ-1-4(1)の経由に準じて協議する。
- (3) 農林水産省経営局金融調整課長又は金融庁担当課室長は、農協法、農中法等その執行権限を有する法令に関し、当該法令の直接の適用を受ける農協、信連又は農中等その他団体(注)から、次の①及び②の項目で定める要件を満たす一般的な照会であって、書面による回答及び公表を行うことが法令適用の検討・照会に際しての判断能力の向上等の観点から適切と認められるものについては、これに対する回答を書面により行い、その内容を公表することとする。
 - (注) その他団体とは、農協法等その執行権限を有する法令の直接の適用を受ける、業種等を同じくする事業者が、共通の利益を増進することを主たる目的として、相当数結合した団体又はその連合体(当該団体に連合会、中央会等の上部団体がある場合には、原則として、最も上部の団体に限る。) をいう。
 - ① 本手続きの対象となる照会の範囲 本手続きの対象となる照会は、以下の要件のすべてを満たすものとする。
 - ア 特定の事業者の個別の取引等に係るものではない一般的な法令解釈 に係るものであること(ノーアクションレター制度の利用が可能でな いこと)
 - イ 事実関係の認定を伴う照会でないこと
 - ウ 組合については、照会内容が、組合に共通する取引等に係る照会で あって、他の組合からの照会が予想される事項であること
 - エ 過去に公表された事務ガイドライン等により明らかになっているものでないこと
 - ② 照会書面(電子的方法によるものも含む。) 本手続きの利用を希望する照会者からは、以下の内容が記載された照 会書面の提出を受けるものとする。また、照会書面のほかに、照会内容 及び上記①に記載した事項を判断するために、記載事項や資料の追加を

要する場合には、照会者に対して照会書面の補正及び追加資料の提出を求めることとする。

- ア 照会の対象となる法令の条項及び具体的な論点
- イ 照会に関する照会者の見解及び根拠
- ウ 照会及び回答内容が公表されることに関する同意

③ 照会窓口

- ア 農協については、照会書面の受付窓口を都道府県農協金融担当課とする。都道府県が照会書面を受領した場合には、経由部局を経由して速やかに照会内容に係る法令を所管する農林水産省又は金融庁の担当 課室に電子メール等により照会書面を送付することとする。
- イ 信連・農中については、照会書面の受付窓口を照会内容に係る法令 を所管する農林水産省(信連(北海道信連を除く。)は農政局)又は金 融庁(信連は財務局)の担当課室とする。

農政局が照会書面を受領した場合には、速やかに農林水産省経営局 金融調整課に電子メール等により照会書面を送付することとする。

財務局が照会書面を受領した場合には、速やかに金融庁担当課室に、 電子メール等により照会書面を送付することとする。

④ 回答

- ア 農林水産省経営局金融調整課長又は金融庁担当課室長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として2か月以内に、照会者に対して回答を行うよう努めることとし、2か月以内に回答できない場合には、照会者に対してその理由を説明するとともに、回答時期の目途を伝えることとする。
- イ 回答書面には、以下の内容を付記することとする。

「本回答は、照会対象法令を所管する立場から、照会書面に記載された情報のみを前提に、照会対象法令に関し、現時点における一般的な見解を示すものであり、個別具体的な事例への適用を判断するものではなく、また、もとより捜査機関の判断や司法判断を拘束しうるものではない。」

ウ 本手続きによる回答を行わない場合には、農林水産省経営局金融調整課又は金融庁担当課室は、照会者に対し、その旨及び理由を説明することとする。

⑤ 公表

上記④の回答を行った場合には、農林水産省又は金融庁は、速やかに 照会及び回答内容を農林水産省又は金融庁ホームページ上に掲載して、 公表することとする。

(4) 上記(3)に該当するもの以外のもので照会頻度が高いものなどについては、必要に応じ、「応接箋」(様式・参考資料編 様式Ⅲ-3-2(4))を作成した上で、関係部局に回覧し、農林水産省経営局金融調整課、農政局経営・事業支援部経営支援課、金融庁担当課室及び財務局理財部金融監督第二課の各担当係に保存するものとする。

(5) 照会者が照会事項に関し、農林水産省又は金融庁からの書面による回答を希望する場合であって、監督指針Ⅲ-3-3(2)に照らしノーアクションレター制度の利用が可能な場合には、照会者に対し、ノーアクションレター制度を利用するよう伝えることとする。

Ⅲ-3-3 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度)【共通】

法令適用事前確認手続(以下「ノーアクションレター制度」という。)とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、農林水産省では、農林水産省における法令適用事前確認手続に関する細則(平成14年3月27日農林水産省訓令第4号)を、金融庁では、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則(平成13年7月16日)をそれぞれ定めている。本項は、ノーアクションレター制度における事務手続を規定するものであり、制度の利用に当たっては必ず様式・参考資料編 資料3の各細則を参照するものとする。

(1) 照会窓口

照会窓口は、照会案件に係る法令を所管する農林水産省経営局金融調整 課又は金融庁監督局総務課(財務局)とする。

なお、照会窓口たる金融庁監督局総務課は、下記(2)③の記載要領に示す 要件を満たした照会書面が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に 係る法令を所管する担当課室に回付する。

財務局が照会を受けた場合には、照会事案に係る法令を所管する金融庁 監督局総務課に対し、照会書面を原則として速やかに電子メール等により 送付する。

(注) 財務局においては、照会書面を金融庁監督局総務課に送付する際、 原則として審査意見を付するものとする。

(2) 照会書面受領後の流れ

照会書面を回付された後は、担当課室において、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③について確認し、当制度の利用ができない照会の場合には、照会者に対しその旨を連絡する。また、照会書面の補正及び追加書面の提出等が必要な場合には、照会者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加書面は必要最小限とし、照会者の過度な負担とならないよう努めることとする。

① 照会の対象

利用者が、新規の事業や取引を具体的に計画している場合において、 農林水産省又は金融庁が本手続の対象としてホームページに掲げた所管 の法律及びこれに基づく政省令等(以下「対象法令(条項)」という。) に関し、以下のような照会を行うものとする。

ア その事業や取引を行うことが、法令に基づく認可等を受ける必要が

あるかどうか

- イ その事業や取引を行うことが、法令に基づく届出等の必要があるか どうか
- ウ その事業や取引を行うことによって、法令に基づく不利益処分の適 用の可能性があるかどうか。
- エ その事業や取引を行うことに関し、直接に義務を課され又は権利を 制限されることがないかどうか。

② 照会者の範囲

照会者は、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、対象法令(条項)の適用に係る照会を行う者及び当該者から依頼を受けた弁護士等であって、下記③の記載要領を満たした照会書面を提出し、かつ、照会内容及び回答内容が公表されることに同意しているか。

③ 照会書面の記載要領

照会書面(電子的方法を含む。)は、下記の要件を満たしているものか。 ア 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実が記載されて いること

- イ 対象法令(条項)のうち、適用対象となるかどうかを確認したい法 令の条項が特定されていること
- ウ 照会及び回答内容が公表されることに同意していることが記載され ていること
- エ 上記イにおいて特定した法令の条項の適用に関する照会者の見解及 びその根拠が明確に記述されていること

④ 回答及び公表

ア 農林水産省

a 回答

照会を受けた課の長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として30日以内に照会者に対する回答を行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、照会者又はその代理人に対して、遅延なく、その理由及び回答時期の見通しを書面により通知するものとする。なお、いずれの場合においても、補正期間を含め、できるだけ早く回答するよう努めることとする。

- (a) 慎重な判断を要する場合
- (b) 事務処理能力を超える多数の照会がある等正当な理由がある場合

また、照会書面の記載について補正を求めた場合にあっては、当 該補正に要した日数は、回答期間に含まれないものとする。

b 公表

農林水産省は、照会及び回答の内容を、原則として回答を行ってから30日以内に全て農林水産省ホームページに掲載して公表する。ただし、照会者が、照会書に、公表の延期を希望する旨及びその理由並びに公表を希望する時期を付記している場合であって、その理由が合理的であると認められる等の場合には、回答から30日を超えて公開することができる。また、照会及び回答の内容のうち、行政

機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号。 以下「情報公開法」という。)に定める不開示事由に該当しうる情報 が含まれている場合、必要に応じ、これを除いて公表することがで きる。

イ 金融庁

a 回答

照会書面を回付された課室の長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として30日以内に照会者に対する回答を行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間とする。なお、いずれの場合においても、補正期間を含め、できるだけ早く回答するよう努めることとする。

- (a) 高度な金融技術等に係る照会で慎重な判断を要する場合 原則 60 日以内
- (b) 担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じるおそれがある場合 30日を超える合理的な期間内
- (c) 他府省との共管法令に係る照会の場合 原則 60 日以内

照会書面の記載について補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、回答期間に算入しないものとする。また、30日以内に回答を行わない場合には、照会者に対して、その理由及び回答時期の見通しを通知することとする。

b 公開

金融庁は、照会及び回答の内容を、原則として回答を行ってから30日以内にすべて金融庁ホームページに掲載して公開する。ただし、照会者が、照会書面に、回答から一定期間を超えて公開を希望する理由及び公開可能とする時期を付記している場合であって、その理由が合理的であると認められるときは、回答から一定期間を超えて公開することができる。この場合においては、必ずしも照会者の希望する時期まで公開を延期するものではなく、公開を延期する理由が消滅した場合には、公開する旨を照会者に通知した上で、公開することができる。また、照会及び回答内容のうち、情報公開法に定める不開示事由に該当し得る情報が含まれている場合、必要に応じ、これを除いて公表することができる。

Ⅲ-4 農協法及び農中法等に係る事務処理

Ⅲ-4-1 事業拠点等の取扱い【共通】

(1) 職員の派出の取扱い

派出とは、特定の施設内の一定の場所に職員を派遣し、当該施設主体のために、金銭出納事務を行うことをいい、官公庁、公営住宅団地、総合病院等の公共性のある施設内において公金等の金銭出納事務に限った事務(注)を行っている限りにおいて、農協法及び農中法上の事務所としない扱いとすることができる。

- (注) やむを得ず預貯金等の取次行為と同様の行為を行う場合は、必要最小 限度にとどめ、次の点に留意すること。
 - ① 取次を行う対象とする者は、当該派出先の施設に所属する職員及び 当該派出先の施設をもっぱら利用する者に限られているか。
 - ② 取次行為を行うに当たっては、金銭や通帳の預り証等を発行するなど事故防止について万全を期しているか

(2) 内部事務等を行う施設の取扱い

利用者のもとに出向いて業務を行う職員の内部事務等を行うために設置された施設などは、当該施設において恒常的に利用者に対する業務を行わない限りにおいて、農協法及び農中法上の事務所としない扱いとすることができる。この場合、利用者が当該施設を事務所と誤認しないような措置を講じているか留意するものとする。

(3) 従たる事務所の設置、移転の取扱いについて

農中法第3条第3項に規定する従たる事務所の移転の届出は、所在地の変更を伴う移転について提出すればよいことに留意する。また、既存の従たる事務所の一部の部門(例えば、農中の固有業務を一部行っているディーリングルームや法人融資部門など)を分離し、新たに当該部門の業務を営む従たる事務所を(所在地の変更を伴って)設置しようとする場合には、同項に規定する従たる事務所の設置の届出が必要であることに留意する。

- Ⅲ-4-2 信用事業に係る事業の取扱い
- Ⅲ-4-2-1 組合【組合】
- Ⅲ-4-2-1-1 地域活性化等事業における留意点等
- (1) 信連が行うことができる農協法第10条第24項第2号の事業(以下「地域活性化等事業」という。)は、信用事業命令第6条の5各号において具体的に類型が列挙されているが、同条柱書括弧書によって、「当該農業協同組合連合会の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該農業協同組合連合会の行う同条第一項第二号又は第三号の事業に係る経営資源に加えて、次に掲げる事業の遂行のために新たに経営資源を取得する場合にあっては、需要の状況によりその相当部分が活用されないときにおいても、当該農業協同組合連合会の事業の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすお

それがないものに限る。」という要件が付されている。

デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資するため、地域活性化等事業を信連の事業範囲に追加した点に鑑みれば、当該要件について過度に厳格な扱いをすべきではない点に留意する必要がある。

そこで、当該要件については、新規又は追加的に取得しなければならないリソースを最小限度にしなくてはならないわけではなく、仮に当該事業の需要がゼロになったとしても、信連の固有業務の遂行又は健全性に著しい支障をきたさないことが明らかである限り、当該要件を充足するとみなすことができ、地域活性化等事業として実施可能であることに留意する。

(2) 信連が行うことができる地域活性化等事業のうち、信用事業命令第6条の5第2号の事業については、取引上の優越的地位を不当に利用することがないよう留意すること。

Ⅲ-4-2-1-2 「信用事業に附帯する事業」の取扱いについて

組合が農協法第 10 条第 1 項第 15 号(同項第 2 号及び第 3 号に係るものに限る。)、同条第 6 項第 17 号及び第 24 項第 3 号の事業(以下「信用事業に附帯する事業」という。)を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。

(1) 組合が、農業者等の取引先事業者に対して行う人材紹介業務、オペレーティングリース(不動産を対象とするものを除く。)の媒介業務、M&Aに関する業務及び事務受託業務については、取引先事業者に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「信用事業に附帯する事業」に該当する。

また、個人(事業を行う場合におけるものを除く。)に対して行う財産形成に関する相談に応ずる事業も「信用事業に附帯する事業」に含まれる。

(注)人材紹介業務については、職業安定法に基づく許可が必要であること に留意すること。また、その実施に当たっては、取引上の優越的地位 を不当に利用することがないよう留意すること。

なお、実施に当たっては、利用者保護や法令等遵守の観点から、以下の 点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。

- ① 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等、 法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。
 - (注)個人(事業を行う場合におけるものを除く。)に対して行う財産形成 に関する相談に応ずる業務の実施に当たっては、金融商品取引法に規 定する投資助言業務に該当しない等の厳正な遵守に向けた態勢整備が 行われているか。
- ② コンサルティング業務等により提供される商品やサービスの内容、対 価等契約内容が書面等により明示されているか。
- ③ 附帯事業に関連した利用者の情報管理について、目的外使用も含め具

体的な取扱基準が定められ、それらの職員等に対する周知徹底について 検証態勢が整備されているか(監督指針II-3-2-3-2参照)。

- (2) 組合が、従来から実施することを認められてきた電子マネー(オフラインデビットにおける電子カードを含む。)の発行に係る業務については、発行見合資金の管理等、利用者保護に十分配慮した対応となっていることについて、組合自らが十分挙証できるよう態勢整備を図る必要があることに留意すること。
- (3) 上記(1)及び(2)に定められている業務以外の業務(余剰能力の有効活用を目的として行う業務を含む。)が、「信用事業に附帯する事業」の範疇にあるかどうかの判断に当たっては、以下のような観点を総合的に考慮した取扱いとなっているか。
 - ① 当該業務が農協法第10条第1項第2号及び第3号並びに同条第6項各号に掲げる業務に準ずるか。
 - ② 当該業務の規模が、その業務が附帯する固有業務の規模に比して過大なものとなっていないか。
 - ③ 当該業務について、組合業務との機能的な親近性やリスクの同質性が 認められるか。
 - ④ 組合が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資するか。

Ⅲ-4-2-2 農中【農中】

Ⅲ−4−2−2−1 地域活性化等業務における留意点等

(1) 農中が行うことができる農中法第54条第4項第23号の業務(以下「地域活性化等業務」という。)は、農中法施行規則第58条第10項において具体的に類型が列挙されているが、同条柱書括弧書によって、「農林中央金庫の保有する人材、情報通信技術、設備その他の農林中央金庫の営む同条第一項各号に掲げる業務に係る経営資源に加えて、次に掲げる業務の遂行のために新たに経営資源を取得する場合にあっては、需要の状況によりその相当部分が活用されないときにおいても、農林中央金庫の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものに限る。」という要件が付されている。

デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資するため、地域活性化等業務を農中の業務範囲に追加した点に鑑みれば、当該要件について過度に厳格な扱いをすべきではない点に留意する必要がある。

そこで、当該要件については、新規又は追加的に取得しなければならないリソースを最小限度にしなくてはならないわけではなく、仮に当該業務の需要がゼロになったとしても、農中の固有業務の遂行又は健全性に著しい支障をきたさないことが明らかである限り、当該要件を充足するとみなすことができ、地域活性化等業務として実施可能であることに留意する。

(2) 農中が行うことができる地域活性化等業務のうち、農中法施行規則第58

条第 10 項第 2 号については、取引上の優越的地位を不当に利用することがないよう留意すること。

III - 4 - 2 - 2 - 2 「その他の付随業務」等の取扱い

農中が農中法第54条第4項の業務(同項各号に掲げる業務を除く。以下「その他の付随業務」という。)を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。

(1) 農中が、取引先企業に対して行う人材紹介業務、オペレーティングリース(不動産を対象とするものを除く。)の媒介業務、M&Aに関する業務及び事務受託業務については、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。

また、個人(事業を行う場合におけるものを除く。)に対して行う財産形成に関する相談に応ずる業務も「その他の付随業務」に含まれる。

(注)人材紹介業務については、職業安定法に基づく許可が必要であること に留意すること。また、その実施に当たっては、取引上の優越的地位を不 当に利用することがないよう留意すること。

なお、実施に当たっては、利用者保護や法令等遵守の観点から、以下の 点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。

- ① 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等、 法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。
 - (注)個人(事業を行う場合におけるものを除く。)に対して行う財産形成 に関する相談に応ずる業務の実施に当たっては、金融商品取引法に規 定する投資助言業務に該当しない等の厳正な遵守に向けた態勢整備が 行われているか。
- ② コンサルティング業務等により提供される商品やサービスの内容、対 価等契約内容が書面等により明示されているか。
- ③ その他の付随業務に関連した利用者の情報管理について、目的外使用も含め具体的な取扱基準が定められ、それらの職員等に対する周知徹底について検証態勢が整備されているか(監督指針 $\Pi-3-2-3-2$ 参照)。
- (2) 農中が、従来から実施することを認められてきた電子マネー(オフラインデビットにおける電子カードを含む。)の発行に係る業務については、発行見合資金の管理等利用者保護に十分配慮した対応となっていることについて、農中自らが十分挙証できるよう態勢整備を図る必要があることに留意すること。
- (3) 上記(1)及び(2)に定められている業務以外の業務(余剰能力の有効活用

を目的として行う業務を含む。)が、「その他の付随業務」の範疇にあるかどうかの判断に当たっては、農中法第55条において他業が禁止されていることに十分留意し、以下のような観点を総合的に考慮した取扱いとなっているか。

- ① 当該業務が農中法第54条第1項各号、第2項各号及び第4項各号に掲げる業務に準ずるか。
- ② 当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に比して過大なものとなっていないか。
- ③ 当該業務について、農中の業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか。
- ⑤ 農中が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資するか。

(Ⅲ-4-2-1及びⅢ-4-2-2の注1)系統金融機関グループの効率 的かつ合理的な業務運営を目的として、業務用不動産の賃貸等(賃借人自 身が使用する場合に限る。)を当該系統金融機関のグループ会社に対して行 う場合は、「その他の付随業務」の範疇にあると考えられる。

なお、上記目的に照らし、系統金融機関グループの範囲は、会計上の連結基準と整合的な取扱いとなっている必要があることに留意すること。

 Ⅲ-4-2-1及びⅢ-4-2-2の注2)監督指針Ⅲ-4-2-1及び Ⅲ-4-2-2の規定を総合的に考慮するに当たり、例えば、系統金融機 関のグループ会社以外の者に対し業務用不動産の賃貸等を行わざるを得な くなった場合においては、以下のような要件が満たされていることについ て、系統金融機関自らが十分挙証できるよう態勢整備を図る必要があることに留意すること。

なお、国や地方公共団体のほか、地域のニーズや実情等を踏まえ公共的な役割を有していると考えられる主体からの要請に伴い賃貸等を行う場合は、地方創生の観点から、エについては要請内容等を踏まえて判断しても差し支えない。

- ア 各系統金融機関内において業務としての積極的な推進態勢がとられて いないこと
- イ 当該系統金融機関の地区全域的な規模での実施や特定の管理業者との 間における組織的な実施が行われていないこと
- ウ 当該不動産に対する経費支出が必要最低限の改装や修繕程度にとどまること。ただし、公的な再開発事業並びに地方公共団体等からの要請に伴う建替え及び新設等の場合においては、必要最小限の経費支出にとどまっていること
- エ 賃貸等の規模が、当該不動産を利用して行われる固有業務の規模に比 較して過大なものとなっていないこと
 - ※ 賃貸等の規模については、賃料収入、経費支出及び賃貸面積等を総合的に勘案して判断する(一の項目のみをもって機械的に判断する必要はないものとする。)。

 $(\mathbf{III} - 4 - 2 - 1 \, \mathbf{Z} \, \mathbf{U} \mathbf{III} - 4 - 2 - 2 \, \mathbf{0} \, \mathbf{i} \, \mathbf{3})$ リストラにより、業務用不動産であったものが業務の用に供されなくなったことに伴い、短期の売却等処分が困難なことから、将来の売却等を想定して一時的に賃貸等を行わざるを得なくなった場合においては、上記($\mathbf{III} - 4 - 2 - 1 \, \mathbf{Z} \, \mathbf{U} \mathbf{III} - 4 - 2 - 2 \, \mathbf{Z} \, \mathbf{U} \, \mathbf{III} - 4 - 2 \, \mathbf{Z} \, \mathbf{U} \, \mathbf{$

なお、国や地方公共団体のほか、地域のニーズや実情等を踏まえ公共的な役割を有していると考えられる主体からの要請に伴い賃貸等を行う場合は、地方創生の観点から、賃貸等の期間については、要請内容等を踏まえて判断しても差し支えない。

Ⅲ-4-3 預貯金等の取扱い【共通】

次の預貯金及び定期積金(外貨建てのものを除く。以下「預貯金等」という。)について、その商品の定義等に係る照会があった場合には、一般法令や他商品の取扱いを定めた法令等での取扱いを勘案し、以下の点に留意のうえ対応するものとする。

なお、系統金融機関における預貯金等の商品設計については、元本保証を 前提に、原則として自由であり各系統金融機関の経営判断によりこれを行う ことができる点に留意するものとする。

Ⅲ-4-3-1 譲渡性預貯金(外国で発行されるものを除く。)【共通】

譲渡性預貯金とは、「払戻しについて期限の定めがある預貯金で、譲渡禁止 特約のないもの」をいう。なお、こうした商品性にかんがみ以下のような取 扱いについて留意する必要がある。

(1) 期限前解約及び買取償却

預入日に指定された満期日前の解約及び発行系統金融機関による買取償却は行われていないか。

(2) 流通取扱

系統金融機関は、自己の発行した譲渡性預貯金の売買を行っていないか。 また、系統金融機関は、譲渡性預貯金発行の媒介等を行っていないか。

(3) 個別の相対発行ではなく、均一の条件で不特定多数の者に対して、公募 といった形で大量に発行されている場合はないか。

Ⅲ-4-3-2 期間の定めのある預貯金【共通】

以下の点に留意した取扱いとなっているか。

(1) 定期預貯金の預入期間については、準備預金制度に関する法律(昭和32

年法律第135号) に定める区分(払出しについて期限の定めのある預金で、 その払戻期限が当該預金を締結した日から起算して1か月を経過した日以 後に到来するもの) との整合性が保たれているか。

(2) 変動金利定期預貯金 (預入時に満期日までの利率が確定しない定期預貯金) の利率は、基準となる指標及び一定の利率設定方法により設定し、この指標及び利率設定方法を満期日まで継続しているか。

Ⅲ-4-3-3 期間の定めのない預貯金【共通】

以下の点に留意した取扱いとなっているか。

(1) 据置期間のある預貯金

据置期間が 1 か月以上の場合又は据置期間内と据置期間後とで利率設定があらかじめ異なる場合には、据置期間内の取扱いについて、上記III-4 -3-2(2) と同様の取扱いがなされているか。

(2) 貯蓄預貯金

貯蓄預貯金とは「受入対象を個人のみとする預貯金で、預入・払出について、給与、公的及び私的年金(財形年金を含む。)、株式・信託の配当金及び投資信託の分配金等並びに保護預りの国債及び社債等の元利金に係る自動振込入金、同時に百件以上の取扱いを行う総合振込入金、公共料金の払込み等契約に基づく継続的な自動振替及び振込出金、総合口座の取扱いが行われていないもの」をいい、行政庁は、本預貯金を官民トータルバランスの確保の際の基準となるべきベンチマークとするものとする。

Ⅲ-4-4 大口信用供与【共通】

(1) 農協法第 11 条の 8 第 1 項ただし書(同条第 2 項で準用する場合を含む。以下(2)において同じ。)又は農中法第 58 条第 1 項ただし書(同条第 2 項で準用する場合を含む。以下(2)において同じ。)の承認の申請があったときは、信用供与等限度額を超えることについて信用の供与等を受けている者が合併をし、又は事業を譲り受けたことその他農協法施行令及び信用事業命令又は農中法施行令及び農中法施行規則で定めるやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

当該、承認に当たっては、原則として、今後の信用供与等限度額超過の解消に向けた計画を求めるとともに、決算期末(中間期末も含む。)までに解消される場合を除き、定期的に計画の履行状況を報告させるものとする。

(2) 信用事業命令第18条第3項第3号の「その他行政庁が適当と認めるやむを得ない理由があること。」(信用事業命令第21条第1項で準用する場合を含む。) 又は農中法施行規則第74条第3項第5号の「その他農林水産大臣及び金融庁長官が適当と認めるやむを得ない理由があること。」(農中法施

行規則第77条第1項で準用する場合を含む。)に該当し、農協法第11条の8第1項ただし書又は農中法第58条第1項ただし書の承認をする場合としては、例えば、下記①から③までに掲げるような事情があり、系統金融機関の健全性に支障が生じないと認められる場合が考えられる。

- ① 法令上の義務に基づき信用の供与等をする場合
- ② 金融グループの組織再編やビジネスモデルの再構築等を実施する場合であって、当該組織再編等の目的の実現のために必要であると認められる場合
- ③ ストレス状況下において、金融機関間の取引市場の安定性を確保することを目的として、コールローンその他の金融機関間のエクスポージャーについて信用供与等限度額を超過する必要性が認められる場合

上記①又は②に該当し、農協法第11条の8第1項ただし書又は農中法第58条第1項ただし書の承認をする場合には、上記(1)にかかわらず、信用供与等限度額超過の解消に向けた計画を求めないものとする。

Ⅲ-4-5 アームズ・レングス・ルール【共通】

アームズ・レングス・ルールは、系統金融機関と当該系統金融機関グループ内会社等との利益相反取引を通じて当該系統金融機関の経営の健全性が損なわれること等を防止するための規定であり、以下の点に留意する。

(1) 系統金融機関グループ内において業務委託、その他の取引を行う場合に、 アームズ・レングス・ルールに違反していないかにつき当該系統金融機関 において適切に検証が行われているか。

例えば、以下のような取引又は行為は、農協法施行規則第9条若しくは第10条又は農中法施行規則第81条若しくは第82条に規定する取引又は行為に該当する可能性があることから、かかる取引又は行為を行うに当たっては、農協法第11条の9ただし書及び農協法施行規則第7条又は農中法第59条ただし書及び農中法施行規則第79条に基づく行政庁の承認の必要性を検討しているか。

- ① 賃料·手数料減免
- ② 金利減免、金利支払猶予
- ③ 債権放棄、DES(デット・エクイティ・スワップ)
- ④ 特定関係者が債務超過である場合等における増資等の引受け
- (2) 農協法第 11 条の 9 ただし書又は農中法第 59 条ただし書の承認の申請があったときは、当該申請をした系統金融機関が同条各号に掲げる取引又は行為をすることについて農協法施行規則第 7 条各号又は農中法施行規則第 79 条各号に掲げるやむを得ない理由があるかどうかを審査するが、その際留意すべき項目は以下のとおり。
 - ① 農協法施行規則第7条第2号又は農中法施行規則第79条第3号に該当する場合
 - ア 特定関係者が経営危機に陥り再建支援の必要な状況か。

- イ 特定関係者が再建支援を受けるに当たり、十分な自助努力及び経営 責任の明確化が図られているか。
- ウ 特定関係者を整理・清算した場合に比べ、当該取引又は行為を行う ことに経済的合理性があるか。
- エ 債権放棄や金銭贈与の場合には、経営改善計画の期間中の支援による損失見込額の全額について、当該計画開始前に償却・引当を行うこととしているか。

なお、承認に当たっては、特定関係者の経営改善計画の確実な履行を 図る観点から、必要に応じ、以下の条件を付すものとする。

- a 特定関係者の経営改善計画を確実に履行させるよう図ること
- b 特定関係者の経営改善計画の履行状況、履行状況に対する系統金融機関の認識、当該特定関係者に対する系統金融機関の経営管理方針について、経営改善計画の期間中、事業年度毎に報告すること
- c 特定関係者の経営改善計画の履行状況が不十分である場合、特定 関係者の業務の見直しを含め、経営改善計画の抜本的な見直しを検 計すること
- ② 農協法施行規則第7条第3号又は農中法施行規則第79条第4号に該当する場合

系統金融機関が特定関係者との間で当該取引又は行為を行わなければ 今後より大きな損失を被ることになることが社会通念上明らかであるか。

- Ⅲ-4-6 自己資本の適切性・十分性
- Ⅲ-4-6-1 主な着眼点
- Ⅲ-4-6-1-1 経営管理委員、理事及び理事会【農中】
- (1) 経営管理委員及び理事は、農中が取っているリスクの性質及び水準並びにリスクと適切な自己資本の水準との関係について理解しているか。
- (2) 理事及び理事会は、戦略目標を達成するためには、それに見合う資本計画が不可欠な要素であることを理解し、戦略目標に照らして適切な資本計画を策定しているか。
- (3) 理事会は、経営計画の策定に当たって、現在及び将来において必要となる自己資本の額を戦略目標と関連付けて分析し、同計画において、戦略目標に照らして望ましい自己資本の水準、必要となる資本調達額及び適切な資本調達方法等についての概要を示しているか。
- (4) 理事は、リスク特性に照らした全体的な自己資本の充実の程度を評価するプロセス及び質・量ともに十分な自己資本を維持するための適切な方策を講じることに十分に関与しているか。
- (5) 理事会は、資本計画の策定に当たり、バーゼル銀行監督委員会「バーゼルⅢ:より強靭な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」

(2010年12月)(以下「バーゼルⅢ」という。)及びバーゼル銀行監督委員会「グローバルにシステム上重要な銀行に対する評価手法と追加的な損失吸収力の要件」(2011年7月)(以下これらの文書を含むバーゼル銀行監督委員会における合意を「バーゼル合意」と総称する。)に従い、平成28年以降に段階的に積立てが求められる資本バッファーを十分に勘案しているか。

Ⅲ-4-6-1-2 自己資本の充実度の評価【共通】

- (1) 農中がリスク特性に照らした全体的な自己資本の充実の程度を評価する態勢は、以下の内容を含む適切なものとなっているか。
 - ① あらゆるリスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための方針 と手続き
 - ② 上記①において認識し、評価・計測したリスクとの対比において自己 資本の充実の程度を評価するプロセス
 - ③ 戦略目標及び経営計画を考慮した上で、リスクとの対比での自己資本の目標を設定するためのプロセス
 - ④ 農中のリスク管理プロセス全体が適切なものであることを確保するための内部監査部門による検証を含む内部統制のプロセス
- (2) 農中は、バーゼル合意の趣旨を踏まえて農中法自己資本比率告示により、 農中法自己資本比率告示に定める水準以上の普通出資等 Tier 1 資本、Tier 1 資本及び総自己資本を自己資本として保有することが求められるが、農 中が自己資本の充実度を評価するに当たっては、自己資本の量のみならず、 少なくとも以下の点を含む自己資本の質について分析を行っているか。
 - ① 普通出資等 Tier 1 資本は、普通出資に係る会員勘定が中心の資本構成となっており、普通出資に係る資本金、資本剰余金及び利益剰余金が普通出資等 Tier 1 資本の主要な部分を占めているか。普通出資等 Tier 1 資本がその他有価証券評価差額金等のその他の包括利益累計額に過度に依存することにより、普通出資等 Tier 1 比率が大きく変動するリスクが存在していないか。
 - ② 普通出資、その他 Tier 1 資本調達手段及び Tier 2 資本調達手段は、農中法自己資本比率告示に規定する要件を全て満たしており、バーゼル合意の趣旨を十分に踏まえた内容となっているか。
 - ③ 資本調達手段が金銭以外の財産によって払い込まれる場合には、現物 出資財産の価額は適切に算定されており、かつ、かかる払込みがなされることについて監督当局の承認を得ているか。
- (3) 系統金融機関が資本調達手段の保有者に対して取得に必要な資金を直接 又は間接に融通しておらず、また、当該資本調達手段を当該系統金融機関 の子法人等又は関連法人等が取得していないか。
- (4) 資本勘定に算入される税効果相当額 (=繰延税金資産見合い額) は税効

果会計に関する会計基準等の趣旨を踏まえ適正に計上されているか。

(5) 農中は、バーゼル合意を踏まえて、農中法自己資本比率告示に定める水準以上の資本保全バッファー、カウンター・シクリカル・バッファーに係る普通出資等 Tier1 資本を、自己資本として追加的に保有することが求められる。また、農中法自己資本比率告示に定められた G-SIBs 又は農中法自己資本比率告示に定められた D-SIBs については、G-SIBs バッファー又は D-SIBs バッファーとして、農中法自己資本比率告示に定める水準以上の普通出資等 Tier 1 資本を自己資本として追加的に保有することが求められる。資本保全バッファーとは、金融及び経済のストレス期において損失の吸収に使用できる資本のバッファーをいう。

カウンター・シクリカル・バッファーとは、金融市場における信用の供 与が過剰な場合に、将来の景気の変動によって生じるおそれのある損失に 対するバッファーであり、各国又は各地域の金融当局が定める比率に当該 国又は地域に係る信用リスク・アセットの額(ソブリン向けエクスポージ ャー及び金融機関向けエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額 並びに CVA リスク相当額を除く。以下この (5) において同じ。) の合計 額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額(ソブリン向 けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーに係るデフォル ト・リスクに対するマーケット・リスク相当額を除き、簡易的方式採用金 庫にあっては、農中法自己資本比率告示第 270 条第1項各号に掲げるリス ク・カテゴリーに対するマーケット・リスク相当額のうち個別リスクの額 に係るもの。以下この(5)において同じ。)の合計額を8パーセントで除 して得た額とを合算した額のうち本邦に係るものを当該額で除して得た割 合を乗じ、国又は地域に応じて得られた値を合計して算出する。農中法自 己資本比率告示第2条の2第4項第1号における金融庁長官が別に指定し た比率(以下「カウンター・シクリカル・バッファー比率」という。)につ いては、金融庁が適切と認める指標(例えば、総与信・GDP比率、金融機関 の貸出態度 DI など) 等を参考にしつつ、日本銀行との協議を踏まえ、総合 判断を行い、カウンター・シクリカル・バッファー比率を決定する。カウ ンター・シクリカル・バッファー比率の引上げを行う場合、当該比率を公 にした日から1年以内にその適用を開始する。カウンター・シクリカル・ バッファー比率の引下げを行う場合には、当該比率を公にした日からその 適用を開始する。【新規制導入先に限る。なお、新規制導入先以外は、なお 従前の例による。」。

G-SIBs バッファー、D-SIBs バッファーとは、それぞれ、農中を含む銀行等の国際的な金融システムにおける重要性、我が国の金融システムにおける重要性に鑑み、破綻の可能性を低減させる目的で損失の吸収のため資本を増強させるものであり、これらのバッファー水準は、システム上の重要性を勘案した上で農中が選定された場合には、農中法自己資本比率告示に定める。

(6) 農中は、自己資本の充実の状況が適当であるかを判断するための基準の 補完的指標であって、過度なレバレッジの積み上がりを抑制するための簡 素かつ非リスクベースの指標であるレバレッジ比率について、「農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準」(平成 31 年 3 月 15 日金融庁・農林水産省告示第四号。以下「農中法レバレッジ比率告示」という。)に定める水準以上の Tier1 資本を保有することが求められる。

Ⅲ-4-6-1-3 十分な自己資本維持のための方策【農中】

農中は、上記の自己資本の充実度の評価を踏まえて、Ⅱ-2-4に示される適切なリスク管理を行うとともに、質・量ともに十分な自己資本を維持するための適切な方策を講じているか。

Ⅲ-4-6-2 監督手法・対応

III-4-6-2-1 オフサイト・モニタリング【農中】

- (1)総合的なヒアリング及び上半期末における財務内容ヒアリングにおいて、 自己資本の充実の状況を確認するとともに、繰延税金資産の算入根拠と計 算手続きに関する情報開示の内容を確認する。また、これらのヒアリング において、直近の連続する二つの四半期のレバレッジ比率も確認する。
- (2) 総合的なヒアリング及び必要に応じ随時行われるトップヒアリング等の機会において、上記Ⅲ-4-6-1の着眼点を踏まえ、自己資本の評価態勢、質量両面にわたる充実度に関する農中自身の分析、今後の資本政策等について確認する。

Ⅲ-4-6-2-2 資本調達手段の自己資本比率規制上の自己資本として の適格性の確認

III - 4 - 6 - 2 - 2 - 1 農中【農中】

農中の自己資本の充実度の評価に関連して、以下の資本調達手段について、 発行等の届出があった場合等において、これらが自己資本比率規制上の自己 資本として適格であるかについて、農中法自己資本比率告示及びバーゼル合 意の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意して確認する。

(1) その他 Tier 1 資本調達手段としての適格性

その他 Tier 1 資本調達手段に係る農中法第 4 条第 4 項に規定する資本金の額の増額の届出、農中法施行規則第 150 条第 1 項第 29 号に規定する劣後特約付金銭消費貸借(以下「劣後ローン」という。)による借入れの届出又は同項第 36 号に規定する専ら農林中央金庫の資本調達を行うことを目的として設立された連結子法人等(以下「特別目的会社等」という。)による資本調達の届出があった場合等において、これがその他 Tier 1 資本調達手段として適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。

- ① その他 Tier 1 資本調達手段に係る剰余金の配当又は利息の支払が、法令の規定に基づき算定された剰余金の配当の限度額を超えない範囲内で行われるものとするために、その他 Tier 1 資本調達手段のうち協同組織金融機関の優先出資に関する法律上の優先出資に該当しないものについては、当該その他 Tier 1 資本調達手段及びこれと同順位の利息の受領権を有する農中の他の資本調達手段に係る利息の支払額並びに農中の出資に係る剰余金の配当額の合計額が、農中法及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律の規定に基づき算定された剰余金の配当の限度額を超えない旨の契約内容になっているか。
 - (注)なお、農中は、その出資(その他 Tier 1 資本調達手段又は Tier 2 資本調達手段に該当するものを含む。)に対する剰余金の配当額の決定に際し、その他 Tier 1 資本調達手段のうち協同組織金融機関の優先出資に関する法律上の優先出資に該当しないものに係る利息の支払額につき、その調達スキームの特性を勘案の上、実質的に考慮すべきことに留意する。
- ② 農中法自己資本比率告示第6条第4項第5号に従い償還に関する契約 内容を定める場合、かかる農中の任意(オプション)による償還につい ての事前確認に当たっては、農中法自己資本比率告示及び下記Ⅲ-4-6-2-3-2に留意するものとする。
- ③ その他 Tier 1 資本調達手段が、農中法自己資本比率告示第 6 条第 4 項第 11 号の負債性資本調達手段に該当する場合、連結普通出資等 Tier 1 比率が一定の水準(以下「ゴーイング・コンサーン水準」という。)を下回ったときに連結普通出資等 Tier 1 比率が当該水準を上回るために必要な額又はその全額の元本の削減又は普通出資への転換(以下「元本の削減等」という。)が行われる特約その他これに類する特約が定められていることが必要となるが、当該その他 Tier 1 資本調達手段に係る特約は、以下の内容を全て満たしているか。

なお、当該その他 Tier 1 資本調達手段の額のうち、その他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入可能な額は、その元本の全額につき元本の削減等が生じたと仮定した場合に少なくとも生じると合理的に考えられる連結普通出資等 Tier 1 資本の額に限られることに留意する。

- ア ゴーイング・コンサーン水準として、連結普通出資等 Tier 1 比率で 5.125%以上の水準が定められているか。なお、ゴーイング・コンサーン水準を下回ったか否かの判断は次の連結普通出資等 Tier 1 比率によるものとし、農中は、連結普通出資等 Tier 1 比率がゴーイング・コンサーン水準を下回ったことにより元本の削減等が生じる場合、直ちにその旨の公表及び保有者に対する通知を行う内容になっているか。
 - (i)決算状況表(中間期にあっては仮決算状況表)により報告された連結普通出資等 Tier 1 比率
 - (ii)業務報告書により報告された連結普通出資等 Tier 1 比率
 - (iii) 法令又は金融商品取引所の規則に基づき連結普通出資等 Tier 1 比率を公表している場合には、これにより報告された連結普通出 資等 Tier 1 比率

(iv) 上記(i) から(iii) までの報告がされた時期以外に、当局の 検査結果等を踏まえた農中と監査法人等との協議の後、農中から 報告された連結普通出資等 Tier 1 比率

ただし、上記(i)から(iii)までの報告によって農中の連結普通 出資等 Tier 1 比率が報告されるまでの間に、元本の削減等がなくても 連結普通出資等 Tier 1 比率につきゴーイング・コンサーン水準を上回 らせるものとするために合理的と認められる計画が農中から当局に提 出され、当局の承認が得られた場合には、元本の削減等の効果を生じ させないことができるものとする。

- (注) なお、単体自己資本比率におけるその他 Tier 1 資本調達手段の要件を満たすためには、農中法自己資本比率告示第 18 条第 4 項第 11 号のゴーイング・コンサーン水準として単体普通出資等 Tier 1 比率で 5.125%以上の水準が定められていることが必要となる。
- イ 元本の削減に係る特約が定められている場合、以下の事項を全て満 たしているか。
 - ・ 元本の削減が行われる場合、当該削減がなされる部分に係る額の 残余財産の分配請求権の額又は元本金額、償還金額及び剰余金の配 当額又は利息の支払額が減少するものであること。
 - ・ 元本の削減が行われた後に一定の事由を満たすことを条件として 当該削減された部分の元本の全部又は一部の回復が可能な内容とす る場合には、当該元本の回復がなされた直後においても十分に高い 水準の連結普通出資等 Tier1 比率が維持されることが、その条件に 含まれていること。
- ウ 普通出資への転換に係る特約が定められている場合、以下の事項を 全て満たしているか。
 - ・ ゴーイング・コンサーン水準を下回った場合に、普通出資への転換が必要な額その他の転換に関する事項を確定の上、適用ある法令に従い、直ちに当該必要な額又はその全額のその他 Tier 1 資本調達手段が普通出資に転換されるものであること。
 - ・ ゴーイング・コンサーン水準を下回った場合に増加される普通出 資が定款の出資の総口数の最高限度を上回ることのないように、適 切な転換水準が設定されており、かつ、定款において必要な出資の 総口数の最高限度が確保されていること。
- ④ 農中法自己資本告示第6条第4項第15号本文等に従い、元本の削減等 又は公的機関による資金援助がなければ農中が存続できないと認められ る場合(以下「実質破綻事由」という。)において、これらの措置が講 ぜられる必要があると認められるときに、元本の削減等が行われる内容 の特約を定める場合には、バーゼル銀行監督委員会「実質的な破綻状態 において損失吸収力を確保するための最低要件」(2011年1月)を踏ま え、以下の事項を全て満たさなければならないことに留意するものとす る。
 - ア 実質破綻事由が発生した場合に農中の普通出資への転換がなされる 内容である場合には、実質破綻事由が発生した際に、適用ある法令に

従い直ちにその保有者に対して農中の普通出資が交付されるために必要な事前の手続が全て履践されていること。なお、公的機関による資金の援助その他これに類する措置が必要と認められる場合においては、かかる普通出資の交付は、これらの措置が実施される前に行われなければならない。

イ 農中の海外子会社(特別目的会社等を除く。)が資本調達手段を発行する場合であって、当該資本調達手段を農中の連結自己資本比率算定上のその他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入するためには、当該海外子会社の所在地国の監督当局及び我が国当局のいずれか一方又は双方が、当該資本調達手段の元本の削減等又は当該海外子会社への公的機関による資金援助がなければ当該海外子会社が存続できないとして当該資本調達手段の元本の削減等又は当該海外子会社への公的機関による資金援助が必要と判断した場合に、当該資本調達手段の元本の削減等が、適用ある法令に従い直ちに行われる旨の内容となっていること。なお、この場合、当該海外子会社の普通出資に代えて、農中の普通出資を当該資本調達手段の保有者につき増加させることを妨げない。

なお、農中法自己資本比率告示第6条第4項第15号ただし書等の適用により同号に定める特約が定められない場合には、法令の規定に基づいて元本の削減等を行う措置が講ぜられること又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に、農中に生じる損失が当該資本調達手段において完全に負担されることが、当該資本調達手段の発行に際し開示されなければならないことに留意する。

- ⑤ 農中が特別目的会社等を通じてその他 Tier 1 資本調達手段の発行を行う場合、当該特別目的会社等が発行する資本調達手段及びその発行代り金を利用するために発行される資本調達手段の双方について、上記①から④までに従い、その他 Tier 1 資本調達手段としての適格性を確認すべきことに留意する。
 - (注) 例えば、特別目的会社等が発行する資本調達手段に関する上記④ の判断に際しては、当該資本調達手段における実質破綻事由として、 その親法人等である農中の実質破綻事由が定められなければなら ない。

(2) Tier 2 資本調達手段としての適格性

農中が発行する Tier 2 資本に係る農中法第 4 条第 4 項に規定する資本金の額の増額の届出、農中法施行規則第 150 条第 1 項第 29 号に規定する劣後ローンによる借入れの届出又は同項第 36 号に規定する特別目的会社等による資本調達の届出があった場合等において、これらが自己資本比率規制上の Tier 2 資本調達手段として適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。

① 劣後債権者の支払請求権について、破産手続における配当の順位は、 破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする旨の定めがあるか。 これに加えて、少なくとも民事再生等の劣後状態が生じた場合には、劣 後債権者の支払請求権が一旦停止し、上位債権者が全額の支払を受けることを条件に劣後債権者の支払請求権の効力が発生するという条件付債権として法律構成することにより、結果的に利払い、配当を含め上位債権者を優先させる内容となっているか。

- ② 上位債権者に不利益となる変更、劣後特約に反する支払を無効とする契約内容がある旨の記載があるか。
- ③ 農中法自己資本比率告示第7条第4項第5号に従い償還等に関する契約内容を定める場合、かかる農中の任意(オプション)による償還等についての事前確認に当たっては、農中法自己資本比率告示及び下記Ⅲ-4-6-2-3-2に留意するものとする。
- ④ 農中法自己資本比率告示第7条第4項第10号等に定める特約その他の定めを付す場合、上記(1)④に記載された点に留意するものとする。
- ⑤ 農中が特別目的会社等を通じて Tier 2 資本調達手段の発行を行う場合には、当該特別目的会社等が発行する資本調達手段及びその発行代り金を利用するために発行される資本調達手段の双方について、上記(1)①から④まで又は上記(2)①から④までに従い、その他 Tier 1 資本調達手段としての適格性又は Tier 2 資本調達手段としての適格性を確認すべきことに留意する。
 - (注) 例えば、特別目的会社等が発行する資本調達手段に関する上記(1) ④又は上記(2)④の判断に際しては、当該資本調達手段における実質 破綻事由として、その親法人等である農中の実質破綻事由が定めら れなければならない。

Ⅲ-4-6-2-2-2 旧告示における資本調達手段としての適格性

農中が平成25年3月30日までに発行した資本調達手段のうち、その他Tier 1 資本調達手段若しくはTier 2 資本調達手段に該当しないもの、又は組合が平成26年3月30日までに発行した資本調達手段のうち、普通出資若しくは非累積的永久優先出資に該当しないものについて、それぞれ自己資本比率規制上の適格旧Tier 1 資本調達手段若しくは適格旧Tier 2 資本調達手段又は適格旧資本調達手段として適格であるかについて確認するためには、平成25年11月22日付で金融庁及び農林水産省により公表された『「系統金融機関向け総合的な監督指針」の一部改正』による改正前の本監督指針のⅢ-4-6-2-2-1にも留意して行うものとする。

Ⅲ-4-6-2-3 任意による償還等又は買戻し等に際しての自己資本の 充実についての確認【共通】

(1) 農中法施行規則第 150 条第 1 項第 30 号に規定する劣後ローンの期限前 弁済に係る届出又は同項第 37 号に規定する特別目的会社等の発行する資本 調達手段の期限前弁済若しくは期限前償還に係る届出を受理しようとする 時は、農中法自己資本比率告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえる とともに、農中における期限前弁済(期限のないものについての弁済を含 む。)後の自己資本比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特に 留意するものとする。

- (2) その他 Tier 1 資本調達手段又は Tier 2 資本調達手段(組合については非累積的永久優先出資)の償還等又は買戻しを行う場合の「発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還等又は買戻しのための資本調達(当該償還等又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。)が当該償還等又は買戻しの時以前に行われること」への該当の有無を判断するに当たっては、以下の点に留意するものとする。
 - ① 当該資本調達手段の償還等又は買戻しを行うための資本調達(再調達)が当該償還等若しくは買戻し以前に行われているか、又は当該償還等若しくは買戻し以前に行われることが確実に見込まれるか。また、当該資本調達が行われた後に、系統金融機関が十分な水準の自己資本比率を維持できないと見込まれるような事態が生じていないか。なお、その他 Tier 1 資本調達手段(組合については非累積的永久優先出資)の償還等又は買戻しを行うために資本調達(再調達)を行う場合、当該資本調達が行われた時点以降償還日又は買戻し日までの間は、当該資本調達により払込みを受けた金額のうち償還予定額に満たない部分については自己資本への算入が認められないことに留意する。
 - ② 当該償還等が、専ら当該資本調達手段の保有者の償還等への期待に応えるためだけに行われるものではないか。例えば、資本調達(再調達)のために発行される資本調達手段の適用金利が当該償還等される資本調達手段の適用金利よりも実質的に高いものとなる場合、かかる系統金融機関の金利負担の増加にも拘わらず当該資本調達を行う合理的な理由が認められるか。
 - ③ 資本調達(再調達)のために発行される資本調達手段の適用金利が、 系統金融機関の今後の収益見通し等に照らして、自己資本の健全性を維 持しつつ十分に支払可能なものとなっているか。
- (3) 農中が平成 25 年 3 月 30 日までに発行した資本調達手段のうち、その他 Tier 1 資本調達手段若しくは Tier 2 資本調達手段に該当しないもの、又は 組合が平成 26 年 3 月 30 日までに発行した資本調達手段のうち、普通出資 若しくは非累積的永久優先出資に該当しないものに関する期限前弁済の届 出受理に際しての確認については、平成 25 年 11 月 22 日付で金融庁及び農 林水産省により公表された「系統金融機関向け総合的な監督指針のⅢ−4−6−2 -3−1に留意して行うものとする。

Ⅲ-4-6-2-4 自己資本の質の維持・資本政策の確認【農中】

資本充実の原則の遵守及び資本の質の維持の観点から、増資時(その他 Tier 1 資本調達手段及び Tier 2 資本調達手段の発行時を含む。) において、必要に応じて、以下に関する資料の提出を求めることとする。

- ① 他の資本調達手段との比較において当該資本調達手段を選択した理由
- ② 払込みが金銭以外の財産によってなされる場合には、当該財産の価額算定の適切性
- ③ 今後の資本政策の予定(代替調達計画を含む。)
 - (注) なお、増資(その他 Tier 1 資本調達手段及び Tier 2 資本調達手段の発行を含む。)のコンプライアンスについては、 $\Pi-3-1-5$ を参照。

Ⅲ-4-6-2-5 監督上の対応【農中】

上記 $\Pi - 4 - 6 - 2 - 1$ から $\Pi - 4 - 6 - 2 - 4$ のヒアリング、確認等において、改善が必要と認められる場合には、必要に応じて、農中法第83条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、農中法第85条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行う(自己資本の充実の状況によって必要があると認めるときは、農中法第85条第2項に基づく早期是正措置(監督指針 $\Pi - 2 - 1$)による。)ものとする。

Ⅲ-4-6-2-6 他の金融機関等向け出資の調整項目に係る除外事由該 当性のチェック【共通】

農中法自己資本比率告示第8条第12項第1号若しくは告示第20条第9項第1号又は農協法自己資本比率告示第5条第8項第1号若しく第13条第9項第1号では、「その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段」については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して行政庁が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間、普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額、その他Tier1資本に係る調整項目の額若しくはTier2資本に係る調整項目の額又はコア資本に係る調整項目の額を算出する場合における当該算出の対象から除外することができるものとされている。

この場合において、その存続が極めて困難であると認められるか否かは、 系統金融機関による資本調達手段の取得時点における当該資本調達手段の発 行者の財政状態及び経営成績並びに経済情勢及び経営環境その他の事情を総 合的に勘案して判断するものとし、例えば、業務若しくは財産の状況に照ら し預貯金等の払戻しを停止するおそれのある金融機関又は預貯金等の払戻し を停止した金融機関が含まれる。

(注)したがって、かかる資本調達手段には、預金保険法第65条に規定する 適格性の認定等に係る同法第59条第2項に規定する合併等の際に保有す ることとなった同条第1項に規定する救済金融機関及び救済銀行持株会 社等の資本調達手段も含まれる。

また、上記取扱いが認められる期間は、上記事情に加えて、当該資本調達 手段の発行者の規模及び金融システムにおける重要性、当該資本調達手段の 種類及び保有額、系統金融機関の資本の状況、系統金融機関が当該資本調達 手段を保有することとなった経緯及び目的その他の背景事情並びに当該発行 者と系統金融機関の関係その他の当該資本調達手段の保有に係る事情を総合的に勘案して、当該資本調達手段を取得した日から 10 年を基本としつつ、期間の伸長・縮減や、激変緩和措置としての対象範囲の段階的縮減を認めるなど、金融システムの安定に鑑み合理的に必要と認められる期間を定めるものとする。

なお、系統金融機関による承認の申請までについては、原則として、対象 となる資本調達手段の取得と同時又はその直後に行うことが求められる。

さらに、組合については、農協法自己資本比率告示第5条第8項第2号又は第13条第9項第2号において、上記に加え、「その存続が極めて困難となるおそれがあると認められる者に対する資金の援助その他の経営改善のための支援を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段」についても、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して行政庁が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間、コア資本に係る調整項目の額を算出する場合における当該算出の対象から除外することができるものとされている。

この場合において、その存続が極めて困難となるおそれがあると認められるか否かは、組合による資本調達手段の取得時点における当該資本調達手段の発行者の財政状態及び経営成績並びに経済情勢及び経営環境のみならず、地域における金融仲介機能を継続的に発揮するための持続可能な収益性及び将来にわたる健全性その他の事情を総合的に勘案して判断するものとし、例えば、組合による資本調達手段の取得時点では最低所要自己資本比率を下回る状況にはないものの、合理的な事業計画に基づく収益の推移等を踏まえると、資金の援助その他の経営改善のための支援を受けられなければ、将来の一定期間に、最低所要自己資本比率を下回るおそれが見込まれる金融機関等が含まれる。

また、上記取扱いが認められる期間は、上記事情に加えて、当該資本調達 手段の発行者の規模及び金融システムにおける重要性、当該資本調達手段の 種類及び保有額、組合の資本の状況、組合が当該資本調達手段を保有するこ ととなった経緯及び目的その他の背景事情、組合が当該資本調達手段を一時 的に保有することに伴う発行者の経営改善の見込み及びそれによる地域にお ける金融仲介機能の継続的な発揮への寄与の状況並びに当該発行者と組合の 関係その他の当該資本調達手段の保有に係る事情を総合的に勘案して、当該 資本調達手段を取得した日から5年を基本としつつ、期間の伸長・縮減や、 激変緩和措置としての対象範囲の段階的縮減を認めるなど、金融システムの 安定に鑑み合理的に必要と認められる期間を定めるものとする。

なお、組合による承認の申請については、原則として、対象となる資本調達手段の取得と同時又はその直後までに行うことが求められる。

Ⅲ-4-7 自己資本比率及びレバレッジ比率の正確性Ⅲ-4-7-1 意義【共通】

自己資本比率及びレバレッジ比率については、系統金融機関の財務の健全性を示す基本的指標であることから、正確に計算されることが何よりも重要

である。

自己資本比率及びレバレッジ比率の計算の正確性等については、農協法自己資本比率告示、農中法自己資本比率告示又は農中法レバレッジ比率告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえる必要がある。

Ⅲ-4-7-2 留意事項【共通】

自己資本比率及びレバレッジ比率の計算の正確性については、自己資本比率及びレバレッジ比率が(連結)財務諸表に基づき算出規則に従って算出されるものであり、当該(連結)財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表規則」という。)及び「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)等に基づくことに加えて、特に以下の点に留意してチェックするものとする。

- (1) 農中は自己資本比率及びレバレッジ比率の算定に関する外部監査(「自己 資本比率の算定に関する合意された手続による調査業務を実施する場合の 取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第三十号)等に準拠し た外部監査等をいう。)を受けているか。
- (2) 意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段についての該当性 判断
 - ① 金融システム内で自己資本比率向上のために資本調達手段を相互に意図的に保有することは、系統金融機関及び他の金融機関等の双方において実体の伴わない資本が計上されることとなり、金融システムを脆弱なものにすることから、バーゼル合意に従い、農中法自己資本比率告示第8条第6項又は農協法自己資本比率告示第13条第4項等において、系統金融機関及び他の金融機関等との間で相互に自己資本を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の資本調達手段を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該系統金融機関又は連結子法人等の資本調達手段を保有していると認められる場合(以下「意図的持合」という。)、系統金融機関又は連結子法人等が保有する資本調達手段については、その全額を自己資本の調整項目として自己資本から控除しなければならないものとしている。この意図的持合については、具体的に以下のような場合を指すこととするが、これに該当しているか。
 - ア 系統金融機関又は連結子法人等が、平成9年7月31日以降、我が国の 預貯金取扱金融機関との間で、相互に資本増強に協力することを主たる 目的の一つとして互いに資本調達手段を保有することを約し、これに従 い、系統金融機関又は連結子法人等が当該預貯金取扱金融機関の資本調 達手段を保有し、かつ、当該預貯金取扱金融機関も系統金融機関又は連 結子法人等の資本調達手段を保有している場合
 - イ 系統金融機関又は連結子法人等が、平成22年12月17日(組合については、平成24年12月12日)以降、他の金融機関等(我が国の預貯金取扱金

融機関を除く。)との間で、相互に資本増強に協力することを主たる目的の一つとして互いに資本調達手段を保有することを約し、これに従い、系統金融機関又は連結子法人等が当該他の金融機関等の資本調達手段を保有し、かつ、当該他の金融機関等が系統金融機関又は連結子法人等の資本調達手段を保有している場合

- ※ したがって、他の金融機関等が系統金融機関又は連結子法人等の資本調達手段を保有していない場合は、意図的持合には該当しない。また、他の金融機関等との間で相互に資本調達手段を保有している場合であっても、相互に資本増強に協力することを主たる目的の一つとして資本調達手段を互いに保有することが約されているとは認められない場合(例えば、専ら純投資目的等により流通市場等において他の金融機関等の資本調達手段を取得及び保有している場合や、専ら業務提携を行う目的で他の金融機関等の資本調達手段を相互に保有している場合、また、証券子会社がマーケット・メイキング等の目的で一時的に他の金融機関等の資本調達手段を保有している場合等)は、意図的持合には該当しない。
 - ※※ なお、組合については、上記の意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額のほか、同じくコア資本に係る調整項目の額に含まれる少数出資金融機関等の対象普通出資等の額、特定項目に係る10パーセント基準超過額又は特定項目に係る15パーセント基準超過額の算出に際して、時価評価差額がその他有価証券評価差額金として評価・換算差額等の項目として計上される対象普通出資等又は対象資本調達手段については、時価による評価替えを行わない場合の額をもってその額とする必要があることに留意する。

(3) リスクアセットの計算方法

- ① 資産の流動化が行われた場合には、法形式上の譲渡に該当する場合であっても、リスクの移転が譲受者に完全に行われている等、実質的な譲渡が行われているか。
- ② 買戻し権利付債権譲渡については、原則としてリスクアセットの削減効果を認める。ただし、決算期をまたいで買戻し権利付債権譲渡を行った場合、当該決算期以降1年以内に当該権利を行使して買戻しを行うインセンティブを与えるような契約を結んでいるものについては、リスクアセットの削減効果を認めない。なお、一時的な自己資本比率の引上げを行う意図をもって買戻し権利付債権譲渡を行っている場合には、上記にかかわらずリスクアセットの削減効果を認めない。
- ③ 決算期をまたいで又は決算期日に保有債権に銀行保証等を付している場合には、原則、当該債権の残存期間と保証等の期間が等しい場合にのみリスクアセットの削減効果を認める。ただし、保証等の残存期間が債権の残存期間を下回っている場合であっても、当該保証等につき正当な理由があり、かつ、継続して信用リスクの削減が期待できる場合(注)にはリスクアセットの削減効果を認める。なお、一時的な自己資本比率の引上げを行う意図をもって保証契約等を結んでいる場合は、上記にか

かわらずリスクアセットの削減効果を認めない。

- (注) 当面、保証等の残存期間が1年以上の場合を目途とする(ただし、 保証等の残存期間が1年以上のものでも、実質的に1年以内に保証契 約等を解除するインセンティブを与えるような契約を結んでいるもの については、リスクアセットの削減効果を認めない。)。
- ④ マーケット・リスク相当額算出時における外国為替リスクの算出対象 ポジションについて、当面、次の取扱いとするが、これに対応している か。
 - ・ 別表第3、Ⅱ-2-(3)中、金及び外国為替のポジションのうち、 外国為替リスクの対象から除くことができるとされていた円投別枠ポ ジション等については、今後も除いてよい。【新規制導入先は除く。な お、新規制導入先は改正後の告示(令和5年金融庁・農林水産省告示 第1号又は令和6年金融庁・農林水産省告示第1号をいう。)を参照す ること。】
- ⑤ 不良債権証券化エクスポージャーに係る資本賦課について、規制裁定 行為に当たる取扱いが行われていないか。

特に農協法自己資本比率告示第243条の4第2項又は農中法自己資本 比率告示第244条の4第2項について、これらの規定に掲げる要件の全 てに該当する場合であっても、不良債権以外の債権に対するリスクアセ ットの削減を目的とする場合には、これらの規定に定めるリスク・ウェ イトの適用を認めない。

- (4) 連結自己資本比率を算出する際の比例連結の方法の使用に関するチェック
 - ① 連結自己資本比率を算出する際に金融業務を営む関連法人等について 比例連結の方法の使用の届出があった場合においては、以下の点に留意 するものとする。
 - ア 農協法自己資本比率告示第15条第1項第1号又は農中法自己資本比率告示第9条第1項第1号に規定する投資及び事業に関する契約(以下「合弁契約」という。)については、以下の点についてチェックする。
 - a 契約当事者にすべての共同支配会社が含まれているか。また、共 同支配会社以外の法人等が含まれていないか。
 - b 合弁契約に係る金融業務を営む関連法人等の設立、株式の発行等、共同支配会社の保有議決権割合(農協法自己資本比率告示第 15 条第 1 項第 2 号又は農中法自己資本比率告示第 9 条第 1 項第 2 号に規定する保有議決権割合をいう。以下Ⅲ 4 7 において同じ。)、共同支配会社からの役員派遣その他の役員の選任に関する事項、共同支配会社による経営への関与に関する事項(株主総会の決議方法等に関する事項並びに取締役会等の構成及び決議方法等に関する事項を含む。)などが契約内容に含まれているか。
 - イ 農協法自己資本比率告示第15条第1項第2号又は農中法自己資本比率告示第9条第1項第2号に規定する、合弁契約に基づき保有議決権割合に応じて共同でその事業の支配及び運営を行う体制がとられてい

- るかどうかについては、以下の点についてチェックする。
- a 合弁契約に係る金融業務を営む関連法人等の株主総会その他これ に準ずる機関(以下Ⅲ-4-7において「意思決定機関」という。) において、共同支配会社は保有議決権割合と同一の割合の議決権を 与えられているか。
- b 各共同支配会社の合弁契約に係る金融業務を営む関連法人等への 取締役派遣割合(合弁契約上、取締役を指名又は任免することが認 められる取締役の数が全取締役数に占める割合をいう。)は保有議決 権割合と同一となっているか。それらが同一でない場合には、代表 取締役、社長、会長、その他の役員の派遣状況等に照らして、実質 的に保有議決権割合が同一であるのと同視できるか。
- c 合弁契約において定められている保有議決権割合が、当該合弁契 約の変更を伴うことなく変更され得ることとなっていないか(以下 エの場合を除く。)。
- d 意思決定機関及び取締役会の決議事項及び決議方法は、法令及び 定款に基づいているか。
- e 合弁契約に係る金融業務を営む関連法人等に対する各共同支配会 社の追加出資及び各共同支配会社(その子会社、子法人等及び関連 法人等を含む。)の融資、債務保証その他のリスク負担行為が保有議 決権割合に応じて行われることとされ、又はこれに反する内容とな っていないか。
- f 合弁契約に係る金融業務を営む関連法人等について、新設、既存 企業からの事業譲受け等、その設立態様のいかんを問わず、合弁契 約に定められている事業の遂行に必要な免許、許認可等所要の手続 を経て、系統金融機関が自己資本比率を算定する日において現に事 業が行われているか。
- g その他合弁契約に基づき保有議決権割合に応じて共同でその事業 の支配及び運営が行われていないと認められる点はないか。
- ウ 農協法自己資本比率告示第15条第1項第4号又は農中法自己資本比率告示第9条第1項第4号に規定する、当該系統金融機関が保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等(以下Ⅲ-4-7において、「過大負担契約等」という。)は、書面又は口頭、明示又は黙示のいずれによるかを問わないものとする。
- エ 合弁契約において一定の事由を停止条件として保有議決権割合の変更を認めることとされている場合には、停止条件の内容が明確かつ合理的なものであり、かつ、当該停止条件が成就していないことが明らかである限りにおいては、過大負担契約等に該当しないものとする。
- オ 農協法自己資本比率告示第15条第2項又は農中法自己資本比率告示第9条第2項については、連結財務諸表規則第4条第1項第4号に規定する継続適用の原則に照らして判断することに留意する。
- ② 金融業務を営む関連法人等について比例連結の方法を適用するに当たっては、その資産、負債、収益及び費用のうち、投資をしている系統金融機関及び連結子法人等に帰属する部分のみを対象として連結の範囲に

含める点を除き、子会社の全部連結に準じて行うものとする。ただし、 我が国の会計制度上比例連結が採用されておらず馴染みがないことや、 会計上の事務負担が増加することに鑑み、以下の簡便法によっている場 合には、当分の間、比例連結の方法によっているものとして取り扱って 差し支えない。

- ア 簡便法は、当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段(意図的持 合として保有している他の金融機関等の資本調達手段を除く。以下②に おいて同じ。)を、農中については農中法自己資本比率告示第6条第2 項等第4号に規定するその他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の 額、農中法自己資本比率告示第7条第2項第4号に規定するその他金融 機関等のTier 2 資本調達手段の額及び農中法自己資本比率告示第8条第 9項第1号及び第10項第1号に掲げる額を算出する場合におけるその他 金融機関等に係る対象資本調達手段の額並びに農中法自己資本比率告示 第53条の3又は第155条の3の規定による信用リスク・アセットの額の算 出の対象に含めず、また、組合については、農協法自己資本比率告示第 13条第6項第1号又は第7項第1号に掲げる額を算出する場合における その他金融機関等に係る対象普通出資等の額及び告示第47条の3、第47 条の4、第154条の3又は第154条の4の規定による信用リスク・アセッ トの額の算出の対象に含めず、農中法自己資本比率告示第9条第1項本 文後段又は農協法自己資本比率告示第15条第1項本文後段の規定にかか わらず持分法を適用し、かつ、連結自己資本比率に係る算式における分 母の額(信用リスク・アセットの額、マーケット・リスク相当額を8パ ーセントで除して得た額(農中の場合に限る。)及びオペレーショナル・ リスク相当額を8パーセントで除して得た額の合計額をいう。以下イに おいて同じ。)に調整を加えることにより行うものとする。
 - (注1) 簡便法において持分法を適用するのは、持分法の適用に当たって、当期純損益の認識、のれん相当額の調整、未実現損益の消去、配当金の消去等の会計処理が行われることによる。
 - (注2)連結自己資本比率に係る算式における分子の額(農中については普通出資等 Tier 1 資本の額、Tier 1 資本の額及び総自己資本の額をいい、組合については自己資本の額をいう。)には調整を行わない。
- イ 連結自己資本比率に係る算式における分母の額は、当該金融業務を営む関連法人等を連結の範囲に含めないで算出した連結自己資本比率に係る算式における分母の額から次のaに掲げる額を控除し、bに掲げる額を加算した額とする。
 - a. (略)
 - b. 毎決算期の末日における当該金融業務を営む関連法人等の貸借対照 表に基づいて算出した以下に掲げる額の合計額に保有議決権割合を 乗じて得た額
 - i) 農中法自己資本比率告示第10条から第12条まで又は農協法自己 資本比率告示第16条及び第17条の規定を適用して得た当該金融業 務を営む関連法人等に係る分母の額
 - ii) 農中について農中法自己資本比率告示第5条第2項、第6条第2

項若しくは第7条第2項の規定による普通出資等 Tier 1 資本に係る調整項目の額、その他 Tier 1 資本に係る調整項目の額若しくは Tier 2 資本に係る調整項目の額の算出の対象となるものの額の合計額に1,250 パーセントを乗じて得た額、又は組合について農協法自己資本比率告示第12条第2項の規定によるコア資本に係る調整項目の額の算出の対象となるものの額に1,250 パーセントを乗じて得た額

- ウ 上記イbにおいて、系統金融機関と当該金融業務を営む関連法人等の間の債権・債務については、相殺消去を行わないこととして差し支えない。なお、相殺消去を行う場合には、系統金融機関又は当該金融業務を営む関連法人等の有する債権を資産等から除いて上記イbの分母の額を算定する。
- エ 上記イbi)において、当該金融業務を営む関連法人等に係る信用リスク・アセットの額の算定上、農中法自己資本比率告示第10条又は農協法自己資本比率告示第16条に定める信用リスク・アセットの額よりも大きい額を用いても差し支えない。
- オ 上記 イ b i i) において、規定する額よりも大きいと合理的に認められる額を用いても差し支えない。
- カ その他、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っているか。
- (5) 自己資本比率及びレバレッジ比率の計算方法の一貫性

例えば農中法自己資本比率告示、農中法レバレッジ比率告示、農協法自己資本比率告示における経過措置の適用等、自己資本比率又はレバレッジ 比率の計算方法に関して系統金融機関に一定の裁量が認められている場合、合理的な理由に基づく変更の場合を除き、一貫した計算方法を採用しているか。

Ⅲ-4-7-3 監督手法・対応【共通】

(1) オフサイト・モニタリング

系統金融機関からの照会を受けて検討したところ、自己資本比率又はレバレッジ比率の計算の正確性等に問題があることが判明した場合には、その内容を通知し、注意を喚起するものとする。

(2) 検査結果により、自己資本比率又はレバレッジ比率の計算の正確性に問題があると認められたときは、農協法第93条又は農中法第83条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。さらに重ねて、検査結果により、自己資本比率又はレバレッジ比率の計算の正確性に重大な問題があると認められる等、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、農協法第94条の2又は農中法第85条第1項に基づき業務改善命令を発出するものとする。

Ⅲ-4-8 子会社等【共通】

系統金融機関の子会社(農協法第11条の2第2項又は農中法第24条第4項に規定する子会社(同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。)をいう。以下同じ。)、子法人等(信用事業命令第10条第2項又は農中法施行令第8条第2項に規定する子法人等(子会社を除く。)をいう。以下同じ。)及び関連法人等(信用事業命令第10条第3項又は農中法施行令第8条第3項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。)(以下「子会社等」という。)の業務範囲等については、以下のとおりとする。

なお、信連又は農中については農協法第 10 条第 23 項又は農中法第 55 条に 規定する他業禁止の規定に留意する。

(注1) 系統金融機関又はその子会社が、国内の会社(当該系統金融機関の 子会社を除く。)の株式等について、合算して、その基準議決権数(農 協法第 11 条の 65 第 1 項若しくは同法第 11 条の 67 第 1 項又は農中法 第73条第1項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。)を超えて 所有している場合の当該国内の会社(農協においては、農協法第11条 の 65 第1項の特定事業会社をいう。以下「特定出資会社」という。) が営むことができる業務は、農協にあっては農協法第 11 条の 64 第1 項第1号及び第2号、信連にあっては同法第11条の66第1項第1号 から第4号まで及び第7号、第9号及び第10号並びに第2項第1号及 び第2号、農中にあっては農中法第72条第1項第1号から第4号まで、 第8号及び第10号、第12号及び第13号に掲げる会社(農協法第11 条の66第1項第7号又は農中法第72条第1項第10号に掲げる会社に あっては、特別事業再生会社を除く。)、農中が子会社としている特例 持株会社(農中法第72条第6項第1号に規定する特例持株会社をい う。)並びに特例対象会社(農協法第 11 の 67 第4項及び農中法第 73 条第8項に規定する特例対象会社をいう。)が行うことができる業務の 範囲内であり、かつ、信用事業命令、農中法施行規則、各種子会社関 係告示、監督指針に定める子会社に関する基準等を満たす必要がある ことに留意する。

なお、農協法 11 条の 66 第 4 項又は農中法第 72 条第 4 項に基づく子会社認可については、信用事業命令第 38 条第 2 項第 4 号及び農中法施行規則第 100 条第 2 項第 4 号において、それぞれ、子会社等の収支(農中に係るものにあっては、農中を含む。)が良好であり、当該認可後においても良好に推移することが見込まれることが求められているが、当該認可審査項目には、収支予想期間までは定められていないことに鑑み、当該認可の申請に係る収支予想期間については、3 年以上とすることは差し支えない。

また、子会社等に関する届出(子会社については農協法第 97 条第 1 項第 3 号若しくは同項第 6 号又は農中法第 72 条第 9 項第 1 号の届出、特定出資会社については農協法施行規則第 231 条第 1 項第 7 号若しくは信用事業命令第 58 条第 1 項第 7 号又は農中法施行規則第 150 条第 1

項第21号の届出、子法人等又は関連法人等については農協法施行規則第231条第1項第5号又は農中法施行規則第150条第1項第10号の届出をいう。)の受理に当たっては、当該子会社等の定款又は当該系統金融機関と当該子会社等が締結した業務協定書等により、当該子会社等が営むことができる業務を営んでいることを確認する。

- (注2)子法人等及び関連法人等の判定に当たり、当該系統金融機関が、農協法施行規則、信用事業命令、農中法施行令、財務諸表規則等、農協監督指針及び日本公認会計士協会監査委員会報告第60号『連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い』(平成10年12月8日付)その他の一般に公正妥当と認められる会計の基準に従っているかにも留意する。
- (注3) 農協法第11条の64から第11条の67まで並びに農中法第72条及び第73条に規定する「会社」には、特別目的会社(例えば、資産の流動化、自己資本の調達を目的とするもの等)、組合、証券投資法人、パートナーシップその他の会社に準ずる事業体(以下「会社に準ずる事業体」という。)を含まないが、会社に準ずる事業体を通じて子会社等の業務範囲規制、他業禁止の趣旨が潜脱されていないかに留意する。
- (注4) 地域活性化事業会社(農協法第11条の66第1項第8号、農協法第11条の67第4項、農中法第72条第1項第11号及び農中法第73条第8項に規定する会社をいう。以下「(注5)」において同じ。)について、信連又は農中からの事業内容の可否に係る事前相談については、信用事業命令第44条第1項第2号又は農中法施行規則第104条の2第1項第2号に規定している「地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社」に、単に合致しているかにより判断して差し支えない。
- (注5)農協法改正(令和3年11月施行)により、農協法第11条の66第1 項第8号が、農中法改正(令和3年11月施行)により、農中法第72 条第1項第11号が追加されたが、地域活性化事業会社における不動産 業務の取扱いは改正前と変わらないことに留意する。

Ⅲ-4-8-1 子会社等の業務の範囲【共通】

子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。

- (1) 系統金融機関の子会社が営む従属業務(農協法第11条の64第1項第1号若しくは第11条の66第2項第1号又は農中法第72条第2項第1号に規定する従属業務をいう。以下同じ。)については、監督指針Ⅱ-3-2-5等に沿って適切な対応を行っているか。
- (2) 農協の子会社が営む付随・関連業務(農協法第11条の64第1項第2号に規定する業務をいう。以下同じ。)及び信連若しくは農中の子会社が営む金融関連業務(信連にあっては農協法第11条の66第2項第2号、農中にあっては農中法第72条第2項第2号に規定する業務をいう。以下同じ。)

については、以下の範囲となっているか。

① 信用保証業務

当該系統金融機関並びにその子会社、子法人等及び関連法人等による事業性ローンに係るものを取り扱っていないか、また、以下の点に留意した取扱いとなっているか。

ア 保証会社の業務運営に当たっては、保証債務の円滑な履行に疎通を 欠くことのないよう、保証の特性を踏まえた、適正な保証料率の設定、 適切な引当処理の実行などによる、保証業務の専業体制の確立、内部 留保の充実その他適正な支払い準備の確保等に十分配意しているか。

特に、グループ内の保証については、保証にかかるリスクが外部に移転していないことにかんがみ、当該保証会社の業況が当該系統金融機関の健全性の確保に影響を与えることがないよう十分配意しているか。

- イ 保証会社が信用保証を行うに当たって、物的担保以外に不必要な人 的担保も徴求していないか。
- ウ 系統金融機関が、信用保証を必要とする債務者に対し、自組合又は 農中が子会社として設立した保証会社の保証を強制すること等の行為 を行っていないか。
- エ 系統金融機関が、保証会社の保証付住宅ローンの金利について、通常の場合の金利に比較して次のものに相当する部分を低減しているか。
 - a 通常見込まれる貸倒れに伴う損失
 - b 担保等の設定、管理、処分等のために要するコスト
 - c 信用調査、貸出審査等が簡略化されることにより軽減が見込まれるコスト

② リース業務

不動産を対象としたリース契約に当たっては、教育・文化施設、社会福祉施設等の公的な施設の整備・運営に係るものを除き、融資と同様の形態(いわゆるファイナンスリース)に限ることとし、一般向け不動産業務等の子会社対象会社が営むことができる業務以外の業務を行っていないか。

- (注)優越的地位の濫用及び利益相反取引の防止に係る管理態勢を整備するとともに、系統金融機関が不動産業務を行うことができないことに鑑み、実質的に不動産の売買及び賃貸の代理及び媒介を行うこととならないよう、法令等遵守の観点から事前に十分な検討・検証を行うこととしているか。
- ③ 投資助言業務又は投資一任契約に係る業務 業務の特殊性、投資家保護の観点から以下の点に留意した取扱いとなっているか。
 - ア 保護預りは当該社では扱わず、系統金融機関本体、信託銀行等の扱いとなっているか。
 - イ 投資助言の範囲は不動産、骨董品等は対象とせず、有価証券、金融 商品としているか。
- ④ 電気通信業務(いわゆるVAN業務)

主として(おおむね5割以上)系統金融機関の業務及び企業の資金、 経理に関連したもの(受・発注業務、売掛・買掛債権管理業務等資金決 済に関するもののほか、会計、税務、資金運用等に関するデータ処理等) を取り扱うこととしているか。

- (注)電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第16条第1項による総務省への届出について照会があった場合には、「子会社等が他人の通信を媒介する役務(以下「媒介役務」という。)の提供を営利の目的とせず(例えば、共同出資の子会社等が、出資系統金融機関のみを対象として媒介役務を提供する場合等当該子会社等の定める料金、提供条件等から媒介役務について収益をあげることを目的としていないことが明白な場合:100%出資の子会社はこれに含まれる。)に行う場合には必要ない」旨回答すること。
- ⑤ 信託受益権の販売に係る業務

不動産を信託財産とする信託の受益権の売買の代理及び媒介を行うに当たっては、系統金融機関が不動産業務を営むことができないことにかんがみ、実質的に不動産の売買及び貸借の代理及び媒介を営むこととならないよう、法令等遵守の観点から事前に十分な検討・検証を行うこととしているか。

⑥ 投資専門子会社におけるコンサルティング業務等 投資専門子会社による信用事業命令第 34 条第 14 項第 2 号又は農中 法施行規則第 95 条第 13 項第 2 号の業務の実施にあたっては、優越的 地位の濫用及び利益相反取引の防止に係る管理態勢を整備するととも に、法令等遵守の観点から事前に十分な検討・検証を行うこととして いるか。

- (3) 系統金融機関の特定子法人等(特定出資会社でない子法人等をいう。以下同じ。)及び特定関連法人等(特定出資会社でない関連法人等をいう。以下同じ。)については、以下のとおりとなっているか。ただし、会社に準ずる事業体については、この限りでない。
 - ① 系統金融機関の特定子法人等及び特定関連法人等の業務の範囲については、子会社対象会社(農協法第11条の64第1項及び第11条の66第1項又は農中法第72条第1項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。)の営むことができる業務の範囲内であり、かつ、信用事業命令、農中法施行規則、告示、監督指針に定める子会社に関する基準等を満たしているか。

なお、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成 10 年法律第 107 号。以下「金融システム改革法」という。)の施行の際、信託業務を営む系統金融機関(本体で不動産業務を営む者に限る。)の特定子法人等又は特定関連法人等で現に一般向け不動産業務を営むもの(以下②において「特定法人」という。)の当該業務については、系統金融機関の特定子法人等及び特定関連法人等が営むことができる業務に含まれることに留意する。

② 関連会社として届出がなされたもの(当該関連会社がその業務を行わ

せるために設立した会社及びこれらと同様の業務を営む会社を含み、(3) に該当する会社及び特定法人を除く。)で、金融システム改革法の施行の際、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を現に営む系統金融機関の特定子法人等又は特定関連法人等が、金融システム改革法の施行後も引き続きそれらの業務を営む場合には、別に命ずるところにより、当該特定子法人等又は特定関連法人等の名称、業務その他必要な事項について報告がなされたものに限り、当分の間、上記①に反しないものとして取り扱って差し支えない。

ア組合

協同会社(1又は2以上の組合が議決権の2分の1を超えて有している株式会社若しくは有限会社又は1若しくは2以上の組合により実質的に支配されている会社)として届出がなされているもの(当該協同会社がその業務を行わせるために設立した会社及びこれらと同様の業務を営む会社を含み、④に該当する会社を除く。)で金融システム改革法の施行の際、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を現に営む協同会社が金融システム改革法施行後、出資比率を基準議決権数以内にした上で、引き続きそれらの業務を営む場合(子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を当該協同会社から切り離す場合において、設立する国内の会社がそれらの業務を営む場合を含む。)には、当分の間、上記①に反しないものとして取り扱って差し支えない。

ただし、当該子法人等又は関連法人等が当該組合の子会社となる場合並びに当該子法人等又は関連法人等が金融システム改革法の施行前に営んでいた業務以外の業務を新たに営む場合は、この限りでない。

イ 農中

外部出資として届出がなされた会社(当該会社がその業務を行わせるために設立した会社及びこれらと同様の業務を営む会社を含み、④に該当する会社及び特定法人を除く。以下「外部出資会社」という。)で、金融システム改革法の施行の際、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を現に営む農中の特定子法人等又は特定関連法人等が、金融システム改革法の施行後も引き続きそれらの業務を営む場合には、当該特定子法人等又は特定関連法人等の名称、業務その他必要な事項について報告がなされたものに限り、当分の間、上記①に反しないものとして取り扱って差し支えない。

ただし、当該特定子法人等又は特定関連法人等が農中の子会社又は 特定出資会社となる場合並びに当該特定子法人等又は特定関連法人等 が金融システム改革法の施行前に営んでいた業務以外の業務を新たに 営む場合はこの限りでない。

- (注) 例えば、以下のような場合については、農協法又は農中法の趣旨を 逸脱しない限り、上記子法人等若しくは関連法人等又は特定子法人等 若しくは特定関連法人等に準じて取り扱って差し支えない。
 - 系統金融機関の届出済の関連会社が上記の業務を営む場合に、当 該系統金融機関が他の会社の保有する当該関連会社の株式を取得し

たことにより、金融システム改革法の施行の際、当該系統金融機関の特定出資会社(子法人等又は関連法人等に限る。)となったことについてやむを得ない理由があるとき(金融システム改革法附則第127条に規定する届出がなされているものに限る。)

③ 子会社対象会社の業務について

ア組合

一般向け不動産業務、物品販売業務、旅行あっせん業務等、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を行っていないか。

イ 農中

特定子法人等又は特定関連法人等において、一般向け不動産業務、物品販売業務、旅行あっせん業務等、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を行っていないか。ただし、金融システム改革法の施行の際、特定子法人等又は特定関連法人等が現にこれらの業務を営んでいる場合には、平成14年3月期末までに必要な見直しが行われているか。

なお、金融システム改革法の施行の際、特定子法人等又は特定関連 法人等が現に従属業務又は金融関連業務(これらに準ずる業務として、 報告がなされたものを含む。)を営む場合又はこれらを併せ営む場合 においては、平成14年3月期末までに当該従属業務又は金融関連業 務以外の業務について必要な見直しが行われているものに限り、当分 の間、上記①に反しないものとして取り扱って差し支えない。

Ⅲ-4-8-2 他の事業者等の貸出金等に係る担保財産(不動産を除く。) の売買の代理・媒介会社の取扱い【共通】

他の事業者等の貸出金等に係る担保財産(不動産を除く。)の売買の代理・媒介会社の業務は、他の事業者等が貸出金等の回収のために担保権を実行する必要がある場合に行う当該貸出金等に係る担保財産(不動産を除く。)の売買の代理・媒介(以下「代理等」という。)に限られているか。

- (注1) 他業禁止規制の趣旨を踏まえ、担保権の実行以外での売買の代理 等は認められないことに留意する。
- (注2) 系統金融機関が不動産業務を営むことができないことに鑑み、不 動産の売買の代理等は認められないことに留意する。
- (注3) 担保財産の取得・保有・管理及び売却は、信用事業命令第35条第 1項第23号又は農中法施行規則第97条第1項第23号に規定する会社 以外は認められないことに留意する。

Ⅲ-4-8-3 系統金融機関の貸出金等に係る担保財産の保有・管理会社の取扱い【共通】

系統金融機関の貸出金等に係る担保財産の保有・管理会社については、以下の点に留意した取扱いとなっているか。

- (1) 当該会社の業務は以下に限られているか。
 - ① 親系統金融機関等(農協法施行規則第61条第1項第23号、信用事業命令第35条第1項第23号、農中法施行規則第97条第1項第23号にそれぞれ規定する「自らを子会社とする農業協同組合」、「農業協同組合連合会等」、「農林中央金庫等」をいう。以下同じ。)が貸出金等の回収のために担保権を実行する必要がある場合(親系統金融機関等に係る担保財産について第三者が担保権を実行する場合も含む。)に行う当該貸出金等に係る担保財産の取得(不動産以外の財産については競落による取得に限らず、いわゆる私的実行による取得も含む。)。
 - ② 取得した財産の保有・管理及び売却(以下「保有等」という)。
- (2) 当該会社の業務遂行に当たって以下の点は遵守されているか。
 - ① 不動産の保有等
 - ア 取得した不動産に関し、必要に応じ、財団法人民間都市開発推進機構、特定不動産共同事業者、宅地建物取引業者等との連携を図りつつ、 整地、当該土地に適切な建築物の建設、隣接地の購入等を行い、当該 不動産の価値の向上のための有効活用に努めているか。
 - イ 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社の活用による流動化を検討するなど、取得した不動産の円滑な売却の実現に努めているか。
 - ウ 当該会社は、不動産の保有等を行うに当たって、ホテル業等関連会 社が営むことが適当でない業務を営んでいないか。
 - ② 動産の保有等
 - ア 動産は多種多様であり、その保有等により想定されるリスクも多岐に亘ることを踏まえ、当該動産の種別、特性に応じ、当該動産の保有等により生じうる管理責任や契約不適合責任等のリスクを適正に把握・分析・管理し、これらのリスクに適切に対応するための態勢を整備しているか。
 - イ 当該動産の取得に際しては、客観性・合理性のある評価方法による 評価をしているか。
 - ウ 取得した動産に関し、当該動産の種別、特性等に応じた適切な管理 を行い、当該動産の価値の向上、維持に努めているか。
 - エ 取得した動産の種別、特性等に応じた適切な売却・換価方法を検討し、その実現に努めているか。
 - オ 当該会社は、動産の保有等を行うに当たって、関連会社が営むこと が適当でない業務を営んでいないか。
 - ③ 債権の保有等
 - ア 当該債権の取得に際しては、客観性・合理性のある評価方法による 評価をしているか。
 - イ 取得した債権に関し、当該債権の第三債務者(目的債権の債務者) の信用力を判断するために必要となる情報を随時入手し財務状況を継 続的にモニタリングするなど、当該債権の価値の維持に努めているか。
 - ウ 取得した債権に関し、適時に適切な回収措置(第三者への譲渡を含

- む)を講じ、円滑な回収の実現に努めているか。
- ④ その他の財産の保有等 その他の財産についても、上記不動産、動産及び債権の保有等に準じ た取扱いがなされているか。
- (3) 対象財産は親系統金融機関等の貸出金等に係る担保財産であり、当該財産の購入により、親系統金融機関等に回収が見込まれるか。
 - (注)貸出金等には親系統金融機関等が保証の履行により取得した求償権 等の債権で当該財産の被担保債権となっているものを含む。

(4) その他

- ① 不動産の保有等を行う当該会社は、宅地建物取引業法(昭和27年法律 176号)の規定により、同法第3条の免許を取得しているか。
- ② 不動産以外の財産の保有等を行う当該会社は、当該財産の保有等に必要な免許、許可、登録又は承認等を取得しているか。
- ③ 当該会社は取得した財産毎に収支・損益の分別管理を行っているか。
- ④ 親系統金融機関等及び当該会社は当該会社の財務の健全性が確保されるよう必要な措置を講じているか。

Ⅲ-4-8-4 事業高度化等会社・一定の業務高度化等会社【信連・農中】

信用事業命令第34条第15項に掲げる会社(以下「事業高度化等会社」という。)及び農中法施行規則第99条の2に掲げる会社(以下「一定の業務高度化等会社」という。)には、一定の地域商社(信用事業命令第34条第15項第2号及び農中法施行規則第99条の2第2号に掲げる会社をいう。以下同じ。)が含まれるところ、信用事業命令第34条第15項第2号に規定する「当該農業協同組合連合会の事業の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがない」という要件及び農中法施行規則第99条の2第2号に規定する「農林中央金庫の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがない」という要件については、以下の点に留意する必要がある。

(1) 物流への関与等

一定の地域商社の業務内容としては、商品の仕入れ・販売を自ら行うような場合を始めとして、自ら在庫を保有し、機能的に物流を担う運営も考えられる。このような業務について、例えば、以下のような場合には、当該信連又は農中の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれはないと考えられる。

・ 地域内外での新規顧客の獲得や販路拡大の支援の観点から、ECサイトや実店舗での小売販売を行うための在庫を保有するものの、保有される在庫は、販売初期において試験的に販売したり、需給の不確実な期間において安定的に販売したりするために必要な程度に止まっている場合など、実質的に在庫の保有リスクを伴わないと認められる場合(これを超えて、販路の開拓や需給の見通しが立ったこと等の事情により取扱量を本格的に拡大するにあたっては、委託販売等の在庫の保有リスクを伴

わない販売方式がとられる場合。)。

なお、一定の地域商社としては、在庫の保有や物流機能を担うことなく、ECモール等の取引の場の設置による集客・販売支援や、卸売先の紹介・商品開発に関するコンサルティング等に留まる範囲で行うことも考えられるところであって、このような業務運営を行う場合には、当該信連又は農中の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれはないと考えられる。

(2) 製造・商品加工への関与

一定の地域商社が事業高度化等会社又は一定の業務高度化等会社として 製造や商品加工を直接担うことは、他業禁止の趣旨等に鑑みれば基本的に は想定されない。当該信連又は農中の業務の健全かつ適切な運営に支障を 来す著しいおそれがないとするためには、地域産品の特性に適した商品企 画や流通形態の提供という一定の地域商社の機能として必要不可欠なもの (例えば、商品企画等のために必要となる試験的な製造や商品加工等)に 限られ、かつ、コンプライアンス・リスクやレピュテーショナル・リスク を含めた他業リスクや利益相反等の弊害のおそれが限定される範囲に留め る必要があることに留意する。

Ⅲ-4-8-5 他業業務高度化等会社の取扱い【農中】

(1) 基本的考え方

農中は、農中法第72条第1項第12号に掲げる会社(一定の業務高度化等会社を除く。以下「他業業務高度化等会社」という。)に対して基準議決権数を超えて出資することが認められている。これは、グループ全体において、将来的に様々な展開が予想される中で、認可を条件として、より柔軟な業務展開を可能とするためである。また、グループにおける将来の可能性への戦略的な対応として、出資時点においては農中法第54条第1項に掲げる業務の高度化、利用者の利便の向上又は地域活性化等に資するといえないものであっても、これらが見込まれる業務を営む会社への出資を可能としている。

他方で、他業業務高度化等会社の認可申請があった場合には、グループに他業禁止の規制が課されている趣旨である、他業リスクの回避、利益相反の禁止及び優越的地位の濫用の防止といった要請を踏まえ審査を行う必要がある。

- (注1)農中法改正(令和3年11月施行)により、他業業務高度化等会社が営むことができる業務として地域活性化等に資する業務が追加されたが、他業業務高度化等会社における不動産業務の取扱いは改正前と変わらないことに留意すること。
- (注2)他業業務高度化等会社の設立に向けた準備行為として、農中本体をはじめとした農中グループにおいて実証実験を行う場合には、他業禁止の趣旨及び監督指針における実証実験の位置付けを踏まえて、当該実証実験の内容及び規模、予定される実証実験の期間、対象者を必要な範囲に限定するほか、当該実証実験に伴うリスク等を個別具体的

に検討し、農中やグループの健全性及びその業務の適切な運営に影響を与えないよう留意すること。

- ※1 ここで言う「実証実験」とは、他業業務高度化等会社の設立 の適否を経営陣が判断するにあたって、当該他業業務高度化等 会社において実施予定の業務に係る採算性・事業継続性を検証 することを目的に、農中本体や農中のグループ会社等において、 当該他業業務高度化等会社の設立に向けた準備行為の範囲で当 該業務と同等の行為を試験的に実施することを指す。なお、農 中は、実施しようとする実証実験が、農中やグループの健全性 及びその業務の適切な運営に影響を与えないことを自ら挙証す る必要があることに留意すること。
- ※2 一定の業務高度化等会社の設立に向けた準備行為として、農中本体や農中のグループ会社等において行う「実証実験」についても同様の取扱いとする。

(2) 認可審査に当たっての留意点

他業業務高度化等会社の認可の審査基準は、農中法施行規則第100条の2 第2項において定めているが、各基準の審査にあたっては、以下の点に留 意する必要がある。

出資額

出資額の適切性については、他業業務高度化等会社の認可を申請する 農中の資本金の額、財産及び損益の状況等に照らして判断を行う。他業 業務高度化等会社に対する出資が全額毀損した場合の影響については、 グループへの自己資本比率への影響等の審査を行う。

② 出資比率等

他業業務高度化等会社を子会社等とする場合、他業業務高度化等会社 においても、グループとして、適切な経営管理や内部管理、内部監査等 に関する態勢整備が必要となる。

また、他業業務高度化等会社に対する農中の支配力が及ばない場合、他業業務高度化等会社のガバナンスや業務内容の適切性等について農中が管理可能か、他業業務高度化等会社の業務が、農中法第54条第1項に掲げる業務の高度化、利用者の利便の向上または地域活性化等に資さなくなった場合や認可の基準を満たさなくなった場合、基準議決権数を超える出資の解消等を適切に図ることが可能か等の点を審査する。

③ 業務の内容

農中は、認可の申請に際しては、他業業務高度化等会社の営む業務の 内容を明確にする必要がある。

他業業務高度化等会社の営む業務の内容に関し、他業業務高度化等会社は、業務の高度化、利用者の利便の向上又は地域活性化等に資する業務(以下「資する業務」という。)やこれらが見込まれる業務(以下「見込まれる業務」という。)以外の業務を一部で兼営していても、そのこと自体をもって認可の対象外となるものではない。但し、兼営する業務の内容が農中法第54条第1項に掲げる業務に弊害等を及ぼす場合はも

ちろん、兼営する業務の規模が「資する業務」や「見込まれる業務」に 比して著しく大きい等の場合も、他業禁止の趣旨等に抵触するおそれが あることから、認可をすることができない点に留意する。

また、他業業務高度化等会社の業務を営むに当たり認可対象会社等の業務を併せ営む場合には、他業業務高度化等会社の認可のもと、これを営むことは許容される。他方で、他業業務高度化等会社が農中法施行規則第100条に定める認可対象会社等の認可を受けずに認可対象会社等の業務を営むことや、認可対象会社等が他業を営むために他業業務高度化等会社の認可を受けることは、業務範囲規制の趣旨に反して、認可対象会社等の認可制度が潜脱されるおそれがある。このため、他業業務高度化等会社が認可対象会社等の業務を併せ営む場合には、上記のような潜脱のおそれがないかの観点から審査を行うものとする。

なお、出資時において営むことが想定されない業務であっても、その 後営むことが具体的に想定される場合には、上記同様、審査を行う必要 があることに留意を要する。

他方、他業業務高度化等会社の業務については、農林水産省及び金融 庁所管以外の一般事業会社が行う業務であることが多く、また、同会社 の認可審査事項に全損規定(農中法施行規則第100条の2第2項第2号 の規定をいう。)があることに鑑み、当該業務の実現可能性や実施予定 の業務に係るリスク等の詳細を確認することまでは求められていない ことに留意すること。

④ 農中の業務への影響等

他業業務高度化等会社の業務の内容が、農中法第 54 条第1項に掲げる業務の高度化、利用者の利便の向上又は地域活性化等に「資する業務」や「見込まれる業務」といえるものであっても、農中の業務に支障を来たす著しいおそれが認められるときは、出資額の大小にかかわらず、他業業務高度化等会社の認可をすることができない点に留意する(例えば、他業業務高度化等会社のコンプライアンス・リスクやレピュテーショナル・リスクの波及により、農中の固有業務の運営に支障が生じたり、グループとして重大な損害等が生じたりするおそれのある場合)。

⑤ 農中のグループとしての他業業務高度化等会社に係る経営管理

農中法第72条の2において、農中による農中グループの経営管理を行うことが義務付けられていること及び認可の審査基準において、農中が他業業務高度化等会社の議決権を、基準議決権数を超えて取得し、又は保有した後も、農中の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められることが求められていることに鑑み、農中が他業業務高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得等の後において、当該他業業務高度化等会社が農中グループに入ったことによる農中グループ全体の経営管理態勢やリスク管理態勢に追加すべき態勢など、当該態勢について変更することがあるかを確認することに留意すること。

(3) 出資後の管理等

農中が、他業業務高度化等会社の認可を受け、基準議決権数を超えて出

資を行った場合、農中は他業業務高度化等会社の業務の状況等について、 適切にモニタリングを行う。特に、他業業務高度化等会社の事業や業務の 規模の拡大が見込まれる場合、これに伴うリスクやグループへの影響等に ついても適切に管理する必要がある。

なお、認可時点において、「資する業務」といえる業務を営んでいたものの、出資後に事業内容について大きな変更が生じた場合や、「見込まれる」業務であったとしても、出資後の状況により、「見込まれる」といえなくなった場合等には、基準議決権数を超える出資の解消等を適切に図る必要がある。

(4) 地域商社

一定の地域商社として認められる範囲を超えて在庫を保有する場合、在 庫の規模、種類、性質等を考慮した上で、在庫を適切に管理することがで きる態勢が整備されているかについて審査を行うものとする。

(注) 在庫を適切に管理することができる態勢としては、例えば、当該在庫を適切に管理することができる専門的な人材の配置、在庫管理システムの導入、在庫の規模、種類、性質等を踏まえた適正な上限値の設定などが考えられる。

Ⅲ-4-8-6 農中の子会社である農林漁業法人等投資育成事業を営む者が行う出資の取扱い【農中】

農中又はその子会社は、農中法施行規則第13条第1項第6号に掲げる株式等については、基準議決権数を超えて取得・所有することが認められている。

これは、「農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)」の目的に照らし、同法に規定される投資スキームにおいて農中が十分に役割を発揮し、農林漁業及び食品産業の成長発展のためにこの投資スキームが活用され、投資先に弾力的かつ円滑に出資が行われるよう、農中の子会社である農林漁業法人等投資育成事業を営む者(同法第3条第1項に規定する農林漁業法人等投資育成事業及びこれに附帯する業務を営む会社)が同法第6条に規定する承認事業計画に従って営む農林漁業法人等投資育成事業により取得・保有する株式等について、農中又はその子会社が有する議決権に含めないこととするものである。

他方で、農中の子会社である農林漁業法人等投資育成事業を営む者が行う 出資が、農中法施行規則第13条第1項第6号に掲げる株式等に該当する場合、 農中の員外監事や会計監査人の選任に当たっては、農中の経営の健全性の確 保等の観点から、その独立性等について検討がなされているか、留意するも のとする。

Ⅲ-4-8-7 農中の海外における子会社等の業務の範囲【農中】

(1) 農中の海外における子会社等の業務の範囲についても、国内の子会社等と同様の業務範囲の考え方を適用し、子会社対象会社の営むことができる

業務以外の業務を営むことのないよう留意する必要がある。

- (注)海外における貸出債権回収のために担保権を実行する必要がある場合で、現地市場の状況から担保資産の売却が極めて困難であり、かつ、現地法制上、他に適切な処理方法が存在しないときに、管理子会社を設立して担保流れ資産の保有・管理を行うことは、この限りでない。また、銀行業を営む外国の会社(以下「銀行現法」という。)が行う業務については、バーゼルコンコルダット(「銀行の海外拠点監督上の原則」1975年バーゼル委員会(1983年改訂))の趣旨にかんがみ、現地監督当局が容認するものは、農中法の趣旨を逸脱しない限り原則として容認するものとする。
- (2) 農中の海外における子会社(銀行現法を除く。)が金融システム改革法の施行の際、現に行う子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務で、現地法制等に照らして問題がなく、かつ、当該業務を1年以内に廃止することにより重大な支障が生ずるおそれのあるものについて金融システム改革法附則第127条に規定する届出がなされた場合には、農中法の趣旨を逸脱しない限り、当分の間、当該業務を子会社対象会社の営むことができる業務と認めて差し支えない。ただし、当該業務の見直しができる限り速やかに行われるよう、所要の措置が講じられているかどうかに留意する。
- (3) 出資先外国法人として報告がなされたもの(当該出資先外国法人がその業務を行わせるために設立した会社及びこれらと同様の業務を営む会社を含み、上記(2)の子会社を除く。)で、金融システム改革法の施行の際、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を現に営む子法人等又は関連法人等については、上記Ⅲ-4-8-1に準じて取り扱う。
- (4) 農中が、農中法第72条第6項第1号に規定する子会社対象外国会社又は同号に規定する外国特定金融関連業務会社(以下、総称して「子会社対象外国会社等」という。)を子会社とするため、同条第4項(同条第7項で準用する場合を含む。以下この(4)において同じ。)の認可申請がなされた場合、理由書その他の認可申請書類に以下の事項が明確に記載されている必要があることに留意する。
 - ① 子会社対象外国会社等が、子会社対象会社以外の会社を子会社として いるかどうかの別
 - ② ①に記載する会社を子会社としている場合には、当該会社の営む業務 の内容並びに当該会社の最近の財産及び損益の状況
 - ③ ①に記載する会社を子会社とした日から 10 年が経過するまでに、講ずることを予定している所要の措置の内容

具体的には、(a)農中法第72条第8項の承認を受ける、(b)議決権の売却、会社の清算等により当該会社が農中の子会社でなくなるようにする、(c)当該会社の業務のうち子会社対象会社が営むことができない業務の廃止、当該業務に係る事業譲渡等により当該子会社を子会社対象会社と

するための措置を講じたうえで、当該子会社対象会社となった会社を子 会社とするために必要な認可等を受ける方法が考えられる。

なお、農中の財務の健全性に悪影響を与えるおそれがある場合、子会社対象会社以外の会社の業務内容が公の秩序又は善良の風俗を害し、子会社対象外国会社等の社会的信用を失墜させるおそれがある場合、当該子会社対象会社以外の会社が国内において子会社対象会社の営むことができない業務を営んでいるなど業務範囲規制の潜脱となるおそれがある場合その他子会社対象外国会社等が当該子会社対象会社以外の会社の業務の適正性を確保するよう子会社管理業務を的確かつ公正に遂行できることが確認できない場合は、農中法第72条第4項の認可をすることができないことに留意すること。

また、外国特定金融関連業務会社には、農中法第72条第6項第1号において「主として」という要件があるが、当該要件の充足の適否については、総収入の50%以上を農中法施行規則第99条の3に規定する業務(リース業務、貸金業務等)から生じる収入が占めているか否かで判断することとする。なお、当該要件を維持するために必要な態勢整備が確認できない場合は、農中法第72条第4項の認可をすることができないことに留意すること。

(5) 農中法第72条第6項の趣旨は、国際競争力の強化を目指すための機動的な買収を実現し、現地において一体として付加価値を創造してきた外国会社・外国会社グループを不合理なかたちで分離・解体することを強いられないようにする観点から、子会社対象外国会社等を子会社とすることにより子会社対象会社以外の会社を子会社とした場合、業務範囲規制にかかわらず、当該会社を10年間子会社とすることができるようにするものである。また、農中法第72条第8項において、農林水産大臣及び金融庁長官の承認を得て、子会社対象会社以外の外国の会社を恒久的に子会社とすることができる旨が定められているのも同様の趣旨による(以下、同項に基づく承認を「恒久化承認」という。)。

恒久化承認に当たっては、農中法第72条第9項に基づき、現に子会社としている子会社対象外国会社等の競争力の確保その他の事情に照らして当該会社の継続保有が必要であると認められる場合に該当するかを審査することとなるが、例えば、以下のような事項を考慮することが考えられる。

- ① 子会社対象会社以外の外国の会社が実施している業務やリスクの内容
- ② 現地グループにおける子会社対象外国会社の業務又は外国特定金融関連業務会社の営む金融関連業務とのシナジー、現地当局の要請・指導との整合性等、上記①の業務が現地グループにおいて必要とされている理由
- ③ 現地におけるプラクティスや現地同業他社グループにおける上記①の 業務の取扱いの状況

なお、考慮できる事項は必ずしも上記①から③の事項に限定されるものではないことに留意する。

(6) 恒久化承認を得ない場合には、10年の猶予期間内に、子会社対象会社以

外の外国の会社について所要の措置を講じる必要があるが、農林水産大臣 及び金融庁長官は、農中法第72条第10項各号に掲げる事情がある場合に は当該猶予期間を1年間延長し、又は再延長することもできる。この場合 において、同項各号の「やむを得ない事情」とは、例えば以下の事情が考 えられる。

① 同項第1号関係

ア 子会社対象会社以外の会社の株式の売却活動に着手しているが、現地 の経済情勢や売却先との交渉状況等により売却スケジュールが遅延し ていること。

イ 現地の法制上の理由により、子会社対象会社以外の会社の清算手続き が進捗しないこと。

② 同項第2号関係

現地の金融市場の特性に照らして、子会社対象会社以外の会社を子会社 として保有継続することが不可欠であり、資本関係のない第三者に業務委 託することでは目的が達成できないこと。

同条第 10 項の申請を行う場合には、申請の都度、申請時点においてこれらのやむを得ない事情が存在すること、子会社対象会社以外の会社の議決権の保有に関する方針(1年以内にやむを得ない事情を取り除くために検討している方策等)等につき、申請書類に具体的に記載する必要があることに留意する。

(7) Ⅲ-4-8-5 (1)にかかわらず、農中が、子会社対象外国会社等を子会社とすることにより、子会社対象会社以外の会社を子法人等(子会社を除く。以下この(7)において同じ。)又は関連法人等とすることも可能とする。この場合、子会社業務範囲規制の趣旨に鑑み、上記(4)に準じた対応が必要となる点に留意する。

なお、農中が子会社対象外国会社等を子法人等又は関連法人等とすることにより、子会社対象会社以外の外国の会社を子法人等又は関連法人等とする場合も同様とする。

(注)

- ① 出資先外国法人とは、農中が海外の外国法人に経営支配又は経営参画 の形態をもって出資するものをいう。
- ② 経営支配とは、農中が外国法人における議決権の過半数を実質的に所有(議決権のある株式又は出資の所有の名義が役員等農中以外の者となっていても、農中が自己の計算で所有している場合を含む。)している場合(農中及び当該外国法人が他の外国法人における議決権の過半数を実質的に所有する場合又は当該外国法人が他の外国法人における議決権の過半数を実質的に所有している場合を含む。)をいう。
- ③ 経営参画とは、農中が外国法人における議決権の100分の50以下を実質的に所有し、かつ、人事、資金、取引等の関係を通じて外国法人の財務及び営業の方針に対し重要な影響を与えることができる場合をいう。

なお、「重要な影響を与えることができる場合」とは、当該外国法人に おける議決権の過半数を実質的に所有している出資者が他にいる場合は 原則として該当しない。

Ⅲ-4-8-8 信連又は農中とその証券子会社等の関係【信連・農中】

- (1) 金融商品取引法等において、信連又は農中とその証券子会社との間等における弊害防止措置が設けられている趣旨及び信用事業命令第38条第2項第5号又は農中法施行規則第100条第2項第5号における「認可対象会社の業務の健全かつ適切な遂行を確保するための措置を講ずる」との趣旨にかんがみ、出資関係等を有する金融商品取引業者との間の行為については、以下の点に留意する必要がある。
 - ・ 信連又は農中は、その関係金融商品取引業者(当該信連又は農中が金融商品取引業者の親銀行等(金融商品取引法第31条の4第3項に規定する親銀行等をいう。)に該当する場合における当該金融商品取引業者をいう。)との間において、金融商品取引法第44条の3の規定により禁止されている行為に関与していないか。
- (2) 信連又は農中がその関係金融商品取引業者との間で、法令等遵守管理に 関する業務、損失の危険の管理に関する業務、内部監査及び内部検査に関 する業務、財務に関する業務、経理に関する業務、税務に関する業務、子 法人等の経営管理に関する業務、又は有価証券の売買、デリバディブ取引 その他の取引に係る決済及びこれに関連する業務(以下(2)において「内部 管理及び運営に関する業務」という。) について金融商品取引業等に関する 内閣府令第 153 条第1項第7号に規定する行為を行う場合には、登録金融 機関である信連又は農中及び当該関係金融商品取引業者において、内部管 理及び運営に関する業務を行う部門から非公開情報が漏えいしない措置を 的確に講じていること等、情報管理体制について業務方法書に記載するこ とが求められている。一方、系統金融機関監督の観点からは、内部管理及 び運営に関する業務の統合によって、信連又は農中の当該業務遂行の高度 化や効率化を図ることが可能となる反面、関係金融商品取引業者との関係 で統合された内部管理及び運営に関する業務についての責任の範囲や所在 が不明確になるリスク、さらに当該信連又は農中の内部管理及び運営に関 する業務の責任者が実質的に当該内部管理及び運営に関する業務の管理・ 監督を行わないまま関係金融商品取引業者にその遂行を任せる状態になる ことによる当該信連又は農中の実質的な内部管理及び運営に関する機能が 働かないリスク等、業務の健全かつ適切な運営が阻害されるリスクも発生 することから、以下の点に特に留意する必要がある。
 - ① 統合する内部管理及び運営に関する業務について、信連又は農中が実質的な管理・監督を行わないまま関係金融商品取引業者へその遂行を任せる状態を防止するため、当該内部管理及び運営に関する業務に係る信連又は農中と関係金融商品取引業者との間の権限及び責任の分担、並びに、信連又は農中における当該内部管理及び運営に関する業務を担当す

る理事等(以下「担当理事等」という。)及び当該業務の担当者(関係金融商品取引業者の当該業務の職員を兼職している者を含む。)の権限・責任の範囲が、職務規定や組織規定等において明確になっているか。

- ② 信連又は農中が内部管理及び運営に関する業務についての管理責任を果たすための組織及び人的構成に関して、以下のような管理態勢の整備が図られているか。
 - ア 担当理事等は、信連又は農中における内部管理及び運営に関する業務の担当者に対する監督等を通じて、業務の状況を的確に把握し、その適切な遂行を確保する責務と権限を有するとともに、当該信連又は農中の理事会等や監督当局に対して適切な報告・説明を行う権限及び責任を有しているか。
 - イ 担当理事等による営業部門に対するけん制機能が機能しない可能性 がある場合には、けん制機能の実効性を確保するための措置が取られ ているか。
 - ウ けん制機能の実効性の確保を目的として関係金融商品取引業者との 合議機関等を設置することが選択されている場合については、当該合 議機関における意思決定についての担当理事等の職責や信連又は農中 の関与が形骸化していないか、合議機関が事業推進の目的に利用され るなどけん制機能の実効性が損なわれていないか、に特に留意する必 要がある。例えば、その防止のための措置として、当該合議機関の目 的及び手続(決議方法、議事録の作成を含む。)、各構成員の権限と責 任が明確になっているか。
- ③ また、監督上必要な場合には、農協法第93条第1項又は農中法第83条第1項に基づいて当該信連又は農中に対して以下の点について報告を求め又は資料の提出を命ずるほか、必要があると認めるときには、農協法第93条第2項又は農中法第83条第2項に基づき、当該信連又は農中の子会社たる金融商品取引業者に対しても報告を求め又は資料の提出を命ずることとする。
 - ア 当該内部管理及び運営に関する業務等の実施についての方針及び手 続
 - イ 担当理事等当該内部管理及び運営に関する業務に従事する者の権 限・事務分掌
 - ウ その他各種規定の整備状況
 - エ 当該内部管理及び運営に関する業務実施に係る人員・組織の状況等
- (3) 銀証ファイアーウォール規制の緩和に伴う優越的地位の濫用の防止について
 - ① 意義

金融商品取引業等に関する内閣府令第 153 条第1項第7号等に定める金融機関と証券会社間の情報授受規制(いわゆる銀証ファイアーウォール規制)は、優越的地位の濫用防止、利益相反取引の防止、利用者情報の適切な保護等を確保する観点から、主に利用者の非公開情報等の共有禁止等を定めた規制である。銀証ファイアーウォール規制は、1993 年に

銀行・証券の相互参入を解禁した際に措置されたものであるが、その後、 累次にわたり、見直しが行われており、2022年には、我が国資本市場の 一層の機能発揮、利用者に対するより高度な金融サービスの提供の必要 性、国際競争力強化、利用者の利便性向上等の観点から、上場会社等の 一定の法人に係る非公開情報等を共有するに当たり、当該法人の同意を 不要(ただし、当該法人からの共有の停止の求めには応じる必要がある。) とするなどの緩和が行われた。

他方で、規制緩和により、優越的地位の濫用に繋がる可能性がある不適切な行為(注)が増大するおそれもあるとの指摘もあるところであり、こうした不適切な行為についても留意しつつ、系統金融機関及びグループ会社の業務の内容・特性・規模等に応じた実効的な防止態勢が確保されることが重要である。

- (参考)「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ 第二次報告―コロナ後を見据えた魅力ある資本市場の構築に向けて―」(2021 年 6月 18日)
- (注)銀証連携の場面における優越的地位の濫用又はこれに繋がる可能性がある不適切な行為としては、例えば、以下のようなものが考えられるが、これらに限られるものではなく、系統金融機関のビジネスモデルの実態や、グループ内の他の金融機関の業態等に応じて異なり得ることに留意するものとする。
 - ・有価証券の引受等の金融取引において、グループ証券会社を利用し 又はグループ証券会社のシェアを増加させなければ、今後の融資取 引に影響がある旨に言及するなど、口頭・書面等あるいは明示・黙 示を問わず、系統金融機関の役職員が利用者に対して不利益な取扱 いの可能性を示唆してグループ証券会社との取引を要請する場合

② 着眼点

利用者に対する優越的地位の濫用については、Ⅱ-3-2-1-2(8)に加え、例えば、以下の点について、系統金融機関及びグループ会社の業務の内容・特性・規模等に応じた実効的な防止態勢が構築されているか。

- ア 経営陣が系統金融機関の優越的地位の濫用防止の重要性を認識し、 グループ内の他の金融機関との連携等により、その実践に誠実にかつ 率先垂範して取り組んでいるか。また、優越的地位の不当な利用が疑 われる事案のうち、利用者に重大な影響を及ぼす可能性があるなど、 経営上重要なものについては、経営陣に適時適切に報告がなされる態 勢となっており、優越的地位の濫用の防止態勢の構築については、経 営陣が適切に関与しているか。
- イ 役職員の業績評価等について、優越的な地位の濫用を誘発するインセンティブを与えるようなものになっていないか。また、グループ証券会社との取引を前提としなければ成り立たないような金利での貸出等が横行するなど、系統金融機関業務における採算管理が著しく合理性を欠くといった、優越的な地位の濫用を誘発しやすい収益上の構造がないか。

- ウ 系統金融機関や系統金融機関グループ内会社等の業務内容や市場に おける地位も踏まえ、取引先の規模・信用状況や系統金融機関に対す る取引依存度等に基づき、取引先及び取引形態ごとに優越的地位の濫 用が発生するリスクを評価しているか。また、このリスクに応じて、 優越的地位の濫用を実効的に防止するための手続・遵守事項等が明確 化されているか。なお、当該手続・遵守事項等は、業務内容や利用者 との取引実態に応じて異なり得るが、例えば、以下のような措置が考 えられる。
 - ・系統金融機関が利用者に対して、グループ証券会社の提供する商品 又はサービス等に関する情報提供等を行う場合には、事前に、グル ープ証券会社との取引に応じなくとも、今後の系統金融機関との取 引に影響を与えるものではない旨を明確に説明する措置
 - ・優越的地位の濫用に関する事後的な検証が可能となるよう、利用者 との応接録を適切に作成・保存する措置
- エ 役職員に対する研修・教育の実施等により、上記ウについての周知 徹底が図られているか。
- オ 優越的地位の濫用の防止について、そのための措置を講じる責任を 有する部署を営業部門から独立させて設置するなど、十分にけん制機 能が発揮されるような体制が整備されているか。また、当該部署は、 案件の重要性に応じて、上記ウの手続・遵守事項等が適切に遵守され ているかの検証といった点について、適切な関与・管理をしているか。
- カ 上記について、内部監査部門の体制は十分か。また、グループ間の 監査が連携されているなど、グループベースでの一体的な管理がなさ れているか。

③ 監督手法・対応

優越的地位の濫用防止に係る情報収集窓口に対して寄せられた情報、融資先企業ヒアリングの結果など、様々なチャネルを活用して収集した金融サービス利用者の声のほか、メディア報道や外部からの照会等を含めた外部情報を分析し、重点的にモニタリングを実施することとする。これらのモニタリング、検査結果及び不祥事件等届出書等により、優越的地位の濫用に係る問題があると認められる場合には、必要に応じ、農協法第93条又は農中法第83条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、農協法第94条の2又は農中法第85条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

なお、証券会社においても金融商品取引業等に関する内閣府令第 153 条第1項第10号に基づき、親銀行等又は子銀行等の取引上の優越的な地位を不当に利用して金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行うことが禁止されており、これは信用事業命令第10条の3第3号及び農中法施行規則第83条の2第3号と同趣旨であることから、同様の目線や着眼点で検査・監督を行う必要があるため、金融庁監督局証券課及び証券取引等監視委員会と十分に連携する必要があることに留意する。また、独占禁止法に規定される優越的地位の濫用の禁止を踏まえ、公正取引委員会と定期的な意見交換を実施する。

Ⅲ-4-8-9 子会社等に係るその他の留意事項【共通】

子会社等の財務の健全性及び業務の適切性は確保されているか。例えば以下の子会社等については、その業務の特性等にかんがみ、特に留意する必要がある。

- (1) カード会社や住宅ローンの保証会社等の金融関連会社
- (2) 関連又はいわゆる「緊密先」といわれる不動産管理会社

Ⅲ-4-9 議決権の取得等の制限【共通】

(1) 農協法第 11 条の 65 第 2 項ただし書 (同法第 11 条の 67 第 2 項において 準用する場合を含む。) 又は農中法第 73 条第 2 項ただし書の承認を行うに 際しては、以下の点に留意する必要がある。

なお、株式の取得又は保有に関するリスク管理については、II-2-4-2 (14)を参照すること。

① 系統金融機関等から、農協法施行規則第64条第1項、信用事業命令第42条第1項又は農中法施行規則第104条第1項による申請があった場合には、基準議決権数を超えて取得又は保有する議決権を期間内に処分できないことがやむを得ない理由によるものであるかどうかを審査するものとする。

「やむを得ない理由」とは、例えば、以下のようなものが考えられる。 ア 事業再生の途上にある会社の議決権を取得又は保有した場合、当該会 社の再建や事業の安定的な運用を支援するために、当該会社の策定した 再生計画期間中は、当該議決権を保有し続ける必要があること。

- イ 当該事業再生計画に基づき議決権を取得した場合、当該計画による手 続きが完了するまでは配当が支払われないこと等により、売却等による 処分が困難であること。
- ウ 当該会社における未公表の重要事実を知ることとなった場合、金融商品取引法第 166 条のインサイダー取引に関する規定に抵触するおそれがあるため、売却等による処分が困難であること。
- ② 以下の場合においては、農協法第11条の65第3項(同法第11条の67第2項において準用する場合を含む。)又は農中法第73条第3項に定める承認の条件である当該議決権のうち基準議決権数を超える部分の議決権を「速やかに処分すること」とは「遅くとも当該会社の経営改善等のための計画終了(注)後速やかに処分すること」との趣旨であることに留意する。
 - ア 農協法施行規則第63条第1項第3号、信用事業命令第41条第1項第3号又は農中法施行規則第103条第1項第3号の規定により議決権を取得した場合(いわゆるDES(デット・エクイティ・スワップ))。
 - イ 事業再生会社の議決権について、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であって当該議決権を処分

することができないため、信用事業命令第34条第13項各号又は農中法施行規則第95条第12項各号に定める期間(3年(原則)又は10年(中小企業者))を超えて保有する場合。

(注)「計画終了」とは、当該計画期間を満了した場合、当該計画を計画期間よりも早期に達成した場合、当該会社が破綻又は実質的に破綻した場合及び当該計画を見直した場合をいう。

(2) その他の注意事項

- ① 系統金融機関の子会社である投資運用業を行う金融商品取引業者が、 投資一任契約に基づき利用者のために議決権を行使し又は議決権の行使 について指図を行う株式等に係る議決権は、農協にあっては農協法第 11 条の 65、信連にあっては農協法第 11 条の 67、農中にあっては農中法第 73 条において子会社が取得し又は保有する議決権に含まれないことに留 意する。
- ② ベンチャービジネス会社が行う新事業活動とは、新事業分野開拓が可能となるような新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動を指し、研究開発を前提とした創業を行う業種のみならず、サービス業等の業種も対象となる。なお、その該当性の判断に当たっては、地域や業種が勘案されることとなるが、既に相当程度普及している技術・方式の導入等については含まれないことに留意する。
- ③ 農協法第11条の67第3項又は農中法第73条第7項に定める議決権保有制限の例外の対象となる会社である信用事業命令第34条第6項各号又は農中法施行規則第95条第5項各号に掲げる会社の議決権を、基準議決権数を超えて取得又は保有することが認められるのは、当該会社の事業再生に係る計画に盛り込まれている資本調達計画に基づき取得又は保有した場合であることに留意する。
- ④ 信用事業命令第34条第6項第9号又は農中法施行規則第95条第5項第9号の会社に該当するかの判断にあたっては、財務状態の悪化が顕在するに至っていない段階の会社であっても対象となり得ることに留意する。

Ⅲ-4-10 情報開示(ディスクロージャー)の適切性・十分性 Ⅲ-4-10-1 意義【共通】

情報開示(ディスクロージャー)を充実させることは、系統金融機関の経営の透明性を高め、市場規律により経営の自己規正を促すものであるとともに、預貯金者の自己責任原則の確立のための基盤としても重要である。開示に期待されるこうした機能が適切に果たされるためには、系統金融機関の経営内容がより正確に反映された財務諸表が作成されることがその前提であり、最近の経済・社会環境の変化等を踏まえ、適切な開示が図られる必要がある。

Ⅲ-4-10-2 財務報告に係る内部統制【共通】

開示に当たって、財務諸表等が適正に作成される内部統制システム(内部監査を含む。)を構築するとともに、それが機能していたかを経営者自らが確認し、そのシステムを不断に見直すことにより、系統金融機関経営のガバナンスが発揮されることが重要である。

有価証券報告書の提出者である系統金融機関(注)においては、代表者が有価証券報告書等に記載された事項が適正であることを確認し、その旨を記載した書面(いわゆる代表者確認書)を有価証券報告書等に添付することが求められるが、この書面作成に当たっては、内部監査の有効性の確認が必要となっている。

有価証券報告書を提出する必要がない系統金融機関においては、代表者が 財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認し、そ の旨をディスクロージャー誌に記載することが必要となっている。

(注)系統金融機関であっても、金融商品取引法第24条の規定に基づき、優先出資を上場している場合などには有価証券報告書を提出する必要がある。

また、金融商品取引法の施行に伴い、優先出資を上場している系統金融機関においては、平成20年4月1日以後に開始する事業年度より、有価証券報告書等の記載内容が適正である旨を記載した確認書に加え、財務報告に係る内部統制の有効性を評価した結果等を記載した報告書(内部統制報告書)についても、事業年度毎に作成する有価証券報告書等と併せて提出する必要がある。

(参考)

財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書) (企業会計審議会、平成19年2月15日)

Ⅲ-4-10-3 系統金融機関に求められる開示【共通】

農協法及び農中法のディスクロージャー義務は、農協法第 54 条の 3 及び農中法第 81 条に規定されている。

農協法第54条の3及び農中法第81条に基づき作成される説明書類の開示項目については、農協法施行規則第204条及び第205条及び農中法施行規則第112条及び第113条で明確に定められている(なお、当該項目について、虚偽の記載等をして公衆の縦覧に供した者は農協法第99条の6第1号及び農中法第99条第2号により罰せられる。)。さらに、罰則の適用はないが、農協法第54条の3第6項及び農中法第81条第6項において「当該組合(農林中央金庫)及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない」とされており、農中にあっては、農中法施行規則第116条に基づき、そのうち重要なものについては半期ごと、

特に重要なものについては四半期ごとの開示に努めなければならないこととされている。また、組合にあっては、農協法施行規則第 207 条に基づき、そのうち重要なものについては事業年度ごと、特に重要なものについては半期ごとの開示に努めなければならないこととされている。

(注)銀行が「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(以下「再生法」という。)により資産の査定の公表が義務付けられていることについて、系統金融機関も踏まえる必要があることに留意する。

Ⅲ-4-10-4 開示に当たっての留意事項

Ⅲ-4-10-4-1 重要性の原則の適用【共通】

- (1) 連結の範囲・持分法の適用範囲に関する重要性の原則については、金融商品取引法に基づいて作成する連結財務諸表等と同じく、農協法又は農中法に基づいて作成する系統金融機関の連結貸借対照表・連結損益計算書(組合にあっては農協法第54条の2第2項及び農協法施行規則第202条第4項並びに農協法第54条の3第2項及び農協法施行規則第205条、農中にあっては農中法第80条第2項及び農中法施行規則第111条第2項並びに農中法第81条第2項及び農中法施行規則第111条第2項並びに農中法第81条第2項及び農中法施行規則第113条)も対象となることに留意する。
 - (注)農中に係る連結して記載する説明書類については農中法施行規則上明定されている(農中法施行規則第 113 条。農協に係る説明書類については、農協法施行規則上明定されていないものの、前述のとおり、重要性の原則が適用されるものである。)。
- (2) その内容については、連結財務諸表規則第5条第2項及び第10条第2項 の規定並びに日本公認会計士協会監査委員会報告第52号「連結の範囲及び 持分法の適用範囲に関する重要性の原則の適用に係る監査上の取扱い」(平成5年7月21日付)に従っているか。

また、重要性の判断に当たっては、系統金融機関グループの財政状態及び経営成績を適正に表示させる観点から、量的側面と質的側面の両面で並行的に判断され、金融業を営む個々の子会社等の特性が十分考慮されているか。

なお、系統金融機関の連結業務報告書の連結の範囲に含める子法人等の 範囲は、農協法自己資本比率告示第8条及び農中法自己資本比率告示第2 条の規定に基づき自己資本比率を算出するために作成する連結財務諸表の 範囲(金融子会社については重要性の原則を不適用、その他の子法人等に ついては同原則を適用)と同じとする。

Ⅲ-4-10-4-2 記載項目についての留意事項【共通】

- (1) 一般的な留意事項
 - ① 各記載項目については、監督指針に定めるもののほか、企業内容等の 開示に関する内閣府令(昭和48年1月大蔵省令第5号)、連結財務諸表

規則等も参考として、適切かつわかりやすい表示がなされているか。

- ② 各記載項目について自組合又は農中において該当がない場合、注釈が必要な場合等には、その旨適切な表示がなされているか。
- ③ 農協法施行規則又は農中法施行規則に定められた義務的な開示項目以外の情報を自主的・積極的に開示することは、その内容の正確性・適切性が確保される限り、何ら差し支えないことに留意する。特に、市場の関心の強い分野に係るエクスポージャー等については、国際的なベストプラクティスを踏まえつつ、自組合又は農中のリスク特性に即した有用な情報を積極的に開示することが望ましい。

(2) 個別の記載項目についての留意事項

- ① 「業務の運営の組織」については、組織図等を用いて系統的に分かり やすい説明がなされているか。
- ② 「主要な業務(事業)の内容」には、預貯金業務、債券業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び登録業務、デリバティブ取引等の受託等業務、附帯業務等の区分ごとにその内容が記載されているか。
- ③ 「直近の事業年度における事業の概況」には、業況、事業実績、損益の状況等についての概括的な説明、自組合又は農中が対処すべき課題等について説明されているか。
- ④ 「直近の2事業年度における事業の状況」については、特に、主要な農林水産業関係の貸出実績に関し、営農類型別・資金種類別等の内訳が記載されているか。
- ⑤ 「リスク管理の体制」には、リスク内容、リスク管理に対する基本方 針及び審査体制・内部監査体制・ALM管理体制等のリスク管理体制等 について記載されているか。
- ⑥ 「法令遵守の体制」には、法令等遵守(コンプライアンス)に対する 基本方針及び運営体制について記載されているか。
- ⑦ 「中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況」には、 以下の事項等について、利用者等が興味や関心を持てるような具体的で 分かりやすい内容が記載されているか。
 - ア 農業者等の経営支援に関する取組方針
 - イ 農業者等の経営支援に関する態勢整備(外部専門家・外部機関等と の連携を含む。)の状況
 - ウ 農業者等の経営支援に関する取組状況(支援内容、外部専門家・外 部機関等との連携、取組事例等)
 - a 就農(創業)・新規事業開拓の支援
 - b 成長段階における支援
 - c 経営改善・事業再生等の支援
 - エ 地域の活性化に関する取組状況
 - (注1)上記ウ及びエの取組状況については、具体的な実績や成果を記載 するよう努めているか確認する。
 - (注2) 上記ウ及びエの取組状況については、コンサルティング機能の発

- 揮・農山漁村等地域の面的再生や地域農林水産業の下支えへの積極 的な参画等(地方公共団体・農業関係団体・外部機関等との連携を 含む。)を具体的に記載しているか確認する。
- (注3)「外部専門家」とは、税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断 士、経営指導員等をいう。
- (注4)「外部機関」とは、地方公共団体、株式会社日本政策金融公庫、ア グリビジネス投資育成株式会社、株式会社農林漁業成長産業化支援 機構、よろず支援拠点、JETRO、JBIC、地域経済活性化支援機構、東 日本大震災事業者再生支援機構、中小企業活性化協議会、中小企業 基盤整備機構、認定経営革新等支援機関、事業再生ファンド、地域 活性化ファンド等をいう。
- ※ なお、上記に掲げた事項に限らず、「中小企業の経営の改善及び地域 の活性化のための取組の状況」について、各系統金融機関の自主的な判 断により記載事項を追加することを妨げるものではない。
- ⑧ 手続実施基本契約の相手方となる指定ADR機関の商号又は名称及び連絡先が記載されているか。指定ADR機関が存在しない場合には、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容について、実態に即して適切に記載されているか (例えば、外部機関を利用している場合は当該外部機関の名称及び連絡先など。)。
- ⑨ 系統金融機関単体及び当該系統金融機関グループに係る「自己資本(基本的項目に係る細目を含む。)の充実の状況」には、業務報告書等の「自己資本比率の状況」の内容と同程度のものが記載されているか。
- ⑩ 「貸倒引当金」については、個別貸倒引当金、一般貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第55条の海外投資等損失準備金を含む。)ごとの内訳も併せて記載されているか。
- ① 「組合(農林中央金庫)及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成」については、当該系統金融機関グループにおける主要な事業の内容、当該事業を構成しているグループ会社の当該事業における位置付け等について系統的に分かりやすい説明がなされるとともに、その状況が事業系統図等によって示されているか。
- ②「当該組合(農林中央金庫)及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益(農協にあっては事業収益)の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額(以下「経常収益等」という。)として算出したもの(各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く。)」については、連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定する事業の種類別セグメント情報に準じて記載されているか。この場合の「各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合」については、10%未満を目途とする。

Ⅲ-4-10-4-3 農協法及び農中法に基づく債権の額の開示区分【共通】 農協法施行規則第204条第1項ホ(2)及び農中法施行規則第112条第5号ロ に定める基準に従い、以下のとおり区分する(開示対象についても、農協法

施行規則第204条ホ(2)及び農中法施行規則第112条第5号口に定める基準に従う。なお、仮払金については貸出金に準ずるもの(支払承諾に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び貸出金と関連のある仮払金)として差し支えない。ただし、その際には、以下に掲げる基準を機械的・画的に適用するのではなく、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案した上で、区分することが適当である。特に債務者が中小企業である場合は、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて区分することが適当である。

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、「破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権」をいい、破産、清算、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者のほか、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権である。なお、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)の規定による特定調停の申立てについては、申立が行われたことをもって経営破綻に陥っているものとはしないこととし、当該債務者の経営実態を踏まえて判断する。

具体的には、事業を形式的に継続しているが、財務内容において多額の不良債権を内包し、あるいは債務者の返済能力に比して明らかに過大な借入金が残存し、実質的に大幅な債務超過の状態に相当期間陥っており、事業好転の見通しがない状況、天災、事故、経済情勢の急変等により多大な損失を被り(あるいは、これらに類する事由が生じており)、再建の見通しがない状況で、元金又は利息について実質的に長期間延滞(原則として6カ月以上遅延しており、一過性の延滞とは認められないものをいう。)している債務者や、自主廃業により営業所を廃止しているなど、実質的に営業を行っていないと認められる債務者に対する債権が含まれる。

このほか、経営改善計画等の進捗状況が計画を大幅に下回っており、今後も急激な業績の回復が見込めず、経営改善計画等の見直しが行われていない場合、又は一部の取引金融機関において経営改善計画等に基づく支援を行うことについて合意が得られない場合で、今後、経営破綻に陥る可能性が確実と認められる債務者については、「深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にある」ため、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当するものと判断して差し支えない。

(2) 危険債権

危険債権とは、「債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権」をいい、現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(金融機関等の支援継続中の債務者を含む。)に対する債権である。

具体的には、現状、事業を継続しているが、実質債務超過の状態に陥っており、業況が著しく低調で貸出金の元本返済若しくは利息支払いが延滞状態にあるなど元本及び利息の最終の回収について重大な懸念があり、従って損失の発生の可能性が高い状況で、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権をいう。

なお、会社更生法、民事再生法等の規定による更生計画等の認可決定が行われた債務者に対する債権については、危険債権と判断して差し支えない。さらに、更生計画等の認可決定が行われている債務者については、以下の要件のいずれかを充たしている場合には、更生計画等が合理的であり、その実現可能性が高いものと判断し、当該債務者に対する債権は三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権又は正常債権に該当するものと判断して差し支えない。

- ① 更生計画等の認可決定後、当該債務者が、原則として概ね5年以内に、 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる 状態(当該債務者が金融機関等の再建支援を要せず、自助努力により事 業の継続性を確保することが可能な状態となる場合は、金利減免・棚上 げを行っているなど貸出条件に問題のある状態、元本返済若しくは利息 支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある状態のほか、業 況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある状態など今 後の管理に注意を要する状態を含む。)となる計画であり、かつ、更生計 画等が概ね計画どおりに推移すると認められること。
- ② 当該債務者が、5年を超え概ね10年以内に、業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる状態(当該債務者が金融機関等の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能な状態となる場合は、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある状態、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある状態のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある状態など今後の管理に注意を要する状態を含む。)となる計画であり、かつ、更生計画等の認可決定後一定期間が経過し、更生計画等の進捗状況が概ね計画以上であり、今後も概ね計画どおりに推移すると認められること。

(3) 貸出条件緩和債権

貸出条件緩和債権とは、「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金」をいう。

① 農協法施行規則第 204 条第1項第1号ホ(2)(iv)の「債務者の経営

再建又は支援を図ることを目的として」いるか又は農中法施行規則第 112 条第 5 号口(4)の「債務者の経営再建等を図ることを目的として」いるかどうかの判定においては、債務者の経営状況及び系統金融機関の意図等に基づき判断することとし、当該条件変更が、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的としていないと認められる場合には、債務者に有利となる取決めを行っている場合であっても、貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。

② 農協法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(iv)又は農中法施行規則第112条第5号口(4)の「債務者に有利となる取決め」とは、債権者と債務者の合意によるものか法律や判決によるものであるかは問わないことに留意する。また、その具体的な事例としては、例えば、以下のような約定条件の改定を行った債権又はその組み合わせで、かつ当該債務者に関する他の貸出金利息、手数料、配当等の収益、担保・保証等による信用リスク等の増減、競争上の観点等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して、当該貸出金に対して、基準金利(当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利をいう。)が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていない債権が考えられるが、これらにかかわらず農協法施行規則又は農中法施行規則の定義に合致する貸出金は開示の対象となることに留意する。

ア 金利減免債権

金利を引き下げた貸出金

- イ 金利支払猶予債権 金利の支払を猶予した貸出金
- ウ 経営支援先に対する債権

債権放棄やDES(デット・エクイティ・スワップ)などの支援 を実施し、今後も再建計画の実施に際し追加的支援の蓋然性が高い 債務者に対する貸出金

エ 元本返済猶予債権 元本の支払を猶予した貸出金

オ 一部債権放棄を実施した債権

私的整理における関係者の合意や会社更生、民事再生手続における認可決定等に伴い、元本の一部又は利息債権の放棄を行った貸出金の残債

カ 代物弁済を受けた債権

債務の一部弁済として、不動産や売掛金などの資産を債務者が債権者に引き渡した貸出金(担保権の行使による引渡しを含む。)の残債

キ 債務者の株式を受け入れた債権

債務の一部弁済として、債務者の発行した株式を受領した貸出金の残債。ただし、当初の約定に基づき貸出金を債務者の発行した株式に転換した場合は除く

(注) 上記の事例に係る判定に当たっては、例えば、以下の点に留意

する。

- (a) 適用金利が基準金利を下回る場合であっても、金利の減免や 元本支払猶予等の貸出条件の変更を行っていない貸出金であれ ば、貸出条件緩和債権には該当しないこと
- (b) ただし、金利の減免や元本支払猶予等の貸出条件の変更を行っていない貸出金であっても、新規貸出時に、債務者の経営状況、資金使途、及び設定された貸出条件等からして、実質的に当該債務者に対する既存債権の条件緩和、又は既存の条件緩和債権の返済を目的として実施されたものであることが明らかな場合は、貸出条件緩和債権に該当すること
- (c) 基準金利は経済合理性に従って設定されるべきであること 具体的には、
 - ・ 設定に際し、信用リスクに基づく適切かつ精緻な区分を設け、 その区分に応じた新規貸出約定平均金利を基準金利とすること
 - ・ただし、新規貸出約定平均金利が、その区分において、信用 リスク等に見合ったリターンが確保されている旨を合理的・ 客観的に証明できる方法により求めた金利を著しく下回る場 合には、当該方法により求めた金利を基準金利とすること
- (d) 開示の判断は、「ウ 経営支援先に対する債権」の場合は債務 者単位で行うこと。また、「オ 一部債権放棄を実施した債権」、 「カ 代物弁済を受けた債権」及び「キ 債務者の株式を受け入 れた債権」であって、開示を逃れるために意図的に債権を分割 していると認められる場合は、当該債務者に対する分割をする 前の当該貸出金の残債を開示する必要がある。これらの場合を 除いては、個々の債権単位で開示の判断を行うこと
- ③ 過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金 利減免、金利支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の 受領等を行った債務者に対する貸出金であっても、金融経済情勢等の 変化等により新規貸出実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経 営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準 金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見 込まれる場合、又は当該債務者の債務者区分が正常先となった場合に は、当該貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。

特に、実現可能性の高い(注1) 抜本的な(注2) 経営再建計画(注3) に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合(注4) には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。また、債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していない場合であっても、債務者が農林漁業者、中小・零細企業であって、かつ、貸出条件の変更を行った日から最長1年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき(注5)には、当該債務者に対する貸出金は当該貸出条件の変更

を行った日から最長1年間は貸出条件緩和債権には該当しないものと 判断して差し支えない。

- (注1)「実現可能性の高い」とは、以下の要件をすべて満たす計画 であることをいう。
 - (a) 計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること
 - (b) 計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと
 - (c) 計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分 に厳しいものとなっていること
- (注2)「抜本的な」とは、おおむね3年(債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。)後の当該債務者の債務者区分が正常先となることをいう。なお、債務者が農林漁業者、中小・零細企業である場合の取扱いは、系統金融検査マニュアル別冊「農林漁業者・中小企業融資編」を参照のこと。
- (注3) 中小企業活性化協議会が策定支援した再生計画、中小企業の 事業再生等に関するガイドライン第三部に定める再生型私的整 理手続により策定した再生計画(小規模事業者の債務減免等を 含まない計画であって同ガイドライン第三部4.(4)②ロ及び ハのみを満たす計画を除く)、産業復興相談センターが債権買取 支援業務において策定支援した事業計画、事業再生 ADR 手続(特 定認証紛争解決手続(産業活力の再生及び産業活動の革新に関 する特別措置法第2条第25項)をいう。)に従って決議された 事業再生計画、株式会社地域経済活性化支援機構が買取決定等 (株式会社地域経済活性化支援機構法第31条第1項)した事業 者の事業再生計画(同法第25条第2項)及び株式会社東日本大 震災事業者再生支援機構が買取決定等(株式会社東日本大震災 事業者再生支援機構法第25条第1項)した事業者の事業再生計 画(同法第19条第2項第1号)については、当該計画が(注1) 及び(注2)の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実 現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し 支えない。
- (注4) 既存の計画に基づく経営再建が(注1)及び(注2)の要件をすべて満たすこととなった場合も、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合」と同様とする。

なお、(注3)の場合を含め、(注1)及び(注2)の要件を当初すべて満たす計画であっても、その後、これらの要件を欠くこととなり、当該計画に基づく貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていないと見込まれるようになった場合には、当該計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権に該当することとなることに留意する。

(注5)「当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき」とは、系統 金融機関と債務者との間で合意には至っていないが、債務者の 経営再建のための資源等(例えば、売却可能な資産、削減可能な 経費、新商品の開発計画、販路拡大の見込み)が存在すること を確認でき、かつ、債務者に当該経営再建計画を策定する意思 がある場合をいう。

(注)貸出条件緩和債権等の債権区分の判断について

形式上は延滞が発生していないものの、実質的に三月以上遅延している債権も、貸出条件緩和債権に該当する。実質的な延滞債権となっているかどうかは、返済期日近くに実行された貸出金の資金使途が元金又は利息の返済原資となっているか等により判断する。

金融機関等の支援を前提として経営改善計画等が策定されている債務者については、以下の全ての要件を充たしている場合には、経営改善計画等が合理的であり、その実現可能性が高いものと判断し、当該債務者に対する債権は三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権又は正常債権に該当するものと判断して差し支えない(当該計画を「合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画」という。)。

なお、債務者が中小企業である場合、企業の規模、人員等を勘案すると、大企業の場合と同様な大部で精緻な経営改善計画等を策定できない場合がある。債務者が経営改善計画等を策定していない場合であっても、例えば、今後の資産売却予定、役員報酬や諸経費の削減予定、新商品等の開発計画や収支改善計画等のほか、債務者の実態に即して金融機関が作成・分析した資料を踏まえて債権区分の判断を行うことが必要である。

また、債務者が中小企業である場合、必ずしも精緻な経営改善計画等を作成できないことから、景気動向等により、経営改善計画等の進捗状況が計画を下回る(売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね8割に満たない)場合がある。その際には、経営改善計画等の進捗状況のみをもって機械的・画一的に判断するのではなく、計画を下回った要因について分析するとともに、今後の経営改善の見通し等を検討することが必要である(ただし、経営改善計画の進捗状況が計画を大幅に下回っている場合には、「合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画」とは取り扱わない。)。なお、経営改善計画等の進捗状況や今後の見通しを検討する際には、バランスシート面についての検討も重要であるが、キャッシュフローの見通しをより重視することが適当である。

このほか、債務者が制度資金を活用して経営改善計画等を策定しており、当該経営改善計画等が国又は都道府県の審査を経て策定されている場合には、債務者の実態を踏まえ、国又は都道府県の関与の状況等を総合的に勘案して判断する。

本基準は、あくまでも経営改善計画等の合理性、実現可能性を検証するための目安であり、債権区分を検討するに当たっては、本基準を機械的・画一的に適用すべきものではない。

① 経営改善計画等の計画期間が原則として概ね5年以内であり、かつ、

計画の実現可能性が高いこと。

ただし、経営改善計画等の計画期間が5年を超え概ね10年以内となっている場合であっても、経営改善計画等の策定後、経営改善計画等の進捗状況が概ね計画どおり(売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね8割以上確保されていること)であり、今後も概ね計画どおりに推移すると認められる場合を含む。

- ② 計画期間終了後の当該債務者の業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる状態(ただし、計画期間終了後の当該債務者が金融機関等の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能な状態となる場合は、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある状態、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある状態のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある状態など今後の管理に注意を要する状態を含む。)となる計画であること。
- ③ 全ての取引金融機関等において、経営改善計画等に基づく支援を行うことが合意されていること。

ただし、単独で支援を行うことにより再建が可能な場合又は一部の取引金融機関等が支援を行うことにより再建が可能な場合は、当該支援金融機関等が経営改善計画等に基づく支援を行うことについて合意されていれば足りるものと判断する。

④ 金融機関等の支援の内容が、金利減免、融資残高維持等に止まり、債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を伴うものではないこと。

ただし、経営改善計画等の開始後、既に債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を行い、今後はこれを行わないことが見込まれる場合、及び経営改善計画等に基づき今後債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を計画的に行う必要があるが、既に支援による損失見込額を全額引当金として計上済で、今後は損失の発生が見込まれない場合を含む。

なお、制度資金を利用している場合で、当該制度資金に基づく国が 補助する都道府県の利子補給等は債権放棄等には含まれないことに留 意する。

(4) 正常債権

正常債権とは、「債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権」をいう。なお、国、地方公共団体及び被管理金融機関に対する債権は正常債権に該当する。

III - 4 - 10 - 4 - 4 自己資本の充実の状況等の開示 III - 4 - 10 - 4 - 4 - 1 組合(農協法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号示 (4)、

第 205 条第 1 号ハ(3) 及び第 207 条関係) 【組合】

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第1の柱(最低所要自己資本比率)及び第2の柱(金融機関の自己管理と監督上の検証)を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としており、農協法自己資本開示告示に従って、以下の事項に留意し、適切に実施される必要がある。また、金融機関は、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。情報開示の省略等が当該情報の利用者による経済的な意思決定を変更させる可能性のある情報については、その適切な開示に特に留意するものとする。

ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで組合の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支えないものとする。

(注) III - 4 - 10 - 4 - 4 - 1 は、主に組合が単体の自己資本比率を算出するに当たっての開示事項を定めたものであり、組合が連結の自己資本比率を算出する場合には、適宜読み替えて適用するものとする。

(1) 定性的な開示事項

- ① 「連結の範囲に関する次に掲げる事項」について
 - ア 「連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(連結グループ) に属する会社と連結財務諸表規則第5条に規定する連結の範囲(会計連 結範囲)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因」には、 以下の内容が記載されているか。
 - ・農協法自己資本比率告示第11条の規定に従った場合と連結財務諸表規則に基づく場合の連結の範囲及び方法の違い(例えば、連結、持分法適用、比例連結等)
 - ・連結の範囲及び方法の違いが生じた原因
 - イ 「連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの 及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるも のの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の 内容」には、同じ取扱いを受けるものの区分ごとに、それらの名称、貸 借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容が、一覧 表示等の方法により適切に記載されているか。
- ② 「自己資本調達手段の概要」には、農協法自己資本比率告示第2条又は第10条の算式における「自己資本の額」にその発行額の全部又は一部が含まれる自己資本調達手段(経過措置により自己資本の額に含まれる適格旧資本調達手段を含む。)に係る以下の情報を記載しているか。
 - 発行主体
 - ・資本調達手段の種類
 - ・コア資本に係る基礎項目の額に算入された額

(以下は該当する場合に記載)

- ・配当率又は利率(公表されている場合)
- ・償還期限がある場合は、その旨及び日付
- ・一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要(初回償還可能日、償還金額、対象となる事由等)
- ・他の種類の資本調達手段への転換に係る特約がある場合は、その概要
- ・元本の削減に係る特約がある場合は、その概要
- ・配当等停止条項がある場合は、その旨及び停止した未払の配当又は利 息に係る累積の有無
- ・ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高 める特約がある場合は、その概要
- ③ 「信用リスクに関する次に掲げる事項」について
- ア 「リスク管理の方針及び手続の概要」には、以下の内容が記載されているか。
 - a リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告をするための態勢
 - b 貸倒引当金の計上基準
 - c 信用リスクの算出に当たり、基礎的内部格付手法あるいは先進的 内部格付手法を採用しているにもかかわらず、組合が採用していない 手法を部分的に適用している場合には、各手法が適用されるエクスポージャーの性質及びエクスポージャーを適切な手法に完全に移行させるための計画の説明
- イ 「エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する 適格格付機関等の名称」について、すべての法人等向けエクスポージャ ー(中小企業等向けエクスポージャーを除く。)に100%のリスク・ウェ イトを適用している場合には、それを開示しているか。【新規制導入先 は除く】
- ウ 「内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項」について
 - a 「使用する内部格付手法の種類」について、内部格付手法について 段階的適用を行う場合は、移行期間を記載しているか。
 - b 「内部格付制度の概要」には、以下の内容が記載されているか。
 - (a) 内部格付制度の構造(内部格付を付与するに当たり、外部格付を主要な要素として用いている場合は、両者の関係についての説明を含む。)
 - (b) 自己資本比率算出目的以外での各種推計値の利用状況
 - (c) 内部格付制度の管理と検証手続
- エ 「次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要」には、各ポートフォリオについて以下の内容が記載されているか。
 - a 各ポートフォリオに含まれるエクスポージャーの種類
 - b PD(先進的内部格付手法を採用している場合には加えてLGD及びEAD)の推計及び検証に用いた定義、方法及びデータ(これらの変数の導出に用いられた前提を含む。)
 - c 農協法自己資本比率告示で定められたデフォルトの定義との相違 点が存在し、かつ、当該相違点が重要であると判断される場合には、 当該相違点の内容に関する説明(当該相違点が影響を与えるポートフ

- オリオの種類の説明を含む。)
- ④ 「信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要」には、 以下の内容が記載されているか。
 - ア 貸出金と自組合貯金の相殺を用いるに当たっての方針及び手続の概要並びにこれを用いている取引の種類、範囲等
 - イ 派生商品取引並びにレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引について法的に有効な相対ネッティング契約を用いるに当たっての方針及び手続の概要並びにこれを用いている取引の種類、範囲等【新規制導入先に限る。なお、新規制導入先以外は、なお従前の例による。】
 - ウ 担保に関する評価、管理の方針及び手続の概要
 - エ 主要な担保の種類
 - オ 保証人及びクレジット・デリバティブの主要な取引相手の種類及びそ の信用度の説明
 - カ 信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関する情報
- ⑤ 「派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要」には、以下の内容が記載されているか。
 - ア リスク資本及び信用供与枠の割当方法に関する方針
 - イ 担保による保全及び引当金の算定に関する方針
 - ウ 自組合の信用力の悪化により担保を追加的に提供することが必要と なる場合の影響度に関する説明
- ⑥ 「証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項」について
 - ア 「リスク管理の方針及びリスク特性の概要」には、以下の内容が記載 されているか。
 - a リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢
 - b 組合の証券化取引についての方針(証券化によるリスク移転の程度 及びリスクの種類を含む(再証券化取引を行っている場合は、区別し て記載すること。)。)
 - c 組合の証券化取引における役割(オリジネーター、投資家、サービサー、信用補完の提供者、ABCPのスポンサー、流動性の提供者、スワップの提供者等)及び関与の度合
 - d 証券化エクスポージャーに内在する信用リスク及びマーケット・リスク以外のリスク(例えば、流動性リスク)がある場合には、その性質
 - イ 「体制の整備及びその運用状況の概要」には、再証券化エクスポージャーを保有している場合は、証券化エクスポージャーとの差異を含めて 記載されているか。
 - ウ 「当該証券化目的導管体の種類及び当該組合が当該証券化取引に係る 証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別」には、少なくと も当事業年度に行った証券化取引について記載されているか。また、保 有する証券化エクスポージャーをオンバランス取引又はオフバランス 取引のいずれとして取り扱っているかの別を含めて記載されているか。
 - エ 「組合の子法人等(連結子法人等を除く。)及び関連法人等のうち、 当該組合が行った証券化取引(組合が証券化目的導管体を用いて行った

証券化取引を含む。) に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称」には、少なくとも当事業年度に行った証券化取引について記載されているか。

- オ 「証券化取引に関する会計方針」には、以下の内容が記載されているか。
 - a 証券化取引を資産の売却あるいは資金の調達等どのように会計上 認識しているか。
 - b 資産の売却をどの時点で認識しているか。
 - c 証券化エクスポージャーの留保持分評価の前提等。変更があった場合は、その概要と影響。
 - d デリバティブ等他の会計方針と合成型証券化の会計方針が異なる 場合は、その説明。
 - e 証券化取引を目的として保有している資産についての評価方法。
 - f 証券化エクスポージャーに提供している流動性補完、信用補完、 その他の事前の資金の払込みを行わない信用供与について、貸借対 照表において負債として認識するための方針。
- カ 「内部評価方式を用いている場合には、その概要」には、以下の内容 が記載されているか。
 - a 内部評価のプロセス及び内部評価のプロセスを統制する仕組み (統制を行う者の独立性、説明責任、内部評価のプロセスに対する 評価結果等を含む。)
 - b 内部評価と適格格付機関の付与する外部格付との関係(当該適格 格付機関についての情報も含む。)
 - c 所要自己資本の計算目的以外の内部評価の利用方法
 - d 内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーの種類及びエクスポージャーの種類毎の信用補完の水準を定めるためのストレス・ファクター
- ⑦ 「マーケット・リスクに関する事項」【新規制導入先に限る。なお、新規制導入先は改正後の告示を参照すること。】
- ⑧ 「オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項」について、「リスク管理の方針及び手続の概要」には、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための体制が記載されているか。【新規制導入先は除く。なお、新規制導入先は改正後の告示を参照すること。】。
- ⑨ 「株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャーに関する リスク管理の方針及び手続の概要」には、以下の内容が記載されている か。【新規制導入先に限る。なお、新規制導入先以外は、なお従前の例 による。】
 - ア リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢
 - イ その他有価証券、子会社株式及び関連会社株式の区分ごとのリスク 管理の方針
 - ウ 株式等エクスポージャーの評価等重要な会計方針(会計方針を変更 した場合には、財務諸表規則第8条の3に準じた事項を含む。)
- ⑩ 「金利リスクに関する次に掲げる事項」
- ア 「リスク管理の方針及び手続の概要」

- リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明
- ・ リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明
- 金利リスク計測の頻度
- ・ ヘッジ等金利リスクの削減手法(ヘッジ手段の会計上の取扱いを含 tr) に関する説明
- イ 「金利リスクの算定手法の概要」
 - ・ 農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ E V E 及び Δ N I I (金利リスク (マーケット・リスク相当額の算出対象となっているものを除く。)のうち、金利ショックに対する算出基準日から 12 ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、農協法自己資本開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下この⑩において同じ。)並びに組合がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項
 - 一 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
 - 一 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
 - 一 流動性貯金への満期の割当て方法(コア貯金モデル等)及びその 前提
 - 一 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
 - 一 複数の通貨の集計方法及びその前提
 - スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等)
 - 一 内部モデルの使用等、 $\Delta E V E 及び \Delta N I I に重大な影響を及ぼすその他の前提$
 - 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 - 一 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
 - ・ 組合が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、 収益管理、経営上の判断その他の目的で、農協法自己資本開示告示に 基づく定量的開示の対象となる Δ E V E 及び Δ N I I 以外の金利リス クを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項
 - 一 金利ショックに関する説明
 - 一 金利リスク計測の前提及びその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ E V E 及び Δ N I I と大きく異なる点)

(2) 定量的な開示事項

- ① 「自己資本の充実度に関する次に掲げる事項」について
 - ア 「内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げる ポートフォリオごとの内訳」について、基礎的内部格付手法及び先進的 内部格付手法の両方を部分的に使用する組合にあっては、手法ごとに記 載しているか。
 - イ 「内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額」には、所要自己資本の算出における区分に沿っ

た形での株式のポートフォリオ別の所要自己資本の額を記載しているか。【新規制導入先に限る。なお、新規制導入先以外は、なお従前の例による。】

- ② 「信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する次に掲げる 事項」について
 - ア 「信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高(期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。)及びエクスポージャーの主な種類別の内訳」には、以下の内容が記載されているか。
 - a 期中平均残高の計算に日次平均を用いていない場合は、計算方法
 - b 信用リスクの計算に当たって複数の手法を使用している組合にあっては、使用している手法ごとのエクスポージャーの期末残高
 - イ 「エクスポージャーの主な種類別の内訳」の例として(a)貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャー、(b)債券、(c)OTCデリバティブの3類型等が考えられる。
 - ウ 「地域別」について、少なくとも国内及び国外に区分しているか。
 - エ 「一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金」の「増減額」について、増減 の内訳を記載しているか。
 - オ 「標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高」について、リスク・ウェイトの区分ごとの保有残高は格付の有無についても区分しているか。【新規制導入先は除く。】
 - カ 「内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項」について
 - a 債務者格付あるいはプールを統合して開示する場合には、内部格付 手法において使用される債務者格付あるいはプールの全体的な分布 状況が理解し得るような方法で統合を行っているか。
 - b 「適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析」について、このようにEL区分を用いた開示を実施する場合には、開示の利用者に対して十分意味のある信用リスクの分解という観点で適切なEL区分となっているか。
 - キ 「内部格付手法を適用する」「エクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析」について、要因分析には、PD、LGD及びEADの水準についての分析が記載されているか。
 - ク 「内部格付手法を適用する」「エクスポージャーごとの長期にわたる 損失額の推計値と実績値の対比」について、対比期間は内部格付制度及 び推計値の精度を評価するために十分に長期であるか。
- ③ 「信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項」について、合成型証券化取引の一部として扱われるクレジット・デリバティブは、信用リスク削減手法の情報開示から除き、証券化エクスポージャーに関する情報開示に含めているか。

- ④ 「証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項」について
 - ア 「組合がオリジネーターである場合における信用リスク・アセット の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項」 について
 - a オリジネーターである組合が、当事業年度に行った証券化取引の うち、当該組合が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引 については、別に記載されているか。
 - b スポンサー業務のみにより生じる証券化エクスポージャーとその 他の証券化エクスポージャーがある場合は、必要があれば両者が区 別して記載されているか。
 - イ 「主な原資産の種類別の内訳」の例として、クレジットカード与信、 住宅ローン、自動車ローン等が考えられる。
 - ウ 「当期の損失額」には、償却・引当及び I / Oストリップスの償却が 含まれているか。
 - エ 「保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内 訳」には、オンバランス取引とオフバランス取引とが区別して記載され ているか。
 - オ 「保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの 区分ごとの残高及び所要自己資本の額」には、オンバランス取引とオフ バランス取引とが区別して記載されているか。
 - カ 「自己資本から控除した証券化エクスポージャー」には、信用補完機 能を持つ I / Oストリップスが含まれているか。
- ⑤ 「出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項」の「貸借対照表計上額及び時価」について、上場証券の株価と公正価値が大き く乖離している場合、対比を開示しているか。

Ⅲ-4-10-4-4-2 農中(農中法施行規則第 112 条第 5 号ニ、第 113 条第 3 号ハ、第 116 条第 1 項及び第 2 項関係)【農中】

自己資本比率規制及びレバレッジ比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第1の柱(最低所要自己資本比率及び最低レバレッジ比率)及び第2の柱(金融機関の自己管理と監督上の検証)を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としており、農中法自己資本開示告示に従って、以下の事項に留意し、適切に実施される必要がある。また、金融機関は、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。情報開示の省略等が当該情報の利用者による経済的な意思決定を変更させる可能性のある情報については、その適切な開示に特に留意するものとする。

ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで農中の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支えないものとする。

- (1) 定性的な開示事項
 - ① 「連結の範囲に関する次に掲げる事項」について
 - ア 「連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(連結グループ) に属する会社と連結財務諸表規則第5条に規定する連結の範囲(会計連 結範囲)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因」
 - ・ 農中法自己資本比率告示第3条の規定に従った場合と連結財務諸表 規則に基づく場合の連結の範囲及び方法の違い(例えば、連結、持分 法適用、比例連結等)
 - ・ 連結の範囲及び方法の違いが生じた原因
 - イ 「連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの 及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるも のの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の 内容」には、一覧表示等の方法により、同じ取扱いを受けるものの区分 ごとに、それらの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに 主要な業務の内容
 - ② 「農中全体のリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要」
 - ア 農中のビジネスモデルとリスクプロファイルとの整合性がどのよう に確保されているかの説明(例えば、ビジネスモデルに係る主要なリス クの説明と、その主要なリスクが、それぞれのリスクカテゴリーのなか でどのように管理され、開示されているかの説明等)及び農中のリスク プロファイルが、理事会で承認されたリスク許容量とどのように関連付 けられているかの説明
 - イ リスク・ガバナンス体制。例えば、農中内における責任の所在(それ ぞれの権限、権限の委譲、リスクカテゴリー別及び事業部門別の責任の 分担等)、リスク管理プロセスに関与する組織、部門間の関係(理事会、 理事、各リスク委員会、各リスク管理部門、コンプライアンス部門、内 部監査部門等)
 - ウ 農中内でリスク文化を醸成するための方法(行動規範、リミットの管理方法や抵触した場合の手続、業務担当者(ビジネスライン)とリスク管理部署との間でリスクに係る課題を提起、共有するための手続等)
 - エ リスク計測システムの対象範囲と主な特徴
 - オ 理事及び理事会等へのリスク情報の報告手続き。特に、エクスポージャーに関する報告の範囲と主な内容
 - カ ストレス・テストに関する定性的情報(ストレス・テストの対象となるポートフォリオ、採用したシナリオと使用した手法、リスク管理におけるストレス・テストの利用等)
 - キ 農中のビジネスモデルから生じるリスクを管理、ヘッジ、削減するための戦略と手順、ヘッジと削減策の継続的な有効性をモニタリングする ための手順
 - ③ 「信用リスクに関する次に掲げる事項」 ア 「リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要」

- a ビジネスモデルに基づいた信用リスクプロファイルの説明
- b 信用リスク管理方針を決定し、信用リスク限度額を設定する基準と 方法
- c 信用リスク管理・コントロールに関する体制と組織
- d 信用リスク管理部門、与信管理部門、コンプライアンス部門、内部 監査部門の関係
- e 信用リスクエクスポージャーと信用リスクの管理機能に係る報告 の範囲と主な内容
- イ 「会計上の引当て及び償却に関する基準の概要」
 - a 引当て・償却の方針及び方法(信用格付付与、債務者区分、債権区分、資産分類の概要(区分の定義、区分方法及び対象資産の範囲に関する説明を含む。)と引当て・償却の額の算定方法を含む。)
 - b 債権を危険債権以下に区分しない(あるいは破綻懸念先以下に区分 されている先に対する債権と判定しない)ことを許容する三月以上延 滞債権の延滞日数の程度、及びその理由
 - c 貸出条件の緩和を実施した債権(三月以上延滞債権及び危険債権以下に該当するものを除く)の定義(三月以上延滞債権及び危険債権以下に区分しない条件、貸出条件の緩和を実施したことに伴い引当金の額を増加させる条件の説明を含む。)
 - d 引当金及び自己資本比率それぞれの算定に利用する信用リスクの パラメーターの主要な差異(デフォルトの定義やパラメーターの算出 方法の差異を含む。差異がない場合は差異がないことの説明を含む。)
- ウ 「標準的手法を採用している場合にあっては、エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称」については、農中法自己資本比率告示第28条第1項に基づき、個別格付が付与されていない債権に、当該債務者が負っている他の債務の個別格付を適用している場合、その適用に当たっての運用プロセス及び適用状況の説明
- エ 「内部格付手法を採用している場合にあっては、次に掲げる事項」の うち、「内部格付制度の概要及び当該制度に関する次に掲げる事項の概 要」
 - a 「資産区分ごとの格付付与手続」については、各ポートフォリオに おいて用いられる主なモデルの数、同一のポートフォリオに含まれる モデル間の主な差異に関する説明
 - b 「パラメーター推計及びその検証体制」
 - ・ PD:推計と検証のための定義、方法、データに係る説明(デフォルトの可能性が低いポートフォリオ(LDP:Low Default Portfolio)のPDの推計方法、規制上のフロアの適用状況、少なくとも過去3期分のPDの推計値と実績デフォルト率の間の差異の主な要因等)
 - ・ LGD: 景気後退期LGDの推計方法、LDPのLGDの推計方法、デフォルト時からエクスポージャーの清算(終結)までに要する期間に係る説明等

- EAD:EAD推計に当たって用いられた前提や仮定等
- c 「内部格付制度並びに使用するモデルの開発及び管理等に係る運営 体制」
 - ・ 使用するモデルの開発、承認、変更手続きを行う部門の役割
 - リスク管理部門と内部監査部門との関係、モデルの検証機能がモデル開発から独立していることを確保する手続
 - ・ モデルに係る報告の範囲と主な内容
- ① 「信用リスク削減手法に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、 手続及び体制の概要」
 - ア ネッティングを利用する方針及びプロセスの基本的な特徴並びにネッティングの利用状況に係る説明
 - イ 担保評価・担保管理の方針・プロセスの基本的な特徴
 - ウ 使用する信用リスク削減手法におけるマーケット・リスク又は信用リスクの集中状況に関する説明(例えば、保証人の種類別、担保の種類別又はクレジット・デリバティブにおけるプロテクションの提供者別にエクスポージャーを集計したときの、特定の区分へのエクスポージャーの集中状況)
- ⑤ 「派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に対する信用リスクに 関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要」
 - ア カウンターパーティ及び中央清算機関に対するエクスポージャーに関するリスク資本及び与信限度枠の割当方法に関する方針
 - イ 担保、保証、ネッティングその他の信用リスク削減手法に関する評価 並びに担保等の管理の方針及び処分手続の概要
 - ウ 誤方向リスクの特定、モニタリング及び管理のための方針
 - エ 農中の信用力悪化により担保を追加的に提供することが必要となる場合の影響度に関する説明
- ⑥ 「証券化取引に係るリスクに関する次に掲げる事項」
 - ア 「リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要」については、農中の証券化取引についての方針(証券化によるリスク移転の程度及びリスクの種類を含む。)(固有勘定(いわゆる銀行勘定)と特定取引勘定を区別すること。また、再証券化取引を行っている場合は、区別すること。以下この⑥において同じ。)
 - イ 「体制の整備及びその運用状況の概要」については、再証券化エクス ポージャーを保有している場合は、証券化エクスポージャーとの差異
 - ウ 「証券化目的導管体の名称及び当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別」については、少なくとも当事業年度に行った証券化取引のほか、農中が自己資本比率を算出する上で当該証券化目的導管体を連結の範囲に含めているかどうかの別
 - エ 「連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団の子法人等及び 関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引に係る証券化 エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に関与 し又は助言を提供しているものの名称」については、少なくとも当事業 年度に行った証券化取引

- オ 「内部評価方式を使用している場合には、その概要」
 - a 内部評価のプロセス及び内部評価のプロセスを統制する仕組み(統制を行う者の独立性、説明責任、内部評価のプロセスに対する評価結果等を含む。)
 - b 内部評価と適格格付機関の付与する外部格付との関係(当該適格格 付機関についての情報も含む。)
 - c 所要自己資本の計算目的以外の内部評価の利用方法
 - d 内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーの種類及びエクスポージャーの種類毎の信用補完の水準を定めるためのストレス・ファクター
- ⑦ 「マーケット・リスクに関する次に掲げる事項」【新規制導入先は除く。 なお、新規制導入先は改正後の告示を参照すること。】
 - ア 「リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要」
 - a 農中のトレーディング活動の戦略目標及びマーケット・リスク管理 のプロセス
 - b マーケット・リスク管理部署の体制及び役割
 - c リスク量に関する報告及び計測システムの範囲と主な内容
 - イ 「内部モデル方式を使用する場合におけるモデルの概要及び適用範 囲」
 - a バリュー・アット・リスク及びストレス・バリュー・アット・リス ク
 - i) 内部モデル方式の適用範囲(リスクカテゴリーの別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別)
 - ii) グループ内の異なる拠点において、複数のモデルを使用している場合には、拠点別の使用しているモデルに関する説明
 - iii) モデルの概要
 - iv) 内部管理に用いるモデルと規制上のモデルに差異がある場合には、 その差異に関する説明
 - v) バリュー・アット・リスクに関する以下の事項
 - ・ ヒストリカル・データの更新頻度
 - ヒストリカル・データの観測期間
 - ヒストリカル・データの重み付けの方法
 - ・ 10 営業日を下回る保有期間によって算出したバリュー・アット・リスクについては保有期間の換算方法
 - ・ バリュー・アット・リスクの合算方法(一般市場リスクと個別リスクの合算、リスク・ファクター間の合算等)
 - 価格再評価の手法(フルバリュエーション法、センシティビティ法等)
 - リスク・ファクターの変動の捕捉(絶対リターン、相対リターン等)
 - vi)ストレス・バリュー・アット・リスクに関する以下の事項
 - ストレス期間の選定方法とその根拠
 - 価格再評価の手法(フルバリュエーション法、センシティビテ

ィ法等)

- ・ 10 営業日を下回る保有期間によって算出したストレス・バリュー・アット・リスクについては保有期間の換算方法
- vii)ストレス・テストに関する説明
- viii)バックテスティングに関する説明
- ix)内部モデルに使用するパラメーターの検証体制
- x) その他モデル検証手法に関する説明
- b 追加的リスク
 - i) モデルの概要
 - ii)デフォルト及び格付遷移の織り込み方法
 - iii) 各種パラメーターの推定方法 (PD/LGD、遷移確率、相関等)
 - iv)流動性ホライズンの設定方法に関する説明
 - v)モデル検証手法
- c 包括的リスク
 - i) モデルの概要
 - ii) デフォルト及び格付遷移の織り込み方法
 - iii) 各種パラメーターの推定方法 (PD/LGD、遷移確率、相関等)
 - iv)流動性ホライズンの設定方法に関する説明
 - v) モデル検証手法
- ⑧ 「オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項」のうち、「リスク管理の方針及び手続の概要」については、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための<u>体</u>制【新規制導入先は除く。なお、新規制導入先は改正後の告示を参照すること。】
- ⑨ 「株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー又は株式 等エクスポージャーに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手 続及び体制の概要」【新規制導入先に限る。なお、新規制導入先以外は、 なお従前の例による。】
 - ア リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための体制
 - イ その他有価証券、子会社株式及び関連会社株式の区分ごとのリスク管 理の方針
 - ウ 株式等エクスポージャーの評価等重要な会計方針(会計方針を変更した場合については、財務諸表規則第8条の3に準じた事項を含む。)
- ⑩ 「金利リスクに関する次に掲げる事項」
 - ア
 「リスク管理の方針及び手続の概要」
 - リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明
 - リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明
 - ・ 金利リスク計測の頻度
 - ・ ヘッジ等金利リスクの削減手法(ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む)に関する説明
 - イ 「金利リスクの算定手法の概要」
 - ・ 農中法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ E V E 及び Δ N I I (金利リスク(マーケット・リスク相当額の算出対象と

なっているものを除く。)のうち、金利ショックに対する算出基準日から 12 ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、農中法自己資本開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下この⑩において同じ。)並びに農中がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

- 一 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
- 一 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
- 一 流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその 前提
- 一 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の早期解約に関する前提
- 一 複数の通貨の集計方法及びその前提
- スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュフローに含めるか否か等)
- 内部モデルの使用等、 Δ E V E 及び Δ N I I に重大な影響を及ぼ すその他の前提
- 一 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
- 一 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
- ・ 農中が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、 収益管理、経営上の判断その他の目的で、農中法自己資本開示告示に 基づく定量的開示の対象となる Δ E V E 及び Δ N I I 以外の金利リ スクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事 項
 - 一 金利ショックに関する説明
 - 一 金利リスク計測の前提及びその意味(特に、農中法自己資本開示 告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNIIと大 きく異なる点)
- ① 「貸借対照表の科目が別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明」

本項目の記載に当たっては、バーゼル銀行監督委員会「資本構成の開示要件」(2012年6月)の趣旨を十分に踏まえる。

- ア 自己資本の構成に関する開示事項のうち、貸借対照表(連結自己資本 比率を算出する農中が、連結自己資本比率に関する定性的な開示事項と して本項目を記載する場合は、農中法自己資本比率告示第 11 条の規定 に従い、連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照 表をいう。以下この⑪において同じ。) に表示される科目の一部を構成 するものが存在する場合には、当該内訳部分とその額
- イ 貸借対照表に表示される科目又は上記アの内訳部分が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかを判別するための参照番号、 記号及びその他の必要な説明
- ウ 連結自己資本比率を算出する農中が、連結自己資本比率に関する定性 的な開示事項として本項目を記載する場合において、農中法自己資本比 率告示第 11 条の規定に従い、連結財務諸表を作成したと仮定した場合

における連結貸借対照表の内容が連結財務諸表規則に基づき作成した 連結貸借対照表の内容と異なる場合には、その差異

- ② 「自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と貸借対照表計上額と の差異及びその要因に関する説明」
 - ア 農中法自己資本開示告示別紙様式第2号第2面で複数のリスク区分にまたがる勘定科目やリスク区分との紐づけが困難な勘定科目についての定性的な説明
 - イ 自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と貸借対照表計上額と の差異について、農中法自己資本開示告示別紙様式第2号第3面で示さ れる主要な差異項目の説明

(2) 定量的な開示事項

定量的な開示事項について、前期から大幅な変化があった場合に、その要 因に係る説明。

- ① 「信用リスクに関する次に掲げる事項」について、本項目の記載に当たっては、農中の保有する資産の質(Credit Quality of Assets)に係る定量的な開示事項の情報を補完する目的を踏まえる。
 - ア 「主な種類別の内訳」の例として(a)貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャー、(b)債券の2類型等が考えられる。
 - イ 「地域別」については、少なくとも国内及び国外の区分
 - ウ 延滞期間別のエクスポージャーの期末残高(危険債権以下に該当する ものを除く。延滞期間は、「1ヵ月未満」「1ヵ月以上2ヵ月未満」「2 ヵ月以上3ヵ月未満」「3ヵ月以上」等の区分を行うものとする。)
- ② 農中法自己資本開示告示第2条第5項に規定する定量的な開示事項の うち、別紙様式第2号第32面によるG-SIBs選定指標に係る開示について、 バーゼル銀行監督委員会が公表する G-SIBs の選定指標に係るインスト ラクションに従った適切な開示。
- (3) 連結レバレッジ比率又は単体レバレッジ比率に関する開示事項

「前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因」又は「前事業年度の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因」について、例えば、前連結会計年度末における連結レバレッジ比率又は前事業年度末における単体レバレッジ比率から 0.5%以上の増加又は減少がある場合のほか、主要な連結子会社の異動による連結レバレッジ比率の増加又は減少が生じた場合にはその変動が連結レバレッジ比率の分子(資本の額)又は分母(総エクスポージャーの額)のいずれの変動によって生じたか、その主な要因について開示しているか。

(4) 半期及び四半期ごとの開示事項

① 農中法自己資本開示告示第4条に規定する事項につき半期開示、及び同告示第6条に規定する事項につき四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。なお、これらの開示事項(過去情報も含む。)をウェブサイ

ト上に開示する場合には、その記載箇所を預金者、投資家等の利用者が 容易に特定できるようにすることが適当である。

また、農中法自己資本開示告示第6条に掲げる農中における四半期の開示事項のうち、第1項第3号、第4号及び第6号から第10号までに掲げる事項を開示する場合には、対象となる四半期の末日を基準日とする金融商品取引法第24条第1項若しくは第3項の規定に基づく有価証券報告書、同法第24条の5第1項の規定に基づく半期報告書又は金融商品取引所の規則等に基づく四半期決算短信の公表時期に準じて、速やかに行うことが適当である。

農中法自己資本開示告示第6条に掲げる開示事項のうち、同告示別紙様 式第7号第二面及び第三面に基づいて開示する場合には、同**四半期決算短 信の公表時期に準じて**、変動要因の分析に要する時間を勘案しつつ、速や かに行うことが望ましい。

他方、これ以外の開示事項については、同四半期決算短信の公表時期に 準じて、速やかに行うことが望ましい。

② 農中法自己資本開示告示第6条第1項第6号に掲げる「自己資本調達 手段に関する契約内容の詳細」については、同項第5号に掲げる「自己 資本調達手段に関する契約内容の概要」に加えて、当該自己資本調達手 段に関する契約の具体的な内容を預金者、投資家等の利用者が容易に知 ることができるように記載することが適当である。

なお、これらの自己資本調達手段に関する開示事項については、金融機関が自己資本調達手段の発行、償還又は内容の変更等を行った場合には更新する等、利用者が最新の情報を参照できることが望ましい。

③ 「前年同期(半期)又は前四半期の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因」又は「前年同期(半期)又は前四半期の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因」について、例えば、前年同期(半期)又は前四半期における連結レバレッジ比率又は単体レバレッジ比率から0.5%以上の増加又は減少がある場合のほか、主要な連結子会社の異動による連結レバレッジ比率の増加又は減少が生じた場合にはその変動が連結レバレッジ比率の分子(資本の額)又は分母(総エクスポージャーの額)のいずれの変動によって生じたか、その主な要因。

Ⅲ-4-10-4-5 報酬体系の開示(農中法施行規則第 112 条第 6 号、第 113 条第 4 号及び農協法施行規則第 207 条第 2 項関係)

(1) 一般的な留意事項【共通】

報酬体系の開示は、「農林中央金庫法施行規則第112条第6号等の規定に基づき、同令第112条第6号及び第113条第4号の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものを定める件」及び「農業協同組合法施行規則第207条第2項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が別に定める事項を定める件」(以下「報酬告示」という。)に定められた事項について、市場や預貯金者等による外部評価の規律付けを通じ、報酬体系が役職員の過度なリスクテイクを引き起こさないことを確保し、系統金融機関の経営の健全性を

維持するという趣旨を十分に踏まえ、適切に実施される必要がある。

ただし、公にすることにより系統金融機関の競争上の地位を大きく害するおそれのある情報、若しくは、個人が特定され、個人の権利利益が不当に害されるおそれのある情報、又は、守秘義務に係る情報等については、より一般的な内容の記載に止めるとともに、その理由を開示することで差し支えないものとする。また、報酬告示に定められた事項に該当する事項がない場合には、該当する事項がない旨を記載することで差し支えないものとする。

(参考)

- ・ バーゼル銀行監督委員会「第三の柱における報酬についての開示要件」 (2011 年7月)
- ・ バーゼル銀行監督委員会「開示要件(第3の柱)の統合及び強化―第2 フェーズ」(2017年3月)

また、系統金融機関がグループ(系統金融機関及びその主要な連結子法人等をいう。以下この(1)及びこの(2)において同じ。)を形成している場合で、報酬告示に定められた事項について、グループ内で開示する内容に重複があるときには、当該内容を纏めて記載し、説明するなど、分かりやすい開示に努めているかに留意するものとする。

(2) 農中の個別の記載事項に関する留意事項【農中】

- ① 開示の対象となる、報酬告示に規定する「対象役員」及び「対象職員等」(以下この(2)において「対象役職員」という。)について、例えば、下記の点に留意して適切な記載がなされているか。
 - ア.「対象役員」の範囲について
 - ・ 「対象役員」から非常勤役員を除く場合は適切な注釈を加えているか。
 - 直近の事業年度中に退任した者が含まれているか。
 - イ.「対象職員等」の範囲について
 - a 「主要な連結子法人等」の範囲について
 - ・ 「主要な連結子法人等」の範囲について、報酬体系の開示の趣旨 を損なわず、預金者等の合理的な判断を妨げないよう、グループの 財政状態又は経営成績に与える影響の重要性を勘案し、主要な連結 子法人等を選定しているか。また、主要な連結子法人等の範囲に関 する説明が適切に記載されているか。例えば、「農中の連結総資産 に対する連結子法人等の総資産の割合が2%を超えない場合には、 主要な連結子法人等に該当しないものとする。」など、具体的な基 準を用いた記載が考えられる。ただし、連結子法人等の規模等が僅 少であっても、経営上重要な連結子法人等は主要な連結子法人等に 含めて記載しているかに留意するものとする。
 - b 「高額の報酬等を受ける者」の範囲について
 - ・ 「高額の報酬等を受ける者」の選定に当たっては、対象役員が受ける報酬等の平均額を基礎とし、必要に応じ、過去の実績の変動等を勘案し、農中又はグループの実態に即した適切かつ合理的な基準

を設けて選定しているか。また、当該基準の設定根拠及びその合理性について適切に記載しているか。例えば、業績不振等により、対象役員が受ける報酬等が減少している場合、過去の実績の変動等を勘案し、調整の上、「高額の報酬等を受ける者」の基準を設定することが考えられるが、当該基準の合理性について適切な注釈を加えているか。また、グループ共通の基準を参照する場合は、その合理性について適切に記載しているか。

- ・ 「報酬等」の範囲について、対象役員が職員を兼務しており、職員として賃金を支給されている場合で、当該賃金のうち重要なものがあるときには、当該賃金を含めるなど、報酬、給与、賃金、給料、手当又は賞与その他名称の如何を問わず、職務の執行の対価又は労働の対償として受ける財産上の利益が含まれているか。
- c 「農林中央金庫及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産 の状況に重要な影響を与える者」の範囲について
 - ・ 対象職員等のリスクテイクの状況について把握した上で、グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者が適切に 選定されているか。また、その選定方法について適切な説明を行っているか。
- ② 報酬告示に規定する「対象役員及び対象職員等の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う主要な機関等 (委員会その他の主要な機関等)の名称、構成及び職務に関する事項」と して、例えば、以下の内容が記載されているか。
 - ア 対象役職員の報酬体系について、その状況を監視し、報酬体系の適切な設計・運用を確保するために必要な監視・けん制機能を発揮するための任意の委員会その他の組織(以下この(2)において「任意の委員会等」という。)の整備・確保の状況(任意の委員会等の名称、構成員、権限及び職務その他任意の委員会等がその監視・けん制機能を業務推進部門(担当役員を含む。)から独立して発揮するための措置(任意の委員会等による監視・けん制の対象となる地域、業務部門又は対象役職員の範囲等))
 - イ 任意の委員会等が外部コンサルタントに報酬等に関する助言等の依頼・委託を行っている場合は、当該外部コンサルタントの名称並びに当該依頼・委託の趣旨及び概要
 - ウ 報酬体系の設計・運用の適切性の評価に関し、任意の委員会等とリスク管理部門が連携している場合はその連携状況等
 - エ 任意の委員会等の構成員に対して支払われた報酬等の総額(任意の委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することが不可能である場合等は、記載することを要しない。)及び任意の委員会等の会議の開催回数
- ③ 報酬告示に規定する「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系の設計 及び運用の適切性の評価に関する事項」として、例えば、以下の内容が記 載されているか。

- ア 対象役職員の報酬等の決定に関する方針(報酬等の種類及び支払保 法に関する方針を含む。)を定めている場合はその概要、適用範囲(当 該方針が適用される地域、業務部門又は対象役職員の範囲等)並びに当 該方針を採用した趣旨及び背景
- イ 対象役職員に含まれる者の類型の説明及びその区分ごとの人数(例 えば、対象役員、対象職員等のそれぞれの内訳及び各区分についての説 明)
- ウ 報酬体系の設計・運用に重要な変更が生じた場合はその理由、概要及 び当該変更が報酬等に与える影響
- エ 報酬等の全体の水準が、農中又はグループの財務の健全性の現状及 び将来の見通しと整合的であり、将来の自己資本の十分性に重要な影響 を及ぼさないことを確認している場合はその説明
- オ 報酬体系の運用状況の監視を通じ、報酬額が短期的な収益獲得に過度に連動し、また、過度の成果主義を反映するといった問題が生じていないこと等を確認している場合はその説明
- ④ 報酬告示に規定する「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項」として、例えば、以下の内容が記載されているか。
 - ア リスク管理部門・コンプライアンス部門の職員の報酬体系の設計・運用が、被管理・監視対象である他の業務部門から独立して行われている場合はその説明(特に、リスク管理部門・コンプライアンス部門の職員の報酬に係る業績の測定が、職責の重要性を適切に反映したものとなっており、また、リスク管理や法令等遵守の達成度に加え、リスク管理態勢や法令等遵守態勢の構築への貢献度が反映されたものとなっているかについての説明)
 - イ 対象役職員の報酬等の決定において、リスクを勘案している場合には、勘案するリスクの種類、当該リスクの計測・評価手法及び勘案方法の概要(前事業年度から重要な変更が生じた場合はその概要を含む。)
- ⑤ 報酬告示に規定する「対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」として、例えば、以下の内容が記載されているか。
 - ア 対象役職員の報酬等の額のうち相当部分を業績連動とする場合について
 - ・ 対象役職員の報酬等の額に占める業績連動部分の割合を決定する際、 対象役職員の職責や実際の業務内容、グループの財務の健全性又はグ ループとして抱えることのできるリスクの程度に関する方針を勘案 している場合はその勘案方法の概要
 - ・ グループ、農中、業務部門又は当該対象役職員の業績を報酬等へ反映させる方法又は業績を測定する方法の概要
 - ・ 業績に連動する報酬等の支払いを繰り延べている場合は、報酬等の 額が確定するまでの間に生じうる財務上のリスクへの対応状況(必要 な自己資本や流動性の確保の見込み)を踏まえた設計となっているこ との説明
 - ・ 当該業績連動部分を業績不振の場合に縮小させるための措置等の概

要(特に、業績不振の該当性を判断するための基準についての説明)

- ・ 報酬等の額の算定にリスク調整後利益を用いることなどにより、リスク管理と整合的な報酬体系を設計している場合であっても、対象役職員がその設計趣旨を損ないかねないような行為(一時的にリスクを削減し、表面的にリスクを減少させるような取引等)を行うおそれについて、適切に監視・けん制するための態勢の概要
- イ リスク管理に悪影響を及ぼしかねない報酬体系(複数年にわたる賞 与支払額の最低保証や、業績やリスクの状況等に鑑み、不相応に高額な 退職一時金等)を付与している場合は改善策・対応策の概要
- ウ 対象役職員の職責や業務内容に応じ、より長期的な企業価値の創出を重視する報酬等の種類(例えば、グループ会社の対象役職員に対する株式での支払いやストックオプションの付与)及びリスクが顕在化するまでの期間も考慮した報酬等の支払方法(例えば、報酬支払の繰延べ・業績不振の場合の取戻し、グループ会社の対象役職員に株式で支払う場合の一定期間の譲渡制限、ストックオプションを付与する場合の権利行使時期の設定)を採用している場合は、その方針及び概要(対象役職員の所属部門により繰延報酬割合が異なる場合には、その割合及び割合を決定する要因に関する説明を含む。)
- ⑥ 報酬告示に規定する「定量的な開示事項」として、報酬告示の別紙様式に 従った記載がなされているか。
- ⑦ その他報酬等の体系に関する重要な事項がある場合には、報酬告示に 規定する「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、当該事項を 適切に記載しているか。

(3) 組合の個別の記載事項に関する留意事項【組合】

組合の個別の記載事項については、その規模、業務の複雑性等に応じ、「(2) 農中の個別の記載事項に関する留意事項【農中】」を参考にしつつ、必要と認められる適切なレベルの情報開示が行われているかに留意するものとする。ただし、(2)の⑥に記載の事項にかかわらず、報酬告示に規定する「対象役員及び対象職員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項」として、例えば、以下の内容について、その規模、業務の複雑性等に応じ、必要と認められる適切なレベルの情報開示が行われているかに留意するものとする。

- ア 報酬等の種類(基本報酬、グループ会社の対象役職員に対する株式及びストックオプション、賞与、退職慰労金、給与、賃金、給料等)及び支払方法 (報酬支払の繰延べ・業績不振の場合の取戻し、グループ会社の対象役職員 に株式で支払う場合の一定期間の譲渡制限、ストックオプションを付与する 場合の権利行使時期の設定等)の概要並びに当該報酬等の種類及び当該支払 方法を採用した趣旨・背景等
- イ 対象役員全体及び対象職員等全体のそれぞれについて、報酬等の総額及び 対象となる者の数、固定報酬及び変動報酬の総額並びに対象となる者の数並 びに報酬等の種類別及び支払方法別の総額並びに対象となる者の数
- ウ 次に掲げる事項について該当がある場合には、その事項
 - ・ ボーナス保証、採用時一時金、割増退職金その他これらに類似する報酬 体系別の総額及び対象となる者の数
 - ・ 支払いが繰り延べられている報酬等の残高並びに種類別及び支払方法別

Ⅲ-4-10-4-6 流動性に係る経営の健全性の状況の開示(農中法施行規則第112条第5号ホ、第113条第3号ニ並びに第116条第1項及び第2項関係)【農中】

(1) 一般的な留意事項

流動性に係る経営の健全性の状況の開示は、流動性カバレッジ比率及び安定調達比率の最低水準及び農中の自己管理と監督上の検証を補完し、市場による外部評価の規律づけにより農中の経営の健全性を維持することを目的としており、「農林中央金庫法施行規則第112条第5号ホ等の規定に基づき、流動性に係る経営の健全性の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項(平成27年金融庁・農林水産省告示第1号。(以下「流動性比率開示告示」という。)の趣旨に従って適切に実施される必要がある。また、農中は、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。特に情報開示の省略等が当該情報の利用者による経済的な意思決定を変更させる可能性のある情報については、その適切な開示に留意するものとする。

ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで農中の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支えないものとする。

- (2) 単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項
- ① 「時系列における単体流動性カバレッジ比率の変動に関する事項」については、過去2年間の流動性カバレッジ比率の主要な変動及びその要因について定性的な説明が記載されているか。また、本項目を説明するに当たっては、「単体流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項」(直近の四半期に係るものであり、かつ流動性比率開示告示別紙様式を使用して作成したもの)を使用しているか。
- ② 「単体流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項」については、 以下の内容が記載されているか。
 - ア 農中による流動性カバレッジ比率の水準に関する評価
 - イ 上記アにおいて課題があると評価された場合には、課題に対する実 務上の対応策
 - ウ 農中による今後の流動性カバレッジ比率の見通しが開示された比率と大きく乖離することが想定される場合には、その見通しに関する定性的な説明
 - エ ウについて、実績値が当初の見通しと大きく異なる場合には、その 異なった理由の追加的な説明
- ③ 「算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項」については、必要に応じ、例えば、以下の内容が記載されているか。

- ア 算入可能適格流動資産の通貨又は種類等の構成や所在地に著しい 変動があった場合には、その変動に関する説明
- イ 主要な通貨(例えば、当該通貨建て負債合計額が、農中の負債合計額の5%以上を占める通貨)において算入可能適格流動資産の合計額と純資金流出額の間に著しい通貨のミスマッチがある場合には、そのミスマッチに関する評価及びミスマッチへの実務上の対応策に関する説明
- ④ 「その他単体流動性カバレッジ比率に関する事項」については、必要に応じ、例えば、以下の内容が記載されているか。また、以下の内容に限らず、重要な事項が記載されているか。
 - ア 流動性比率告示第30条に定める適格オペレーショナル預金に係る 特例を適用している場合には、以下の内容に関する説明
 - a. 適格オペレーショナル預金に係る特例の適用対象
 - b. 適格オペレーショナル預金の金額の推定方法
 - イ 流動性比率告示第39条に定めるシナリオ法による時価変動時所要追加担保額を用いている場合には、シナリオ法による時価変動時所要追加担保額の推定方法に関する説明
 - ウ 流動性比率告示第 55 条に定めるその他偶発事象に係る資金流出額、同告示第 62 条に定めるその他契約に基づく資金流出額又は同告示第 75 条に定めるその他契約に基づく資金流入額に重要な項目がある場合には、当該項目に関する定性的な説明
 - (注)流動性カバレッジ比率(日次平均の値をいう。)の内訳のうち、流動性カバレッジ比率に与える影響に鑑み、重要性が乏しく、かつ、 実務上の観点(会計上の制約等)から日次データを使用しない項目がある場合には、その情報の利用者にとって有益であると考えられる項目について、日次データを使用しない内容及び説明について記載すること。

なお、その日次データを使用しない項目については定期的に見直 すこととし、見直しを行った場合にはその理由とともに説明するこ と。

- (3) 単体安定調達比率に関する定性的開示事項
- ① 「時系列における単体安定調達比率の変動に関する事項」については、 過去3年間の安定調達比率の主要な変動及びその要因について定性的な 説明が記載されているか。また、本項目を説明するに当たっては、「単体 安定調達比率に関する定量的開示事項」(直近及び前四半期にかかるもの であり、かつ流動性比率開示告示別紙様式を使用して作成したもの)を 使用しているか。
- ② 「流動性比率告示第百四条に掲げる事項に該当がある場合はその事項」 については、以下の内容が記載されているか。
 - ア 流動性比率告示第 104 条に定める「相互に関係する資産・負債の特例」を適用している場合には、その適用対象と相互関係性に関する説

明

- ③ 「その他単体安定調達比率に関する事項」については、以下の内容が記載されているか。
 - ア 農中による安定調達比率の水準に関する評価
 - イ 上記アにおいて課題があると評価された場合には、課題に対する実 務上の対応策
 - ウ 農中による今後の安定調達比率の見通しが開示された比率と大きく 乖離することが想定される場合には、その見通しに関する定性的な説 明
 - エ ウについて、実績値が当初の見通しと大きく異なる場合には、その 異なった理由の追加的な説明

(4) 単体流動性リスク管理に係る開示事項

- ① 「流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項」には、 農中の流動性リスクを確実に認識し、計測・評価し、報告するための態 勢が記載されているか。
- ② 「流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項」には、必要に応じ、 ①において計測・評価するリスク管理上の主要な指標等の考え方や活用 状況について、例えば、以下の指標等が含まれているか。
 - ア 農中の内部管理上の流動性資産
 - イ オンバランス及びオフバランス項目の満期区分別の資金流入・資金 流出に係るギャップ
 - ウ 内部管理上モニタリングしているその他の主要な指標等
 - エ 上記アからウまでの指標等への限度値の活用状況
 - オ ストレステストの概要及びその活用方法
- ③ 「その他流動性に係るリスク管理に関する事項」については、必要に 応じ、例えば、以下の内容が記載されているか。また、以下の内容に限 らず、重要な事項が記載されているか。
 - ア 流動性リスクを削減するための取組み
 - イ 流動性ストレス時の対応策 (コンティンジェンシー・ファンディング・プラン (CFP))

(5) 四半期ごとの開示事項

流動性比率開示告示第5条に規定する「単体流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項」及び「単体安定調達比率に関する定量的開示事項」について、バーゼル合意の趣旨を踏まえ、四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。なお、これらの開示事項(過去情報も含む。)をウェブサイト上に開示する場合には、その記載箇所を預金者、投資家等の利用者が容易に特定できるようにすることが適当である。

(注)上記は、流動性比率開示告示に定める開示事項のうち農中法施行規 則第112条第5号ホに規定する「流動性に係る経営の健全性の状況に ついて農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項」について定め たものであり、第 113 第 3 号二並びに第 116 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく場合には、適宜読み替えて対応するものとする。

Ⅲ-4-10-5 主な着眼点

(1) 経営陣の姿勢【共通】

経営陣は、系統金融機関の経営の健全性の維持、それに対する信頼性の確保の観点から、通常の企業以上に、その経営内容のディスクロージャーが重要な意義を有していることを十分に認識し、常に、積極的かつ正確なディスクロージャーをすすめるための態勢整備やその充実を図るよう取り組んでいるか。

(2) 開示方針の策定【農中】

- ① 理事会による、開示に係る手続及び体制を定めた開示方針の策定並び に組織内への周知
- ② 当該開示方針の主要な内容に係るディスクロージャー誌等への記載
- ③ 理事会及び上級管理職による、当該開示方針に従った適切な開示を行うための体制整備
- ④ ディスクロージャー誌等における当該開示方針に従った適切な開示が 行われていることを経営陣等が確認している旨の記載

(3) 利用者・投資家に分かりやすい開示【共通】

- ① 法定開示事項について、預貯金者、取引先等の利用者が系統金融機関の業務内容、財務状況を適切に判断できるように、正確かつ平易な表示・記載となっているか。
- ② 特に、農協法及び農中法に基づく債権の額の開示は適切に行われているか。
- ③ 農協法第54条の3第6項及び農中法第81条第6項の趣旨を踏まえ、参考となる事項の開示に努めているか。例えば、主要な農林水産業関係の貸出実績については、監督指針III-4-10-4-2(2)④に記載する法定開示方法に即して、また金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成20年法律第90号)の附帯決議の趣旨にかんがみ、系統金融機関全体の貸出実績について開示が行われているか。
- ④ 特に、将来の見込み等を開示する場合においては、十分慎重な見通しをもって経営判断が行われる態勢となっているか。

(参考) 財務報告に係る内部統制システムの有効性確認項目

- ① 経営陣は、系統金融機関が行うディスクロージャーの適切性及び正確性を確保するための内部管理態勢の整備に努めているか。
- ② 適正な開示の前提として、例えば、財務報告プロセスを的確に文書 化しているか。
- ③ 財務諸表等の記載事項に関するすべてのリスクを識別・評価・統制・ 監視する体制が構築されているか。

- ④ 内部統制システムの妥当性と有効性を検証する内部管理体制(内部 監査を含む。)が機能しているか。
- ⑤ 市場の関心の強い分野に係るエクスポージャー等については、国際的なベストプラクティスを踏まえつつ、自組合又は農中のリスク特性に即した有用な情報の積極的な開示に努めているか。

Ⅲ-4-10-6 監督手法・対応【共通】

- (1) 総合的なヒアリング等において、代表者が行った、財務諸表に記載された事項の適正性の確認及び当該財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認について、これらをどのようにして行ったかを確認する。
 - (注)「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営責任の明確化について(要請)」(平成17年10月14日:農林水産省・金融庁)においては、有価証券報告書等を提出していない場合には、財務諸表の適正性、及び財務諸表の作成に係る内部監査の有効性を確認している旨をディスクロージャー誌に記載することになっていることに留意する。
- (2) 農協法及び農中法に基づく開示債権については、その計数の信頼性が極めて重要であること等にかんがみ、検査部局による検査結果通知後、農協法第93条又は農中法第83条に基づく報告(監督指針III-1-3-3(1)(2)参照)を求め、正当な理由がないにもかかわらず当該系統金融機関の自己査定と検査結果の格差が大幅に認められる場合など自主的な改善努力に委ねたのでは当該系統金融機関の法令遵守態勢やリスク管理態勢の整備に支障を来たすと認められる場合には、農協法第94条の2若しくは農中法第85条に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づき必要な措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。
- (3) その他、上記の着眼点に照らし、改善が必要と認められる系統金融機関に関しては、必要に応じて、農協法第93条又は農中法第83条に基づき報告を求めることを通じて、改善を促すものとする。また、重大な問題があると認められる場合には、農協法第94条の2若しくは農中法第85条に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づき必要な措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。
- (4) なお、検査結果、オフサイト・モニタリング等に基づき、有価証券報告 書の虚偽記載等に該当することが明らかなときには、その旨を証券監査担 当部局へ連絡する。

Ⅲ-4-11 合併等【共通】

(1) 系統金融機関が、合併等を公表したときには、合併等に係る作業のスケ

ジュール(「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成 14 年法律第 190 号。以下「組織再編成法」という。)における経営基盤強化計画の認定の申請を行う場合には申請作業スケジュール、合併等の経営再編に伴いシステム統合等を行う場合にはシステム統合に向けたスケジュール等を含む。)及びその進捗状況について、必要に応じ、農協法第 93 条又は農中法第 83 条に基づく報告等により把握を行うものとする。

(2)合併等の認可(予備審査を含む。)申請に係る事情の調査に当たっては、 当該信連又は農中が組織再編成法における経営基盤強化計画の認定(予備 審査を含む。)を申請し、又は金融機能の強化のための特別措置に関する法 律(平成 16 年法律第 128 号。以下「金融機能強化法」という。)に基づく 株式等の引受け等に係る申込みを行った場合には、当該申請又は申込みの 内容をヒアリングの上、合併等の認可申請内容との整合性が図られている かを確認する。

Ⅲ-4-12 利用者等の利益の保護のための体制整備【共通】 Ⅲ-4-12-1 意義

金融機関の提供するサービスの多様化や、業態を跨ぐ形での国際的なグループ化の進展に伴い、金融機関内又は金融グループ内において、競合・対立する複数の利益が存在し、利益相反が発生するおそれが高まっている。こうした状況を踏まえ、系統金融機関においても、利用者の利益が不当に害されることのないよう、系統金融機関及びグループ会社の業務の内容・特性・規模等に応じ、利益相反のおそれのある取引を管理することが求められている。こうしたことから、農協法第11条の10第1項又は農中法第59条の2の2第1項に基づき、系統金融機関が自組合又は自金庫及びその子金融機関等における適切な利益相反管理体制を整備することが重要である。

利益相反の弊害は、金融機関・証券会社間だけに生じる問題ではなく、系統金融機関(系統金融機関グループ)内の部門間、又は同一系統金融機関グループ内の子会社・関連会社のいずれとの間でも起こりうる問題であり、系統金融機関グループ内において行う全ての業務に関して生じ得る利益相反に留意した経営管理を行うことが望ましい。また、情報管理体制が整備されていること等一定の条件の下で、非公開情報をその子法人等と授受することが認められていることを踏まえれば、従前以上に利益相反管理の重要性を認識し、適切な経営管理態勢を構築する必要がある。

したがって、系統金融機関グループにあっては、同グループ内における利益相反による弊害を防止するため、自己責任に基づく規律付けをもって内部統制を行う必要がある。なお、利益相反を管理するためのルール等は、系統金融機関が自主的な努力により適切な経営管理態勢やコンプライアンス態勢を構築することで、有効に機能するものであることに留意する必要がある。

また、利益相反管理態勢を整備するに当たっては、系統金融機関グループ内会社等の営む業務内容や規模、特性等を勘案するとともに、系統金融機関又は同一系統金融機関グループにおけるレピュテーショナル・リスクについ

ても配慮する必要がある。

一方、系統金融機関グループ会社の中には、当該系統金融機関の利用者等とは無関係の業務を行っているものがあり得ることも踏まえれば、系統金融機関が行う利益相反管理の水準・深度は、必ずしも同一である必要はないと考えられる。このように、系統金融機関がグループ内で利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合には、対外的に十分な説明が求められることに留意する必要がある。

Ⅲ-4-12-2 主な着眼点

- (1) 利益相反のおそれのある取引の特定等
 - ① 利益相反を管理・統括する部署(以下「利益相反管理統括部署」という。)の関与のもと、利益相反のおそれのある取引(注)をあらかじめ特定・類型化するとともに、継続的に評価する態勢を整備しているか。
 (注)2022 年に、銀証ファイアーウォール規制の緩和が行われたことに伴い、利益相反管理を適切かつ厳格に行う必要があるところ、「利益相反のおそれのある取引」の具体的な例は、各系統金融機関のビジネスモデルの実態や、系統金融機関が属するグループ内の他の金融機関の業態等に応じて適切に特定されるべきことに留意する。また、「金融商品取引業者向けの総合的な監督指針」の「IV-1-3 利益相反管理体制の整備(2)①」等も参照のうえ、系統金融機関グループ内の証券会社において特定・類型化されている利益相反のおそれのある取引と整合的な取り扱いとすることに留意する。
 - ② 利益相反を特定するプロセスは、系統金融機関や系統金融機関グループ内会社等の業務内容、規模・特性を反映したものとなっているか。また、特定された利益相反のおそれのある取引について、新規の業務活動や、法規制・業務慣行の変更等に的確に対応し得るものとなっているか。

(2) 利益相反管理の方法

① 利益相反のおそれのある取引については、当該取引の遂行前に適切に特定することができる態勢となっているか。また、当該取引の特性に応じ、例えば以下のような管理方法を選択し、又は組み合わせることができる態勢となっているか。なお、これらの管理方法の選択に際しては、利益相反管理統括部署の確認を受けるなど適切な管理方法を選択することができる態勢となっているか。

ア 部門の分離(情報共有先の制限)

情報共有先の制限を行うに当たっては、利益相反を発生させる可能性のある部門間において、チャイニーズウォール(II-3-2-3-2(3)①参照)を構築する等、業務内容や実態を踏まえた適切な情報遮断措置が講じられているか。

イ 取引条件又は方法の変更、一方の取引の中止 取引条件又は方法の変更、若しくは一方の取引の中止を行うにあた り、子金融機関等の役員等が当該変更又は中止の判断に関与する場合 を含め、当該判断に関する権限及び責任が明確にされているか。

ウ 利益相反事実の利用者等への開示

利用者等に利益相反の事実を開示する場合には、利益相反の内容、 開示する方法を選択した理由(他の管理方法を選択しなかった理由を 含む。)等について、当該取引に係る契約を締結するまでに、明確か つ公正に、例えば書面等の方法により開示した上で利用者等の同意を 得るなど、利用者等の公正な取扱いを確保する態勢となっているか。 また、開示内容の水準は対象となる利用者等の属性に十分に適合した ものとなっているか。

- エ 情報を共有する者の監視
 - 情報を共有する者を監視する方法による管理を行う場合には、独立した部署等において、当該者の行う取引を適切に監視しているか。
- ② 自組合又は自金庫及び子金融機関等が新規の取引を行う際には、当該取引との間で利益相反が生じることとなる取引の有無について、利益相反管理統括部署の関与のもと、必要な確認が図られる態勢となっているか。
- ③ 利益相反管理の方法について、その有効性を確保する観点から、定期的な検証が行われる態勢となっているか。また、利益相反のおそれのある取引の特定並びに利益相反管理の方法の選択及び実施が適切に行われていることについて、事後的な検証が可能になるよう、適切に記録を作成・保存しているか。

(3) 利益相反管理態勢等

- ① 系統金融機関及びその子金融機関等の経営陣は、利益相反管理の重要性を認識し、系統金融機関グループ内の他の金融機関とも連携する等して、その実践に誠実にかつ率先垂範して取り組んでいるか。また、利用者に重大な影響を及ぼす可能性があるなど、経営上重要なものについては、適切な利益相反管理の方法の選択といった対応方法の意思決定に経営陣が適切に関与しているか。
- ② 利益相反管理方針(信用事業命令第24条第1項第3号及び農中法施行規則第85条第1項第3号に規定する方針をいう。以下同じ。)を踏まえた業務運営の手続が書面等(内部規則を含む。)において明確化されているか。また、系統金融機関及びその子金融機関等の役職員に対し、利益相反管理方針及び当該手続きに関する研修・教育の実施等により、利益相反管理についての周知徹底が図られているか。
- ③ 利益相反管理統括部署を設置するなど、利益相反のおそれのある取引 の特定及び利益相反管理を一元的に行う態勢となっているか。
- ④ 利益相反管理統括部署は、利益相反管理方針に沿って、利益相反のお それのある取引の特定及び利益相反管理を的確に実施するとともに、そ の有効性を適切に検証しているか。
- ⑤ 利益相反管理統括部署は、営業部門からの独立性を確保し、営業部門 に対し十分なけん制を働かせているか。営業部門が利益相反管理業務に

関与する場合であっても、利益相反のおそれのある取引への該当性の判断や利益相反管理の方法の決定に当たって利益相反管理統括部署が主体的に意思決定を行うことができる体制となっているか。

- ⑥ 利益相反管理統括部署は、その子金融機関等の取引を含め、利益相反 管理に必要な情報を集約し、適切な利益相反管理を行う態勢を整備して いるか。
- ⑦ 独立した内部監査部門において、利益相反管理に係る人的構成及び業務 運営体制について、定期的に検証する態勢となっているか。系統金融機 関グループ全体で統一的な利益相反管理が行われている場合、グループ 内の他の金融機関の内部監査部門等との連携が図られているか。
- ⑧ 農中については、利益相反管理について、例えば国内だけでなく、グローバルのグループベースで組織的・一元的な方針、手続き、システム等による管理を行うなど、各国法規制を遵守しつつ、グローバルに提供される業務の内容・規模等にふさわしい水準で、利益相反のおそれのある取引の特定や適切な管理を行う態勢が確立されているか。

(4) 利益相反管理方針の策定及びその概要の公表

- ① 利益相反管理方針には、利益相反のおそれのある取引の類型、主な取引例及び当該取引の特定のプロセス、利益相反管理の方法(利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合は、その内容及び理由を含む。)、利益相反管理体制(利益相反管理統括部署の職責及びその独立性並びに利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理の方法についての検証体制)並びに利益相反管理の対象となる会社の範囲等が明確化されているか。この場合において、利益相反のおそれのある取引の類型、取引例及び利益相反管理の方法は、対応して記載されているか。また、当該管理方針は、系統金融機関グループ内会社等の営む業務活動の内容や規模等が十分に反映されているか。
- ② 利益相反管理方針の概要を公表するに際しては、利益相反のおそれのある取引の類型、利益相反管理の方法、利益相反管理体制及び利益相反管理の対象となる会社の範囲を分かりやすく記載したものとなっているか。また、公表方法は、例えば、店頭でのポスター掲示やホームページへの掲載など、利用者等に対して十分に伝わる方法となっているか。

Ⅲ-4-12-3 監督手法・対応

検査結果、不祥事件等届出書等により、利用者等の利益の保護のための態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じて農協法第93条又は農中法83条に基づき報告を求めるものとする。その結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題があると認められる場合等には、農協法第94条の2又は農中法第85条に基づく業務改善命令の発出を検討するものとする。

その際、利益相反による弊害の発生を認識しているにもかかわらず、その 解消に向けた具体的な取組みを行わないなど、内部管理態勢が極めて脆弱で あり、その内部管理態勢の改善等に専念させる必要があると認められるとき は、農協法第94条の2又は農中法第85条に基づく(業務改善に要する一定期間に限った)業務の一部停止命令の発出を検討するものとする。

Ⅲ-4-13 農中に係る予備審査【農中】

- (1) 農中法施行規則第151条の規定に基づく予備審査申請があった場合には、以下の要領により、審査等を行うものとする。
 - ① 提出:主務大臣宛
 - ② 審査:本認可申請時に準じて行うこととするが、事柄の性質上、標準 処理期間は定められていないことに留意する。
 - ③ 回答:審査終了時に主務大臣名により、文書で回答する。

(2) 審査・回答内容

- ① 予備審査は申請者の事情や判断により行われることから、事案ごとに 認可等を受けるための準備の進捗状況等に大きな差があることに留意し、 事案に応じ申請者の実態にふさわしい審査内容を適切に検討することを 基本とする。
- ② 例えば、予備審査の結果、認可等を受けるために必要な準備がほぼ整っていることが確認された場合には、「〇〇〇については、更に本認可申請がある場合には、改めて内容を審査した上で認可することと決定されたので、準備が整い次第、申請手続きをとられたい。」等の趣旨を回答する。
- ③ 例えば、予備審査の結果、認可等を受けるために必要な準備はまだ整っていない場合でも、いたずらに予備審査を継続することが申請者の利益にかなうわけではないこと等から、例えば、充足すべき課題が明確に絞られていること等が確認された場合には、認可申請等に必要な留意事項を付して、予備審査を終了させることも検討する。

その場合には、「〇〇〇については、別紙の内容に関する準備が整い、認可申請がある場合には、改めて内容を審査の上、認可することと決定されたので、通知する。」等の趣旨を回答する。

Ⅲ-4-14 金融機能強化法に関する留意事項【共通】

金融機能強化法に基づき資本参加等を行う場合の運用に当たっては、特に以下の点に留意するものとする。

Ⅲ-4-14-1 経営強化計画の記載事項に関する留意事項【共通】

(1) 農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令(平成 16 年内閣府・農林水産省令第7号。以下Ⅲ-4-14 において「金融機能強化命令」という。)第9条第2号ハに規定する「農林漁業者その他の中小企業者」、「地元の事業者」及び「信用供与」については、以下の点に留意するものとする。

- ① 「農林漁業者その他の中小企業者」とは、農中法施行規則第 112 条第 3 号ハ(6)(ル)及び農協法施行規則別表 4 における「中小企業等」から個人事業者以外の個人を除いたものとする。
- ② 「地元の事業者」とは、農水産業協同組合等(金融機能強化命令第51条第2号イに規定する「農水産業協同組合等」をいう。以下同じ。)が主として業務を行っている地域が属する都道府県内の事業者(個人事業者を含む。)とする。
- ③ 「信用供与」については、以下のものを除外したものとする。
 - ア 政府出資主要法人向け貸出及び特殊法人向け貸出
 - イ 土地開発公社向け貸出、地方住宅供給公社向け貸出及び地方道路公 社向け貸出
 - ウ 大企業が保有する各種債権又は動産・不動産の流動化スキームに係る SPC向け貸出
 - エ 自金庫又は自組合の子会社向け貸出
 - オ 個人向け貸出
 - カ 上記のほか金融機能強化法の趣旨に反するような貸出
- (2) 金融機能強化命令別紙様式第一号(記載上の注意) 7. (1)及び別紙様式第二号(記載上の注意) 8. (1)に規定する「経営改善支援等取組先企業(個人事業者を含む。)の数の取引先の企業(個人事業者を含む。)の総数に占める割合」については、以下の点に留意するものとする。

なお、「経営改善支援等取組先企業」及び「取引先の企業」には、個人ローン又は住宅ローンのみの取引先は含まないものとする。以下Ⅲ-4-1 5-1 (2)において同じとする。

また、「経営改善支援等取組先」とは、経営強化計画に記載した以下の方策に基づき、経営改善支援等に取り組んでいる取引先とする。

- ① 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策
- ② 経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能の 強化のための方策
- ③ 早期の事業再生に資する方策
- ④ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策
- ⑤ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策
- (注1)上記「経営改善支援等取組先」の具体例は以下のとおり。
 - ① 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための 方策
 - ア 政府関係金融機関と協調して投融資等を行った取引先
 - イ 創業支援融資商品による融資を行った取引先
 - ウ 企業育成ファンドの組成・出資等を行った取引先
 - ② 経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能の強化のための方策

- ア コンサルティング機能、情報提供機能等を活用して、財務管理 手法等の改善、経費節減、資産売却、業務再構築、組織再編等の 助言を行った取引先
- イ 取引先との長期的な密度の高い関係(コミュニケーション)から得られる情報を活用しつつ、公的制度等に係る情報提供、資金繰りや売上げ等に係る経営改善指導、財務書類の作成や後継者育成等に係る助言など、事業者の幅広い情報提供・経営指導・相談のニーズへの対応を継続して行っている先
- ウ 紹介した外部専門家(経営コンサルタント、公認会計士、税理 士、弁護士等)が業務再構築等の助言を行った取引先 第
- ③ 早期の事業再生に資する方策
 - ア 人材を派遣して再建計画策定その他の支援等を行った取引先 イ プリパッケージ型事業再生(民事再生法(平成11年法律第225 号)等の活用)(注)及び私的整理ガイドライン手続の中で再生計 画等の策定に関与した取引先
 - (注) 再生型法的整理(民事再生法、会社更生法(平成 14 年法 律第 154 号) 等)において議決権を行使したに過ぎない場合は含まれない。
 - ウ 企業再生ファンドの組成による企業再生のため当該ファンドが 出資(現物出資)した取引先
 - エ 企業再生に当たり、DES(デット・エクイティ・スワップ) DDS(デット・デット・スワップ)、DIPファイナンス等の手 法を活用した取引先
 - オ 「中小企業再生型信託スキーム」等RCCの信託機能を活用して再建計画の策定に関与した取引先
 - カ 中小企業活性化協議会と連携し再生計画の策定に関与した取引 先
 - ④ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策 相続対策のコンサルティングに加え、MBO、EBO 等を含む株式買取 に関する資金面の支援や M&A のマッチング支援を行った取引先 等
 - ⑤ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模 の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のため の方策
 - ア スコアリングモデルを活用した商品による融資を行った取引 先
 - イ 財務制限条項を活用した商品による融資を行った取引先
 - ウ 財務諸表の精度が相対的に高い中小企業者に対する特別な融 資プログラムによる融資を行った取引先
 - エ 「十分な資本的性質が認められる借入金」の融資を行った取引先

箬

なお、経営改善支援等の具体的な取組は、信連又は農中において 自らの規模・特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経 営判断により決定されるべきものであり、一律・網羅的な対応を求 めるものではないことに留意する。また、経営強化計画において、「経 営改善支援等取組先」の内容が記載されているか確認する。

(注2)上記「経営改善支援等取組先」のうち②及び③については、重点的に経営改善を支援する対象との位置付けを明確にし、当該取組先の経営の実態に応じて、例えば、ア経営改善支援の専担組織・専担者の支援の対象先としている、イ本所・本店と支所・支店(事務所)が連携して支援を行うこととしている等、経営改善支援の対象としていることについて客観的な裏付けがある場合に限る。したがって、単なる与信管理、貸出条件の緩和等の契約更改(経営改善の支援を目的としないものに限る。)、回収強化、金融支援等を行っている先は、「経営改善支援等取組先」には含まれないことに留意する。

Ⅲ-4-14-2 株式等の引受け等の決定に関する留意事項【共通】

金融機能強化法第5条第1項及び第17条第1項に規定する株式等の引受け 等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下 の点に留意するものとする。

(1) 金融機能強化法第5条第1項第2号及び第17条第1項第2号に規定する要件

審査に当たっては、経営の改善の目標を達成するための方策として、地域 密着型金融に関する取組等による収益性の確保及び業務の効率化が実行さ れているか、又は、実行されることが確実に見込まれるかどうかを確認す る。

また、併せて、当該方策が合理的なものか、説明力が十分かを確認する。

(2) 金融機能強化法第5条第1項第3号及び第17条第1項第4号イに規定する要件

「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」を適切かつ円滑に実施するための方策の審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。

- ① 毎年9月末日及び3月末日(以下「報告基準日」という。)における「中小規模事業者等向け貸出比率(農林漁業者その他の中小企業者若しくは又は地元の事業者(以下「中小規模事業者等」という。)に対する信用供与の残高の総資産に占める割合をいう。以下同じ。)の水準を、当該経営強化計画の始期における中小規模事業者等向け貸出比率の水準と同等の水準又はそれを上回る水準とすることが確実に見込まれるか。
- ② 報告基準日における「中小規模事業者等に対する信用供与の残高の見込み」が合理的な水準となっているか。

(3) 金融機能強化法第5条第1項第4号及び第17条第1項第3号に規定する要件

審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。

- ① 部門別の損益管理が実施されている等、経営強化計画が適切に実施されるための経営管理態勢が構築されていること。
- ② 減資等により繰越欠損金の処理がなされている等、公的資金の配当の 確保に向けた準備が整っていること。
- ③ 員外監事の選任・拡充を図る場合に当該監事予定者の就任承諾を得ている等、責任ある経営体制の確立に向けた準備が整っていること。
- ④ 労使間で十分な協議を行うこと、かつ、経営強化計画の実施に際して 雇用の安定等に十分な配慮を行うことが見込まれる等、経営強化計画の 実施により職員の地位が不当に害されないものであること(金融機能強 化法第17条第1項第3号に規定する要件に限る。)。
- ⑤ 基準適合金融機関等(金融機能強化法第5条第1項第6号に規定する 基準適合金融機関等をいう。Ⅲ-4-14-7 (2)④において同じ。)でな いときは、金融機能強化命令第5条第5号に規定する従前の経営に関す る分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るた めの方策(当該分析結果により、経営者の責めに帰すべき事由により基 準適合金融機関等でなくなったと認められる場合には、経営責任の明確 化を含めた経営管理に係る体制の抜本的な改善を図るための方策を含 む。)が妥当なものであること。例えば、当該分析結果の内容を検証した 結果、業務執行やリスク管理がずさんな経営管理体制が維持される場合 には、計画の円滑・的確な実施が見込まれないものとして、国の資本参 加の基準を満たさないこととする。
- (4) 金融機能強化法第5条第1項第8号及び第17条第1項第4号ホに規定する要件

審査に当たっては、「経営強化計画の実施のために必要な範囲であること」との要件について、金融市場の急激な変動その他の経済情勢の大幅な変動が生じた場合でも、信連又は農中の財務基盤の安定を確保し、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにするなど、当該信連又は農中が主として業務を行っている地域で金融機能を発揮するために十分な自己資本の水準かどうかを確認する。

(5) 金融機能強化法第5条第1項第11号及び第17条第1項第8号に規定する要件

審査に当たっては、経営強化計画に添付される貸借対照表等の財務諸表が、直近の行政検査の内容を的確に踏まえたものであるか、又は監査法人等との協議を経たものであるかを確認する。

(6) 金融機能強化法第 17 条第 1 項第 6 号ハに規定する要件 審査に当たっては、「金融組織再編成の実施のために必要な範囲を超えな いこと」との要件について、金融機能強化法第 15 条第 1 項の申込みに係る株式等の引受け等が、資本参加を受ける信連又は農中の自己資本比率を、経営強化計画を提出した信連又は農中の直近の自己資本比率の水準にまで回復するために必要な額(以下「障壁除去に必要な額」という。)を超えないことを確認する。

Ⅲ-4-14-3 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置【共通】 金融機能強化法第 11 条及び第 21 条に規定する監督上必要な措置について は、特に以下の点に留意する。

- (1) 経営の改善の目標に係る監督上の措置
 - ① 経営強化計画の実施期間中

経営強化計画の始期となる事業年度の翌事業年度末以降において、報告基準日におけるコア事業純益(農中においては「コア業務純益」という。以下同じ。)の実績(コア事業純益ROA(農中においては「コア業務純益ROA」という。以下同じ。)を選択した場合はその実績)が経営強化計画の始期の水準を下回った場合には、その理由及び収益性の向上に係る改善策について報告を求め、フォローアップを行うものとする。

② 経営強化計画の終期

経営強化計画の終期において、コア事業純益の実績(コア事業純益ROAを選択した場合はその実績)が経営強化計画に記載された目標を3割以上下回った場合、又は、業務粗利益経費率の実績が経営強化計画の始期の水準を上回った場合には、その理由及び収益性又は業務の効率の向上に向けた抜本的な改善策について報告を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。

- (注1) 上記②において、業務粗利益経費率については、経営強化計画 の終期の実績が計画の始期の水準を上回った場合であっても、機 械的には監督上の措置を講じないこととする。業務改善命令の必 要性の有無を検討するに際しては、まずは、上記の場合に至った 要因がやむを得ない事情に基づくものであるかどうか、中小規模 の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策等が確実に履行 されているかどうかなどを十分検証する。
- (注2) 上記②に係る業務改善命令が発動された場合は、翌年度以降改善状況のフォローアップを行い、なお状況の改善が図られていないと認められるときには、原則として、責任ある経営体制の確立を含む抜本的改善策の提出及びその実行を求める業務改善命令の発動を検討する等、厳正に対応するものとする。
- ((1)全体注) 障壁除去に必要な額を超えない範囲で資本参加を受ける信連 又は農中については、原則として、本措置は適用しないものと

する。

- (2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に係る監督上の措置
 - ① ア報告基準日における「中小規模事業者等向け貸出比率」及びイ報告 基準日における「中小規模事業者等に対する信用供与の残高」の実績、 又はウ報告基準日における「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の 企業の総数に占める割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示 す指標」の実績が、経営強化計画の始期(季節変動要因等を考慮すべき 場合は始期直前の同期)の水準を下回った場合には、その理由について 報告を求める。さらに、当該指標の改善に向けた実効性のある施策が十 分に講じられたと認めがたい場合には、当該指標に係る改善策の提出を 求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める業務改善命令の発動を検 討するものとする。
 - ② 経営強化計画の始期から1年後の報告基準日以降において、上記①の ア及びイの実績、又はウの実績が2期連続で経営強化計画の始期(季節 変動要因等を考慮すべき場合は始期直前の同期)の水準を下回った場合 には、その理由及び抜本的改善策について報告を求めるとともに、原則 として当該改善策の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものと する。
- (3) その他の場合の監督上の措置

上記の場合のほか、経営強化計画の履行状況に照らして必要があると認められる場合には、当該経営強化計画の履行を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。

(注) なお、協定銀行が引き受けた優先出資に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、所定の配当がなされない理由、当該優先出資の消却に対応することができる財源が従前どおり確保されることが十分担保されるような抜本的収益改善策等の報告を求め、必要に応じ、当該改善策等の実行を求める業務改善命令の発動を検討する等、厳正に対応するものとする。

Ⅲ-4-14-4 協同組織金融機能強化方針の記載事項に関する留意事項 【農中】

金融機能強化命令第 51 条第 2 号ハの「中小規模事業者等」については、Ⅲ -4-14-1(1)を参照すること。

Ⅲ-4-14-5 農中が農水産業協同組合等から特定支援の申込みを受けた 場合の審査体制に係る留意事項【農中】

金融機能強化命令第52条第1号ハに規定する「特定支援の申込みをした農

水産業協同組合等により適切に資産査定がされていること。」については、特定支援(金融機能強化法第34条の3第3項に規定する特定支援をいう。以下Ⅲ-4-14において同じ。)の申込みをした農水産業協同組合等による当該申込みの日前1年以内の一定の日の資産の査定について、直近の当局検査の内容を的確に踏まえたものであること、又は監査法人等若しくは全国漁業協同組合連合会との協議を経ていることとする。

Ⅲ-4-14-6 特定支援に係る資金が信用事業のみに充てられることを確保するための体制に係る留意事項【農中】

特定支援は、その目的が農水産業協同組合等における信用事業を通じた金融機能の発揮の促進であること及びその財源が公的資金であることから、確実に信用事業のみに使われる必要がある。このため、金融機能強化命令第54条第2号の特定支援に係る資金が信用事業のみに充てられることを確保するための体制については、以下の点に留意する必要がある。

(1) 審査体制に関する事項

- ① 農中は、農水産業協同組合等からの特定支援の申込みについて、金融機能強化法第5条に基づく経営強化計画に対する審査基準と同等の審査基準を設けているか。また、特定支援の申込みをした農水産業協同組合等において信用事業以外の事業が不採算である場合、又はそのおそれがある場合には、対象資金(金融機能強化命令第54条第2号に規定する対象資金をいう。以下Ⅲ-4-14-6において同じ。)が信用事業以外の事業に充てられることを防ぐため、法令に基づく区分経理による管理その他適切な方法により管理を行わせるための体制整備に関する事項が盛り込まれているか。
- ② 農中は、農水産業協同組合等から、金融機能強化法第4条に基づき金融機関が提出する経営強化計画に準ずる書面の提出を求めることとなっているか。
- ③ 農中は、特定支援の申込みに係る審査に際し、農水産業協同組合等の経営の健全性を確保する観点から、農水産業協同組合等の信用事業以外の事業の実施状況についても留意するようになっているか。仮に、営農・営漁関連事業以外における不採算事業があるにもかかわらず、上記②の書面に当該不採算事業に係る経営合理化策が盛り込まれていない場合には、全国漁業協同組合連合会と連携し、農水産業協同組合等に対し、経営合理化策を盛り込ませることとしているか。
- ④ 農中は、農水産業協同組合等に対する特定支援(優先出資の引受けに限る。)が行われる際に農水産業協同組合等と締結する契約書の内容に以下の事項を含むこととしているか。
 - ア 信用事業以外で生じた損失により当該優先出資に係る出資金の額が減少するおそれが生じた際は、信用事業以外で生じた損失は信用事業 以外の資産売却等により補てんする旨
 - イ 特定支援の資金の使途について、当該資金使途が信用事業のみに充 てられることを確保するために必要な措置を講じてもなお、信用事業 以外で生じた損失により当該優先出資に係る出資金の額が減少するお

(2) 監督体制に関する事項

- ① 農中が提出する協同組織金融機能強化方針別紙様式第五の記載事項 10. の対象資金が信用事業のみに充てられることを確保する事項については、例えば、以下のような点が記載されているか留意する。
 - ア 農中が農水産業協同組合等に対し、対象資金の利用状況について必要な報告又は資料の提出を求めること。
 - イ 対象資金が信用事業以外に充てられている疑義がある場合には、監 査法人等又は全国漁業組合連合会に対し、監査を依頼し、確認するこ と。
 - ウ 対象資金の使途が信用事業以外に充てられるおそれがあり、かつ、 是正の余地があると認められる場合には、対象資金の使途に関する改 善のための措置を求め、是正の余地がないと認められる場合には、農 中と農水産業協同組合等が締結する契約に基づき対象資金に係る資金 を償還させること。
- ② 農中は、特定支援が行われる際に農水産業協同組合等と締結する契約 書において、以下の事項を明確にすることとなっているか。
 - ア 特定支援に係る資金について、当該特定支援を受けた農水産業協同 組合等に対し監査を行う者
 - イ アに掲げる者が監査を行う周期

Ⅲ-4-14-7 優先出資の引受け等の決定に関する留意事項【農中】

金融機能強化法第34条の4第1項に規定する優先出資の引受け等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。

- (1) 金融機能強化法第34条の4第1項第1号に規定する要件
 - ① 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における 経済の活性化に資するための方策」の審査に当たっては、当該方針が協 同組織金融関係機関(金融機能強化法第34条の2に規定する協同組織金 融関係機関をいう。以下同じ。)全体において、中小規模の事業者に対す る信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための ものとなっていること。
 - ② 農水産業協同組合等に対する経営指導の方針やその内容が、当該農水産業協同組合等による金融機能の発揮を促進するために適切なものとなっていること。
 - ③ 農水産業協同組合等から優先出資の引受け等の申込みがあった場合に、 以下の内容を含む計画を提出させ、それをフォローアップすることとなっていること。
 - ア 今後の経営戦略(収益性及び業務の効率の向上のための方策を含 す。)及び経営の見通し
 - イ 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における 経済の活性化に資する方策

- ウ 責任ある経営体制の確立のための方策
- エ 優先出資又は劣後ローンの消却、償還又は返済に必要な財源を確保 するための方策
- オ 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営を確保するための 方策
 - (注) 「イ中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域に おける経済の活性化に資する方策」には、以下の点が記載されるこ ととなっているか確認する。
 - a 毎年9月末日及び3月末日(以下「報告基準日」という。)における中小規模事業者等向け貸出比率(農林漁業者その他の中小企業者又は地元の事業者(以下「中小規模事業者等」という。)に対する信用供与の残高の総資産に占める割合をいう。以下同じ。)の水準を、計画の始期における中小規模事業者等向け貸出比率の水準と同等の水準又はそれを上回る水準とするための方策。
 - b 報告基準日における中小規模事業者等に対する信用供与の残高 の見込み
 - c 経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める 割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す指標の見込 み
- (2) 金融機能強化法第34条の4第1項第2号に規定する要件 審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。
 - ① 協同組織金融機能強化方針を円滑かつ確実に実施するための経営管理 体制や協同組織金融関係機関に対する経営指導体制が構築されているこ と。
 - ② 協同組織中央金融機関等の剰余金の処分の方針において、優先出資の 引受け等を求める額及びその内容並びに協同組織中央金融機関等の収益 力等に照らして、優先出資処分又は償還若しくは返済に対応するための 財源の確保の方針が合理的なものとなっていること。
 - ③ 公的資金の配当の確保に向けた準備が整っていること。
 - ④ 員外監事の選任・拡充を図る場合に当該監事予定者の就任承諾を得ている等、責任ある経営体制の確立に向けた準備が整っていること。
 - ⑤ 基準適合金融機関等でないときは、金融機能強化命令第53条において 準用する第5条第5号に規定する従前の経営に関する分析結果の内容及 びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策(当該分析 結果により、経営者の責めに帰すべき事由により基準適合金融機関等で なくなったと認められる場合には、経営責任の明確化を含めた経営管理 に係る体制の抜本的な改善を図るための方策を含む。)が妥当なものであ ること。例えば、当該分析結果の内容を検証した結果、業務執行やリス ク管理などがずさんな経営管理体制が維持される場合には、方針の円 滑・的確な実施が見込まれないものとして、国の資本参加の基準を満た さないこととする。
 - ⑥ 公的資金の管理運用体制(農水産業協同組合等からの特定支援の申込

みに対する審査体制を含む。) が適切なものとなっていること。

(3) 金融機能強化法第34条の4第1項第4号に規定する要件 審査に当たっては、「協同組織金融関係機関の自己資本の充実の状況に照 らし適切な範囲であること」との要件について、金融市場の急激な変動そ の他の経済情勢の大幅な変動が生じた場合でも、協同組織金融関係機関の 財務基盤の安定を確保し、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるよ うにするなど、協同組織金融関係機関による金融機能の発揮を促進するた めに十分な自己資本の水準かどうかを確認する。

(4) 金融機能強化法第34条の4第1項第5号に規定する要件

- ① 収益性及び業務の効率の向上のための方策については、金融機能強化 法第34条の4第1項の決定を受けて協定銀行が取得する優先出資又は貸 付債権に係る借入金につき、優先出資処分又は償還若しくは返済に対応 するための財源の確保の観点から適切なものとなっていること。
- ② 以下の経営改善の目標が、収益性及び業務の効率の向上のための方策 に照らして適当な指標及び水準となっていること。
 - ア 収益性を示す一つ以上の指標
 - イ 業務の効率を示す一つ以上の指標
- (5) 金融機能強化法第34条の4第1項第6号に規定する要件 審査に当たっては、協同組織金融機能強化方針に添付される農中の貸借 対照表等の財務諸表が、直近の当局検査の内容を的確に踏まえたものであ るか、又は、監査法人等との協議を経たものであるかを確認する。

Ⅲ-4-14-8 協同組織金融機能強化方針の履行を確保するための監督上の措置【農中】

金融機能強化法第34条の8に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。

- (1) 経営の改善の目標に係る監督上の措置
 - ① 収益性の目標に係る監督上の措置
 - ア 協同組織金融機能強化方針の始期(協同組織金融機能強化方針の提出の日の属する事業年度の開始の日(当該提出の日が 10 月1日から 3月31日までの間である場合にあっては、10 月1日)とする。以下 Ⅲ-4-14-8において同じ。)の翌事業年度末以降において、事業 年度末における収益性指標(協同組織金融機能強化方針において収益 性及び業務の効率の向上のための方策として記載したもののうち、経営の改善の目標とする収益性を示す指標をいう。下記イにお いて 同じ。)の実績が協同組織金融機能強化方針の始期の属する事業年度 の開始の日の水準を下回った場合には、農中に対し、その理由及び収益性の向上に係る改善策について報告を求め、フォローアップを行うものとする。

イ 2事業年度連続で上記アの場合に該当し、かつ、収益性指標の実績が2事業年度連続で当該収益性指標の目標を3割以上下回った場合であって、金融機能強化法第34条の4第1項の決定を受けて協定銀行が取得する優先出資又は貸付債権に係る借入金につき、協同組織金融機能強化方針に基づいた優先出資処分又は償還若しくは返済に対応するための財源の確保に支障が生じるおそれがあると認められるときは、必要に応じ、業務改善命令の発動を検討するものとする。

② 業務の効率の目標に係る監督上の措置

- ア 協同組織金融機能強化方針の始期の属する事業年度の開始の日の翌 事業年度末以降において、業務効率の指標(協同組織金融機能強化方 針において収益性及び業務の効率の向上のための方策として記載した もののうち、経営の改善の目標とする業務の効率を示す指標をいう。) の実績が2事業年度連続で協同組織金融機能強化方針の始期の水準と 比較して悪化した場合には、農中に対し、その理由及び業務の効率の 向上に係る改善策について報告を求め、フォローアップを行うものと する。
- イ 上記アの場合に該当し、かつ、金融機能強化法第 34 条の4第1項 の決定を受けて協定銀行が取得する優先出資又は貸付債権に係る借入 金につき、協同組織金融機能強化方針に基づいた優先出資処分、償還 又は返済に対応するための財源の確保に支障が生じるおそれがあると 認められる場合には、必要に応じ、業務改善命令の発動を検討するも のとする。

(2) 農中が行う当局に対する報告について

金融機能強化法第34条の8第1項第5号に規定する「特別関係協同組織金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策の実施に関する状況」に、特別関係協同組織金融機関等(金融機能強化法第34条の3第3項に規定する特別関係協同組織金融機関等をいう。以下同じ。)(農中が特別関係協同組織金融機関等に対する特定支援の実施により取得した優先出資又は貸付債権の処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合における、当該特別関係協同組織金融機関等を除く。)に係る以下の指標について、報告基準日までの半期の実績が記載されていることを確認することとする。

- ① 中小規模事業者等向け貸出比率
- ② 中小規模事業者等に対する信用供与の残高
- ③ 経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す指標
- (注)上記③及び下記(3)の「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合」については、以下の点に留意するものとする。 なお、「経営改善支援等取組先企業」及び「取引先の企業」には、個人事業者を含み、個人ローン又は住宅ローンのみの取引先は含まないものとする。

また、「経営改善支援等取組先」とは、特別関係協同組織金融機関等 (金融機能強化法第34条の3第3項に規定する「特別関係協同組織金 融機関等」をいう。以下同じ。)が金融円滑化の観点から、以下の事項 に係る経営改善支援等に取り組んでいる取引先とする。

- ① 創業又は新事業の開拓に対する支援
- ② 経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援
- ③ 早期の事業再生に資する取組
- ④ 事業の承継に対する支援
- ⑤ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の 事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実
- (注1)上記「経営改善支援等取組先」の具体例は以下のとおり。
 - ① 創業又は新事業の開拓に対する支援
 - ア 政府関係金融機関と協調して投融資等を行った取引先
 - イ 創業支援融資商品による融資を行った取引先
 - ウ 企業育成ファンドの組成・出資等を行った取引先 等
 - ② 経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援
 - ア コンサルティング機能、情報提供機能等を活用して、財務管理手 法等の改善、経費節減、資産売却、業務再構築、組織再編等の助言 を行った取引先
 - イ 取引先との長期的な密度の高い関係(コミュニケーション)から 得られる情報を活用しつつ、公的制度等に係る情報提供、資金繰り や売上げ等に係る経営改善指導、財務書類の作成や後継者育成等に 係る助言など、事業者の幅広い情報提供・経営指導・相談のニーズ への対応を継続して行っている先
 - ウ 紹介した外部専門家(経営コンサルタント、公認会計士、税理士、 弁護士等) が業務再構築等の助言を行った取引先 等
 - ③ 早期の事業再生に資する取組
 - ア 人材を派遣して再建計画策定その他の支援等を行った取引先
 - イ プリパッケージ型事業再生(民事再生法等の活用)(注)及び私 的整理ガイドライン手続の中で再生計画等の策定に関与した取引 先
 - (注) 再生型法的整理(民事再生法、会社更生法(平成 14 年法律 第 154 号)等)において議決権を行使したに過ぎない場合は含まれない。
 - ウ 企業再生ファンドの組成による企業再生のための当該ファンド が出資(現物出資)した取引先
 - エ 企業再生に当たり、DES(デット・エクイティ・スワップ)、 DDS(デット・デット・スワップ)、DIPファイナンス等の手 法を活用した取引先
 - オ 「中小企業再生型信託スキーム」等RCCの信託機能を活用して 再建計画の策定に関与した取引先
 - カ 中小企業活性化協議会と連携し再生計画の策定に関与した取引

先

築

④ 事業の承継に対する支援

相続対策のコンサルティングに加え、MBO、EBO等を含む株式 買取に関する資金面の支援やM&Aのマッチング支援を行った取引 先 等

- ⑤ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の 事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実
 - ア スコアリングモデルを活用した商品による融資を行った取引先 イ 財務制限条項を活用した商品による融資を行った取引先
 - ウ 財務諸表の精度が相対的に高い中小規模の事業者に対する特別 な融資プログラムによる融資を行った取引先
 - エ 「十分な資本的性質が認められる借入金」の融資を行った取引先 等

なお、経営改善支援等の具体的な取組は、農水産業協同組合等において自らの規模・特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものであり、一律・網羅的な対応を求めるものではないことに留意する。また、協同組織金融機能強化方針において、「経営改善支援等取組先」の内容が記載されているか確認する。

- (注2)上記「経営改善支援等取組先」のうち②及び③については、重点的に経営改善を支援する対象との位置付けを明確にし、当該取組先の経営の実態に応じて、例えば、ア経営改善支援の専担組織・専担者の支援の対象先としている、イ本所・本店と支所・支店(事務所)が連携して支援を行うこととしている等、経営改善支援の対象としていることについて客観的な裏付けがある場合に限る。したがって、単なる与信管理、貸出条件の緩和等の契約更改(経営改善の支援を目的としないものに限る。)、回収強化、金融支援等を行っている先は、「経営改善支援等取組先」には含まれないことに留意する。
- (3) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に係る監督上の措置
 - ① 特別関係協同組織金融機関等全体の合算ベースでのア報告基準日における「中小規模事業者等向け貸出比率」及びイ報告基準日における「中小規模事業者等に対する信用供与の残高」の実績、又はウ報告基準日における「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す指標」の実績が、各特別関係協同組織金融機関等の特定支援の始期(各特別関係協同組織金融機関等が特定支援を受けた日が4月1日から9月30日までの間である場合にあっては4月1日とし、各特別関係協同組織金融機関等が特定支援を受けた日が10月1日から3月31日までの間である場合にあっては10月1日とする。下記②において同じ。)の合

算ベースでの実績を下回った場合には、農中に対し、その理由(中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等に関して農中が各特別関係協同組織金融機関等に対して実施した経営指導等の実効性の検証を含む。下記②において同じ。)について報告を求める。

さらに、当該指標の改善に向けた実効性ある施策が十分に講じられた と認めがたい場合には、農中に対し、各特別関係協同組織金融機関等に 対する経営指導等に係る改善策の提出を求め、必要に応じ、業務改善命 令の発動を検討するものとする。

② さらに、協同組織金融機能強化方針の始期となる事業年度の翌事業年度以降において、上記①の特別関係協同組織金融機関等全体の合算ベースでのア及びイの実績、又はウの実績が2期連続で各特別関係協同組織金融機関等の特定支援の始期の合算ベースでの実績を下回った場合には、その理由について止むを得ない事情があるものと認められる場合を除き、原則として業務改善命令の発動を検討するものとする。

(4) その他の場合の監督上の措置

上記の場合のほか、協同組織金融機能強化方針の履行状況に照らして必要があると認められる場合には、当該協同組織金融機能強化方針の履行を確保するため、監督上必要な措置を講ずるものとする。

(注)なお、協定銀行が引き受けた優先出資に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、所定の配当がなされない理由、当該優先出資の消却に対応することができる財源が従前どおり確保されることが十分担保されるような抜本的収益改善策等の報告を求め、必要に応じ、当該改善策等の実行を求める業務改善命令の発動を検討する等、厳正に対応するものとする。

Ⅲ-4-14-9 震災特例金融機関等、又は、震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等における株式等の引受け等の決定に関する留意事項【共通】

震災特例金融機関等、又は、震災特例金融機関等を当事者とする金融組織 再編成を行う金融機関等が経営強化計画を提出する場合における金融機能強 化法第5条第1項及び第17条第1項に規定する株式等の引受け等の決定に 関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意 するものとする。

(1) 金融機能強化法附則第8条第1項、又は、第9条第1項に基づく株式等 の引受け等に関する要件

金融機能強化命令附則第2条第1項第1号、第5条第1項第7号イに基づいて提出される理由書の審査に当たっては、当該金融機関等が震災特例金融機関等、又は、震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等である旨が記載されているか確認する。

また、当該金融機関等における東日本大震災の被災者への信用供与の状況が記載されているか確認する。

(2) 金融機能強化法第5条第1項第4号及び第17条第1項第3号に規定する要件

審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。

- ① 部門別の損益管理が実施されている等、経営強化計画が適切に実施されるための経営管理態勢が構築されていること。
- ② 減資若しくは準備金の減少等による繰越欠損金の処理がなされている、又は、当該処理が計画に盛り込まれている等、公的資金の配当の確保に向けた態勢が整っていること。
- ③ 労使間で十分な協議を行うこと、かつ、経営強化計画の実施に際して 雇用の安定等に十分な配慮を行うことが見込まれる等、経営強化計画の 実施により職員の地位が不当に害されないものであること(金融機能強 化法第17条第1項第3号に規定する要件に限る。)。
- (3) 金融機能強化法第5条第1項第8号及び第17条第1項第4号ホに規定する要件

審査に当たっては、「経営強化計画の実施のために必要な範囲であること」との要件について、東日本大震災による震災特例金融機関等の財務基盤の安定を確保し、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにするなど、当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域で金融機能を発揮し、東日本大震災からの復興に継続的に貢献するために十分な自己資本の水準かどうかを確認する。

(4) 金融機能強化法第5条第1項第11号及び第17条第1項第8号に規定する要件

審査に当たっては、経営強化計画に添付される貸借対照表等の財務諸表が、直近の行政検査の内容を的確に踏まえたものであるか、監査法人等との協議を経たものであるかを確認する。

- Ⅲ-4-14-10 震災特例金融機関等、又は、震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等における経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等【共通】
- (1) 金融機関等に対する資本増強に関する特別措置に係る監督上の措置 震災特例金融機関等、又は、震災特例金融機関等を当事者とする金融組 織再編成を行う金融機関等が経営強化計画を提出する場合における金融機 能強化法第 10 条及び第 11 条並びに第 20 条及び第 21 条に規定する監督上 必要な措置については、特に以下の点に留意する。
 - ① 経営強化計画の履行状況のフォローアップ 経営強化計画の履行状況についてフォローアップを行うに当たっては、 履行状況報告において、経営強化計画に掲げられた各種施策の実施状況 が実績計数を含め具体的に記載されているか検証するものとする。
 - ② 監督上の措置

履行状況報告に記載された、計画に掲げられた施策の実施状況(実績計数を含む。)を十分に検証した上で、当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の復興状況等を勘案し、特に必要があると認められる場合には、当該計画の履行を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。

(注) なお、協定銀行が引き受けた優先出資に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、所定の配当がなされない理由及び収益改善策等について報告を求めるものとする。

当該報告等により、上記の場合に至った要因がやむを得ない事情に基づくものであるかどうか、東日本大震災からの復興に資する方策が適切に履行されているかどうか、当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域の収益環境が回復しているかどうか等を十分に検証した上で、特に必要があると認められる場合には、当該改善策等の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。

Ⅲ-4-14-11 金融機能強化法附則第 22 条第1項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する農中が農水産業協同組合等から特定支援の申込みを受けた場合の審査体制に係る留意事項【農中】

金融機能強化命令附則第11条第1号ハに規定する「特定支援の申込みをした農水産業協同組合等により資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切にされていること。」については、特定支援の申込みをした農水産業協同組合等による当該申込みをした日前1年以内の一定の日の資産の査定について、監査法人等又は全国漁業協同組合連合会との協議を経ていることとする。

Ⅲ-4-14-12 金融機能強化法附則第 22 条第 1 項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する農中が農水産業協同組合等から特定支援の申込みを受けた場合の当該特定支援に係る資金が信用事業のみに充てられることを確保するための体制に係る留意事項【農中】

III - 4 - 14 - 6を参照すること。

Ⅲ-4-14-13 金融機能強化法附則第 22 条第 1 項の規定により協同組織 金融機能強化方針を提出する場合における優先出資の引受け等の決定に関する留意事項【農中】

農中が金融機能強化法附則第22条第1項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する場合における金融機能強化法第34条の4第1項に規定する優先出資の引受け等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。

(1) 金融機能強化法第34条の4第1項第1号に規定する要件

- ① 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における 経済の活性化に資するための方針」の審査に当たっては、当該方針が協 同組織金融関係機関全体において、中小規模の事業者に対する信用供与 の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するためのものとなっ ていること。
- ② 農水産業協同組合等に対する経営指導の方針やその内容が、当該農水産業協同組合等による金融機能の発揮を促進するために適切なものとなっていること。
- ③ 農水産業協同組合等から優先出資の引受け等の申込みがあった場合 に、以下の内容を含む計画を提出させ、それをフォローアップすること となっていること。
 - ア 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における 経済の活性化に資する方策
 - イ 優先出資又は劣後ローンの消却、償還又は返済のための対応を図る 時期の見通し
 - ウ 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営を確保するための 方策
- (2) 金融機能強化法第34条の4第1項第2号に規定する要件 審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。
 - ① 協同組織金融機能強化方針を円滑かつ確実に実施するための経営管理 体制や農水産業協同組合等に対する経営指導体制が構築されていること。
 - ② 協同組織中央金融機関等の剰余金の処分の方針において、優先出資の 引受け等を求める額及びその内容並びに協同組織中央金融機関等の収益 力等に照らして、優先出資処分又は償還若しくは返済に対応するための 財源の確保の方針が合理的なものとなっていること。
 - ③ 公的資金の配当の確保に向けた態勢が整っていること。
 - ④ 公的資金の管理運用体制(農水産業協同組合等からの特定支援の申込みに対する審査体制を含む。)が適切なものとなっていること。
- (3) 金融機能強化法第34条の4第1項第4号に規定する要件

審査に当たっては、「協同組織金融関係機関の自己資本の充実の状況に照らし適切な範囲であること」との要件について、東日本大震災による協同組織金融関係機関の財務基盤への潜在的な影響も踏まえ、協同組織金融関係機関の財務基盤の安定を確保し、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにするなど、当該協同組織金融関係機関が主として業務を行っている地域で金融機能を発揮し、東日本大震災からの復興に継続的に貢献するために十分な自己資本の水準かどうかを確認する。

(4) 金融機能強化法第34条の4第1項第6号に規定する要件

審査に当たっては、協同組織金融機能強化方針に添付される農中の貸借対照表等の財務諸表が、直近の当局検査の内容を的確に踏まえたものであるか、又は、監査法人等との協議を経たものであるかを確認する。

Ⅲ-4-14-14 金融機能強化法附則第 22 条第 1 項の規定により提出する 協同組織金融機能強化方針の履行を確保するための監督上の措置【農中】

農中が金融機能強化法附則第22条第1項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する場合における金融機能強化法第34条の8及び9に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。

(1) 農中が行う当局に対する報告について

金融機能強化法第34条の8第1項第5号に規定する「特別関係協同組織金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策の実施に関する状況」に、特別関係協同組織金融機関等(農中が特別関係協同組織金融機関等に対する特定支援の実施により取得した優先出資又は貸付債権の処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合における、当該特別関係協同組織金融機関等を除く。)に係る各種施策の実施状況が実績計数を含め具体的に記載さていることを確認するものとする。

(2) 監督上の措置

履行状況報告に記載された、協同組織金融機能強化方針に掲げられた施 策の実施状況(実績計数を含む。)を十分に検証した上で、当該特別関係協 同組織金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の復興状 況等を勘案し、特に必要があると認められる場合には、協同組織金融機能 強化方針の履行を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。

(注) なお、協定銀行が引き受けた優先出資に所定の配当がなされない 場合には、金融機能強化法に基づき、所定の配当がなされない理由及 び収益改善策等について報告を求めるものとする。

当該報告等により、上記の場合に至った要因がやむを得ない事情に 基づくものであるかどうか、東日本大震災からの復興に資する方策が 適切に履行されているかどうか、当該特別関係協同組織金融機関等が 主として業務を行っている地域の収益環境が回復しているかどうか等 を十分に検証した上で、特に必要があると認められる場合には、当該 改善策等の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。

Ⅲ-4-14-15 新型コロナウイルス感染症特例金融機関等、又は、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等における株式等の引受け等の決定に関する留意事項【共通】

新型コロナウイルス感染症特例金融機関等、又は、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等が経営強化計画を提出する場合における金融機能強化法第5条第1項及び第17条第1項に規定する株式等の引受け等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。

(1) 金融機能強化法附則第26条第1項、又は、第27条第1項に基づく株式

等の引受け等の申込みを行うことに関する要件

金融機能強化命令附則第 13 条第 1 項第 1 号、第 16 条第 1 項第 7 号イに基づいて提出される理由書の審査に当たっては、当該金融機関等が新型コロナウイルス感染症特例金融機関等、又は、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等である旨が記載されているか確認する。

また、当該金融機関等における新型コロナウイルス感染症等(金融機能強化法附則第26条第1項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置をいう。以下同じ。)の影響を受けた者への信用供与の状況が記載されているか確認する。

(2) 金融機能強化法第5条第1項第4号及び第17条第1項第3号に規定する要件

審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。

- ① 部門別の損益管理が実施されている等、経営強化計画が適切に実施されるための経営管理態勢が構築されていること。
- ② 減資若しくは準備金の減少等による繰越欠損金の処理がなされている、 又は、当該処理が計画に盛り込まれている等、公的資金の配当の確保に 向けた態勢が整っていること。
- ③ 労使間で十分な協議を行うこと、かつ、経営強化計画の実施に際して 雇用の安定等に十分な配慮を行うことが見込まれる等、経営強化計画の 実施により職員の地位が不当に害されないものであること(金融機能強 化法第17条第1項第3号に規定する要件に限る。)。
- (3) 金融機能強化法第5条第1項第8号及び第17条第1項第4号ホに規定する要件

審査に当たっては、「経営強化計画の実施のために必要な範囲であること」との要件について、新型コロナウイルス感染症等による新型コロナウイルス感染症特例金融機関等の財務基盤への潜在的な影響も踏まえ、当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等の財務基盤の安定を確保し、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにするなど、当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等が主として業務を行っている地域で金融機能を発揮し、新型コロナウイルス感染症等からの地域経済の再生に継続的に貢献するために十分な自己資本の水準かどうかを確認する。

(4) 金融機能強化法第5条第1項第11号及び第17条第1項第8号に規定する要件

審査に当たっては、経営強化計画に添付される貸借対照表等の財務諸表が、監査法人等との協議を経たものであるかを確認する。

Ⅲ-4-14-16 新型コロナウイルス感染症特例金融機関等、又は、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う

金融機関等における経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等 【共通】

新型コロナウイルス感染症特例金融機関等、又は、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等が経営強化計画を提出する場合における金融機能強化法第 10 条及び第 11 条並びに第 20 条及び第 21 条に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。

① 経営強化計画の履行状況のフォローアップ 経営強化計画の履行状況についてフォローアップを行うに当たっては、 履行状況報告において、経営強化計画に掲げられた各種施策の実施状況が 実績計数を含め具体的に記載されているか検証するものとする。

② 監督上の措置

履行状況報告に記載された、経営強化計画に掲げられた施策の実施状況 (実績計数を含む。)を十分に検証した上で、当該新型コロナウイルス感染 症特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の再生状 況等を勘案し、特に必要があると認められる場合には、当該計画の履行を 確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。

(注) なお、協定銀行が引き受けた優先出資に所定の配当がなされない場合 には、金融機能強化法に基づき、所定の配当がなされない理由及び収益 改善策等について報告を求めるものとする。

当該報告等により、上記の場合に至った要因がやむを得ない事情に基づくものであるかどうか、新型コロナウイルス感染症等からの地域経済の再生に資する方策が適切に履行されているかどうか、当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等が主として業務を行っている地域の収益環境が回復しているかどうか等を十分に検証した上で、特に必要があると認められる場合には、当該改善策等の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。

Ⅲ-4-14-17 金融機能強化法附則第 29 条第1項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する農中が農水産業協同組合等から特定支援の申込みを受けた場合の審査体制に係る留意事項【農中】

金融機能強化命令附則第22条第1号ハに規定する「特定支援の申込みをした農水産業協同組合等による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切にされていること。」については、特定支援の申込みをした農水産業協同組合等による当該申込みをした日前1年以内の一定の日の資産の査定について、監査法人等又は全国漁業協同組合連合会との協議を経ていることとする。

Ⅲ-4-14-18 金融機能強化法附則第 29 条第1項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する農中が農水産業協同組合等から特定支援の申込みを受けた場合の当該特定支援に係る資金が信用事業のみに充てられる

ことを確保するための体制に係る留意事項【農中】

Ⅲ-4-14-6を参照すること。

Ⅲ-4-14-19 金融機能強化法附則第 29 条第1項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する場合における優先出資の引受け等の決定に関する留意事項【農中】

農中が金融機能強化法附則第29条第1項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する場合における金融機能強化法第34条の4第1項に規定する優先出資の引受け等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。

- (1) 金融機能強化法第34条の4第1項第1号に規定する要件
 - ① 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針」の審査に当たっては、当該方針が協同組織金融関係機関全体において、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するためのものとなっていること。
 - ② 農水産業協同組合等に対する経営指導の方針やその内容が、当該農水産業協同組合等による金融機能の発揮を促進するために適切なものとなっていること。
 - ③ 農水産業協同組合等から優先出資の引受け等の申込みがあった場合に、 以下の内容を含む計画を提出させ、それをフォローアップすることとなっていること。
 - ア 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における 経済の活性化に資する方策
 - イ 優先出資又は劣後ローンの消却、償還又は返済のための対応を図る時期の見通し
 - ウ 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営を確保するための 方策
- (2) 金融機能強化法第34条の4第1項第2号に規定する要件審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。
 - ① 協同組織金融機能強化方針を円滑かつ確実に実施するための経営管理 体制や農水産業協同組合等に対する経営指導体制が構築されていること。
 - ② 協同組織中央金融機関等の剰余金の処分の方針において、優先出資の 引受け等を求める額及びその内容並びに協同組織中央金融機関等の収益 力等に照らして、優先出資処分又は償還若しくは返済に対応するための 財源の確保の方針が合理的なものとなっていること。
 - ③ 公的資金の配当の確保に向けた態勢が整っていること。
 - ④ 公的資金の管理運用体制(農水産業協同組合等からの特定支援の申込みに対する審査体制を含む。)が適切なものとなっていること。
- (3) 金融機能強化法第34条の4第1項第4号に規定する要件

審査に当たっては、「協同組織金融関係機関の自己資本の充実の状況に照らし適切な範囲であること」との要件について、新型コロナウイルス感染症等による協同組織金融関係機関の財務基盤への潜在的な影響も踏まえ、協同組織金融関係機関の財務基盤の安定を確保し、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにするなど、当該協同組織金融関係機関が主として業務を行っている地域で金融機能を発揮し、新型コロナウイルス感染症等からの地域経済の再生に継続的に貢献するために十分な自己資本の水準かどうかを確認する。

(4) 金融機能強化法第 34 条の4第1項第6号に規定する要件審査に当たっては、協同組織金融機能強化方針に添付される農中の貸借対照表等の財務諸表が、監査法人等との協議を経たものであるかを確認する。

Ⅲ-4-14-20 金融機能強化法附則第 29 条第1項の規定により提出する 協同組織金融機能強化方針の履行を確保するための監督上の措置【農中】

農中が金融機能強化法附則第29条第1項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する場合における金融機能強化法第34条の8及び9に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。

(1) 農中が行う当局に対する報告について

金融機能強化法第34条の8第1項第5号に規定する「特別関係協同組織金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策の実施に関する状況」に、特別関係協同組織金融機関等(農中が特別関係協同組織金融機関等に対する特定支援の実施により取得した優先出資又は貸付債権の処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合における、当該特別関係協同組織金融機関等を除く。)に係る各種施策の実施状況が実績計数を含め具体的に記載さていることを確認するものとする。

(2) 監督上の措置

履行状況報告に記載された、協同組織金融機能強化方針に掲げられた施策の実施状況(実績計数を含む。)を十分に検証した上で、当該特別関係協同組織金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の再生状況等を勘案し、特に必要があると認められる場合には、協同組織金融機能強化方針の履行を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。

(注)なお、協定銀行が引き受けた優先出資に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、所定の配当がなされない理由及び収益改善策等について報告を求めるものとする。

当該報告等により、上記の場合に至った要因がやむを得ない事情に基づくものであるかどうか、新型コロナウイルス感染症等からの地域経済の再生に資する方策が適切に履行されているかどうか、当該特別関係協同組織金融機関等が主として業務を行っている地域の収益環境が回復しているかどうか等を十分に検証した上で、特に必要があると認めら

れる場合には、当該改善策等の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。

Ⅲ-4-14-21 申請金融機関等が提出する実施計画の認定等に関する留意 事項【信連・農中】

金融機能強化法第34条の10に規定する実施計画の認定審査等に当たっては、以下の点に留意するものとする。

(1) 意義

地域金融機関には、ポストコロナの地域経済の回復・再生を支える「要」 としての役割が期待されている。しかしながら、人口減少や低金利環境の 継続など、地域金融機関を取り巻く経営環境は厳しく、特に、人口減少地 域では将来的にその役割を十分に果たせなくなるおそれがある。

このため、地域金融機関がこうした役割を持続的に果たせるよう、地域 金融機関が事業の抜本的な見直しを行う際の時限の支援措置として、「資金 交付制度」が創設された。

実施計画の認定を受けた金融機関等(以下「認定金融機関等」という。)においては、上記の制度趣旨を踏まえて、認定を受けた実施計画を着実に履行することにより、地域における基盤的金融サービスの提供を維持するとともに、地域経済の再生・活性化に貢献していくことが求められる。

(2) 実施計画の記載事項に関する留意事項

- ① 金融機能強化命令第64条に規定する「信用供与」「中小規模事業者等」については、以下の点に留意するものとする。
 - ア「信用供与」については、以下のものを除外したものとする。
 - a 政府出資主要法人向け貸出、及び特殊法人向け貸出
 - b 土地開発公社向け貸出、地方住宅供給公社向け貸出、及び地方道 路公社向け貸出
 - c 大企業が保有する各種債権又は動産・不動産の流動化スキームに 係るSPC向け貸出
 - d 自金庫又は自信連の子会社向け貸出
 - e 個人向け貸出
 - f 上記のほか金融機能強化法の趣旨に反するような貸出
 - イ 「中小規模事業者等」とは、農林漁業者その他の中小企業者又は地元の事業者とする (Ⅲ-4-14-1(1)①及び②参照)。
- ② 金融機能強化命令別紙様式第六号の二第5.1 (記載上の注意) に規定する「経営改善支援等取組先企業(個人事業者を含む。) の数の取引先の企業(個人事業者を含む。) の総数に占める割合」については、以下の点に留意するものとする。

なお、「経営改善支援等取組先企業」及び「取引先の企業」には、個 人ローン又は住宅ローンのみの取引先は含まないものとする。

また、「経営改善支援等取組先」とは、実施計画に記載した以下の方

策に基づき、経営改善支援等に取り組んでいる取引先とする(III-4-1(2)注1及び注2参照)。

- ア 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方 策
- イ 経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能 の強化のための方策
- ウ 事業の改善・継続に資する早期の事業再生等に対する支援に係る機 能の強化のための方策
- エ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策
- オ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の 事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方 策

(3) 実施計画の認定に関する留意事項

金融機能強化法第34条の10第3項に規定する実施計画の認定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。

- ① 金融機能強化法第34条の10第3項第1号に規定する要件 審査に当たっては、実施計画の添付書類として提出を受けた財務諸表 を基に確認するものとする。
- ② 金融機能強化法第34条の10第3項第2号に規定する要件 審査に当たっては、申請金融機関等(経営基盤強化実施金融機関等に限る。)が主として業務を行っている地域における中小規模の事業者に対する信用供与や本業支援その他の基盤的金融サービスの提供状況等を踏まえて、申請金融機関等(経営基盤強化実施金融機関等に限る。)が当該地域の経済にどの程度寄与しているかについて確認するものとする。
- ③ 金融機能強化法第34条の10第3項第3号に規定する要件審査に当たっては、特に以下の点を確認するものとする。
 - ア 申請金融機関等(経営基盤強化実施金融機関等に限る。)が、主として業務を行っている地域の全部又は相当部分において、例えば生産 年齢人口や事業所数の減少が継続するなど、基盤的金融サービスに対 する需要の持続的な減少が生じていると考えられるか。
 - イ 申請金融機関等(経営基盤強化実施金融機関等に限る。)の店舗等の営業拠点の全部又は相当部分において、例えば基盤的金融サービスからの収益で当該サービスに係る経費を賄えない状況が生じることにより、経営基盤の強化のための措置が行われない限り、基盤的金融サービスを将来にわたって持続的に提供することが困難となるおそれがあると考えられるか。
 - (注)貸出や役務取引に係る利益が継続して又は傾向として赤字であること(貸出に係る信用コストについても、適切な方法で勘案することとする。)等を確認するものとする。
- ④ 金融機能強化法第34条の10第3項第5号に規定する要件

審査に当たっては、特に以下の点を確認するものとする。

- ア 実施計画において、経営基盤の強化のための措置を実施することによる基盤的金融サービスに係る事業の改善に向けた方策及びその効果が具体的に示されているか。
 - (注)経営基盤の強化のための措置を行うことにより、持続的な提供が困難となるおそれがあるとしていた基盤的金融サービスが、どのような水準で維持・改善されていくのか等を確認するほか、コア業務純益(除く投資信託解約損益)が、基盤的金融サービスの提供を維持できるだけの水準を将来も含めて確保できているか、例えば人口減少等を加味したコア業務純益(除く投資信託解約損益)が実施計画初期は赤字基調であったとしても、終期において増加基調に転じる見込みとなっているか等を確認するものとする。
- イ 店舗統廃合等を行うことが見込まれる場合には、利用者利便の観点 から、基盤的金融サービスが大きく低下することがないか。
- ⑤ 金融機能強化法第34条の10第3項第6号に規定する要件 審査に当たっては、預金保険機構から交付された資金を活用して事業 者等への不適切な利益供与を行うなどの金融機関間の適正な競争関係 を阻害する行為等が行われることなく、経営基盤の強化のための措置が 地域における基盤的金融サービスの提供の維持という本制度の目的の ために実施され、また、同資金が当該措置に使用されることを確認する ものとする。
- ⑥ 金融機能強化法第34条の10第3項第7号に規定する要件 「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」を適切かつ円滑に実施 するための方策の審査に当たっては、特に以下の点を確認するものとす る。
 - ア 毎年9月末日及び3月末日における「中小規模事業者等向け貸出比率(中小規模事業者等に対する信用供与の残高の総資産に占める割合をいう。以下同じ。)」の水準について、人口動態等を考慮した場合に当該実施計画の始期における水準と実質的に同等の水準を維持することが確実に見込まれるか。
 - イ 毎年9月末日及び3月末日における「中小規模事業者等に対する信用供与の残高の見込み」が、人口動態等を考慮した場合に合理的な水準となっているか。
- ⑦ 金融機能強化法第34条の10第3項第8号及び第9号に規定する要件「申請金融機関等が当該実施計画に記載された組織再編成等を実施すると見込まれることその他当該実施計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること」等を審査するに当たっては、特に以下の点を確認するものとする。
 - ア 申請金融機関等が当該実施計画に記載された組織再編成等を実施することが見込まれるか。また、金融機能強化法第34条の10第1項第9号に基づき認定を受けようとする申請金融機関等は、実施計画に掲げられた施策等を実施することにより、申請金融機関等の単体で、実施計画の始期の属する事業年度の直前の事業年度末と比べて終期

- の修正業務粗利益経費率が▲15%ポイント以上低下、かつ、修正経費が▲20%以上低下することが見込まれるか。
- (注)金融グループ全体としての財務の健全性にも留意する観点から、 申請金融機関等本体と子会社等との間において、修正業務粗利益経 費率や修正経費の削減の達成を目的とした利益や経費の過度な移 転が行われていないかなどについても確認するものとする。
- イ 部門別の損益管理が実施されている等、実施計画が適切に実施され るための経営管理態勢が構築されているか。
- ウ 員外監事の選任・拡充を図る場合に当該監事予定者の就任承諾を得ている等、責任ある経営体制の確立に向けた準備が整っているか。
- エ 労使間で十分な協議を行うこと、かつ、実施計画の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うことが見込まれる等、実施計画の実施により職員の地位が不当に害されることがないか。
- オ 業務執行に対する監査又は監督態勢の強化や、不良債権の適切な管理を含むリスク管理態勢、各種法令遵守態勢の構築が図られているか。
- カ 資金交付を受けて行うシステムの導入及び整備並びにそれらの業 務運営が安定的かつ効率的に実施されることも含め、リスク管理やシ ステム業務運営等が的確に実施されるための態勢が構築されている か。
- ク 利用者に対し、経営基盤の強化のための措置の実施や申請金融機関 等の取組みに関して充実した情報開示がなされることとされている か。
- ケ 経営陣は、上記アからクを含め、実施計画を円滑かつ確実に実施する上で重要と考えられる事項を決定・管理しているか。
- (4) 実施計画の履行を確保するための監督上の措置等

金融機能強化法第34条の12に規定する「監督上必要な措置」については、以下の点について留意するものとする。

① 実施計画の履行状況の報告及び同報告書の公表

本制度は、実施計画に記載された施策の実施により、地域における基盤的金融サービスの提供の維持が図られることを目的とするものであることから、金融機能強化法第34条の10第3項に基づき認定を受けた実施計画について、認定金融機関等による適切な履行を確保していくことが重要である。

こうした観点から、金融機能強化法第34条の10第3項に基づく実施計画の認定後、毎年9月末日及び3月末日(以下「報告基準日」という。)から3ヶ月以内に、当該報告基準日までの半期毎の金融機能強化法第34条の10第2項第3号から第8号までに規定する実施計画の施策等の履行状況について、報告を求めるものとする。

なお、実施計画の履行状況について報告を受けたときは、当該報告に 係る報告基準日、当該報告を行った認定金融機関等の商号又は名称及び 当該報告の内容を公表するものとする。

② 実施計画の履行状況のフォローアップ

実施計画の履行状況報告書が提出された場合は、実施計画の認定時の審査結果等も踏まえて、特に、以下の点に留意しつつ、フォローアップを行うものとする。

- ア 事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤の強化のための措 置が実施計画に沿って進捗しているかを確認する。
- イ 実施計画に記載された事業の抜本的な見直しを通じて、認定金融機 関等が基盤的金融サービスの提供の維持を図ることが見込まれるか 検証する。
- ウ 実施計画に記載された中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の認定金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策が着実に履行されているかどうかを検証する。
- エ 実施計画に記載された経営基盤強化のための措置に要する費用の うち資金交付の対象となる経費の支出金額、その適切性及び支出時期 を確認する。
- ③ 実施計画の履行に向けた監督上の措置等

実施計画の履行状況を十分に検証した上で、例えば主として業務を行っている地域における基盤的金融サービスの提供の維持が図られなくなると見込まれる場合や中小規模の事業者に対する金融の円滑化や地域経済の活性化に向けた取組みが進展していないと認められる場合には、対話等を通じた継続的なモニタリングを実施した上で、必要があると認められる場合には、当該実施計画の履行を確保するための監督上必要な措置を講じるものとする。

- ④ 認定実施計画の認定の取消し
 - 実施計画に記載されている組織再編成等が行われない場合については、 計画の認定を取り消すものとする。
 - (注1)金融機能強化法第34条の10第1項第9号に基づき認定を受けた認定金融機関等は、金融機能強化命令第62条に規定する要件を満たさない場合は組織再編成等が行われないことから認定取消しの対象となる。なお、金融機能強化命令第62条に規定する要件を充たすために、認定金融機関等本体と子会社等との間において、利益や経費の過度な移転が行われていないかについても留意するものとする。
 - (注2)金融機能強化法第34条の10第1項第9号に基づき認定を受けた認定金融機関等は、「業務の効率の向上が図られ、その収益性が大きく向上すると見込まれるもの」とされており、例えば、収益の計上区分の変更により修正業務粗利益が大幅に変動するなど、当該金融機関固有の一時的な要因が修正業務粗利益経費率の削減に大きく寄与している場合等は、本制度の趣旨にそぐわないことに留意するものとする。

Ⅲ-4-15 再編強化法に関する留意事項【共通】

再編強化法に基づき貯金保険機構が特定優先出資等(再編強化法附則第3条第1項に規定する特定優先出資等をいう。以下同じ。)の取得を行う場合の運用に当たっては、特に以下の点に留意するものとする。

Ⅲ-4-15-1 震災特例組合等に係る特定優先出資等の取得の決定に関する留意事項【共通】

震災特例組合等(再編強化法附則第3条第1項に規定する震災特例組合等をいう。以下同じ。)が信用事業強化計画(再編強化法附則第3条第1項に規定する信用事業強化計画をいう。以下同じ。)を提出する場合における再編強化法附則第5条第1項に規定する特定優先出資等の取得の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。

(1) 再編強化法附則第4条第1項に基づく特定優先出資等の取得の申込み を行うことに関する要件

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び 強化に関する法律施行規則(平成9年大蔵省・農林水産省令第1号)附則 第3条第1号に基づき特定農水産業協同組合等(再編強化法第2条第1項 に規定する特定農水産業協同組合等をいう。以下同じ。)が提出する理由 書の審査に当たっては、当該特定農水産業協同組合等が震災特例組合等で ある旨が記載されているか確認する。

また、当該震災特例組合等における東日本大震災の被災者への信用供与の状況が記載されているか確認する。

(2) 再編強化法附則第5条第1項第1号ニに規定する要件

審査に当たっては、「信用事業強化計画の実施のために必要な範囲であること」との要件について、震災特例組合等の信用事業に係る経営基盤が東日本大震災の著しい影響を受けたことを踏まえ、当該震災特例組合等の財務基盤の安定を確保し、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにするなど、当該震災特例組合等が主として事業を行っている地域で金融機能を発揮し、東日本大震災からの復興に継続的に貢献するために十分な自己資本の水準かどうかを確認する。

(3) 再編強化法附則第5条第1項第3号ロに規定する要件

審査に当たっては、農中が当該震災特例組合等から必要な報告を受けモニタリング(オンサイトによるものを含む。)を実施し、その結果に基づき必要な指導及び助言を行うことを内容としたものであることを確認する。

Ⅲ-4-15-2 特別対象組合等に係る信用事業が改善した旨の認定に関す

る留意事項【共通】

特別対象組合等(再編強化法附則第11条第1項に規定する特別対象組合等をいう。以下同じ。)が特別信用事業強化計画(再編強化法附則第16条第1項に規定する特別信用事業強化計画をいう。以下同じ。)を提出する場合における再編強化法附則第16条第3項に規定する信用事業が改善した旨の認定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。

- (1) 再編強化法附則第 16 条第 3 項第 3 号に規定する要件 再編強化法附則第 16 条第 1 項に規定する信用事業が改善したことを示 すために必要な書類には、信用事業が改善していることが具体的に確認で きる内容が含まれていることを確認する。
- (2) 再編強化法附則第 16 条第 3 項第 5 号に規定する要件 審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。
 - ① 部門別の損益管理が実施されている等、特別信用事業強化計画が適切に 実施されるための経営管理態勢が構築されていること。
 - ② 準備金の減少等による繰越欠損金の処理がなされている、又は、当該処理が計画に盛り込まれている等、貯金保険機構が取得を行った特定優先出資等の配当の確保に向けた態勢が整っていること。

Ⅲ-4-15-3 特別対象組合等に係る信用事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定に関する留意事項【共通】

特別対象組合等が資本整理等実施要綱(再編強化法附則第17条第1項に規定する資本整理等実施要綱をいう。)を提出する場合における再編強化法附則第17条第2項に規定する信用事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。

- (1) 再編強化法附則第17条第2項第2号に規定する要件 審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。
 - ① 信用事業再構築(再編強化法附則第17条第1項に規定する信用事業再構築をいう。以下同じ。)の内容が、特別対象組合等の事業及び財務の状況並びに主として事業を行っている地域の状況を踏まえた適切なものであること。
 - ② 信用事業再構築後に貯金保険機構が引き続き特別対象組合等に係る特定優先出資等を保有する場合には、以下に掲げる事項
 - ア 当該特別対象組合等の事業を引き継ぐ特定農水産業協同組合等が、農中の適切な経営指導を引き続き受けることになっていること。
 - イ 部門別の損益管理が実施されている等、適切に事業を継続するための 経営管理態勢が構築されていること。
 - ウ 準備金の減少等による繰越欠損金の処理がなされている、又は、当該 処理が計画に盛り込まれている等、貯金保険機構が取得を行った特定優

先出資等の配当の確保に向けた態勢が整っていること。

- ③ 信用事業再構築の内容が合併又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡である場合には以下に掲げる事項
 - ア 特別対象組合等の事業を継承する特定農水産業協同組合等において、 信用事業再構築後、当該特別対象組合等が主として事業を行っている地 域で継続的に事業を行う体制を整備することが見込まれること。
- イ 特別対象組合等の事業を継承する特定農水産業協同組合等において、 信用事業再構築後、当該特別対象組合等が主として事業を行っている地域における金融機能を維持又は強化するために十分な自己資本その他の 財務基盤を持つことが見込まれること。
- ウ 労使間で十分な協議を行うこと、かつ、信用事業再構築の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うことが見込まれる等、信用事業再構築の実施により職員の地位が不当に害されないものであること。
- ④ 信用事業再構築の内容が合併又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡を伴わないものである場合には、以下に掲げる事項
- ア 会員若しくは組合員からの出資その他の指定支援法人(再編強化法第32条第2項に規定する指定支援法人をいう。)以外の者からの支援の受入れの時期、内容等が具体的であるなど、その実現が確実であると認められること。
- イ 信用事業再構築後の特別対象組合等が主として事業を行っている地域における金融機能を維持又は強化するために十分な自己資本その他の財務基盤を持つことが見込まれること。
- ウ 部門別の損益管理が実施されている等、適切に事業を継続するための 経営管理態勢が構築されていること。
- (2) 再編強化法附則第 17 条第 2 項第 3 号に規定する要件 審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。
 - ① 資本整理(再編強化法附則第 17 条第1項に規定する資本整理をいう。 以下同じ。)を行うに当たり当該特別対象組合等において適切に資産査定 がなされること。
 - ② 資本整理の内容が、予定している信用事業再構築の実現に対し必要かつ 適切なものであること。
- (3) 再編強化法附則第17条第2項第4号に規定する要件 審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。
 - ① 再編強化法附則第17条第1項第3号に規定する貯金保険機構からの金 銭の贈与又は損失の補塡(以下「金銭の贈与等」という。)が信用事業再 構築に伴う資本整理を行うに当たって必要不可欠であること。
 - ② 金銭の贈与等の額の算定根拠が合理的であり、かつ、資本整理を実施するまでの間、資産の劣化が進まないよう適切に管理するなど必要な措置をとっていること。

Ⅲ-4-15-4 信用事業強化計画等の履行を確保するための監督上の措置 【共通】

(1) 震災特例組合等が信用事業強化計画を提出する場合における監督上の措置

震災特例組合等が信用事業強化計画を提出する場合における再編強化 法附則第8条及び第9条に規定する監督上必要な措置については、特に以 下の点に留意する。

① 信用事業強化計画の履行状況のフォローアップ

信用事業強化計画の履行状況についてフォローアップを行うに当たっては、履行状況報告において、信用事業強化計画に掲げられた各種施策の実施状況が実績計数を含め具体的に記載されているか検証するものとする。

② 監督上の措置

履行状況報告に記載された、信用事業強化計画に掲げられた施策の実施 状況(実績計数を含む。)を十分に検証した上で、当該震災特例組合等が 主として事業を行っている地域における経済の復興状況等を勘案し、特に 必要があると認められる場合には、当該信用事業強化計画の履行を確保す るため、監督上必要な措置を講じるものとする。

(注) なお、貯金保険機構が取得を行った特定優先出資等に所定の配当が なされない場合には、再編強化法に基づき、農中又は当該震災特例組合 等に対し、所定の配当がなされない理由及び収益改善策等について報告 を求めることを検討するものとする。

当該検討に際しては、計画に掲げた配当に対する方針に沿ったものとなっているか、当該震災特例組合等が主として事業を行っている地域の収益環境が回復しているかどうか等を十分に勘案するものとする。

(2) 特別対象組合等が再編強化法附則第16条第3項の認定を受けた場合における監督上の措置

特別対象組合等が再編強化法附則第16条第3項の信用事業が改善した旨の認定を受けた場合における、再編強化法附則第8条及び第9条に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。

① 特別信用事業強化計画の履行状況のフォローアップ 特別信用事業強化計画の履行状況についてフォローアップを行うに当たっては、履行状況報告において、特別信用事業強化計画に掲げられた各種 施策の実施状況が実績計数を含め具体的に記載されているか検証するものとする。

② 監督上の措置

履行状況報告に記載された、特別信用事業強化計画に掲げられた施策の 実施状況(実績計数を含む。)を十分に検証した上で、当該特別対象組合 等が主として事業を行っている地域における経済の復興状況等を勘案し、 特に必要があると認められる場合には、当該特別信用事業強化計画の履行 を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。

(注) なお、貯金保険機構が取得を行った特定優先出資等に所定の配当が

なされない場合には、再編強化法に基づき、農中又は当該特別対象組合等に対し、所定の配当がなされない理由及び収益改善策等について報告を求めるものとする。

当該報告等により、上記の場合に至った要因がやむを得ない事情に基づくものであるかどうか、東日本大震災からの復興に資する方策が適切に履行されているかどうか、当該特別対象組合等が主として事業を行っている地域の収益環境が回復しているかどうか等を十分に検証した上で、特に必要があると認められる場合には、当該改善策等の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。

Ⅲ-4-16 暗号資産に関する留意事項【共通】

Ⅲ-4-16-1 意義

暗号資産の設計・仕様は様々であるところ、移転記録が公開されず、取引の追跡困難な暗号資産が存在する等、マネー・ローンダリングやテロ資金供与に利用されるリスクが高いものも存在する。また、一般的に、暗号資産は、その価値の裏付けとなる資産等がないため本源的な価値を観念し難く、価格の変動が大きいことを踏まえると、グループが暗号資産を保有する際にはその価格変動リスクについての検討が必要となる。加えて、暗号資産の管理については、システムの誤作動やサイバー攻撃などのシステムリスクも存在する。

以上のほか、これらのリスクが顕在化した場合のレピュテーショナル・リスク等も考慮すれば、グループによる暗号資産の取得は必要最小限度の範囲とする必要があり、かつ、グループの業務において、暗号資産の取得、保有又は処分等(暗号資産を実質的な投資対象とするファンドに対する出資等の間接的な方法によるものを含む。以下「暗号資産の取得等」という。)が生じる場合には、系統金融機関の固有業務の運営への支障やグループとして重大な損害等が生じるおそれがないよう、十分な態勢整備が行われている必要がある。

Ⅲ-4-16-2 主な着眼点

グループにおける暗号資産の取得等については、上述のとおり、信用事業命令第14条の7及び同条の8又は農中法施行規則第70条の2及び同条の3に基づく態勢整備がなされている必要がある。かかる態勢整備について、具体的には、以下の点に留意する必要がある。

(1) 暗号資産の特性等を踏まえたリスクの特定・評価・低減

暗号資産の仕組み(発行者、管理者その他の関係者や当該暗号資産と密接に関連するプロジェクトの内容等を含む。)、想定される用途、流通状況及び当該暗号資産に使用される技術その他当該暗号資産の特性(以下「暗号資産の特性等」という。)等を踏まえ、暗号資産のリスクの特定・評価について十分な検討が行われ、以下の(2)から(4)の措置を含め、当該リスクを適切に低減するための内部管理態勢が整備されているか。また、これら

について定期的な検証及び見直しが実施されているか。

(2) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対応

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に利用されるおそれが高い場合においては、暗号資産の取得等の適否を慎重に判断することとしているか。例えば、移転記録の追跡が著しく困難である暗号資産については、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に利用されるおそれが特に高いことから、暗号資産の取得等を行うことがないよう留意する。

また、暗号資産の取得等の相手方のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の状況等にも留意するなど、マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置に沿った対策が適切に講じられているか。特に、暗号資産の取得等に関して、海外に居住若しくは所在する者から又はこれらの者への暗号資産の移転を伴う可能性がある場合には、 $\Pi-3-1-3-1-2$ (4) に準じた対策が適切に講じられているか。

(3) 財務の健全性確保を図るための措置

グループの業務において暗号資産の取得が必要となる場合であっても、 健全性の確保の観点から、取得する暗号資産の量については当該業務のために必要最小限度の範囲とする等、適切な方針が定められているか。また、暗号資産の保有についても、当該暗号資産の市場リスク、流動性リスク等を考慮の上で、速やかに売却する等により適切な処分を図ることが可能な態勢となっているか。

なお、グループにおいては、投資の目的をもってする暗号資産の取得等 を行わないこととしているか。

(4) 暗号資産の取得等に係る安全管理措置

- ① 暗号資産の管理を担当する部署及び責任者を明確にしているか(複数の部署で暗号資産の管理を担当する場合には、部署間の担当と責任が明確になっているか。)。また、取り扱う暗号資産の特性等に関して十分な知識・経験を有する者を配置しているか。
- ② 暗号資産の管理、流出時の対応その他暗号資産に係る内部規程を適切 に整備し、役職員に対する周知、徹底を図っているか。また、当該内部 規程について、定期的な検証及び見直しが行われているか。
- ③ 不正アクセス等による暗号資産の流出の防止のための対策等、取り扱う暗号資産の管理に関するシステムリスク管理態勢が十分に構築されているか。また、当該システムリスク管理態勢について、専門家による定期的な検証及び見直しが行われているか。

Ⅲ-5 行政指導等を行う際の留意点等

Ⅲ-5-1 行政指導等を行う際の留意点【共通】

系統金融機関に対して、行政指導等(行政指導等とは行政手続法第2条第6項にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行政行為を含む。)を行うに当たっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導を行う際には、以下の点に留意する。

(1) 一般原則(行政手続法第32条)

① 行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されているか。

例えば、以下の点に留意する。

- ア 行政指導の内容及び運用の実態、担当者の対応等について、相手方 の理解を得ているか。
- イ 相手方が行政指導に協力できないとの意思を明確に表明しているに もかかわらず、行政指導を継続していないか。
- ② 相手方が行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取扱いを してはいないか。
 - ア 行政指導に従わない事実を法律の根拠なく公表することも、公表することにより経済的な損失を与えるなど相手方に対する社会的制裁として機能するような状況の下では、「不利益な取扱い」に当たる場合があることに留意する。
 - イ 行政指導を行う段階においては処分権限を行使するか否かは明確でなくても、行政指導を行った後の状況によっては処分権限行使の要件に該当し、当該権限を行使することがあり得る場合に、そのことを示して行政指導をすること自体を否定するものではない。

(2) 申請に関連する行政指導(行政手続法第33条)

申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当 該行政指導を継続すること等により、当該申請者の権利の行使を妨げるよ うなことをしていないか。

- ① 申請者が、明示的に行政指導に従わない旨の意思表示をしていない場合であっても、行政指導の経緯や周囲の客観情勢の変化等を勘案し、行政指導の相手方に拒否の意思表示がないかどうかを判断する。
- ② 申請者が行政指導に対応している場合でも、申請に対する判断・応答が留保されることについても任意に同意しているとは必ずしもいえないことに留意する。
- ③ 例えば、以下の点に留意する。
 - ア 申請者が行政指導に従わざるを得ないようにさせ、申請者の権利の 行使を妨げるようなことをしていないか。
 - イ 申請者が行政指導に従わない旨の意思表明を明確には行っていない 場合、行政指導を行っていることを理由に申請に対する審査・応答を 留保していないか。

- ウ 申請者が行政指導に従わない意思を表明した場合には、行政指導を 中止し、提出された申請に対し、速やかに適切な対応をしているか。
- (3) 許認可等の権限に関連する行政指導(行政手続法第34条)

許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合にもかかわらず、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従う事を余儀なくさせていないか。

例えば、以下の点に留意する。

- ① 許認可等の拒否処分をすることができないにもかかわらず、できる旨を示して一定の作為又は不作為を求めていないか。
- ② 行政指導に従わなければすぐにでも権限を行使することを示唆したり、何らかの不利益な取扱いを行ったりすることを暗示するなど、相手方が 行政指導に従わざるを得ないように仕向けてはいないか。

(4) 行政指導の方式(行政手続法第35条)

- ① 行政指導を行う際には、相手方に対し、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示しているか。例えば、以下の点に留意する。
 - ア 相手方に対して求める作為又は不作為の内容を明確にしているか。
 - イ 当該行政指導をどの担当者の責任において行うものであるかを示しているか。
 - ウ 個別の法律に根拠を有する行政指導を行う際には、その根拠条項を 示しているか。
 - エ 個別の法律に根拠を有さない行政指導を行う際には、当該行政指導 の必要性について理解を得るため、その趣旨を伝えているか。
- ② 行政指導について、相手方から、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められた時は、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付しているか(ただし、行政手続法第35条第3項各号に該当する場合を除く。)。
 - ア 書面の交付を求められた場合には、できるだけ速やかに交付することが必要である。
 - イ 書面交付を拒みうる「行政上の特別の支障」がある場合とは、書面 が作成者の意図と無関係に利用、解釈されること等により行政目的が 達成できなくなる場合など、その行政指導の趣旨及び内容並びに責任 者を書面で示すことが行政運営上著しい支障を生じさせる場合をいう。
 - ウ 単に処理件数が大量であるだけの場合や単に迅速に行う必要がある場合であることをもって、「行政上特別の支障」がある場合に該当するとはいえないことに留意する。

Ⅲ-5-2 面談等を行う際の留意点【共通】

職員が系統金融機関の役職員等と面談等(面談、電話、電子メール等によるやりとりをいう。以下同じ。)を行うに際しては、以下の事項に留意するも

のとする。

- (1) 面談等に参加する職員は、常に綱紀及び品位を保持し、穏健冷静な態度で臨んでいるか。
- (2) 面談等の目的、相手方の氏名・所属等を確認しているか。
- (3) 面談等の方法、面談等を行う場所、時間帯、参加している職員及び相手方が、面談等の目的・内容からみてふさわしいものとなっているか。
- (4) 面談等の内容・結果について双方の認識が一致するよう、必要に応じ確認しているか。特に、面談等の内容・結果が守秘義務の対象となる場合には、そのことが当事者双方にとって明確となっているか。
- (5) 面談等の内容が上司の判断を仰ぐ必要のある場合において、状況に応じ あらかじめ上司の判断を仰ぎ、又は事後に速やかに報告しているか。また、 同様の事案について複数の相手方と個別に面談等を行う場合には、行政の 対応の統一性・透明性に配慮しているか。

Ⅲ-5-3 連絡・相談手続【共通】

農政局又は財務局(財務事務所及び出張所を含む。)において、面談等を通じて行政指導等を行うに際し、行政手続法に照らし、行政指導等の適切性について判断に迷った場合等には、農林水産省経営局金融調整課又は金融庁担当課室に連絡し、必要に応じその対応を協議することとする。

- Ⅲ-6 行政処分を行う際の留意点
- Ⅲ-6-1 行政処分(不利益処分)に関する基本的な事務の流れについて Ⅲ-6-1-1 行政処分【共通】

監督部局が行う主要な不利益処分(行政手続法第2条第4号にいう不利益処分をいう。以下同じ。)としては、①農協法第94条の2若しくは農中法第85条に基づく業務改善命令又は農協法第95条に基づく必要な措置を採るべき旨の命令、②農協法第94条の2又は農中法第85条に基づく業務停止命令、③農協法第95条又は農中法第86条に基づく業務停止命令、④農協法第95条の2又は農中法第86条に基づく解散命令があるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れを例示すれば、以下のとおりである。

- (1) 農協法第93条又は農中法第83条に基づく報告徴求
 - ① オンサイトの立入検査や、オフサイト・モニタリング(ヒアリング、 不祥事件等届出書など)を通じて、系統金融機関のリスク管理態勢、法 令等遵守態勢、経営管理態勢等に問題があると認められる場合において は、農協法第93条又は農中法第83条に基づき、当該事項についての事 実認識、発生原因分析、改善・対応策その他必要と認められる事項につ いて、報告を求めることとする。
 - ② 報告を検証した結果、さらに精査する必要があると認められる場合においては、農協法第93条又は農中法第83条に基づき、追加報告を求めることとする。
- (2) 農協法第93条又は農中法第83条に基づき報告された改善・対応策のフォローアップ
 - ① 上記報告を検証した結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が発生しておらず、かつ、系統金融機関の自主的な改善への取組を求めることが可能な場合においては、任意のヒアリング等を通じて上記(1)において報告された改善・対応策のフォローアップを行うこととする。
 - ② 必要があれば、農協法第93条又は農中法第83条に基づき、定期的なフォローアップ報告を求める。
- (3) 農協法第 94 条の 2 若しくは農中法第 85 条に基づく業務改善命令又は農協法第 95 条に基づく必要な措置を採るべき命令等

上記(1)の報告(追加報告を含む。)を検証した結果、例えば、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が認められる場合、又は、系統金融機関の自主的な取組では業務改善が図られないと認められる場合などにおいては、農協法第94条の2若しくは農中法第85条又は農協法第95条に基づき、業務の改善計画の提出とその実行又は必要な措置を採るべき旨を命じることを検討する。

なお、単独で、又は、下記(4)若しくは(5)の行政処分と同時に、制度改革等により可能となった新規業務への進出を一定期間行わせないこととする等の措置を命ずることが検討される場合がある。

(4) 農協法第94条の2又は農中法第85条に基づく業務停止命令

上記(3)の業務改善命令を発出する際、業務の改善に一定期間を要し、その間、当該業務改善に専念させる必要があると認められる場合においては、 農協法第94条の2又は農中法第85条に基づき、改善期間を勘案した一定 の期限を付して当該業務の停止を命じることを検討する。

(5) 農協法第95条又は農中法第86条に基づく業務停止命令

上記(1)の報告(追加報告を含む。)を検証した結果、重犯性や故意性・ 悪質性が認められる等の重大な法令等の違反又は公益を害する行為などに 対しては、農協法第 95 条又は農中法第 86 条に基づき、当該業務の停止を 命じることを検討する。併せて、農協法第 94 条の 2 若しくは農中法第 85 条又は農協法第 95 条に基づき、法令等遵守態勢に係る内部管理態勢の確立 等を命じることを検討する。

(6) 農協法第95条の2又は農中法第86条に基づく解散命令

上記(1)の報告(追加報告を含む。)を検証した結果、重大な法令等の違 反又は公益を害する行為が多数認められる等により、今後の業務の継続が 不適当と認められる場合においては、農協法第 95 条の2又は農中法第 86 条に基づく解散命令を検討する。

なお、(3)から(6)に行政処分を検討する際には、以下の①から③までに掲げる要因を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味することとする。

① 当該行為の重大性・悪質性

ア 公益侵害の程度

系統金融機関が、例えば、利用者の財務内容の適切な開示という観点から、著しく不適切な商品を組成・提供し、金融市場に対する信頼性を損なうなど公益を著しく侵害していないか。

イ 利用者被害の程度

広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が受けた被害がどの程度深刻か。

ウ 行為自体の悪質性

例えば、利用者から多数の苦情を受けているのにもかかわらず、引き続き同様の商品を販売し続けるなど、系統金融機関の行為が悪質であったか。

エ 行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の行為が行われことがあるか。

オ 故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

カ 組織性の有無

当該行為が現場の営業担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。

キ 隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

- ク 反社会的勢力との関与の有無 反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程 度か。
- ② 行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性
 - ア 代表理事や理事会の法令等遵守に関する認識や取組は十分か。
 - イ 内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。
 - ウ コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切 に機能しているか。
 - エ 業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、組織内教育 が十分になされているか。

③ 軽減事由

以上の他に、行政による対応に先行して、系統金融機関自身が自主的 に利用者保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった軽減事由 があるか。

(7) 標準処理期間

上記(3)から(6)の不利益処分をしようとする場合には、上記(1)の報告書 又は不祥事件等届出書(農協法第93条又は農中法第83条に基づく報告徴 求を行った場合は、当該報告書)を受理したときから、原則としておおむ ね1か月(処分が農政局及び財務局を経由して農林水産本省及び金融庁に おいて行われる場合、処分が農政局及び財務局において行われるが農林水 産本省及び金融庁との調整を要する場合又は処分が他省庁との共管法令に 基づく場合は、おおむね2か月)以内を目途に行うものとする。

- (注1)「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。
 - ① 複数回にわたって農協法第93条又は農中法第83条に基づき報告を求める場合(直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。)には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。
 - ② 提出された報告書に関し、資料の訂正、追加提出等(軽微なものは除く。)を求める場合には、当該資料の訂正、追加提出等が行われたときを指すものとする。
- (注2) 弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間には含まれない。
- (注3)標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報ごとに適用する。

Ⅲ-6-1-2 農協法第 94 条の2等に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除【共通】

農協法第94条の2若しくは農中法第85条に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出する場合には、当該命令に基づく系統金融機関の業務改善に向けた取組をフォローアップし、その改善努力を促すため、原則として、当該系統金融機関の提出する業務改善計画の履行状況の報告を求めることとなっているが、以下の点に留意するものとする。

- (1) 農協法第94条の2若しくは農中法第85条に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出している系統金融機関に対して、当該系統金融機関の提出した業務改善計画の履行状況について、期限を定めて報告を求めている場合には、期限の到来により、当該系統金融機関の報告義務は解除される。
- (2) 農協法第94条の2若しくは農中法第85条に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出している系統金融機関に対して、当該系統金融機関の提出した業務改善計画の履行状況について、期限を定めることなく継続的に報告を求めている場合には、業務改善命令を発出する要因となった問題に関して、業務改善計画に沿って十分な改善措置が講じられたと認められるときには、当該計画の履行状況の報告義務を解除するものとする。その際、当該報告やⅢ-1-3-2(3)(4)により説明を受けた検査結果等により把握した改善への取組状況に基づき、解除の是非を判断するものとする。

Ⅲ-6-2 行政手続法との関係等【共通】

(1) 行政手続法との関係

行政手続法第13条第1項第1号に該当する不利益処分をしようとする場合には聴聞を行い、同項第2号に該当する不利益処分をしようとする場合には弁明の機会を付与しなければならないこと(不利益処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと)に留意する。また、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には行政手続法第8条、不利益処分をする場合には同法第14条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと(許認可等を拒否する処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと)に留意する。

その際、単に根拠規定を示すだけではなく、いかなる事実関係に基づき、 いかなる法令・基準を適用して処分がなされたかを明らかにすること等が 求められることに留意する。

(2) 行政不服審査法との関係

不服申立てをすることができる処分をする場合には、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号) 第 82 条に基づき、不服申立てをすることができる旨等を書面で教示しなければならないことに留意する。

(3) 行政事件訴訟法との関係

取消訴訟を提起することができる処分をする場合には、行政事件訴訟法 (昭和37年法律第139号)第46条に基づき、取消訴訟の提起に関する事項を書面で教示しなければならないことに留意する。

Ⅲ-6-3 意見交換制度【共通】

Ⅲ-6-3-1 意義【共通】

不利益処分を行おうとする場合、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続の前に、系統金融機関からの求めに応じ、当局と系統金融機関との間で、複数のレベルにおける意見交換を行うことで、行おうとする処分の原因となる事実及びその重大性等についての認識の共有を図ることが有益である。

Ⅲ-6-3-2 監督手法・対応【共通】

農協法第93条又は農中法第83条に基づく報告徴求に係るヒアリング等の過程において、自組合又は農中に対して不利益処分が行われる可能性が高いと認識した系統金融機関から、当局の幹部(注1)と当該系統金融機関の幹部との間の意見交換の機会の設定を求められた場合(注2)であって、当局が当該系統金融機関に対して聴聞又は弁明の機会の付与を伴う不利益処分を行おうとするときは、緊急に処分する必要がある場合を除き、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行う前に、行おうとする不利益処分の原因となる事実及びその重大性等についての意見交換の機会を設けることとする。

(注1) 当局の幹部の例: 当局の担当課室長以上

(注2) 系統金融機関からの意見交換の機会の設定の求めは、当局が、当該 不利益処分の原因となる事実についての農協法第 93 条又は農中法第 83 条に基づく報告書等を受理したときから、聴聞の通知又は弁明の機 会の付与の通知を行うまでの間になされるものに限る。

Ⅲ-6-4 関係当局等との連携及び連絡

(1) 組合

上記Ⅲ-6-1-1(1)から(6)の不利益処分等をしようとする場合には、 農政局経営・事業支援部経営支援課は農林水産省経営局金融調整課、財務 局金融監督担当課は金融庁監督局総務課協同組織金融室との十分な連携に よりこれらの事務を行うものとする。

また、必要に応じて、農政局間及び財務局間において密接な連携に努め、さらに、必要に応じて、関係当局等への連絡を行うものとする。

(2) 農中

上記 $\mathbf{III} - 6 - 1 - 1$ (1)から(6)の不利益処分等をしようとする場合には、

必要に応じて、関係当局・海外監督当局等への連絡を行うものとする。

Ⅲ-6-5 不利益処分の公表に関する考え方【共通】

上記Ⅲ-6-1-1(3)から(6)の不利益処分については、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象系統金融機関の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除き、処分の原因となった事実及び処分の内容等を公表することとする。

IV 特定信用事業代理業

IV-1 意義【組合】

(1) 特定信用事業代理業とは、組合のために、①資金の貸付けを内容とする契約の締結の代理又は媒介、②貯金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介、③手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介のいずれかを は媒介、④為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介のいずれかを 行う事業をいい、特定信用事業代理業者 (特定信用事業代理業の再委託を 行った者 (以下「特定信用事業代理業再委託者」という。)及び特定信用事業代理業再委託者から特定信用事業代理業の再委託を受けた者 (以下「特定信用事業代理業再受託者」という。)を含む。以下同じ。)とは、農協法 第92条の2第1項の主務大臣の許可を受けて特定信用事業代理業を行う者 をいう。

所属組合とは、特定信用事業代理業者が行う契約の締結の代理又は媒介により、①資金の貸付け、②貯金又は定期積金の受入れ、③手形の割引、 ④為替取引を行う組合をいう。

(2) 特定信用事業代理業者は、自ら特定信用事業代理業を行う者として、その行う特定信用事業代理業に関し、健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならないが、所属組合及び特定信用事業代理業再委託者もまた、その委託する特定信用事業代理業者が行う特定信用事業代理業に関して、健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じる責任を負うこととされている。

農協法が、所属組合及び特定信用事業代理業再委託者にこのような責任を負わせた趣旨は、特定信用事業代理業者が行う特定信用事業代理業に係る業務の健全かつ適切な運営の確保の責任は、第一義的には所属組合が(再委託を行う場合には特定信用事業代理業再委託者と連携して)果たさなければならないということを宣言したものであり、特定信用事業代理業者の監督に当たっても、所属組合の第一義的な責任に十分に留意しなければならない。

Ⅳ-2 基本的な考え方

Ⅳ-2-1 特定信用事業代理業制度導入の経緯とその趣旨【組合】

特定信用事業代理業制度は、平成18年4月1日施行の銀行法等の一部を改正する法律により、新たに創設された。

これに伴い、一般事業者の特定信用事業代理業への参入が可能となることなどによって、利用者の金融サービスに対するアクセスの確保・向上及び金融機関の多様な販売チャネルの効率的な活用が期待されるが、その一方で、一般事業者としての取引関係を利用した不公正な取引が行われることのないよう、特定信用事業代理業の健全かつ適切な運営が確保されなくてはならない。

そこで、特定信用事業代理業者を監督するに当たっては、特定信用事業代理業への参入を許可制とし兼業について個別承認制とした趣旨にかんがみ、

特定信用事業代理業の適正・確実な遂行を確保するために、特定信用事業代理業者及び所属組合に対し適時適切な監督を行っていく必要がある。特に、既存の一般事業者が特定信用事業代理業へ参入した場合など、特定信用事業代理業者が他業を兼業する場合には、抱き合わせ販売(融資)、情実融資及び顧客情報の流用等の不適切な取扱いが生ずることのないよう、特定信用事業代理業者の業務運営態勢の整備等が強く求められることに留意する必要がある。

Ⅳ-2-2 所属組合を通じた監督【組合】

(1) 所属組合が信連の場合

W-1(2)のとおり、特定信用事業代理業者が行う特定信用事業代理業に関しては、所属組合が健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じる責任を負うこととされていることにかんがみ、特定信用事業代理業者の監督に当たっては、特定信用事業代理業者自身への監督の重要性もさることながら、所属組合本体に対する監督に重点を置き、まずは所属組合への監督を通じて、特定信用事業代理業者が行う特定信用事業代理業に係る業務の健全かつ適切な運営が確保されるよう監督を行う必要がある。

(2) 所属組合が農協の場合

IV-1(2)のとおり、特定信用事業代理業者が行う特定信用事業代理業に関しては、所属組合が健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じる責任を負うこととされていることにかんがみ、特定信用事業代理業者の監督に当たっては、特定信用事業代理業者自身への監督の重要性もさることながら、所属組合本体に対する監督権限を有する都道府県と十分な連携を図り、所属組合に関する様々な情報についても把握するよう努めることにより、特定信用事業代理業者が行う特定信用事業代理業に係る業務の健全かつ適切な運営が確保されるよう監督を行う必要がある。

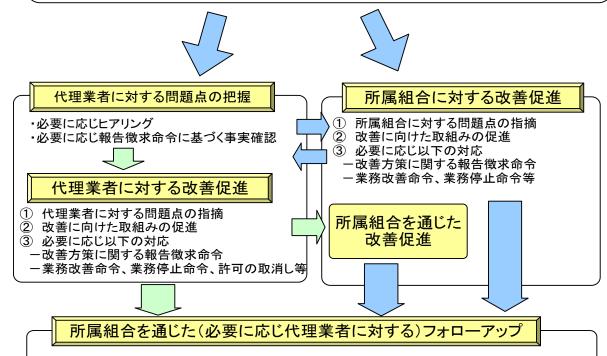
- (3) ただし、特定信用事業代理業者に固有の問題がある場合や特定の特定信用事業代理業者の間に共通の問題がある場合など、当局が直接に特定信用事業代理業者を指導・監督する必要がある場合には、当該特定信用事業代理業者の規模や特性を十分に踏まえ、事務負担の軽減に留意する必要がある。
 - (注)特定信用事業代理業者の営業所等に関して、所属組合や特定信用事業代理業者に報告や資料提出等を求める場合には、業務の円滑な遂行に支障が生じないよう、取り扱うサービスや商品などに関する当該営業所等の特性を十分に踏まえることとする。

特定信用事業代理業者に係る監督事務の流れ

- 特定信用事業代理業者の監督に当たっては、まずは所属組合に対する監督を基本とする。
- ※ 所属組合が農協の場合、特定信用事業代理業者に対する監督権限と所属組合に対する 監督権限の所在が異なるため、その監督に当たっては監督部局間の十分な連携を図ることが重要である。

情報の収集・分析、所属組合を通じた問題点の把握

- (1)情報の収集・分析
 - [情報源の具体例]
 - ① 所属組合に対する検査結果(代理業者に対する業務指導等の状況)
 - ② 所属組合からの報告資料(代理業者における不祥事件等届出など行政報告)
 - ③ 所属銀組合に対するヒアリング(代理業者に対する業務指導、監査結果等)
 - 4) 代理業者に対する検査結果
 - ⑤ 利用者からの苦情、投書等
 - ⑥ その他代理業者の業務の健全かつ適切な運営を確保する上で参考となる情報
- (2)所属組合を通じた問題点の把握
 - ・臨機のヒアリング
 - ・必要に応じ報告徴求命令に基づく事実確認



- ・問題点の改善状況のフォローアップ
- ・なお改善が図られない場合には、更なる監督上の措置の検討
- ・十分な改善措置が講じられたと認められた場合は、業務改善計画の履行状況の報告義務を解除

- IV-3 特定信用事業代理業者の監督に係る事務処理
- Ⅳ-3-1 一般的な事務処理
- IV-3-1-1 特定信用事業代理業者の監督に係る一般的な事務処理の流れ【組合】

監督上の事務処理の流れを示すと別紙3のとおりである。

Ⅳ-3-1-2 所属組合を通じた監督上の対応【組合】

(1) 監督手法

① 所属組合が信連の場合

特定信用事業代理業者の監督に当たっては、Ⅲ-1-1-2のオフサイト・モニタリングにおいて、必要に応じ、所属組合が特定信用事業代理業を委託する特定信用事業代理業者に関する事項を含めるとともに、特定信用事業代理業者に対してヒアリングを行う場合にも、併せて所属組合に対してヒアリングを行うなどの対応をとることにより、特定信用事業代理業者の健全かつ適切な業務運営の確保の状況及び所属組合の経営管理態勢を確認することとする。

その際には、N-1及びN-2を踏まえ、特に、特定信用事業代理業者が他業を兼業する場合における抱き合わせ販売(融資)や情実融資等の不適切な取引方法を防止するための措置、顧客情報を適正に管理するための措置及び反社会的勢力との関係を遮断するための措置等が適切に講じられているか等について重点的にモニタリングを実施することとする。

また、所属組合から提出される届出の記載事項などからも、所属組合 による特定信用事業代理業者の実効性ある指導・監督が行われているか 等を確認することとする

② 所属組合が農協の場合

特定信用事業代理業者の監督に当たっては、都道府県が所属組合に行うⅢ-1-1-2のオフサイト・モニタリングにおいて、必要に応じ、所属組合が特定信用事業代理業を委託する特定信用事業代理業者に関する事項を含めるよう努めるものとし、特定信用事業代理業者に関する事項を農林水産大臣及び財務局長へ報告するものとする。

また、農林水産省及び財務局が、特定信用事業代理業者に対してヒアリングを行う場合には、併せて都道府県と連携して所属組合に対してヒアリングを行うなどの対応をとるよう努めることにより、特定信用事業代理業者の健全かつ適切な業務運営の確保の状況及び所属組合の経営管理態勢を確認することとする。

その際には、N-1及びN-2を踏まえ、特に、特定信用事業代理業者が他業を兼業する場合における抱き合わせ販売(融資)や情実融資等の不適切な取引方法を防止するための措置、顧客情報を適正に管理するための措置及び反社会的勢力との関係を遮断するための措置等が適切に講じられているか等について重点的にモニタリングを実施することとする。

また、所属組合から提出される届出の記載事項などからも、所属組合による特定信用事業代理業者の実効性ある指導・監督が行われているか等を確認することとする。

(2) 監督上の対応

- ① 所属組合が信連の場合
 - ア 上記(1)①のオフサイト・モニタリング及び通常の監督事務等を通じた検証の結果、特定信用事業代理業者の業務の健全かつ適切な運営又は所属組合による特定信用事業代理業者の指導等に疑義が認められる場合には、必要に応じ、所属組合に対し臨機のヒアリングを行ったり農協法第93条第1項に基づく報告を求めるなどにより事実関係の確認を行うなど、問題点の把握に努めるとともに、問題がある場合には改善に向けた取組を促す。
 - イ また、所属組合からのヒアリング等において特定信用事業代理業者 に問題があると考えられる場合には、必要に応じ特定信用事業代理業 者に対してもヒアリングを行ったり準用銀行法第52条の53に基づく 報告を求めるなどにより事実関係の確認を行うなど、問題点の把握に 努めるとともに、問題がある場合には改善に向けた取組を促す。
 - ウ 特定信用事業代理業者の業務遂行態勢等に重大な問題があると認められる場合は、準用銀行法第52条の55に基づく業務改善命令又は同法第52条の56に基づく業務停止命令等の発出を検討することとする。
 - エ また、所属組合の特定信用事業代理業者に対する指導・監督に係る 態勢整備が不十分であるなど、重大な問題が認められる場合には、所 属組合に対して、農協法第94条の2に基づく業務改善命令等の発出を 検討するものとする。
- ② 所属組合が農協の場合
 - ア 上記(1)②のオフサイト・モニタリング及び通常の監督事務等を通じた検証の結果、知事が、所属組合の監督上必要があると認めた場合には、所属組合に対して臨機のヒアリングを行ったり農協法第93条第1項に基づく報告を求めるなどにより事実関係の確認を行うよう努めるなど、問題点の把握に努めるとともに、必要に応じ、特定信用事業代理業者に対してもヒアリングを行ったり農協法第93条第2項に基づく報告を求めるよう努め、問題がある場合には改善に向けた取組を促すことができる。なお、知事が求めた報告等の結果については、農林水産大臣及び財務局長に報告するものとする。
 - イ また、上記(1)②のオフサイト・モニタリング、通常の監督事務及び 上記アによる知事からの報告等を通じた検証の結果、農林水産大臣及 び財務局長が、特定信用事業代理業者の業務の健全かつ適切な運営に 問題があると認めた場合には、必要に応じ特定信用事業代理業者に対 してヒアリングを行ったり準用銀行法第52条の53に基づく報告を求 めるなどにより事実関係の確認を行うなど、問題点の把握に努めると ともに、問題がある場合には改善に向けた取組を促す。なお、農林水 産大臣及び財務局長が求めた報告等の結果については、知事に通知す

るものとする。

- ウ 農林水産大臣及び財務局長が、特定信用事業代理業者の業務遂行態 勢等に重大な問題があると認めた場合には、準用銀行法第52条の55 に基づく業務改善命令又は同法第52条の56に基づく業務停止命令等 の発出を検討することとする。
- エ また、知事が、所属組合の特定信用事業代理業者に対する指導・監督に係る態勢整備が不十分であるなど、重大な問題があると認めた場合には、所属組合に対して、農協法第94条の2に基づく業務改善命令等の発出を検討するよう努めるものとする。

なお、知事は、業務改善命令等を発出した場合には、農林水産大臣 及び財務局長に報告するものとする。

Ⅳ-3-1-3 監督部局間の連携【組合】

- (1) 農林水産省及び財務局は、特定信用事業代理業の許可申請がなされた(又は申請する意向を把握した)場合や、所属組合等・特定信用事業代理業者の内部管理態勢や特定信用事業代理業者に対する指導監督態勢等に問題が認められる場合などには、速やかに申請等の内容や問題の状況等を相互に情報提供し、これを受けた側は、必要に応じ所属組合等・特定信用事業代理業者の内部管理態勢、特定信用事業代理業者への指導監督態勢等を確認することとする。このほか、行政処分又は許認可等を行う場合やその他監督上参考となる情報を把握した場合には、相互に情報提供を行い、又は意見を求めるなど、密接な連携に努めるものとする。
 - (注1) 所属組合等とは、信用事業命令第57条の13第2項に規定する所属 組合をいう。以下同じ。
 - (注2) 特定信用事業代理業者には、新たな特定信用事業代理業許可申請により特定信用事業代理業者になろうとする者を含む。なお、当該許可申請により特定信用事業代理業再委託者になろうとする者にあっては、当該許可を受ける前の段階では特定信用事業代理業者に対する指導等義務は課されないが、許可を受けた段階で義務が課されること、所属組合には特定信用事業代理業を含む業務の外部委託全般について監督義務があること(準用銀行法第 12 条の 2 第 2 項)から、農林水産省及び財務局は、必要に応じ、当該許可前の段階においても、IV-4-2-6、IV-5 に則り特定信用事業代理業者の業務の適切性等を確保するための措置が講じられているか等について検証することとする。
- (2) 特定信用事業代理業の再委託を行う場合、特に、いわゆるフランチャイズ形式などにより多数又は広範囲に業務を展開する場合には、所属組合及び特定信用事業代理業再委託者により適切な指導監督がなされているか等の観点から、農林水産省及び財務局はより密接に連携する必要があることに留意すること。

なお、特定信用事業代理業の再委託を行うことにより多数又は広範囲に 業務を展開する意向を把握した場合には、速やかに相互に連絡することと する。

(3) 情報提供に当たっては、その方法を問わず、速やかに行うよう努めることとする。

IV-3-1-4 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長等への内部委任【組合】

特定信用事業代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地が財務事務所、 小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にある場合においては、管轄財務局 長に委任した権限は、財務局長の判断により当該財務事務所長又は出張所長 に内部委任することができるものとする。なお、これらの事項に関する申請 書、届出書等は、管轄財務局長あて提出させるものとする。

IV-3-1-5 行政報告【組合】

- (1) 財務局長は、各四半期末現在における特定信用事業代理業者の状況について、翌月20日までに金融庁監督局長へ報告することとする。
- (参考) 様式・参考資料編 様式IV-3-1-5
- (2) 農林水産大臣及び財務局長は、特定信用事業代理業者の監督に関し、次の①から⑦までに掲げる場合には、その内容を遅滞なく、農林水産大臣にあっては、所属組合が農協の場合は知事に報告し、信連の場合は当該所属組合を管轄する農政局長に通知することとし、財務局長にあっては、金融庁監督局長に報告するものとする。①及び③の場合における報告は、様式N-3-1-5によることとする。
 - ① 農協法第92条の2第1項による許可を行った場合
 - ② 準用銀行法第52条の42第1項による兼業の承認を行った場合
 - ③ 準用銀行法第52条の52による廃業等の届出を受理した場合
 - ④ 準用銀行法第52条の53により報告及び資料の提出を求めた場合
 - ⑤ 準用銀行法第52条の54による立入検査の結果を受領した場合
 - ⑥ 準用銀行法第52条の55による業務改善命令等を行った場合
 - ⑦ 準用銀行法第52条の56による監督上の処分を行った場合

Ⅳ-3-1-6 監督指針の準用【組合】

特定信用事業代理業者の監督に当たっては、以下に掲げるほか、適宜、必要に応じて、Ⅱ及びⅢ並びに様式・参考資料編を準用する。

(1) 特定信用事業代理業者に関する苦情・情報提供等についてはⅢ-2に、 法令解釈等の照会を受けた場合の対応についてはⅢ-3に、行政指導等を 行う際の留意点等についてはⅢ-5に、それぞれ準じるものとする。

(2) 特定信用事業代理業者に対し行政処分を行うに当たっては、Ⅲ-6に準じるほか、所属組合が特定信用事業代理業者の行う特定信用事業代理業に係る業務の指導その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずる責任を負っていることにかんがみ、Ⅳ-3-1-2及びⅣ-3-1-3に記載する事項に留意するものとする。

- Ⅳ-3-2 許可申請に係る事務処理
- IV-3-2-1 許可申請に当たっての留意点
- IV-3-2-1-1 許可の要否【組合】
- (1) 許可の要否の判断基準等

許可の要否については、資金の貸付け、貯金又は定期積金の受入れ、手形の割引、若しくは為替取引を内容とする契約(以下「資金の貸付け等を内容とする契約」という。)の成立に向けた一連の行為における当該行為の位置付けを踏まえた上で総合的に判断する必要があり、一連の行為の一部のみを取り出して、直ちに許可が不要であると判断することは適切でないことに留意する。

(2) 許可が必要である場合

例えば、以下の①から⑤のいずれか一つの行為でも業務として行う者は、 原則として、農協法第92条の2第1項に規定する特定信用事業代理業の許可を受ける必要があることに留意する。

- ① 資金の貸付け等を内容とする契約の締結の勧誘
- ② 資金の貸付け等を内容とする契約の勧誘を目的とした商品説明
- ③ 資金の貸付け等を内容とする契約の締結に向けた条件交渉
- ④ 資金の貸付け等を内容とする契約の申込みの受領(単に契約申込書の 受領・回収又は契約申込書の誤記・記載漏れ・必要書類の添付漏れの指 摘のみを行う場合を除く。)
- ⑤ 資金の貸付け等を内容とする契約の承諾

(3) 許可が不要である場合

① 顧客のために、資金の貸付け等を内容とする契約の代理又は媒介を行 う者については、特定信用事業代理業の許可は不要である。

ただし、例えば、組合と当該者との間で合意された契約上又はスキーム上は顧客のために行為することとされている場合でも、当該者が実務上、その契約若しくはスキームに定められた範囲を超えて又はこれに反し、実質的に組合のために代理・媒介業務を行っている場合には、許可が必要となる場合があることに十分留意する必要がある。

- (注)「顧客のために」とは、顧客からの要請を受けて、顧客の利便のため に、顧客の側に立って助力することをいう。
- ② 媒介に至らない行為を組合から受託して行う場合には、特定信用事業

代理業の許可を得る必要はない。例えば、以下のアからエに掲げる行為の事務処理の一部のみを組合から受託して行うに過ぎない者は、特定信用事業代理業の許可が不要である場合もあると考えられる。

- ア 商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布・交付
- (注) このとき、単に取扱組合名や同組合の連絡先等を伝えることは差し支えないが、配布又は交付する書類の記載方法等の説明をする場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。
- イ 契約申込書及びその添付書類等の受領・回収(記載内容の確認等を する場合を除く。)
 - (注) このとき、単なる契約申込書の受領・回収又は契約申込書の誤記・ 記載漏れ・必要書類の添付漏れの指摘を超えて、契約申込書の記載 内容の確認等まで行う場合は、媒介に当たることがあり得ることに 留意する。
- ウ 金融商品説明会における一般的な組合取扱商品の仕組み・活用法等 についての説明
- エ 勧誘行為をせず、単に利用者を組合に紹介する業務
 - (注)上記「紹介」には、以下の行為を含む。
 - a. 当該業者の店舗に、組合が自らを紹介する宣伝媒体を据え置くこと又は掲示すること。
 - b. 当該業者と組合の関係又は当該組合の業務内容について説明を行 うこと。
 - c. 組合のサイトへの単なるリンクの設定のみを行い、契約の締結に 至る交渉や手続は当該組合と預貯金者との間で行い、当該契約締結 に当たり当該業者は関与をもたないこと。
- ③ 組合から委託を受けて、営業所又は事務所内にATMのみを設置する 行為については、当該ATMが無人の設備(職員が継続的に配置されな い設備)である場合には、特定信用事業代理業の許可は不要である。

IV-3-2-1-2 許可申請書の受理に当たっての留意事項 IV-3-2-1-2-1 許可申請書の受理手続【組合】

(1) 許可申請書の提出先

特定信用事業代理業の許可申請者から許可申請書の提出を受けたときは、 その提出先が農林水産大臣及び当該申請者の主たる営業所又は事務所を管 轄する財務局長となっているかを確認する。

- (2) 許可申請に係る代理申請について
 - ① 許可申請に係る代理申請が行われた場合には、委任状等により代理権の有無及び代理権の範囲について確認することとする。
 - ② 代理申請が行われた場合でも、必要に応じ、申請者本人に対するヒアリングなどを行い、申請者本人が特定信用事業代理業者としての業務遂行能力等を有しているかについて十分に検証する必要があることに留意する。

Ⅳ-3-2-1-2-2 許可申請書の記載事項【組合】

許可申請書の記載事項等の確認に際しては、以下の点に留意することとする。

(参考)様式・参考資料編様式6-1及び6-2

- (1) 「商号、名称又は氏名」(準用銀行法第52条の37第1項第1号) 申請者が個人である場合は、当該申請者が商号登記をしているときには その商号を、屋号を使用しているときにはその屋号を、「商号又は名称」と して記載しているかを確認する。
- (2) 「特定信用事業代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地」(準用銀行法第52条の37第1項第3号)

許可申請書に記載する「営業所又は事務所」とは、特定信用事業代理業の全部又は一部を行うために開設する一定の施設を指し、特定信用事業代理業に関する事業以外の用に供する施設は除くものとする。

(3) 常務に従事している他の法人等の商号又は名称(信用事業命令第57条の 2第1号及び第2号)

常務に従事している他の法人等の商号又は名称は、例えば「(株)○○」 等と略さずに、「株式会社○○」、「○○株式会社」などの正式名称が記載されているかを確認する。

(4) 「他に業務を営むときは、その業務の種類」(準用銀行法第52条の37第 1項第5号)

他に営む業務の種類は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」(平成 14 年 3 月 7 日総務省告示第 139 号)に定める日本標準産業分類(以下「日本標準産業分類」という。)に掲げる中分類(大分類 J - 金融業、保険業に属する場合にあっては細分類)に則って記載されているかを確認する。

Ⅳ-3-2-1-2-3 添付書類【組合】

添付書類の確認に際しては、以下の点に留意することとする。

- (1) 「定款」(準用銀行法第52条の37第2項第1号) 定款の目的に、特定信用事業代理業に係る業務が定められているか。
- (2) 「特定信用事業代理業の業務の内容及び方法として主務省令で定めるものを記載した書類」(準用銀行法第52条の37第2項第2号)
 - ① 「特定信用事業代理業の業務の内容及び方法として主務省令で定める

ものを記載した書類」の記載事項のうち、「取り扱う法第92条の2第2項各号に規定する契約の種類」(信用事業命令第57条の3第1項第1号)は、以下に掲げるところにより記載されているか。

- ア 「貯金の種類」として、例えば、円貨・外貨の区分ごとの当座貯金・ 普通貯金・貯蓄貯金・通知貯金・定期貯金・定期積金・譲渡性貯金の 別が記載されているか。
- イ 「貸付先の種類」として、例えば、消費者・事業者の別が記載され ているか。
- ウ 「貸付けに係る資金の使途」として、特定の使途がある場合は当該 使途(生活費、住宅購入資金、自動車購入資金、教育費など)が、使 途が特定されていないものについてはその旨が、記載されているか。
- ② 「特定信用事業代理業の業務の内容及び方法として主務省令で定めるものを記載した書類」の記載事項のうち、「特定信用事業代理業の実施体制」(信用事業命令第57条の3第1項第3号)は、信用事業命令第57条の3第2項各号に掲げる体制を含むものであるが、それら実施体制の状況を把握するために必要な場合には、信用事業命令第57条の4第13号の付近見取図及び間取図を参考にするほか、適宜、当該実施体制に関する体制図及び組織図等の提出を求めることとする。
- (3) 「履歴書」(信用事業命令第 57 条の 4 第 1 号) 又は「役員の履歴書」(同条第 2 号)
 - ① 「履歴書」(申請者が個人の場合)又は「役員の履歴書」(申請者が法人の場合)の現住所が住民票の抄本記載の住所と一致しない場合には、その理由を確認するとともに、「履歴書」又は「役員の履歴書」に、両住所が併記されているかを確認する。
 - ② 「履歴書」又は「役員の履歴書」に記載されている氏名に用いられている漢字が、住民票の抄本記載の氏名に用いられている漢字に統一されているかを確認する(例えば、住民票の抄本で用いられている漢字が旧漢字の場合は、「履歴書」又は「役員の履歴書」でも旧漢字を用いることとする。)。
- (4) 「住民票の抄本」(信用事業命令第57条の4第1号及び第2号) 「住民票の抄本」は、次の項目が記載されているものを提出させるもの とする。
 - ① 住所
 - ② 氏名
 - ③ 生年月日
 - ④ 本籍
- (5) 「これに代わる書面」(信用事業命令第57条の4第1号及び第2号) 国内に居住しない外国人が提出した本国の住民票に相当する書面の写し 又はこれに準ずる書面は、信用事業命令第57条の4第1号及び第2号の「これに代わる書面」に該当する。

(6) 「第 57 条の 7 第 4 号に該当しないことを誓約する書面」(信用事業命令 第 57 条の 4 第 1 号)

「第57条の7第4号に該当しないことを誓約する書面」には、同号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、準用銀行法第52条の56第1項第2号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。

(7) 「第 57 条の 7 第 5 号に該当しないことを誓約する書面」(信用事業命令 第 57 条の 4 第 2 号)

「第57条の7第5号に該当しないことを誓約する書面」には、同号イからハまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、準用銀行法第52条の56第1項第2号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。

(8) 「役員が第57条の7第4号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面」(信用事業命令第57条の4第2号)

「役員が第 57 条の 7 第 4 号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面」には、同号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、準用銀行法第 52 条の 56 第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。

- (9) 「委託契約書の案」(信用事業命令第57条の4第3号及び第4号)
 - ① 「委託契約書の案」には、信用事業命令第57条の5第1項各号に定める事項が規定されているか。
 - ② 信用事業命令第57条の29第1項各号に定める措置に関する規定は、 委託契約書の案の記載事項に係る「その他必要と認められる事項」(信用 事業命令第57条の5第1項第9号)に該当する。
- (10) 「特定信用事業代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者 の配置の状況を記載した書面」(信用事業命令第57条の4第5号)
 - ① 「特定信用事業代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面」には、以下の事項が記載されているかを確認する。
 - ア その行う特定信用事業代理業の業務に関する十分な知識を有する 者(信用事業命令第57条の7第3号イ及びロ)及びその知識を有す る者が当該知識を習得した方法(当該知識を有することを証する書面 がある場合には当該書面を含む。)並びに当該者の配置予定先
 - (注1) その行う特定信用事業代理業の業務に関する十分な知識とは、

当該業務を健全かつ適切に運営する上で必要となる知識のことをいい、例えば、その行う特定信用事業代理業の業務の実務に関する知識、農協法、個人情報保護法、犯収法、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)等の法令に関する知識が考えられる。

- (注2) その行う特定信用事業代理業の業務に関する十分な知識を有する者は、「その行う特定信用事業代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者」(信用事業命令第57条の7第3号ロ)又は「法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者」(同)として配置されることから、上記法令等についての専門的な知識が必要となるほか、次に掲げる知識も必要となることに留意する。
 - a 「その行う特定信用事業代理業の業務に係る法令等の遵守を 確保する業務に係る責任者」の場合

上記法令のほか民法、商法(明治 32 年法律第 48 号)、会社 法(平成 17 年法律第 86 号)、刑法(明治 40 年法律第 45 号) 等の基本法につき、当該特定信用事業代理業の業務に関連する 部分についての専門的な知識

- b 「法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任 者」の場合
 - aに記載するほか、民法、商法、会社法、刑法等の基本法に つき、当該特定信用事業代理業の業務に関連する部分のみなら ず広くコンプライアンスにかかわる事項についての専門的な 知識
- イ その行う特定信用事業代理業の業務に携った経験を有する者の経 歴(当該経験を有することを証する書面がある場合には当該書面を 含む。)及び当該者の配置予定先
- ② その行う特定信用事業代理業に係る業務に携った経験を有する者の 経歴は、勤務先、部署、役職、配属年月日、在籍期間、担当業務等当該 者の経験を正確に把握するために必要な記載がなされているかを確認 する。
- (11) 「財産に関する調書」(信用事業命令第57条の4第6号) 「財産に関する調書」には、必要に応じ、適宜、貯金残高証明書、固定 資産税評価証明書その他の財産の額を証する書面が添付されているかを 確認する。
- (12) 「保証を証する書面」(信用事業命令第 57 条の 4 第 10 号) 「保証を証する書面」には、例えば、保証契約書、念書などがある。
- (13) 「兼業業務の内容及び方法を記載した書面」(信用事業命令第57条の4第11号)

「兼業業務の内容及び方法を記載した書面」には、日本標準産業分類に

掲げる中分類(大分類 J - 金融業,保険業に属する場合にあっては細分類) に則って兼業業務の分類が記載されているかを確認する。

(14) 「前各号に掲げるもののほか準用銀行法第52条の38第1項に規定する 審査をするため参考となるべき事項を記載した書面」(信用事業命令第57 条の4第14号)

特定信用事業代理業の許可についての審査(準用銀行法第52条の38第1項)をするため参考となるべき書面には、例えば、貯金残高証明書・固定資産税評価証明書(上記(12))などがあるが、そのほかにも、審査をするために必要な参考書類がある場合は、適宜申請者にその提出を求めることにより、審査を適正かつ迅速に行うよう努めることとする。

Ⅳ-3-2-2 許可の審査に当たっての留意点【組合】

- (1) 特定信用事業代理業の許可の審査に際しては、以下に掲げる留意事項の ほか、農協法、農協法施行令、信用事業命令及び監督指針において示され ている特定信用事業代理業者としての業務遂行能力等が備わっているかに ついて着目して審査するものとする。
- (2) 審査において問題点が把握された場合には、所属組合又は特定信用事業代理業再委託者による指導等に問題があるおそれがあることから、IV-3-1-3 (1)に則り農林水産省及び財務局が連携する必要があることに留意する。

また、いわゆるフランチャイズ形式など、特定信用事業代理業の再委託を行うことにより多数又は広範囲に業務を展開する者による申請に係る場合には、同様の問題が他の申請者においても生じているおそれがあることから、農林水産省及び財務局の連携がより重要となることに留意する。なお、このような場合には、速やかに相互に連絡することとする。

Ⅳ-3-2-2-1 財産的基礎に関する審査【組合】

準用銀行法第52条の38第1項第1号の財産的基礎の審査は、信用事業命令第57条の7第2号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。その主な留意点は、例えば、以下の(1)及び(2)のとおりである。

審査は、許可申請書、準用銀行法第52条の37第2項、信用事業命令第57条の4第6号から第10号まで及び第14号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じて、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。

- (1) 貸借対照表その他の書類又は資料を精査し、純資産額が正確に算出されているか。
- (2) 収支及び財産の状況の見込み対象期間における純資産額の審査において

は、収支及び財産の状況の見込みの根拠となる諸条件について十分に精査すること。また、収支及び財産の状況の見込みの前提となる諸条件が見込みを下回った場合でも経常費用を賄う程度の収益を見込めるか等についても審査する。

Ⅳ-3-2-2-2 業務遂行能力に関する審査【組合】

準用銀行法第52条の38第1項第2号の「特定信用事業代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力」の審査は、信用事業命令第57条の7第3号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。

審査は、許可申請書、準用銀行法第52条の37第2項、信用事業命令第57条の4第1号から第5号まで、第9号、第12号から第14号までのほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。

(1) 申請者が個人 (二以上の事業所で特定信用事業代理業を行う者を除く。 以下同じ。) であるときに必要な人員の配置 (信用事業命令第 57 条の 7 第 3 号イ)

申請者が個人であるときは、「その行う特定信用事業代理業の業務に関する十分な知識」として、IV-3-2-1-2-3 (11)①ア(注1)及び(注2)に記載する知識を有する必要があることに留意する。

- (2) 「定型的な貸付契約」(信用事業命令第57条の7第3号イ)
 - 「定型的な貸付契約」とは、契約締結の可否や契約条件の設定の手続き 等が定型化されているために、融資担当者の裁量の余地の乏しい貸付けを いう。
 - (注) (3)の「規格化された貸付商品」に係る貸付契約は、この「定型的な 貸付契約」に含まれる。
- (3) 「規格化された貸付商品」(信用事業命令第57条の7第6号ハ及び第7号ロ)

「規格化された貸付商品」とは、資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいうが、ここでいう「財務情報」とは、財務諸表の各勘定科目など、資金需要者の財務に関連するデータで、融資担当者の裁量の働く余地のないものを指す。

- (4) 資金の貸付業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者(信用事業命令第57条の7第3号イ及びロ)
 - ① 資金の貸付業務に従事したことのある者とは、例えば、金融機関や貸金業者等において融資業務に従事したことのある者のことをいう。なお、「資金の貸付業務」とは、単に書類の取次ぎ等のみを行うことを指すものではなく、申請者が特定信用事業代理業として取り扱う貸付業務に応

じた内容である必要があることに留意する。

- ② 資金の貸付業務に従事したことのある者と同等以上の能力を有すると 認められる者については、例えば、公認会計士、税理士、財務コンサル タント、投資銀行業務担当者、商工会議所等の経営相談員等として企業 財務の分析等に従事した経験を有する者はこれに該当すると判断できる 場合があること、並びに申請者が特定信用事業代理業として取り扱う貸 付業務に応じた知識及び経験について資格・業務経歴に照らして判断す る必要があることに留意する。
- ③ 資金の貸付業務に従事したことのある者及びこれらの者と同等以上の 能力を有すると認められる者であっても、当該特定信用事業代理業の業 務に関する十分な知識を有する必要があることに留意する。
- (5) 申請者が法人 (二以上の事業所で特定信用事業代理業を行う個人を含む。 以下同じ。) であるときに必要な人員の配置 (信用事業命令第 57 条の 7 第 3 号ロ)

申請者が法人であるときに配置が必要な「その行う特定信用事業代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者」及び「法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者」については、前者は、 $\mathbb{IV}-3-2-1-2-3$ (11)①ア(注1)及び(注2) a に記載する知識を、後者は、 $\mathbb{IV}-3-2-1-2-3$ (11)①ア(注1)及び(注2)に記載する知識を、それぞれ有する必要があることに留意する。

- (6) 内部規則に係る主な留意点(信用事業命令第57条の7第3号二) 特定信用事業代理業者は、特定信用事業代理業に関する内部規則を定め る必要があるが、許可の審査において内部規則の内容を確認するに際して は、例えば、以下の①から⑧につき留意することとする。
 - ① 財産の分別管理の方法

内部規則に、特定信用事業代理業に係る業務に関して顧客から交付を受ける財産の分別管理の方法が具体的に定められており、当該交付を受ける財産が自己の固有財産であるか、又はどの所属組合等に係るものであるかが直ちに判別できる状態で管理できることとされているか。また、その遵守状況について適切に検証する方法等が定められているか。

- (注) 金銭の分別管理については、物理的にも分別管理されていることが 望ましいが、少なくとも勘定上分別管理されていることが必要である。
- ② 契約の締結の勧誘及び契約の内容の明確化の方法 内部規則に、顧客への勧誘、契約の内容の明確化及び説明並びに契約 締結時の書面交付の方法が具体的に定められており、法令等を遵守した 適切な業務を行うこととしているか。また、それら法令等の遵守状況に ついて適切に検証する方法等が具体的に定められているか。
- ③ 帳簿書類の作成及び保存の方法 内部規則に、信用事業命令第 57 条の 24 に掲げる帳簿書類の作成及び 保存の方法が具体的に定められているか。
- ④ 研修の実施方法

内部規則に、法令等を遵守し、金融商品の適切な勧誘、説明及び書面 交付を顧客に行えるよう事業の担当者等に適切に研修等を実施できる体 制整備に関する規定が具体的に定められているか。

⑤ 取引時確認の方法

内部規則に、外為法に基づく本人特定事項の確認並びに犯収法に基づく取引時確認及び疑わしい取引の届出が適切に行われる体制整備について具体的に定められているか。

- ⑥ 内部管理態勢の整備 内部規則に、内部管理に関する業務の具体的な運営方法及び内部にお ける責任体制が明確に記載されているか。
- ⑦ 顧客情報の管理
 - ア 内部規則に、顧客情報を適正に管理するための方法や体制 (例えば、 組織・担当者の分離、設備上・システム上の情報障壁の設置、情報の 遮断等) その他 II-3-2-3 に準じた取扱いについて、具体的に定 められているか。
 - イ 内部規則に、非公開金融情報及び非公開情報(信用事業命令第57条の18に規定するものをいう。以下同じ。)の取扱いに関し、事前に顧客の同意を得るための措置について、具体的に定められているか。
- ⑧ 内部規則の周知方法 内部規則の内容を特定信用事業代理業務に携わる全役職員に周知徹底 することとしているか。
- (7) 「人的構成、資本構成、組織等により、特定信用事業代理業を的確、公正かつ効率的に遂行することについて支障が生じるおそれがあると認められないこと。」(信用事業命令第57条の7第3号ホ)

業務遂行能力に関する審査を行うに際しては、その人的構成、資本構成、 組織等にかんがみ、当該申請者に重大な影響力を及ぼしている法人又は個 人の有無、その影響力の程度等についても勘案して許可の可否を判断する こととする。

(注) 例えば、申請者に親会社がある場合や、申請者の取締役の過半数を派遣している会社がある場合などは、申請者に重大な影響力を及ぼしている法人があると認められる場合の典型例であるが、これらに限らない。

Ⅳ-3-2-2-3 社会的信用に関する審査【組合】

準用銀行法第52条の38第1項第2号の「十分な社会的信用を有する者であること」の審査は、信用事業命令第57条の7第4号及び第5号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。

審査は、許可申請書、信用事業命令第 57 条の4第1号、第2号及び第 14 号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。

IV-3-2-2-4 他業の兼業に関する審査【組合】

準用銀行法第52条の38第1項第3号の他業の兼業に関する審査は、信用事業命令第57条の7第6号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。その主な留意点は、例えば、以下の(1)から(6)のとおりである。審査は、許可申請書、準用銀行法第52条の37第2項並びに信用事業命令第57条の4第3号、第4号及び第11号から第14号までのほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。

なお、主たる兼業業務の内容と特定信用事業代理業に係る業務との関係については、信用事業命令第57条の7第6号ハ、二等に規定されているところであるが、これらを整理すると別紙4のとおりとなる(ただし、他業の兼業に関する審査を行う場合には、必ずしも別紙4を機械的に適用するのではなく、個々のケースに即して、当該申請者が兼業を行うことにより特定信用事業代理業の適正かつ確実な運営に支障を及ぼすおそれがないかについて、十分に検証しなければならないことに留意する。)。

主たる兼業業務と特定信用事業代理業との関係

O業元 ×業元			9	***	特定信用事業代理業者の主たる兼業業務の内容		
 一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				特定信用事業 ?理業専業業者	保険会社	一般事業者	貸付等を主た る業務とする者 ・貸金業者 ・クレジット業者 ・保証業者
-£	中金		代 理	0	0	0	0
			英	0	0	0	0
4 二 二 本	命	北 퍼		0	0	0	0
信用	為督取51		媒	0	0	0	0
事業		#	貯金等 担保貸付	0	0	〇 (所属組	0
亜 業 本	消費	五	左記以外の貸付、 手形の割引	0	0) 〇 〇 ○ ○ (所属組合が必要に応じ与信審査を実施する必要あり。)	×
6 特	向 (ナ		貯金等 担保貸付	0	0	〇 (信審査を実	0
河 資		媒	規格化された 貸付商品で、 かつ、貸付資 金で購入する 物件等を担保 として行う貸付	0	0	O 施する必要 ³	O (与信審査 は×)
国 用 事の貸付け			左記以外の 貸付、 手形の割引	0	0	O 64°.)	×
業代・手形の割		#	貯金等 担保貸付	0	0	0	0
理 業 務引	事業	黚	左記以外の貸付、 手形の割引	0	0	×	×
€ Æ	向け		貯金等 担保貸付	0	0	0	0
魯		禁	規格化され た貸付商品	0	0	O (与信審査 は×) ただし、上 限1,000万	×
			左記以外の 貸付、 手形の割引	0	0	×	×

<u>定義等</u> *貸付資金で購入する物件等を担保として行う貸付…該当例:住宅ローン・自動車ローンなど。 *規格化された貸付商品…資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品。

<u>考え方</u> ①特定信用事業代理業専業業者、保険会社については制限なし。

②貯金、為替取引については制限なし。 ③貯金担保等貸付については制限なし。 ④一般事業者が行う消費向け貸付については制限なし。ただし、必要に応じ所属組合が与信審査を実施する必要あり。 ⑤兼業業者(保険会社を除く)が事業向け貸付の代理又は媒介を行うことは原則不可。(貯金等担保貸付のほか)一般事業者が行う規格化された貸付商品(上限1,000万円)の媒介(与信審査を除く)のみ可。 ⑤貸付等を主たる業務とする者が貸付の代理又は媒介を行うことは原則不可。(貯金担保貸付のほか)規格化された貸付商品で、かつ貸付資金で購入する物件等を担保として行う貸付の媒介(与信審査を除く)のみ可。

- (1) 農協法第92条の2第2項各号に掲げる行為を行う事業に通常附帯して行われる業務(例えば、貸付金の弁済の受領、貯金の払戻しの代理又は媒介等)については、債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)に基づく債権管理回収業など他の法令において免許、許可、登録等が必要とされている業務に該当する場合を除いて、原則として、準用銀行法第52条の38第1項第3号に規定する他業に該当しないことに留意する。
 - (注) したがって、この場合、許可審査の対象となる兼業業務に該当せず、 また兼業の承認も必要がない。
- (2) 「規格化された貸付商品」(信用事業命令第57条の7第6号ハ及びニ(2)) 「規格化された貸付商品」とは、資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいうが、ここでいう「財務情報」とは、財務諸表の各勘定科目など、資金需要者の財務に関連するデータで、融資担当者の裁量の働く余地のないものを指す。
- (3) 「貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るもの」(信用事業命令第57条の7第6号ニ(1))

「貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約」には、例えば、住宅ローン(貸付資金で購入する住宅に抵当権を設定)、自動車ローン(貸付資金で購入する自動車に譲渡担保権を設定、又は所有権を留保する等)などが含まれる。

(4) 「兼業業務の内容が特定信用事業代理業者としての社会的信用を損なう おそれがあること」(信用事業命令第57条の7第6号ロ)

兼業業務の内容が特定信用事業代理業者としての社会的信用を損なうお それがある場合とは、例えば、特定信用事業代理業者が、善良な風俗や公 共の平穏を損なうおそれのある業務、公序良俗に反する業務、反社会的な 業務などを兼業する場合が考えられるが、その判断は、当該兼業業務の性 質及び態様、取引の相手方並びに社会に与える影響などを総合的に勘案し て行うものとする。

- (5) 「主たる兼業業務の内容」(信用事業命令第57条の7第6号二) 特定信用事業代理業者の行う兼業業務が「主たる」兼業業務に該当する か否かは、当該業務に係る費用・売上・収益、従事する人員の役職・人数 及び当該業務に要する時間など当該兼業業務の規模を総合的に勘案し判断 するものとする。
- (6) 「兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用」する行為(信用事業命令第57条の7第6号ホ)

「兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用」する行為については、「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」(平成16年12月1日:公正取引委員会(再掲))も参考とす

るが、例えば、次に掲げる行為は、兼業業務による取引上の優越的地位を 不当に利用する行為に該当し得る。

- ① 顧客に対し、特定信用事業代理業として代理又は媒介する貯金の受入れを内容とする契約(その他農協法第92条の2第2項各号に掲げる行為についても同様。以下②から④において同じ。)の締結に応じない場合には兼業業務に係る取引を取りやめる旨又は兼業業務に関し不利な取扱いをする旨を示唆し、貯金の受入れを内容とする契約を締結することを事実上余儀なくさせること。
- ② 顧客に対する兼業業務の取引を行うに当たり、特定信用事業代理業として代理又は媒介する貯金の受入れを内容とする契約の締結を要請し、これに従うことを事実上余儀なくさせること。
- ③ 顧客に対し、特定信用事業代理業に係る業務として行う業務の競争者 と取引する場合には兼業業務の取引を取りやめる旨又は兼業業務に関し 不利な取扱いをする旨を示唆し、自己の競争者(組合及び特定信用事業 代理業者を含む。④において同じ。)と貯金の受入れを内容とする契約を 締結することを妨害すること。
- ④ 顧客に対する兼業業務の取引を行うに当たり、自己の競争者と貯金の 受入れを内容とする契約を行わないことを要請し、これに従うことを事 実上余儀なくさせること。

N-3-2-3 その他

IV-3-2-3-1 許可の場合の取扱い

IV - 3 - 2 - 3 - 1 - 1 許可番号【組合】

(1) 特定信用事業代理業者の許可番号は次のとおりとする (特定信用事業代理業再受託者も合わせて通し番号を付す。)。

○○財務(支)局長(農特代)第○○号 農林水産大臣(農特代)第○○号

(2) 許可番号の取扱い

① 許可番号は、農林水産大臣及び財務局長がそれぞれに一連番号を付すものとする。

なお、財務局長については、各財務局長ごとに一連番号を付すものと する。

- ② 許可がその効力を失った場合の許可番号は欠番とし、補充は行わないものとする。
- ③ 許可番号を様式・参考資料編様式Ⅳ-3-1-5により管理するものとする。

Ⅳ-3-2-3-1-2 許可申請者への通知【組合】

特定信用事業代理業を許可した場合は、許可書を許可申請者に交付するものとする。

IV-3-2-3-2 不許可の場合の取扱い【組合】

不許可にする場合は、不許可の理由並びに金融庁長官及び農林水産大臣に対する審査請求をすることができる旨を記載した不許可通知書を許可申請書に交付するものとする。(Ⅲ-6-2参照)

IV-3-3 届出の受理に係る留意事項【組合】

- (1) 一般に、準用銀行法第52条の39、第52条の52、第53条第4項、信用事業命令第57条の9、第57条の27、第57条の31等法令に基づく届出を受理した場合には、届出の内容を十分精査し、当該届出が法令に違反することとならないか、業務運営の適切性、健全性に問題が生じることとならないか等について確認する必要がある。確認の結果、問題があると認められるときは、準用銀行法第52条の53に基づく報告徴求や準用銀行法第52条の55に基づく業務改善命令等の措置を適切に講じることとする。
- (2) 準用銀行法第52条の39及び信用事業命令第57条の9に規定する変更の届出を受理した場合で、「他に営む業務の種類の変更」につき届出があったときは、上記IV-3-3(1)のほか、変更後の業務が日本標準産業分類に掲げる中分類(大分類J-金融業、保険業に属する場合にあっては細分類)における分類上変更前の業務と別分類となるかを確認するとともに、別分類となる場合には、準用銀行法第52条の42第1項の承認を受ける必要があることに留意する。

(参考) 様式・参考資料編 様式6-4

Ⅳ-3-4 兼業承認申請に係る事務処理

IV-3-4-1 兼業承認に当たっての留意点

Ⅳ-3-4-1-1 兼業承認の要否【組合】

既に兼業承認を受けている特定信用事業代理業者が、日本標準産業分類に掲げる中分類(大分類 J - 金融業、保険業に属する場合にあっては細分類)における分類上変更前の業務と別分類となる業務を開始する場合には、改めて当該新たな業務について準用銀行法第52条の42第1項の兼業承認を得る必要がある。

IV-3-4-1-2 兼業承認申請書の受理に当たっての留意事項【組合】 IV-3-2-1-2 に準じるほか、兼業承認申請書の記載事項については、様式・参考資料編 様式 6-3 によることとする。

IV-3-4-2 兼業承認の審査に当たっての留意事項【組合】 IV-3-2-2 に準ずる。

IV-3-4-3 その他

Ⅳ-3-4-3-1 承認の場合の取扱い【組合】

兼業を承認した場合は、兼業承認書を申請者に交付するものとする。

IV-3-4-3-2 不承認の場合の取扱い【組合】

準用銀行法第52条の42第2項に基づき不承認にする場合は、不承認の理由並びに金融庁長官に対する審査請求及び農林水産大臣に対する異議申し立てをすることができる旨を記載した不承認通知書を申請者に交付するものとする。

Ⅳ-4 特定信用事業代理業者

Ⅳ-4-1 意義【組合】

特定信用事業代理業とは、組合のために、①資金の貸付けを内容とする契約の締結の代理又は媒介、②貯金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介、③手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介。いずれかを行う事業をいる。 ④為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介のいずれかを行う事業をいい、特定信用事業代理業者とは、農協法第92条の2第1項の主務大臣の許可を受けて特定信用事業代理業を行う者をいうが、特定信用事業代理業者は、自ら特定信用事業代理業を行う者として、その行う特定信用事業代理業に関し、健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

Ⅳ-4-2 主な着眼点【組合】

- (1) 特定信用事業代理業者の業務の適切性等の監督については、特定信用事業代理業者の性質、業務内容等にかんがみ、必要に応じII-3に準じるほか、以下IV-4-2-1からIV-4-2-7までに掲げるとおりとする。
- (2) 特定信用事業代理業者に係る問題点が把握された場合には、所属組合又は特定信用事業代理業再委託者による指導等に問題があるおそれがあることから、IV-3-1-3 (1) に則り農林水産省及び財務局が連携する必要があることに留意する。

また、いわゆるフランチャイズ形式など、特定信用事業代理業の再委託を行うことにより多数又は広範囲に業務を展開する者に係る問題点を把握した場合には、同様の問題が他の特定信用事業代理業者においても生じているおそれがあることから、農林水産省及び財務局の連携がより重要となることに留意する。なお、このような場合には、速やかに相互に連絡することとする。

Ⅳ-4-2-1 特定信用事業代理業者の禁止行為、不適切な取引等【組合】

(1) 「特定信用事業代理業者としての取引上の優越的地位を不当に利用」する行為(信用事業命令第57条の23第3号)

「特定信用事業代理業者としての取引上の優越的地位を不当に利用」する行為については、「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」(平成16年12月1日:公正取引委員会(再掲))も参考とするが、例えば次に掲げる行為は、特定信用事業代理業者としての取引上の優越的地位を不当に利用する行為に該当し得る(なお、このうち、①及び②は、信用事業命令第57条の23第2号に規定する「顧客に対し、不当に、自己又は自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、農協法第92条の2第2項各号に規定する契約の締結の代理又は媒介をする行為」にも該当し得る。)。

① 顧客に対し、自己が兼業業務として行う業務について自己と取引しない場合には資金の貸付けを内容とする契約(その他農協法第92条の2第

2項各号に掲げる行為を含む。以下②から④において同じ。)の代理又は 媒介を取りやめる旨又は資金の貸付けを内容とする契約の代理又は媒介 に関し不利な取扱いをする旨を示唆し、兼業業務で取り扱う商品を購入 することを事実上余儀なくさせること。

- ② 顧客に対する資金の貸付けを内容とする契約の代理又は媒介に当たり、 兼業業務で取り扱う商品の購入を要請し、これに従うことを事実上余儀 なくさせること。
- ③ 顧客に対し、自己が兼業業務として行う業務の競争者と取引する場合には資金の貸付けを内容とする契約の代理又は媒介を取りやめる旨又は資金の貸付けを内容とする契約の代理又は媒介に関し不利な取扱いをする旨を示唆し、自己の兼業業務における競争者からの商品の購入を妨害すること。
- ④ 顧客に対する資金の貸付けを内容とする契約の代理又は媒介を行うに当たり、自己の兼業業務における競争者から商品の購入を行わないことを要請し、これに従うことを事実上余儀なくさせること。
- (2) 「兼業業務における取引上の優越的地位を不当に利用」する行為(信用事業命令第57条の23第5号)

「兼業業務における取引上の優越的地位を不当に利用」する行為については、「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」(平成 16 年 12 月 1 日 : 公正取引委員会(再掲))も参考とするが、例えば、IV-3-2-2-4 (6)に掲げる行為は、兼業業務における取引上の優越的地位を不当に利用する行為に該当し得る(なお、このうち①及び②は、信用事業命令第 57 条の 23 第 4 号に規定する「顧客に対し、不当に、農協法第 92 条の 2 第 2 項各号に規定する契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として、自己又は自己の指定する事業者と取引をする行為」にも該当し得る。)。

- (3) 準用銀行法第 52 条の 45 及び信用事業命令第 57 条の 23 に規定する禁止 行為を防止するための態勢整備に関しては、以下の点に留意することとす る。
 - ① 禁止行為を防止するための措置を講ずる責任を有する部署又は担当者 を配置し、かつ、それらの部署又は担当者によって禁止行為の防止措置 が適切に講じられているかを検証するための内部管理態勢が整備されて いるか。
 - ② 禁止行為を防止するために必要な研修の実施等の体制、顧客からの苦情に対応するための体制等に関する内部規則の策定及び内部周知が行われているか。
 - ③ 禁止行為を防止するため、特定信用事業代理業に関する法令について の知識及び実務経験を有する者による定期的かつ必要に応じた研修を適 宜実施しているか。
 - ④ 禁止行為に係る顧客からの苦情受付窓口の明示、苦情処理担当部署の 設置、苦情案件処理手順等の策定等の苦情対応態勢が整備されているか。

(4) 上記(1)から(3)のほか、不適切な取引等の防止に関してはII-3-1-6 に準じるものとする。

Ⅳ-4-2-2 法令等遵守(特に重要な事項)【組合】

取引時確認義務、疑わしい取引の届出義務及び反社会的勢力との関係遮断に関する監督手法・対応に関しては、以下の(1)及び(2)によるほか、II-3-1に準じるものとする。

- (1) 検査結果、不祥事件等届出書等により、取引時確認義務及び疑わしい取引の届出義務を確実に履行するための内部管理態勢又は反社会的勢力との関係を遮断するための態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ準用銀行法第52条の53に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、準用銀行法第52条の55に基づき、業務改善命令等を発出するものとする。
- (2) さらに、取引時確認義務及び疑わしい取引の届出義務に違反するなど法令に違反し、又は著しく公益を害したと認められる場合には、準用銀行法第 52 条の 56 に基づき、業務停止命令等を発出するものとする。また、反社会的勢力との関係を認識しているにもかかわらず適切な対応を行わなかった結果、法令に違反し又は著しく公益を害したと認められる場合も同様とする。

Ⅳ-4-2-3 利用者保護のための情報提供・相談機能等【組合】

準用銀行法第 52 条の 44 第 2 項及び第 3 項並びに信用事業命令第 57 条の 13 から第 57 条の 23 までを踏まえ、特定信用事業代理業における利用者保護のための情報提供・相談機能等に関する監督はII-3-2 に準じて行うほか、以下の(1) から(3) に留意する。

- (1) 優越的地位の濫用と誤認されかねない説明を防止するための態勢特定信用事業代理業者が他業を兼業する場合には、特定信用事業代理業に係る業務及び兼業業務に係る業務を行うに際して、特に独占禁止法上問題となる優越的地位の濫用と誤認されかねない説明を防止する態勢が整備されているかを確認するものとするが、例えば、IV-3-2-2-4 (6) 及びIV-4-2-1 (1) に掲げる行為は、優越的地位の濫用に該当する行為となり得る点に留意する必要がある。
- (2) 貯金等との誤認を防止するための態勢(信用事業命令第57条の15) 特定信用事業代理業者が金融商品の販売又はその代理若しくは媒介を行 う場合には、貯金等との誤認防止のための態勢整備が必要であることにも 留意する。

(3) 顧客情報管理

- ① 顧客情報管理については、基本的にⅡ-3-2-3に準じるものとするが、特定信用事業代理業者が他業を兼業する場合には、特定信用事業代理業で得た顧客情報が顧客の同意なく兼業業務に流用されることのないよう、顧客情報を適正に管理するための方法や態勢の整備(例えば、組織・担当者の分離、設備上・システム上の情報障壁の設置、情報の遮断に関する内部規則の制定、研修等職員教育の徹底等)が行われているかどうかについて留意する。
- ② 特に、非公開金融情報及び非公開情報(なお、顧客の属性に関する情報(氏名、住所、電話番号、性別、生年月日及び職業)は個人情報であるが、非公開金融情報及び非公開情報に含まれない。)の取扱いに関する事前の同意(信用事業命令第57条の18)については、例えば以下のような適切な方法により事前に当該顧客の同意を得るための措置を講じているかどうかについて確認する。

ア 対面の場合

事前に、書面による説明を行い、契約申込みまでに書面による同意 を得る方法

イ 郵便による場合

事前に、説明した書面を送付し、所属組合への提供の前に、同意した旨の返信を得る方法

ウ 電話による場合

事前に、口頭による説明を行い、その後速やかに当該提供について 説明した書面を送付(電話での同意取得後対面にて顧客と応接する場 合には交付でも可とする。)し、契約申込みまでに書面による同意を得 る方法

エ インターネット等による場合

事前に、電磁的方法による説明を行い、電磁的方法による同意を得る方法

Ⅳ-4-2-4 利用者保護ルール等【組合】

以下に記載するほか、Ⅱ-3-2に準じるものとする。

準用銀行法第52条の40並びに信用事業命令第57条の10及び第57条の15第2項に規定する特定信用事業代理業者による標識の掲示については、標識の形状・大きさ、記載されている文字の明瞭さ、標識が掲示されている状況等から、顧客をして誤認混同ならしめるおそれがないかどうかについて留意する。

IV-4-2-5 二以上の所属組合等から特定信用事業代理業等を受託する場合の措置

IV-4-2-5-1 顧客に対する説明等(信用事業命令第 57 条の 13 及び

第57条の16)【組合】

所属組合等が二以上ある場合には、以下の①から④に掲げる事項を、事前に、顧客に対し、明らかにしなくてはならないが、その説明方法について、例えば書面を活用するなど、できる限り顧客が理解しやすいよう説明するための態勢が整備されているかどうかについて留意する。

- ① 顧客が所属組合に支払うべき手数料と同種の契約につき他の所属組合 等に支払うべき手数料が異なるときは、その旨
- ② 顧客が所属組合と締結しようとする契約と同種の契約の締結の代理又は媒介を他の所属組合等が取り扱っているときは、その旨
- ③ 顧客の求めに応じ、②の同種の契約の内容その他顧客に参考となるべき情報
- ④ 最終的に顧客の取引の相手方となる所属組合等の名称又は商号
- (注)特定信用事業代理業等とは、所属組合等のために行う特定信用事業代理業、銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業又は農中代理業をいう。以下同じ。

Ⅳ-4-2-5-2 顧客情報管理【組合】

特定信用事業代理業者が二以上の所属組合等から特定信用事業代理業等を受託している場合は、一の所属組合等の特定信用事業代理業務等で得た顧客情報が顧客の同意なくその他の所属組合等の特定信用事業代理業務等に流用されることのないよう、顧客情報を適正に管理するための方法や態勢の整備(例えば、組織・担当者の分離、設備上・システム上の情報障壁の設置、情報の遮断に関する内部規則の制定、研修等職員教育の徹底等の顧客情報管理態勢)が行われているかどうかについて十分に検証する。

IV-4-2-6 特定信用事業代理業再委託者による特定信用事業代理業再 受託者の健全かつ適切な運営を確保するための措置【組合】

(1) 特定信用事業代理業再委託者は、特定信用事業代理業再受託者が営む 特定信用事業代理業に係る業務の指導その他の健全かつ適切な運営を確 保するための措置を講じる責任を負っていることから、特定信用事業代 理業再受託者の監督に当たっては、所属組合とともに特定信用事業代理 業再委託者としての責任に十分に留意しなければならない。

したがって、特定信用事業代理業再受託者が営む特定信用事業代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するためには、特定信用事業代理業再委託者を適切に監督する必要がある。

(2) 特定信用事業代理業再受託者又は特定信用事業代理業再受託者になる うとする者に問題点が把握された場合や、特定信用事業代理業再委託者 に対するオフサイト・モニタリングを実施すること等により、特定信用 事業代理業再委託者からの情報収集を行う場合には、必要に応じ、IV – 5 – 2 に準じるほか、特定信用事業代理業再受託者が再受託した特定信 用事業代理業務を第三者に委託することを防止するための体制が整備されているかについても留意するものとする。

(3) 特定信用事業代理業再委託者において特定信用事業代理業再受託者の 指導監督態勢等に係る問題点が把握された場合には、特定信用事業代理 業再受託者における内部管理態勢等に問題が生じているおそれがあるこ とから、 $\mathbb{N}-3-1-3$ (1) に則り農林水産省及び財務局が連携する必要 があることに留意する。

また、いわゆるフランチャイズ形式など、特定信用事業代理業の再委託を行うことにより多数又は広範囲に業務を展開する者に係る問題点を把握した場合には、速やかに相互に連絡することとする。

N-4-2-7 その他

IV-4-2-7-1 名義貸しの禁止【組合】

準用銀行法第52条の41に規定する「自己の名義」に該当するか否かの判断に際しては、例えば、当該特定信用事業代理業者の略称等の使用を許可している場合であっても「自己の名義」に該当し得ることに留意する。

IV-4-2-7-2 特定信用事業代理業に関する報告書の縦覧に係る留意 事項【組合】

準用銀行法第52条の50第2項及び信用事業命令第57条の25第5項に規定する特定信用事業代理業に関する報告書の縦覧については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 報告書の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第1条に規定する行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、農林水産大臣又は財務局長がそれぞれ指定する時間内とする。ただし、報告書の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間を変更できるものとする。
- (2) 報告書は、農林水産大臣又は財務局長がそれぞれ指定する縦覧場所以外に持ち出してはならないものとする。
- (3) 縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否することができるものとする。
 - ① 上記(1)又は(2)その他監督当局の指示に従わない者
 - ② 報告書を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者
 - ③ 他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者
- (4) 報告書のうち、公衆の縦覧の対象から除かれる「当該特定信用事業代理 業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項」には、例え ば、報告書の添付書類として提出される財産調書や貸借対照表が含まれる

と考えられる。

(5) 特定信用事業代理業者に係る報告書の閲覧の申請があった場合は、農林 水産省において閲覧が可能なこと、他の財務局長が許可を行った特定信用 事業代理業者に係る報告書の閲覧の申請があった場合は、許可を行った財 務局において閲覧が可能である旨を申請者に伝えるものとする。

Ⅳ-4-2-7-3 所属組合の説明書類等の縦覧【組合】

信用事業命令第57条の26第4項に規定する「当該申請をした特定信用事業代理業者が第1項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由」とは、例えば天災地変、縦覧により第三者の正当な利益を侵害するおそれが大きい場合等を指し、当該特定信用事業代理業者の単なる自己都合は含まれないことに留意する。

IV-5 所属組合

Ⅳ-5-1 意義【組合】

(1) 所属組合とは、特定信用事業代理業者が行う契約の締結の代理又は媒介により、①資金の貸付け、②貯金又は定期積金の受入れ、③手形の割引、 ④為替取引を行う組合をいう。

所属組合は、特定信用事業代理業者が行う特定信用事業代理業に関し、 特定信用事業代理業に係る業務の指導その他の健全かつ適切な運営を確保 するための措置を講じる責任を負っている。

(2) 農協法が、特定信用事業代理業者のみならず、所属組合にこのような責任を負わせた趣旨は、特定信用事業代理業者が行う特定信用事業代理業に係る業務の健全かつ適切な運営の確保の責任は、第一義的には所属組合が果たさなければならないということを宣言したものであり、特定信用事業代理業者の監督に当たっても、所属組合の第一義的な責任に十分に留意しなければならない。

したがって、特定信用事業代理業者の監督に当たっては、別紙3のとおり、特定信用事業代理業者自身への監督の重要性もさることながら、所属組合に対する監督に重点を置き、まずは所属組合への監督を通じて、特定信用事業代理業者が行う特定信用事業代理業に係る業務の健全かつ適切な運営が確保されるよう監督を行う必要がある。

Ⅳ-5-2 主な着眼点【組合】

- (1) 所属組合から信用事業命令第 58 条第 1 項第 16 号の届出等が提出された場合や所属組合に対するオフサイト・モニタリングを実施する場合、特定信用事業代理業者又は特定信用事業代理業者になろうとする者の内部管理態勢に問題が認められた場合などにより、所属組合からの情報収集を行う際には、所属組合において、以下のような観点からの検証が行われているかどうかについて留意する。
- (2) 所属組合において特定信用事業代理業者の指導監督態勢等に係る問題点が把握された場合には、特定信用事業代理業者における内部管理態勢等に問題が生じているおそれがあることから、 $\mathbb{N}-3-1-3$ (1) に則り農林水産省及び財務局が連携する必要があることに留意する。

また、いわゆるフランチャイズ形式など、特定信用事業代理業の再委託を行うことにより多数又は広範囲に業務を展開する者に係る問題点を把握した場合には、速やかに相互に連絡することとする。

Ⅳ-5-2-1 特定信用事業代理業者の選定等に係る留意点【組合】

(1) 特定信用事業代理業を委託する契約を締結する(委託した特定信用事業 代理業を再委託することについて許諾することを含む。)に際して、経営管 理上の位置付けや業務を委託することに伴う各種リスクの把握及び管理の 方法等について、十分に検討が行われているか。

- (2) 特定信用事業代理業を委託しようとする者が、法令上の許可の基準に適合するものであるかどうかについて、十分に検討が行われているか。特に、特定信用事業代理業を委託しようとする者が兼業業務を行う場合にあっては、当該兼業業務の内容について、「兼業業務の内容が特定信用事業代理業者としての社会的信用を損なうおそれがないこと」(信用事業命令第57条の7第6号ロ)を踏まえた検討を行うことに留まらず、組合のレピュテーション等の観点からも十分な検討が行われているか。
- (3) 特定信用事業代理業を委託しようとする者が、反社会的勢力であるか、 又は反社会的勢力との関係を遮断する措置をとっているものであるかについて、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)の趣旨に鑑み、十分な検討が行われているか。

IV-5-2-2 所属組合による特定信用事業代理業者の業務の適切性等を確保するための措置(準用銀行法第52条の58及び信用事業命令第57条の29)【組合】

- (1) 特定信用事業代理業者の監督のための内部管理態勢の整備
 - ① 特定信用事業代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずる責任を有する部署を設置し又は担当者を配置する等、特定信用事業代理業者の適切な監督を行うための体制が整備されているか(特定信用事業代理業者に対する業務監査体制を含む。)。
 - ② それらの部署又は担当者によって各特定信用事業代理業者の特定信用事業代理業に係る業務の適切性等を確保するための措置が適切に講じられているかを検証するための内部管理態勢が整備されているか。
 - ③ 特定信用事業代理業の再委託を行う場合、特に、いわゆるフランチャイズ形式などにより多数又は広範囲に業務を展開する場合には、関係者が多くなること等から、所属組合により適切な指導監督等が図られているかについてより一層留意すること。また、所属組合は、特定信用事業代理業再委託者において特定信用事業代理業再受託者に対する適切な指導監督態勢等が整備されているかを検証する必要があることに留意すること。

(2) 委託契約等の内容

① 信用事業命令第57条の5第1項各号及び第57条の29第1項各号に列挙されている事項並びにそれらの遵守状況のモニタリングに関する定めが委託契約の内容とされているか。

また、所属組合が特定信用事業代理業者を指導監督するに当たっては、 所属組合が契約当事者となっていない場合であっても、その場合と同様 の契約内容となっているかについて検証が行われる態勢となっているか。

- ② 特定信用事業代理業者の内部規則等について、十分な検証が行われる態勢となっているか。また、当該内部規則等の改正に当たっては、当該特定信用事業代理業者との間で内容について十分に精査することができる態勢となっているか。
- (3) 法令等を遵守させるための研修の実施(信用事業命令第57条の29第1項第1号)
 - ① 特定信用事業代理業に関する法令等の規定を遵守させるために、農協 法のみならず、犯収法、個人情報保護法その他関係法令及び特定信用事 業代理業者の内部規則等について網羅的に研修が行われているか。
 - ② 研修においては、特定信用事業代理業に関する法令についての知識及び実務経験を有する者が講師として指導にあたることとしているか。
 - (注)研修の講師は、知識及び実務経験を有する限り、所属組合又は特定 信用事業代理業者の役職員であるか否かを問わない。
 - ③ 定期的な研修の実施により、特定信用事業代理業者及びその特定信用 事業代理業に従事する者が適時その業務遂行能力等を維持・向上できる 態勢が取られているか。
 - ④ 実施した研修の内容に対し、特定信用事業代理業者及び特定信用事業 代理業に従事する者が適切に業務を遂行するため必要な範囲で、その内 容を理解しているかの検証を行っているか。
- (4) 特定信用事業代理業者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置 (信用事業命令第57条の29第1項第2号)
 - ① 信用事業命令第57条の29第1項第2号に基づく監督等が適切に実施され、その実施状況についてモニタリングが行われているか。
 - ② 上記モニタリングの結果等について、組合内の責任ある部署において 検証が行われ、必要に応じて経営陣に報告が行われ、組合の適切な業務 指導や特定信用事業代理業者の適切な業務運営に反映させるなどの態勢 整備が図られているか。
- (5) 必要に応じて特定信用事業代理業委託契約を解除することができるため の措置(信用事業命令第57条の29第1項第3号)

特定信用事業代理業者に対するモニタリングの結果、問題が発見された場合には、特定信用事業代理業者への指導、委託契約の解除等適切な措置を講じる態勢が整備されているか。また、委託契約の解除を行う際には、適切な顧客保護が図られる態勢が整備されているか。

(6) 所属組合自らが審査を行うための措置(信用事業命令第57条の29第1 項第4号)

特定信用事業代理業者が行う資金の貸付け又は手形の割引の審査について、必要に応じて所属組合自らが審査を行うことのできるよう、所属組合への事前報告・承認等を必要とする場合の基準、態勢等が整備されているか。

- (7) 顧客情報の適切な管理及び犯罪を防止するための措置(信用事業命令第57条の29第1項第5号及び第7号)
 - ① 特定信用事業代理業者における顧客情報の適正な管理を確保するための態勢整備及び特定信用事業代理業者の営業所又は事務所における特定信用事業代理業に係る業務に関する犯罪防止措置については、例えば、物的設備、人員の配置、システムのセキュリティ対策等、所属組合が自らの顧客情報管理及び自組合の支所等における犯罪防止に関し講じているのと同程度の態勢整備を行うことができるよう、適切な指導やノウハウの提供等が行われているか。
 - ② 特定信用事業代理業者に対して、犯収法及び外為法の規定の理解を促すとともに、貯金口座等が組織犯罪等に利用されることを防止する態勢が整備されているか。
 - ③ 特定信用事業代理業者に対して、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)の理解を慫慂し、同指針の趣旨に沿った態勢を整備させるなど、反社会的勢力との関係を遮断する態勢が整備されているか。
- (8) 特定信用事業代理業者の営業所又は事務所廃止に当たっての措置(信用事業命令第57条の29第1項第8号)

特定信用事業代理業者の特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所の廃止に当たり、顧客に係る取引を所属組合、他の金融機関又は他の特定信用事業代理業者等へ支障なく引き継ぐためのスケジュールや業務移管の方法、顧客への通知方法その他の顧客に著しい影響を及ぼさないための処理を円滑に実施するための態勢整備が行われているか。

(9) 苦情処理のための措置(信用事業命令第57条の29 第1項第9号) 特定信用事業代理業者が行う特定信用事業代理業に係る顧客からの苦情 受付窓口の明示、苦情処理担当部署の設置、苦情案件処理手順等の策定等 の苦情対応態勢が整備されているか。

IV-5-2-3 特定信用事業代理業者の原簿の閲覧に係る留意事項【組合】 準用銀行法第52条の60に基づき貯金者等その他の利害関係人から特定信 用事業代理業者に関する原簿の閲覧請求があったときは、原則として閲覧に 応じる必要があることに留意する。その際、可能な限りインターネットを利 用して表示するよう促すものとする。

V 農林中央金庫代理業

V-1 意義【農中】

- (1) 農林中央金庫代理業(以下「農中代理業」という。)とは、農中のために、 ①預金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介、② 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介、③ 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介のいずれかを行う営業を いい、農林中央金庫代理業者(以下「農中代理業者」といい、農中代理業 の再委託を行った者(以下「農中代理業再委託者」という。)及び農中代理 業再委託者から農中代理業の再委託を受けた者(以下「農中代理業再受託 者」という。)を含む。)とは、農中法第95条の2第1項の主務大臣の許可 を受けて農中代理業を営む者をいう。
- (2) 農中代理業者は、自ら農中代理業を営む者として、その営む農中代理業に関し、健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならないが、農中及び農中代理業再委託者もまた、その委託する農中代理業者が営む農中代理業に関して、健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じる責任を負うこととされている。

農中法が、農中及び農中代理業再委託者にこのような責任を負わせた趣旨は、農中代理業者が営む農中代理業に係る業務の健全かつ適切な運営の確保の責任は、第一義的には農中が(再委託を行う場合には農中代理業再委託者と連携して)果たさなければならないということを宣言したものであり、農中代理業者の監督に当たっても、農中の第一義的な責任に十分に留意しなければならない。

V-2 基本的な考え方

V-2-1 農中代理業制度導入の経緯とその趣旨【農中】

農中代理業制度は、平成18年4月1日施行の銀行法等の一部を改正する法律により、新たに創設された。

これに伴い、一般事業者の農中代理業への参入が可能となることなどによって、利用者の金融サービスに対するアクセスの確保・向上及び金融機関の多様な販売チャネルの効率的な活用が期待されるが、その一方で、一般事業者としての取引関係を利用した不公正な取引が行われることのないよう、農中代理業の健全かつ適切な運営が確保されなくてはならない。

そこで、農中代理業者を監督するに当たっては、農中代理業への参入を許可制とし兼業について個別承認制とした趣旨にかんがみ、農中代理業の適正・確実な遂行を確保するために、農中代理業者及び農中に対し適時適切な監督を行っていく必要がある。特に、既存の一般事業者が農中代理業へ参入した場合など、農中代理業者が他業を兼業する場合には、抱き合わせ販売(融資)、情実融資及び顧客情報の流用等の不適切な取扱いが生ずることのないよう、農中代理業者の業務運営態勢の整備等が強く求められることに留意する必要がある。

V-2-2 農中を通じた監督【農中】

V-1 (2) のとおり、農中代理業者が営む農中代理業に関しては、農中が健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じる責任を負うこととされていることにかんがみ、農中代理業者の監督に当たっては、農中代理業者自身への監督の重要性もさることながら、農中本体に対する監督に重点を置き、まずは農中への監督を通じて、農中代理業者が営む農中代理業に係る業務の健全かつ適切な運営が確保されるよう監督を行う必要がある。

ただし、農中代理業者に固有の問題がある場合や特定の農中代理業者の間に共通の問題がある場合など、当局が直接に農中代理業者を指導・監督する必要がある場合には、当該農中代理業者の規模や特性を十分に踏まえ、事務負担の軽減に留意する必要がある。

(注)農中代理業者の営業所等に関して、農中や農中代理業者に報告や資料 提出等を求める場合には、業務の円滑な遂行に支障が生じないよう、取 り扱うサービスや商品などに関する当該営業所等の特性を十分に踏まえ ることとする。

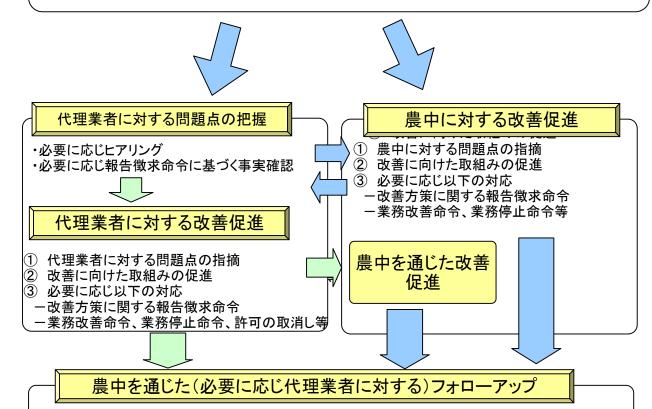
農林中央金庫代理業者に係る監督事務の流れ

○ 農林中央金庫代理業者の監督に当たっては、まずは農中に対する監督を基本とする。

情報の収集・分析、農中を通じた問題点の把握

- (1)情報の収集・分析
 - [情報源の具体例]
 - ① 農中に対する検査結果(代理業者に対する業務指導等の状況)
 - ② 農中からの報告資料(代理業者における不祥事件等届出など行政報告)
 - ③ 農中に対するヒアリング(代理業者に対する業務指導、監査結果等)
 - 4) 代理業者に対する検査結果
 - ⑤ 利用者からの苦情、投書等
 - ⑥ その他代理業者の業務の健全かつ適切な運営を確保する上で参考となる情報
- (2)農中を通じた問題点の把握

 - ・臨機のヒアリング ・必要に応じ報告徴求命令に基づく事実確認



- 問題点の改善状況のフォローアップ
- ・なお改善が図られない場合には、更なる監督上の措置の検討
- ・十分な改善措置が講じられたと認められた場合は、業務改善計画の履行状況の報告義務を解除

- V-3 農中代理業者の監督に係る事務処理
- V-3-1 一般的な事務処理
- V-3-1-1 農中代理業者の監督に係る一般的な事務処理の流れ【農中】 監督上の事務処理の流れを示すと別紙 5 のとおりである。

V-3-1-2 農中を通じた監督上の対応【農中】

(1) 監督手法

農中代理業者の監督に当たっては、Ⅲ-1-1-2のオフサイト・モニタリングにおいて、必要に応じ、農中が農中代理業を委託する農中代理業者に関する事項を含めるとともに、農中代理業者に対してヒアリングを行う場合にも、併せて農中に対してヒアリングを行うなどの対応をとることにより、農中代理業者の健全かつ適切な業務運営の確保の状況及び農中の経営管理態勢を確認することとする。

その際には、V-1及びV-2を踏まえ、特に、農中代理業者が他業を 兼業する場合における抱き合わせ販売 (融資) や情実融資等の不適切な取 引方法を防止するための措置、利用者情報を適正に管理するための措置及 び反社会的勢力との関係を遮断するための措置等が適切に講じられている か等について重点的にモニタリングを実施することとする。

また、農中から提出される届出の記載事項などからも、農中による農中 代理業者の実効性ある指導・監督が行われているか等を確認することとす る。

(2) 監督上の対応

- ① 上記(1)のオフサイト・モニタリング及び通常の監督事務等を通じた検証の結果、農中代理業者の業務の健全かつ適切な運営又は農中による農中代理業者の指導等に疑義が認められる場合には、必要に応じ、農中に対し臨機のヒアリングや農中法第83条第1項に基づき報告を求めるなどにより事実関係の確認を行うなど、問題点の把握に努めるとともに、問題がある場合には改善に向けた取組を促す。
- ② また、農中からのヒアリング等において農中代理業者に問題があると考えられる場合には、必要に応じ農中代理業者に対してもヒアリングや準用銀行法第52条の53に基づく報告を求めるなどにより事実関係の確認を行うなど、問題点の把握に努めるとともに、問題がある場合には改善に向けた取組を促す。
- ③ 農中代理業者の業務遂行態勢等に重大な問題があると認められる場合は、準用銀行法第52条の55に基づく業務改善命令又は同法第52条の56に基づく業務停止命令等を発出することとする。
- ④ また、農中の農中代理業者に対する指導・監督に係る態勢整備が不十分であるなど、重大な問題が認められる場合には、農中に対して、農中法第85条に基づく業務改善命令等の発出を検討するものとする。

V-3-1-3 監督部局間の連携【農中】

- (1) 農林水産省及び金融庁は、農中代理業の許可申請がなされた(又は申請する意向を把握した)場合や、農中・農中代理業者の内部管理態勢や農中代理業者に対する指導監督態勢等に問題が認められる場合などには、速やかに申請等の内容や問題の状況等を相互に情報提供し、これを受けた側は、必要に応じ農中・農中代理業者の内部管理態勢、農中代理業者への指導監督態勢等を確認することとする。このほか、行政処分又は許認可等を行う場合やその他監督上参考となる情報を把握した場合には、相互に情報提供を行い、又は意見を求めるなど、密接な連携に努めるものとする。
- (注1) 農中代理業者には、新たな農中代理業許可申請により農中代理業者になろうとする者を含む。なお、当該許可申請により農中代理業再委託者になろうとする者にあっては、当該許可を受ける前の段階では農中代理業者に対する指導等義務は課されないが、許可を受けた段階で義務が課されること、農中には農中代理業を含む業務の外部委託全般について監督義務があること(準用銀行法第 12 条の 2 第 2 項)から、農林水産省及び金融庁は、必要に応じ、当該許可前の段階においても、V-4-2-6、V-5 に則り農中代理業者の業務の適切性等を確保するための措置が講じられているか等について検証することとする。
- (2) 農中代理業の再委託を行う場合、特に、いわゆるフランチャイズ形式などにより多数又は広範囲に業務を展開する場合には、農中及び農中代理業再委託者により適切な指導監督がなされているか等の観点から、農林水産省及び金融庁はより密接に連携する必要があることに留意すること。なお、農中代理業の再委託を行うことにより多数又は広範囲に業務を展開する意向を把握した場合には、速やかに相互に連絡することとする。
- (3) 情報提供に当たっては、その方法を問わず、速やかに行うよう努めることとする。

V-3-1-4 監督指針の準用【農中】

農中代理業者の監督に当たっては、以下に掲げるほか、適宜、必要に応じて、Ⅱ及びⅢ並びに様式・参考資料編を準用する。

- (1) 農中代理業者に関する苦情・情報提供等についてはⅢ-2に、法令解釈等の照会を受けた場合の対応についてはⅢ-3に、行政指導等を行う際の留意点等についてはⅢ-5に、それぞれ準じるものとする。
- (2) 農中代理業者に対し行政処分を行うに当たっては、Ⅲ-6に準じるほか、 農中が農中代理業者の営む農中代理業に係る業務の指導その他の健全かつ 適切な運営を確保するための措置を講ずる責任を負っていることにかんが み、V-3-1-2及びV-3-1-3に記載する事項に留意するものと

する。

- V-3-2 許可申請に係る事務処理
- V-3-2-1 許可申請に当たっての留意点
- V-3-2-1-1 許可の要否【農中】
- (1) 許可の要否の判断基準等

許可の要否については、預金又は定期積金の受入れ、資金の貸付け又は 手形の割引、若しくは為替取引を内容とする契約(以下「預金等の受入れ 等を内容とする契約」という。)の成立に向けた一連の行為における当該行 為の位置付けを踏まえた上で総合的に判断する必要があり、一連の行為の 一部のみを取り出して、直ちに許可が不要であると判断することは適切で ないことに留意する。

(2) 許可が必要である場合

例えば、以下の①から⑤のいずれか一つの行為でも業務として行う者は、 原則として、農中法第95条の2第1項に規定する農中代理業の許可を受け る必要があることに留意する。

- ① 預金等の受入れ等を内容とする契約の締結の勧誘
- ② 預金等の受入れ等を内容とする契約の勧誘を目的とした商品説明
- ③ 預金等の受入れ等を内容とする契約の締結に向けた条件交渉
- ④ 預金等の受入れ等を内容とする契約の申込みの受領(単に契約申込書の受領・回収又は契約申込書の誤記・記載漏れ・必要書類の添付漏れの 指摘のみを行う場合を除く。)
- ⑤ 預金等の受入れ等を内容とする契約の承諾

(3) 許可が不要である場合

① 顧客のために、預金等の受入れ等を内容とする契約の代理又は媒介を行う者については、農中代理業の許可は不要である。

ただし、例えば、農中と当該者との間で合意された契約上又はスキーム上は顧客のために行為することとされている場合でも、当該者が実務上、その契約若しくはスキームに定められた範囲を超えて又はこれに反し、実質的に農中のために代理・媒介業務を行っている場合には、許可が必要となる場合があることに十分留意する必要がある。

- (注)「顧客のために」とは、顧客からの要請を受けて、顧客の利便のため に、顧客の側に立って助力することをいう。
- ② 媒介に至らない行為を農中から受託して行う場合には、農中代理業の 許可を得る必要はない。例えば、以下のアからエに掲げる行為の事務処 理の一部のみを農中から受託して行うに過ぎない者は、農中代理業の許 可が不要である場合もあると考えられる。
 - ア 商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布・交付 (注)このとき、単に農中の連絡先等を伝えることは差し支えないが、 配布又は交付する書類の記載方法等の説明をする場合には、媒介に

当たることがあり得ることに留意する。

- イ 契約申込書及びその添付書類等の受領・回収(記載内容の確認等を する場合を除く。)
 - (注) このとき、単なる契約申込書の受領・回収又は契約申込書の誤記・ 記載漏れ・必要書類の添付漏れの指摘を超えて、契約申込書の記載 内容の確認等まで行う場合は、媒介に当たることがあり得ることに 留意する。
- ウ 金融商品説明会における一般的な農中取扱商品の仕組み・活用法等 についての説明
- エ 勧誘行為をせず、単に利用者を農林中央金庫に紹介する業務
 - (注)上記「紹介」には、以下の行為を含む。
 - a. 当該業者の店舗に、農林中央金庫が自らを紹介する宣伝媒体を据 え置くこと又は掲示すること。
 - b. 当該業者と農林中央金庫の関係又は農林中央金庫の業務内容について説明を行うこと。
 - c. 農林中央金庫のサイトへの単なるリンクの設定のみを行い、契約 の締結に至る交渉や手続は農林中央金庫と預貯金者との間で行い、 当該契約締結に当たり当該業者は関与をもたないこと。
- ③ 農中から委託を受けて、営業所又は事務所内にATMのみを設置する 行為については、当該ATMが無人の設備(職員が継続的に配置されない 設備)である場合には、農中代理業の許可は不要である。

V-3-2-1-2 許可申請書の受理に当たっての留意事項 V-3-2-1-2-1 許可申請書の受理手続【農中】

(1) 許可申請書の提出先

農中代理業の許可申請者から許可申請書の提出を受けたときは、その提出 出先が農林水産大臣及び金融庁長官となっているかを確認する。

- (2) 許可申請に係る代理申請について
 - ① 許可申請に係る代理申請が行われた場合には、委任状等により代理権 の有無及び代理権の範囲について確認することとする。
 - ② 代理申請が行われた場合でも、必要に応じ、申請者本人に対するヒアリングなどを行い、申請者本人が農中代理業者としての業務遂行能力等を有しているかについて十分に検証する必要があることに留意する。

V-3-2-1-2-2 許可申請書の記載事項【農中】

許可申請書の記載事項等の確認に際しては、以下の点に留意することとする。

(参考) 様式・参考資料編 様式7-1及び7-2

(1) 「商号、名称又は氏名」(準用銀行法第52条の37第1項第1号)

申請者が個人である場合は、当該申請者が商号登記をしているときには その商号を、屋号を使用しているときにはその屋号を、「商号又は名称」と して記載しているかを確認する。

(2) 「農林中央金庫代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地」(準用銀行法第52条の37第1項第3号)

許可申請書に記載する「営業所又は事務所」とは、農中代理業の全部又は一部を営むために開設する一定の施設を指し、農中代理業に関する営業以外の用に供する施設は除くものとする。

(3) 常務に従事している他の法人等の商号又は名称(農中法施行規則第 118 条第1号及び第2号)

常務に従事している他の法人等の商号又は名称は、例えば「(株)○○」 等と略さずに、「株式会社○○」、「○○株式会社」などの正式名称が記載さ れているかを確認する。

(4) 「他に業務を営むときは、その業務の種類」(準用銀行法第52条の37第 1項第5号)

他に営む業務の種類は、現に営む事業が属する日本標準産業分類に掲げる中分類(大分類 J - 金融業、保険業に属する場合にあっては細分類)に則って記載されているかを確認する。

V-3-2-1-2-3 添付書類【農中】

添付書類の確認に際しては、以下の点に留意することとする。

- (1) 「定款」(準用銀行法第52条の37第2項第1号) 定款の目的に、農中代理業に係る業務が定められているか。
- (2) 「農林中央金庫代理業の業務の内容及び方法として主務省令で定めるものを記載した書類」(準用銀行法第52条の37第2項第2号)
 - ① 「農林中央金庫代理業の業務の内容及び方法として主務省令で定める ものを記載した書類」の記載事項のうち、「取り扱う法第 95 条の 2 第 2 項各号に規定する契約の種類」(農中法施行規則第 119 条第 1 項第 1 号) は、以下に掲げるところにより記載されているか。
 - ア 「預金の種類」として、例えば、円貨・外貨の区分ごとの当座預金・ 普通預金・貯蓄預金・通知預金・定期預金・定期積金・譲渡性預金の 別が記載されているか。
 - イ 「貸付先の種類」として、例えば、消費者・事業者の別が記載され ているか。
 - ウ 「貸付けに係る資金の使途」として、特定の使途がある場合は当該 使途(生活費、住宅購入資金、自動車購入資金、教育費など)が、使 途が特定されていないものについてはその旨が、記載されているか。

- ② 「農林中央金庫代理業の業務の内容及び方法として主務省令で定めるものを記載した書類」の記載事項のうち、「農林中央金庫代理業の実施体制」(農中法施行規則第119条第1項第3号)は、農中法施行規則第119条第2項各号に掲げる体制を含むものであるが、それら実施体制の状況を把握するために必要な場合には、農中法施行規則第120条第13号の付近見取図及び間取図を参考にするほか、適宜、当該実施体制に関する体制図及び組織図等の提出を求めることとする。
- (3) 「履歴書」(農中法施行規則第 120 条第 1 号) 又は「役員の履歴書」(同条第 2 号)
 - ① 「履歴書」(申請者が個人の場合)又は「役員の履歴書」(申請者が法人の場合)の現住所が住民票の抄本記載の住所と一致しない場合には、その理由を確認するとともに、「履歴書」又は「役員の履歴書」に、両住所が併記されているかを確認する。
 - ② 「履歴書」又は「役員の履歴書」に記載されている氏名に用いられている漢字が、住民票の抄本記載の氏名に用いられている漢字に統一されているかを確認する(例えば、住民票の抄本で用いられている漢字が旧漢字の場合は、「履歴書」又は「役員の履歴書」でも旧漢字を用いることとする。)。
- (4) 「住民票の抄本」(農中法施行規則第120条第1号及び第2号) 「住民票の抄本」は、次の項目が記載されているものを提出させるもの とする。
 - ① 住所
 - ② 氏名
 - ③ 生年月日
 - 4 本籍
- (5) 「これに代わる書面」(農中法施行規則第120条第1号及び第2号) 国内に居住しない外国人が提出した本国の住民票に相当する書面の写し 又はこれに準ずる書面は、農中法施行規則第120条第1号及び第2号の「これに代わる書面」に該当する。
- (6) 「第 123 条第 4 号に該当しないことを誓約する書面」(農中法施行規則第 120 条第 1 号)

「第 123 条第 4 号に該当しないことを誓約する書面」には、同号イから チまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽 の誓約であることが判明した場合には、準用銀行法第 52 条の 56 第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを 提出させるものとする。

(7) 「第 123 条第 5 号に該当しないことを誓約する書面」(農中法施行規則第 120 条第 2 号)

「第 123 条第 5 号に該当しないことを誓約する書面」には、同号イから ハまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽 の誓約であることが判明した場合には、準用銀行法第 52 条の 56 第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを 提出させるものとする。

(8) 「役員が第 123 条第 4 号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面」(農中法施行規則第 120 条第 2 号)

「役員が第 123 条第 4 号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面」には、同号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、準用銀行法第 52 条の 56 第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。

- (9) 「委託契約書の案」(農中法施行規則第120条第3号及び第4号)
 - ① 「委託契約書の案」には、農中法施行規則第 121 条第1項各号に定める事項が規定されているか。
 - ② 農中法施行規則第 145 条第1項各号に定める措置に関する規定は、委託契約書の案の記載事項に係る「その他必要と認められる事項」(農中法施行規則第 121 条第1項第9号) に該当する。
 - (10) 「農林中央金庫代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書類」(農中法施行規則第 120 条第 5 号)
 - ① 「農林中央金庫代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書類」には、以下の事項が記載されているかを確認する。
 - ア その営む農中代理業の業務に関する十分な知識を有する者(農中法施行規則第123条第3号イ及びロ)及びその知識を有する者が当該知識を習得した方法(当該知識を有することを証する書面がある場合には当該書面を含む。)並びに当該者の配置予定先
 - (注1) その営む農中代理業の業務に関する十分な知識とは、当該業務 を健全かつ適切に運営する上で必要となる知識のことをいい、例 えば、その営む農中代理業の業務の実務に関する知識、農中法、 個人情報保護法、犯収法、外為法等の法令に関する知識が考えら れる。
 - (注2) その営む農中代理業の業務に関する十分な知識を有する者は、「その営む農林中央金庫代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者」(農中法施行規則第123条第3号ロ)又は「法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者」(同)として配置されることから、上記法令等についての専門的な知識が必要となるほか、次に掲げる知識も必要となることに留意する。
 - a 「その営む農林中央金庫代理業の業務に係る法令等の遵守を

確保する業務に係る責任者」の場合

上記法令のほか民法、商法、会社法、刑法等の基本法につき、 当該農中代理業の業務に関連する部分についての専門的な知 識

- b 「法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任 者」の場合
 - a に記載するほか、民法、商法、会社法、刑法等の基本法につき、当該農中代理業の業務に関連する部分のみならず広くコンプライアンスにかかわる事項についての専門的な知識
- イ その営む農中代理業の業務に携った経験を有する者の経歴(当該経験を有することを証する書面がある場合には当該書面を含む。)及び 当該者の配置予定先
- ② その営む農中代理業に係る業務に携った経験を有する者の経歴は、勤務先、部署、役職、配属年月日、在籍期間、担当業務等当該者の経験を正確に把握するために必要な記載がなされているかを確認する。
- (11) 「財産に関する調書」(農中法施行規則第 120 条第 6 号) 「財産に関する調書」には、必要に応じ、適宜、預金残高証明書、固定 資産税評価証明書その他の財産の額を証する書面が添付されているかを 確認する。
- (12) 「保証を証する書面」(農中法施行規則第 120 条第 10 号) 「保証を証する書面」には、例えば、保証契約書、念書などがある。
- (13) 「兼業業務の内容及び方法を記載した書面」(農中法施行規則第 120 条 第 11 号)

「兼業業務の内容及び方法を記載した書面」には、日本標準産業分類に掲げる中分類(大分類 J - 金融業,保険業に属する場合にあっては細分類)に則って兼業業務の分類が記載されているかを確認する。

(14) 「前各号に掲げるもののほか準用銀行法第52条の38第1項に規定する 審査をするため参考となるべき事項を記載した書面」(農中法施行規則第 120条第14号)

農中代理業の許可についての審査(準用銀行法第52条の38第1項)をするため参考となるべき書面には、例えば、預金残高証明書・固定資産税評価証明書(上記(12))などがあるが、そのほかにも、審査をするために必要な参考書類がある場合は、適宜申請者にその提出を求めることにより、審査を適正かつ迅速に行うよう努めることとする。

V-3-2-2 許可の審査に当たっての留意点【農中】

(1) 農中代理業の許可の審査に際しては、以下に掲げる留意事項のほか、農中法、農中法施行令、農中法施行規則及び監督指針において示されている

農中代理業者としての業務遂行能力等が備わっているかについて着目して 審査するものとする。

(2) 審査において問題点が把握された場合には、農中又は農中代理業再委託者による指導等に問題があるおそれがあることから、V-3-1-3 (1)に則り農林水産省及び金融庁が連携する必要があることに留意する。

また、いわゆるフランチャイズ形式など、農中代理業の再委託を行うことにより多数又は広範囲に業務を展開する者による申請に係る場合には、同様の問題が他の申請者においても生じているおそれがあることから、農林水産省及び金融庁の連携がより重要となることに留意する。なお、このような場合には、速やかに相互に連絡することとする。

V-3-2-2-1 財産的基礎に関する審査【農中】

準用銀行法第 52 条の 38 第 1 項第 1 号の財産的基礎の審査は、農中法施行規則第 123 条第 2 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。その主な留意点は、例えば、以下の(1)及び(2)のとおりである。

審査は、許可申請書、準用銀行法第52条の37第2項、農中法施行規則第120条第6号から第10号まで及び第14号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じて、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。

- (1) 貸借対照表その他の書類又は資料を精査し、純資産額が正確に算出されているか。
- (2) 収支及び財産の状況の見込み対象期間における純資産額の審査においては、収支及び財産の状況の見込みの根拠となる諸条件について十分に精査すること。また、収支及び財産の状況の見込みの前提となる諸条件が見込みを下回った場合でも経常費用を賄う程度の収益を見込めるか等についても審査する。

V-3-2-2 業務遂行能力に関する審査【農中】

準用銀行法第52条の38第1項第2号の「農林中央金庫代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力」の審査は、農中法施行規則第123条第3号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。

審査は、許可申請書、準用銀行法第52条の37第2項、農中法施行規則第120条第1号から第5号まで、第9号、第12号から第14号までのほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。

(1) 申請者が個人(二以上の事業所で農中代理業を営む者を除く。以下同じ。) であるときに必要な人員の配置(農中法施行規則第123条第3号イ)

申請者が個人であるときは、「その営む農林中央金庫代理業の業務に関する十分な知識」として、V-3-2-1-2-3 (11)①ア(注1)及び(注2)に記載する知識を有する必要があることに留意する。

(2) 「定型的な貸付契約」(農中法施行規則第123条第3号イ)

「定型的な貸付契約」とは、契約締結の可否や契約条件の設定の手続き等が定型化されているために、融資担当者の裁量の余地の乏しい貸付けをいう。

- (注)(3)の「規格化された貸付商品」に係る貸付契約は、この「定型的な 貸付契約」に含まれる。
- (3) 「規格化された貸付商品」(農中法施行規則第123条第6号ハ及び第7号ロ)

「規格化された貸付商品」とは、資金需要者に関する財務情報の機械的 処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじ め決められている貸付商品をいうが、ここでいう「財務情報」とは、財務 諸表の各勘定科目など、資金需要者の財務に関連するデータで、融資担当 者の裁量の働く余地のないものを指す。

- (4) 資金の貸付業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者(農中法施行規則第123条第3号イ及びロ)
 - ① 資金の貸付業務に従事したことのある者とは、例えば、金融機関や貸金業者等において融資業務に従事したことのある者のことをいう。なお、「資金の貸付業務」とは、単に書類の取次ぎ等のみを行うことを指すものではなく、申請者が農中代理業として取り扱う貸付業務に応じた内容である必要があることに留意する。
 - ② 資金の貸付業務に従事したことのある者と同等以上の能力を有すると 認められる者については、例えば、公認会計士、税理士、財務コンサルタ ント、投資銀行業務担当者、商工会議所等の経営相談員等として企業財務 の分析等に従事した経験を有する者はこれに該当すると判断できる場合 があること、並びに申請者が農中代理業として取り扱う貸付業務に応じた 知識及び経験について資格・業務経歴に照らして判断する必要があること に留意する。
 - ③ 資金の貸付業務に従事したことのある者及びこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者であっても、当該農中代理業の業務に関する十分な知識を有する必要があることに留意する。
- (5) 申請者が法人(二以上の事業所で農中代理業を営む個人を含む。以下同じ。)であるときに必要な人員の配置(農中法施行規則第123条第3号ロ)申請者が法人であるときに配置が必要な「その営む農林中央金庫代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者」及び「法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者」については、前者は、V-3-2-1-2-3(11)①ア(注1)及び(注2) a に記載する知識

を、後者は、V-3-2-1-2-3 (11) ①ア (注1) 及び (注2) に記載する知識を、それぞれ有する必要があることに留意する。

- (6) 内部規則に係る主な留意点(農中法施行規則第 123 条第 3 号二) 農中代理業者は、農中代理業に関する内部規則を定める必要があるが、 許可の審査において内部規則の内容を確認するに際しては、例えば、以下 の①から⑧につき留意することとする。
 - ① 財産の分別管理の方法

内部規則に、農中代理業に係る業務に関して顧客から交付を受ける財産の分別管理の方法が具体的に定められており、当該交付を受ける財産が自己の固有財産であるか、又は農中のほか所属金融機関いずれに係るものであるかが直ちに判別できる状態で管理できることとされているか。また、その遵守状況について適切に検証する方法等が定められているか。

- (注1) 金銭の分別管理については、物理的にも分別管理されていること が望ましいが、少なくとも勘定上分別管理されていることが必要で ある。
- (注2) 所属金融機関とは、農中法施行規則第 129 条第2項に規定する金融機関をいう。以下同じ。
- ② 契約の締結の勧誘及び契約の内容の明確化の方法 内部規則に、顧客への勧誘、契約の内容の明確化及び説明並びに契約 締結時の書面交付の方法が具体的に定められており、法令等を遵守した 適切な業務を行うこととしているか。また、それら法令等の遵守状況に ついて適切に検証する方法等が具体的に定められているか。
- ③ 帳簿書類の作成及び保存の方法 内部規則に、農中法施行規則第 140 条に掲げる帳簿書類の作成及び保 存の方法が具体的に定められているか。
- ④ 研修の実施方法

内部規則に、法令等を遵守し、金融商品の適切な勧誘、説明及び書面 交付を顧客に行えるよう営業の担当者等に適切に研修等を実施できる体 制整備に関する規定が具体的に定められているか。

- ⑤ 取引時確認の方法 内部規則に、外為法に基づく本人特定事項の確認並びに犯収法に基づ く取引時確認及び疑わしい取引の届出が適切に行われる体制整備につい て具体的に定められているか。
- ⑥ 内部管理態勢の整備 内部規則に、内部管理に関する業務の具体的な運営方法及び内部にお ける責任体制が明確に記載されているか。
- ⑦ 顧客情報の管理
 - ア 内部規則に、顧客情報を適正に管理するための方法や体制 (例えば、組織・担当者の分離、設備上・システム上の情報障壁の設置、情報の遮断等) その他 II-3-2-3 に準じた取扱いについて、具体的に定められているか。
 - イ 内部規則に、非公開金融情報及び非公開情報(農中法施行規則第134

条に規定するものをいう。以下同じ。)の取扱いに関し、事前に顧客の 同意を得るための措置について、具体的に定められているか。

- ⑧ 内部規則の周知方法 内部規則の内容を農中代理業務に携わる全役職員に周知徹底すること としているか。
- (7) 「人的構成、資本構成、組織等により、農林中央金庫代理業を的確、公正かつ効率的に遂行することについて支障が生じるおそれがあると認められないこと。」(農中法施行規則第123条第3号ホ)

業務遂行能力に関する審査を行うに際しては、その人的構成、資本構成、 組織等にかんがみ、当該申請者に重大な影響力を及ぼしている法人又は個 人の有無、その影響力の程度等についても勘案して許可の可否を判断する こととする。

(注) 例えば、申請者に親会社がある場合や、申請者の取締役の過半数を派遣している会社がある場合などは、申請者に重大な影響力を及ぼしている法人があると認められる場合の典型例であるが、これらに限らない。

V-3-2-2-3 社会的信用に関する審査【農中】

準用銀行法第52条の38第1項第2号の「十分な社会的信用を有する者であること」の審査は、農中法施行規則第123条第4号及び第5号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。

審査は、許可申請書、農中法施行規則第120条第1号、第2号及び第14号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。

V-3-2-2-4 他業の兼業に関する審査【農中】

準用銀行法第52条の38第1項第3号の他業の兼業に関する審査は、農中法施行規則第123条第6号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。その主な留意点は、例えば、以下の(1)から(6)のとおりである。審査は、許可申請書、準用銀行法第52条の37第2項並びに農中法施行規則第120条第3号、第4号及び第11号から第14号までのほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。

なお、主たる兼業業務の内容と農中代理業に係る業務との関係については、 農中法施行規則第 123 条第6号ハ、二等に規定されているところであるが、 これらを整理すると別紙6のとおりとなる(ただし、他業の兼業に関する審 査を行う場合には、必ずしも別紙6を機械的に適用するのではなく、個々の ケースに即して、当該申請者が兼業を行うことにより農中代理業の適正かつ 確実な運営に支障を及ぼすおそれがないかについて、十分に検証しなければ ならないことに留意する。)。

主たる兼業業務と農林中央金庫代理業との関係

〇庫え × 庫えませる : 代の : 代な : 代な : 代な : 代な : 代な				· · · · · · · · · ·	農林中央金庫代理業者の主たる兼業業務の内容		
〇…農林中央金 連代理業として行 メ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				中央金庫 養事業業者	保險会社		貸付等を主たる る業務とする者 ・貸金業者 ・クレジット業者 ・保証業者
	預		九	0	0	0	0
	俳		茶	0	0	0	0
■ ■	城		九	0	0	0	0
# 	為替取引		菜	0	0	0	0
御		#	預金等 担保貸付	0	0	□ 횖) 〇	0
代理業者	消費		左記以外の貸付、 手形の割引	0	0	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	×
e	向け		預金等担保貸付	0	0		0
林一	Ħ	媒	格化された 付商品で、 つ、貸付資 で購入する 件等を担保 て行う貸付	0	0	O する必要あり	〇 (与信審査 (よ×)
中 中 明 中 四 中 四 四 四 四 四 四 日 日	= ■		左記以外の 貸付、 手形の割引	0	0	0 (%)	×
庫代・手形の割		#	預金等担保貸付	0	0	0	0
理業務			左記以外の貸付、 手形の割引	0	0	×	×
e €	向		預金等 担保貸付	0	0	0	0
魯		媒	3格化され 貸付商品	0	0	〇 (与信審査 は×) ただし、上 限1,000万	×
			左記以外の 貸付、 手形の割引	0	0	×	×

<u>定義等</u> * 貸付資金で購入する物件等を担保として行う貸付…該当例:住宅ローン・自動車ローンなど。 * 規格化された貸付商品…資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品。

<u>考え方</u> ①農林中央金庫代理業専業業者、保険会社については制限なし。

②預金、為替取引については制限なし。

③預金担保等貸付については制限なし。 ④一般事業者が行う消費向け貸付については制限なし。ただし、必要に応じ農中が与信審査を実施する必要あり。 ⑤兼業業者 (保険会社を除く)が事業向け貸付の代理又は媒介を行うことは原則不可。(預金等担保貸付のほか)一般事業者が行う規格化された貸付商品(上限1,000万円)の媒介(与信審査を除く)のみ可。 ⑥貸付等を主たる業務とする者が貸付の代理又は媒介を行うことは原則不可。(預金担保貸付のほか)規格化された貸付商品で、かつ貸付資金で購入する物件等を担保として行う貸付の媒介(与信審査を除く)のみ可。

- (1) 農中法第95条の2第2項各号に掲げる行為を行う営業に通常附帯して行われる業務(例えば、預金の払戻しの代理又は媒介、貸付金の弁済の受領等)については、債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権管理回収業など他の法令において免許、許可、登録等が必要とされている業務に該当する場合を除いて、原則として、準用銀行法第52条の38第1項第3号に規定する他業に該当しないことに留意する。
 - (注) したがって、この場合、許可審査の対象となる兼業業務に該当せず、 また兼業の承認も必要がない。
- (2) 「規格化された貸付商品」(農中法施行規則第123条第6号ハ及び二(2)) 「規格化された貸付商品」とは、資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいうが、ここでいう「財務情報」とは、財務諸表の各勘定科目など、資金需要者の財務に関連するデータで、融資担当者の裁量の働く余地のないものを指す。
- (3) 「貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るもの」(農中法施行規則第123条第6号ニ(1))

「貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約」には、例えば、住宅ローン(貸付資金で購入する住宅に抵当権を設定)、自動車ローン(貸付資金で購入する自動車に譲渡担保権を設定、又は所有権を留保する等)などが含まれる。

(4) 「兼業業務の内容が農林中央金庫代理業者としての社会的信用を損なうおそれがあること」(農中法施行規則第123条第6号ロ)

兼業業務の内容が農中代理業者としての社会的信用を損なうおそれがある場合とは、例えば、農中代理業者が、善良な風俗や公共の平穏を損なうおそれのある業務、公序良俗に反する業務、反社会的な業務などを兼業する場合が考えられるが、その判断は、当該兼業業務の性質及び態様、取引の相手方並びに社会に与える影響などを総合的に勘案して行うものとする。

- (5) 「主たる兼業業務の内容」(農中法施行規則第123条第6号二) 農中代理業者の行う兼業業務が「主たる」兼業業務に該当するか否かは、 当該業務に係る費用・売上・収益、従事する人員の役職・人数及び当該業 務に要する時間など当該兼業業務の規模を総合的に勘案し判断するものと する。
- (6) 「兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用」する行為(農中法施行規則第123条第6号ホ)

「兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用」する行為については、「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」(平成16年12月1日:公正取引委員会(再掲))も参考とするが、例えば、次に掲げる行為は、兼業業務による取引上の優越的地位を

不当に利用する行為に該当し得る。

- ① 顧客に対し、農中代理業として代理又は媒介する預金の受入れを内容とする契約(その他農中法第95条の2第2項各号に掲げる行為についても同様。以下②から④において同じ。)の締結に応じない場合には兼業業務に係る取引を取りやめる旨又は兼業業務に関し不利な取扱いをする旨を示唆し、預金の受入れを内容とする契約を締結することを事実上余儀なくさせること。
- ② 顧客に対する兼業業務の取引を行うに当たり、農中代理業として代理 又は媒介する預金の受入れを内容とする契約の締結を要請し、これに従 うことを事実上余儀なくさせること。
- ③ 顧客に対し、農中代理業に係る業務として行う業務の競争者と取引する場合には兼業業務の取引を取りやめる旨又は兼業業務に関し不利な取扱いをする旨を示唆し、自己の競争者(農中及び農中代理業者を含む。 ④において同じ。)と預金の受入れを内容とする契約を締結することを妨害すること。
- ④ 顧客に対する兼業業務の取引を行うに当たり、自己の競争者と預金の受入れを内容とする契約を行わないことを要請し、これに従うことを事実上余儀なくさせること。

V-3-2-3 その他

V-3-2-3-1 許可の場合の取扱い

V-3-2-3-1-1 許可番号【農中】

(1) 農中代理業者の許可番号は次のとおりとする(農中代理業再受託者も合わせて通し番号を付す。)。

金融庁長官(農代)第〇〇号 農林水産大臣(農代)第〇〇号

- (2) 許可番号の取扱い
 - ① 許可番号は、農林水産大臣及び金融庁長官がそれぞれに一連番号を付すものとする。
 - ② 許可がその効力を失った場合の許可番号は欠番とし、補充は行わないものとする。
 - ③ 許可番号を様式・参考資料編 様式W-3-1-5 により管理するものとする。

V-3-2-3-1-2 許可申請者への通知【農中】

農中代理業を許可した場合は、許可書を許可申請者に交付するものとする。

V-3-2-3-2 不許可の場合の取扱い【農中】

不許可にする場合は、不許可の理由並びに農林水産大臣及び金融庁長官に

対して審査請求できる旨を記載した不許可通知書を許可申請書に交付するものとする。($\mathbf{III}-6-2$ 参照)

V-3-3 届出の受理に係る留意事項【農中】

- (1) 一般に、準用銀行法第 52 条の 39、第 52 条の 52、第 53 条第 4 項、農中 法施行規則第 125 条、第 143 条、第 147 条等法令に基づく届出を受理した 場合には、届出の内容を十分精査し、当該届出が法令に違反することとな らないか、業務運営の適切性、健全性に問題が生じることとならないか等 について確認する必要がある。確認の結果、問題があると認められるとき は、準用銀行法第 52 条の 53 に基づく報告徴求や準用銀行法第 52 条の 55 に基づく業務改善命令等の措置を適切に講じることとする。
- (2) 準用銀行法第 52 条の 39 及び農中法施行規則第 125 条に規定する変更の届出を受理した場合で、「他に営む業務の種類の変更」につき届出があったときは、上記V-3-3(1)のほか、変更後の業務が日本標準産業分類に掲げる中分類(大分類 J-金融業、保険業に属する場合にあっては細分類)における分類上変更前の業務と別分類となるかを確認するとともに、別分類となる場合には、準用銀行法第 52 条の 42 第1項の承認を受ける必要があることに留意する。

(参考) 様式・参考資料編 様式7-4

- Ⅴ-3-4 兼業承認申請に係る事務処理
- V-3-4-1 兼業承認に当たっての留意点
- V-3-4-1-1 兼業承認の要否【農中】

既に兼業承認を受けている農中代理業者が、日本標準産業分類に掲げる中分類(大分類J-金融業、保険業に属する場合にあっては細分類)における分類上変更前の業務と別分類となる業務を開始する場合には、改めて当該新たな業務について準用銀行法第52条の42第1項の兼業承認を得る必要がある。

V-3-4-1-2 兼業承認申請書の受理に当たっての留意事項【農中】 V-3-2-1-2 に準じるほか、兼業承認申請書の記載事項については、様式・参考資料編 様式 7-3 によることとする。

V-3-4-2 兼業承認の審査に当たっての留意事項【農中】 V-3-2-2 に準ずる。

V-3-4-3 その他

V-3-4-3-1 承認の場合の取扱い【農中】

兼業を承認した場合は、兼業承認書を申請者に交付するものとする。

V-3-4-3-2 不承認の場合の取扱い【農中】

準用銀行法第52条の42第2項に基づき不承認にする場合は、不承認の理由並びに農林水産大臣及び金融庁長官に対して異議申し立てできる旨を記載した不承認通知書を申請者に交付するものとする。

V-4 農中代理業者

V-4-1 意義【農中】

農中代理業とは、農中のために、①預金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介、②資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介、③為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介のいずれかを行う営業をいい、農中代理業者とは、農中法第95条の2第1項の主務大臣の許可を受けて農中代理業を営む者をいうが、農中代理業者は、自ら農中代理業を営む者として、その営む農中代理業に関し、健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

V-4-2 主な着眼点【農中】

- (1) 農中代理業者の業務の適切性等の監督については、農中代理業者の性質、業務内容等にかんがみ、必要に応じII-3に準じるほか、以下V-4-2-1からV-4-2-7までに掲げるとおりとする。
- (2) 農中代理業者に係る問題点が把握された場合には、農中又は農中代理業再委託者による指導等に問題があるおそれがあることから、V-3-1-3(1)に則り農林水産省及び金融庁が連携する必要があることに留意する。また、いわゆるフランチャイズ形式など、農中代理業の再委託を行うことにより多数又は広範囲に業務を展開する者に係る問題点を把握した場合には、同様の問題が他の農中代理業者においても生じているおそれがあることから、農林水産省及び金融庁の連携がより重要となることに留意する。なお、このような場合には、速やかに相互に連絡することとする。

V-4-2-1 農中代理業者の禁止行為、不適切な取引等【農中】

(1) 「農林中央金庫代理業者としての取引上の優越的地位を不当に利用」する行為(農中法施行規則第139条第3号)

「農林中央金庫代理業者としての取引上の優越的地位を不当に利用」する行為については、「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」(平成16年12月1日:公正取引委員会(再掲))も参考とするが、例えば次に掲げる行為は、農中代理業者としての取引上の優越的地位を不当に利用する行為に該当し得る(なお、このうち、①及び②は、農中法施行規則第139条第2号に規定する「顧客に対し、不当に、自己又は自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、農中法第95条の2第2項各号に規定する契約の締結の代理又は媒介をする行為」にも該当し得る。)。

① 顧客に対し、自己が兼業業務として行う業務について自己と取引しない場合には資金の貸付けを内容とする契約(その他農中法第95条の2第2項各号に掲げる行為を含む。以下②から④において同じ。)の代理又は媒介を取りやめる旨又は資金の貸付けを内容とする契約の代理又は媒介に関し不利な取扱いをする旨を示唆し、兼業業務で取り扱う商品を購入

することを事実上余儀なくさせること。

- ② 顧客に対する資金の貸付けを内容とする契約の代理又は媒介に当たり、 兼業業務で取り扱う商品の購入を要請し、これに従うことを事実上余儀 なくさせること。
- ③ 顧客に対し、自己が兼業業務として行う業務の競争者と取引する場合には資金の貸付けを内容とする契約の代理又は媒介を取りやめる旨又は資金の貸付けを内容とする契約の代理又は媒介に関し不利な取扱いをする旨を示唆し、自己の兼業業務における競争者からの商品の購入を妨害すること。
- ④ 顧客に対する資金の貸付けを内容とする契約の代理又は媒介を行うに当たり、自己の兼業業務における競争者から商品の購入を行わないことを要請し、これに従うことを事実上余儀なくさせること。
- (2) 「兼業業務における取引上の優越的地位を不当に利用」する行為(農中 法施行規則第139条第5号)

兼業業務における取引上の優越的地位を不当に利用する行為については、「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」(平成 16 年 12 月 1 日:公正取引委員会(再掲))も参考とするが、例えば、V-3-2-2-4(6)に掲げる行為は、兼業業務における取引上の優越的地位を不当に利用する行為に該当し得る(なお、このうち①及び②は、農中法施行規則第 139 条第4号に規定する「顧客に対し、不当に、農中法第 95 条の 2 第 2 項各号に規定する契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として、自己又は自己の指定する事業者と取引をする行為」にも該当し得る。)。

- (3) 準用銀行法第52条の45及び農中法施行規則第139条に規定する禁止行為を防止するための態勢整備に関しては、以下の点に留意することとする。
 - ① 禁止行為を防止するための措置を講ずる責任を有する部署又は担当者を配置し、かつ、それらの部署又は担当者によって禁止行為の防止措置が適切に講じられているかを検証するための内部管理態勢が整備されているか。
 - ② 禁止行為を防止するために必要な研修の実施等の体制、顧客からの苦情に対応するための体制等に関する内部規則の策定及び内部周知が行われているか。
 - ③ 禁止行為を防止するため、農中代理業に関する法令についての知識及び実務経験を有する者による定期的かつ必要に応じた研修を適宜実施しているか。
 - ④ 禁止行為に係る顧客からの苦情受付窓口の明示、苦情処理担当部署の 設置、苦情案件処理手順等の策定等の苦情対応態勢が整備されているか。
- (4) 上記(1)から(3)のほか、不適切な取引等の防止に関してはII 3 1 6 に準じるものとする。

V-4-2-2 法令等遵守(特に重要な事項)【農中】

取引時確認義務、疑わしい取引の届出義務及び反社会的勢力との関係遮断に関する監督手法・対応に関しては、以下の(1)及び(2)によるほか、II-3-1に準じるものとする。

- (1) 検査結果、不祥事件等届出書等により、取引時確認義務及び疑わしい取引の届出義務を確実に履行するための内部管理態勢又は反社会的勢力との関係を遮断するための態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ準用銀行法第52条の53に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、準用銀行法第52条の55に基づき、業務改善命令等を発出するものとする。
- (2) さらに、取引時確認義務及び疑わしい取引の届出義務に違反するなど法令に違反し、又は著しく公益を害したと認められる場合には、準用銀行法第 52 条の 56 に基づき、業務停止命令等を発出するものとする。また、反社会的勢力との関係を認識しているにもかかわらず適切な対応を行わなかった結果、法令に違反し又は著しく公益を害したと認められる場合も同様とする。

V-4-2-3 利用者保護のための情報提供・相談機能等【農中】

準用銀行法第 52 条の 44 第 2 項及び第 3 項並びに農中法施行規則第 129 条から第 139 条までを踏まえ、農中代理業者における利用者保護のための情報提供・相談機能等に関する監督はII-3-2に準じて行うほか、以下の(1)から(3)に留意する。

- (1) 優越的地位の濫用と誤認されかねない説明を防止するための態勢 農中代理業者が他業を兼業する場合には、農中代理業に係る業務及び兼業業務に係る業務を行うに際して、特に独占禁止法上問題となる優越的地位の濫用と誤認されかねない説明を防止する態勢が整備されているかを確認するものとするが、例えば、V-3-2-2-4 (6)及びV-4-2-1 (1)に掲げる行為は、優越的地位の濫用に該当する行為となり得る点に留意する必要がある。
- (2) 預金等との誤認を防止するための態勢 (農中法施行規則第 131 条) 農中代理業者が金融商品の販売又はその代理若しくは媒介を行う場合に は、預金等との誤認防止のための態勢整備が必要であることにも留意する。

(3) 顧客情報管理

① 顧客情報管理については、基本的にII-3-2-3に準じるものとするが、農中代理業者が他業を兼業する場合には、農中代理業務で得た顧客情報が顧客の同意なく兼業業務に流用されることのないよう、顧客情

報を適正に管理するための方法や態勢の整備(例えば、組織・担当者の分離、設備上・システム上の情報障壁の設置、情報の遮断に関する内部規則の制定、研修等職員教育の徹底等)が行われているかどうかについて留意する。

② 特に、非公開金融情報及び非公開情報(なお、顧客の属性に関する情報(氏名、住所、電話番号、性別、生年月日及び職業)は個人情報であるが、非公開金融情報及び非公開情報に含まれない。)の取扱いに関する事前の同意(農中法施行規則第134条)については、例えば以下のような適切な方法により事前に当該顧客の同意を得るための措置を講じているかどうかについて確認する。

ア 対面の場合

事前に、書面による説明を行い、契約申込みまでに書面による同意 を得る方法

イ 郵便による場合

事前に、説明した書面を送付し、農中への提供の前に、同意した旨の返信を得る方法

ウ 電話による場合

事前に、口頭による説明を行い、その後速やかに当該提供について 説明した書面を送付(電話での同意取得後対面にて顧客と応接する場 合には交付でも可とする。)し、契約申込みまでに書面による同意を得 る方法

エ インターネット等による場合

事前に、電磁的方法による説明を行い、電磁的方法による同意を得る方法

V-4-2-4 利用者保護ルール等【農中】

以下に記載するほか、II-3-2に準じるものとする。

準用銀行法第52条の40並びに農中法施行規則第126条及び第131条第2項に規定する農中代理業者による標識の掲示については、標識の形状・大きさ、記載されている文字の明瞭さ、標識が掲示されている状況等から、顧客をして誤認混同ならしめるおそれがないかどうかについて留意する。

V-4-2-5 農中のほか所属金融機関から農中代理業等を受託する場合の措置

V-4-2-5-1 顧客に対する説明等(農中法施行規則第 129 条及び第 132 条の 46)【農中】

農中のほか所属金融機関がある場合には、以下の①から④に掲げる事項を、 事前に、顧客に対し、明らかにしなくてはならないが、その説明方法につい て、例えば書面を活用するなど、できる限り顧客が理解しやすいよう説明す るための態勢が整備されているかどうかについて留意する。

① 顧客が農中に支払うべき手数料と同種の契約につき所属金融機関に支

払うべき手数料が異なるときは、その旨

- ② 顧客が農中と締結しようとする契約と同種の契約の締結の代理又は媒介を所属金融機関が取り扱っているときは、その旨
- ③ 顧客の求めに応じ、②の同種の契約の内容その他顧客に参考となるべき情報
- ④ 最終的に顧客の取引の相手方となる農中の名称又は所属金融機関の名 称若しくは商号
- (注)農中代理業等とは、農中代理業及び所属金融機関のために行う銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業又は特定信用事業代理業をいう。以下同じ。

V-4-2-5-2 顧客情報管理【農中】

農中代理業者が農中のほか所属金融機関から農中代理業等を受託している場合は、農中及び所属金融機関の農中代理業務等で得た顧客情報が顧客の同意なく農中及びその他の所属金融機関の農中代理業務等に流用されることのないよう、顧客情報を適正に管理するための方法や態勢の整備(例えば、組織・担当者の分離、設備上・システム上の情報障壁の設置、情報の遮断に関する内部規則の制定及び研修等職員教育の徹底等の顧客情報管理態勢)が行われているかどうかについて十分に検証する。

V-4-2-6 農中代理業再委託者による農中代理業再受託者の健全かつ 適切な運営を確保するための措置【農中】

- (1) 農中代理業再委託者は、農中代理業再受託者が営む農中代理業に係る業務の指導その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じる責任を負っていることから、農中代理業再受託者の監督に当たっては、農中とともに農中代理業再委託者としての責任に十分に留意しなければならない。したがって、農中代理業再受託者が営む農中代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するためには、農中代理業再委託者を適切に監督する必要がある。
- (2) 農中代理業再受託者又は農中代理業再受託者になろうとする者に問題点が把握された場合や、農中代理業再委託者に対するオフサイト・モニタリングを実施すること等により、農中代理業再委託者からの情報収集を行う場合には、必要に応じ、V-5-2に準じるほか、農中代理業再受託者再受託した農中代理業務を第三者に委託することを防止するための体制が整備されているかについても留意するものとする。
- (3) 農中代理業再委託者において農中代理業再受託者の指導監督態勢等に係る問題点が把握された場合には、農中代理業再受託者における内部管理態勢等に問題が生じているおそれがあることから、V-3-1-3(1)に則り農林水産省及び金融庁が連携する必要があることに留意する。

また、いわゆるフランチャイズ形式など、農中代理業の再委託を行うことにより多数又は広範囲に業務を展開する者に係る問題点を把握した場合には、速やかに相互に連絡することとする。

V-4-2-7 その他

V-4-2-7-1 名義貸しの禁止【農中】

準用銀行法第52条の41に規定する「自己の名義」に該当するか否かの判断に際しては、例えば、当該農中代理業者の略称等の使用を許可している場合であっても「自己の名義」に該当し得ることに留意する。

V-4-2-7-2 農中代理業に関する報告書の縦覧に係る留意事項【農中】

準用銀行法第52条の50第2項及び農中法施行規則第141条第5項に規定する農中代理業に関する報告書の縦覧については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 報告書の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律第1条に規定する行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、農林水産大臣又は金融庁長官がそれぞれ指定する時間内とする。ただし、報告書の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間を変更できるものとする。
- (2) 報告書は、農林水産大臣又は金融庁長官がそれぞれ指定する縦覧場所以外に持ち出してはならないものとする。
- (3) 縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否することができるものとする。
 - ① 上記(1)又は(2)その他監督当局の指示に従わない者
 - ② 報告書を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者
 - ③ 他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者
- (4) 報告書のうち、公衆の縦覧の対象から除かれる「当該農林中央金庫代理 業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項」には、例え ば、報告書の添付書類として提出される財産調書や貸借対照表が含まれる と考えられる。
- (5) 農中代理業者に係る報告書の閲覧の申請があった場合は、農林水産省及び金融庁において閲覧が可能である旨を申請者に伝えるものとする。

V-4-2-7-3 農中の説明書類等の縦覧【農中】

農中法施行規則第 142 条第4項に規定する「当該申請をした農林中央金庫

代理業者が第1項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由」とは、例えば天災地変、縦覧により第三者の正当な利益を侵害するおそれが大きい場合等を指し、当該農中代理業者の単なる自己都合は含まれないことに留意する。

Ⅴ-5 農中(農中代理業の委託者としての農中)

V-5-1 意義【農中】

- (1) 農中は、農中代理業者が営む農中代理業に関し、農中代理業に係る業務の指導その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じる責任を負っている。
- (2) 農中法が、農中代理業者のみならず、農中にこのような責任を負わせた 趣旨は、農中代理業者が営む農中代理業に係る業務の健全かつ適切な運営 の確保の責任は、第一義的には農中が果たさなければならないということ を宣言したものであり、農中代理業者の監督に当たっても、農中の第一義 的な責任に十分に留意しなければならない。

したがって、農中代理業者の監督に当たっては、別紙5のとおり、農中 代理業者自身への監督の重要性もさることながら、農中に対する監督に重 点を置き、まずは農中への監督を通じて、農中代理業者が営む農中代理業 に係る業務の健全かつ適切な運営が確保されるよう監督を行う必要がある。

V-5-2 主な着眼点【農中】

- (1) 農中から農中法施行規則第 150 条第1項第 34 号の届出等が提出された場合や農中に対するオフサイト・モニタリングを実施する場合、農中代理業者又は農中代理業者になろうとする者の内部管理態勢に問題が認められた場合などにより、農中からの情報収集を行う際には、農中において、以下のような観点からの検証が行われているかどうかについて留意する。
- (2) 農中において農中代理業者の指導監督態勢等に係る問題点が把握された場合には、農中代理業者における内部管理態勢等に問題が生じているおそれがあることから、V-3-1-3 (1) に則り農林水産省及び金融庁が連携する必要があることに留意する。

また、いわゆるフランチャイズ形式など、農中代理業の再委託を行うことにより多数又は広範囲に業務を展開する者に係る問題点を把握した場合には、速やかに相互に連絡することとする。

V-5-2-1 農中代理業者の選定等に係る留意点【農中】

- (1) 農中代理業を委託する契約を締結する(委託した農中代理業を再委託することについて許諾することを含む。)に際して、経営管理上の位置付けや業務を委託することに伴う各種リスクの把握及び管理の方法等について、十分に検討が行われているか。
- (2) 農中代理業を委託しようとする者が、法令上の許可の基準に適合するものであるかどうかについて、十分に検討が行われているか。特に、農中代理業を委託しようとする者が兼業業務を行う場合にあっては、当該兼業業務の内容について、「兼業業務の内容が農中代理業者としての社会的信用を

損なうおそれがないこと」(農中法施行規則第 123 条第 6 号ロ)を踏まえた 検討を行うことに留まらず、農中のレピュテーション等の観点からも十分 な検討が行われているか。

(3) 農中代理業を委託しようとする者が、反社会的勢力であるか、又は反社会的勢力との関係を遮断する措置をとっているものであるかについて、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)の趣旨に鑑み、十分な検討が行われているか。

V-5-2-2 農中による農中代理業者の業務の適切性等を確保するため の措置(準用銀行法第52条の58及び農中法施行規則第145条)【農中】

- (1) 農中代理業者の監督のための内部管理態勢の整備
 - ① 農中代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を 講ずる責任を有する部署を設置し又は担当者を配置する等、農中代理業 者の適切な監督を行うための体制が整備されているか(農中代理業者に 対する業務監査体制を含む。)。
 - ② それらの部署又は担当者によって各農中代理業者の農中代理業に係る業務の適切性等を確保するための措置が適切に講じられているかを検証するための内部管理態勢が整備されているか。
 - ③ 農中代理業の再委託を行う場合、特に、いわゆるフランチャイズ形式などにより多数又は広範囲に業務を展開する場合には、関係者が多くなること等から、農中により適切な指導監督等が図られているかについてより一層留意すること。また、農中は、農中代理業再委託者において農中代理業再受託者に対する適切な指導監督態勢等が整備されているかを検証する必要があることに留意すること。

(2) 委託契約等の内容

① 農中法施行規則第 121 条第 1 項各号及び第 145 条第 1 項各号に列挙されている事項並びにそれらの遵守状況のモニタリングに関する定めが委託契約の内容とされているか。

また、農中が農中代理業者を指導監督するに当たっては、農中が契約 当事者となっていない場合であっても、その場合と同様の契約内容となっているかについて検証が行われる態勢となっているか。

- ② 農中代理業者の内部規則等について、十分な検証が行われる態勢となっているか。また、当該内部規則等の改正に当たっては、当該農中代理 業者との間で内容について十分に精査することができる態勢となっているか。
- (3) 法令等を遵守させるための研修の実施(農中法施行規則第 145 条第1項 第1号)
 - ① 農中代理業に関する法令等の規定を遵守させるために、農中法のみな

らず、犯収法、個人情報保護法その他関係法令及び農中代理業者の内部 規則等について網羅的に研修が行われているか。

- ② 研修においては、農中代理業に関する法令についての知識及び実務経 験を有する者が講師として指導にあたることとしているか。
 - (注)研修の講師は、知識及び実務経験を有する限り、農中又は農中代理 業者の役職員であるか否かを問わない。
- ③ 定期的な研修の実施により、農中代理業者及びその農中代理業に従事する者が適時その業務遂行能力等を維持・向上できる態勢が取られているか。
- ④ 実施した研修の内容に対し、農中代理業者及び農中代理業に従事する 者が適切に業務を遂行するため必要な範囲で、その内容を理解している かの検証を行っているか。
- (4) 農中代理業者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置(農中法施行規則第145条第1項第2号)
 - ① 農中法施行規則第 145 条第 1 項第 2 号に基づく監督等が適切に実施され、その実施状況についてモニタリングが行われているか。
 - ② 上記モニタリングの結果等について、農中内の責任ある部署において 検証が行われ、必要に応じて経営陣に報告が行われ、農中の適切な業務 指導や農中代理業者の適切な業務運営に反映させるなどの態勢整備が図 られているか。
- (5) 必要に応じて農中代理業委託契約を解除することができるための措置 (農中法施行規則第145条第1項第3号)

農中代理業者に対するモニタリングの結果、問題が発見された場合には、 農中代理業者への指導、委託契約の解除等適切な措置を講じる態勢が整備 されているか。また、委託契約の解除を行う際には、適切な顧客保護が図 られる態勢が整備されているか。

(6) 農中自らが審査を行うための措置(農中法施行規則第 145 条第1項第4 号)

農中代理業者が行う資金の貸付け又は手形の割引の審査について、必要に応じて農中自らが審査を行うことのできるよう、農中への事前報告・承認等を必要とする場合の基準、態勢等が整備されているか。

- (7) 顧客情報の適切な管理及び犯罪を防止するための措置(農中法施行規則 第145条第1項第5号及び第7号)
 - ① 農中代理業者における顧客情報の適正な管理を確保するための態勢整備及び農中代理業者の営業所又は事務所における農中代理業に係る業務に関する犯罪防止措置については、例えば、物的設備、人員の配置、システムのセキュリティ対策等、農中が自らの顧客情報管理及び農中の支店等における犯罪防止に関し講じているのと同程度の態勢整備を行うことができるよう、適切な指導やノウハウの提供等が行われているか。

- ② 農中代理業者に対して、犯収法及び外為法の規定の理解を促すとともに、預金口座等が組織犯罪等に利用されることを防止する態勢が整備されているか。
- ③ 農中代理業者に対して、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)の理解を慫慂し、同指針の趣旨に沿った態勢を整備させるなど、反社会的勢力との関係を遮断する態勢が整備されているか。
- (8) 農中代理業者の営業所又は事務所の廃止に当たっての措置(農中法施行規則第145条第1項第8号)

農中代理業者の農中代理業を営む営業所又は事務所の廃止に当たり、顧客に係る取引を農中、他の金融機関又は他の農中代理業者等へ支障なく引き継ぐためのスケジュールや業務移管の方法、顧客への通知方法その他の顧客に著しい影響を及ぼさないための処理を円滑に実施するための態勢整備が行われているか。

(9) 苦情処理のための措置(農中法施行規則第145条第1項第9号) 農中代理業者が行う農中代理業に係る顧客からの苦情受付窓口の明示、 苦情処理担当部署の設置、苦情案件処理手順等の策定等の苦情対応態勢が 整備されているか。

V-5-2-3 農中代理業者の原簿の閲覧に係る留意事項【農中】

準用銀行法第 52 条の 60 に基づき預金者等その他の利害関係人から農中代理業者に関する原簿の閲覧請求があったときは、原則として閲覧に応じる必要があることに留意する。その際、可能な限りインターネットを利用して表示するよう促すものとする。

VI 特定信用事業電子決済等代行業及び農林中央金庫電子決済等代行業 VI-1 意義

- (1) 特定信用事業電子決済等代行業とは、農協法第92条の5の2第2項第1号及び同項第2号に定める行為のいずれかを行う営業をいい、農林中央金庫電子決済等代行業とは、農中法第95条の5の2第2項第1号及び同項第2号に定める行為のいずれかを行う営業をいう。(以下、VIにおいて、「系統金融機関電子決済等代行業」と総称する。)
- (2) 特定信用事業電子決済等代行業者とは、農協法第92条の5の2第1項の登録を受けて特定信用事業電子決済等代行業を営む者をいい、農林中央金庫電子決済等代行業者とは、農中法第95条の5の2第1項の登録を受けて農林中央金庫電子決済等代行業を営む者をいう。(以下、VIにおいて「系統金融機関電子決済等代行業者」と総称する。)
- (3)銀行法等の一部を改正する法律(平成29年法律第49号。以下VI-2-2(1)において「改正法」という。)により農協法及び農中法の改正を行い、系統金融機関電子決済等代行業を営む者の登録制度が導入されたことを踏まえ、系統金融機関電子決済等代行業者の監督に係る基本的な考え方等を定めるものである。

Ⅵ-2 基本的な考え方

VI-2-1 系統金融機関電子決済等代行業者の監督に関する基本的な考え 方

系統金融機関電子決済等代行業を営む者の登録制度については、他の金融 関連の諸制度とは異なり、人的構成要件は求めておらず、財産的基礎も純資 産額が負値でないことのみを求めているなど、新規参入のハードルは非常に 低く設定されており、個人や中小・零細企業が申請してくることも想定して 制度設計がなされている。その趣旨は、IT企業等を含む多様な参加者によ る金融サービスのイノベーションを促進する観点にあり、規制は利用者保護 を図る観点から必要最小限のものとなっている。

他方で、系統金融機関電子決済等代行業は、利用者と系統金融機関との中間に位置し、決済指図の伝達や口座情報の取得・顧客への提供を行うことから、利用者保護を図るため、システムの安定性が求められる。

このため、系統金融機関電子決済等代行業者の監督においても、利用者保護を図る観点から、主要なリスクにフォーカスし、業容拡大に伴う体制の充実に向けた取組についてモニタリングを行っていくものとする。

系統金融機関電子決済等代行業は基本として IT を活用した業務であり、その主要なリスクは、システムリスクとなる。また、系統金融機関電子決済等代行業者と系統金融機関間の連携(さらに、系統金融機関電子決済等代行業再委託者が介在するケースもある。)に伴うリスクも存在することから、事業者間の利用者保護のための取組も重要となる。したがって、系統金融機関電子決済等代行業者の監督に当たっては、システムリスク管理態勢及び利用者

保護を図るための取組態勢を中心にモニタリングを実施し、系統金融機関電子決済等代行業者が、システムの安定性や利用者保護を確保しつつ、技術の進展をリードし、利用者利便の向上に資するサービスを提供することを促していくものとする。

VI-2-2 監督に係る事務処理の基本的考え方

(1) 監督手法

改正法の附帯決議では、フィンテックが急速に進展する中で、IT 企業等を含む多様な参加者による金融サービスのイノベーション促進を支援する観点から、報告徴求・検査等が関係事業者等の活動やイノベーションを阻害しないこと等に留意することが求められている。こうしたことや、小規模な事業者も多く、利用者の金銭を預からない業務特性も踏まえ、事業者の負担軽減の観点から、主要なリスクであるシステムリスクや、利用者保護を図るための取組状況について、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、原則オフサイト・モニタリングによりモニタリングを実施するものとする。

(2) 監督部局間の連携

銀行法に基づく登録を受けた電子決済等代行業者は、農協法及び農中法に基づき届出を行い、系統金融機関電子決済等代行業を営むことができる。この場合において、電子決済等代行業者の監督部局と密接な連携を図り、システムリスク管理態勢など電子決済等代行業者の業務運営に係る問題の状況等を把握することに努めるものとする。

(3) 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長等への内部委任

特定信用事業電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所の所在地が 財務事務所又は出張所の管轄区域内にある場合においては、管轄財務局長 に委任した権限は、財務局長の判断により当該財務事務所長又は出張所長 に内部委任することができるものとする。

なお、法令等に基づく申請書、届出書等は、管轄財務局長あて提出させるものとする。

(4) 金融庁及び農林水産省との調整

財務局長は、特定信用事業電子決済等代行業者の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理に当たり、以下に掲げる事項(その他の事項についても必要に応じ金融庁及び農林水産省と調整することを妨げない。)については、あらかじめ金融庁及び農林水産省と調整するものとする。なお、調整の際は、財務局における検討の内容及び処理意見を付するものとする。

- ① 準用銀行法第52条の61の16の規定による業務改善命令
- ② 準用銀行法第52条の61の17第1項の規定による登録の取消し又は業務の停止命令

(5) 行政報告

財務局長は、各四半期末現在における特定信用事業電子決済等代行業者の状況について、翌月20日までに金融庁へ報告することとする。

また、財務局長は、特定信用事業電子決済等代行業者の監督に関し、以下の①から⑤までに掲げる場合は、その内容を遅滞なく金融庁に報告するものとする。加えて、以下の⑥に掲げる場合は、その内容を遅滞なく金融庁に報告するとともに、他の財務局あて関係資料を送付するものとする。その際は、当該取消しの日前30日以内の役員の氏名に関する資料もあわせて報告・送付するものとする。

- ① 準用銀行法第52条の61の4第1項による登録を行った場合
- ② 準用銀行法第52条の61の7第1項による廃業等の届出を受理した場合
- ③ 準用銀行法第52条の61の14により報告及び資料の提出を求めた場合
- ④ 準用銀行法第52条の61の16による業務改善命令を行った場合
- ⑤ 準用銀行法第52条の61の17第1項の規定による業務停止命令を行った場合
- ⑥ 準用銀行法第52条の61の17第1項の規定による登録の取消しを行った場合
- (6) 系統金融機関電子決済等代行業者が提出する申請書、届出書等における 記載上の留意点

系統金融機関電子決済等代行業者が提出する申請書、届出書等において、 役員等の氏名を記載する際には、婚姻により氏を改めた者においては、婚姻的の氏名を括弧書きで併せて記載できることに留意する。

WI-3 システムリスク

VI-3-1 意義

- (1) システムリスクとは、コンピュータシステムのプログラムミスや脆弱性等によるダウン又は誤作動等に伴い、利用者及び系統金融機関電子決済等代行業者並びに系統金融機関が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより利用者及び系統金融機関電子決済等代行業者並びに系統金融機関が損失を被るリスクをいうが、系統金融機関電子決済等代行業者には新商品・サービスの提供の拡大等に伴い、システム上の諸課題に的確に対応することが求められている。仮に系統金融機関電子決済等代行業者において、システム障害やサイバーセキュリティ事案(以下「システム障害等」という。)が発生した場合は、利用者の社会経済生活、企業等の経済活動において利便性が損なわれるのみならず、利用者保護上重大な影響を及ぼす問題が発生するおそれがある。このため、決済システムの補助的機能を担う系統金融機関電子決済等代行業者にとってシステムリスク管理態勢の充実強化は重要である。
- (2) ただし、以下の着眼点に記述されている字義どおりの対応が系統金融機 関電子決済等代行業者においてなされていない場合にあっても、当該系統

金融機関電子決済等代行業者の規模・業務の特性等や、系統金融機関電子決済等代行業者のシステムのみが停止した場合においては、利用者は、当該系統金融機関電子決済等代行業者のシステムを経由せずとも、直接的に系統金融機関のシステムを利用すれば、送金指図の伝達や口座情報の取得が可能であることを踏まえ、誤送金などの重大な問題が発生しておらず、利用者保護の観点から特段の問題が認められないのであれば、直ちに改善を求める必要はない。

また、系統金融機関電子決済等代行業者の能力に照らして、当該系統金融機関電子決済等代行業者単独では、その行う系統金融機関電子決済等代行業に必要な水準を満たすことができない部分があったとしても、当該業務を行うにあたって連携・協働する系統金融機関においてその部分を分担する場合には、必要な水準を満たすものと判断する(ただし、この場合、系統金融機関電子決済等代行業者が新たに別の系統金融機関と連携・協働する場合には、新たに連携・協働する系統金融機関が、その部分を分担できているかに留意するものとする。)。

(注) サイバーセキュリティ事案とは、情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行や DDoS 攻撃等の、いわゆる「サイバー攻撃」により、サイバーセキュリティが脅かされる事案をいう。

VI-3-2 主な着眼点

- (1) システムリスク管理
 - ① システムリスク管理担当部署は、サービスの多様化による大量取引の発生や、ネットワークの拡充によるシステム障害等の影響の複雑化・広範化などを踏まえ、定期的に又は適時にリスクを認識・評価しているか。また、定期的なレビューに加え、新規サービス(利用者への影響の大きい変更や、システムの変更を伴わないものの大規模な販売促進活動を行う場合を含む。)の提供とともに、レビューを実施しているか。
 - ② システム障害等の発生時の被害拡大防止策及び迅速な復旧対応について、経営上の重大な課題と認識し、態勢を整備しているか。 特に、サイバーセキュリティ事案の未然防止について、重大な課題と認識し、態勢を整備しているか。
 - ③ 経営に重大な影響を及ぼすシステム障害等が発生した場合に、速やかに経営上責任を負う立場の者に対して報告することとなっているか。 また、必要に応じて、対策本部を立ち上げ、速やかに問題の解決を図る 態勢を構築できるよう検討を行っているか。
 - ④ 現行システムの仕組み及び開発技術の継承を含め、事業継続のために 必要な技術的対応に関する計画を策定し、実施しているか。
 - ⑤ 提供する新サービス、系統金融機関の API 仕様変更及び認証方式の変 更等について、利用者側の動作環境を踏まえたテストシナリオを設定し、 検証しているか。

⑥ システムリスク管理態勢の整備・見直しに当たっては、その内容について第三者による評価や金融情報システムセンターが示す基準(API接続チェックリスト解説書等)など、客観的な水準が判定できるものを根拠として整備しているか。また、システムリスク管理態勢は、システム障害等の把握・分析、リスク管理の実施結果や技術進展等に応じて、不断に見直しを実施しているか。

(2) 情報セキュリティ管理

- ① 情報資産を適切に管理するために方針の策定、組織体制の整備、社内 規程の策定、内部管理態勢の整備を図り、定期的に見直しを行っている か。また、他社における不正事案等も参考に、情報セキュリティ管理態 勢の PDCA サイクルによる継続的な改善を図っているか。
- ② 情報の機密性、完全性、可用性を維持するために、情報資産の安全管理に関する業務遂行の責任者を定め、その役割・責任を明確にした上で、管理しているか。また、同責任者は、システム、データ、ネットワーク管理上のセキュリティに関することについて統括しているか。
- ③ コンピュータシステムの不正使用防止対策、不正アクセス防止対策、 コンピュータウィルス等の不正プログラムの侵入防止対策等を実施して いるか。
- ④ 系統金融機関電子決済等代行業者が責任を負うべき利用者の重要情報 を網羅的に洗い出し、把握、管理しているか。利用者の重要情報の洗い 出しに当たっては、必要に応じ、業務、システム、外部委託先及び系統 金融機関電子決済等代行業再委託者を対象範囲とすることも検討してい るか。
- ⑤ 洗い出した利用者の重要情報について、重要度判定やリスク評価を実施しているか。

また、それぞれの重要度やリスクに応じ、以下のような情報管理ルールを策定しているか。

- ・情報の暗号化、マスキングのルール
- ・情報を利用する際の利用ルール
- ・ 記録媒体等の取扱いルール 等
- ⑥ 洗い出した利用者の重要情報について、以下のような不正アクセス、 不正情報取得、情報漏えい等を牽制、防止する仕組みを導入しているか。
 - ・社員の権限に応じて必要な範囲に限定されたアクセス権限の付与
 - ・アクセス記録の保存、検証
 - ・開発担当者と運用担当者の分離、管理者と担当者の分離等の相互牽制体制制等
- ⑦ 機密情報について、暗号化やマスキング等の管理ルールを定めているか。また、暗号化プログラム、暗号鍵、暗号化プログラムの設計書等の管理に関するルールを定めているか。また、情報の重要度に応じて管理ルールを設定しているか。

なお、「機密情報」とは、パスワード、トークン等、漏えいにより利用 者に損失が発生する可能性のある情報をいう。

- ⑧ 機密情報の保有・廃棄、アクセス制限、外部持ち出し等について、業 務上の必要性を十分に検討し、より厳格な取扱いをしているか。
- ⑨ 情報資産について、管理ルール等に基づいて適切に管理されていることを定期的にモニタリングし、管理態勢を継続的に見直しているか。
- ⑩ セキュリティ意識の向上を図るため、全社員に対するセキュリティ教育(外部委託先におけるセキュリティ教育の実施状況の確認等を含む)を行っているか。
- ① 第三者機関のクラウドサービスを利用する場合には、選定に際して、 その特性を踏まえた上で、セキュリティの安全性について適切な評価を 実施しているか。
- ② 系統金融機関電子決済等代行業に関して取得した個人データの第三者 提供を行う場合には、金融分野ガイドライン第12条等を遵守するための 措置が講じられているか。特に、その業務の性質や方法に応じて、以下 の点にも留意しつつ、個人利用者から適切な同意の取得が図られている か。
 - ア 金融分野ガイドライン第3条を踏まえ、個人利用者からスマートフォン等の非対面による方法で第三者提供の同意を取得する場合、例えば、同意文言や文字の大きさ、画面仕様その他同意の取得方法を工夫することなどにより、個人利用者が、第三者提供先、当該提供先に提供される情報の内容及び当該提供先における利用目的について、明確に認識したうえで同意できるような仕様としているか。
 - イ 過去に個人利用者から第三者提供の同意を取得している場合であっても、第三者提供先や提供する情報の内容が異なる場合、又はあらかじめ特定された第三者提供先における利用目的の達成に必要な範囲を超えた提供となる場合には、改めて個人利用者の同意を取得することにしているか。
 - ウ 第三者提供先が複数に及ぶ場合や、第三者提供先により情報の利用目的が異なる場合、個人データの提供先が複数に及ぶことや各提供先における利用目的が認識できるよう、同意の取得方法、同意の取得時機等を適切に検討しているか。また、個人利用者が、第三者提供先や第三者提供先における利用目的、提供される情報の内容について、過剰な範囲の同意を強いられる等していないか。

(3) サイバーセキュリティ管理

- ① サイバーセキュリティについて、経営上責任を負う立場の者は、サイバー攻撃が高度化・巧妙化していることを踏まえ、サイバーセキュリティの重要性を認識し必要な態勢を整備しているか。
- ② サイバーセキュリティについて、組織体制の整備、社内規程の策定の ほか、以下のようなサイバーセキュリティ管理態勢の整備を図っている か。
 - ・サイバー攻撃に対する監視体制
 - ・サイバー攻撃を受けた際の報告及び広報体制
 - ・組織内 CSIRT (Computer Security Incident Response Team) 等の緊急

時対応及び早期警戒のための体制

- ・情報共有機関等を通じた情報収集・共有体制 等
- ③ サイバー攻撃に備え、入口対策、内部対策、出口対策といった多段階 のサイバーセキュリティ対策を組み合わせた多層防御を講じているか。
 - ・入口対策(例えば、ファイアウォールの設置、抗ウィルスソフトの導入、 不正侵入検知システム・不正侵入防止システムの導入等)
 - ・内部対策(例えば、特権 ID・パスワードの適切な管理、不要な ID の削除、特定コマンドの実行監視 等)
 - ・出口対策(例えば、通信ログ・イベントログ等の取得と分析、不適切な 通信の検知・遮断 等)
- ④ サイバー攻撃を受けた場合に被害の拡大を防止するために、以下のような措置を講じているか。
 - · 攻撃元の IP アドレスの特定と遮断
 - · DDoS 攻撃に対して自動的にアクセスを分散させる機能
 - ・システムの全部又は一部の一時的停止 等
- ⑤ システムの脆弱性について、OS の最新化やセキュリティパッチの適用 など必要な対策を適時に講じているか。
- ⑥ サイバーセキュリティについて、ネットワークへの侵入検査や脆弱性 診断等を活用するなど、セキュリティ水準の定期的な評価を実施し、セ キュリティ対策の向上を図っているか。
- ⑦ サイバー攻撃を想定したコンティンジェンシープラン (緊急時対応計画)を策定し、訓練や見直しを実施し、高度化を図っているか。

(4) 外部委託管理

- ① 外部委託先の選定に当たり、選定基準に基づき評価、検討のうえ、選 定しているか。
- ② 外部委託契約において、外部委託先との役割分担・責任、監査権限、 再委託手続き、提供されるサービス水準等を定めているか。また、外部 委託先の全社員が遵守すべきルールやセキュリティ要件を外部委託先へ 提示し、契約書等に明記しているか。
- ③ システムに係る外部委託業務 (二段階以上の委託を含む) について、リスク管理が適切に行われているか。

特に外部委託先が複数の場合、管理業務が複雑化することから、より高度なリスク管理が求められることを十分認識した体制となっているか。

- システム関連事務を外部委託する場合についても、システムに係る外部 委託に準じて、適切なリスク管理を行っているか。
- ④ 外部委託業務(二段階以上の委託を含む)について、委託元として委 託業務が適切に行われていることを定期的にモニタリングしているか。

(5) 被害拡大防止措置

① システム障害等が発生した場合に、利用者に対し無用の混乱を生じさせないよう、利用者の被害拡大防止策を含め適切な措置を検討しているか。特に、系統金融機関電子決済等代行業者のシステムのみが停止した

場合においては、利用者は、当該系統金融機関電子決済等代行業者のシステムを経由せずとも、直接的に系統金融機関のシステムを利用すれば、送金指図の伝達や口座情報の取得が可能であることから、適切にそうした案内・利用者からの相談・照会対応ができているか。

なお、クラウドサービスに障害が発生した場合に備え、対応策の検討又は利用者への適時適切な注意喚起が重要であることを念頭にクラウド事業者との障害発生時の連絡体制等の構築に努めているか。

② また、システム障害等の発生に備え、最悪のシナリオを想定した上で、 必要な対応を行う態勢を検討しているか。

特に、業務への影響が大きい重要なシステムについては、バックアップシステム等を事前に準備し、災害、システム障害等が発生した場合に、速やかに業務を継続できる態勢を整備しているか。

- ③ システム障害等の発生原因の究明、復旧までの影響調査、改善措置、 再発防止策等を的確に検討しているか。
- ④ システム障害等の影響を極小化するために、例えば、部分的障害の影響が波及する経路や迂回不能な単一障害点の把握など、影響波及の観点からリスク評価を行い、クラウドサービスの仕組みを適切に利用してリスク低減を図るなど、利用者の被害を最小化するためのサービス・システム的な仕組みの整備について検討しているか。

VI-3-3 監督手法・対応

- (1) 系統金融機関電子決済等代行業に係る障害発生時
 - ① システム障害等の発生を認識次第、直ちに、その事実を系統金融機関 電子決済等代行業者の監督部局宛てに報告を求めるものとする。

また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めることとする。 ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも、1か月以内に現状に ついての報告を求めるものとする。

特に、社会的に影響の大きいシステム障害等の場合や障害の原因解明に時間を要している場合等には、直ちに、障害の事実関係等についての一般広報及びホームページ等における利用者対応等も含めたコンティンジェンシープランの発動状況をモニタリングするとともに、迅速な原因解明と復旧を要請するものとする。

(注) 報告すべきシステム障害等

その原因の如何を問わず、系統金融機関電子決済等代行業者等 (外部委託先や利用しているクラウドサービス提供事業者を含む。)が現に使用しているシステム・機器 (ハードウェア、ソフトウェア共) に発生した障害であって、その機能に遅延、停止等が生じているもの又はそのおそれがあるもの。

ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても、他のシステム・機器が速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。

なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がな

され、又はサイバー攻撃が検知される等により、利用者や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められる時は、報告を求めるものとする(系統金融機関電子決済等代行業者の業務特性に応じて対応するものとする。)。

② 必要に応じて、準用銀行法第 52 条の 61 の 14 第 1 項に基づき追加の報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、準用銀行法第 52 条の 61 の 16 に基づき業務改善命令を発出するものとする(行政処分を行うに当たっては、Ⅲ - 6 に準じる。)。

(2) 不正送金、誤送金、情報漏えい等

特権 ID の悪用による不正送金やシステムのプログラムミスによる誤送金等の利用者や経営に重大な影響がある問題を認識後、30 日以内にその事実を系統金融機関電子決済等代行業者の監督部局宛てに報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、準用銀行法第52条の61の16に基づき業務改善命令を発出するものとする(個人である利用者に関する情報の漏えいに関するものについては、農協法又は農中法に基づく対応の他、個人情報保護法における事業所管大臣への権限委任の状況に従い、必要な措置を執る場合があることに留意するものとする。)。

(3) 外部委託先への対応

システムに係る外部委託業務について、外部委託先における適切な業務 運営が懸念される場合など、必要があると認められる場合には、以下のと おり取り扱うものとする。

- ① 系統金融機関電子決済等代行業者の管理態勢に問題が認められる場合上記(2)の系統金融機関電子決済等代行業者の監督部局宛報告等により、系統金融機関電子決済等代行業者の業務の外部委託先に係る管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、準用銀行法第52条の61の14第1項に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、準用銀行法第52条の61の16に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。
- ② 外部委託先の業務運営態勢等に問題が認められる場合

委託者である系統金融機関電子決済等代行業者を通じて、事実関係等の 把握等に努めることを基本とする。この場合においても、当該系統金融機 関電子決済等代行業者に対しては、必要に応じ、準用銀行法第 52 条の 61 の 14 第 1 項に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合に は、準用銀行法第 52 条の 61 の 16 に基づき業務改善命令を発出する等の 対応を行うものとする。ただし、事案の緊急性や重大性等が高い場合、系 統金融機関電子決済等代行業者に対して確認するだけでは十分な実態把 握等が期待できない場合などには、外部委託先に対して、直接、ヒアリン グを行うなど事実関係の把握等に努めることとするが、特に必要があると 認められる場合(例えば、当該外部委託先に対して多数の他の系統金融機 関電子決済等代行業者が同種の外部委託を行っている場合など)には、当 該外部委託先に対して、事実関係や発生原因分析及び改善・対応策等必要 な事項について、準用銀行法第52条の61の14第2項に基づく報告を求めることとする(行政処分を行うに当たっては、Ⅲ-6に準じる。)。

(注) 外部委託先に対してヒアリングを実施するに際しては、必要に応じ、 委託者である系統金融機関電子決済等代行業者の同席を求めるものと する。

VI-4 利用者保護ルール等

VI-4-1 意義

系統金融機関電子決済等代行業者のうち、農中法第95条の5の2第2項第1号又は農協法92条の5の2第2項第1号に掲げる行為を行う者が提供する決済サービス(系統金融機関電子決済等代行業再委託者が行う業務を含む。以下「電子決済サービス」という。)は、利用者の社会経済生活や企業等の経済活動の利便性を高めるものとなり得る一方、前述(II-3-6)の通り、系統金融機関と系統金融機関外部の決済サービス事業者等による連携サービスを狙う犯罪が発生していることを踏まえ、電子決済サービス全体のリスクを把握し、安全性を確保していくことが、系統金融機関電子決済等代行業者及び系統金融機関の双方にとって重要な課題となっている。

以上を踏まえ、電子決済サービスを提供する系統金融機関電子決済等代行業者においては、系統金融機関電子決済等代行業の利用者や連携・協働する系統金融機関の利用者(以下、VI-4及びVI-5において「利用者等」という。)の利益の保護を含む系統金融機関電子決済等代行業の健全かつ適切な運営の確保の観点から、当該リスクに応じた管理態勢を構築することが重要であり、系統金融機関電子決済等代行業者の監督に当たっては、例えば以下のような点に留意するものとする。

Ⅵ-4-2 主な着眼点

- (1) 内部管理態勢の整備
 - ① 経営陣は、電子決済サービスの導入時及びその内容・方法の変更時において、電子決済サービス全体につき利用者等の利益の保護に係る問題点を含め内在するリスクを内部管理担当部署に特定させ、これらを踏まえ、適時にリスクを低減させる態勢を整備しているか。
 - ② 内部管理担当部署は、電子決済サービスにおいて発生が見込まれる犯罪の類型に基づき、関連する犯罪の発生状況や手口に関する情報の収集・分析を行い、今後発生が懸念される犯罪手口も考慮した上で、電子決済サービスに係る業務の実施態勢(不正防止策を含む。)の向上を図っているか。また、その内容を定期的かつ適時に経営陣に報告しているか。
 - ③ 内部監査担当部署は、定期的かつ適時に、電子決済サービスに係る業務の実施態勢(不正防止策を含む。)について監査を行っているか。 また、監査結果を経営陣に報告しているか。
 - ④ 経営陣は、上記のような、リスク分析、リスク軽減策の策定・実施、

当該軽減策の評価・見直しからなるいわゆる PDCA サイクルが機能する 環境を作り出しているか。

(2) セキュリティの確保

- ① 不正取引を防止する観点から、電子決済サービスの導入時及びその内容・方法の変更時において、連携・協働する系統金融機関と協力し、電子決済サービス全体のリスク評価を実施しているか。また、連携・協働する系統金融機関におけるリスク評価の作業に協力しているか。
- ② 連携・協働する系統金融機関との役割分担・責任を明確化しているか。
- ③ リスク評価を踏まえ、連携・協働する組合と協力し、利用者に係る情報を照合するほか、リスクに見合った適切かつ有効な不正防止策を講じているか。

例えば、電子決済サービスにおける系統金融機関との連携に際し、 連携・協働する系統金融機関に登録された預貯金者の電話番号や住所 宛てに系統金融機関電子決済等代行業者における認証に必要な情報を 送付することや、利用上限額を不正取引が抑止できると考えられる水 準に設定するなど、適切かつ有効な不正防止策を講じているか。

(注)連携・協働する系統金融機関との情報の照合に当たっては、公 的個人認証を用いる場合を除き、利用者の氏名・生年月日に加え、 住所や電話番号も対象項目とすることが望ましい。

また、連携・協働する系統金融機関において、例えば、固定式の ID・パスワードによる本人認証に加えてハードウェアトークンやソフトウェアトークンによる可変式パスワードを用いる方法、公的個人認証等の電子証明書を用いる方法が導入されているなど、実効的な要素を組み合わせた多要素認証等の認証方式が導入されていることを確認しているか。

- (注)系統金融機関電子決済等代行業者における不正防止策は、連携・ 協働する組合における不正防止策の内容と重複しないものとする 必要がある点に留意する。また、連携・協働する系統金融機関にお いて、電話番号など認証に利用される情報の登録・変更に堅牢な認 証方式が導入されている必要がある点に留意する。
- ④ 犯罪手口の高度化・巧妙化を含めた環境変化や自社又は他の事業者における事件の発生状況を踏まえ、定期的かつ適時にリスクを認識・再評価し、公的個人認証の導入を含め、不正防止策の向上を図っているか。
- ⑤ リスク評価の結果、利用者等の利益の保護を含む系統金融機関電子決済等代行業の健全かつ適切な運営の確保の観点から問題があると認められる場合には、その解決までの間、電子決済サービスを含むサービスの全部又は一部の一時的停止その他の適切な対応を行っているか。

(3) 利用者等への通知

利用者等が早期の被害認識を可能とするため、電子決済サービスに係る 系統金融機関との連携・協働に際し、当該系統金融機関と協力し、あらか じめ当該系統金融機関に登録されている利用者等の連絡先に通知するなど、 利用者等が連携事実及び連携内容を適時に確認する手段を講じているか。

(注)連携・協働する系統金融機関に登録されている連絡先に通知する方法により上記手段を講じるにあたっては、当該系統金融機関において、電話番号(SMS(ショートメッセージサービス)を含む。)やメールアドレス等の連絡先の登録・変更に堅牢な認証方式が導入されている必要があることに留意する。

(4) 不正取引の検知(モニタリング)

電子決済サービスについては、不正取引の防止の観点から、連携・協働する系統金融機関と協力し、例えば以下のような事項を適切に実施するための態勢を整備しているか。

- ・ 犯罪手口の高度化・巧妙化を含めた環境変化や自社又は他の事業者における事件の発生状況を踏まえた適切なシナリオ・閾値を設定することで不正が疑われる取引を速やかに検知すること
- ・ 上記に基づき検知した取引について連携・協働する系統金融機関 との間で適時に情報を共有し、必要に応じてサービスの一時的な利 用停止その他の措置を実施するとともに、調査を実施すること
- ・ 被害のおそれがある者に速やかに連絡すること
- ・ 不正が確認された ID の停止等を実施すること

(5) 利用者等からの相談対応

- ① 利用者等からの電子決済サービスに関する相談等(以下「相談等」という。)の事例の蓄積と分析を行い、リスクの早期検知並びに不正防止策及び利用者等からの相談対応の改善を行うための態勢を整備しているか。
- ② 連携・協働する系統金融機関に関する相談等も含め、真摯な対応を行うための態勢を整備しているか。また、連携・協働する系統金融機関との具体的な協力方法と責任関係を明確化しているか。
- ③ 連携・協働する系統金融機関と相互に相手方に相談するよう促すなど の不適切な対応を行っていないか検証し、不適切な対応が認められる 場合には、連携・協働する系統金融機関とともに、発生原因の究明、 改善措置、再発防止策等を的確に講じているか。

VI-4-3 監督手法・対応

不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された電子決済サービスに関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて準用銀行法第52条の61の14の規定に基づき報告書を徴求することにより、系統金融機関電子決済等代行業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。

更に、利用者等の利益の保護を含む系統金融機関電子決済等代行業の健全かつ適切な運営の確保の観点から重大な問題があると認められるときには、

系統金融機関電子決済等代行業者に対して、準用銀行法第 52 条の 61 の 16 の規定に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、準用銀行法第 52 条の 61 の 17 の規定に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする(行政処分を行うに当たっては、III - 6 に準じる。)。

VI-5 不正取引に対する補償

系統金融機関電子決済等代行業に関する不正取引により、利用者等に被害が生じるおそれがある。

このような被害が発生した場合、系統金融機関電子決済等代行業者においては、利用者等の利益の保護を含む系統金融機関電子決済等代行業の健全かつ適切な運営の確保の観点から、被害者に対して適切かつ速やかな対応(連携・協働する系統金融機関と協力した対応を含む。)を実施することが重要である。

不正取引への対応に関する系統金融機関電子決済等代行業者の監督に当たっては、例えば以下のような点に留意するものとする。

Ⅵ-5-1 主な着眼点

- ① 電子決済サービスに関し、不正取引が行われたことにより発生した損失の補償その他の対応に関する方針(以下「補償方針」という。)を策定し、電子決済サービスの利用者への情報提供を行うとともに、不正取引が発生した場合に損失が発生するおそれのある電子決済サービスの利用者以外の者も容易に知りうる状態においているか。
 - (注) 「電子決済サービスに関し、不正取引が行われたことにより発生した損失」とは、電子決済サービスの利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した当該利用者の損失に限らず、電子決済サービスの利用者が連携口座の預貯金者になりすますことで預貯金者の意思に反して決済指図の伝達が行われたことにより発生した預貯金者の損失など、電子決済サービスの提供を起因として、連携・協働する系統金融機関の利用者に発生した損失を含む。
- ② 準用銀行法第52条の61の8第1項第3号に規定する損害賠償に関する事項には、少なくとも以下の事項が定められているか(農協法第92条の5の3又は第92条の5の5及び農中法第95条の5の5の規定に基づき連携・協働する系統金融機関との間で締結した系統金融機関電子決済等代行業に係る契約において定められている場合を含む。)。
 - ア 電子決済サービスの業務の内容に応じて、損失が発生するおそれの ある具体的な場面毎の被害者に対する損失の補償の有無、内容及び補 償に要件がある場合にはその内容
 - イ 補償手続の内容
 - ウ 電子決済サービスを提供する場合にあっては系統金融機関電子決

済等代行業者と連携・協働する系統金融機関の補償の分担に関する事項(被害者に対する補償の実施者を含む。)

- エ 補償に関する相談窓口及びその連絡先
- オ 不正取引の公表基準
 - (注) ウに定める事項については、当該事項に関する連携・協働する 系統金融機関との契約内容の全てについて利用者への情報提供等 を行う必要まではないが、少なくとも、被害者に対する補償の実 施者については利用者への情報提供等を行う必要があることに留 意する。
- ③ 策定した補償方針に従い、適切かつ速やかに補償を実施するための態勢(連携・協働する系統金融機関との協力態勢を含む。)が整備されているか。

VI-5-2 監督手法・対応

(1) 問題認識時

不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された不正取引への対応に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて準用銀行法第52条の61の14の規定に基づき報告書を徴求することにより、系統金融機関電子決済等代行業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。

更に、利用者等の利益の保護を含む系統金融機関電子決済等代行業の健全かつ適切な運営の確保の観点から重大な問題があると認められるときには、系統金融機関電子決済等代行業者に対して、準用銀行法第52条の61の16の規定に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、準用銀行法第52条の61の17の規定に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする(系統金融機関電子決済等代行業者に行政処分を行うに当たっては、Ⅲ-6に準じる。)。

(2) 不正取引発生時

系統金融機関電子決済等代行業に関し不正取引を認識次第、速やかに「不 正取引発生報告書」にて当局宛て報告を求めるものとする。

VII 業務代理組合が行う代理業務

Ⅶ-1 意義【共通】

(1) 再編強化法に基づく代理店方式は、平成 13 年の再編強化法の改正時に、 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編並びに特 定農水産業協同組合等の信用事業の強化を図るために創設された。

また、活力創造プラン等において、農協が農産物の有利販売や生産資材の有利調達に最重点を置いて事業運営を行えるようにするためには、地域における金融サービスを維持しつつ、農協の経営における金融事業の負担やリスクを極力軽くし、人的資源等を経済事業にシフトできるようにすることが必要であり、このため系統金融機関は、この代理店方式の活用を積極的に進めることとされたところである。

(2) これらを踏まえて、各農協による、農業者の所得向上に向けた自己改革の具体的な取組内容の検討の中で、この代理店方式についても積極的な検討がなされることが期待されているところである。

Ⅶ-2 基本的な考え方

Ⅵ-2-1 代理店方式の適切な導入【共通】

- (1) 農協の代理店方式の活用の判断に資するよう、代理店方式に関する代理店手数料や業務代理の実施手続き、経営態勢などの具体的内容に関して、農中又は信連(以下「農中等」という)は、農協から求めがあった場合には速やかに示すことが必要である。特に活力創造プラン等において、信用事業を譲渡し代理店方式を活用する際には「単位農協の経営が成り立つように十分配慮する必要がある」とされている。このため、委託元である農中等から支払われる代理店手数料に関しては、この考え方を踏まえた水準でなければならない。
- (2) 更に代理店方式による金融事業の運営態勢が、代理店方式の活用の趣旨を踏まえ、農協の金融事業の負担軽減に資するような実効性のある効果的なものとなっているかどうかについて留意する必要がある。例えば、業務代理組合(再編強化法第42条第3項前段の認可を受けて、その業務を代理(媒介を含む。)させる農協をいう。以下同じ。)が代理して行う業務(以下「代理事業」という。)の内容は、当該業務代理組合が事業譲渡した業務の範囲を踏まえ、組合員等利用者にとって必要性が高く、業務代理組合において取り扱うことが必須と考えられるものに限定すべきである。
 - (注)事業譲渡した業務の範囲とは、業務代理組合が取り扱う契約の種類が、農協が信用事業の譲渡前に実際に取り扱っていた契約の種類の範囲内であることに加え、業務を行う地域についても事業譲渡前の範囲内であることに留意する。

Ⅵ-2-2 農中等を通じた監督【共通】

業務代理組合は、自ら代理事業を行う農協として、健全かつ適切な業務の

運営を確保するための措置を講じることが求められているが、農中等もまた、 業務代理組合が行う代理事業に関し、指導その他の健全かつ適切な運営を確 保するための措置を講じる責任を負うこととされている。

このことにかんがみ、業務代理組合の監督に当たっては、業務代理組合自身への監督の重要性もさることながら、農中等本体に対する監督に重点を置き、まずは農中等への監督を通じて、業務代理組合が行う代理事業に係る業務の健全かつ適切な運営が確保されるよう監督を行う必要がある。

ただし、業務代理組合に固有の問題がある場合や特定の業務代理組合の間に共通の問題がある場合など、当局が直接に業務代理組合を指導・監督する必要がある場合には、当該業務代理組合の規模や特性を十分に踏まえ、事務負担の軽減に留意する必要がある。

(注)業務代理組合の事務所に関して、農中等や業務代理組合に報告や資料 提出等を求める場合には、業務の円滑な遂行に支障が生じないよう、取り 扱うサービスや商品などに関する当該事務所の特性を十分に踏まえるこ ととする。

- Ⅶ-3 業務代理組合の監督に係る事務処理
- Ⅶ-3-1 一般的な事務処理
- **Ⅶ-3-1-1 業務代理組合の監督に係る一般的な事務処理の流れ【共通】** 監督上の事務処理の流れは、特定信用事業代理業者向けの別紙3及び農中 代理業者向けの別紙5に準じる。

Ⅶ-3-1-2 農中等を通じた監督上の対応【共通】

(1) 監督手法

業務代理組合の監督に当たっては、Ⅲ-1-1-2のオフサイト・モニタリングにおいて、必要に応じ、農中等がその業務を代理させる業務代理組合に関する事項を含めるとともに、業務代理組合に対し必要に応じてヒアリングを行う場合にも、併せて農中等に対してヒアリングを行うなどの対応をとることにより、業務代理組合の健全かつ適切な業務運営の確保の状況及び農中等の経営管理態勢を確認することとする。

その際には、VII-2-2を踏まえ、特に、業務代理組合が抱き合わせ販売(融資)や情実融資等の不適切な取引方法を防止するための措置、利用者情報を適正に管理するための措置及び反社会的勢力との関係を遮断するための措置等が適切に講じられているか等について重点的にモニタリングを実施することとする。

また、農中等から提出される届出の記載事項などからも、農中等による 業務代理組合の実効性ある指導・監督が行われているか等を確認すること とする。

(2) 監督上の対応

- ① 上記(1)のオフサイト・モニタリング及び通常の監督事務等を通じた検証の結果、業務代理組合の業務の健全かつ適切な運営又は農中等による業務代理組合の指導等に疑義が認められる場合には、必要に応じ、農中等に対し臨機のヒアリングや農協法第93条第1項又は農中法第83条第1項に基づく報告を求めるなどにより事実関係の確認を行うなど、問題点の把握に努めるとともに、問題がある場合には改善に向けた取組を促す。
- ② また、農中等からのヒアリング等において業務代理組合に問題があると考えられる場合には、必要に応じ業務代理組合に対してもヒアリングや準用銀行法第52条の53に基づく報告を求めるなどにより事実関係の確認を行うなど、問題点の把握に努めるとともに、問題がある場合には改善に向けた取組を促す。
- ③ 業務代理組合の業務遂行態勢等に重大な問題があると認められる場合は、準用銀行法第52条の55に基づく業務改善命令の発出又は同法第52条の56に基づく認可の取消しを行うこととする。
- ④ また、農中等の業務代理組合に対する指導・監督に係る態勢整備が不十分であるなど、重大な問題が認められる場合には、農中等に対して、農協法第94条の2及び農中法第85条に基づく業務改善命令等の発出を検討するものとする。

Ⅶ-3-1-3 監督部局間の連携【共通】

- (1) 農林水産省及び金融庁(又は財務局)は、農中等から業務代理にかかる 認可申請がなされた(又は申請する意向を把握した)場合や、農中等・業 務代理組合の内部管理態勢や業務代理組合に対する指導監督態勢等に問題 が認められる場合などには、速やかに申請等の内容や問題の状況等を相互 に情報提供し、これを受けた側は、必要に応じ農中等・業務代理組合の内 部管理態勢、業務代理組合への指導監督態勢等を確認することとする。こ のほか、行政処分又は許認可等を行う場合やその他監督上参考となる情報 を把握した場合には、相互に情報提供を行い、又は意見を求めるなど、密 接な連携に努めるものとする。
- (2) 情報提供に当たっては、その方法を問わず、速やかに行うよう努めることとする。

WI-3-1-4 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長等への内部委任【組合】

業務代理組合(農中の業務代理を行う農協を除く。)の主たる事務所の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にある場合においては、管轄財務局長に委任した権限は、財務局長の判断により当該財務事務所長又は出張所長に内部委任することができるものとする。 なお、これらの事項に関する申請書、届出書等は、管轄財務局長あてに提出させるものとする。

VII-3-1-5 行政報告【信連】

- (1) 財務局長は、各四半期末現在における業務代理組合の状況について、翌月20日までに金融庁監督局長へ報告することとする。
 - (参考) 様式・参考資料編 様式VI-3-1-5
- (2) 財務局長は、業務代理組合の監督に関し、次の①から⑤までに掲げる場合には、その内容を遅滞なく、金融庁監督局長に報告するものとする。なお、①の場合における報告は、様式VI-3-1-5によることとする。
 - ① 再編強化法第42条第3項による認可を行った場合
 - ② 準用銀行法第52条の53により報告及び資料の提出を求めた場合
 - ③ 準用銀行法第52条の54による立入検査の結果を受領した場合
 - ④ 準用銀行法第52条の55による業務改善命令等を行った場合
 - ⑤ 準用銀行法第52条の56による監督上の処分を行った場合

Ⅵ-3-1-6 監督指針の準用【共通】

業務代理組合が行う代理事業に関しては、苦情・情報提供等についてはⅢ -2に、法令解釈等の照会を受けた場合の対応についてはⅢ-3にそれぞれ 準じるものとし、この他、適宜必要に応じて、Ⅱ及びⅢ並びに様式・参考資 料編を準用する。

- Ⅶ-3-2 認可申請に係る事務処理
- WI-3-2-1 認可申請に当たっての留意点
- VII-3-2-1-1 認可の要否【共通】
- (1) 認可の要否の判断基準等

認可の要否については、資金の貸付け、貯金若しくは預金又は定期積金の受入れ、手形の割引、若しくは為替取引を内容とする契約(以下「資金の貸付け等を内容とする契約」という。)の成立に向けた一連の行為における当該行為の位置付けを踏まえた上で総合的に判断する必要があり、一連の行為の一部のみを取り出して、直ちに認可が不要であると判断することは適切でないことに留意する。

- (2) 次の①から⑤までの行為は、いずれも代理事業に該当し再編強化法第42条第3項に規定する代理事業の認可を受ける必要があることに留意する。
 - ① 資金の貸付け等を内容とする契約の締結の勧誘
 - ② 資金の貸付け等を内容とする契約の勧誘を目的とした商品説明
 - ③ 資金の貸付け等を内容とする契約の締結に向けた条件交渉
 - ④ 資金の貸付け等を内容とする契約の申込みの受領(単に契約申込書の 受領・回収又は契約申込書の誤記・記載漏れ・必要書類の添付漏れの指摘 のみを行う場合を除く。)
 - ⑤ 資金の貸付け等を内容とする契約の承諾
- (3) 業務代理組合が行う次の①から③までの行為は代理事業に該当せず認可が不要であることに留意する。
 - ① 利用者のために、資金の貸付け等を内容とする契約の代理又は媒介を 行う場合。

ただし、例えば、農中等と当該業務代理組合との間で合意された契約 上又はスキーム上は利用者のために行為することとされている場合でも、 当該業務代理組合が実務上、その契約若しくはスキームに定められた範囲 を超えて又はこれに反し、実質的に農中等のために代理・媒介業務を行っ ている場合には、代理事業の認可若しくは農中代理業等の許可が必要とな る場合があることに十分留意する必要がある。

- (注) 「利用者のために」とは、利用者からの要請を受けて、利用者の 利便のために、利用者の側に立って助力することをいう。
- ② 媒介に至らない行為を農中等が委託する場合には、代理事業の認可を得る必要はない。例えば、以下のアからウまでに掲げる行為の事務処理の一部のみを農中等が委託して行うに過ぎない場合は、代理事業に該当しない場合もあると考えられる。

- ア 商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布・交付 (注) このとき、単に農中等の連絡先等を伝えることは差し支えない が、配布又は交付する書類の記載方法等の説明をする場合には、 媒介に当たることがあり得ることに留意する。
- イ 契約申込書及びその添付書類等の受領・回収(記載内容の確認等を する場合を除く。)
 - (注) このとき、単なる契約申込書の受領・回収又は契約申込書の誤記・記載漏れ・必要書類の添付漏れの指摘を超えて、契約申込書の記載内容の確認等まで行う場合は、媒介に当たることがあり得ることに留意する。
- ウ 金融商品説明会における一般的な農中等の取扱商品の仕組み・活用 法等についての説明
- ③ 農中等から委託を受けて、事務所内にATMのみを設置(当該ATM が農中等の無人の事務所に該当する場合に限る。)する場合。

WI-3-2-1-2 認可申請書の受理に当たっての留意事項 WI-3-2-1-2-1 認可申請書の受理手続【共通】

認可申請書の提出先

農中等から代理事業の認可申請書の提出を受けたときは、その提出先が、 農中にあっては、農林水産大臣及び金融庁長官、信連にあっては、農林水産 大臣及び信連を管轄する財務局長となっているかを確認する。

Ⅶ-3-2-1-2-2 認可申請書の記載事項【共通】

認可申請書の記載事項等の確認に際しては、以下の点に留意することとする。

(参考) 様式・参考資料編 様式9-1

(1) 「代理事業を行う事務所の名称及び所在地」(再編強化法施行規則第 11 条第1項第3号)

認可申請書に記載する「事務所」とは、代理事業の全部又は一部を行うために開設する一定の施設を指し、代理事業に関する事業以外の用に供する施設は除くものとする。

(2) 役員が他の法人の常務に従事している場合の当該他の法人等の商号又は 名称(再編強化法施行規則第11条第1項第6号)

役員が他の法人の常務に従事している場合の当該他の法人等の商号又は 名称は、例えば「(株)○○」等と略さずに、「株式会社○○」、「○○ 株式会社」などの正式名称が記載されているかを確認する。

(3) 「組合業務の種類」(再編強化法施行規則第11条第1項第5号) 組合業務(業務代理組合が行う代理事業以外の業務をいう。以下同じ。) の種類は、農協法第10条に掲げる事業に則って記載されているかを確認す

Ⅵ - 3 - 2 - 1 - 2 - 3 添付書類【共通】

添付書類の確認に際しては、以下の点に留意することとする。

- (1) 「定款」(再編強化法施行規則第11条第2項第2号) 定款の事業に、代理事業に係る業務が定められているか。
- (2) 「代理事業の内容及び方法を記載した書類」(再編強化法施行規則第 11 条第 2 項第 3 号)
 - ① 「業務代理組合が取り扱う次に掲げる行為に係る契約の種類」(再編強化法施行規則第11条第2項第3号イ)は、以下に掲げるところにより記載されているか。
 - ア 「貯金又は預金の種類」として、例えば、円貨の当座貯金・普通貯金・貯蓄貯金・通知貯金・定期貯金・定期積金・譲渡性貯金の別が記載されているか。
 - イ 「貸付先の種類」として、例えば、消費者・事業者の別が記載されているか。
 - ウ 事業者向けの貸付けの代理を行う場合、取扱商品を業務代理組合の 裁量の余地がない規格化された貸付商品に限定した上で、その種類が記 載されているか。
 - (注) 「規格化された貸付商品」とは、VII-3-2-2-2(1)のような、例えば、要項資金や制度資金など、農中等又は都道府県によって貸付条件が定められている商品が該当する。
 - エ 「貸付けに係る資金の使途」として、特定の使途がある場合は当該 使途(長短運転資金、設備資金など)が、使途が特定されていないもの についてはその旨が、記載されているか。
 - ② 「業務代理組合がイ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事業の実施体制」は、再編強化法施行規則第11条第2項第3号ハ(1)又は(2)に掲げる体制を含むものであるが、それら実施体制の状況を把握するために必要な場合には、適宜、当該実施体制に関する体制図及び組織図等の提出を求めることとする。
- (3) 「役員の履歴書」(再編強化法施行規則第11条第2項第4号)
 - ① 「役員の履歴書」の現住所が住民票の抄本記載の住所と一致しない場合には、その理由を確認するとともに、「役員の履歴書」に、両住所が併記されているかを確認する。
 - ② 「役員の履歴書」に記載されている氏名に用いられている漢字が、住 民票の抄本記載の氏名に用いられている漢字に統一されているかを確認 する(例えば、住民票の抄本で用いられている漢字が旧漢字の場合は、「役 員の履歴書」でも旧漢字を用いることとする。)。
- (4) 「役員の住民票の抄本」(再編強化法施行規則第11条第2項第4号)

「役員の住民票の抄本」は、次の項目が記載されているものを提出させるものとする。

- 住所
- ② 氏名
- ③ 生年月日
- ④ 本籍
- (5) 「次項第14号ロ及びハのいずれにも該当しないことを当該業務代理組合 が誓約する書面」(再編強化法施行規則第11条第2項第4号)

「次項第14号ロ及びハのいずれにも該当しないことを当該業務代理組合が誓約する書面」には、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、準用銀行法第52条の56第1項第2号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。

(6) 「役員が同号イ(1)から(8)までのいずれにも該当しない者であることを 当該役員が誓約する書面」(再編強化法施行規則第11条第2項第4号)

「役員が同号イ(1)から(8)までのいずれにも該当しない者であることを 当該役員が誓約する書面」には、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判 明した場合には、準用銀行法第52条の56第1項第2号に掲げる事由に該 当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。

- (7) 「代理事業に係る業務の委託契約書の案」(再編強化法施行規則第 11 条 第 2 項第 14 号)
 - ① 「代理事業に係る業務の委託契約書の案」には、再編強化法施行規則 第11条第2項第14号イからヌまでに掲げる事項が規定されているか。
 - ② 再編強化法施行規則第 11 条第 3 項第 38 号に定める措置に関する規定は、代理事業に係る契約書の案の記載事項に係る「その他必要と認められる事項」(再編強化法施行規則第 11 条第 2 項第 14 号ヌ)に該当する。
- (8) 「代理事業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面」(再編強化法施行規則第11条第2項第6号)
 - ① 「代理事業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の 状況を記載した書面」には、以下の事項が記載されているかを確認する。 ア 代理事業に関する十分な知識を有する者(再編強化法施行規則第 11 条第 3 項第 13 号イ)及びその知識を有する者が当該知識を習得した方 法(当該知識を有することを証する書面がある場合には当該書面を含 む。)並びに当該者の配置予定先
 - (注1)代理事業に関する十分な知識とは、当該業務を健全かつ適切 に運営する上で必要となる知識のことをいい、例えば、代理事 業の実務に関する知識、再編強化法、農協法、個人情報保護法、 犯収法、外為法等の法令に関する知識が考えられる。
 - (注2) 代理事業に関する十分な知識を有する者は、「代理事業に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者」(再編強化法施

行規則第 11 条第 3 項第 13 号イ)又は「法令等の遵守の確保を 統括管理する業務に係る統括責任者」(同)として配置される ことから、上記法令等についての専門的な知識が必要となるほ か、次に掲げる知識も必要となることに留意する。

なお、信用事業譲渡後も業務代理組合において継続して信用 事業に従事する者は、「代理事業に関する十分な知識を有する もの」とみなす。

a 「代理事業に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者」の 場合

上記法令のほか民法、商法、会社法、刑法等の基本法につき、当 該代理事業に関連する部分についての専門的な知識

- b 「法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者」の 場合
 - a に記載するほか、民法、商法、会社法、刑法等の基本法につき、 当該代理事業に関連する部分のみならず広くコンプライアンスに かかわる事項についての専門的な知識
- イ 農協法第10条第1項第2号及び第3号の業務に携った経験を有する 者の経歴(当該経験を有することを証する書面がある場合には当該書面 を含む。)及び当該者の配置予定先
- ② 農協法第10条第1項第2号及び第3号の業務に携った経験を有する者の経歴は、勤務先、部署、役職、配属年月日、在籍期間、担当業務等当該者の経験を正確に把握するために必要な記載がなされているかを確認する。
- (9) 「保証を証する書面」(再編強化法施行規則第 11 条第 2 項第 10 号) 「保証を証する書面」には、例えば、保証契約書、念書などがある。
- (10) 「組合業務の内容及び方法を記載した書面」(再編強化法施行規則第 11 条第 2 項第 11 号)

「組合業務の内容及び方法を記載した書面」には、農協法第 10 条に掲げる事業に則って組合業務の分類が記載されているかを確認する。

(11) 「前各号に掲げる書類のほか、法第 42 条第 3 項の認可の審査をするため参考となるべき事項を記載した書面」(再編強化法施行規則第 11 条第 2 項第 15 号)

審査をするために必要な参考書類がある場合は、適宜申請者にその提出を求めることにより、審査を適正かつ迅速に行うよう努めることとする。

VII-3-2-2 認可の審査に当たっての留意点【共通】

(1) 代理事業の認可の審査に際しては、以下に掲げる留意事項のほか、再編 強化法、再編強化法施行規則及び監督指針において示されている業務代理 組合としての業務遂行能力等が備わっているかについて着目して審査する ものとする。

(2) 審査において問題点が把握された場合には、農中等による指導等に問題があるおそれがあることから、VII-3-1-3 (1) に則り農林水産省及び金融庁(又は財務局)が連携する必要があることに留意する。

Ⅶ-3-2-2-1 財産的基礎に関する審査【共通】

再編強化法施行規則第11条第3項第8号及び同項第9号の規定に係る審査にあたっての主な留意点は、例えば以下の(1)及び(2)のとおりである。

また、審査は、認可申請書、再編強化法施行規則第 11 条第 2 項に定める添付書類のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じて、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。

- (1) 貸借対照表その他の書類又は資料を精査し、資産の合計額から負債の合計額を控除した額が正確に算出されているか。
- (2) 収支及び財産の状況の見込み対象期間における資産の合計額から負債の合計額を控除した額の審査においては、収支及び財産の状況の見込みの根拠となる諸条件について十分に精査すること。

Ⅶ-3-2-2-2 業務遂行能力に関する審査【共通】

再編強化法施行規則第 11 条第 3 項第 10 号の「代理事業を適正かつ確実に行うことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められない者であること」の審査は、再編強化法施行規則第 11 条第 3 項第 13 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。

審査は、認可申請書、再編強化法施行規則第11条第2項に定める添付書類のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じて、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。

(1) 「規格化された貸付商品」(再編強化法施行規則第 11 条第 3 項第 13 号 イ(1))

「規格化された貸付商品」とは、資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいうが、ここでいう「財務情報」とは、財務諸表の各勘定科目など、資金需要者の財務に関連するデータで、融資担当者の裁量の働く余地のないものを指す。

なお、これらの貸付商品とは、例えば、要項資金や制度資金など、農中 等又は都道府県によって貸付条件が定められている商品が該当する。

また「定型的な貸付契約」(再編強化法施行規則第 11 条第 3 項第 13 号) とは、契約締結の可否や契約条件の設定の手続き等が定型化されているために、融資担当者の裁量の余地の乏しい貸付けをいい、「規格化された貸 付商品」に係る貸付契約は、この「定型的な貸付契約」に含まれる。

- (2) 資金の貸付業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者(再編強化法施行規則第11条第3項第13号イ(1))
 - ① 資金の貸付業務に従事したことのある者とは、例えば、金融機関や貸金業者等において融資業務に従事したことのある者のことをいう。なお、「資金の貸付業務」とは、単に書類の取次ぎ等のみを行うことを指すものではなく、業務代理組合が代理事業として取り扱う貸付業務に応じた内容である必要があることに留意する。
 - ② 資金の貸付業務に従事したことのある者と同等以上の能力を有すると 認められる者については、例えば、公認会計士、税理士、財務コンサルタ ント、投資銀行業務担当者、商工会議所等の経営相談員等として企業財務 の分析等に従事した経験を有する者はこれに該当すると判断できる場合 があること、並びに業務代理組合が代理事業として取り扱う貸付業務に応 じた知識及び経験について資格・業務経歴に照らして判断する必要がある ことに留意する。
 - ③ 資金の貸付業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を 有すると認められる者であっても、当該代理業務に関する十分な知識を有 する必要があることに留意する。
- (3) 必要な人員の配置(再編強化法施行規則第11条第3項第13号イ)

「代理事業に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者」及び「法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者」については、前者は、VII-3-2-1-2-3(8)①ア(注1)及び(注2) a に記載する知識を、後者は、VII-3-2-1-2-3(8)①ア(注1)及び(注2) b に記載する知識を、それぞれ有する必要があることに留意する。

(4) 内部規則に係る主な留意点(再編強化法施行規則第 11 条第 3 項第 13 号 ハ)

農中等は、業務代理組合が適切に代理事業を行うことができるよう内部 規則を整備させる必要があるが、認可の審査において内部規則の内容を確 認するに際しては、例えば、以下の①から⑧につき留意することとする。

① 財産の分別管理の方法

内部規則に、代理事業に関して利用者から交付を受ける財産の分別管理の方法が具体的に定められており、当該交付を受ける財産が自己の固有財産であるか、又は農中等に係るものであるかが直ちに判別できる状態で管理できることとされているか。また、その遵守状況について適切に検証する方法等が定められているか。

- (注) 金銭の分別管理については、物理的にも分別管理されていること が望ましいが、少なくとも勘定上分別管理されていることが必要で ある。
- ② 契約の締結の勧誘及び契約の内容の明確化の方法 内部規則に、利用者への勧誘、契約の内容の明確化及び説明並びに契

約締結時の書面交付の方法が具体的に定められており、法令等を遵守した 適切な業務を行うこととしているか。また、それら法令等の遵守状況につ いて適切に検証する方法等が具体的に定められているか。

③ 帳簿書類の作成及び保存の方法 内部規則に、再編強化法施行規則第 11 条第 3 項第 35 号に掲げる帳簿 書類の作成及び保存の方法が具体的に定められているか。

④ 研修の実施方法

内部規則に、法令等を遵守し、金融商品の適切な勧誘、説明及び書面 交付を利用者に行えるよう事業の担当者等に適切に研修等を実施できる 体制整備に関する規定が具体的に定められているか。

- ⑤ 取引時確認の方法
 - 内部規則に、外為法に基づく本人特定事項の確認並びに犯収法に基づく取引時確認及び疑わしい取引の届出が適切に行われる体制整備について具体的に定められているか。
- ⑥ 内部管理態勢の整備 内部規則に、内部管理に関する業務の具体的な運営方法及び内部にお ける責任体制が明確に記載されているか。
- ⑦ 利用者情報の管理
 - ア 内部規則に、利用者情報を適正に管理するための方法や体制(例えば、組織・担当者の分離、設備上・システム上の情報障壁の設置、情報の遮断等)その他 II-3-2-3 に準じた取扱いについて、具体的に定められているか。
 - イ 内部規則に、非公開情報(再編強化法施行規則第 11 条第 3 項第 31 号に規定するものをいう。以下同じ。)及び非公開金融情報(再編強化法施行規則第 11 条第 3 項第 32 号に規定するものをいう。以下同じ。)の取扱いに関し、事前に書面その他の適切な方法により当該利用者の同意を得る必要があり、そのための措置について、また、同意を得ることなく組合業務等に利用しないことを確保する措置について、具体的に定められているか。
- ⑧ 内部規則の周知方法 内部規則の内容を代理事業に携わる全役職員に周知徹底することとしているか。
- (5) 「人的構成、資本構成又は組織等により、代理事業を的確、公正かつ効率的に遂行することについて支障が生じるおそれがあると認められないこと。」(再編強化法施行規則第11条第3項第13号二)

業務遂行能力に関する審査を行うに際しては、その人的構成、資本構成、 組織等に鑑み、当該代理事業を行う者に重大な影響力を及ぼしている法人 又は個人の有無、その影響力の程度等についても勘案して認可の可否を判 断することとする。

(6) 「貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るもの」(再編強化法施行規則第 11 条第 3 項第 16 号イ)

「貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約」には、例えば、住宅ローン(貸付資金で購入する住宅に抵当権を設定)、自動車ローン(貸付資金で購入する自動車に譲渡担保権を設定、又は所有権を留保する等)などが含まれる。

(7) 「主たる組合業務の内容」(再編強化法施行規則第 11 条第 3 項第 15 号、 第 16 号)

業務代理組合の行う組合業務が「主たる」組合業務に該当するか否かは、 当該業務に係る費用・売上・収益、従事する人員の役職・人数及び当該業 務に要する時間など当該組合業務の規模を総合的に勘案し判断するものと する。

- (8) 「組合業務等における利用者との間の取引関係に照らして、農中等と業務代理組合の利益が相反する可能性がある取引を適切に管理するための体制整備がなされていること。」(再編強化法施行規則第 11 条第 3 項第 17 号)
 - ① 利益相反を管理・統括する部署(以下、「利益相反管理統括部署」という。)を設置するなど、利益相反を一元的に管理する態勢となっているか。
 - ② 利益相反管理統括部署は、営業部門からの独立性が確保され、十分な 牽制が働く態勢となっているか。また、利益相反管理態勢の構築や役職員 の意識の向上に努める等の役割を果たし、定期的に利益相反管理態勢の検証を行っているか。
 - ③ 利益相反管理統括部署は、利益相反管理に必要な情報を集約し、適切 な利益相反管理を行う態勢を整備しているか。
 - ④ 利益相反管理方針を踏まえた業務運営の手続を定めた内部規則を整備しているか。また、研修・教育等により、利益相反管理について役職員及び子金融機関等に周知徹底させる態勢を確保しているか。
- (9) 「利用者の利便性に照らし、必要と認められるものであること。」(再編強化法第 11 条第 3 項第 18 号)

業務代理組合が事業譲渡した業務の範囲を踏まえるとともに、組合員等利用者にとって必要性が高く、業務代理組合において取り扱うことが必須と考えられるものであるかについて留意する。

VII - 3 - 2 - 3 その他

 $\mathbf{WI} - 3 - 2 - 3 - 1$ 認可の場合の取扱い

Ⅵ - 3 - 2 - 3 - 1 - 1 認可番号【共通】

(1) 代理事業の認可番号は次のとおりとする。○○財務(支)局長(業代)第○○号金融庁長官(業代)第○○号農林水産大臣(業代)第○○号

(2) 認可番号の取扱い

- ① 認可番号は、農林水産大臣及び金融庁長官がそれぞれに一連番号を付すものとする。
 - なお、財務局長については、各財務局長ごとに一連番号を付すものと する。
- ② 認可がその効力を失った場合の認可番号は欠番とし、補充は行わないものとする。
- ③ 認可番号を様式・参考資料編 様式VI-3-1-5 により管理するものとする。

Ⅶ-3-2-3-1-2 認可申請者への通知【共通】

業務代理組合が行う代理事業を認可した場合は、認可書を認可申請者に交付することとする。

WI-3-2-3-2 不認可の場合の取扱い【共通】

不認可にする場合は、不認可の理由並びに金融庁長官及び農林水産大臣に対する審査請求ができる旨を記載した不許可通知書を許可申請者に交付することとする。(Ⅲ-6-2参照)

Ⅶ-3-3 届出の受理に係る留意事項【共通】

- (1) 一般に、再編強化法施行規則第 11 条第 3 項第 40 号等法令に基づく届出を受理した場合には、届出の内容を十分精査し、当該届出が法令に違反することとならないか、業務運営の適切性、健全性に問題が生じることとならないか等について確認する必要がある。確認の結果、問題があると認められるときは、準用銀行法第 52 条の 53 に基づく報告徴求や準用銀行法第52 条の 55 に基づく業務改善命令等の措置を適切に講じることとする。
- (2) 再編強化法施行規則第11条第8項に規定する変更の届出を受理した場合で、「組合業務の種類の変更」につき届出があったときは、上記VI-3-3(1)のほか、変更後の業務が農協法第10条に掲げる事業の区分における事業区分上変更前の業務と別業務となるか確認する。
- (3) 再編強化法施行規則第11条第8項に規定する変更の届出を受理した場合で、「代理事業の内容及び方法の変更」につき届出があったときは、業務代理組合が事業譲渡した業務の範囲であるかについて留意する。

(参考) 様式・参考資料編 様式 9-2-1~様式 9-2-11

VII-4 業務代理組合

VII-4-1 意義【共通】

業務代理組合は、その代理事業を再委託することなく、自ら代理事業を行う農協として、農中等の代理事業に関し、健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

Ⅶ-4-2 主な着眼点【共通】

- (1) 業務代理組合が行う代理事業の適切性等の監督については、業務代理組合の性質、業務内容等にかんがみ、必要に応じII-3に準じるほか、以下 IV-4-2-1からIV-4-2-7までに掲げるとおりとする。
- (2) 代理業務に係る問題点が把握された場合には、農中等による指導等に問題があるおそれがあることから、WI-3-1-3 (1) に則り農林水産省及び金融庁(又は財務局)が連携する必要があることに留意する。

WI-4-2-1 業務代理組合の禁止行為、不適切な取引等【共通】

(1) 「取引上の優越的地位を不当に利用」する行為(再編強化法施行規則第 11条第3項第34号ト)

「取引上の優越的地位を不当に利用」する行為については、「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」(平成 16 年 12 月 1 日:公正取引委員会(再掲))も参考とするが、例えば次に掲げる行為は、業務代理組合としての取引上の優越的地位を不当に利用する行為に該当し得る(なお、このうち、①及び②は、再編強化法施行規則第 11 条第 3 項第 34 号へに規定する「利用者に対し、不当に、自己又は自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、前項第 3 号イ(1) から(3) までに掲げる行為に係る契約の締結の代理又は媒介をする行為」にも該当し得る。)ことに留意する。

- ① 利用者に対し、自己が組合業務として行う業務について自己と取引しない場合には資金の貸付けを内容とする契約の代理又は媒介を取りやめる旨又は資金の貸付けを内容とする契約の代理又は媒介に関し不利な取扱いをする旨を示唆し、組合業務で取り扱う商品を購入することを事実上余儀なくさせること。
- ② 利用者に対する資金の貸付けを内容とする契約の代理又は媒介に当たり、組合業務で取り扱う商品の購入を要請し、これに従うことを事実上余儀なくさせること。
- ③ 利用者に対し、自己が組合業務として行う業務の競争者と取引する場合には資金の貸付けを内容とする契約の代理又は媒介を取りやめる旨又は資金の貸付けを内容とする契約の代理又は媒介に関し不利な取扱いをする旨を示唆し、自己の組合業務における競争者からの商品の購入を妨害すること。
- ④ 利用者に対する資金の貸付けを内容とする契約の代理又は媒介を行う

に当たり、自己の組合業務における競争者から商品の購入を行わないことを要請し、これに従うことを事実上余儀なくさせること。

(2) 「組合業務等における取引上の優越的地位を不当に利用」する行為(再編強化法施行規則第11条第3項第34号リ)

組合業務における取引上の優越的地位を不当に利用する行為については、「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」(平成 16 年 12 月 1 日:公正取引委員会(再掲))も参考とするが、例えば、次に掲げる行為は、組合業務における取引上の優越的地位を不当に利用する行為に該当し得る(なお、このうち①及び②は、再編強化法施行規則第 11 条第 3 項第 34 号チ)に規定する「利用者に対し、不当に、前項第 3 号イ(1)から(3)までに掲げる行為に係る契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として、自己又は自己の指定する事業者と取引をさせる行為」にも該当し得る。)ことに留意する。

- ① 利用者に対し、代理事業として代理又は媒介する資金の貸付け等を内容とする契約の締結に応じない場合には組合業務に係る取引を取りやめる旨又は組合業務に関し不利な取扱いをする旨を示唆し、資金の貸付け等を内容とする契約を締結することを事実上余儀なくさせること。
- ② 利用者に対する組合業務の取引を行うに当たり、代理業務として代理 又は媒介する資金の貸付け等を内容とする契約の締結を要請し、これに従 うことを事実上余儀なくさせること。
- ③ 利用者に対し、代理事業に係る業務として行う業務の競争者と取引する場合には組合業務の取引を取りやめる旨又は組合業務に関し不利な取扱いをする旨を示唆し、自己の競争者(農中等及び業務代理組合を含む。④において同じ。)と資金の貸付け等を内容とする契約を締結することを妨害すること。
- ④ 利用者に対する組合業務の取引を行うに当たり、自己の競争者と資金 の貸付け等を内容とする契約を行わないことを要請し、これに従うことを 事実上余儀なくさせること。
- (3) 再編強化法施行規則第11条第3項第34号に規定する禁止行為を防止するための態勢整備に関しては、以下の点に留意することとする。
 - ① 禁止行為を防止するための措置を講ずる責任を有する部署又は担当者を配置し、かつ、それらの部署又は担当者によって禁止行為の防止措置が適切に講じられているかを検証するための内部管理態勢が整備されているか。
 - ② 禁止行為を防止するために必要な研修の実施等の体制、利用者からの 苦情に対応するための体制等に関する内部規則の策定及び内部周知が行われているか。
 - ③ 禁止行為を防止するため、業務代理組合が行う代理事業に関する法令についての知識及び実務経験を有する者による定期的かつ必要に応じた研修を適宜実施しているか。
 - ④ 禁止行為に係る利用者からの苦情受付窓口の明示、苦情処理担当部署

の設置、苦情案件処理手順等の策定等の苦情対応態勢が整備されているか。

(4) 上記(1)から(3)のほか、不適切な取引等の防止に関してはII - 3 - 1 - 6 に準じるものとする。

Ⅶ-4-2-2 法令等遵守(特に重要な事項) 【共通】

取引時確認義務、疑わしい取引の届出義務及び反社会的勢力との関係遮断に関する監督手法・対応に関しては、以下の(1)及び(2)によるほか、II-3-1に準じるものとする。

- (1) 検査結果、不祥事件等届出書等により、取引時確認義務及び疑わしい取引の届出義務を確実に履行するための内部管理態勢又は反社会的勢力との関係を遮断するための態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ準用銀行法第52条の53に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、準用銀行法第52条の55に基づき、業務改善命令等を発出するものとする。
- (2) さらに、取引時確認義務及び疑わしい取引の届出義務に違反するなど法令に違反し、又は著しく公益を害したと認められる場合には、準用銀行法第 52 条の 56 に基づき、認可の取消しを行うものとする。また、反社会的勢力との関係を認識しているにもかかわらず適切な対応を行わなかった結果、法令に違反し又は著しく公益を害したと認められる場合も同様とする。

WI-4-2-3 利用者保護のための情報提供・相談機能等【共通】

再編強化法施行規則第 11 条第 3 項第 22 号から第 34 号の規定を踏まえ、業務代理組合における利用者保護のための情報提供・相談機能等に関する監督は II - 3 - 2 に準じて行うほか、以下の (1) から (3) に留意する。

- (1) 優越的地位の濫用と誤認されかねない説明を防止するための態勢業務代理組合は、代理事業に係る業務及び組合業務に係る業務を行うに際して、特に独占禁止法上問題となる優越的地位の濫用と誤認されかねない説明を防止する態勢が整備されているかを確認するものとするが、例えば、 $\mathbf{WI} 4 2 1$ (1) 及び(2) に掲げる行為は、優越的地位の濫用に該当する行為となり得る点に留意する必要がある。
- (2) 貯金等との誤認を防止するための態勢 (再編強化法施行規則第11条第3項第25号から第27号)

業務代理組合が金融商品の販売又はその代理若しくは媒介を行う場合には、貯金等との誤認防止のための態勢整備が必要であることにも留意する。

(3) 利用者情報管理

- ① 利用者情報管理については、基本的にⅡ-3-2-3に準じるものとし、業務代理組合が、代理事業で得た利用者情報を、利用者の同意を得ることなく組合業務に利用されることのないよう、利用者情報を適正に管理するための方法や態勢の整備(例えば、組織・担当者の分離、設備上・システム上の情報障壁の設置、情報の遮断に関する内部規則の制定、研修等職員教育の徹底等)が行われているかどうかについて留意する。
- ② 特に、非公開金融情報及び非公開情報(なお、利用者の属性に関する情報(氏名、住所、電話番号、性別、生年月日及び職業)は個人情報であるが、非公開金融情報及び非公開情報に含まれない。)の取扱いに関する事前の同意(再編強化法施行規則第11条第3項第32号)については、例えば以下のような適切な方法により事前に当該利用者の同意を得るための措置を講じているかどうかについて確認する。

ア 対面の場合

事前に、書面による説明を行い、契約申込みまでに書面による同意 を得る方法

イ 郵便による場合

事前に、説明した書面を送付し、農中等への提供の前に、同意した 旨の返信を得る方法

ウ 電話による場合

事前に、口頭による説明を行い、その後速やかに当該提供について 説明した書面を送付(電話での同意取得後対面にて顧客と応接する場合 には交付でも可とする。)し、契約申込みまでに書面による同意を得る 方法

エ インターネット等による場合

事前に、電磁的方法による説明を行い、電磁的方法による同意を得る方法

Ⅶ-4-2-4 利用者保護ルール等【共通】

以下に記載するほか、Ⅱ-3-2に準じるものとする。

再編強化法施行規則第 11 条第 3 項第 19 号に規定する業務代理組合による標識の掲示については、標識の形状・大きさ、記載されている文字の明瞭さ、標識が掲示されている状況等から、利用者をして誤認混同ならしめるおそれがないかどうかについて留意する。

WI-4-2-5 利用者に対する説明等 (再編強化法施行規則第 11 条第 3 項 第 22 号ハ・ニ及び第 23 号) 【共通】

業務代理組合が、銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業及び特定信用事業代理業を併せて行う場合には、以下の①から④までに掲げる事項を、あらかじめ、利用者に対し、明らかにしなくてはならないが、その説明方法について、例えば書面を活用

するなど、できる限り利用者が理解しやすいよう説明するための態勢が整備 されているかどうかについて留意する。

- ① 利用者が締結しようとする代理事業に係る契約につき利用者が支払うべき手数料と、同種の契約につき他の代理業に支払うべき手数料が異なるときは、その旨
- ② 利用者が締結しようとする代理事業に係る契約と同種の契約の締結の代理又は媒介を他の代理業のために行っているときは、その旨
- ③ 利用者の求めに応じ、②の同種の契約の内容やその他利用者に参考となるべき情報
- ④ 利用者の取引の相手方となる代理業の委託元の商号又は名称

Ⅶ-4-2-6 顧客情報管理【共通】

業務代理組合が農中等のほか、代理業を受託している場合は、一方の代理 事業で得た利用者情報が利用者の同意なく、他法の代理事業に流用されるこ とのないよう、利用者情報を適正に管理するための方法や態勢の整備(例え ば、組織・担当者の分離、設備上・システム上の情報障壁の設置、情報の遮 断に関する内部規則の制定及び研修等職員教育の徹底等の利用者情報管理態 勢)が行われているかどうかについて十分に検証する。

$\mathbf{WI} - 4 - 2 - 7$ その他

WI-4-2-7-1 名義貸しの禁止【共通】

再編強化法施行規則第 11 条第 3 項第 20 号に規定する「自己の名義」に該当するか否かの判断に際しては、例えば、当該業務代理組合の略称等の使用を許可している場合であっても「自己の名義」に該当し得ることに留意する。

WI-4-2-7-2 業務代理組合に関する報告書の縦覧に係る留意事項 【共通】

再編強化法施行規則第11条第9項に規定する業務代理組合に関する報告書の縦覧については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 報告書の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律第1条に規定する行政 機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、農林水産大臣又は金融庁長官(又 は財務局長)がそれぞれ指定する時間内とする。ただし、報告書の整理そ の他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間を変更できるものとする。
- (2) 報告書は、農林水産大臣又は金融庁長官(又は財務局長)がそれぞれ指定する縦覧場所以外に持ち出してはならないものとする。
- (3) 縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否することができるものとする。

- ① 上記(1)又は(2)その他監督当局の指示に従わない者
- ② 報告書を汚損若しくは破損し、縦覧を停止又はそのおそれがあると認められる者
- ③ 他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者
- (4) 報告書のうち、公衆の縦覧の対象から除かれる「事業の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項」には、例えば、報告書の添付書類として 提出される財産調書や貸借対照表が含まれると考えられる。
- (5) 業務代理組合に係る報告書の閲覧の申請があった場合は、農林水産省及び金融庁(又は財務局)において閲覧が可能である旨を申請者に伝えるものとする。

Ⅶ-4-2-7-3 農中等の説明書類等の縦覧【共通】

再編強化法施行規則第 11 条第 3 項第 36 号に規定する「やむを得ない理由」とは、例えば天災地変、縦覧により第三者の正当な利益を侵害するおそれが大きい場合等を指し、当該業務代理組合の単なる自己都合は含まれないことに留意する。

VII-5 農中等(代理事業の委託者としての農中等) VII-5-1 意義【共通】

- (1) 農中等は、業務代理組合が行う代理事業に関しての指導その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じる責任を負っている。
- (2) 再編強化法施行規則により、業務代理組合のみならず、農中等にこのような責任を負わせた趣旨は、業務代理組合が行う代理事業の健全かつ適切な運営の確保の責任は、第一義的には農中等が果たさなければならないということを宣言したものであり、業務代理組合の監督に当たっても、農中等の第一義的な責任に十分に留意しなければならない。

したがって、業務代理組合の監督に当たっては、特定信用事業代理業者向けの別紙3及び農中代理業者向けの別紙5に準じるとおり、業務代理組合自身への監督の重要性もさることながら、農中等に対する監督に重点を置き、まずは農中等への監督を通じて、業務代理組合が行う代理事業に係る業務の健全かつ適切な運営が確保されるよう監督を行う必要がある。

VII-5-2 主な着眼点【共通】

- (1) 農中等から再編強化法施行規則第 11 条第 3 第 40 号ロの届出等が提出された場合や農中等に対するオフサイト・モニタリングを実施する場合、業務代理組合の内部管理態勢に問題が認められた場合などにより、農中等からの情報収集を行う際には、農中等において、以下のような観点からの検証が行われているかどうかについて留意する。
- (2) 農中等において業務代理組合の指導監督態勢等に係る問題点が把握された場合には、業務代理組合における内部管理態勢等に問題が生じているおそれがあることから、VII-3-1-3 (1) に則り農林水産省及び金融庁(又は財務局)が連携する必要があることに留意する。
- (3) 農中等は、農中等について適用される銀行代理業制度における「所属銀行等の賠償責任」(農中法第 94 条の4において準用する準用銀行法第 52 条の 59) の規定を踏まえ、業務代理組合が利用者に加えた損害を賠償する責任を回避することのないよう留意する。
- WI-5-2-1 農中等による業務代理組合の代理事業の指導その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置(再編強化法施行規則第11条第3項第38号) 【共通】
- (1) 業務代理組合の監督のための内部管理態勢の整備
 - ① 業務代理組合に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置 を講ずる責任を有する部署を設置し又は担当者を配置する等、業務代理組 合の適切な監督を行うための体制が整備されているか(業務代理組合に対 する業務監査体制を含む。)。

- ② それらの部署又は担当者によって各業務代理組合の代理業務に係る業務の適切性等を確保するための措置が適切に講じられているかを検証するための内部管理態勢が整備されているか。
- (2) 代理事業に係る業務の委託契約等の内容
 - ① 再編強化法施行規則第11条第2項第14号及び同条第3項第38号に列挙されている事項並びにそれらの遵守状況のモニタリングに関する定めが代理事業に係る契約の内容とされているか。また、農中等が業務代理組合を指導監督するに当たっては、農中等が契約当事者となっていない場合であっても、その場合と同様の契約内容となっているかについて検証が行われる態勢となっているか。
 - ② 業務代理組合の内部規則等について、十分な検証が行われる態勢となっているか。また、当該内部規則等の改正に当たっては、当該業務代理組合との間で内容について十分に精査することができる態勢となっているか。
- (3) 法令等を遵守させるための研修の実施(再編強化法施行規則第11条第3項第38号イ)
 - ① 業務代理組合に関する法令等の規定を遵守させるために、再編強化法のみならず、農協法、犯収法、個人情報保護法その他関係法令及び業務代理組合の内部規則等について網羅的に研修が行われているか。
 - ② 研修においては、業務代理組合に関する法令についての知識及び実務 経験を有する者が講師として指導にあたることとしているか。
 - (注)研修の講師は、知識及び実務経験を有する限り、農中等又は業務 代理組合の役職員であるか否かを問わない。
 - ③ 定期的な研修の実施により、業務代理組合及びその代理業務に従事する者が適時その業務遂行能力等を維持・向上できる態勢が取られているか。
 - ④ 実施した研修の内容に対し、業務代理組合及び代理事業に従事する者 が適切に業務を遂行するため必要な範囲で、その内容を理解しているかの 検証を行っているか。
- (4) 業務代理組合に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置(再編強化法施行規則第11条第3項第38号ロ)
 - ① 再編強化法施行規則第 11 条第 3 項第 38 号ロに基づく監督等が適切に 実施され、その実施状況についてモニタリングが行われているか。
 - ② 上記モニタリングの結果等について、農中等内の責任ある部署において検証が行われ、必要に応じて経営陣に報告が行われ、農中等の適切な業務指導や業務代理組合の適切な業務運営に反映させるなどの態勢整備が図られているか。
 - ③ 代理事業を実施する場合において適用される法令等を遵守させるため、農中等は委託契約等において、例えば委託手数料を減額する等の実効性のある措置を講じているか。

(5) 必要に応じて業務代理組合との間の委託契約を解除することができるための措置(再編強化法施行規則第11条第3項第38号ハ)

業務代理組合に対するモニタリングの結果、問題が発見された場合には、 業務代理組合への指導、業務代理組合との委託契約の解除等適切な措置を 講じる態勢が整備されているか。また、委託契約の解除を行う際には、適 切な利用者保護が図られる態勢が整備されているか。

(6) 農中等自らが審査を行うための措置(再編強化法施行規則第 11 条第 3 項 第 38 号二)

業務代理組合が行う資金の貸付け又は手形の割引の審査について、必要に応じて農中等自らが審査を行うことのできるよう、農中等への事前報告・承認等を必要とする場合の基準、態勢等が整備されているか。

- (7) 利用者情報の適切な管理及び犯罪を防止するための措置(再編強化法施 行規則第11条第3項第38号ホ及びト)
 - ① 業務代理組合における利用者情報の適切な管理を確保するための態勢整備及び業務代理組合の事務所における代理業務に係る業務に関する犯罪防止措置については、例えば、物的設備、人員の配置、システムのセキュリティ対策等、農中等が自らの利用者情報管理及び農中等の支店等における犯罪防止に関し講じているのと同程度の態勢整備を行うことができるよう、適切な指導やノウハウの提供等が行われているか。
 - ② 業務代理組合に対して、犯収法及び外為法の規定の理解を促すとともに、貯金口座等が組織犯罪等に利用されることを防止する態勢が整備されているか。
 - ③ 業務代理組合に対して、「企業が反社会的勢力による被害を防止する ための指針について」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合 せ)の理解を慫慂し、同指針の趣旨に沿った態勢を整備させるなど、反社 会的勢力との関係を遮断する態勢が整備されているか。
- (8) 業務代理組合の事務所の廃止に当たっての措置(再編強化法施行規則第 11条第3項第38号チ)

業務代理組合の代理事業を営む事務所の廃止に当たり、利用者に係る取引を農中等、他の金融機関又は他の業務代理組合等へ支障なく引き継ぐためのスケジュールや業務移管の方法、利用者への通知方法その他の利用者に著しい影響を及ぼさないための処理を円滑に実施するための態勢整備が行われているか。

(9) 苦情処理のための措置(再編強化法施行規則第11条第3項第38号リ) 業務代理組合が行う代理事業に係る利用者からの苦情受付窓口の明示、 苦情処理担当部署の設置、苦情案件処理手順等の策定等の苦情対応態勢が 整備されているか。

WI-5-2-2 業務代理組合の原簿の閲覧に係る留意事項【共通】

再編強化法施行規則第 11 条第 3 項第 39 号に基づき貯金者等その他の利害 関係人から業務代理組合に関する原簿の閲覧請求があったときは、原則とし て閲覧に応じる必要があることに留意する。その際、可能な限りインターネ ットを利用して表示するよう促すものとする。

₩ 特定承継会社

Ⅷ-1 意義

平成27年に改正した再編強化法において、特定農協の経営における信用事業の負担やリスクを極力軽くし、人的資源等を経済事業にシフトできるよう、特定農協等の信用事業を最終的に農中に引き継がせることを目的として、特定承継会社が信用事業の全部又は一部を譲り受けて、預金の受入れ等の業務を暫定的に行うことができる制度が創設されたところである。(再編強化法附則第26条~第34条)

Ⅲ-2 特定承継会社への一部事業譲渡の認可審査に当たっての着眼点

特定農協等が特定承継会社へ信用事業の一部を譲渡する場合の認可審査に 当たっての着眼点については、IX-3-1の規定を準用することとする。

なお、特定承継会社に信用事業の一部を譲渡した特定農協の定款変更の認可については、IX-3-2の規定を準用することとする。

Ⅷ-3 農中と特定承継会社の合併等

特定承継会社が特定農協等の信用事業譲渡に係る認可を受けたときには、 農中と特定承継会社の合併等に係る作業スケジュール(システム統合、既存 組織同士の雇用形態の調整等に係るものを含む。)及びその進捗状況につい て、必要に応じ、再編強化法施行令附則第13条第2項に基づき読み替える銀 行法第52条の11に基づく報告等により把握を行うものとする。

Ⅷ-4 特定承継会社の監督に係る留意事項

特定承継会社は、①他の系統金融機関と同様、金融庁及び農林水産省が監督当局であること、②系統金融機関の信用事業を譲り受けるため、系統金融の特性を踏まえた監督が必要であることから、その監督に当たっては、本監督指針の【共通】、【信連】、【組合】と記載された規定を準用することとする。

なお、特定承継会社は、農林中央金庫が全株式を保有する株式会社であることから、 $\Pi-1$ の規定を参照するに際しては、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の $\Pi-1$ の規定も参照することとする。

また、特定承継会社は、再編強化法施行令附則第13条第2項に基づき読み替える銀行法の規定が適用されるため、当該法人が行うみなし銀行業務については、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の規定も参照することとし、特に報告徴求その他の行政処分等を行おうとする場合は、読み替え後の以下の規定が適用されることに留意する。

読み替え後の銀行法の規定	主な行政処分等
第 24 条	特定承継会社に対する報告又は資料の提出の求め
第 25 条	特定承継会社に対する立入検査

第 26 条	特定承継会社の業務の停止等
第 27 条及び第 28 条	再編強化法附則第 26 条第 1 項の認可の取消し等
第30条第1項から第3項及び第31条	特定承継会社の合併、会社分割又は事業の譲渡の
	認可等
第 52 条の 11	株主(農中)に対する報告又は資料の提出の求め
第 52 条の 12	株主(農中)に対する立入検査
第 52 条の 13	株主(農中)に対する措置命令
第 52 条の 14	株主(農中)に対する改善計画の提出の求め等

IX 系統金融機関関係その他の留意点

IX-1 指定組合及び特定農業協同組合【組合】

農協法第10条第19項に基づく指定組合の指定の際の主務大臣への意 見聴取及び信用事業命令第59条に基づく特定農業協同組合の承認に当 たっての手続は、次のとおりとする。

Ⅳ-1-1 指定組合【組合】

農協法第10条第19項の規定により、知事が主務大臣の意見を聴く場合の手続等については、次によるものとする。

なお、農協法第 10 条第 18 項に基づく指定は、指定を受けた農協が合併した場合における新設農協又は存続農協(存続農協が指定組合以外の場合)については有効ではないので、それらの農協が指定組合として貸出を行うことを求める場合には、改めて申請を行うよう指導するものとする。

- (1) 知事は、信連から当該農協を指定組合として指定することに関し、 あらかじめ意見を徴すること。
- (2) 知事は、主務大臣の意見を聴こうとする場合、様式・参考資料編 様式5-1の申請書を、経由部局を経由して、農林水産大臣及び金融庁長官に送付すること。
- (3) 知事は、指定組合が指定基準(貯貸率及び員外貸出率を除く。)を満たない状況が、続いていると判断したときその他当該指定をすることが適当でないと認めるときは、当該指定を取り消すものとする。

なお、知事は、指定若しくは取消しを行った場合又は指定組合が合併し、解散し、若しくは名称変更した場合には、(2)に準じて報告を行うものとする。

Ⅳ-1-2 特定農業協同組合について

Ⅸ-1-2-1 特定農業協同組合の承認等【農協】

信用事業命令第 59 条の規定により、知事が特定農業協同組合として 承認する場合の手続等については、次によるものとする。

なお、特定農業協同組合としての承認は、承認を受けた農協が合併した場合における新設農協又は存続農協(存続農協が特定農業協同組合以外の場合)については有効ではないので、それらの農協が特定農業協同組合として余裕金運用を行うことを求める場合には、改めて申請を行うよう指導するものとする。

(1) 特定農業協同組合としての余裕金の運用を希望する農協から承認手続の照会があった場合には、様式・参考資料編 様式5-3により、

知事に承認申請を行う旨対応するものとする。

- (2) 知事は、(1)の承認申請があったときは、信連(統合県域にあっては農中)から当該農協が特定農業協同組合として余裕金運用を行うことに対する意見を徴した上、特定農業協同組合の承認基準の充足の状況を十分調査・検討し、適当と認めた場合は承認を行うものとする。なお、知事は、承認に当たっては、農業協同組合法施行令第 31 条等の規定に基づく主務大臣の指定する金融機関等に関する告示(平成13年金融庁・農林水産省告示第19号。以下「特定農業協同組合告示」という。)第2条第1項第1号(第1号特定農業協同組合)又は同項第2号(第2号特定農業協同組合)のいずれに該当するものかを明らかにして承認を行うものとする。
- (3) 特定農業協同組合告示第2条第1項第2号口(3)(iii)及び(iv)に掲げる要件の「余裕金運用に係る業務」には、第2号特定農業協同組合の承認を受ける前の当該農協での余裕金運用に係る業務のほか、以下も含むことに留意するものとする。
 - ① 当該農協の職員が信連又は農中若しくはその子会社に出向して 担当した余裕金運用に係る業務
 - ② 当該農協の職員による信連又は農中若しくはその子会社が実施する余裕金運用に係る研修の受講
- (4) 知事は、特定農業協同組合の承認を行ったときは、速やかに様式・ 参考資料編 様式5-4-1により、経由部局を経由して、農林水産 大臣及び金融庁長官に報告するものとする。
- (5) 知事は、特定農業協同組合が相当程度の期間にわたり承認基準を満たさない状況が続いていると判断したときは、特定農業協同組合の承認を取り消すことができるものとする。

なお、知事は、取消しを行った場合又は特定農業協同組合が合併し、 解散し、若しくは名称変更した場合には、(4)に準じて報告するもの とする。

(6) 知事は、(5)本文の規定により、第2号特定農業協同組合の承認を取り消す場合において、当該農業協同組合が、引き続き、第1号特定農業協同組合の承認基準を満たしていると認めるときは、当該農業協同組合から第1号特定農業協同組合の承認申請があったものとみなして、その承認をすることができるものとする。

なお、知事は、当該承認を行った場合には、速やかに様式・参考資料編様式5-4の2により、経由部局を経由して、農林水産大臣及び金融庁長官に報告するものとする。

(7) 知事は、(5)により、第1号特定農業協同組合又は第2号特定農業協同組

合の承認を取り消した場合には、これらの農業協同組合が承認の取消しの際保有している株式等に係る処分方法を記載した計画の策定に当たり、原則として3年以内に当該株式等を処分するよう指導するものとする。

IX-1-2-2 余裕金の運用限度の承認【組合】

農協法施行令第32条第5項ただし書の規定は、特定農業協同組合に おいて、余裕金の運用目的を拡大したことにかんがみ、同項本文に規定 する規制の下で余裕金を運用することが必ずしも適当でない場合が考 えられることから導入されたものであるが、その適用に当たっては、慎 重に行うものとする。

なお、知事の承認は、当該特定農業協同組合の事業年度ごとに行うものとする。

Ⅳ-2 業務報告書等の提出【信連】

農協法施行規則第202条、第231条及び第232条に基づき報告等があった場合の手続については、次のとおりとする。

IX-2-1 事業計画書及び業務報告書【信連】

- (1) キャッシュ・フロー計算書の作成に当たっての留意事項
 - ① 資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書が対象とする資金の範囲は、貸借対照 表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び 通知預け金とする。

- ② キャッシュ・フロー計算書の表示区分 キャッシュ・フロー計算書には、1会計期間におけるキャッシュ・フローを以下の3つに区分して表示することとする。
 - ア 事業活動によるキャッシュ・フロー

事業損益計算の対象となった取引(貸付け、貯金等の受入等を含む。)の他、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する。

イ 投資活動によるキャッシュ・フロー

固定資産の取得及び売却、有価証券の取得、売却及び償還、金 銭の信託の増加及び減少並びに外部出資の取得及び売却等によ るキャッシュ・フローを記載する。

- ウ 財務活動によるキャッシュ・フロー
 - 出資の増額による収入並びに劣後特約付借入れによる収入及び劣後特約付借入金の返済による支出等の資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載する。
- ③ 利息及び配当金の表示区分 利息及び配当金に係るキャッシュ・フローは、受取利息及び受取

配当金は「資金運用による収入」、支払利息は「資金調達による支出」として「事業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。支払配当金については、支払事業分量配当金は「事業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、支払出資配当金は「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することとする。

その他、キャッシュ・フロー計算書の作成に当たっては、企業会計審議会「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」(平成 10 年 3 月 13 日付け)を適切に斟酌するものとする。

(2) ① 事業計画書

農林水産大臣及び金融庁長官が信連から事業計画書の提出を受けるに当たっては、経由部局を経由の上、提出を受けるものとする。

② 業務報告書及び附属明細書

農林水産大臣及び財務局長が信連から業務報告書及び附属明細書の提出を受けるに当たっては、経由部局(財務局長を除く。) を経由の上、提出を受けるものとする。

IX-2-2 業務及び財産の状況に関する説明書類【信連】

農林水産大臣及び財務局長が信連から業務及び財産の状況に関する 説明書類の提出を受けるに当たっては、経由部局(財務局長を除く。) を経由の上、提出を受けるものとする。

IX-2-3 決算速報及び仮決算速報【信連】

農林水産大臣及び金融庁長官が信連から決算速報及び仮決算速報の 提出を受けるに当たっては、経由部局を経由の上、提出を受けるものと する。

IX-2-4 書類の経由【組合】

 $\mathbb{K}-2-1$ から $\mathbb{K}-2-3$ に規定するほか、行政庁が主務大臣である場合において、認可又は承認に関する申請書その他の書類が経由部局に提出された場合には、経由部局は、事情を調査した上で、農林水産大臣及び金融庁長官に進達するものとする。

Ⅳ-3 信連と農中との合併等

IX-3-1 一部事業譲渡の認可審査に当たっての着眼点【信連・農中】 信連と農中の合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡(以下「合併等」 という。)に当たっては、再編強化法第15条第1項(再編強化法第27 条において準用する場合を含む。)の主務大臣の認可が必要である。以下は、事業の一部譲渡について再編強化法第 15 条第2項各号に掲げる基準に基づき審査を行う時の着眼点を整理したものである。

- ① 事業の一部譲渡の場合においても、信連と農中の機能の重複の解消等により実質的な事業の二段階化による効率化が図られる必要がある。このため、事業の一部譲渡後の信連(以下「暫定信連」という。)の事業について、次の点に留意する必要がある。
 - ア 貸付事業、余裕金運用等の事業は農中に譲渡され、暫定信連に 残る事業は最小限のものとなっているか。この場合、暫定信連に 残る事業としては、為替取引、金銭収納、為替取引・金銭収納等 のための貯金の受入れ、業務代理(会員農協を代表して受託する 場合に限る。)及びこれらに附帯する事業が考えられる。
 - イ 暫定信連は会員農協からの賦課金等により運営されることとなるため、実質的にリスクを伴う事業を行うことは適当ではない。暫定信連が実質的にリスクを伴う事業を行わないこととなっているか。また、受託業務についても、暫定信連が貸倒等の負担を実質的に負わないこととなっているか。
 - ウ 事業の変更に併せて定款についても、必要な変更が行われることとなっているか。
- ② 暫定信連の経営の悪化から会員農協に過剰な負担が及ぶことのないよう、要員計画についても、次の点に留意する必要がある。
 - ア 要員計画が業務内容に見合う適正なものとなっているか。
 - イ 暫定信連は、リスクを吸収する体力が弱いことから、業務代理 事業で行った既債務保証等についても、これが不良債権化しない ように十分管理を行う体制となっているか。
- ③ 暫定信連については、その事業及び機能を早期に会員農協又は農中へ移管して組織二段を完成させ、事業譲渡の効果を会員農協及び組合員に最大限還元させることが求められる。このため、暫定信連が可及的速やか(おおむね5年以内)に整理・解散される計画となっているか確認が必要である。
- ④ 暫定信連に繰越欠損金又は不良債権が残る場合等においては、会員農協からの賦課金等で運営される暫定信連の財務基盤にかんがみ、次の点に留意する必要がある。
 - ア 会員農協が農中の施設を直接利用することによる経済的利益 と暫定信連に対する負担を比較した場合において、経済的利益の 方が大きいか。
 - イ 計画的に繰越欠損金の解消が行われることとなっているか。
 - ウ 将来リスクを吸収でき得る(2次ロスが発生した場合に対応出来得る)よう、不良債権の額に見合う十分な引当金が積まれているか。
- ⑤ 資金供給の面等で地区内の農業者その他利用者の利便に支障を 生じさせないようになっているか留意するものとする。

IX-3-2 農協が農中等に一部事業譲渡(貯金事業は全部事業譲渡)した 場合の定款変更認可に当たっての留意点【組合】

再編強化法第 42 条第 1 項の規定に基づき、農協法第 10 条第 1 項第 3 号の事業を農中等に全部譲渡した農協にあっては、同法第 10 条の規定にかかわらず定款で定めるところにより、同条第 6 項第 8 号の事業を行うことができることとなっており、これらの事業を行うに当たっては、その内容を定款で定める必要がある。

上記の定款の変更に係る認可に当たっては、農中等に事業譲渡した業務の 範囲内であって、以下に想定されるような組合員等利用者にとって必要性が 高く、当該農協において取り扱うことが必須と考えられる業務であることに 留意するものとする。

- (1) 農中等のために行う以下の業務
 - ① 預貯金・定期積金、当座貯金の受入れの代理又は媒介
 - ② 資金の貸付けの代理又は媒介若しくは手形の割引の代理又は媒介
 - ③ 内国為替業務等(農産物販売代金決済業務、資材購入代金の決済、ガス代・電気料金等公共料金の振替、送金、給与・年金等の受入れ、金銭収納事務の取扱い等)
 - ④ 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り、両替
 - ⑤ 国債・投資信託窓販業務(金融商品仲介業として行うものに限る。)
 - ⑥ ①から⑤までの業務に附帯する業務(Ⅲ-4-2参照)
 - (注1) 上記①から⑤までの業務は、主たる組合業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用供与を行う業務以外である場合であることに留意する。
 - (注2) 上記②において、事業の用に供するものの場合は、貯金等又は国債を担保として行うもの及び規格化された貸付商品に限る。
- (2) 銀行法 (昭和 56 年法律第 59 号) 第 2 条第 14 号に規定する銀行代理業を 引き続き同法第 52 条の 36 第 1 項の許可を受けて行う場合にあっては、当 該業務。

IX-4 余裕金運用【組合】

組合における余裕金運用については、経済・金融情勢等についての迅速な情報の把握と的確な判断を要するほか、内部けん制機能が十分発揮されることが不可欠であるので、次により業務執行体制及び内部けん制機能の充実・強化に努めているか。

(1) 余裕金運用規程に基づき、余裕金の種類ごとの運用方針、運用方法、 運用限度額等を定めた年度運用方針を理事会で決定し、これらに沿っ た運用を行うとともに、運用状況について定期的に理事会に報告して いるか。

- (2) 運用担当部署を明確にすることを内容とする職務権限規程等関係 諸規程の制定・整備が図られているか。
- (3) 内部けん制機能を発揮させるための事務処理体制の整備・確立及び内部監査体制の充実が図られているか。
- (4) 信用事業命令第59条の規定に基づき知事により特定農業協同組合として承認を受けた農協の余裕金の運用のうち株式については、次の点に留意したものとなっているか。
 - ア 転換社債券及び新株引受権付社債券の取得に当たっては、(1)に 規定する株式の運用限度に留意しているか。
 - イ 株式を運用対象とする特定金銭信託及び特定金外信託の運用並びに金外信託の終了に伴う株式の取得は、直接取得する株式と合わせて、(1)に規定する株式の運用限度の範囲内となっているか。
- (5) 第2号特定農業協同組合にあっては、特定農業協同組合告示第2条第1項第2号ロに規定する余裕金の運用がより適切に実行できる業務執行体制並びに $\Pi-2-2-1$ 及び $\Pi-2-5-2-1$ に掲げるリスク管理態勢が整備されていることに加えて、余裕金運用による収益に過度に依存することなく、地域における金融仲介機能を継続的に発揮するための持続可能な収益性及び将来にわたる健全性の確保に、より一層取り組む態勢となっているか。

Ⅳ-5 信用事業規程の承認【組合】

組合が信用事業を行うに当たっては、取り扱う事業を定款に記載するための農協法第44条第2項に基づく定款変更認可が必要なほか、農協法第11条第1項の規定により、信用事業規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。この承認を行うに当たっては、事業の適切かつ健全な運営を確保する観点から、

- ・ 自己資本等の財産的基礎が安定しており、かつ、財務内容に問題が ないか、
- 業務執行体制及び内部監査体制が整備されているか、
- 事務処理体制が整備されているか、

に留意するとともに、特に次に掲げる事業については、それぞれ次に定める点を確認するものとする。

(1) 債務の保証及び手形の引受け 手形の引受けについては、併せて外国為替業務を行うことになって いる。 (2) 金銭債権の取得又は譲渡 余裕金運用として金銭債権の取得の実績があるか。

(3) 信託業務

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和18年3月11日) 第1条第1項の規定による認可を受けているか。

IX−6 信託兼営系統金融機関関係

Ⅸ-6-1 議決権の取得制限【共通】

信託兼営系統金融機関が信託財産として議決権を保有することについては、元本の補てんのある信託における議決権の行使権限が系統金融機関側に留保される場合には、農協法又は農中法による規制がなされていることに留意する(農協法第11条の65、第11条の67及び農中法第73条関係)。

Ⅸ-6-2 検査部局との連携【共通】

Ⅲ-1-3に準じるものとする。

IX-7 株式会社日本政策金融公庫資金の取扱いについて【共通】

株式会社日本政策金融公庫資金(以下「公庫資金」という。)に関する費用 徴収の取扱いについて、株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。) が以下の措置を講じることとしたことに十分留意した上で貸付けが行われて いるか。

(1) 委託貸付け及び事務委任貸付け

ア 融資時の借受者への説明

「公庫資金のしおり」により、借入手続きにおいて、債務者として 負担すべき抵当権設定費用等の債権保全費や印紙代を除き、いかなる 名目であっても費用の負担がないことについて、借受者に対する説明 を義務付けることとする。

イ 借用証書一般特約条項への借受者負担費用の明記 借用証書一般特約条項において、借受者が負担すべき費用をすべて 明記し、それ以外の費用負担の必要がないことを明確にする。

(2) 転貸(農業資金に限る)

ア 費用徴収の禁止

事務委任貸付けと転貸の場合の借受者の費用負担の不公平を解消するため、今後の転貸については、既往貸付け分を含め、委託貸付け及び事務委任貸付けと同様の取扱いとし、債務者が支払うべき債権保全関係費用等を除き、いかなる名目であっても転貸組合が転貸先から費用を徴収することを禁止する。

イ 融資時の転貸先への説明

受託金融機関は、「公庫資金のしおり(転貸先用)」を使用して、公 庫資金の借入れに際しては、転貸先が支払うべき債権保全関係費用等 を除き、転貸先から費用を徴収することがないことについて説明を行 うよう、転貸組合を指導する。

ウ 借用証書一般特約条項への転貸先負担費用の明記

転貸子債権の借用証書一般特約事項において、転貸先が負担すべき 費用をすべて明記し、それ以外の費用負担の必要がないことを明確に する。

また、転貸親債権の借用証書一般特約条項において、転貸先が支払うべき債権保全関係費用等を除き、転貸組合が転貸先から費用を徴収しないことを明記する。

エ 転貸組合に対する受託金融機関からの経費の支払い

転貸により受託金融機関の受託事務の負担軽減(公庫に対する保証 責任の軽減等)が図られることから、受託金融機関から転貸組合に対 する経費の支払いを行うことを基本とする旨受託金融機関に対して指 導する。

オ 転貸組合の調査権限確認

貸付先調査の調査対象に、転貸組合の費用徴収状況を加えることとする。そのために、転貸親債権の借用証書一般特約条項の調査対象条項に、転貸事務に伴う費用徴収に関する事務を明記する。